

フランス少年司法の歴史的展開

ハラス, ドリス

<https://hdl.handle.net/2324/4784391>

出版情報 : 九州大学, 2021, 博士 (法学), 課程博士
バージョン :
権利関係 :

フランス少年司法の歴史的展開

Harrass Driss

目次

序章	はじめに	1
第1節	問題の所在	1
第2節	研究の目的と論文の構成	4
第1款	本稿の目的と先行研究	4
第2款	論文の構成	7
第1章	フランスの現代的な少年司法制度の誕生へ	10
第1節	犯罪をめぐる社会科学と「子どもの誕生」を出発点として	11
第1款	ルネサンスから18世紀末にかけて	11
第2款	19世紀	13
(1)	イタリア学派犯罪学について	13
(2)	19世紀における子ども観の二面性	14
(3)	国家教育の定着	16
(4)	犯罪に関するタルドとデュルケームの見解	17
第2節	子どもと犯罪	19
第1款	「弁別能力」への配慮と法的対応の教育的側面の登場	20
第2款	少年専用収容施設としての「刑事コロニー」	22
(1)	国立少年収容施設の失敗	24
(2)	「後援」と「国立刑事コロニー」	25
(3)	フランス第二帝政における少年収容の問題	26
第3款	「フランス第三共和制」における「子ども保護法」の成立	28
第3節	1912年法と少年裁判所の誕生	30
第1款	1912年法の誕生へ	30
(1)	1912年法の成立前における「一般裁判官の自発的な『専門化』」	31
(2)	裁判官の本格的な「専門化」をめぐる考えの登場	32
(3)	「少年裁判所に関する国際会議」と非行少年擁護委員会の影響力	33
第2款	議論の本質について	34
第3款	1912年法の内容について	39
第4節	小括	41

第2章 1912年法の時代	45
第1節 裁判官の実務的な「専門化」の限界	45
第2節 1912年法の適用期間における困難	48
第1款 1912年法の適用に関わる問題	48
第2款 施設、機関、設備に関わる問題	50
第3節 1945年オールドナンスをめぐる予備的な動きについて	51
第1款 浮浪罪をめぐる法律について	52
第2款 「カンパンチ法案」について	53
第3款 「非行少年に関する1942年7月27日法」について	56
(1) 1942年法の目的	56
(2) 1942年法の問題点	59
(3) 子ども保護の世界と矯正局の対立	60
(4) 1942年法の評価	64
第4節 小括	65
第3章 1945年オールドナンスと現代的少年司法制度の基礎	67
第1節 1945年オールドナンスの理念	68
第1款 「少年司法の専門化の原理」について	70
(1) 「少年係裁判官」の設置とその困難	71
(2) 「観護教育局」の設置	74
第2款 「年齢に応じた少年刑事責任の緩和」について	76
第3款 「教育の優先性」について	77
(1) 「教育の優先性」の誕生について	77
(2) 1945年のオールドナンスにおける「教育の優先性」について	79
第2節 福祉的アプローチの強化	81
第1款 フランス福祉国家の発展と少年司法制度のウェルフェアモデル	82
(1) フランス福祉国家の出現と発展	82
(2) 少年司法制度の福祉的側面	84
第2款 非行少年を対象とした「新しい教育」について	86
第3款 1958年のオールドナンス	87
(1) 1958年オールドナンスの立法過程	88
(2) 1958年オールドナンスの内容と適用	94
(3) 1958年のオールドナンスのウェルフェア的な側面	97

第4款	社会内処遇の強化と教育的介入の変化	100
	(1)「観護教育特別機関」の実験と「開放施設(C. O. E.)」の成立	101
	(2)社会内観察の誕生	105
	(3)「経済社会発展計画」と「社会内教育的介入」の強化	110
第5款	福祉的アプローチの転換	115
	(1)子どもの利益	115
	(2)子どもをめぐる対応と議論の両義性	117
第3節	小括	120
第4章	非行少年像の変遷と厳罰化に向けた議論	123
第1節	少年非行の量・質的推移と非行少年像について	123
第1款	戦中及び「栄光の30年間」における少年非行の推移	124
第2款	「栄光の30年間」の後の少年非行の推移について	132
第3款	「栄光の30年間」の終了と非行少年のイメージの転換	140
	(1)社会的危機における犯罪者と非行少年	140
	(2)移民系の非行少年及び「郊外」の少年のイメージについて	142
第2節	2000年代の少年司法改正に向けて	151
第1款	変化のはじまり(1975年-1990年)	151
第2款	福祉的アプローチの正当性の弱体化(1990年-2002年)	153
	(1)1998年6月8日と1999年1月27日の「治安維持評議会」	154
	(2)治安悪化の議論の拡大と少年非行の位置づけ	156
	(3)少年司法制度の「問題点」について(元老院委員会の報告)	157
第3節	小括	160
第5章	少年司法制度と新自由主義の関係	164
第1節	フランスにおける新自由主義	165
第1款	ミシェル・フーコーの「統治性」と新自由主義の関係	167
第2款	新自由主義と福祉国家の対立	169
第3款	政治の「市場化」について	170
第4款	新自由主義化における法律の位置づけ	171
第2節	少年司法制度の新自由主義化の仮説について	174
第1款	問題の所在	176
第2款	分析視角とイデオロギー的指標の設定	179
	(1)帰責対象の逆転	179

(2) 社会防衛の重視	180
(3) 特定されたグループのターゲティング	181
(4) 社会内教育的措置におけるリスクの配慮の拡大	182
(5) 被害者の「再登場」	182
(6) ダイバージョンの見直し	183
(7) (より)効果的な監督的アプローチの定着	184
(8) 手続の管理主義化	185
第3款 法的介入の全体的動向における新自由主義化を示す現象	185
(1) 少年司法の様々なアクター間におけるコミュニケーション再構築	186
(2) 法的介入の短期化	186
(3) 法的対応の地方分権化	187
第3節 小括	188
第6章 2000年代における少年司法の厳罰化	190
第1節 第2次シラク政権下における少年司法改革	190
第1款 社会的・政治的背景.....	190
(1) 2002年大統領選挙	191
(2) 治安問題とナショナリズムを背景とした右傾化の本格化	192
(3) 第2次シラク政権の主な課題	193
(4) 2005年郊外暴動事件	195
(5) ニコラ・サルコジの台頭	197
第2款 司法のための指針と計画に関する2002年9月9日の法律.....	200
(1) 再犯防止政策の開発について	201
(ア) ゼロ・トレランス方針の原則の確立.....	201
(イ) 親の責任化	202
(ウ) 出頭の迅速化	203
(エ) 教育的制裁の導入	204
(2) 再犯者または重大事件を行った少年への対応の強化	207
(ア) 閉鎖型教育施設	207
(イ) 青少年矯正施設	209
(3) 検討	209
第3款 犯罪の進化に司法を適応させるための2004年の法律.....	210
(1) 2004年法の内容	211
(2) 1945年オールドナンスの改正点	214
第4款 児童保護の改正に関する法律と犯罪予防に関する法律.....	217

(1) 児童保護の改正に関する 2007 年法	217
(2) 犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律	221
(3) 検討	227
第 2 節 サルコジ政権下における少年司法改革	228
第 1 款 社会的・政治的背景	228
(1) 2002 年大統領選挙	229
(2) サルコジ政権の主な課題	235
(3) サルコジ政権にける新自由主義と保守主義の関係	237
(ア) 大学の自由と責任に関する法律	237
(イ) 労働、雇用及び購買力に関する 2007 年 8 月 21 日の法律	239
(ウ) 「移民問題」とポピュリズムの関係性	241
第 2 款 成年者及び未成年者の再犯防止強化に関する 2007 年	
8 月 10 日の法律	247
第 3 款 2008 年 12 月 3 日のヴァリナール報告	250
(1) ヴァリナール報告の内容	251
(2) 検討	257
第 4 款 少年軽罪裁判所	261
第 3 節 オランダ政権下における少年司法改革	265
第 1 款 社会的・政治的背景	265
(1) 2012 年大統領選挙	266
(2) オランダ政権の主な課題	269
(ア) 失業の増加と労働・労使対話の近代化・キャリアパス	
の安全化に関する 2016 年法に対する運動	270
(イ) テロ事件の増加	271
(ウ) 政府内の対立	276
第 2 款 クリスチャーヌ・トビラ法務大臣による改正計画の失敗	277
第 3 款 下限刑及び少年軽罪裁判所の廃止	281
(1) 刑の個別化と刑罰の有効性の強化に関する 2014 年 8 月 15 日の法	281
(2) 21 世紀司法の現代化法に関する 2016 年 11 月 18 日の法律	282
第 4 節 小括	284
第 7 章 フランス少年司法の現在：少年刑事司法法典について	286
第 1 節 少年刑事司法法典の立法過程と内容	286
第 1 款 2018 年から 2020 年までの計画及び司法改革に関する 2019 年の法律	287
第 2 款 少年刑事司法法典法律の部を含む 2019 年 9 月 11 日のオルドナンス	290

(1) 立法の流れ	290
(2) 2019年9月11日のオルドナンスの内容	291
(ア) 1945年オルドナンスとの連続性について	293
(イ) 1945年オルドナンスとの断絶性について	298
(ウ) 批判の動き	309
(3) 2019年9月11日のオルドナンスの追認過程	319
(ア) 議会における、2019年オルドナンスの追認法案の第1読会	321
(イ) 元老院における2019年オルドナンスの追認法案の第1読会	332
(ウ) 両院協議会の議論と追認法の採択	344
第2節 少年刑事司法法典の政治的・社会的背景	349
第1款 少年司法全面改正史の振り返り	351
第2款 マクロン政権について	353
(1) エマニュエル・マクロンの政治的台頭	353
(2) 2017年大統領選挙	355
(3) エマニュエル・マクロンの政治的立場	354
(4) マクロン政権の主な課題	357
第3節 少年刑事司法法典の政治的イデオロギー	362
第1款 問題の所在	362
第2款 少年刑事司法法典におけるイデオロギーを分析する際の指標	365
(1) 新自由主義の核心部分にある自己責任化、効率化と競争	366
(ア) 帰責対象の逆転	366
(イ) 被害者の「再登場」	369
(ウ) 法的対応の短期化と手続の管理主義化	370
(エ) 少年司法におけるアクターの位置付けの見直し	372
(2) 新自由主義の周辺の領域にあるリスク管理	374
終章 まとめと日本への示唆	378
第1節 総括	378
第2節 日本への示唆	381
第1款 日仏比較研究のための視座	381
第2款 日本の少年司法と新自由主義を論じた研究	382
第3款 フランスの研究が日本に与える示唆	387
参考文献一覧	389

序章 はじめに

第1節 問題の所在

日本とフランスにおける少年非行の法的扱い、そしてそれをめぐる議論は、1990年代において前例のない転換を迎えた。各々東アジアとヨーロッパ大陸に位置するこれら二つの国の少年非行の現象に関する歴史的・社会的背景は大きく異なっている。それにもかかわらず、両国における少年司法制度に関する議論とそれが引き起こした法改正には共通点があるように思われる。1990年代、両国では少年非行の扱いをめぐる議論が本格化し、2000年代の初めから、第二次世界大戦の直後に制定された少年法の改革が連続して行われた。その対象となったのは、日本では1948年制定の少年法、フランスでは1945年2月2日のオルドナンス(L'ordonnance du 2 février 1945 relative à l'enfance délinquante)¹である。

日本の少年非行現象はフランスのものとは大きく異なっている。また、両国における少年非行に対する法的対応は、類似する理念に基づいてはいるものの、大きく違っている。しかしながら、1990年代に両国で展開した議論の方向性には、多くの類似点がある。

まず、1990年代、日本とフランスでは、少年非行をめぐる問題が一般市民の主要な関心事になった。この議論には政治とマスメディアが強い影響力を与えた。また、両国における議論の結論も類似している。両国では少年司法制度の徹底的な改革の必要性がほぼ同時期に認められ、その必要性が厳罰化と強く結びつけられた。フランスにおいて少年非行に関する世論の動向は、特に2002年の大統領選挙の結果によって象徴されるナショナリズムや保守主義の強化を反映している。それは、「郊外」(banlieue)や移民系の若者の問題に焦点を当てている。日本では少年非行を巡る議論はナショナリズムと関連づけられてはならず、議論の中心にある少年のイメージは、フランスと異

¹ 日本の少年法と異なり、フランス少年司法はこれまで数多くの改正を経てきた。しかし、2000年代に行われた法改正は、厳罰化の性格を持つ点で、フランスの少年司法制度の歴史の中でも大きな転換点であったと言える。

なり、社会的排除を背景にもつ、移民系の若年累犯者ではない。むしろ、日本において少年非行をめぐる議論の中心になっていたのは、犯罪傾向が進んでいないにも関わらず、凶悪犯罪にいきなり及ぶ少年（いわゆる「いきなり型非行」）である。このように、両国の議論の中心にある非行少年のイメージは大きく異なっている。そして、こうした少年非行のイメージだけでなく、両国における少年非行の現象にも大きな相違点が見られる。日本は、国際的に見て、少年非行が最も少ない国の一つである。1990年代においても少年非行が量的・質的に悪化したとは言えない。一方、フランスにおいて、1990年代に注目された少年非行の増加と「凶悪化」は警察の検挙方針や刑事法制の変化により部分的に説明できるものの、少年非行の現象は、少なくとも量的には、日本におけるものよりは大きいと言える。

このように、日仏両国における少年非行の現象は異なる特徴を持っている。それにもかかわらず、1990年代から、日仏の両国は、類似する構造を持つ議論を経て、類似する法改正を同時代的に行った。これらの改正の動きには共通する要素が多くある。まず、学術上、両国における法改正による厳罰化の正当性に疑問が呈されていることである。実際、少年非行の実像を踏まえた両国における少年司法改革の分析は、少年非行をめぐる事実と法改正の内容との間にあるギャップを明らかにしている。これらのギャップは、ポピュリズムの拡大やメディアのセンセーショナリズム、政治家のオポチュニズムによって説明される²。フランスでも日本でも、この間の少年司法改革の正当性が、特に子どもの問題を専門とする研究者によって低く評価され、根拠のない「厳罰化」として厳しく批判されているのは、それゆえのことである。しかしながら、1990年代からの動向の分析という点においてフランスでは、日本では十分に展開されていない分析視角が2000年代初頭から議論の重要な要素となっている。この「新しい分析視角」は、幾人かのフランスの法学者と社会学者により展開されており、イデオロギーの変化を少年司法改革の問題と直接結びつけるものである。フランスの2000年代の少年司法制度改革が持つイデオロギー的な側面の有無に関する仮説をはじめて立てた社会学

² 浜井浩一『実証的刑事政策論』（岩波書店、2011年）を特に参照。

者であるフランシス・バヨーと犯罪学者であるイヴ・カルテュイベルによれば、フランスの少年司法制度は、1980年代から、徐々に強まっている新自由主義のイデオロギーの影響を受けている³。この仮説からすれば、少年非行に対する国家の対応の変化は、とりわけ、連帯主義に基づいた福祉的アプローチから、個人主義、自己責任化又は個人間の競争が重視される新自由主義的なアプローチへの変遷を踏まえて考察されるべきことになる。日本でも、同様の観点からの分析が刑事法研究者である葛野尋之によりなされているものの、その展開はフランスと比較して本格化しておらず、通史的な観点からその意味を浮き彫りにする作業はほとんど行われていない⁴。

すでに述べたように、日本とフランスにおける少年司法改正には共通する要素が少なくないと考えられる。そのため、フランスの議論で重視されているイデオロギーの影響力を分析しているアプローチを日本の議論にまで広げる研究は、新しい学術上の展開につながる可能性を持つ。フランスで指摘されている分析方法を日本の少年法改正に適用し、厳罰化を新たな観点から分析することには、学術的な価値があると考えられる。

本稿は、フランス少年司法の歴史展開を分析することを第一的な目的とする。しかし、同時に、日本の少年法改正をイデオロギー的な観点からの分析し、フランスを始めとする諸外国との国際比較研究を行うための基盤をつくるために、日本における少年司法制度改革の動向を分析するための視座を得ることも、本稿は目的とする。日本における動向の詳細な分析と、仮説のあてはめ、その妥当性の検証については本稿で扱うことはできないものの、本稿では、2000年代に行われた法改正に至るまでのフランスの少年司法の歴史に焦点を当てて分析を行い、そのために必要となる視座の獲得を目指す。フランス少年司法の誕生から、漸次的に進行したその福祉化、そして厳罰化を引き起こした議論の社会的・政治的な背景を分析し、法改正と結び付いていると考えられるイデオロギー的な要素を明らかにする。

³ Francis Bailleau and Yves Cartuyvels (2007), *La justice pénale des mineurs en Europe, entre modèle welfare et inflexions néolibérales*, l'Harmattan.

⁴ 日本の法改正の動きを同様の観点から分析した例外的な論考として、葛野尋之によるものがある(『少年司法の再構築』(日本評論社、2003年)及び『少年司法における参加と修復』(日本評論社、2009年))。

第 2 節 研究の目的と論文の構成

第 1 款 本稿の目的と先行研究

本稿の主な目的と課題になるのは、次の四つである。すなわち、①19世紀から戦後までのフランスの少年司法の歴史的な分析、②戦後から1980年代まで強まった少年司法の福祉的側面の分析、③1980年代から出現した厳罰化の要求の分析、そして④少年司法制度の新自由主義化という仮説の検証である。

フランス少年司法の歴史を通史的に分析するフランス語による代表的な先行研究として、ジャンジャック・イヴォレルとジャック・ブルカンのものがある⁵。しかし、これらの研究は、幅広い問題を取り扱ってはいるものの、少年司法の福祉的側面に着目しておらず、新自由主義との対立を念頭に置いた分析を行ってはいない。本稿は、フランスの少年司法制度の福祉的な側面と新自由主義的な側面の対立に着目して問題を検討し、厳罰化と関係するイデオロギー的な要素の分析を踏まえて通史的な検討を行う点で、これらの研究にはない新規性を持っている。また、この観点から、近時の展開まで分析を加える点にも、新規性を持っている。

本稿で扱う問題には、いくつかの日本語で書かれた先行研究が存在する。①19世紀から戦後までのフランスの少年司法の歴史に関しては、幾つかの翻訳、紹介、検討がある。井上宜裕は、フランス刑事立法研究会での研究活動を通じて、本稿で取り扱ういくつかの法律の日本語訳を行っている⁶。また、

⁵ ジャンジャック・イヴォレルは、フランスの歴史学者である。彼の主な研究対象は、非行少年やそれをめぐる対応の歴史であり、日本語訳で「非行少年の歴史」や「規則違反をしている子ども時代の歴史」を意味する名前を持つ雑誌「*Histoire de l'enfance irrégulière*」の編集長である。また、ジャック・ブルカンは、1998年まで観護養育局の教育士であり、観護教育局の研究部の長を務めた。彼は、観護教育局の歴史に重点を置き、教育や施設の歴史に関する研究を行ってきた。彼らの一連の研究は、書籍の形ではまとめられていない。

⁶ 井上宜裕＝大貝葵「虐待され又は心理的に遺棄された子どもの保護に関する1889年7月24日の法律」法政研究79巻4号（2013年）53 - 64頁、同「子どもに対してなされる暴行、暴力行為、残虐行為及び加害行為の処罰に関する1898年4月19日の法律」法政研究80巻1号（2013年）197 - 204頁、同「少年及び青年のための裁判所並びに監視付自由に関する1912年7月22日の法律」法政研究84巻1号（2017

井上宜裕は、「1810年刑法」(Le code pénal de 1810)から近年までのフランスの少年司法の総合的な研究も行っている。例えば、「非行少年に関する1942年7月27日法」(Loi du 27 juillet 1942 relative à l'enfance délinquante)に着目し、戦前のフランス少年司法の理念の一つである「弁別能力」(notion de discernement)について歴史的な観点からの分析を行っている⁷。

大貝葵も、井上宜裕と共に、フランスの少年司法に直接関係している法律の日本語訳を行っている⁸。「少年裁判所と保護観察に関する1912年法」(Loi du 22 juillet 1912 sur les tribunaux pour enfants et adolescents et sur la liberté surveillée)に規定される教育的措置の対象に関する検討も、行われている⁹。

これらの先行研究の主たる関心は、制度的側面の分析にあったと言える。本稿は、戦前の少年司法についても社会的及び政治的背景を踏まえた分析を行うものであり、これらの先行研究を補う位置を占める。また、当時大きく発展していた社会科学が少年司法に対して与えた影響を仔細に分析する点でも、本稿は先行研究とは異なる特徴を持つ。

②戦後から1980年代まで強まったフランスの少年司法の福祉的側面というテーマに結び付いていると考えられる研究は特に大貝により行われている。大貝は、1945年オルドナンスと1958年オルドナンスの歴史とその理念を分析し、フランスの少年司法制度の「保護性」を「二元構造」の観点から検討し、日本の少年司法との比較研究を行った¹⁰。また、1945年オルドナンスと1958年オルドナンスに規定されている「人格・社会調査」(enquête personnelle et enquête sociale)を検討した際、本稿でいう「少年司法の福祉化」に関わる要素が手続の観点から分析されている¹¹。

年) 157 - 171 頁、同「犯罪少年に関する1945年2月2日のオルドナンス」法政研究 83 卷 1=2 号 (2016 年) 111 - 123 頁。

⁷ 井上宜裕「フランスにおける弁識能力と年齢の関係：犯罪少年に関する1942年7月27日の法律を素材として」九州法学会会報(2017) 9-11 頁。

⁸ 井上=大貝・前掲注(6)。

⁹ 大貝葵「フランス1912年法における教育的措置の対象」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集(下巻)』(成文堂、2016年) 475-492 頁。

¹⁰ 大貝葵「非行少年への多様かつ重疊的な保護の構築の必要性：少年保護の法制度における日仏の二元構造比較による考察」大阪市立大学法学雑誌 58 卷 1 号 (2011 年) 35-143 頁。

¹¹ 大貝葵「フランスにおける人格調査の概要と意義」金沢法学 60 卷 2 号 (2018 年) 159-186 頁。

それに対し、本稿は、著しい経済成長によって特徴づけられる「栄光の 30 年間」(Les trentes glorieuses)という 1945 年から 1975 年までの時期の社会的・イデオロギー的な背景に着目するとともに、その間の少年非行の推移を分析する。その点で、本稿は、先行研究で得られている知見をさらに深める事になる。

③1980 年代から出現した厳罰化の要求という点に関しては、赤池一将、井上宜裕、上野芳久により行われている研究がある。赤池は 1990 年代初頭に行われた議論や法改正の動きに焦点を当てて、被害回復司法などの制度を分析している¹²。井上は、特に「司法のための指針と計画に関する 2002 年 9 月 9 日の法律」(La loi d'orientation et de programmation pour la justice du 9 septembre 2002)を通じて導入された「教育的制裁」(sanctions éducatives)に着目して、最近の法改正の検討を進めている¹³。上野芳久は、フランスの 2002 年大統領選挙・総選挙との関わりで少年犯罪の位置づけを分析し、厳罰化への動きの政治的な背景を検討している¹⁴。

これらの先行研究は、1990 年代初頭から 2000 年代の時期に重点を置いて分析を行っている。それに対し、本稿は、1970 年代末及び 1980 年代から少年司法の福祉的側面を批判する動きが徐々に強まり、新自由主義がそれに影響を与えているという仮説の検討を行う。フランス少年司法の歴史的展開を、その科学的背景を踏まえつつ、通史的に分析することも、本稿の特徴である。その検討は、先行研究で得られている知見に、いくつかの新たな要素を加えることになるであろう。

以上を踏まえ、先行研究と照らし合わせて、本稿の目的を今一度まとめれば、今後の本格的な比較研究を見据えつつ、本稿では、歴史的変遷の社会的・政治的背景に重点を置き、フランスにおける少年司法制度の福祉的な側面の展開とその弱体化の問題を分析、検討する。その際、少年司法制度のイデオ

¹² 赤池一将「フランス少年司法における犯罪被害の補償処分について」『少年法の展望』(現代人文社、2000年) 459-478頁。

¹³ 井上宜裕「少年に対する保護処分の保安処分性：フランスにおける「教育的制裁(sanctions éducatives)」概念を素材として」法政研究 79巻 4号(2013年) 1 - 24頁。

¹⁴ 上野芳久「フランスの大統領選挙・総選挙と少年犯罪対策」比較法制研究 25号(2002年) 93-122頁。

ロギー的な側面に焦点を当て、少年非行の現象と議論におけるそのイメージの分析を行う。そのことで、現在フランスの少年司法が抱えている課題の理解をより深める説明を行うことが可能になる。

第2款 論文の構成

第1章から第3章までは、フランスにおける少年司法制度の誕生から1970年代の終わりまでの時期に光を当て、福祉的アプローチの展開を明らかにすることを主な目的としている。第4章から第7章までは、少年司法の新自由主義化の理論を紹介し、福祉的アプローチの弱体化へのその影響の検討、少年非行の推移と議論におけるそのイメージの分析を行う。そして最後に、それを踏まえて、2000年代の法改正に向けた動きの内容と背景を明らかにする。その際に、第2次シラク政権、サルコジ政権、オランド政権及びマクロン政権により行われた改正の分析を行い、厳罰の本格化を象徴する「司法のための指針と計画に関する2002年9月9日の法律」から、1945年オルドナンスに代わり、2021年9月に発効したフランス少年司法を規定する「少年刑事司法法典」(Code de la justice pénale des mineurs)までの法的動きを検討する。

第1章では、ルネサンス期から、専門化した制度の誕生を意味する1912年法の議論が強まった時期までを対象とする。1900年代に至るまでの期間、非行に及んだ子どもに対する特別な法的対応の必要性を指摘する議論が出現した。まずは、犯罪学をはじめとして、当時大きく発展していた社会科学が20世紀以前における子ども観の在り方の変化に与えた影響に焦点を当てて、子どもの保護と少年司法の専門化をめぐる議論を分析する。その際に、当时に存在していた手続、非行少年向けの矯正施設の制度を概観し、1912年法による少年裁判所の誕生を引き起こした慈善的な篤志家の運動と外国からの影響を検討する。

第2章では、1912年法が成立してから1945年までの期間につき分析を加える。まず、1912年法がどのように適用されたか、当時の少年司法の専門性の程度が地域によってどのように異なっていたかを確認し、専門機関としての少年裁判所の限界を明らかにする。次に、本稿において「1945年オルドナ

ンスをめぐる予備的な動き」と呼ぶ 1910 年代から 40 年代半ばまでに行われた議論に目を向ける。その際に、従来非行少年として扱われていた浮浪少年が、1921 年法及び 1935 年法によりどのようにして「危険にさらされる子ども」として見なされるようになったかを分析する。その後、1945 年オルドナンスの中心的な地位を占める要素をすでに規定していたカンパンチ法案と 1942 年法について論じるまた、戦後のフランスの少年司法制度の方向性に強い影響を与えた戦中の社会的、政治的な背景を検討する。

第 3 章では、戦争の終結により特徴付けられる 1945 年オルドナンス公布の背景にある社会的・政治的事情を確認した上で、現代フランスの新しい少年司法制度に着目し、その主たる理念、少年係裁判官の制度化の問題、そして著しい経済成長により可能となった少年に対する法的対応の福祉化について論じる。その際に、少年係裁判官の二重の役割を出現させた 1958 年オルドナンスや、観護教育局の予算の増加、「社会内教育的介入」の誕生と発展に分析を加える。

第 4 章では、戦後から 2010 年代までのフランスにおける少年非行の推移とともに、非行少年への法的対応の福祉的側面の弱体化が見られる 1980 年代初期から 1990 年代末にかけて行われた議論、そして法改正についての分析を行う。少年非行の現象の分析にあたっては、警察と裁判所のデータ、そしてこれらのデータの社会的、政治的背景を確認する。社会学者のロラン・ムキエリーの研究の紹介を通して、政治やマスメディアにおいて大きく扱われている「郊外に住む移民系の若者」のイメージを検討する。2000 年代以前における少年司法制度の福祉的側面の弱体化について、当時の社会的、政治的背景を念頭に置いて、「起訴手続代替措置」(alternatives aux poursuites) の導入につながった改革、そしてこれらの措置と新自由主義を結びつけていると考えられる要素の分析を行う。その後、1990 年代後半に重点を置き、2002 年法をはじめとして 2000 年代に成立した少年司法の厳罰化改正を引き起こした議論の変化を明らかにする。

第 5 章では、フーコーにより提案がなされた新自由主義の定義、そして強力な経済成長期の終盤以降に起こったフランス少年司法のイデオロギー的転換に関する仮説につき、紹介と検討を行う。フーコーが導入した「新自由

主義的な統治性」の概念を分析した後、1970年代末から拡大した新自由主義と少年司法の厳罰化を強く結びつけているフランシス・バヨールとイヴ・カルテュイベルの理論について論じる。

第6章において、第2次シラク政権とサルコジ政権における少年司法の厳罰化改正の動きの始まりを象徴する2002年の改革について簡単に述べる。その際、フランシス・バヨールとイヴ・カルテュイベルにより検討された厳罰化改正と新自由主義の関係をめぐる仮説を考慮に入れて、この法律により導入された措置の分析を行う。続けて、少年司法の福祉的機能の復活を目的としたオランダ政権の「少年司法全面改正計画」に焦点をあて、それが挫折した原因について論じる。その際に、移民問題の重視とフランス社会の右傾化が背景となったことを明らかにする。

最後に、第7章において、少年司法の全面改正である少年刑事司法法典の立法過程と内容の分析を行う。立法方法の問題性を明らかにした上で、1945年オールドナンスと少年計司法法典の間にある連続性と断絶性を検討し、現在フランスにおける少年司法の課題を、イデオロギーの観点から考察する。

第1章 フランスの現代的な少年司法制度の誕生へ

本稿の前半の主な目的は、フランスの少年司法制度の福祉的発展を分析することにある。本稿の後半における厳罰化改正のイデオロギー分析を念頭に置き、新自由主義の影響と対立すると考えられる、フランス少年司法における福祉的側面をここでは明らかにする。そのために、歴史的考察を行い、直接・間接にフランスの現代的法制の出現を可能にした動きについて説明を行う。ヨーロッパでの犯罪学の誕生とその定着に加えて、子ども観の変化は専門性のある少年司法の創設の主な推進力であったと考えられる。ここでは、その事実に基づき、子ども観の変化に焦点を合わせ、フランスの少年司法制度のウェルフェア的発展を分析する。「子ども期」の特殊性を立法化した思想的背景は何であろうか。又は、これらの立法化に関係する歴史的なアクターは誰であろうか。これらの疑問を明らかにすることが本稿前半部分における検討の目的である。

子どもを対象とした特別な対応が存在したことを証明する要素はすでにローマ法にあった。しかし、本研究は、分析の出発点をルネサンスとする。成人向けのものとは異なった対応の実現から、「栄光の30年間」(les trentes glorieuses)の時代における少年司法の福祉化までの歴史的変遷における社会的及び政治的背景、その中で子ども観の在り方などを踏まえて、法改正の動きを分析することが本稿の前半の中心的課題となる。

全ての社会にはルールが存在している。これらのルールは法律に定められている。その中でも刑法は犯罪とそれに対する国家的対応を定めている。時を経るにつれ、これらの犯罪の種類が増えると同時に、罪を犯した者の区別も行われるようになった。「犯罪者」が犯した罪によって区別されることは、もちろんあった。しかし、罪による区別の他に、罪を犯した者の特徴に基づいた区別も徐々に行われるようになった。「犯罪」や「罪を犯した者」が区別されるにつれて、国家の法的対応である制裁も多様化するようになった。罪質の他に、罪を犯した者の特徴を考慮した国家的対応の多様化も進んだ。この区別が少年司法制度の誕生とその専門性の発展につながった。

歴史的にみれば、制裁というのは、責任などを考慮して罪を犯した者を罰

する手段である。しかしながら、制裁には見せしめといった役割も担わされてきた。そのことから、制裁は残酷さや恣意性のある国家的対応であることが指摘されてきた。そのため、制裁の残酷さや恣意性は、18世紀の後半から問題にされ、その改善をめぐる数多くの議論が行われてきた。その際、過酷な制裁に見合う責任が問題とされる。長い間、罪を犯した者だけが責任を負うべきものとされたが、社会全体にも「責任」があるといった考え方が生まれ、社会的政策によって犯罪を総合的に予防する考えがヨーロッパで発展した。罪を犯した者を罰するよりも、その「社会復帰」といった目的を果たすことに、刑罰制度の基礎が置かれるようになった。

しかしながら、こうした事柄を基礎にした司法制度が明確な形で実現したのは19世紀末である。現代的な意味での刑務所の出現と同時に、罪を犯した少年を対象とした新たな規則が設けられ始めた。社会を非行少年から守る必要性はそれまでにも認められていたが、この時期、これらの少年達を「子ども」として守らなければならないという考え方が広がり始めた。

ここでは、フランスにおける現代的少年司法制度が誕生に至るまでの過程やその後の主な転換要素を分析し、少年司法の歴史、理念や変化を検討する。

第1節 犯罪をめぐる社会科学と「子どもの誕生」を出発点として

第1款 ルネサンスから18世紀末にかけて

ルネサンスは犯罪をめぐる科学の転換期に当たると同時に、ヨーロッパにおける子ども観が大きく変わった時期でもあった。一方で、犯罪には社会的要因が存在することが主張され、特に貧しい人が社会的困難を抱えていることが指摘されていた。犯罪者が「社会的病人」として解釈され、その「治癒」が法的対応の一つの目的となったのは啓蒙時代だったが、すでに16世紀にはその考え方に近い要素が存在していた¹⁵。他方、歴史家であるアリエスが

¹⁵ Stephan Hurwitz and Karl O. Christiansen (1983), *Criminology*, London, Fairleigh Dickinson University Press, p.148.

『〈子供〉の誕生 アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』¹⁶(*L'enfant et la vie familiale sous l'ancien régime*)で描いたように、同じ時代に子どもの地位も大きく変わっていた¹⁷。例えば、芸術の分野においては、15世紀から、子どもが少しずつ大人と同じ存在(=「小さな大人」)としてではなく、大人と異なる存在として作品に出現するようになった。日常生活の場面では子どもがますます注目の的となった。婚姻年齢や就業年齢はまだ低かったものの、現代定義される「子ども」期と近いものであった。聖職者以外の者に管理されている機関が捨て子の世話をすることとなったことも、その子ども観の変化を意味していた。

18世紀においては、犯罪をめぐる研究が、同時代の考え方を象徴する「ヒューマニズム」や「功利主義」の影響を受け、上記の犯罪や犯罪者の解釈をさらに発展させた。1764年に、イタリア人の学者であるチェーザレ・ベッカリーアの主著である『犯罪と刑罰』(*Dei delitti e delle pene*)が発行された。著者は刑の残酷さや恣意性を緩和する新しい刑事制度の必要性について述べ、拷問と死刑への反対論を主張した。子どもの教育が重視され始めたこの時代において、ベッカリーアはその教育を犯罪防止の手段として新しい制度の中心に置くべきことを説いた¹⁸。

18世紀後半から、イギリス人学者のジェレミー・ベンサムは、『民事及び刑事立法論』(*Traité de législation civile et pénale*)において、犯罪者に関する新しい分析を試みた。「現代功利主義」の創始者と呼ばれているベンサムは、社会防衛のために、犯罪者を社会の「結果」として説明した。これらの学者の研究によって、犯罪と社会的構造との関連性や、犯罪予防における教育の役割に関する理念が普及して、犯罪をめぐる「新しい」社会科学の基礎がつけられた。「罪を犯した者」の特徴とその社会的地位を考慮したこれらの考え

¹⁶ Philippe Aries (1960), *L'enfant et la vie familiale sous l'ancien régime*, Plon, Paris. 日本語訳として、フィリップ・アリエス、杉山光信＝杉山恵美子(訳)『〈子供〉の誕生―アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』(みすず書房、1980年)。

¹⁷ François Lebrun (1986), *La place de l'enfant dans la société française depuis le XVIIe siècle. Communications, 44, Dénatalité : l'antériorité française, 1800-1914.* Seuil, Paris, 247-257, p. 247.

¹⁸ Frank P. Williams III and Marilyn D. McShan (2015), *Criminology Theory: Selected Classic Readings*, Routledge, London, p. 21.

方の誕生とその発展は歴史的に画期をなすものであった。この転換がヨーロッパにおける少年司法制度の成立に間接的に影響を与えた。

この時代における子ども観には、「教育」の概念が新たな重要性を持ったという特徴がある¹⁹。ジャン＝ジャック・ルソーは子どもに関して、「生まれた時の子どもは純粋な者であるが、社会により墮落される危険性が非常に高い」と述べ、それを避けるためには教育しかないことを主張した。『エミール』(*Emile ou de l'éducation*)において、ルソーは子どもに与えるべきその教育の在り方を説明し、子ども期を児童期と青年期に分けて、それぞれの時期に合う「教育」を検討した。それまで、教育は大人が対象とするものであったが、ここで子どもがその対象とされたのである。教育の対象としての新たな子どもの観念が登場したことになる。

第2款 19世紀

こうして、18世紀には、子どもを教育の対象とする考え方が定着しようとしていた。同時に、罪を犯す過程における環境の影響、そして犯罪予防における教育の重要性が論じられ始めた。それにもかかわらず、19世紀における理論の多くは人格や人種などに基づいて犯罪を分析していた。

(1) イタリア学派犯罪学について

1876年に、イタリア学派犯罪学の父と呼ばれるチェーザレ・ロンブローゾが『犯罪人論』(*L'uomo delinquente*)を通じて、「生まれながらの犯罪者(生来的犯罪人)」の理論を展開した。ロンブローゾは、ある者を犯罪者とする要素は人の資質にあると主張し、犯罪に生物学的な理由があることを主張した。ダーウィンの進化論に影響を受けたその理論に基づき、医学者によるものをはじめとして研究が進められたものの、1880年代に入るとこのアプローチは批

¹⁹ Dominique Julia (1998), *L'enfance entre absolutisme et lumières*, in Egle Bechhi and Dominique Julia, *Histoire de l'enfance en Occident, volume 2 : Du XVIIIème siècle à nos jours*, Seuil, Paris, 7-121, p. 48.

判の対象となった。とりわけフランスでは統計などを用いた犯罪をめぐる新しい分析により、犯罪行為に関わる社会的な要因が「発見」された。

ロンブローゾとならび、エンリコ・フェリもイタリア学派犯罪学の創業者として認められている。彼は「犯罪社会学」という学問を誕生させた。これは従来の主な思想の転換を意味したが、生物学的な決定論の影響を完全に否定したわけではなかった。著書『犯罪社会学』において、フェリは犯罪行為の要素を分類し、人体内の資質的要素（身体的反応傾向や精神的反応傾向など）、人体外の要素（気候や土壌の質など）と社会的環境の要素（人口密度、社会構造やアルコール依存症の有病率など）という三つに分けた。フェリによれば、これらの要因は直接の因果関係によって犯罪発生と結びつけられる。フェリは犯罪行為の要因だけでなく、犯罪者の分類²⁰も行い、その法的対応の「適切な」在り方について述べた。

（２） 19世紀における子ども観の二面性

19世紀に入ると人口増加に伴い、子どもが増えた。そのことで、子どもがより重視されるようになった²¹。ヨーロッパ各地において、子どもに関する新たな観念が普及した。ルソーによる新たな子ども観が導入されたフランスでは、より現代的な子ども観の定着にかかわる議論が進められていた。

「自然と文化」、又は「個人と社会」に関わる新たな課題に直面するために新しく教育学がうまれた。そこでは、「子ども」という観念が大きな役割を果たした。ジャン・イタルが、『アヴェロンの野生児』(*Mémoire et Rapport sur Victor de l'Aveyron*)において、「野生の少年」ビクトル²²を対象とした研究を紹介した。この研究が多くの研究者の注目を集め、ビクトルの考察を基礎として「子ども期」に関わる新しい理論が登場した。その結果、社会性の

²⁰ 生来性犯罪者、無期の隔離、精神障害犯罪者、激情犯罪者、機会犯罪者と慣習犯罪者というのが、その分類である。

²¹ Egle Beccchi (1998), *Le XIXème siècle*, in Egle Bechhi and Dominique Julia, *Histoire de l'enfance en Occident, volume 2 : Du XVIIIème siècle à nos jours*, Seuil, Paris, 157-439, p. 157.

²² 1799年、12歳の時にアヴェロン県で発見された子どものことである。

発達に関わる新たな説明が導入された²³。

それを契機として、医師による研究とともに、哲学の分野においても、「子ども」が大きく扱われるようになった。空想的社会主義者²⁴であったフランソワ・フーリエは『四運動の理論』(*La théorie des quatre mouvements*)や『ソシエテールな産業的新世界』(*Nouveau monde industriel et sociétaire*)などにおいて、新しい社会を創る過程における「子ども」の重要性について論じた²⁵。これと同じ時代に、イギリス人のロバート・オーウェンも「子ども」に関する考察を繰り返し、理想的な社会は子どもに基づくべきことを主張した²⁶。つまり、19世紀前半において、「子ども」が社会科学の対象となっただけでなく、空想的社会主義者の研究を通じ、哲学の主な対象ともなっていた。

この時代、家庭において子どもがより重視されるべき存在と見なされると同時に、公共圏でも注目を集めるようになった。当初は、慈善的な篤志家が自発的に子ども向けの施設を設けたが、徐々に国も、生産力・人口・軍事という関心から、子どもを対象とした政策をとるようになり、子ども向けの「国立機関」を増設した²⁷。しかしながら、19世紀は様々な分野において急速に進歩が進んだ時代であり、子どもに関する「格差」が少なくなかった。19世紀末における子どもの地位と生活の在り方は、「フランス復古王政」(*Restauration française*)の時代と大きく異なり、子どもに関係する矛盾の多い時代であった²⁸。一方で、子どもに対する関心が高まったが、他方で、マルサス主義思想の拡大、高い乳児死亡率や児童労働などによって、一般的に子どもの社会的立場が依然として弱く、大人と子どもの関係は非対称なもので

²³ Yves Jeanne (2007), Jean marc gaspard Itard, l'aube de la modernité in *Reliance 2007/3 n°25*, Eres, Paris, 129-134, p. 130.

²⁴ 空想的社会主義又はユートピア社会主義とは、近代的な社会主義の思想の最も始まりに位置する思想を指す言葉である。

²⁵ 例えば、『四運動の理論』において、貧困問題などを解決し、社会を再構築するために、女性と子どもの社会的地位を考え直す必要があることを主張した。子どもについては、大人に対する従順さを特に批判した。

²⁶ Peter Gordon (1994), Robert Owen in, *Prospects: the quarterly review of education*, UNESCO: International Bureau of Education, vol. 24, no. 1/2, Paris, 279-296, p. 280.

²⁷ André Armengaud (1973), L'attitude de la société à l'égard de l'enfant au XIXe siècle, in *Annales de démographie historique, Enfant et Sociétés*, Mouton, Paris, 303-312, p. 309.

²⁸ Becchi (1998), supra note 21 at p. 157.

あった。19世紀末には、各分野において新たな子ども観が出現したことに伴い、子どもがイデオロギーの面で重要な要素となった。これまで国民の「教育」をコントロールしていたカトリック教会と世俗主義をとった国家が対立関係にあったと同時に、社会の近代化をめざしていた自由主義者と保守主義者も対立していた。当時、社会的・政治的に「子ども期」又は、「子どもの地位」に関わる課題について激しい議論が引き起こされており、知識人の考えと産業界の思惑の不一致が当時の子ども観の二面性をもたらしたと考えられる。つまり、守られるべき、関心の的であった「子ども」と産業界などにおいて依然として小さい大人として見なされていた「子ども」が対立していた。

(3) 国家教育の定着

18世紀、子どもは教育の対象となり始めたが、教育の制度化が見られたのは19世紀であった。1833年に「ギゾー法」の成立により、国家による最初の公教育が定められた。人口500人以上の各市町村に初等学校の開設が義務付けられた。1848年憲法の成立により、教育を受けることが義務化された上で、その無償化が決定された。しかしながら、教育に関わる点を含め、当時に行われた社会主義的な政策がブルジョワジーと聖職者の強い反対を引き起こした。これらの二つのグループが協力した結果、1850年に「ファルー法」(Loi Falloux)が成立した。これにより「教育の自由」²⁹が改めて確立し、宗教的教育と国家による公教育との間で対立関係が生じた。1870年において、フランスが「普仏戦争」に負けた理由の一つとして教育機関の欠点があげられ、「フランス第三共和政」(Troisième)をきっかけに「フェリー法」(Lois Ferry)が1880年から1883年にかけて制定された³⁰。これらの法律によって、世俗主義に基づく国家的な義務教育が制度化した。その適用により、学校で提供される教育がフランス語で行われ、フランス各地において同一の言語の使用

²⁹ ここでいう「教育の自由」というのは、義務教育を行うため設立された学校に通わせない自由を意味している。

³⁰ Becchi (1998), *supra* note 21 at p. 182.

が普及した。地域言語（ブルトン語、オーヴェルニュ語、オック語、アラビア語、ベルベル語³¹など）で行われる教育が禁じられるようになった。世俗主義をとり無償にもなった義務教育は徴兵制度と同様に、社会の国家化、フランスの国民国家を強化するために重要な要素であった。つまり、子ども観と密接に関係している教育概念がフランスの近代化に大きく関わった。

（４） 犯罪に関するタルドとデュルケームの見解

以上の通り、19世紀末は教育の発展を通じて子ども観が大きく転換した時期である。この文脈において、犯罪をめぐる社会科学も大きな変化に向かっていった。現代的な犯罪社会学の発展に大きく影響を及ぼした犯罪学の新しい学派が、ガブリエル・タルドやエミール・デュルケームなどの研究によってフランスにおいて誕生した。タルドが『刑事哲学』(*La philosophie pénale*)において紹介した責任論は現在も犯罪学の分野において研究されている。この書を通じて、タルドは、決定論に基づいたロンブローゾのイタリア学派犯罪学によって普及した理論と対立した。タルドからすれば、犯罪行為に生物学的な要因があると主張したロンブローゾらの考えを認めた場合、すべての犯罪者には体質に関わる異常を認めざるを得ないはずである。つまり、タルドによれば、ロンブローゾの理論では、犯罪をした者に責任³²を負わせることが困難となってしまう³³。タルドは行為の犯罪的な性格の有無が時代や国によるとし、「犯罪」の定義には強い普遍性がないことも主張した。その普遍性の低さに基づいて、「生まれながらの犯罪者」は存在するという考えを攻撃し、その代わりに社会学的又は心理学的な犯罪原因に関する理論をさらに発展させた。加えて、統計を通じて、彼は「犯罪の一定性」を実証した³⁴。その分析によって、タルドは犯罪行為に関わる「自由意思」に疑問を呈した。ベッ

³¹ 1830年からアルジェリアがフランス領に入っていたため、アルジェリアにおいてアラビア語とベルベル語が主に話されていた。

³² ここでいう責任は道徳的責任を指す。つまり、タルドからすれば、ロンブローゾの理論で描かれている犯罪人は、犯罪行為に対するその無責任のため、それに対する法的対応は保安処分のみであるはずであった。

³³ Gabriel Tarde (1890), *La philosophie pénale*, Éditions A. Maloine, p. 61.

³⁴ タルドは、法務省統計局長の職に長くあった。

キャリアなどの古典学派によって導入された「自由意思」に対して、タルドは「個人的アイデンティティ」(identité personnelle)と「社会的同一性」(similitude sociale)といった概念に基づく「道義的責任」³⁵を措定した。つまり、タルドはイタリア学派犯罪学の「生まれながらの犯罪者」を批判しながら、古典学派のような「自由意思」を前提とする立場からは距離を置いていた。タルドはその代わりに、犯罪発生 of 社会的要因として模倣現象に着目し、社会構造を個人のレベルから考察していた。

社会を個人の集合と見るタルドの理論に対して、デュルケームは「社会」を「個人」と対立させ、「社会的事実」³⁶ (fait social)を「個人」から独立させて理解した。社会の在り方をめぐるこれらの新しい理論を立てたデュルケームは、当時こそ多くの批判を招いたものの現在は「フランスの現代的な社会学」の創始者といわれている。彼は『社会学的方法の規準』³⁷ (*Les règles de la méthode sociologique*) や『自殺論』³⁸ (*Le suicide*) を通じて、犯罪に関するいくつかの理論を立てた。『社会学的方法の規準』において導入した「分析規準」に基づき、デュルケームは犯罪を「通常の社会的現象」として説明した。それは、「特定のグループにおける犯罪発生率は一定であること」が犯罪を社会の健全な作用であることを証明しているとする。デュルケームは「ある現象におけるその『正常性』は本現象の『一般性』による」と主張し、「犯罪が存在していない社会は存在しない」と説明し、「犯罪が必要不可欠であると言わなければならない」といった新しい考え方を生み出した。言い換えれば、社会現象のすべては、偶然ではなく、社会の「発展」に伴うものである。

³⁵ Hélène L'Heuillet (2005), La question de la responsabilité chez Gabriel Tarde, in *Champ pénal/ Penal field, XXXIVe Congrès français de criminologie, Les criminologiques de Tarde* (Online).

URL : <http://journals.openedition.org/champpenal/291> ; DOI : 10.4000/champpenal.291 (consulté le 15 décembre 2021)

³⁶ Jean-Daniel Boyer (2016), La sociologie d'Émile Durkheim, in *Revue des sciences sociales*, 56, 118-125, p. 120.

³⁷ Émile Durkheim(1895), *Les règles de la méthode sociologique (1894)*, Payot. 日本語訳として、エミール・デュルケーム、宮島喬 (訳) 『社会学的方法の規準』(岩波書店、1976年)、エミール・デュルケーム、菊谷和宏 (訳) 『社会学的方法の規準』(講談社、2018年)。

³⁸ Émile Durkheim(1897), *Le Suicide. Étude de sociologie (1897)*, Payot. 日本語訳として、エミール・デュルケーム、宮島喬 (訳) 『自殺論』(中央公論新社、1985年)。

つまり、デュルケームにとって、犯罪は「集合意識」の表れとしての「道義観念」による社会現象に過ぎない。その「道義観念」が経済的・社会的変化によるものだと述べたデュルケームは、犯罪、そして犯罪者の社会的地位を変えようとした。彼にとって、犯罪をした者は社会の敵ではなく、普通の社会生活者である。デュルケームの理論は犯罪の「社会的通常性」のみではなく、アノミーと犯罪の関わりをも分析をした。デュルケームは、自殺の社会的原因を探る際に、工業化や資本主義の強化による「欲望の過度の肥大化」と「社会規範の弛緩」の関係を明らかにし、アノミーを非行の社会的要因の一つとして説明した³⁹。

第2節 子どもと犯罪

第1節において、犯罪をめぐる社会科学と子ども観に関する変化を紹介した。上述したように、犯罪と刑罰に関わる考え方も、「子ども」という広い分野に関わる概念も、時代とともに大きく変わる。20世紀に入り、これら二つの交錯点に位置する問題である「非行少年」に関する見方も必然的に変化した。それは1912年にフランスにおける現代的少年司法制度の誕生へと結実した。しかしながら、その誕生に至るまでの間、言い換えれば、「犯罪学」と「子ども観」が発展を見せる間、犯罪をした子どもを対象とした法的対応も特徴のある展開を見せた。

専門性の高い少年司法制度が比較的最近にできたにもかかわらず、法の枠内において大人と子どもを「違うもの」として扱う歴史は長い。現代のフランス少年司法制度の出発点は刑事法にある。刑事法の変遷において、「子どもの扱い方」は三つの理念に分けられる。すなわち、「弁別能力」(le discernement)、「刑の緩和」(l'atténuation de peine)と「再教育可能性」(les possibilités de rééducation)である。その三つの理念の出現とその発展は刑事法の枠内における子どもの扱い方に大きく影響を与えた。

³⁹ Boyer (2016) *supra* note 36 at p. 122.

第1款 「弁別能力」への配慮と法的対応の教育的側面の登場

アンシャン・レジームに入るまで、フランスにおいては、子どもは「小さな大人」と考えられていた。犯罪をした子どもに対する法的対応は大人と異なったものではなく、「緩和された」一般刑事法が適用され、7歳以上の子どもには刑事責任能力が認められていた。12歳未満の子どもには原則的に緩和された刑が科された。しかしながら、その適用が必要的ではなかった⁴⁰。1670年刑事訴訟法令(Ordonnance criminelle de 1670)によって起訴や裁判の在り方が規制されていたが、1791年刑法(Code pénal de 1791)が成立するまでに刑の選択は裁判官の裁量であり、対象者の社会的階級などによって量刑が大きく変わっていた。君主制への攻撃が懸念されていた18世紀においては支配者からの抑圧が激しく、フランス革命までは刑務所の状態は劣悪であった。犯罪類型や行為者の性別・年齢を区別することなく、被疑者、被告人と受刑者が同じところで収容されていた。当時妥当していた法によって社会秩序を乱す危険性のある者(精神障害者、娼婦、浮浪少年や非行少年)の収容所としてホスピスが用いられていた。このホスピスで、理論上認められていなかったにもかかわらず、実務上は財源の不足などを理由として、子どもと大人は、区別されずに、収容されることが少なくなかった⁴¹。

18世紀末まで、子どもを対象とした「刑の緩和」(atténuation de peine)は理論上の原理に過ぎず、その制度化が実務上で実現していたと言いがたい。しかしながら、「1791年刑法」(Code pénal de 1791)の成立によって、「少年司法の適用年齢」⁴²(majorité pénale)が16歳に定められると同時に「弁別能力」

⁴⁰ François Touret De Coucy (2005), *Enfance délinquante*, Répertoire pénal Dalloz, Paris, p. 12.

⁴¹ Jacques Bourquin (2012), *La difficile émergence de la notion d'éducabilité du mineur délinquant*, Criminocorpus Juvenile Justice (Online), §1.
URL: <http://journals.openedition.org/criminocorpus/1938> (consulté le 20 décembre 2021)

⁴² 実際、当時専門化した少年司法は存在していなかったため、少年司法の適用年齢という日本語訳は正確ではないと考えられる。当時でいう「majorité pénale」は「刑の緩和が適用される年齢」と訳す方が正確であるものの、本稿の後の部分において「少年司法の適用年齢」という概念を用いるため、ここでも、その訳語を用いることとする。この言葉は、「刑事成人年齢」との訳語をあてることも可能であると考えられる。

43 (discernement)の概念が導入され、罪を犯した少年の法的地位が大きく変わった。「1810年刑法」(Code pénal de 1810)における子どもの扱いに関する規定の中では、これらの二点がさらに重視され、「更生」(correction)と「再教育」(rééducation)という概念が子どもをめぐる重要なキーワードとして定着し始めた。つまり、これらの二つの法律を通して、刑事責任能力が弁別能力の有無によるものとなり、応報の他に「教育的な側面」のある法的対応が少しずつ導入された⁴⁴。裁判官の裁量により、子どもである行為者に「弁別能力」があると認められた場合は「緩和された刑」が言い渡され、その執行が「懲治場」(maison de correction)で行われた。そうでない場合は、子どもが無罪とされ、「教育的措置」(mesure éducative)の対象となっていた。ここでは、子どもが家族へ引き渡されるか、懲治場で最長で20歳になるまで収容されるように規定されていた⁴⁵。弁別能力の有無が認められるときと違い、その措置は刑ではなく、「再教育」を目的とした法的対応として説明されていた。しかしながら、1810年には少年収容施設としての専門的な懲治場が依然として存在しなかったため、教育的措置を言い渡された少年の大多数や「刑罰として『懲治場送致』の対象となった少年」⁴⁶は成人向けの刑務所で収容されていた。1810年刑法において、子どもを対象とした、成人とは異なる裁判制度が設けられていなかった。子どもは犯罪類型によって、成人と同様に、「違警罪裁判所」(Tribunal simple de police)、「軽罪裁判所」(Tribunal correctionnel)又は「重罪院」(Cour d'assises)に送られていた⁴⁷。

ナポレオン戦争中に徴集兵となっていた若者の帰還が近づくにつれて、少年による非行の増加が懸念され、これらの課題が益々注目を浴びようになり、1814年にラロシュフーコー＝リアンクルの試みにより、「フランス復古王政」(Restauration)の間に最初の「刑務所内少年区」(quartiers pour mineurs)ができた⁴⁸。しかしながら、これらの「少年区」の設置は小規模の実験に過ぎ

⁴³ フランス法では、当時、弁別能力とは、行為者が行った行為に対して、その行為が良いか悪いか、罰の対象となるかどうかを判断するための能力を指す。

⁴⁴ Josianne Bigot (2011), *L'enfant et la justice*, Lavoisier, Paris, p. 346.

⁴⁵ Bourquin (2012), supra note 41 at §11 (Online).

⁴⁶ 弁別能力があると判断された少年を指す。

⁴⁷ Bourquin (2012), supra note 41 at §11 (Online).

⁴⁸ 主にクレアヴォー刑務所 (la prison de Clairvaux) といくつかの大規模な刑務所 (ス

なかった⁴⁹。このようにして、「王立刑務所協会」⁵⁰ (*Société royale des prisons*) が成立した 1819 年と「7 月王政」⁵¹ (*Gouvernement de juillet*) が成立するまでの間は、刑務所をめぐる議論が多く行われるようになったものの、具体的な成果は生まれなかった。

第 2 款 少年専用収容施設としての「刑事コロニー」

7 月王政 (*Gouvernement de juillet*) に入った後、非行少年をめぐる議論はさらに大きくなった。しかし實際上、各処分の区別は曖昧であった。例えば、弁別能力の有無が判断された後の扱いは依然として不明確であった。弁別能力の有無が裁判の際に論じられるようになったにもかかわらず、その後の法的対応が実務上変わらなかったことが問題であった⁵²。1832 年に、「(フランス) 矯正局」(*Administration pénitentiaire*) の長であったアルゴ伯爵は弁別能力がないものとされ、収容措置の対象となった子どもについて、官選県知事 (*préfets*) に通達 (*circulaire*) を出した。その通達において、アルゴ伯爵は、1810 年刑法の 66 条で規定された子ども (弁別能力がないと判断された子ども) について次のように述べた。「(家族の元に帰られない) 子どもを、捨て子のように扱い、その再教育のために農家に預けなければならぬ (…)」。アルゴ伯爵にとっては、これらの子どもは「刑法の対象」から外されるべきで

トラスブル (1824)、ルーアン (1826)、ブザンソン、パリ (1831)、リヨン (1833)、トゥールーズ (1835) とカルカソンヌ (1836) において、「少年区」がつくられたが、その機能は不完全なものであった。また、これらの少年区がある施設において子どもは再犯者から隔離されていたが、他の受刑者からは離されていなかった。

⁴⁹ Jean-Jacques Yvarel (2005), *L'enfermement des mineurs de justice au XIXème siècle, d'après le compte général de la justice criminelle*, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 7, 77-109, §18. (Online).
URL : <http://journals.openedition.org/rhei/1101> ; DOI : 10.4000/rhei.1101 (consulté le 15 décembre 2021)

⁵⁰ 「王立刑務所協会」は 1819 年に設立された。この協会の活動は 19 世紀における刑務所に関係する慈善的活動を象徴とする。政治家、治安判事、そして社会的地位の高い者を会員として設立された「王立刑務所協会」は、革命後におけるフランスの刑務所を対象とした最初の大規模な調査を実施した。このことは、刑務所規則の統一を可能にした立法と直接関わっている。

⁵¹ 7 月王政とは、1830 年から 1848 年にかけてフランス王国の政治体制を指す。

⁵² Bourquin (2012) *supra* note 41 at §7 (Online).

あった。そして、通達の最後に、アルゴ伯爵は、「刑務所は教育の場所にはなれない(…) (我々大人は、)環境の事情を原因として法に触れた可哀想な子どもがいつか立派な人生を送ることが可能にしなければならないこと」を述べた⁵³。それにより、一時的に「弁別能力のない子ども」を矯正局の監督下から外す動きが見られた。しかしながら、その通達が適用された期間は非常に短いものであった。工業化と都市化が激しく進んだ時代であった7月王政期では、暴動が多く、社会防衛に関わる問題に政府の関心が寄せられた。こうした社会的背景により、アルゴ伯爵の通達の適用は定着できずに、「弁別能力のない子ども」を対象とした特別扱いが見られなくなった⁵⁴。

1833年からノイホーフエン刑事コロニー⁵⁵ (colonie de Neuhoffen) をはじめ、私立少年収容施設 (établissements pénitentiaires privés pour mineurs) が設けられた。続けて、1835年にウラン刑事コロニー (colonie d'Oullins) が、1840年にはメットゥレ刑事コロニー (colonie de Mettray) ができた。その反面、国立少年収容所の増加と多様化に向けて、次の動きがあった。すなわち、成人刑務所内少年区を増やすことと、数年前に設立され始めた私立少年収容施設をモデルとした国立少年専門収容施設の設立である⁵⁶。当時国家の経済政策により優先されていた業界を支えるため、少年刑事コロニー (colonies pénitentiaires pour mineurs) と名付けられたこれらの国立少年収容施設で行われていた処遇は主に職業訓練 (éducation professionnelle) に基づいていた。このようにして、最初にできた「国立(少年)刑事コロニー」において実施されていた処遇は農業に関する職業訓練を中心としており、これらの施設は「農業的刑事コロニー」(colonie pénitentiare agricole) と呼ばれていた。農業的

⁵³ 刑法第66条に基づいて裁判を受けた子どもの「訓練機関送致」(Envoie en établissement de formation professionnelle) に関する通達を参照。

URL : <https://criminocorpus.org/fr/reperes/legislation/textes-juridiques-lois-decre/textes-relatifs-aux-p/de-la-monarchie-de-juillet-a-1/circulaire-du-3-decembre-1832/> (consulté le 15 décembre 2021)

⁵⁴ Bourquin (2012) supra note 41 at §9 (Online).

⁵⁵ 「刑事コロニー」(colonie pénale) とは、主に「植民地流刑」(peine de déportation) のための施設を指すが、少年司法の分野において「刑事コロニー」とは少年収容施設となる。

⁵⁶ Jean-Jacques Yvovel (2006), Brève Histoire de l'hébergement des mineurs de justice, in *Les Cahiers Dynamiques*, n° 37, 24-27, p. 24.

刑事コロニーが最も多かったものの、「(少年)工業的刑事コロニー」⁵⁷(colonie pénitentiaire industrielle)、「(少年)園芸的刑事コロニー」⁵⁸(colonie pénitentiaire horticole)、「(少年)海事的刑事コロニー」⁵⁹(colonie maritime pour mineurs)も徐々に設置されるようになった。

(1) 国立少年収容施設の失敗

アメリカの制度を考察したアレクシ・ド・トクヴィルは1831年に少年向けの新しい施設の導入を主張した。これらの新しい施設を設置する任務はシャルル・ルカが担い、1836年に「ラ・プティトゥ・ロケット更生施設」(Maison d'éducation correctionnelle de la Petite Roquette)が設立された。この施設は弁別能力のある非行少年、弁別能力のない非行少年、そして「父親更生」⁶⁰(correction paternelle)の対象となった少年の収容施設であった。ベンサムのパノプティコンの構想に基づいて作られたラ・プティトゥ・ロケット更生施設は独房収容施設であり、586人までの収容が可能となっていた。この施設での再教育は「罰」と「賞」を含む累進制度に基づいていた。ここで被収容者は、夜は独房で過ごし、昼はアトリエでの作業を行う。施設内の教育は初・中等教育と道徳・宗教教育であった⁶¹。

上記した1791年刑法及び1810年刑法において、刑罰と教育が強い関係で結ばれていた。ラ・プティトゥ・ロケット更生施設では理論上その関係が守られていたが、実務上は、収容されていた少年達は教育の対象というよりも、単なる拘束の対象となっていた。施設内で起こり得る事故の発生を避け、「単

⁵⁷ 例えば「アニアヌ刑事コロニー」(colonie d'Aniane)は「工業的刑事コロニー」であった。

⁵⁸ アジャクシオ市にあった「サンタントワヌ刑事コロニー」(Colonie de Saint Antoine)が「園芸的刑事コロニー」であった。

⁵⁹ 「バル＝イル＝アン＝メール刑事コロニー」が特に「(少年)海事的刑事コロニー」のなかで有名であった。

⁶⁰ 19世紀初頭から1935年までの間、子どもの行動を懸念する父親は、司法当局に限られた期間「収容」を求めることが可能であった。当時、この措置は「教育的措置」(mesure éducative)とされていた。

⁶¹ Jacques Bourquin (2005), Une histoire qui se répète : les centres fermés pour mineurs délinquants, in *Adolescence* no 54, 877-897, p.878.

独での沈黙による沈思や懺悔」を完成させるため、1840年から、それまで夜にだけ行うものとされていた独房収容が一日中行われるようになった。施設が設立された時、一般市民や子どもの問題を専門とする者の期待は大きかったものの、1860年代前半から、この施設は激しい批判を浴びるようになった。1865年にフランス皇帝ナポレオン3世の皇后であったウジェニー・ド・モンティジョが施設の参観に参加した際に収容者により侮辱されたことなどが話題となり⁶²、これらへの批判がさらに目立つようになった。同時に、医者なども、「更生施設」が非人間的な制度だと主張し、子どもの収容状態を積極的に批判にするようになった。1870年代に入って、収容者の死亡率の高さ（12%）や収容者の精神状態の悪化を理由として、ラ・プティトゥ・ロケット更生施設は少年の収容施設として適切なものと考えられなくなった。その結果、一般刑務所となり、少年の被収容者は「一年以下の自由刑」を言い渡された者と「未決拘禁」（*détention provisoire*）の対象となった者に限定された⁶³。第二次世界大戦直前には、被収容者の中に少年がいなくなり、女子独房収容施設となった。

（2） 「援護」と「国立刑事コロニー」

上述したように、ラ・プティトゥ・ロケット更生施設をはじめとして、「国立少年収容施設」は評判が非常に悪く、非行少年に対する法的対応のモデルとして不適切であると思われていた。その反面、「私立刑事コロニー」とその中で行われていた職業訓練は高く評価され、それに基づく立法が考えられるようになった。メットゥレ刑事コロニーでの収容の在り方に基づいて成立したのが「少年収容者の教育と援護に関する1850年8月5日の法律」（*Loi du 5 août 1850 sur l'éducation et le patronage des jeunes détenus*）である。

立法段階において、少年の法的地位には焦点を当てず⁶⁴、彼らの再教育を

⁶² Corne Anatole (1864), *La Petite Roquette, étude sur l'éducation correctionnelle des jeunes du département de la Seine*, A. Drand, Paris, p. 34.

⁶³ Bourquin (2005) *supra* note 61 at p. 879.

⁶⁴ 実際、この法律の目的は、子どもの法的地位を改善するよりも、「問題を抱える子ども」の教育を慈善的な篤志家に任せることにあった。当時、工業化のため、都会に

「私立農業刑事コロニー」で行う必要性が前面に出された。その結果、「援護」⁶⁵ (patronage) といった新しい処分の導入とともに、私立刑事コロニーのモデルに基づき、「国立刑事コロニー」⁶⁶ (colonie pénitentiaire publique) の制度が設けられた。しかしながら、予算の問題のため、実務上は私立刑事コロニーの方が優先され、法律の成立後に多くの私立刑事コロニーが新しく設立された⁶⁷。国立刑事コロニーにおいては、「弁別能力がないと判断されたにもかかわらず施設での再教育が必要とされた少年」と「6カ月から2年間までの自由刑を言い渡された少年」の収容が行われるようになった。

国立刑事コロニーの他に、「国立矯正的コロニー」(colonies correctionnelles publiques) もこの法律によって導入された。これらの施設の収容者は「2年以上の自由刑を言い渡された少年」であり、刑事コロニーとの主な違いは処遇の内容よりも、刑期にあった。刑期の最初の半年は、処遇が独房収容において行われ、残りは施設外でのグループ作業を意味する「共同教育」で行われた。

(3) フランス第二帝政における少年収容の問題

上述したように、1850年法は、政治的に複雑な事情を背景として立法された。矯正局は私立刑事コロニーへの少年の送致を積極的に行っていたにもかかわらず、これらの施設の正当性を明確には認めなかった⁶⁸。その主な理由は、私立刑事コロニーを管理していた「私人である篤志家」(philanthropes)と

において人口が増加した反面、田舎での作業を行う者が不足していた。

⁶⁵ この処分は、収容施設(「刑事コロニー」又は「刑務所内少年区」)を出た子どもに対する措置、及び収容施設送致に代わる措置として設けられた。社長(patron)との契約を通じて当事者である子どもが「援護機関」において働きながら再教育を受けることが、この処分の目的であった。ここでの「援護機関」は、基本的に、社長が慈善的な篤志家である会社であった。

⁶⁶ 「私立刑事コロニー」の独占を正面から認めることが政治的な理由により困難であったため、「後援処分」を導入するのに合わせて「国立刑事コロニー」の設置が決定されたという事情がある。

⁶⁷ Eric Pierre (2003), *Les colonies pénitentiaires pour jeunes détenus : des établissements irréformables (1850-1914)*, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 5, Presses universitaires de Rennes, 43-60, p. 46.

⁶⁸ Id. at p. 47.

国立施設を管理していた矯正局とが複雑な対立関係に立っていたことである。予算の問題のため、篤志家に管理される施設を必要としながらも自らの管轄の縮小を懸念した矯正局は、私立刑事コロニーを対象とした調査を繰り返すようになった。これらの調査結果は子どもの収容状態の悪化⁶⁹を指摘し、そのことで私立刑事施設の評判も徐々に悪くなった。この文脈において、1850年法が批判的的となり、少年の収容がさらに問題にされるようになった。これらの問題を理由として、1850年法改正を目的とした動きが見られたものの、実現しなかった⁷⁰。

他方、この時代における社会の変化は激しく、非行少年に対する捉え方も不安定であった。1840年代において、非行少年は「街中の貧しい浮浪者」として描かれた。支援を受けなければならないと思われていたこれらの子どもの福祉を支援するため、慈善的な篤志家の多くは自ら収容施設を設置した。しかしながら、政治体制も変わり、フランス第二共和政(Deuxième République)の次に権威主義体制であったフランス第二帝政(Second Empire)が成立すると、イデオロギーの激しいシフトも見られるようになった。ルソーの考察や7月王政の間に拡大した慈善主義によって発展した「子ども観」が弱体化していた⁷¹。工業化が広がれば広がるほど、子どもによる「浮浪罪」(délit de vagabondage)のような軽微な非行が厳しく罰せられるようになった。非行少年への「同情」が少しずつ「社会的恐怖」に変わり、非行少年に対する罰や社会的排除がさらに正当化された。矯正局の調査結果に基づき、16の私立刑事コロニーが国家の決定によって閉鎖され、その代わりとして国立刑事コロニーが増えた。これらの新しい国立施設は独房収容施設に過ぎず、矯正局は懲戒に基づいた処遇を優先させた。7月王政における非行少年を対象とした慈善的改革によりできた再教育又は社会復帰のための職業訓練が単なる「刑務作業」となった。

唯一の更生手段が懲戒となってしまったこれらの施設のことは少しずつ

⁶⁹ 資金の不正流用のため、子どもの収容状況が悪化したと説明されている。これらの問題の詳細は当時発表されたレポート(ブルナーレポート(1875年)から、意図的に削除された。

⁷⁰ Pierre (2003) *supra* note 67 at p. 47.

⁷¹ Bourquin (2012) *supra* note 41 at §17 (Online).

風刺新聞に取り上げられ、社会の注目を浴びるようになった。そこで取り上げられたのは暴力や暴動事件といった話題であり、それは教育の場よりも「罰の場」として報じられた⁷²。

第3款 「フランス第三共和制」における「子ども保護法」の成立

上記の通り、19世紀末において、フランス第二帝政が終わり、フランス第三共和政が始まると同時に、デュルケームの「社会学」が発展を見せていた。その発展によって、「子ども期」や「教育」といったテーマが新しい分析の対象となり、必然的に非行少年をめぐる議論も変わっていった。「罰されるべき犯罪少年」と「教育し、守るべき被害少年」という非行少年に対する観念が対立していた。上に触れたように、この時代、「フェリー法」(Lois Ferry)をはじめとして、教育と子どもが強い関係によって結ばれるようになっていた。フランス第二帝政の間に刑事コロニーの問題があったにもかかわらず、1850年法によって導入された援護のメリットがさらに強調され、子どもを保護又は支援の対象であるべきものと主張する動きが強まっていた。その勢いで、「子ども保護法」⁷³ (Lois de protection de l'enfance) が成立し、触法少年を対象とした法的対応も変わった。この「子ども保護法」は「罰されるべき犯罪少年」と「教育し、守るべき被害少年」といった非行少年に関する観念の二面性を象徴している⁷⁴。「虐待され又は心理的に遺棄された子どもの保護に関する 1889年7月24日の法律」(Loi du 24 juillet 1889 sur la protection des enfants maltraités ou moralement abandonnés)では、「父権」(autorité paternelle)の絶対的な性質が問われるようになった⁷⁵。すなわち、父権に基づく懲戒の

⁷² Id. at §19 (Online).

⁷³ 「子ども保護法」(Lois de protection de l'enfance)とは、「虐待を受けた子どもの保護に関する 1889年7月29日の法律」(Loi du 29 juillet 1889 sur la protection des enfants maltraités)と「子どもによる、又は子どもに対する暴力に関する 1898年4月19日の法律」(Loi du 14 avril 1898 sur les violences commises envers ou par les enfants)を指す。

⁷⁴ Bourquin (2012) supra note 41 at §20 (Online).

⁷⁵ 最初は有料であった「父権に基づく懲戒」措置はブルジョアジーによって盛んに利用されていたが、無料化された後、労働者の家族によってますます利用されるようになった。「刑事コロニー」の状態が悪化していたことに加えて、貧しい家族が経済的な

対象となった子どもは、それまで、原則として「非行少年」と同様に扱われていたが、被害者として考えられることも可能となった⁷⁶。「子どもに対してなされる暴行、暴力行為、残虐行為及び加害行為の処罰に関する 1898 年 4 月 19 日の法律」(Loi du 19 avril 1898 sur la répression des violences, voies de fait, actes de cruauté commis envers les enfants)には、「非行少年」と「被害少年」が同じように取り扱われる規定が多くあり、非行少年が危険にさらされる子どもとして見なされる傾向が強まった。

19 世紀末におけるこれらの変化は子どもを対象とした心理学の誕生や、レイモン・サレイユ⁷⁷により発展された「社会防衛論の動き」(Mouvement de Défense Sociale)によって推進された。「社会防衛論の動き」は行為者の人格を対象とした調査や刑の個別化の制度化を勧告していた⁷⁸。その結果、法律の専門家の決定は医学者や社会学者の意見に基づくべきであるという考え方が定着し始めた。子どもに対する関心が学際的に高まるにつれて、1890 年から、法律の専門家、医学者や慈善的な篤志家の何人かが、「非行少年擁護委員会」(comités de défense des enfants traduits en justice)という活動団体を作った。こうした委員会が多くの裁判所内に設置されるようになり、少年の支援を行うと同時に、法改正を目的とした活動を積極的に行うようになった。「刑事成人年齢を 18 歳に定める 1906 年 4 月 12 日の法律」(Loi du 12 avril 1906 sur la majorité pénale à 18 ans)の成立や「少年裁判所と保護観察に関する 1912 年 7 月 22 日の法律」(Loi du 22 juillet 1912 sur les tribunaux pour enfants et adolescents et sur la liberté surveillée)などはこれらの委員会によって推進された動きの結果であった⁷⁹。

理由によりこの権利を乱用するおそれもあり、「父権に基づく懲戒」措置の対象となった子ども達はもはや有罪者ではなく犠牲者であるという考えが広がった。

⁷⁶ Dokhan Michèle (2002), Les avatars de la puissance paternelle, in *La lettre de l'enfance et de l'adolescence*, vol. no 48, 91-100, p. 92.

⁷⁷ レイモン・サレイユ(Raymond Saleilles 1855-1912)の他に、フランソワ・ジェニー(François Gény 1861-1959)、マルセル・プラニオル(Marcel Planiom 1853-1931)やレネ・デュモグ(René Demogue 1872-1938)も「社会防衛論の動き」の支持者として有名である。

⁷⁸ Bourquin (2012) supra note 41 at §21 (Online).

⁷⁹ Jean Trépanier (2003), Les démarches législatives menant à la création des tribunaux pour mineur en Belgique, en France, aux Pays-Bas et au Québec au début du XXe siècle, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 5, 109-132, p.123.

「少年裁判所」(tribunaux pour enfants et adolescents)の誕生を通じ少年保護制度が明確に出現したのは 20 世紀であったが、上記のように、それに至るプロセスは、19 世紀、特にフランス第三共和政の最初の時期にすでに始まっていた。子どもと犯罪に対する観念が少しずつ変化した結果、子どもは新しい法的地位が与えられた。そのなかで、専門性のある機関の設置や子どものみを対象とした法律が成立した。問題が少なくなかったとはいえ、少年の専門収容施設の誕生によって、子どものその新しい地位は社会に広まり、「慈善の世界」が明確に「子どもの保護」の領域に登場するようになった。収容の場所が単純に変わったのではなく、何よりも、収容の目的が変わった。短い間に起こったこのシフトは明らかに現代司法制度における「保護的モデル」の誕生にとって重要な転換であった。

以下においては、子ども専門機関である「少年裁判所」の設置について述べることにするが、すでに 19 世紀末から少年に特別な地位を求めていた法律があった。その法律により認められた新しい地位こそが、大人と本質的に異なった対応を可能として、子どもの保護を目的とした国家の介入に正当性を与えながら現代的な「パターナリズム」の基礎を築いた。

第 3 節 1912 年法と少年裁判所の誕生

「少年裁判所と保護観察に関する 1912 年 7 月 22 日法」(Loi du 22 juillet 1912 sur les tribunaux pour enfants et adolescents et sur la liberté surveillée) (以下、「1912 年法」)は、フランスの少年司法制度の歴史において中心的な地位を占めている。この法律の成立こそが、少年司法制度の専門化を具体化し、19 世紀に展開した非行少年に関する考えの変化を法制化し、法的対応における福祉的アプローチを発展させた。

第 1 款 1912 年法の誕生へ

1905 年以前は、1899 年からアメリカに存在していた「少年裁判所」(Juvenile Courts)と「子ども裁判所」(Children's Courts)に関する研究は未だ

なされていなかった。しかしながら、1910年6月に、当時元老院議員であったフェルディナンド・ドレイフスは「12歳以下の子どもによる刑法犯、少年裁判所と保護観察に関する法案」(Projet de loi sur les infractions à la loi pénale imputables aux enfants mineurs de douze ans, sur les tribunaux pour enfants et sur la liberté surveillée)を「元老院」(Sénat)に提出した。2年後に、「少年裁判所と保護観察に関する法律」が成立した。

(1) 1912年法の成立前における「一般裁判官の自発的な『専門化』」

1912年法の成立以前にも、1880年代から、いくつかの裁判所⁸⁰において、子どものみを対象とした手続がすでにあった。これらの裁判所の「裁判官」(magistrat)の自発的な「実験」が1912年法により法制化され、新しい手続が生み出された。例えば、父権に基づく懲戒に関する手続の対象となった子どもの事件について、裁判官が父と面談を行い、子どもの意見を聞いていた。そして、その結果、家庭の道徳的な状態を調べるために、警察による調査が実施されることも少なくなかった。いくつかの裁判所においては、法律の枠内で例外的であるべき「『父権に基づく懲戒』の拒否」が、これらにより、40%まで増加するようになった⁸¹。1900年代のパリでは、数人の「予審裁判官」⁸² (juge d' instruction) が、自ら、子どもが関わっている事件に特化して裁判を行っていった。また、「セーヌ県第一審裁判所」のモニエ検察官は1907年から、少年の関わる全事件を「軽罪裁判所」(Tribunal correctionnel)に送致し、これらの事件の手続を毎週の月曜日に行うようにしていた。同年に、援護処分を通じて「保護観察」(liberté surveillée)的な実験が行われるようになった。これらの「実験」は最初パリで行われたに過ぎなかったものの、他の大都市の裁判所でも少しずつ同じような動きが見られた⁸³。

⁸⁰ これは少年専門裁判所ではない裁判所である。1912年法以前、フランスには少年裁判所がなかった。

⁸¹ Schnapper Bernard (1980), *La correction paternelle et le mouvement des idées au dix-neuvième siècle (1789-1935)*, in *Revue Historique*, vol. 263, no. 2, 319-349, p. 342.

⁸² 予審裁判官とは、証拠を収集し、被疑者の尋問を行い、被疑事実が公訴提起に十分か否かを審査する裁判官のことである。

⁸³ Trépanier (2003) *supra* note 79 at p. 111.

(2) 裁判官の本格的な「専門化」をめぐる考えの登場

1890年と1910年の間に行われたこれらの「自発的な実験」が法的改正を間接的に誕生させたと言える。裁判官から共和国検事までが「子ども保護活動者」⁸⁴(*les défenseurs des droits des enfants*)との会議を繰り返し、当時話題となっていたアメリカ少年司法制度をめぐる議論を発展させた。そして、フランスにおいても同様の制度を導入すべきことを慈善的な篤志家の多くが強く求めた⁸⁵。技術者としてアメリカとの関係を持ったエドゥアール・ジュリエットをはじめとして、アメリカ少年司法制度のメリットを称賛した慈善家が少なくなかった。ジュリエットは当時のアメリカ少年司法制度の仕組みをまとめた上で、次の3点を高く評価した。すなわち、「裁判所の専門化」、「少年を対象とした刑務所での収容の廃止」、そして「保護観察の設置」である⁸⁶。

「裁判所の専門化」については、裁判が専門的な手続に沿って、非公開で、子ども事件しか取り扱わない部屋で行われていることが賞賛された。裁判官の専門化も大きく取り上げられていた。子どもに分かりやすい裁判手続とともに、少年と信頼関係を築くことができる「一人の裁判官」(*un juge unique*)に捜査手続、準備手続や処分の適用を任せることが勧告された⁸⁷。つまり、ジュリエットは、アメリカの制度を紹介し、子どもの特徴に合わせた裁判を行うために、柔軟性のある手続を設ける必要性を説いた。そして、それを可能にするには、裁判官の専門化が必然的に必要となることも、ジュリエットの主な主張であった。

⁸⁴ 当時、「子ども保護活動者」という言い方は一定の団体又は者を指すのではなく、様々な手段を持ち、子どもに関する保護政策を拡大させるために活動していた者を指していた。これらの活動者は様々であったものの、その動きを代表するのは主に慈善的な篤志家や子どもに関わる専門家（医者や研究者）であった。

⁸⁵ 少年裁判所と保護観察に関する1912年7月22日法を参照。

⁸⁶ Guillaume Périssol (2015), *Juvenile courts américaines et tribunaux pour enfants français : les variations d'un modèle à travers la comparaison Paris/Boston (début xxe siècle-années 1950)*, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, n°17, 79-99, p.80.

⁸⁷ Julhiet Édouard (1906), *Les tribunaux pour enfants aux États-Unis*, *Les tribunaux spéciaux pour enfants*, Administration de la Revue l'Enfant, Collection de la Revue l'Enfant, Paris, p.13.

ジュリエットによるその主張は「子ども保護活動者」の多くに即座に強い印象を与え、いくつかの雑誌にも掲載された。その結果、「専門化した少年向けの裁判所」の設置が非行少年の問題⁸⁸に対する唯一の解決方法として考えられるようになった。

(3) 「少年裁判所に関する国際会議」と非行少年擁護委員会の影響力

ジュリエットの講演の他に、1911年6月29日から7月1日までに開かれた「少年裁判所に関する国際会議」(Congrès international des tribunaux pour enfants)もフランスの少年裁判所の成立に至るまでの過程における重要な段階であった。ジュリエットの発言を契機として生み出された動きは社会に普及し、法案にまで具体化したものの、立法過程で停滞することになった。国会に提出されたこの計画が激しい批判の対象となっていた。しかしながら、同時に話題となっていた「国際会議」が立法を後押しした。フランスの多くの慈善的な篤志家だけでなく、世界中の専門家も集まり、外国の例に基づいたこの会議が開かれたことで、少年裁判所の運用が大きく注目を浴びるようになった。議論が国際化し、法案の正当性が高まったことで、それまで中止していた立法が進むようになった⁸⁹。

1912年法の成立は多くの「子ども保護活動者」の協力によるものであったが、裁判官のアンリ・ロレが代表であった「パリ非行少年擁護委員会」(Comité des enfants traduits en justice de Paris)の活動が特に重要である⁹⁰。

1888年に「フランス子ども救助連合」(l'Union française de Sauvetage de l'Enfance)の事務所長になったアンリ・ロレは子どもの「保護活動」を積極的に行った。1890年に自らの「援護機関」(société de patronage)を開設し、1912年法が成立するまでに、子ども保護活動に取り組み、国内外の会議のほとん

⁸⁸ 当時、「アパッシュ」(Apache)とマスメディアによって名付けられた強盗などの犯罪に手を染めていた若者が話題となっており、少年犯罪対策が一般市民により求められていた。

⁸⁹ Trépanier (2003) supra note 79 at p. 123.

⁹⁰ Dominique Messineo (2011), *Élever Les Enfants Aux Sources Du Droit Et De La Justice : Retour Sur Les Origines Morales De La Justice Des Mineurs (1891-1912)*, in *Revue Historique De Droit Français Et Étranger (1922-)*, vol. 89, no. 1, Dalloz, 43-64, p. 49.

どに参加した。アンリ・ロレの子どもに関する本の出版や自ら開発した援護機関で行われていた「再教育」が少年裁判所の設置に大きな影響を与えた。上記の通り、非行少年擁護委員会は、1912年法の成立前にも、多くの裁判所に存在していた委員会であった。「パリ非行少年擁護委員会」も、同様の活動を行っていた。しかし、その活動では、少しずつ、非行少年の直接支援(援護、弁護など)よりも、少年司法制度の改革をめぐる検討が主なものとなっていった。子どもと関係する法律、通達、又は機関の分析を目的とした研究会を繰り返し、政府に対する勧告活動を行っていた。この委員会の委員は弁護士連合会、行政、司法制度においての重要な職に就く者が多かったため、その活動は政府に強い圧力をかけるものであった⁹¹。

第2款 議論の本質について

実は、1912年法をめぐる議論は少なく、かつ比較的穏やかに行われたことが特徴であった。父権の絶対的な性質を廃止した、上記の「虐待され又は心理的に遺棄された子どもの保護に関する1889年7月24日の法律」の成立以来、家族の在り方に関して様々な見解が対立していた。これらの対立こそが1912年法に関連する議論の中心に据えられると予想された。しかしながら、この法律は主にアメリカで適用されていた少年手続の導入をめぐる技術的な要素を柱にしていたため、「家族」に関わる課題は取り上げられなかった。そのため、立法手続は余り感情的な議論を引き起こさなかった。さらに、1910年から1912年の間、少年犯罪の問題が政府により重視されていたにもかかわらず、社会的な課題や当時、フランスとドイツの関係悪化を背景として、国際的な問題が優先される時代になりつつあったことも議論が下火である原因であった。

フェルディナンド・ドレイフスによって法案が提出された1910年6月7日から、その検討のための国会審議は6回しか行われなかった(議会に2回

⁹¹ Patricia Benec'h-Le Roux (2010), *Les avocats dans les tribunaux pour enfants : des acteurs longtemps muets de la justice depuis 1890*, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, 12, 87-109, p. 89.

と元老院に 4 回)。政治的な議論は主に保守主義者達と社会主義者との対立によって推進されていた。社会主義者達は法律案の反対ではなく、その「足りなさ」を批判した。当時「議会議員」(député)であったジャン・コリーによれば、少年裁判所の理念は決して悪くないが、法案が少年非行の原因(貧困、女性労働、貧民街)を取り除く機能を有していないことが問題であった。つまり、少年を対象とした専門裁判所の導入の正当性をはっきりとは認めない議会議員が多くはなかった。非行をした少年を罰するのではなく、非行の発生を予防することが最優先であるべきとの意見が強く存在していた⁹²。

他方で、元老院での議論においては、議会の多数派を占めていた保守主義者達によって、「家族」に対する聖職者の影響の制限を目的とした政策への批判的な発言が最も多かった。彼らは、全体的に法律の基礎部分に同意していたものの、1911年5月19日の会議において、法案にある調査に関する規定の一つに対して厳しい批判を繰り返し、法律に新しい規定を加えようとした。子どもを対象とした調査の際に、当事者が受けていた教育に関する情報をまとめ(主に国立教育か私立教育)、それを法的統計で利用するように求めた⁹³。この表向きの理由は、少年非行の原因を明らかにする方法の確保にあったが、その裏面にあったのは19世紀から行われていた教育に関わる議論であり、宗教に基づかない教育は非行につながることを実証することを目的としていた。法手続に関する法律において宗教に重点を置くことを不適切だと主張した「法務大臣」(Ministre de la justice)が「保守主義者達」によって推進されていた新しい規定の成立に反対した。結局当事者である少年の教育に関する調査の導入をめぐる規定の追加が投票にかけられたが、元老院議員の大多数に反対された結果、法制化しなかった⁹⁴。

上述した一つの点を除けば、議論の多くは手続の在り方に関わるものであった。手続に係る細かい点も議論されてはいたものの、少年事件を担当

⁹² Charvin Monique, Gazeau Jean-François, Pierre Eric (1996), *Recherche sur les juges des enfants : approches historique, démographique, sociologique : Juge depapier, juge de chair, du tribunal pour enfants et adolescents au juge des enfants*, La documentation française (Ministère de la justice, Conseil de la recherche), p.23.

⁹³ Id. at p. 24.

⁹⁴ Id. at p. 24.

するようになる裁判官の確定が最も注目を集めた論点であった。新しい裁判官の導入や裁判を非公開で行うことが犯罪学の分野で正当化されていたにもかかわらず、フランス司法制度の全体的仕組みを考慮しなければならないとの発言も少なくなかった。例えば、1911年7月11日に行われた会議において、「革新主義共和党」(Parti des républicains progressistes)の党員であり、保守的な政策を支持していたポール・デュボールガールは、法案における起訴と「予審」(instruction)段階について、1912年法は調査段階と起訴を明確的に区別していなかったことを批判した。また、法案で導入された、調査段階において、裁判官の支援を行う「報告者」(rapporteur)の影響力も問題として指摘された。裁判官ではないこの報告者には、子ども、その家族や犯罪行為に関する情報を集める役割が期待されていた。つまり、手続の動向に大きな影響を与えることができるこの報告者の身分が曖昧であることが懸念されていた。

手続を担当する裁判官に関する疑問とともに、ポール・デュボールガールなどが裁判の非公開の問題も指摘していた。「当事者が子どもであることによって、裁判の非公開にはメリットがあることは否定しないものの、司法に対する一般市民の信頼を悪化させてしまう危険性もある」というのがその主張である。積極的に発言を繰り返したポール・デュボールガールの勧告が議論の動向に影響を与え、司法制度の全体から見て、「導入させやすい法律」の構想となった⁹⁵。しかしながら、できる限りアメリカ司法制度に近い法律の導入を求めている慈善的な篤志家などからすれば、これらの議論に沿った法案の変化は後退を意味していた。

また、13歳未満の子どもに対して「刑事責任無能力の推定」が認められた。この点に関して、法案全体の仕組みを批判していた保守主義者の国会議員の大多数は反対の立場をとらなかった。しかし、これらの子どもが関わる事件をだれに任せるかといった点について争いが残った。これらの子ども(13歳

⁹⁵ *Gouvernement français (1911), Journal officiel de la République française. Débats parlementaires. Chambre des députés : compte rendu in-extenso, séance du 12 juillet 1911, Paris (Online).*
URL: <https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k97605212> (consulté le 15 décembre 2021)

未満)の関わる事件は裁判官が担当するべきだというコンセンサスはあったが、これらの裁判官の選択などについては意見が分かれていた。フェルディナンド・ドレイフスは「家族評議会」(conseil familial)といった新しい制度の導入を求めた。この家族評議会の構成について、ドレイフスは裁判官二人と父親か母親である二人の一般人が参加するように勧告した。それに反し、当時「立法行政委員会」(Commission de Loi)の長であったルネ・ベレンジェは、一人の裁判官のみに担当させるように主張していた。これらの意見に加えて、法務大臣であったテオドール・ジラードとアントワン・ペリエはこれとは異なる勧告をした。ペリエは一人の裁判官のみに担当させることに反対し、「シャンプル・デュ・コンセイユ」⁹⁶ (chambre du conseil)を中心とした裁判制度を求めた。最終的に議論が行き着いたのは、13歳未満の子どもを対象とした手続を「一人の少年係裁判官」に任せるべきなのか、シャンプル・デュ・コンセイユに任せるべきなのか、という議論であった。つまり、少年事件は専門性の高い裁判官が決定を行うべきか、それとも、比較的専門性の低い、しかしながら数人の裁判官が参加する集団が決定を行うべきかといった二つの選択肢が意見を分けていた⁹⁷。

ペリエ法務大臣は専門性のある一人だけの裁判官にこれらの事件を任せるのは、フランス司法制度の伝統に逆らい、恣意的な裁判が行われる危険があると批判的な意見を述べた。他方、ドレイフスをはじめとして、専門性の高い一人の裁判官が裁判を行う制度の導入を求めていた国会議員は、子どもの保護を天職と思い、それを確実にする能力のある、少年事件を専門とした裁判官が裁判を行う制度の導入を求めた。また、少年との信頼関係を築くためは、裁判官は制服を用いず、特定の裁判所に属せず、子どもとの面談をで

⁹⁶ 「シャンプル・デュ・コンセイユ」(chambre du conseil)は、「執務室」や「会議室」といった意味合いをもつ言葉であり、当時は「一般裁判所」にあった法廷の一つとされており、基本的に数人の裁判官により構成されるものとされていた。1912年法を巡る議論では、少年を対象とした裁判手続は、数人の裁判官が「シャンプル・デュ・コンセイユ」で集まって裁判を行うことが決定された。しかし、20世紀後半からは、現場の動きや手続の在り方を変えた数多くの改正のため、「シャンプル・デュ・コンセイユ」の指す法廷、そしてその中に行われる裁判形式が大きく変わった。現在は、一人のみの裁判官による決定が行われる裁判形式を指すものとなっており、「委員会」の意味に近いフランス語の「conseil」というニュアンスがなくなっている。

⁹⁷ Charvin, Gazeau and Eric (1996) supra note 92 at p. 26.

きるだけ穏やかな雰囲気で行わなければならないと説明された。これらの新しい裁判官を募る方法について「第一審裁判所」⁹⁸ (tribunal de première instance) が担当するように求め、裁判官、元裁判官や法務職の者を応募者として指定するように求めた⁹⁹。

このように、「一人の裁判官」か「シャンプル・デュ・コンセイユ」か、という二つ意見をめぐって争いが存在した。しかしながら、議論が進むにつれて、ドレイフスが法務大臣の意見に歩み寄った結果、シャンプル・デュ・コンセイユが13歳未満の子どもに対する管轄を持つようになった。しかしながら、これらのシャンプル・デュ・コンセイユに属する裁判官として選ばれる者が誰になるのかについて争いは残っていた。シャンプル・デュ・コンセイユで裁判を行う場合には、人数が多いため専門化が十分にできないとの懸念があった。さらに、13歳未満の子ども事件をめぐる裁判官の専門性といった問題は徐々に、13歳以上の子ども事件に関わる議論の動向にも影響するようになった。最終的に、「専門裁判官」の成立について意見は一致せず、1912年法は「少年係裁判官」(Juge des enfants)を導入しなかった。その結果、1912年法は専門的な側面を有する制度であったものの、「専門制度」であったとは言いがたいものとなった。これが、1912年法が「未完成な法改正」と言われる理由である¹⁰⁰。しかしながら、専門裁判官の制度が導入されなかったにもかかわらず、1912年法は、ある裁判所では裁判官達に、実務上、より専門化した働き方を許していた。例えば、裁判所長は少年事件を担当する裁判官(達)を選ぶ際にいつも同じメンバーでシャンプル・デュ・コンセイユを構成させることができた。つまり、1912年法は制度の専門化を法的に義務付けはしなかったが、実際上は実務家の努力により裁判官が高い専門性を持てる仕組みを残していた。

⁹⁸ 現在、「第一審裁判所」(tribunal de première instance) は、事件が発生したあと、紛争を検討し、決定を下す最初の裁判所を指す言葉となっているが、1958年までは、「地域裁判所」(Tribunal de district) を意味していた。

⁹⁹ Charvin, Gazeau and Eric (1996) supra note 92 at p. 26.

¹⁰⁰ Jean-Jacques Yvorel (2009), David Niget, La naissance du tribunal pour enfants, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »* [En ligne], Numéro 11, 1-3, p. 1.

第3款 1912年法の内容について

1912年法は未成年者を年齢によって区別していた。13歳未満の児童と13歳以上18歳未満の少年を対象とした法的対応は異なっていた。これらの二つの年齢層について、成人を対象とした規則や管轄裁判所とは異なる規則が作られた。

第1条から第14条まで規定される1912年法の総則は13歳未満の子どもによる「刑法犯」の種類とそれに対する「制裁」(sanction)を定めていた。これらの少年が対象であった法的対応の中心的な地位を占めていた「弁別能力の検討」は重視されなくなった。この法律の成立に至るまでの議論の紹介を行った際に触れたが、今や、これらの少年達には「刑事責任無能力」が推定されるようになり、(一般)刑事司法制度による手続の対象とされなくなった(第1条を参照)。13歳未満の児童に対して刑法犯(「重罪」(crime)か「軽罪」¹⁰¹(délit))の疑いがある場合、その事件には、可能な限り、少年事件の調査を専門とする予審裁判官(調査裁判官)に送られるように定められた。その予審裁判官は子どもによる非行の事実認定の他に、家族の経済的・道徳的状況、少年の性格、そして教育を対象とした調査を行い、子どもを更生させるにふさわしいと思われる処分を「意見書」という形でまとめるようになった。その際に、少年の健康診断も求め、その結果を「意見書」とともに「調査資料」に加えることまで任されていた(第4条を参照)。これらの調査を行うために、調査裁判官は次の職業の中から任命された報告者に援助されるように規定された。別の裁判官又は弁護士、援護機関で活動を行う専門職の者、又は非行少年擁護委員会の参加者である¹⁰²。裁判が開始するまでに、調査裁判官は少年の保護を行わなければならなかった。その保護を確実にするために、必要に応じて、次の措置を取ることが可能となった。「一時的に、少年を信用のできる人、又は公益機関として認められた慈善的篤志家の団体に預けること、また、必要な場合に少年を病院に留置させること」。そして、調査裁判官

¹⁰¹ フランス刑法は、犯罪を「重罪」(crime)・「軽罪」(délit)・「違警罪」(contravention)に3分している。

¹⁰² Jean-Jacques Yvorel (2009), *Supra* note 100 at p. 1.

は、本格的な裁判が始まる前に、非行少年擁護委員会の長に事件の開始を知らせ、「弁護士連合会の長」(bâtonnier)に国選弁護人を指定させる役割も担った。つまり、調査段階に関するこれらの新しい規定により、13歳未満の子どもは、裁判官が犯罪予防といった目的に基づき、その勧告を提出した場合を除いては、従前一般的に使用されていた手続や刑務所での未決勾留の対象ではなくなった。

調査段階の後、シャンブル・デュ・コンセイユは調査の結果などを考慮し、少年の再教育を行うために必要な措置の決定を行っていた。シャンブル・デュ・コンセイユは少年を両親への引き渡し、「公的扶助施設」(institution charitable reconnue d'utilité publique)又は信用のできる人への委託、適切な精神病院か「寄宿学校」(internat)のいずれかへの委託、公益団体として認定された慈善的な篤志家の団体への委託といった処分を選択できた(第6条を参照)。シャンブル・デュ・コンセイユでの面談は非公開で行われた。そこへの参加者は裁判所によって指名された少年保護活動者のみであった。

第15条から20条まで、1912年法は13歳から18歳までの少年による刑法定反事件を対象とした捜査と裁判、及び少年裁判所の設置を規定していた。この年齢層の少年に対して、非行時の弁別能力は依然として中心的な問題であった。弁別能力なしと判断された者は無罪となり、刑法第66条¹⁰³が適用された。これらの子どもは、家族への引き渡し、慈善的篤志家又は慈善的な篤志家に管理される団体への引き渡し、あるいは刑事コロニー¹⁰⁴送致の対象とされた。

このように、13歳以上の少年に対し、1912年法はそれまでにすでに存在していた処分の精神を変えず、手続の変化しか生み出さなかった。一方、調査段階について、13歳未満の子どもに対して導入された多くの措置が13歳

¹⁰³ 1810年刑法の第66条は次のことを定めていた。弁別能力がないと判断された16歳未満の被告人は無罪となる。しかし、状況に応じて、判決で決定された期間、彼は両親に引き渡され、又は「懲治場」(maison de correction)への送致の対象となるか、拘留される。しかし、本措置は当事者が20歳になるまでに終わらなければならない。

¹⁰⁴ 1810年刑法においては、「懲治場」(maison de correction)という言葉が用いられていたものの、実際にはその措置は「刑事コロニー」で行われていた。

以上の少年にも適用されるようになった¹⁰⁵。しかし、調査裁判官には、少年に対して収容施設で勾留を行う選択肢も与えられていた。

1912年法の枠内において、13歳未満の少年と13歳以上18歳未満の少年の主な違いは、調査段階ではなく判決段階にあった。13歳以上の少年事件を対象とした判決を行うために、「少年裁判所」(Tribunal pour Enfants et Adolescents)が創設された。しかしながら、ほとんどの場合、この裁判所は実際には少年事件のために「特別聴聞会」として集まった単なる「第一審裁判所」(tribunal de première instance)に過ぎなかった。とはいえ、大規模な裁判所(つまり主にセーヌ県にあった裁判所)では、特別な部屋が準備されていて、実務上、裁判官の専門化の可能性があった。裁判は非公開で行われ、証人、弁護士、当事者の家族、及び「公的扶助機関の代表者」(représentant de l'assistance publique)、裁判所の承認を得た非行少年擁護委員会と報道機関の代表者しか出席できなかった。訴訟手続の公表は禁止されており、少年の名前を示さない形での判決内容の公表のみが許されていた(第19条を参照)。

第20条から第28条までは保護観察の規定が置かれている。この新しい措置を通じて、管轄裁判所は、判決により、家族、信頼できる者や慈善団体への引き渡しといった処分の対象となった少年を保護観察に付することができるようになった。つまり、必要に応じて、当事者である少年が「委託者」(délégué)による観察の対象となり得るようになった。保護観察中に、少年による法違反が発見された場合、少年の要保護性が高くなった場合、又は監督により定められた遵守事項に従わなかった場合などには、裁判官が判決を通じて言い渡した措置を変更できるようになっていた。委託者は、援護機関、非行少年擁護委員会、裁判所によって承認された慈善的な篤志家の団体の会員の中から選ばれるように規定されていた(第22条を参照)。

第4節 小括

¹⁰⁵ 具体的には、「できる限り少年事件を専門とした調査裁判官の関与」、「少年自身やその家族などを対象とした調査の実施」、「非行少年擁護委員長宛ての意見書の提出」、「弁護士連合会の長による弁護人の選任」などの措置である。

ルネサンスから 1910 年代までにかけて、犯罪現象に対する見解と子ども観が大きく変わった。社会的背景によりその変化のし方が大きく左右されたとはいえ、子ども、そして非行をした子どもは保護されるべき存在として見なされるようになった。戦後に定着し、1980 年代まで発展した少年司法の福祉的側面に基礎が置かれ始めたのはこの時代であると言える。20 世紀に入る前は、弁別能力が大事な要素とされ、子どもの責任が大人と違うものであるように思われるようになり、少年専用の刑事施設をはじめ、非行少年に対する法的対応が少しずつ専門化した。1912 年まで裁判手続が依然として政治と大きく類似していたが、海外の影響を受けた慈善活動家と政治家は子どもの特徴に合わせた立法を試みた。1945 年オールドナンスに内在しているものより、20 世紀初期までに発展したこれらの社会的・法的動きにある連帯主義の側面は目立ちにくいとはいえ、少年司法の福祉的発展の重要な段階である。

この動きを代表する 1912 年法においては、これまでのフランス司法制度に存在していなかった要素が少なくとも五つあったと言える。

第一に、13 歳未満の少年に対する弁別能力の検討がなくなった。実際には、弁別能力の検討は 19 世紀末以来批判されており、その廃止を目的とした法改正が要求されていた。そのため、この点は、法案段階で行われた議論の対象にはほとんどならなかった。

第二に、実務上少年事件に特化する裁判官を置くことが可能となった。それは特に調査段階で可能となっていたが、判決段階ではシャンブル・デュ・コンセイユの構成が事件ごとに変わるのが一般的であったため、その専門化の可能性はほぼなかった。専門化の具体的な動きは、大都市の第一審裁判所にしかなかった。1912 年法は狭義の少年裁判所を設立するのではなく、「少年向けの裁判手続」を創設することにより、特定の裁判官に限定した専門化を可能にしたに過ぎない。

第三に、アメリカの制度を参考にして保護観察の措置が導入された。導入の際に多くの希望をもたらしたこの新しい措置を通じて少年達の矯正教育がより効果的になると信じられた。

第四に、保護観察の導入に関連して、判決の「変更不能性」(valeur définitive)が放棄された。裁判官は少年の成長を考慮した結果、判決を通じて言い渡し

た処分を事後的に修正することができるようになった。裁判官は少年の観察をより長期にし、その行動に合わせて決定を変えることが可能となった。

最後に、裁判官の協力者としての報告者と委託者の登場があった。しかしながら、法律はこれらの協力者の明確な任務や育成の仕方に関する内容を十分に確定しなかった。「児童扶助業務」(service social à l'enfance)が積極的に活動していたパリを除けば、法律によって想定された調査は十分に行われないことが一般的であった¹⁰⁶。また、慈善的な篤志家の団体、慈善機関や援護機関に重要な役割が与えられていたことが1912年法の特徴の一つであった。非行少年擁護委員会には未成年者を対象とした手続が開始するとすぐにそのことが知らされた。報告者及び保護観察官の役割は、慈善団体の会員が果たすことも可能であった。1912年法は、裁判官と子ども保護に携わる慈善活動家達との間の協力が不可欠であると考えていた。上記のように、大きな影響力をもっていたこれらの組織は、議会における投票に先立って行われた議論などにおいて積極的な役割を果たし、国会議員への圧力団体として機能した。つまり、慈善団体は1912年法の全段階(議論、立法、適用)に関わっていたといえる。

これらの点を考慮すると、1912年法は、非行少年に関する法律の歴史においてどのような地位にあるか、明確に位置付けることが困難である。現在、この法律は「子ども観」や「犯罪をめぐる社会科学」の発展に基づいた「不完全な革命」として説明されることが少なくない。その意味で、この法律は1850年法¹⁰⁷の成立を出発点とした法的な動きの一つの到達点であるとはいえる。しかし、試みとしては評価されているものの、実際には、1912年法がもたらした「新しさ」は「粗い」ものであり、問題が少なくなかった。

当時、この法律は重要な前進として、フランス第三共和国の一つの象徴として希望を集めたものの、実務上は成功しなかった。その失敗は、二つの原

¹⁰⁶ Charvin, Gazeau and Eric (1996) *supra* note 92 at p.16.

¹⁰⁷ 上記のように、1850年法(少年収容者の教育と後援に関する法律)は「私立刑事コロニー」のモデルを推進した。これは、非行少年向けの「収容機関」に関する問題の解決方法として導入されたものであった。続いて、1889法(虐待を受けた子どもの保護に関する法律)は「捨て子」の保護を発展させた。そして最後に、1898年法(子どもによる、又は子どもに対する暴力に関する法律)は子どもを対処とした暴力行為などを罰せるように導入された。

因によって説明できると考えられる。第一に、少年裁判所が外国から輸入された司法制度であるということである。アメリカのモデルを支持していた活動家達は迅速にその導入に成功したが、フランスの司法制度に順応させることに時間を割けなかったと考えられる。第二に、1912年法の最終的な目的があまりに大きかったことである。実は、立法者にとって、この法律の成立により導入された「革命的な」手続は、すべての刑事法や刑事機関を大規模に再構築するための計画の第一歩に過ぎなかった。しかし、その再構築は費用がかかるため、最初の段階から先は実現しなかった。

しかしながら、視点を変えて、1912年法の立法を巡る国会議論に着目すれば、1945年オルドナンスの福祉的側面を代表する専門性の高い少年係裁判官の像が既にこの法律で描かれていたと言える。2000年代から行われ続けている厳罰化において少年係裁判官の権限が縮小されていると照らし合わせると、穏やかな雰囲気のある手続を通じて、事実認定とともに少年の抱えている問題を検討し、その解決を目指すという新しい裁判官のアイデンティティが20世紀の始まりに議論されていたということには、歴史的な観点から十分な注意が向けられなければならない。

第2章 1912年法の時代

1912年法の制定、その立法過程における議論の動向、そして立法者が結局専門化した少年係裁判官の導入を諦めたことがいくつかの混乱を引き起こした。当時、多くの者にとって、保護観察などの導入は司法手続の根本的な変化を意味し、非行少年の問題に対する新たな解決方法、さらには、矯正教育の改革として捉えられた。しかし、法律は成立したものの、それがすべての人にとって同じ意味を持っている訳ではなかった。1912年法はフランスの伝統的な司法制度に海外の影響を受けた要素を限定的に導入したものに過ぎないと評価する者がいた。一方で、非行少年を対象とした新しい教育を築くための「基本法」がようやく誕生したと考える者も多かった。1912年法の意義に関する見解の対立をはじめとして、その適用を難しくさせる問題が少なくなかった。フランスは1914年8月4日に第一次世界大戦に参加し、戦間期における司法の危機は、1912年法を再構築することを目的とした改正に関する議論さえ抑制した。法の枠内で可能とされた裁判官の専門化は結局パリと大都市の地方裁判所でしか行われず、例外的な存在に過ぎなかった。専門化を支持していた慈善的な篤志家の動きも、フランス司法の伝統を象徴していた「総合的裁判官」や予算の問題によって弱まりつつあった。

本章においては、戦争に伴う社会的問題が目立つ時代である1912年法の適用期間に焦点を当てて、非行少年及び少年非行を巡る議論がどのようにして影響されたかを明らかにする。本稿の後半で分析する2000年代から始まった厳罰化改正の動きの分析に対応させて、社会的・経済的危機が背景にあったにもかかわらず、少年司法の福祉的機能を強調する法的動きが広く存在したことを明確にする。

第1節 裁判官の実務的な「専門化」の限界

パリの裁判所を見た場合、1912年法が少年事件を専門とする裁判官の登場を可能とする要素を維持していたことは否定しがたい。しかしながら、その可能性があったにもかかわらず裁判官の大多数はその専門化を発展させよ

うとはしなかった。

戦間期、裁判所の専門化の程度は地域によって大きく異なっていた。全国における「専門化」は少なくとも三つの態様と段階で分類できる¹⁰⁸。①多くの裁判所では、一つの裁判室しか存在しなかったため、裁判官の専門化を進めることが困難であった。基本的に、少年事件に関わる裁判手続が行われる曜日は定められておらず、成人事件の裁判の合間に行われていた。②比較的大きな地方裁判所では、少年事件手続に専門化された法廷があり、週に1回か2回、少年の裁判手続が行われていた。しかし、その時以外、これらの裁判官は軽罪裁判所に所属しており、裁判官の専門化は非常に限定的であった。しかも、裁判所長は、毎年、少年裁判所に属する裁判官(達)を変える権限を有していた。③最後に、セーヌ県裁判所では、裁判所の大きさや、アンリ・ロレの活動により、比較的、高度な専門化が実現していた。専門性の高い裁判官や書記官などで構成されていた少年裁判所が特別な法廷において少年の裁判を行っていた。アンリ・ロレをはじめ、数人の裁判官がその「裁判所」を担当していた。当時のメディアにおいて、アンリ・ロレは「少年係裁判官」(*Juge des enfants*)として紹介されていた。少年保護活動をめぐる国際的会議の際に、彼自身もその表現を用いて自己紹介を行っていた。アンリ・ロレの徹底した専門化が話題になったにもかかわらず、セーヌ県裁判所の仕組みは例外に過ぎなかった。

いくつかの機会に、法務省はこの専門化の不十分な面を改善しようとした。1931年6月20日に通達(1931年6月20日の通達)が出され、各裁判所において、「慈善や社会的政策に関心がある人々の中から選ばれた一人の裁判官にすべての少年事件を担当させるように」との指示が伝えられた。1934年5月16日と1935年4月8日に出された通達は、各々の「控訴裁判所」(*cour d'appel*)において、少年事件を担当する裁判官の行動を指導する「アドバイザー」の指名が命じられた。その「アドバイザー」は「少年保護担当裁判官」(*magistrat délégué à la protection de l'enfance*)と呼ばれた。しかしながら、これらの措置は、いくつかの理由で実務的な変化をもたらさなかった。まず、

¹⁰⁸ Charvin, Gazeau and Eric (1996) *supra* note 92 at p. 31.

事件の量が問題となった。ほとんどすべての裁判所において、少年事件の数が少なく、一人の裁判官に少年手続だけを任せることは実際上不可能であった。二つ目の理由は、少年事件に対する裁判官(達)の無関心にあった。それに関連して、年ごとに、地方裁判所の長の判断により可能とされた少年裁判所のメンバー変更が専門化を妨げた。また、上記の通達によって新しく導入された専門裁判官を育成するためのトレーニング方法がなかったことも、法務省の試みが失敗した理由の一つであったとされる¹⁰⁹。

こうした試みが具体化しなかったにもかかわらず、少年事件を取り扱う裁判官達の専門化は様々な動きにより支持された。これらの動きは司法、法学界、メディア、「少年保護活動」といった分野などで見られた。

より徹底的な専門化を支持していた者として、弁護士、政治家であり、非行少年擁護委員会と協力していたピエール・デュ・カサビアンカが有名である。彼は、「法の適用又はその解釈は、他の人間活動(商業、産業、行政など)と同様に『作業の分業』に基づくべきだ」と主張し、1912年法が「効果的に機能するには、裁判官の専門化が重要である」ことを主張した。デュ・カサビアンカからすれば、これらの裁判官が「検察庁」(Ministère public / Parquet)、弁護士、そして子ども保護活動者と一緒に働くことができなければならないからこそ、その専門化が重要であった。つまり、彼は、司法と慈善団体の協力が1912年法の原理であったことに基づいて、裁判官の特化を通じ、少年司法制度の専門化を正当化しようとしていた。刑事事件だけでなく、民事事件の大多数であった「父権に基づく懲戒」事件に関わる少年を手助けできる「専門裁判官」の導入を求めた。デュ・カサビアンカの意見は多くの慈善活動家に高く評価され、似たような発言が援護機関又は非行少年擁護委員会などのパンフレットに載せられた¹¹⁰。しかしながら、法学者などは、デュ・カサビアンカの考えていた制度の専門化とその実現を疑問に思っていた。しばらくの間、この問題をめぐる議論は収まらなかったが、1930年代後半には、モンペリエ裁判所で裁判官であったロジェ・アルベルヌの者をはじめとして、裁判官の専門化の必要性に関する研究がさらになされるようになり、専門化

¹⁰⁹ Charvin, Gazeau and Eric (1996) *supra* note 92 at p. 32.

¹¹⁰ *Id.* at p. 33.

を必要とする考えが改めて普及しはじめた。しかし、それは依然として実現できなかった。

第 2 節 1912 年法の適用期間における困難

戦間期における司法は複数の大きな困難を抱えた。司法制度が激しい批判的となり、多くの問題が指摘された。

第 1 款 1912 年法の適用に関わる問題

ここまでみたように、19 世紀末から第一次世界大戦までの間、未成年者を対象とした立法活動が活発に行われた。先に述べた 1889 年法、1898 年法、1912 年法の成立などを通じて、新たな少年のカテゴリーが設けられ、非行少年の問題が多くに関心を集めた。1889 年法、1898 年法及び 1912 年法において、比較的若い子どもと無罪とされた少年に対する「公的支援」(assistance publique)に関する規定が設けられ、非行少年の法的地位が徐々に現代におけるものと近いものになった。しかしながら、多くの分野において、これらの改革的な要素は定着できていなかった。もちろん、当時の機関と施設の状態は徹底した改革を困難にさせていたが、1912 年法の「失敗」にはその他の理由もあった。

上述したように、1912 年法は、アメリカの保護観察のモデルや少年裁判所をフランスに輸入するものであった。その試みは非行少年擁護委員会委員又は後援機関の者であった子ども保護をめぐる活動家によって積極的に支持されていた。しかしながら、上記のように、立法段階において、様々な意見が対立した。そのため、法律の目的が完全に変わったと言えないにもかかわらず、様々な妥協が行われた。これらの妥協は 1912 年法を対象とした二種の批判を生み出した。一方で、1912 年法の規定が当時の司法の全体像とは異なり過ぎたとの理由で、旧法の支持者の多く(主に法学者と裁判官)はその適用の廃止を求めた。他方、子ども保護活動者は、元の立法計画からあまりに差が大きかったという理由に基づき、1912 年法の限定された機能を不満に感

じていた。これらの不満の多くは裁判官の専門化に関連していたが、それだけではなかった。

第一に、保護観察の問題が指摘された。保護観察の措置は、もはや対象少年を家族などに留めるために使われなかった。一般的に、「寄宿学校」での「再教育」が判決処分として下されていた少年のみが対象とされた。寄宿学校に通っている間に問題があった場合に、本人の追放をより簡単にさせるためにしか機能しなくなってしまった。

次に、判決時に担当者である裁判官(達)と慈善団体の間で、暗黙の合意がある場合が多かった。影響力が高くなり続けていた慈善団体は裁判の全段階に影響を与え、ある少年事件に対して裁判官(達)を指導し、判決内容にまで影響を与えていた。その結果、最終決定は地方の慈善協会会長の意見により大きく異なるようになり、公平さの問題が指摘されるようになった。

最後に、裁判官でありながら慈善的な篤志家として活動していた者が困難に直面した。多くの場合、これらの裁判官は自発的に子どもの保護活動に参加し、援護機関や「児童福祉協会」(association de sauvegarde de l'enfance)に参加していた。そして、最も活発な裁判官が自らの援護機関を設立することもあった。しかしながら、社会福祉の世界に参加していたこれらの裁判官は少しずつ目立つようになった。裁判官として、施設送致決定を行い、慈善的な篤志家として、自ら経営していた施設を通じて、同じ子ども達の「世話」も行っていた。そこでは、彼らの個人的な財産と「慈善活動機関」の予算の区別はなされていなかったことが多かった。その結果、少年司法制度に対する批判がこれらの有名な裁判官にまで向けられるようになった。法務省又は行政機関の査察官は、これらの援護機関などについて、激しい批判を内容とした報告を繰り返し行っていた。上記した、1912年法や少年裁判所を代表していたアンリ・ロレも批判の対象となり、少年司法制度の評判は明らかに悪化していった¹¹¹。

¹¹¹ 1928年に、ルーヴィエ査察官(général Rouvier)はアンリ・ロレによって創設された「後援機関」について報告を提出し、この機関の法的地位、予算の管理、制度上の配置及び教育監督を低く評価した。

第1款 施設、機関、設備に関わる問題

戦間期、「矯正教育機関」(établissements d'éducation correctionnelle)の仕組みも厳しく批判されるようになった。19世紀に設立されたこれらの施設の多くは使用不可能となっていた¹¹²。「刑務所総合協会」¹¹³(Société générale des prisons)はいくつかの新しい施設の設置に関する計画を立てたが、予算に関わる事情などにより、それが実現することはなかった。つまり、1912年法の枠内で利用されていた施設は、現代化していない時代遅れの「教育学的概念」に基づいたままであった。最も新しく設置された施設でさえ、刑務所の慣習から外れることができなかった。施設職員とその採用の仕方が主な問題の一つとしてあげられた。機関や職員の名前が変わったにしても、実務上根本的な変化はなかった¹¹⁴。1912年法が、それ以前に成立し、廃止されなかった法律と同時に適用されていた、上記のメットゥレ刑事コロニーは、同時に農業的刑事コロニー(1850年法)、「慈善施設」(institution charitable)(1912年法)、そして「職業訓練学校」(école professionnelle)でもあったにもかかわらず、少年達にとっての収容環境は余り改善していなかった。

この状況は益々問題として指摘され、多くの施設が報道機関による批判の対象となった。これらの施設を指す「少年徒刑場」(bagne d'enfants)という言葉の使用が一般的になりつつあり¹¹⁵、法務省¹¹⁶も直接的に批判の的となってきた。その結果、最も評判の悪い施設¹¹⁷が法務省により閉鎖されたものの、未成年の収容に関する問題は解決されなかった。国立施設において、スカウト運動から示唆を得た「処分」や「職業訓練」に関わる教育的措置が導入されようとしたが、効果的な変化はなかった。

¹¹² 1912年法の成立などにより、子ども観が変わり、これらの仕組みが子どものために妥当ではないとされた。また、当時の経済的事情により、その再構築も不可能であった。

¹¹³ 「刑務所総合協会」(Société générale des prisons)は、1877年に、「王立刑務所協会」(Société royale des prisons)の代わりとして成立した。

¹¹⁴ Charvin, Gazeau and Eric (1996) supra note 92 at p. 36.

¹¹⁵ Stéphanie Desroche (2013), *La colonie agricole et pénitentiaire de Mettray (1839-1937)*, Criminocorpus.

URL: <https://criminocorpus.hypotheses.org/180> (consulté le 15 décembre 2021)

¹¹⁶ 1911年から、フランス矯正局が法務省の管理の下に置かれるようになっていた。その結果、少年収容施設の管理も法務省が行うようになっていた。

¹¹⁷ 1937年に閉鎖された「メットゥレ刑事コロニー」がこれにあたる。

第3節 1945年オールドナンスをめぐる予備的な動きについて

上記のように、1912年法を通じて出現し始めた「専門制度」は定着が難しく、機能が不十分な点が少なくなかった。理論に基づき導入された「再教育」とその実務的適用との差があまりにも大きかったため、1912年法は「道具を作らずに新しいタスクを導入しただけのもの」と評価されることが今でも多い。「保護観察担当官」(délégués à la liberté surveillée)が訓練を受けていなかったため、少年裁判所と同時に導入された保護観察も依然として不完全な措置に過ぎなかった。加えて、「環境の調整」を目的とした「施設送致」が、1920年代後半から、医学界においてほぼ必要不可欠な対応と認められつつあった。それを受けて、「1927年12月31日の法令」(décret du 31 décembre 1927)により、刑事コロニーに代わる、最初の「観護教育施設」(maisons d'éducation surveillée)が開設された。しかしながら、これらの新しい施設の管理は依然として矯正局が行っていた。このような再構築的な動きが当時あったにもかかわらず、罪を犯した子どもに対する国家の対応には依然として問題が指摘され続け、批判が後を絶たなかった¹¹⁸。とはいえ、「1927年12月31日の法令」をきっかけに、矯正局に管理される「観護教育部」(Bureau de l'éducation surveillée)が徐々に出現した。

第二次世界大戦前に、観護教育施設の開設の他にも、いくつかの「法的新しさ」をめぐる議論があった。そのなかに、「浮浪行為に関する法律」(1921年法¹¹⁹と1935年法¹²⁰)があったものの、少年裁判所や少年係裁判官に直接かかわる新しい動きは1937年の「カンパンチ¹²¹法案」(Projet Campinchi)と「非行少年に関する1942年7月27日法」(Loi du 27 juillet 1942 relative à

¹¹⁸ 施設の名前が変わったとはいえ、その機能が改善しなかったため、この改正は一般に「紙の上の改正」と呼ばれる。

¹¹⁹ 18歳未満の未成年者の浮浪行為に関する1921年3月24日法(Loi du 24 mars 1921 sur le vagabondage des mineurs de 18 ans)。

¹²⁰ 未成年者の浮浪行為に関する1935年10月30日の政令法(Décret-loi du 30 octobre 1935 sur le vagabondage des mineurs)。

¹²¹ セザール・カンパンチ(César Campinchi 1882-1941)は、フランスの弁護士、政治家であり、1937年に少年に関する法改正(カンパンチ法案)を行おうとした。彼は1938年1月18日から1938年3月13日まで法務大臣(Garde des sceaux)を務めた。

l'enfance délinquante)しかなかった。

第1款 浮浪罪をめぐる法律について

ここまでみたように、1912年法は、刑罰を教育的な措置に置き換えたことによって少年司法制度を発展させた。また、13歳未満の子どもについては刑事無能力の絶対的原則を定め、弁別能力の調査に重点を置いたため、刑事的な対応が必要である子どもとそうでない子どもの区別を明確化させた。しかしながら、その区別は次の理由により、理論上のものにとどまった。1912年法による教育的対応は、實際上、刑罰的措置との相違点を多くもった。そして、「犯罪少年」と言われていた未成年者達の中には、浮浪者の割合が非常に高かった。1912年法が成立し、少年司法制度の専門化が見えてきたにもかかわらず、1810年の刑法には、未成年者と大人に共通して「浮浪罪」が変わらず規定されていた。未成年浮浪者が刑法の対象から外されはじめたのは1921年法、特に1935年法の成立からであった。

1921年3月24日の法律は、正当な理由なしに両親の家を出て行った未成年者、放浪している未成年、両親の家を出た後に仕事をしない(又は禁じられた仕事をしている)未成年に対して、大人と異なった特別な浮浪罪を導入した。これらの未成年者は、すでに1912年法の対象だったが、1921年法の成立により、16歳未満の浮浪未成年を対象とした刑務所送致を行うことができなくなり、その代わりに教育的措置が強化された¹²²。

1921年法の理念に基づいて、1935年法は浮浪未成年者達を刑事分野から完全に放逐し、彼らに適用し得る教育的措置を多様化させた。その結果、「浮浪」の概念は拡大された。すなわち、「両親の家を出た少年、捨てられた少年、孤児、仕事や家を持たない、あるいは売春や禁止された仕事をする少年達」が未成年浮浪者とされた。そのため、これの者に対する法的対応は教育的措

¹²² Olivier Golliard (2014), *Dépénaliser le vagabondage ? L'impact relatif du décret-loi d'octobre 1935*, in *Savoirs, politiques et pratiques de l'exécution des peines en France au XXe siècle*, Communications, Criminocorpus (Article en ligne).
URL : <http://journals.openedition.org/criminocorpus/2761> (consulté le 15 décembre 2021)

置でなければならなくなった。「公的支援のために特別に指定された施設」(établissements de l'assistance publique)への送致が主な対応となり、手続の司法性が弱体化した。公的支援施設送致は裁判を行わず、知事、警察、検察官、又は少年裁判所の裁判官の指導によって行われることが可能となった。しかしながら、対象少年が教育的措置としての公的支援施設送致に関わる遵守事項を守らなかった場合だけは、刑事手続が開かれて、浮浪罪に対する 1912 年法による裁判が可能であった¹²³。

1921 年法と 1935 年法の理念は、浮浪行為を刑事手続の対象から外し、より現代に近い子ども観に基づいていた。しかし、実務では問題が依然として解決されていなかった。特に、1935 年法により原則となった教育的対応としての「公的支援施設送致」は実現しなかった。パリでさえも、これらの浮浪未成年者を受け入れられるような施設は存在しなかった。実際には、「1936 年 3 月 27 日の通達」(circulaire du 27 mars 1936)により、浮浪未成年者は刑務所、特にフレンヌ刑務所(Prison de Fresnes)に委ねられた¹²⁴。

第 2 款 「カンパンチ法案」について

1937 年に、「急進党」(Parti radical socialiste)所属の議会議員であったセザール・カンパンチが二つの法案を発表した。それらの法案は「裁判にかけられた子どもに関する法律」(Proposition de loi concernant les enfants traduits en Justice)と「これらの子どもの保護、再教育、及び更生のために必要な待遇を確保させる為の法律」(Proposition de projet de loi en vue d'assurer aux enfants traduits en justice le traitement nécessaire à leur sauvegarde, leur rééducation et leur redressement)の成立を目指したものであった。これらは、裁判所から更生関係機関まで、少年司法のほぼすべての分野に影響を与える非常に包括的な計画を内容とするものであった。カンパンチがこれらの法案を提出した背景として、特に浮浪罪に関する法律を取り巻く乱雑な法的状況と¹²⁵、矯正教

¹²³ Id. at §11.

¹²⁴ Id. at §11.

¹²⁵ 上述のように、1921 年と 1935 年に浮浪罪に関する二つの法律が成立した。これ

育に関わる新しい介入の必要性が指摘されている¹²⁶。

カンパンチは特に次の点に重点を置いていた。①医療調査と社会調査の制度化、②「トリアージ施設」¹²⁷(centre de triage)の成立、③「保護観察制度」(liberté surveillée)の改善、④援護の予算増加と国家によるその監視の強化、及び国によるその管理(国立化)、⑤教育スタッフの採用による「刑事コロニー」¹²⁸の改革及び⑥独立した「観護教育局」¹²⁹ (Service d'éducation surveillée)の成立¹³⁰、である。

このように、カンパンチは、当時強く求められていた改革を詳細な計画にまとめ、少年司法の全ての分野で前進させることを企図していた。

少年裁判所に関して、カンパンチは 1912 年法を高く評価しながら、三つの柱に基づき次のような改善を主張した。

まず、彼は少年裁判所と他の裁判所との間の明確な区別を求めた。このような区別が明確に求められたのはこれが初めてであった。併せて、カンパンチは法案においては規定こそされなかったものの、暗に、その自治の保証をも求めていた。その改革は、新しい設備とその「書記課」(greffe)の設置を意味していた。

それから、彼は少年裁判所が、刑事だけではなく民事をも管轄する、包括的な機関になるように提案をした。すなわち、カンパンチの法案は、少年裁判所の管轄を「非行事件」、「未成年後見人に関連する事件」のみならず、「児童虐待事件」及び「面会交流権事件」等までに拡大するものであった。この

らの法律が同時に適用されていたために、浮浪への法的対応が困難な場合が少なかった。

¹²⁶ Davis Niget (2011), *La jeunesse déviante entre ordre moral et raison expertale. Production du droit et politiques publiques de protection de la jeunesse sous le régime de Vichy*, in *Droit et société*, vol. 79, no. 3, 573-590. p. 577.

¹²⁷ カンパンチ法案が立法されなかったため、これらの施設の機能を細かく説明することは困難であるものの、その目的には「少年の医療的・知的・道徳的鑑別」が挙げられていた。

¹²⁸ 当時はまだ「観護教育施設」(maisons d'éducation surveillée)と呼ばれていなかったが、同じ施設を指す。

¹²⁹ このことは、少年司法制度を矯正局の管理の下から離脱させることを意味している。

¹³⁰ Michel Allaix (1998), *Un texte précurseur de l'ordonnance de 1945 : la proposition Campinchi (1937)*, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 1, 101-107. p. 106.

ように、カンパンチの法案は少年裁判所を「子ども保護の中心地」として据えるものであった¹³¹。

最後に、法案において、カンパンチは裁判官の徹底的な専門化を主張した。彼にとっては、少年裁判所の裁判官は「子どもの心理」などの分野を理解するために十分な実践を行っていなければならない、そのためには少年係裁判官は子どもや、法律などに関する深い知識を持たなければならない。カンパンチ法案では、これらの知識を身に付けるには時間をかける方法しかなく、裁判官の専門化が必要不可欠とされた。カンパンチにとっては、少年係裁判官は経験に基づくべき裁判官でなければならなかった。

1938年にカンパンチが、短期間ではあったものの、法務大臣になったにもかかわらず、これらの法案は計画の段階にとどまり、結局立法化されなかった。しかしながら、カンパンチによってこれら二つの法案が議会に提出されたという事実は、1940年代の大規模改正の予備的な段階を象徴していると言える。1930年代における「子ども保護の世界」の提案のほとんどすべての要素を総合する動きであった。それは主に、少年の観察の重視、少年係裁判官の専門化と矯正局から独立した「観護教育局」の成立である。実際、すでに述べたように、「1927年12月31日の法令」により、刑事コロニーは「観護教育施設」と名付けられた。それに伴い、1930年代において、少年司法を専門とした「観護教育部」(bureau de l'éducation surveillée)が矯正局の管理の下でできた。カンパンチ法案における「矯正局から独立した『観護教育局』の成立」は、徐々に拡大していたその「観護教育部」の独立を意味した。

このように、第二次世界大戦直前期において、フランスではカンパンチ法案によって、子どもに対する考え方が進歩していた。カンパンチの試みは、子どもをより国の中心的な地位に置こうとした。子どもは観察され、理解され、さらに専門的な法的対応の対象とならなければならないと見なされるようになった。これらの目的のために「少年司法の予算の増加」の必要性が認められたことも、この期間における子ども観の変化を反映し、少年司法の福祉的發展が実現したと言える。

¹³¹ Id. at p. 106.

第3款 「非行少年に関する1942年7月27日法¹³²⁾」について

第二次世界大戦直前期において、フランスではカンパンチ法案によってより現代のものと近い子ども観に基づく司法制度の設置が試見られたが、上記のように、その試みは結実しなかった。しかしながら、これは1945年オルドナンスの成立前の最後の法的動きにはならなかった。

1939年9月3日に、フランスが第二次世界大戦に参入し、1940年7月10日に、「ヴィシー政権」¹³³⁾が発足した。戦争に伴う社会的問題は当時の子ども観や少年犯罪の量的・質的狀態に影響を与え、これによって少年司法制度の徹底的な改革が益々必要とされるようになった。このような社会的な要求を反映して、1942年7月27日に少年司法制度の総合的な改革を目的とした法律(以下、「1942年法」)が制定されたが、この法律は実務上、維持した矛盾と当時において戦争がもたらした困難のため、適用がなされなかった¹³⁴⁾。実際、1942年法の「公布デクレ」(*décret de promulgation*)が存在するものの、その「施行デクレ」(*décret d'application*)は成立しなかった。とはいえ、後述する通り、本稿の分析視角であるフランス司法制度の福祉的発展及び子ども観の推移という観点からすれば、1942年法の重要性は高いといえる。そのため、次にこの1942年法の内容を概観する。

(1) 1942年法の目的

戦争がもたらした貧困の問題により、戦時中、子どもの非行がさらに注目を浴びるようになった。戦争に伴う社会・政治的混乱を背景とする1942年法は、時代遅れと言われるようになった1912年の法律に代わるべく成立し

¹³²⁾ フランス語の原文は「Loi du 27 juillet 1942 relative à l'enfance délinquante」である。

¹³³⁾ 「ヴィシー政権」(Gouvernement de Vichy)とは、ナチス・ドイツに占領されたフランスにおいて対独協力対策を行っていた政府を指す。

¹³⁴⁾ Christian Rossignol (2000), La législation « relative à l'enfance délinquante » : De la loi du 27 juillet 1942 à l'ordonnance du 2 février 1945, les étapes d'une dérive technocratique, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 3, 17-54, p. 31.

た。この新しい法律は、少年司法の自治を強調し、これまで少数の大都市にしか存在しなかった少年裁判所の専門化を強化させながら、すべての「少年更生措置」(刑事コロニーなど)と「観護教育機関」を対象として改革を進めようとするものであった。

1942年法の主要な目的は、複雑だと批判され続けた1912年法の制度を整理することであった¹³⁵。そのため、1942年法は、少年司法の簡素化と、当時特に取り組むべきとされていた少年犯罪の増加や予算、設備といった問題状況の解決という二つの目的を掲げていた。

上記したように、1912年法の成立により、次のような新しい年齢層の区別が制度化された。すなわち、13歳未満の少年、13歳以上16歳未満の少年と16歳以上18歳未満の少年という三つのカテゴリーである¹³⁷。これに対して、1942年法は18歳未満のすべての未成年者のための共通の原則を確立しようとした。つまり、1942年法は年齢に関係なく、すべての子どもを同じ手続で「起訴前調査」の対象とし、簡素化を行おうとした。さらに、13歳以上18歳未満の未成年者を対象としていた弁別能力の理念を完全に廃止し、13歳未満の子どもに対する「刑事責任無能力」の推定をも撤廃しようとした。その代わりに、1942年法は一般的に「保護処分優先性」を少年司法の理念としようとした。もっとも、例外として、1942年法は16歳以上18歳未満の少年に対し、この優先性の絶対的な性格を認めず、成人司法と同様の法的対応の適用を規定していた(第23条を参照)。

1942年法のもう一つの目的は犯罪事件の増加に関連していた。当時、少年裁判所による決定の対象となり得る少年事件数を減らす必要性が主張された。そこで、事件処理のスピードを上げると同時に専門裁判所の機能をより効率化するために、1942年法は少年手続を次の三つの段階に分けて規定していた。最初の段階は捜査段階であり、その後、捜査の結果によって必要とされた場合にのみ、対象少年を民事裁判所におけるシャンブル・デュ・conseil

¹³⁵ Michèle Becquemin-Girault (2000), La loi du 27 juillet 1942 ou l'issue d'une querelle de monopole pour l'enfance délinquante, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 3, 55-76. p. 56.

¹³⁷ 1912年法の下では、13歳未満の子どもは刑事責任無能力が認められ、刑事処分の対象とされなかった。

イユの面談の対象とした。その後、シャンブル・デュ・コンセイユが事件をさらに調査し、起訴の妥当性について検討を行うこととされた。そして、シャンブル・デュ・コンセイユが適切であると認めた場合にのみ、「少年裁判所」に事件を送致するものとされた¹³⁸。つまり、1942年法の下では、少年裁判所は、少年手続の第3段階にのみ介入することが許された。

上述したように、子ども保護の支持者達によって擁護された要素に沿って、1942年法は子どもを対象とした法的対応の個別化を実現させようとした。これを達成するために、1942年法では次の二つの手段が採用された。すなわち、「管轄の専門化」と当事者少年の「徹底的な観察」である。かかる観点から、1942年法は、専門裁判所の創設を定めた。これらの裁判所は同じ地域に作られる予定であった「観察センター」¹³⁹ (*centres d'observation*) と密接に協力して機能するように考えられていた。観察センターにおける観察では、少年の送致から観察結果が出るまでの段階において、裁判官が密接に関与することとされた。さらに、1942年法は少年に対する最終的処分の選択を裁判官の裁量に任せた。その処分は、保護者又は信頼のできる者への引き渡し、少年の再教育を行う慈善的な機関への送致、「厚生庁」(*Secrétariat d'Etat à la santé*)又は「国民教育庁」(*Secrétariat d'Etat à l'éducation*)に管理される機関への送致、「問題を抱えている子どものための医療機関」(*institut médico-pédagogique d'enfants anormaux ou arriérés*)への送致、「法務省に管理される観護教育機関」(*institution publique d'éducation surveillée du ministère de la justice*)への送致、及び刑事コロニーへの送致である。

また、1942年法は、少年司法の全体構造、少年司法制度に関わる職員、及び再教育手段を対象とした改革を規定した。例えば、調査から裁判の各段階において、より幅広い公的及び民間機関の使用が可能となった(前文を参照)。1942年法は「観護教育局」(*Service éducation surveillée*)をつくり、他の教育機関(主に国民教育省に管理される機関)との密接な協力関係が可能とされた。

¹³⁸ Rossignol (2000) *supra* note 134 at p. 44.

¹³⁹ 「観察センター」は同じ法律(非行少年に関する1942年法)により導入された。これは、名称は変わったもののカンパンチ法のトリアージ施設に近いものであった。これらの施設に送致された少年達は、適切な手段により、健康・知的状態・道徳的状态を明らかにするための調査の対象となった。これらの調査の結果は「少年裁判所」に送られた。非行少年に関する1942年7月27日法第27条を参照。

(2) 1942 年法の問題点

1942 年法は、一部の専門家からいくつかの矛盾を孕むものであると指摘された。1942 年法は 1912 年の法律を置き換えることを目的していたため、1912 年法により規定されたすべての点を廃止した。しかし、1942 年の法律は、いくつかの点に関して、1912 年法の廃止により引き起こされた問題に対応するための十分な規定を有していなかった。この規定の欠如は、理論的に大きな矛盾を引き起こしていた。例えば、13 歳未満を対象とする刑事責任無能力の原理が排除されたことにより、この年齢層の子どもが有罪判決を下される可能性が残ることとなっただけでなく、条文上は、これらの子どもに対する死刑の言い渡しさえも可能となっていた¹⁴⁰。加えて、対象少年の人格などの調査を促進することやそれに伴う法的対応の個別化が 1942 年法の目的であると説明されていたにもかかわらず、その適用を可能にするような規定はほぼ存在しなかった。すなわち、社会調査と健康診断は必要的なものではなかったし、専門裁判所としての少年裁判所の介入や観察センター送致といった措置は手続の最後の段階にしか適用可能とされていなかった。その結果、1942 年法の導入によって、皮肉なことに、少年達を対象とした法的手続は却って複雑なものとなり、同時に対象とされる少年の負担もより重くなった。

1942 年法による大規模な改革は統一的な考えに基づいたものではなかった。フランスでは 20 世紀初頭から司法制度に関する見解の対立が続いており、これらの対立こそが 1942 年法が制定された背景であった。非行少年に対する法的対応という問題は、第三共和国当時から影響力を持つようになった「司法機関」と矯正局との間の対立を再び活発化させた。司法機関は「虐待され又は心理的に遺棄された子どもの保護に関する 1889 年 7 月 24 日の法律」と「子どもに対してなされる暴行、暴力行為、残虐行為及び加害行為

¹⁴⁰ Becquemin-Girault (2000) *supra* note 135 at p. 59.

の処罰に関する 1898 年 4 月 19 日の法律」によって導入された次のような新しい考えを深く定着させようとした。すなわち、罪を犯した子ども達は、第一に、不健全な家庭環境の犠牲者である、という考えである。この見解からすれば、これらの子どもは道徳的な危険性にさらされている存在であり、したがって、保護と教育の対象として見なすべき存在であった。司法機関のその見解は特に子ども達の福祉に関心を持っていた「民間団体」と「公的支援」(assistance publique)の役割を引き受けようとした「厚生省」(Ministère de la santé)により支持されていた。それに反して、矯正局は、非行に及んだ子どもに対するその管轄権を維持するため、不健全な家庭環境の犠牲者としての非行少年の観念を否定した。

しかしながら、矯正局の全ての提案が「司法機関」のそれと相反するものという訳ではなかった。実際、矯正局に管理される「刑務所監視部」(Inspection général des prisons)の長であったジャン・バンカルをはじめ、矯正局の一部には、非行少年に対する法的対応の仕組みを改革するために、矯正局の管轄から解放した「観護教育局」の成立の必要性を主張声があった¹⁴¹。1920 年代から矯正局の施設に収容されていた少年の人数が減少していた一方で、民間に管理される援護機関の収容者は徐々に増加していた。そして、上述の通り、矯正局が管理する施設はマスメディアの厳しい批判を受け続けていた。つまり、矯正局が管理する「観護教育部」の成立からまだ月日が経っていなかったにもかかわらず、ジャン・バンカル達は「観護教育局」を矯正局から完全に切り離し、独立したものとして新設することを主張した。

(3) 子ども保護の世界と矯正局の対立

1942 年法の成立の契機は、特に都心部における少年犯罪の増加にあったが、戦争による混乱も重要な要素であった。民間機関であったいくつかの援護機関が閉鎖され、社会福祉事業は国民の避難と収容されていた子ども達の疎

¹⁴¹ Jacques Bourquin (2007), Sur les traces des premiers éducateurs de l'Education surveillée, in *Pages d'histoire, la protection judiciaire des mineurs, XIXe-XXe siècles*, Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière » (hors-série), 17-95, p. 41.

開を行うことが主な活動となっていた。加えて、刑務所の状態は非常に劣悪なものであった。受刑者数が 1938 年から 1942 年の間に 3 倍に増えたにもかかわらず、戦時中に多かった砲撃により、いくつかの刑事施設が利用不可能な状態となっていた。そのため、フランス中の刑事施設に整備されていた「少年区」が、成人受刑者のために使われるようになった。さらに、戦争に伴う事情により多くの学校が閉鎖された。結果、一日中町を徘徊する子どもが徐々に増加していた。食料や生活用品の窃盗を繰り返す子ども達も少なくなかった¹⁴²。

この社会的混乱による非行少年の問題を解決するために、1940 年から 1941 年の間に次の二つの法案が準備されていた。一つ目の法案は、1940 年 8 月 10 日に設立された行政機関である「家族局」(Direction de la famille) によって提案された。これは、差し迫っていた「家族法」(Code de la famille) の改正を考慮して、犯罪行為を行った未成年者を「道徳的に迷える少年」(enfant moralement abandonné) と見なすことを目的としたものであった。もう一つの法案は矯正局によって立案され、非行少年に対する矯正局の管轄の維持を確保することが主な内容であった

1940 年 9 月当時、家族局の「子ども部会」(le groupe délégué à l'« Enfance ») は、「幼児事件」、児童買春事件、不幸少年事件(親に見捨てられ、又は、保護者が死亡した子どもの事件)を管轄していた。これらに加えて、家族局は、その管轄を非行少年事件にまで広げようとしていた。「非行に及んだ少年とそうでない少年は異なった本質を有している訳ではない」という前提に立ち、家族局は非行少年事件を管轄することを強く求めながら、矯正局の立場を批判した。家族局案は、「家族」と「少年司法」は協力的な関係で結ばなければならないと主張したのであった。言い換えると、家族局からすれば、少年裁判所は「家族」の「補助者」となるべきであり、医者や「教育職の一員」によって補佐される、強い管轄権を持つ「ただ一人の裁判官」に基づいて機能しなければならない。そして、福祉機関、医師、トリアージ施設及び更生施設がこの協力的な関係に基づき、機能するように提案されていた。ただし、

¹⁴² Rossignol (2000) supra note 134 at p. 65.

家族局案では、刑罰規定が残されており、それに伴う収容が矯正局によって行われる可能性が残されていた。しかし、その場合でも、少年は依然として家族局の管轄下に置かれることとされていた¹⁴³。この法案は子ども保護関係者達に強く支持されていたにもかかわらず、同時期に少年司法制度の改革に努めていた法務省の反対に遭い、成立には至らなかった。

他方、矯正局にとっては、従来の「非行少年(犯罪少年)のカテゴリー」を混乱させていた「子ども保護支持者」¹⁴⁴の動きを抑制させ、「少年司法制度」に対する自らの管轄権を維持しようとした。前述のとおり、同時期、矯正局は司法制度の全体像に関わる法改正に着手したが、その実現は経済的・社会的混乱により不可能な状態にあった。それに基づき、非行少年が家族局により「道徳的に迷える少年」と見なされることについての批判が示されたものの、その裏には、非行少年に対するその見解により正当化され得る、家族局の管轄権の拡大に対する矯正局の強い懸念があったと考えられる。

しかしながら、これらの意見は説得的なものではなかった。矯正局の財政上の困難などに伴う設備の悪化が大きな問題として指摘され続けた。その結果、家族局案に代わるものとして提案された矯正局案は、低予算で実現可能な提案のみを内容とするものになった。具体的には、新しい施設を若干数のみ建設することや刑事コロニーの小規模な改革にとどまった。加えて、矯正局案では、少年司法制度における民間事業の管轄権を抑制するために、これらの機関の専門化¹⁴⁵と矯正局によるその審査の制度化も主張された¹⁴⁶。

結局、1942年法は、1941年初頭に矯正局によって作成された法案の最終版を参考にし、内容面でこれと極めて類似したものになった。しかし、1942年法の下敷きとされた矯正局法案は家族局や「子ども保護支持者」の勧告が全く含まれていなかった点で批判を招いた。矯正局法案の精神が抑圧的に過ぎ、法的な矛盾が多いとの指摘がなされた。例えば、矯正局案では、「特定の

¹⁴³ Id. at p. 68.

¹⁴⁴ 子ども保護支持者とは、19世紀末から子どもの保護を発展する目的とした慈善的篤志家の思想を出発点として、子どもの保護をより拡大させた者を指す。これらの者は主に慈善的篤志家、教育士や子どもの福祉に関わる専門家であった。

¹⁴⁵ 民間事業者により管理される施設の対象となる少年は、そこで事業として行われていた活動の他、その特性（年齢、言い渡された処分）を考慮して、矯正局により決定された。

¹⁴⁶ Becquemin-Girault (2000) *supra* note 135 at p. 70

年齢からは教育的処分による更生が不可能である」と明記され、少年司法の適用年齢(刑事成人年齢)が16歳に引き下げられていた。

「子ども保護支持者」にとって、矯正局案は少年司法における保護の機能の弱まりを意味していた。子ども保護支持者からは、子どもの専門家との相談が規定されていなかったことや、非行をした少年とそうでない少年の厳格な区別が特に批判された。「子ども保護支持者」は家族局案に含まれていた改正点との調整を強く主張した。これを受け、調整が1941年9月26日にヴィシー市で、急いで行われたが、1942年法の基礎として据えられたのは、上述した通り、矯正局案であった。

このように、1942年法制定の背景には二つの組織の激しい対立があり、この対立こそが、1942年法が孕む矛盾の要因であった。非行少年とそうでない少年を区別することに加え、矯正局法案は二つの柱に基づいていた。すなわち少年司法の適用年齢の引き下げ(18歳から16歳へ)と「非行少年問題」に対する法務省の管轄の維持である。これらの二点は特に「子ども保護支持者」の勧告と対立しており、1942年法をめぐる主たる論点であった。

フランス児童精神医学の創始であり大きな影響力をもっていたジョルジュ・ハヤルが争論に参加し、少年司法適用年齢の引き下げについての「子ども保護支持者」の立場を支持した。それに加えて、自ら行っていた調査結果に基づき、ジョルジュ・ハヤルは少年司法適用年齢の引き下げによって「観護教育部」の対象人数が減少する¹⁴⁷という趣旨の発言を繰り返し、多くの矯正局関係者を説得した¹⁴⁸。

その結果、少年司法適用年齢の引き下げは諦められ、16歳と17歳の非行少年に対する成人と異なった扱いが維持された。しかしながら、これらの少年に対する刑の適用又は教育的処分の在り方に関する議論は先延ばしされた¹⁴⁹。1942年法が成立した後、これらの点に関する矛盾や規定の欠如が問題となり、矯正局はさらに激しい批判を受けた。

¹⁴⁷ 「観護教育局」(Education surveillée)の対象少年の26～37%が一般司法の対象になると予想されていた。Becquemin-Girault (2000) *supra* note 135 at p. 70

¹⁴⁸ Georges Heuyer (1942), *Enquête sur la délinquance juvénile, étude de 400 dossiers*, in *Pour l'enfance "coupable"*, Paris, p. 24.

¹⁴⁹ Becquemin-Girault (2000) *supra* note 135 at p. 73.

このように、非行少年を対象とした法的対応の管轄権をめぐる議論では、家族局と矯正局の対立が前面に出た。そこでは、上述したような激しい議論が展開されたが、最終的なコンセンサスを生み出したのは、財政的な事情であった。非行少年問題に対する管轄が法改正により変化したとしても、つまり、家族局案と矯正局案のいずれが採用されたとしても、これらの二つの機関が非行少年の問題について関与することには変わりなかった。そのため、家族局か矯正局のいずれかに、非行少年に対する完全な管轄権を認めることによって高価な再構築を指向するよりも、これらの行政の協力的な関係を保つような「シェア」された管轄の在り方が政府によって模索された。このように、管轄の調整という根本的な問題があったにもかかわらず、状況の緊急性のため、結局、財政上の理由から、1942年法ではより少ない予算で実現可能な解決方法が選択された。具体的には、家族局などが管理していた施設を「観察センター」に改め、矯正局がこれを利用できるようになった。同時に、家族局は、それまで法務省に管理されていた機関や施設を利用できるようになった。

こうして、家族局は「子ども保護支持者」に支えられつつ、非行少年問題に対する管轄権を強く求めたものの、その改革は財政上の理由から法務省に批判された。その結果、より少ない予算で実現可能な「シェア」された管轄の設定が解決方法として導入された。1942年法の制定過程では、観護教育部と家族局がともに管轄を持つことが議論されていたにもかかわらず、実際に制定された1942年法は、非行少年に対する法的対応として刑事的な側面を残存させていたため、矯正局の管轄権の方が大きくなった。

(4) 1942年法の評価

1942年7月27日の法律をヴィシー政権の総合的な政策を反映させた法律として見なすのは妥当とは言えない。当初、1942年法はこれまでの進歩的な発展と同様の方向を目指したものであったが、フランスが戦時体制に突入したことで、その制定が急務となった。その結果、予算不足、犯罪・非行事件の増加、社会的混乱、そして管轄に関わる対立により、1942年法は多くの面

で妥協したものとなった。本来、1912年法が抱えていた問題を解決することを目的としていたはずの1942年法は、実務上、適用が難しいものになった。また、立法過程の事情により、戦前から「子ども保護支持者」などによって指摘されていた改善すべき点は終戦まで保留されたままであった¹⁵⁰。

とはいえ、1942年法はフランスにおける非行少年に対する法的対応の在り方に大きな影響を与えたと考えられる。すなわち、1942年法は、少年司法の適用年齢に関する新たな議論を導入しつつ、弁別能力調査の廃止、裁判官の専門化、少年を対象とした観察や民間事業所の国家的な統制などを導入しようとした。そして、これら1942年法によって導入された措置は、後述する1945年のオルドナンスに引き継がれることとなった。この意味で、1942年法が有する意義は大きいと言える。

第4節 小括

1912年法の適用期間は、幾つかの法的動きに特徴づけられている。これらすべての動きは非行少年が置かれていた立場の改善を意味していなかった。しかし、浮浪罪をめぐる法律の成立、カンパンチ法案により行われた議論、そして1942年法に内在している一部の要素は、1945年オルドナンスへの予備的な動きと見なされなければならない。他方、1912年法において規定されていた手続やアクターの専門化が明らかではなかったことにより、非行をした子どもを対象とした法的対応は地域や時代により大きく左右されていた。戦争のもたらした経済的・社会的困難は、手続の運用と施設の状態を悪化させた。また、第二次世界大戦中における子どもの問題の重視が政治的な戦いを引き起こしたことにより、1942年法が二面性を持つようになった。

本稿の関心に照らし合わせると、1912年法の適用期間は重要な時代である。まず、現代少年司法の福祉的側面を象徴する少年係裁判官のアイデンティティが実務上現れたのは、1912年法により部分的に可能とされた一般裁判官の専門化を契機としていた。浮浪罪をめぐる法律により、未成年浮浪者が

¹⁵⁰ それは一人のみの少年係裁判官が行う法的決定や「観護教育局」(Education surveillée)の独立などである。

刑法の対象から外され、その法的対応は「公的支援のために特別に指定された施設」における教育処遇となった。それは、非行少年を危険にさらされる子どもとして見なし始めることを意味し、少年司法の福祉的発展における重要な段階であった。そして、何よりも、1912年法の適用期間は、矯正局から独立した観護教育局の設置を規定したカンパンチ法案により特徴づけられたと考えられる。少年係裁判官の導入と並んで、非行少年に対する管轄を矯正局から外し、教育士が中心的な立場を占める新しい機関に任せることが、連帯主義を基礎とする制度の誕生を意味した。これまで見てきたように、全フランスにおける少年係裁判官の導入や観護教育局の成立は1912年法期間中に実現しなかった。しかしながら、戦後直後に生まれた1945年オルドナンスではこれらの二点が成立しており、フランス少年司法の迅速な福祉的発展につながった。そのため、1912年法の適用期間においては問題が少なくなかったとはいえ、この法律は、子ども観の現代化とともに図られた、1980年代までの少年司法の福祉的発展を支える制度内在的な要素の基礎を築いたと言える。

1912年法の適用期間には、もう一つの重要な側面がある。それは、社会的・経済的背景に関わる。本稿の後半で述べるように、2000年代におけるフランス少年司法の厳罰化改正の一つの背景となるのは経済危機である。戦後直後から1970年代半ばまで、「栄光の30年間」と呼ばれる高い経済成長率が維持された時期があり、それに伴う社会的余裕が少年司法のウェルフェア・モデルを発展させた。1980年代から長く続いた経済停滞によってその社会的余裕が失われたことがポピュリズムを拡大させ、世論の厳罰化要求につながった。その観点からも、社会的・経済的問題が目立っていた1912年法の適用期間において行われた議論の在り方は重要な意味を持つ。特に戦争や世界恐慌に伴った社会的被害を受けた子どもは、少年非行が増えていた時期であったにもかかわらず、より厳しく罰せられるべき存在としては見なされなかった。逆に、施設の状態悪化や司法手続の恣意性が世論により指摘され、子どもにより優しい司法制度にするように向けた議論が定着した。社会危機により特徴づけられる1912年法の期間と20世紀末における議論が大きく異なっていることが、これらの議論におけるイデオロギーの影響を窺わせる。

第3章 「1945年オルドナンス」と現代的少年司法制度の基礎

「フランス解放」(Libération française)の際に制定された「犯罪少年に関する1945年2月2日のオルドナンス」(l'Ordonnance de 1945 relative à l'enfance délinquante) (以下、「1945年オルドナンス」)は、「フランス共和国臨時政府」(Gouvernement provisoire de la république française)によって公布された最初の法律の一つであった。1945年オルドナンスは「ヴィシー政権」(Gouvernement de Vichy)の間に制定された法律を廃止し、より強くヒューマニズムに基づく少年司法の再構築を行うために導入された。この意図は特に、1945年オルドナンスの前文に反映されている。すなわち、「触法少年をはじめ、子ども保護に関わる問題よりも深刻な課題は非常に少ない。フランスは、子どもを健全な者として育てるための一切の要素を軽視するほどに、子どもが多い国ではない。戦争、そしてそれに伴う経済的、道徳的混乱は、少年犯罪を大幅に増加させた。犯罪少年は現在、喫緊の課題の一つである」。

立法過程の最初の段階から、1945年オルドナンスは、広範な内容を含むものとして起草された。すなわち、保護、教育と制裁を定めつつ、同時に少年司法の主な理念を明確に規定することを図るものであった。戦後の混乱という特徴的な時代背景の下で成立したにもかかわらず、1945年オルドナンスは現在に至るまで適用され続けてきた。とはいえ、1945年オルドナンスと密接に関連する法制度は時代と共に大きく変わった。「フランス刑事訴訟法」(Code d'instruction criminel)が1958年に改正され、1994年には新しい刑法も成立し、少年司法もその影響を波及的に受け、変化してきた。その結果、1945年のオルドナンスは40回以上も改正され、特に20年前からはこれを再構築する動きが顕著となっている。また、法律だけではなく、少年犯罪自体も、量的及び質的に変化してきた。1970年代から2010年代まで、検挙件数の総数に占める少年事件の割合は9%から18%に上昇し¹⁵¹、新しい少年犯罪の出現も見られるようになった。それに伴い、それまで専門家のみが

¹⁵¹ Philippe Bonfils (2017), *Les soixante-dix ans de l'ordonnance du 2 février 1945* in Nadia Beddiar, *70 ans de justice des mineurs, entre spécialisation et déspecialisation*, L'Harmattan, 7-11, p. 8.

関心を寄せていた非行少年の問題が、徐々に一般人をも巻き込んで多くの議論を引き起こし、政治やマスメディアで重要な地位を占めるようになった。

第 1 節 1945 年オールドナンスの理念

第二次世界大戦の終結は大きな転換点となった。「対独抵抗」がフランス国民の誇りになった一方で、ヴィシー政府はフランスの忘れるべき「暗い歴史」となった。フランス人の多くが、ナチス・ドイツとの「独協力行為」に象徴されるヴィシー政府によって行われた政策の廃止とその転換を強く求めていた¹⁵²。1942 年法はヴィシー政府の精神を完全に反映していた訳ではなく、また、法律として、適用されなかったにもかかわらず、ヴィシー政府の一つの象徴として見なされていたため、これに代わる新しい法律が必要とされた。その結果、当時法務大臣であったフランソワ・ド・メントンが上記したエレヌ・カンパンチを議長として選出し、迅速に立法委員会を設置した。その後、当時国全体を再構築するために多くの政策が必要になったという政治的な事情によって、1945 年オールドナンスは議論の的とならず、非常に円滑に成立した。1945 年オールドナンスを起草したのは、セザール・カンパンチの妻であったエレヌ・カンパンチであった。彼女は 1937 年に夫が起草した「カンパンチ法案」を下敷きにして、1945 年オールドナンスを起草した¹⁵³。フランスの少年司法はカンパンチ法案から引き継いだヒューマニズムと当時発展を見せていた「新社会防衛論」(Défense sociale nouvelle) の色彩を有するようになった。マーク・アンセルにより発展させられた新社会防衛論では、刑罰は公共の利益に役立つ現実的かつ効果的な刑事政策の手段としてのみ考慮されるべきものである。そのため、犯罪者の効果的な社会復帰は刑事法の主な目的とならなければならない。アンセルからすれば、その「効果的な社会復帰」にあたっては行為者の利益の考慮が重視され、その利益の考慮こそが社

¹⁵² Rossignol (2000) *supra* note 134 at p. 30.

¹⁵³ Jean-Jacques Yvorel (2015), 1945-1988. Histoire de la justice des mineurs, in *Les Cahiers Dynamiques* 2015/2 (N° 64), 21-32. p. 24.

会防衛の確保につながるとされる¹⁵⁴。

1945年オールドナンスは、その前文からして、新社会防衛論の影響を受けていることが明らかである。すなわち、「知っておくべき重要なことは、少年による非行そのものよりも、その少年のためになる措置を確定するために必要な、少年本人の人格である」。新社会防衛論の理念が小児精神医学及び医学社会科学（*sciences médico-sociales*）の発展と重なり、戦前期に完成できなかった少年司法の根本的な改革が行われた。

他方、フランス解放に伴う国の「再構築」をめぐるさまざまな動きも立法過程に影響を与えた。すなわち、新しい経済的又は人口的な要素が子ども観と結びつけられるようになり、この時期、子どもがより連帯主義的で保護主義的な観点から捉えられるようになった。このように、1945年のオールドナンスは戦後のヒューマニズムに基づき、立法者のイデオロギー的意識を反映していた。その結果、少年の非行に対し法的対応をとる際に、非行よりも子どもの人格の方が徐々に重視されるようになった。19世紀末から出現し、徐々に定着してきた社会科学が少年司法の中心に置かれ、これによって、それまで以上に、子どもは理解されるべき、そして守られるべき存在として、意識されるようになった。これらを背景として、少年と裁判官との間の「人道的で素直な対話」の重視が少年司法の在り方を変え、手続を血の通ったものにした。

上記したように、1945年のオールドナンスは現在に至るまでに40回以上改正されたが、1945年2月2日に成立した法律は次の三つ¹⁵⁵の理念に基づい

¹⁵⁴ Marc Ancel (1954), *La défense sociale nouvelle: un mouvement de politique criminelle humaniste*, Cujas. 日本語訳として、マルク・アンセル、吉川経夫（訳）『新社会防衛論—人道主義的な刑事政策の運動』（一粒社、1968年）。日本における新社会防衛論を検討した代表的研究として、澤登俊雄『新社会防衛論の展開』（大成出版社、1986年）を特に参照。

¹⁵⁵ 実際は、このオールドナンスの伝統的な理念をめぐる議論が現在に至るまで行われており、解釈により、これらの理念が二つ（少年司法制度の専門化、子どもの利益の考慮 [conseil constitutionnel]）、四つ（少年司法の専門化、教育的措置の優先、年齢に応じた減刑と措置の個別化 [Renucci]）又は七つ（少年司法の専門化、刑事責任の緩和、教育の優先、予備手続の弱体化、両親の「動員、参加」、原則としての弁護、司法手続における少年の参加 (mobilisation, engagement) [Rosencveig 等]）に分かれているといった意見もある。これらの分類は解釈により異なっているが、その差は1945年オールドナンスの理念との関係をどのように考えるかにあるように思われる。本稿では、「少年司法の専門化」、「年齢に応じた少年刑事責任の軽減」、「教育の優位性」

て機能してきた。すなわち、「少年司法の専門化の原理」(le privilège de juridiction)¹⁵⁶、「年齢に応じた少年刑事責任の緩和」(l'atténuation de la responsabilité pénale)、そして「教育の優先性」(la primauté de l'éducatif)である。これらの理念とそれに付随する要素は、現在でもなお重視されているが、その内容は時代とともに大きく変化してきた。ここでは 1945 年のオルドナンスが成立し、定着し始めた時期の上記三つの理念を紹介・分析する。

第 1 款 「少年司法の専門化の原理」について

上述したように、フランスでは 1912 年法によって少年司法の専門化の基礎が築かれた。しかし、1912 年法によって成人を対象とする裁判所とは異なる少年裁判所が設置され、戦後の少年司法の中心にも置かれている「裁判の非公開」などの要素が導入されたにもかかわらず、裁判官の徹底的な専門化は果たされなかった。

他方、1945 年オルドナンスは専門性の高い「少年係裁判官」(Juge des Enfants)を制度化し、この新しい「司法官」の機能を前提として制度を構築した。1945 年オルドナンスは、前文にも示されている通り、明確に保護主義を採用している。「本オルドナンスは、フランス共和国臨時政府が未成年者、特に非行をした者を効果的に保護することを意図している(…)」。換言すれば、この法律は広義の「少年問題」に対するフランス国家の新しい態度を明確化し、その福祉的な役割を強化させることを企図したものであった。新設された少年係裁判官は少年司法の象徴となり、少年手続の更なる専門化が進められた。1945 年オルドナンスによって導入された新たな制度は、「予審手続」(procédure d'instruction)と「裁判手続」(procédure de jugement)を、「同一の裁判官」(juge unique)が行うことを認めることにあった。つまり、少年係裁判官には二重の機能を認めた。20 世紀初頭から始まった慈善的な篤志家等によって担われてきた「子ども保護支持者」の活動が、この時期よう

という三つの理念に基づいた分類を検討する。

¹⁵⁶ 「少年司法の専門化の原理」とは、少年司法の総合的な専門化を意味する概念である。その専門化は、裁判所、裁判官と政府機関を対象とする。

やく実を結んだ。しかしながら、上述した通り、1945年のオルドナンスに対しては、立法過程では特に反対する動きが見られなかった一方で、その運用、特に少年係裁判官の新しい機能に関する運用は、実務上いくつかの対立を生んだ。

(1) 「少年係裁判官」の設置とその困難

1945年のオルドナンスは非行少年を対象としたすべての機関の「専門化」を進めることで、少年司法制度の再構築を図ろうとした。これらの専門化をめぐる理念はこのオルドナンスの第1条に明確に示されている。すなわち、「犯罪事件(重罪(crime)又は軽罪(délit))に関わっていると思料される少年は『一般法』(Droit commun)である刑事手続を適用されず、『少年裁判所』(Tribunal pour Enfants¹⁵⁷)と『少年重罪裁判所』(Cour d'assise des mineurs¹⁵⁸)が管轄権を有する手続の対象となる」。

このように、1945年オルドナンスによって、少年事件を扱う裁判所の更なる専門化が図られた。そして、これらの裁判所は新しい司法官としての少年係裁判官を中心に据えて機能するよう設計された。子どもの問題について専門性を有する少年係裁判官が設置された目的は、1945年オルドナンスの前文において次のように説明されている。「これらの規定(「少年係裁判官」の設置に関する規定—引用者注)は、次のことを目的とする。すなわち、裁判官を長期的に少年裁判所に所属させ、あらゆる種類の技術上及び実務上の問題に慣れさせ、少年裁判所において子どもが抱える社会的問題、刑事又は民事の問題を解決することが可能となるようにすることである。」

このように、1945年オルドナンスでは、裁判官の長期的な活動が「少年司法の専門化の原理」の必要不可欠な条件のひとつと位置付けられていた。

少年係裁判官として任命されうる裁判官は、少年裁判所の上位組織である

¹⁵⁷ 1912年法における「少年裁判所」は「Tribunaux pour Enfants et Adolescents」であった。これは、正確に訳せば、「子どもと思春期の青少年向け裁判所」という日本語訳になる。それに対し、1945年のオルドナンスは「Tribunaux pour Enfants」という言葉を用いている。

¹⁵⁸ 「少年重罪裁判所」(Cour d'assise des mineurs)は、重大事件に関わったと思料される16歳から18歳までの少年の裁判を行う裁判所である。

「大審裁判所」(Tribunal de grande instance)に属する裁判官のうち、子ども保護に関心のある裁判官のみに限られていた。少年係裁判官の任期は3年間であり、その延長が可能とされた。

このように、1945年オルドナンスによって、各「民事裁判所」(Tribunal civil)内に、少年裁判所、つまり「専門化した少年係裁判官」が設置されるようになった。少年裁判所が民事裁判所内に設置された理由は、少年裁判所と少年の家庭の距離をなるべく小さくする必要があったことに求められている。そのため、数多くの少年係裁判官を募集する必要があった。というのも、当時、民事裁判所は220ヵ所以上存在していたためである。これらすべてに少年係裁判官を配置するためには、子どもの問題に興味があり、これらの問題を徹底的に専門化することが可能な裁判官を200人以上確保しなければならなかった。しかし、これを実現するのは明らかに困難であった。そのため、実際には、多くの小規模な裁判所では、裁判所の長がそれまで行っていた職務に加えて、少年係裁判官の役割を果たしていた¹⁵⁹。このように、1945年オルドナンスが成立した直後は、少年係裁判官の募集などに関して多くの問題が存在していたものの、翌年の1946年には、全国の民事裁判所において、少年係裁判官又はその役割を果たす裁判官が配置された。

最初に顕出した実務上の問題は、小規模裁判所と大規模裁判所の扱う事件数の差に関係していた。小規模の裁判所では、少年事件が少なく、これらの事件しか扱わない「少年係裁判官」を配置する必要性は低かった。反対に、大規模裁判所の少年係裁判官は多くの少年事件を担当しつつ、同時に成人事件をも担当することが多かった。加えて、戦後の社会の混乱状態が少しずつ解消されるにつれ、大規模裁判所では係属する少年事件が増加し、すべての少年係裁判官がこれらの事件に集中するようになった。そのため、大規模裁判所では、一人の少年係裁判官が担当する事件があまりにも多くなり、その結果、裁判官ではない「ソーシャルワーカー」(Assistante sociale)が、事実上、事件を担当することが一般的となりつつあった¹⁶⁰。

1945年オルドナンスによって新しくなった少年司法の「少年司法の専門

¹⁵⁹ Charvin, Gazeau and Eric (1996) *supra* note 92 at p. 42.

¹⁶⁰ *Id.* at p. 44.

化」原理を象徴した裁判官の専門化がもたらした問題は、少年事件数と裁判官の作業量の増加だけではなかった。すなわち、終戦後数年間、司法制度は全体としてマンパワーや予算が限られた。それと同時に、司法官としての少年係裁判官のアイデンティティが問題化された。

民事裁判所内の少年裁判所に与えられていたスペースは狭く、少年係裁判官の「面談室」(cabinet)も非常に手狭なことが多かった。予算などの問題は、裁判所だけではなく、裁判所外での手続にも影響を与えた。福祉機関が大都市においてしか機能しておらず、少年係裁判官の補佐を行う役割を担ったソーシャルワーカーの数も、保護観察官(délégués à la Liberté surveillée)の数も足りなかった。戦争により、多くの子どもも保護慈善団体が活動できなくなったことに加えて、戦時中に設置された観護教育施設が十分に機能していなかった¹⁶¹。

1945年オールドナンス制定後間もない時期に、少年係裁判官のアイデンティティが問われる事態が生じた。民事裁判所におけるこれらの新しい裁判官の地位が曖昧であるとして問題視されるようになったのである。1950年代半ばまで、別の裁判官と区別されていたことが多く、社会福祉的な機能を有する少年係裁判官は、依然として「本物の裁判官」としては認められていなかった。

他方、民事裁判所の枠内外において、少年係裁判官は、厚生省と法務省の対立の中心に置かれていた。上述したように、1942年法をめぐる議論の際にも、非行少年の問題に対する管轄権は激しい争いを引き起こした。これに起因して、戦時中から、家族局を支持していた厚生省と矯正局、法務省との間で対立があったが、この時は協力的な関係が優先された。しかし、戦後、1945年オールドナンスが成立し、少年係裁判官や観護教育局が制度化したにもかかわらず、厚生省と法務省は依然として管轄権をめぐり争いを繰り広げていた。戦前から機能していた国の行政的仕組みが不安定になっていた1950年代当時において、「子ども」は法務省と厚生省のいずれにとっても、重要な政治的要素となった。

¹⁶¹ Id. at p. 45.

伝統的に、20世紀初頭から子どもに対する福祉について重要な役割を果たしていた厚生省は少年係裁判官を少年司法制度の中心的地位に据えることについて反対の立場をとっていた。また、戦前から厚生省の下で子どもの保護活動を行っていた専門性の高い医師も、幅広い管轄権を有するようになった少年係裁判官について、批判的な立場をとった。専門性を有する少年係裁判官が導入されたことで、現場において、非行少年を対象としたこれらの医師の活動が法的に認められなくなりつつあることが問題とされた。このような観点から少年係裁判官が批判されるようになり、その代わりとして厚生省に所属する新しい公務員の導入の是非をめぐり議論がなされるようになった¹⁶³。しかし、結論として、特に非行少年の場合に、国家的介入は裁判官によって行われる必要があるという理由によって、少年係裁判官の非行少年に対する管轄権が維持された。これらの議論は、子どもに対する国家の介入の正当性の問題を中心に展開された。この介入を行うことを決定する者を誰にするのかということは特に重要であった。当時のフランスでは、父権の概念が依然として非常に強く、正義の象徴である「裁判官」だけが父権の地位を危うくするほどの立場を占めていた。以上の議論を経て、法務省と厚生省との間の対立は次第に収束し、さらなる協力的な関係が少しずつ定着するようになった。

(2) 「観護教育局」の設置

「少年司法の専門化の原理」は、少年係裁判官の制度化、裁判手続の徹底的な専門化が中心的な要素であったが、その他に、「少年裁判所」の決定を執行する「観護教育局」(Education surveillée)が、矯正局から独立して¹⁶⁴、法務省に設置されその中で明確に位置づけられたことも重要な転換点であった。つまり、「少年司法の専門化の原理」の設置により、1945年から、次々に少年向けの裁判手続と処遇の実施が専門化されていった。

¹⁶³ Charvin, Gazeau and Eric (1996) *supra* note 92 at p. 49.

¹⁶⁴ 上述したように、1930年代に矯正局の管理の下に「観護教育部」ができた。「観護教育局」の成立とはその「観護教育部」の独立を意味する。

これまでに述べてきたように、長い間、いくつかの例外を除いて、フランスにおける非行少年を対象とした処遇は懲治場での収容といった形をとっていた。つまり、従来、教育的な働きかけよりも少年の身体を拘束することそれ自体が重視されていた。そして、1927年12月31日の法令によって、刑事コロニーは観護教育施設に改名され¹⁶⁵、これによって「観護教育」の概念が1930年代から徐々に用いられるようになり、それにふさわしい整備がなされるようになった。矯正局内に「観護教育部」が設置され、1927年まで国立刑事コロニーと名付けられていた観護教育施設の管理を担った（全国6カ所）。そのため、少年司法の対象となった少年を担当する機関は特定のスタッフによって、運営されるようになった。その後、「1940年2月25日の通達」（*Circulaire du 25 février 1940*）が発され、これらの観護教育施設は「国立観護教育機関」（*Institutions Publiques d'Education surveillée*）と呼ばれるようになった¹⁶⁶。

フランス共和国臨時政府は、少年係裁判官の設置を通じ、少年司法制度の新しい柱として「少年司法の専門化の原理」を定着させようと奮闘する一方で、1945年9月1日に矯正局内に設置されていた「観護教育部」の改善を図ることを決定した¹⁶⁷。その結果、矯正局から離れた「観護教育局」が設立され、公立教育機関の管理を行うようになった。

1945年に新設された観護教育局は三つの「部」に分けられた。すなわち、「国家機関部」（*Bureau des Institutions d'Etat*）、「民間機関部」（*Bureau des institutions privées*）と「司法係部」（*Bureau des affaires judiciaires*）である。国家機関部は主に非行少年向けの施設で行われた観護・教育方法の決定とその実施を担当した。民間機関部は、主に、少年裁判所に所属していた「社会福祉機関」（*Services sociaux*）と浮浪少年などを扱っていた「民間施設」の統制を担った。そして、司法係部は「少年犯罪」の理解又はその抑制に関わる

¹⁶⁵ Jacques Bourquin and Michel Robin (2007), *De l'Education surveillée à la Protection judiciaire de la jeunesse*, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, *Hors-série*, p. 327.

¹⁶⁶ *Id.* at p. 327.

¹⁶⁷ *Id.* at p. 328.

検討や研究を担った¹⁶⁸。つまり、観護教育局の活動は司法、教育、社会福祉という三者間の強い結びつきを前提として成り立つよう設計されていた。観護教育局は設置後、徐々に、少年裁判所と同様に少年司法の中心的機関となりながら、少年犯罪の予防を目的とした機関ともなった。この局は社会的及び教育的な働きかけを明確に強調し、少年犯罪を対象とした新しい方法を探し出し、実施するために設置された。その意味で、観護教育局はこれまで失敗に終わった抑圧的な司法制度とは一線を画する制度であった。

第2款 「年齢に応じた少年刑事責任の緩和」について

「少年司法の専門化の原理」と違って、「年齢に応じた少年刑事責任の緩和」及び「教育の優先性」といった理念は、実際には 20 世紀以前¹⁶⁹からすでに存在していた。すなわち、先に触れたように、1791 年の刑法又は 1810 年の刑法において、当事者の年齢に応じた「刑の緩和」がすでに規定され、「減刑」の理念が制度化されつつあった。そして、1912 年法では、13 歳以上 16 歳未満の少年に対する減刑の制度が設けられた¹⁷⁰。1942 年法にも、16 歳未満の未成年者が有罪判決を下された場合の「減刑」の制度が規定されていたものの、特段の事情なしに、裁判官の裁量により適用しないことが可能とされていた¹⁷¹。その後、1945 年オルドナンスによって少年司法制度のより徹底した専門化が図られ、すべての未成年者を対象とした減刑が明確に制度化された。

1945 年オルドナンスは、第 2 条「年齢に応じた責任の緩和」(excuse atténuante de minorité)において、13 歳以上 16 歳未満の少年と 16 歳以上 18 歳未満の少年を区別していた(第 1 条)。この規定によって、16 歳以上 18 歳

¹⁶⁸ Site officiel du gouvernement français.

URL: <http://www.textes.justice.gouv.fr/textes-fondamentaux-10086/justice-des-mineurs-10088/lordonnance-du-1er-septembre-1945-11028.html> (consulté le 15 décembre 2021)

¹⁶⁹ 例えば、上述のように、1791 年の刑法において「刑の緩和」が重視され、少年司法適用年齢が 16 歳に定められると同時に「善悪弁別」の概念が導入された。また、1810 年の刑法において、「教育的措置」の観念が出現した。

¹⁷⁰ Anne Ponseille (2008), De l'évolution de l'atténuation légale de la peine applicable aux mineurs in *Archives de politique criminelle*, 2008/1 (n° 30), 45-62, p. 48.

¹⁷¹ Id. at p. 49.

未満の少年については、裁判官が特段の事情があると判断したときにのみ、年齢を理由とした減刑を適用しないことが可能となった¹⁷²。他方、13歳以上16歳以上の少年については、刑法¹⁷³の第67条と第69条に基づいて、年齢を理由とした減刑が義務付けられた（第2条）。

このように、年齢を理由とした減刑を原則とすることで、1945年オールドナンスは子どもと大人に対する法的対応の区別を強化した。しかしながら、後述する通り、「少年司法の専門化の原理」と「教育の優先性」の理念と同様に、減刑の制度及び「年齢に応じた刑事責任の緩和」は議論の対象となり、その後の改正によって徐々にその性質を変化させていった。

第3款 「教育の優先性」について

(1) 「教育の優先性」の誕生について

1791年刑法では、弁別能力を有すると判断された少年、その意味で刑事責任のある少年は、年齢を理由とした減刑の対象とされた。他方、責任無能力とされた少年達は無罪とされた後、矯正局が管理する刑務所に送致され、収容されながら教育を受けなければならなかった。この点では、1791年刑法は少年に対する特別な扱いを発展させた。しかしながら、当時、教育的な観点から強調された非行少年に対する特別扱いが徐々に制度上見られ始めたにもかかわらず、学理と実務との間には大きなギャップが存在していた。

1810年刑法は、刑務所での収容の悪影響と再教育の必要性を考慮し、未成年者を対象とした教育的アプローチの原則を定めた。すなわち、弁別無能力と判断され、無罪を言い渡された少年は両親に引き渡されるか、懲治場に送致された。有罪とされた少年も同じ懲治場に収容されていたが、義務的な作

¹⁷² Christophe Daadouch (2014), *Que reste-t-il de l'ordonnance de 1945*, in Mucchielli, *La délinquance des jeunes*.p. 118.

¹⁷³ 1945年当時は、1810年の刑法が適用されており、1945年のオールドナンスにおいて13歳以上16歳未満の少年に対する「年齢を理由とした減刑」に関する規定はなく、刑法を適用するように規定されていた。1810年の刑法に代わり定められた1994年の刑法には「年齢を理由とした減刑」の規定が存在しないが、1945年のオールドナンスはこれを取り入れている。

業、「流刑」(déportation) 又は「死刑」の対象からは外された。

このように、1810年刑法によって、処遇上、少年は成人から区別されることとなった。しかし、実際には、成人受刑者と少年収容者は依然として区別されずに収容されることが多かった。そこで、「少年収容者の教育と援護に関する1850年8月5日の法律」(Loi du 5 août 1850 sur l'éducation et le patronage des jeunes détenus)が成立した。これによって、収容施設における成人と少年の区別がより明確となった。これを受けて、少年を収容する施設においては初等教育を提供する必要があることが主張されるようになった。19世紀末から20世紀初頭にかけて、子ども、そして非行少年を対象とした教育的アプローチは、ますます研究の対象となったが、そこでは強い身体拘束の必要性が依然として重視されていた。その結果、農業的刑事コロニーをはじめとする、上述した刑事コロニーにおける「再教育」が、非行少年に対する教育的アプローチの原則に沿う主たる法的対応とされることとなった¹⁷⁴。

このように、非行少年をめぐる教育に関する観念は、18世紀末から発展を始めたが、現代的な少年司法制度の理念の一つである「教育の優先性」の基礎は「刑事成人年齢を18歳に定める1906年4月12日の法律」(Loi de 1906 sur la majorité pénale à 18 ans)によって築かれた。1906年法によって少年司法適用年齢が引き上げられたことで、16歳以上18歳未満の非行少年も、弁別無能力な状態で非行を行った場合は無罪とされることとなった。その場合、当該少年は刑事コロニーに送致され、そこで職業訓練、道德教育及び宗教教育を受けることとされた¹⁷⁵。その後、1906年法の理念を引き継いだ1912年法では、非行少年の特性に応じた法的対応の必要性が強調された。すなわち、1912年法の前文では、子どもには短期刑等を適用せず、教育的な処遇を提供すべきことが明記された。このように、20世紀初頭から、少年非行という問題の解決方法としての教育の重要性がより強調されるようになった。1912年法では、13歳未満の子どもに対しては「刑事責任無能力の推定」が認められ、刑の代わりに教育的措置を言い渡すことが原則となったことは上述の通

¹⁷⁴ Id at p.117.

¹⁷⁵ Loi de 1906 sur la majorité pénale à 18 ans.

りである。また、1912年法の成立により保護観察が導入されたことも、少年の再教育が強調された結果であった¹⁷⁶。他方、同時期、非行という行為そのものだけでなく、少年の健康的状況、性格及び社会的環境の観点をも踏まえたアプローチが、実務レベルで受け入れられ始めていた。しかしながら、この時期、非行少年を対象とした対応は依然として刑事コロニーにおいて行われるようになっており、そこでの処遇状況は決して望ましいものではなかった。

その後、ヴィシー政権下において成立した1942年法でも、少年司法の教育的な機能がさらに強調された。しかし、1942年法は、非行少年を罰ではなく教育を受ける存在であるとしながら、例外的な場合には、少年に対して刑罰を科す可能性を残していた。

(2) 1945年のオールドナンスにおける「教育の優先性」について

1945年のオールドナンスによって、少年司法における教育の優先性の原則がはっきりと示された。すでに見たように、1945年オールドナンスの主な目的は非行少年を効果的に保護することであり、この目的は前文において明確に示された。すなわち、「少年司法による手続の対象となった未成年者は保護され、教育を受ける以外のことをなされない (...)」。また、観護教育局もほぼ同時に設置され、1945年オールドナンスによって定められた教育機能の実施を担った。その結果、非行少年を対象とする法的対応において、教育が益々重視されるようになった。併せて、戦後、社会内処遇が定着してきたことの影響もあり、この時期教育的な色合いの強い少年司法制度が発展してきた。

中でも、「少年司法の専門化の原理」を象徴する少年係裁判官は、多様な教育的措置を言い渡す権限を与えられた。しかし、1945年オールドナンスでは、13歳未満の少年に対しては、教育的措置のみ適用可能とされる一方、13歳以上の少年に対しては教育的措置を適用することが原則とされつつも、例外的な場合には、刑罰の言い渡しも可能とされた(第33条)。つまり、1945年

¹⁷⁶ Bourquin (2007) *supra* note 141 at p. 121.

オールドナンスによって構築された少年司法制度には、その法的対応の面で、「刑」と「教育」という二つの要素が依然として存在していたが、「教育」を優先することが明確に強調されていた¹⁷⁷。さらに、少年を対象とした刑罰の言い渡しは、裁判官が「事件の状況と少年の性格に照らして妥当とされた」と判断した場合にのみ可能とされ、この場合、裁判官は刑罰の言渡しを行うことについて十分な説明を行う必要があるとされた。

非行少年に対して適用可能な措置が多様になったことも、「少年司法の専門化の原理」を反映している。この幅広い選択肢こそが、少年の特性に応じた対応を可能にすると言える。「教育の優先性」は、戦後、子ども観の変化によってもたらされた少年の特性の「新たな」考慮に照らして正当化されている。すなわち、非行少年は、より「社会的・心理的環境に影響されやすい人格を有する、成長中である存在」という理解である。ここまで述べてきたように、非行少年は時代の流れとともに徐々に観察の対象となり、それに合わせて非行に至るまでの少年の社会環境が重視されるようになった。その結果、非行少年の多くが教育上の深刻なハンディキャップを有していることが「証明」され、これらは法的対応を通じて是正されるべきだと考えられた。そこで、子どもの可塑性に照らし合わせて、少年の心理的構造に影響を与える介入が優先されるようになった¹⁷⁸。

このように、1945年オールドナンスは、その制定当初から少年犯罪の対応過程において、教育に非常に重要な役割を与えた。「少年司法の専門化の原理」と「年齢に応じた少年刑事責任の緩和」といった他の重要な理念と同様に、教育に与えられたその「新しい」地位は、少年司法制度が自立する過程における重要な要素である。つまり、この時期、教育に重要な役割を与えることで、少年司法は「特別司法制度」として完成し、いわば、刑事司法制度からの独立を果たした。その結果、少年司法制度は保護的な機能を多様に有するものとなった。ここでは、すべての子どもの特性に照らして、個別的な対応を行うものとされた。実際、その個別化は教育を通じて図られた。しかしな

¹⁷⁷ Bourquin (2007) *supra* note 141 at p.125.

¹⁷⁸ Catherine Sultan (2015), Réaffirmer une justice des mineurs spécialisée, in *Les Cahiers Dynamiques*, vol. 64, no. 2, 13-16, p. 14.

がら、このオルドナンスの条文に規定された、「教育」又は「保護」といった言葉は多様な解釈の対象となり得るものであった。その解釈にあたっては、広義の「監視」、「更生」(réforme) 又は「制裁」といった概念が結びつけられる。これらの概念と解釈は多くの議論を引き起こし、本稿の関心に直接的に関係する改正の動向においても重要な地位にある。この点については後述する。

第 2 節 福祉的アプローチの強化

20 世紀後半、日本の少年司法と同様に、フランスにおいても少年司法制度が議論の対象となり、様々な学問上の流派又は政治的イデオロギーが子ども観及び少年非行とその扱いをめぐる考えに影響を与えた。日本では、かつて 1960 年代半ばから 1970 年代半ばにかけて議論がなされたにもかかわらず、1948 年に現行少年法が成立してから 2000 年に至るまで、少年法が大きく改正されることはなかった。これとは対照的に、フランスでは、1945 年のオルドナンスが制定後間もない 1950 年代から改正を受けた。現在にいたるまでに、その改正の数は 40 回以上を数えている。

本稿の主な関心である 1990 年代からフランスで行われた少年司法をめぐる改正は、厳罰化的な側面が強い。しかしながら、社会的にも経済的にも発展が続いた戦後から 1970 年半ばまでの三十年間（「栄光の三十年間」(les trentes glorieuses)）では、1945 年のオルドナンスの福祉的な機能を強調する改正がなされた¹⁷⁹。つまり、この時期、フランスでは少年司法制度の独立をより深く浸透させながら、子どもに対する法的対応の「ウェルフェアモデル」の定着が図られた。ここでは、1945 年以降に、少年司法の枠内において福祉的な機能を発展させた改正を紹介し、1980 年代に至るまでの少年司法制度の特色、政治的・イデオロギー的側面や関連している子ども観を明らかにする。

¹⁷⁹ Francis Bailleau and Yves Cartuyvels (2011), La justice pénale des mineurs en Europe. Un changement de paradigme, in *Les Cahiers de la Justice*, vol. 3, no. 3, 67-77, p. 68.

第 1 款 フランス福祉国家の発展と少年司法制度のウェルフェアモデル

1940年代末から1980年代までに行われていた非行少年をめぐる政策（「フランス少年司法制度の福祉的アプローチの強化」）の紹介や分析を行う前に、まず、フランスにおける福祉国家の誕生、発展とその仕組みを概観する。

（1）フランス福祉国家の出現と発展

フランスの福祉国家の歴史は、一般的に19世紀の初めに始まったと考えられている¹⁸⁰。フランスでは、1830年代から、新しい社会現象として「ポペリズム（pauperism）」¹⁸¹が定着したことが明らかにされており、このことを反映して、それまで主に地理的に離れた地方で見られていた貧困問題が、「近代化の場」である都市部でも見られるようになった。この新たな「貧困」は、不完全雇用や社会的排除によって生み出された現象ではなく、工業化と因果関係を有するものであり、近代化の一つの条件でありながら、一つの結果でもあったと分析された¹⁸²。1830年代から、その影響力を強化しながら時代を席卷したポペリズムは、もはや個人のレベルでは説明されなくなった。つまり、ポペリズムを構成するものとして、経済的、社会的、又は政治的な要素が注目されるようになった。貧困をめぐるこの新しい考えは、貧困状態に対する帰責対象を当事者、いわば個人から、社会全体の仕組みへとシフトさせた。その文脈において、貧困を政治的に扱う必要性が徐々に高まってきた。

貧困が社会的に定着したことに加え、福祉国家の誕生と発展は、「事故」の概念とも強い関係を有している。「事故」には、この工業化の時代に、それまでと異なった意味が付与されるようになり、その結果、「自然」又は「偶然」といった概念との絶対的な関係が否定されるようになった。つまり、この時期、多くの場合、「事故」は「自然の気まぐれ」や「個人行動」によるものと

¹⁸⁰ フランスにおいて、「福祉国家」（Etat providence）という概念は、第二ル・シャペリエ法などの法律の個人主義的な側面を批判し、「社会国家」を促進しようとした共和主義者によって、「フランス第二帝政」期（Second Empire）に導入された。

¹⁸¹ この言葉は、社会現象としての貧困と社会におけるその定着を意味する。

¹⁸² Pierre Berthelet (2015), Crimes et châtements dans l'Etat de sécurité: Traité de criminologie politique, EPU, p. 139.

して考えられなくなり、単なる「例外」としては解釈されなくなりつつあった。その結果、「事故」は、むしろ「集団活動」による正常性の高い現象として解釈されるようになってきた。また、統計分析によっても示されたその正常性に基づき、「事故」は集団の仕組みにより実現し、集団の中で実現する現象として考えられるようになった。ここでは、個人の責任が弱まるようになった。このようにこの時期、「事故」は社会の発展に伴う正常で、予測可能な概念として定着した¹⁸³。

そして、「貧困」や「事故」をめぐる新しい解釈と関係する要素として、国家とその役割も議論の対象となった。それまで数の限られた大規模的な道路又は鉄道の建設や個人活動の規制にとどまっていた国家の介入が考え直されつつあった。国の経済的成長を支える工業の発展は特に重視され、国家による監督と支援が徐々に必要とされてきた。また、地方では、都市化によって人口が増加した。これによって新しい「具体的なニーズ」が現れ、それに応じた新しいサービス¹⁸⁴の提供を国家が担当するようになり、「都市社会主義」が誕生した。つまり、徐々に、そして明確に制度化し始めた「地方コミュニティ」を通じ、国家の機能が多様化した。このように、変化しつつあった都市、いわば社会を制御又は管理するために、国民向けの社会的サービスを備えた「ネットワーク」が定着しはじめた。かかる経緯を経て、国家の伝統的な関心であった警察、国庫、国際関係といった分野に加え、国民の福祉も国家が担うべき役割として注目を浴びるようになった。

また、福祉国家化の過程は「援助を受ける権利」といった概念の客観化を必要とした。その結果、貧困者などへの同情に基づいた「主観的な連帯主義」に変わる、「国民」又は場合によっては労働者の「権利に基づいた連帯主義」が生み出された。それまで、一般的には、連帯主義に基づく対応を行ってきたのは、「聖職者」や「民間団体」であった。この時期でも、これらの活動は維持された。一方で、その活動が効果的ではない場合などには、「国家的連帯主義」に基づく国家的介入が徐々に求められるようになった。換言すれば、福祉政策の多様化が進んでいた当時のフランスにおいては、従来慈善団体の

¹⁸³ Francois Merrien (1999), *l'Etat providence, pourquoi?*, Cahiers français, p. 5.

¹⁸⁴ これらのサービスは主に、街路照明、公共交通機関、衛生であった。

活動に依存していた「社会的弱者」は新しい福祉的な権利の行使主体となった。そして、これらの権利とその発展こそが福祉国家が定着するための本質的要素であった。

近代化や工業化がもたらした貧困問題に対し、「国家的連帯主義」を通じて、国家は援助の提供を行われなければならなくなった。そして「事故」という形で議論された「リスク」に関するその社会的通常性が重視されるようになった結果、すべての国民を対象とする社会保障制度の整備も国家の役割の一つとなった。

少年司法制度の発展を含め、20世紀の半ばまで、フランスでは様々な分野で、様々な制度が構築された。その中で福祉国家化が進められる際、次の二つの目的が重視された。すなわち「日常生活に起こり得るリスク（事故）に対する『社会的保護』（*protection sociale*）の完成」と「富の再分配に基づく『社会的援助』（*aide sociale*）又は『社会正義』（*justice sociale*）の制度化」である。これらの目的は、「社会保険」（*Sécurité sociale*）によって提供される「社会的保障制度」と、「社会扶助」（*Aide sociale*）によって提供される「社会的支援制度」という二つの制度によって達成された。社会保険及び社会扶助は、失業、病気、事故、保護者の死亡のような出来事を経験する国民に対する補償の提供を目的として設定された。国家はこのようにして、最低限の必要不可欠な資源と、教育、水、食料、衛生などの「本質的ニーズ」へのアクセスを国民に提供しなければならなくなった。

（2）少年司法制度の福祉的側面

1945年オールドナンスの公布前から、フランスの少年司法制度は福祉的側面を有していた。先に触れた慈善団体などが現代のものに近い子ども観を徐々に発展させ、非行をした子どもとそうでない子どものいずれにも、共通の権利、いわば「守られる権利」と「教育を受ける権利」が少しずつ認められるようになった。戦前の少年司法制度の発展過程において緩やかに強調されてきた「手続の専門化」や「子どもの観察」も、非行少年に対する法的対応の福祉化の中で理解されるようになった。

1945年のオールドナンスの制定過程において福祉的なアプローチが政治化された結果、1945年オールドナンスは福祉的性格を明確にした。「共済」と「シェアした責任」の概念がこのオールドナンスのキーワードである。もっとも、これらの概念自体は、戦前の法律に、すでに存在していた。例えば、1912年法では条文上そのことが明示されていた訳ではなかったが、当時の少年司法制度をめぐる議論や、戦争直前の時期ないし戦中期に制定された法律などではこれらの概念が明確に用いられていた。その概念が、福祉国家化の進展に伴い、少年司法の性格を明確に表すものとして表に出てきたのである。

その後、福祉国家の介入を拡大する「ウェルフェア・モデル」又は「後見的モデル」が発展したことで、司法の理念及びその手続の在り方が大きく変わった。これに伴って、非行少年はさらに「危険にさらされている子ども」として解釈されるようになった。

少年司法の分野では、福祉国家の機能は、給付と補助金を分配することよりも、「社会的援助」を通じて社会的リスクに対する保護と権利を与えることによって果たされる。このような観点から、子どもという社会の中で最も弱い立場にある者を保護するために、国家は困難な状態にある彼らの「保護者」とされた。戦前においても、非行少年を対象とした法的対応には「ウェルフェア的な要素」が見られたが、このような「パターナリズム」は、フランスでは特に戦後広く見られるようになった。これによって、国家は「社会的規範」の提供者以上のものとなり、子どもの成長を保障する存在となった。

新社会防衛論と福祉国家化がさらに強まった戦争直後の時期、国家は、その少年が非行に及んだかどうかにかかわらず、未成年者の成長に責任を負う存在、その意味での未成年者に対する明確な帰責対象となった¹⁸⁵。換言すれば、「国家」を形成するひとつの要素である「個人」の集団としての国民は、「国家」概念を通じて、暗黙裡にはあるが、すべての子どもの教育や保護などを義務付けられるようになった。このような枠組みの中で、非行は単なる法規範の侵害ではなく、子どもの抱えている困難の反映として捉えられる

¹⁸⁵ Alain Bruel (1998), Evolution actuelle de la Justice des mineurs : sa place dans la cité, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 1, 109-117, p. 109.

ようになった¹⁸⁶。つまり、社会的現象としても見なされる非行は、「パターンリズム」の観点からの福祉的介入を正当化したのであった。

第2款 非行少年を対象とした「新しい教育」について

本章第1節では1945年のオルドナンスの理念の一つとしての「教育の優先性」について述べた。そこでは、この理念に基づいて、矯正局と観護教育部が区別され、法務省内に観護教育局が設置されたことを確認した。これによって、少年司法制度における福祉的側面がより重視され、明確に認められるようになると同時に、教育が非行少年を対象とした法的対応のひとつとしてだけでなく、少年司法制度の主な目的のひとつとして掲げられることとなった。経済が著しく成長した「栄光の三十年間」という社会的文脈の中で、福祉国家化が完成形に近づいていく一方で、少年司法制度内では教育に新たな位置づけが与えられた。

この時期、矯正局から独立した観護教育局は新しい「教育士」(éducateurs)の募集とその育成を積極的に進めた。このことは、それによって矯正局から引き継いだ「教育的アプローチ」を一変させ、1945年オルドナンスの福祉的な性質を現場で実現することを企図したものであった。それに向けて、法務省は1951年にヴォークレソン市にある「ヴォークレソン城」(Château de Vaucresson)内に、「観護教育職業訓練センター」(centre de formation de l'Education surveillée)を設置した¹⁸⁷。この機関は、法務省の管轄のもとに、非行少年とのかかわりを専門とするすべての者の育成を目的としたものであった。つまり、この時期、観護教育職業訓練センターが設置されたことで、少年係裁判官、非行少年施設の長、「教育士」や保護観察担当官などが、同じ場所において専門的な訓練を受けることとなった。

フランス司法制度の象徴の一つとなった「観護教育の教育士(エデュカトゥール)」(Educateurs de l'Education surveillée)も、ヴォークレソン市内

¹⁸⁶ Francis Bailleau (2011), Les enjeux de la disparition programmée de l'ordonnance du 2 février 1945. Ouvrir la boîte de Pandore ?, in *Droit et société*, vol. 79, no. 3, 667-688, p. 674.

¹⁸⁷ Bourquin (2007) Supra note 141 at p. 21.

で、訓練を受けるようになった。これらの新しい教育士の誕生とその育成によって、1945年から1980年まで続いた少年司法制度の福祉化がより強化された。1951年から、観護教育の教育士の訓練は一年間にわたり行われ、そこでは徹底的に知識を習得することが目的とされた。育成は9つの分野¹⁸⁸に基づき、教授及び講師は、裁判官、技術者、国家教育の専門家、国立科学研究所の社会学者等が務めた¹⁸⁹。このようにして、非行少年を対象とした教育の在り方が大きく変わる事となった。観護教育職業訓練センターの設置によって少年司法における教育が独自の意味を持つこととなり、そこでは心理学・社会的アプローチを取得した関係者の育成が図られた。これによって、この時期、フランスでは非行少年に対する法的対応の福祉化がさらに発展した。

第3款 1958年のオルドナンス

「危険な状態にある児童と青少年の保護に関する1958年12月23日のオルドナンス」(Ordonance du 23 décembre 1958 relative à la protection de l'enfance et de l'adolescence en danger) (以下、「1958年オルドナンス」)の成立により、1945年オルドナンスによって推進された「子どもの教育的扱いを目的とした動き」が更に発展した。1958年オルドナンスは、危険にさらされている子どもへの法的対応をめぐる決定権限を少年係裁判官に委ね、これによって少年司法の専門化を進めながら、その更なる福祉化をも進めた。これは、「子ども」をめぐる刑事的対応と民事的対応を併せて行うことと、その処理を少年係裁判官に委ねたことによって図られた¹⁹⁰。

1958年オルドナンスが制定されるまでは、非行を理由として少年に対する保護的介入が正当化された。そのため、非行少年の方が、そうでない少年に

¹⁸⁸ 神経心理学、心理学（一般心理学、子どもと青年期の心理学）、社会学（一般的社会学、子ども及び青年の社会学）、乳児神経精神医学、教育学、体育、犯罪学、法学と事務学を指す。

¹⁸⁹ Henri Michard (2012), Le Centre de formation et d'études de l'Éducation surveillée, in *Les Cahiers Dynamiques, vol. hors-série, no. HS*, 40-51, p.42.

¹⁹⁰ Pierre Pédrón (2016), *Guide de la protection judiciaire de la jeunesse (Pratiques éducatives et droit de la PJJ-quatrième édition)*, Editions Gualino, p. 71.

比べて徹底した保護を受けていた。例えば、1945年オールドナンスによって少年係裁判官に与えられた教育的手段は、「非行をしていないにもかかわらず危険にさらされる子ども」に対しては適用できなかった。そこで、1958年のオールドナンスは、当時の「危険にさらされている子ども」に対する司法的な取り扱いにおける困難又は限界を緩和することを目的として制定された。1958年のオールドナンスは前文で次のように述べている。すなわち、「子どもの虐待事件について行われた調査によって、これらの子どもが受けた虐待が発生する前に、家庭の欠点や混乱、又は当該子どもの抱える深刻な問題もしくは子どもの不適切な行動を説明するような要素があったことが示されている」。

かかる観点から、子どもを総合的に保護するという目的に向けて、1958年のオールドナンスは、その制定の15年前に誕生した少年係裁判官に対して、それまでの主な関心であった非行少年の保護・教育に加え、「危険にさらされている子ども」を取り巻く状況の改善に直接的かつ積極的に作用する措置を行う権限を与えた。

(1) 1958年オールドナンスの立法過程

1942年法を紹介した際に、戦時中どれほど「子ども」が重視されていたかを確認した。フランス解放後の政府も、同様に、「子ども」を保護されなければならない存在と見なしていた。

ところが、戦時中様々な悲劇を経験し、戦後フランスの再建において重要な役割を担う子ども達の問題に関する管轄権をめぐることは、多くの政治的争いが引き起こされた。1920年代と1930年代¹⁹¹から、浮浪罪などをめぐり、「明らかな非行を行っていない少年」と「非行少年と判断された子ども」の法的扱いの相違点と共通点をめぐる議論が展開され、両者を統括するものとして、「危険にさらされている子ども」(*enfance en danger*)という概念が徐々

¹⁹¹ 上述した1921年法と1935年法が特にこれらの議論との強い関係をもった。

に浸透していった¹⁹²。そして、上述した通り、戦中は厚生省に支持された家族局が、「幼児事件」、「不幸少年事件」(enfance malheureuse)、児童買春、などといった分野において子どもの問題に対する管轄権を有していた。「保護が必要とされた子ども」には 1942 年法が適用されなかったけれども、当時の少年司法制度の枠内で、「非行少年」と「保護が必要とされた子ども」に対する法的対応は、対立していた法務省と厚生省との協力関係によって行われていた。つまり、戦前から戦時中にかけて、広義の「危険にさらされる子ども」に対する管轄権の問題は、戦争によって生じた諸事情により、解決されないまま放置されていた¹⁹³。

フランス解放の直後、1945 年のオールドナンスが成立し、非行少年を対象とした裁判手続と処遇手続などに対する管轄権が、高度に専門化した少年裁判所、少年係裁判官と、独立した観護教育局に、明確に与えられた。しかしながら、非行に及んだ少年に対する管轄権の問題が「解決」したにもかかわらず、危険にさらされる子どもに対する管轄権の問題は、依然として残されていた。そして、1945 年オールドナンスの成立などにより「教育」が重視されたことを背景として、法務省及び厚生省に加え、一般教育を担う機関、つまり「国民教育省」(Ministère de l'éducation nationale)も「危険にさらされる子ども」に対する管轄権を求めるようになった¹⁹⁴。

戦中において「子どもの問題」の分野に積極的に介入していた厚生省は、戦後も、これらの活動を続けた。特にこの時期、厚生省は医学的観点からこれを進めた。例えば、厚生省により設置された「少年・青年保護地方協会」(Associations régionales de sauvegarde de l'enfance et de l'adolescence)は、「医療的教育士」の活動を通じ、「危険にさらされる子ども」に対して医学的観点からアプローチした。不幸少年という観点が広く普及し、これらの子どもが抱えている問題がより重視されるようになったこともあり、厚生省に属し、

¹⁹² Constance Ayala (2010), L'histoire de la protection de l'enfance, in *Le Journal des psychologues*, vol. 277, no. 4, 24-27, p. 26.

¹⁹³ Becquemin-Girault (2000) supra note 135 at p. 59.

¹⁹⁴ Jacques Bourquin (2007), Genèse de l'ordonnance du 23 décembre 1958 sur l'enfance en danger, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière », Hors-série*, 151-164, p. 158.

子どもを専門とする影響力の高い医師らによって、子どもに関する雑誌¹⁹⁵が出版された¹⁹⁶。その結果、子どもに関わる社会的問題などについて、医学界が覇権的な立場に立ちつつあった。そこでは、非行少年は再教育されるべき者であり、「治療」を受ける必要のある存在として描かれた。そして、「危険にさらされる子ども」は非行を行う前段階にある者という意味で、「前非行者」として解釈されるようになった¹⁹⁷。

他方、国民教育省では、1946年に「不幸少年区」(bureau de l'enfance déficiente)が設置された。そこでは、教育上の問題を抱えている少年向けの施設の設置が計画された。それまで主に問題を抱えている少年のスクリーニングや分類といった機能を担っていた国民教育省は、戦後、これらの子どもの抱えている問題の解決手続にも関わろうとした¹⁹⁸。

また、法務省は次のような状況にあった。1945年のオールドナンスは、「教育の優先性」を強調しながら、非行少年に対する管轄権を司法に与えた。先に確認したように、1945年オールドナンスは少年司法の福祉化を企図したものであり、これによって、非行少年は「加害者」ではなく、とりわけ不適切な環境により被害を受けた被害者として考えられるようになった。つまり、1945年オールドナンスでは、少年に対する刑の言い渡しが例外的に可能とされる一方、「非行少年」と「前非行者」である「危険にさらされる子ども」の根本的な違いがむしろ相対化された。1945年のオールドナンスに関するエレヌ・カンパンチの発言が、その変化を象徴している。すなわち、「非行少年は、現在、刑事法の枠内から出た」¹⁹⁹。子どもに対する管轄権の問題は、戦前から既に存在していたが、戦後、この問題に関する争いの主戦場は、非行少年ではなく、広義の「危険にさらされる子ども」に移行した。

法務省と厚生省との間の対立は、戦後さらに激化したが、1945年2月2日

¹⁹⁵ 有名な医者であるルイ・ル・ギヤン (Louis Le Guillant) が 1954年に「Enfance」(子ども期)といった雑誌の出版を始め、1946年には「Sauvegarde (保護)」という名前を持つ雑誌も出版を開始した。

¹⁹⁶ 1958年オールドナンスの前文を参照。

¹⁹⁷ Bourquin (2007: Genèse de l'ordonnance du 23 décembre 1958 sur l'enfance en danger) supra note 194 at p. 156.

¹⁹⁸ Id. at p. 156.

¹⁹⁹ Hélène Campinchi (1946), L'ordonnance du 2 février 1945, in *15 conférences sur les problèmes de l'enfance délinquante*, EFF, p. 41-57.

のオルドナンス²⁰⁰と 1945 年 9 月 1 日のオルドナンスによって、厚生省の要求が実現することは困難となった。とはいえ、「危険にさらされる子ども」に対する管轄権の問題は、非行少年をめぐって少年係裁判官や観護教育局が中心的な立場を占めてきたという状況自体を問い直す可能性があった。そのため、法務省にとって、「非行に関して、医学的な側面を重視し過ぎないこと」と「少年係裁判官の決定力が弱体化しないこと」が少年司法改革における主な政治的目的となった。

法務省、国民教育省と厚生省の協調をめぐる動きが少しずつ見られるようになったことも、この文脈の中で理解する必要がある。そのわずかな歩み寄りの結果が、1946 年に設置された「省庁間委員会」(Comité interministériel)である。その長となったのは、当時「厚生大臣」(Ministre de la santé)であったロベール・プリジャンである。ロベール・プリジャンは、法務省、厚生省、そして国民教育省という三つの機関の連携に基づいた新しい省として、「子ども保護省」(Ministère de Protection de l'Enfance)を設置する旨の発言も行って²⁰¹いた。しかしながら、この計画を支持したのは、厚生省のみであった。ロベール・プリジャンは「非行少年が刑罰の対象とされなくなりつつあるなら、これらの子どもを教育処分の対象とし、『危険にさらされる子ども』として扱うべき」と主張し、観護教育局を厚生省内に再設置しようとした。

これに対して、観護教育局の長であり、弁護士としても有名であったジャン＝ルイ・コスタはロベール・プリジャンの主張に反対し、法務省内に観護教育局を維持することを主張した。その一方で、ジャン＝ルイ・コスタは、1946 年から非行少年と「危険にさらされる子ども」を対象とした総合的な制度の構築を求めた。ジャン＝ルイ・コスタの制度構想では、これらの少年の二つのカテゴリーの統合が少年係裁判官の機能の拡大に結びつけられていた。

他方、省庁間委員会は、問題を抱えている子どもを対象とした制度の改革に着手していた。すなわち、省庁間委員会は、「子ども保護地域委員会」

²⁰⁰ 「法務省内における『観護教育局』の成立に関するオルドナンス」を指す。

²⁰¹ Bourquin (2007- Genèse de l'ordonnance du 23 décembre 1958 sur l'enfance en danger) supra note 194 at p. 158.

(Conseils locaux de protection de l'enfance) ²⁰²の設置などを通じ、国民教育省に「不幸少年」に対する管轄権、法務省に非行少年に対する管轄権、そして厚生省に浮浪少年、売春した少年と「危険にさらされる子ども」に対する管轄権を与えようとした。

その直後から、いくつかの法案が起草されたが、法務省と厚生省の対立が弱まらず、コンセンサスが得られなかった。1947年2月20日に、元老院議員であったアドルフ・ランドリーは元老院において次のように述べた。すなわち、「本人の利益になるとはいえ、措置の実施は子どもの自由を強制的に奪う可能性があり、両親の権利と対立してしまうため、これらの決定は裁判官だけが管轄権を持たなければならない」²⁰³。このように、再び、「父権」を問うような介入は裁判官によって行われなければならないといった考えが主張され、これが議論の動向に影響を与えるようになった。その結果、少年係裁判官の管轄権を民事事件にまで広げることがさらに正当化された²⁰⁴。

1948年7月15日に、厚生大臣のジャーメイン・ポワンソ＝シャプイが議事に法案を提出した。その法案では子ども保護地域委員会の設置が規定されていたが、その管理は地方長官ではなく、少年裁判所の長が行うこととされていた。この法案では手続が二つの段階に分けられていた。すなわち、事務的段階と司法的段階である。事務的段階は、危険にさらされると考えられる子どもに対する処分について、その両親と少年裁判所の長の同意を得ることを目的とする。少年裁判所が選択した保護処分について、両親が同意した場合、子ども保護地域委員会での手続は司法的段階に進むことなく終局する。保護処分について両親の同意が得られない場合にのみ、司法的段階に進む。司法的段階では、少年係裁判官が、「子どもの健康的・道徳的状況やさらされている危険性の程度」に応じて、保護処分を決定することが可能とされた。また、司法的段階では、少年係裁判官は保護処分の実施を困難にする両親に対して、制裁を科すことも可能とされた。このような新しい制度の趣旨と機

²⁰² これらの委員会は地域において、問題を抱えたりする少年達の分類を行ったりする機能を持つ予定であった。

²⁰³ Michel Chauvière and Jacques Ladsous (2010), *Un regard sur l'histoire des mesures de tutelle enfant*, in *Vie sociale*, vol. 3, 9-22, p. 21.

²⁰⁴ *Id.* at p. 21.

能は次のように説明された。すなわち、「本法は裁判官の介入範囲を拡大させ、両親との同意がある場合には、司法的手続に進まずに危険にさらされる子どもの利益を保護することを目的とした介入を可能とする」²⁰⁵。しかしながら、本法案が議会で提出された四日後にジャーメイン・ポワンソ＝シャプイが厚生大臣を辞任したこともあり、結局、この法案は成立しなかった。

ジャーメイン・ポワンソ＝シャプイによって提出された法案は成立しなかったが、広義の「危険にさらされる子ども」をめぐる総合的な制度の必要性が依然として子どもをめぐる議論の中心に置かれていた。その文脈において、1952年6月12日、新しい法案が当時の厚生大臣によって提出された。この法案は1948年にジャーメイン・ポワンソ＝シャプイの法案に基づいて考案されていた。厚生大臣の法案は国民教育省などにより支持されていたが、法務省は、「子どもの家出又は両親の通報」が介入を可能にする条件として据えられていた点を批判した。つまり、1945年のオールドナンスが6年以上運用されており、その成立の直後から「危険にさらされる子ども」を対象とした総合的な制度の必要性が指摘されていたにもかかわらず、法務省と厚生省の対立により改革が困難になっていた。しかしながら、総合的な制度が依然として成立していなかったとはいえ、現場において、少年係裁判官が介入する「危険にさらされる子ども」の事件の数は増え続けていた。

1950年代において、民法改正をめぐる議論が行われ、その際、「危険にさらされる子ども」を対象とした制度が法案の枠内で考えられた。1953年に、法学者であったレオン・ジュリオ・ド＝ラ＝モランディエルは民法の改正法案を提出し、1942年法や1952年に提出されたジャーメイン・ポワンソ＝シャプイの法案などに基づいて、子どもの問題に対応する新しい制度の創設を試みた。民法改正法案において、591条と593条は「教育的・保護的援助」²⁰⁶(*assistance éducative*)と父権に基づく懲戒²⁰⁷を手続の面で同じ地位に置き、その二つの場合の外、事情により、「社会内保護措置」(*mesure de protection en milieu ouvert*)か「保護施設送致」(*placement*)が可能とされた。社会内保

²⁰⁵ Bourquin (2007) *supra* note 194 at p. 159.

²⁰⁶ *Id.* at p. 163.

²⁰⁷ *Id.* at p. 163.

護措置は少年係裁判官の決定により実施され、保護施設送致は少年裁判所が決定を行っていた。この法案は成立せず、「危険にさらされる子ども」に対する総合的な制度の成立は民法改正の枠外で行われる必要性が残った。

このようにして、議論が滞っていた間に、現場において少年係裁判官が「危険にさらされる子ども」の事件により関わるようになった。他方、時間の経過とともに、少年裁判所と観護教育局が少年問題に関する経験を重ねながら、広義の「危険にさらされる子ども」²⁰⁸を対象とした根本的な改正に向けた準備を行っていた。1950年代のはじめにおいて、少年裁判所と観護教育局は依然として「新しい機関」であった。そのため、「危険にさらされる子ども」を対象とした制度の中心になるためには経験に裏付けられた正当性を得ることが必要であると判断された。1950年代半ばから、10年間にわたり活動を続けた少年係裁判官と観護教育局は、子どもの問題に対して管轄権を有することがますます正当化されるようになった。それに加えて、1954年から社会的現象としての「非行少年集団」²⁰⁹に象徴される少年非行の増加が問題化し、少年司法の改革の緊急性がさらに高まった。その文脈において、シャルル・ド・ゴール大統領が、影響力の強いミシェル・ドブレを法務大臣として選び、「予防政策」(politiques de prévention)が、1950年代末において大々的に実施されるようになった。

その結果、1958年12月23日に、「危険な状態にある児童と青少年の保護に関するオルドナンス」が成立し、少年係裁判官の管轄権が拡大した。

(2) 1958年オルドナンスの内容と適用

危険な状態にある児童と青少年の保護に関するオルドナンス」は1958年12月23日に成立し、1959年10月1日から適用が始まった。上述したように、このオルドナンスは戦前、戦中そして戦後に行われていた議論を土台と

²⁰⁸広義の「危険にさらされる子ども」とは、被害を受けたり、社会問題を抱えていたりする少年のことをいう。する少年のことをいう。この概念の下で、非行は少年の抱えている問題を反映しているため、非行少年も危険にさらされているとされる。

²⁰⁹1950年代後半と1960年代前半において、非行少年団体と関連して「黒いブルゾン」(Les Blousons noirs)といったサブカルチャーが広がっていた。

して推進され、「子ども保護」の歴史における重要な転換点となったと考えられる。このオルドナンスは「虐待され又は心理的に遺棄された子どもの保護に関する 1889 年 7 月 24 日の法律」(Loi du 24 juillet 1889 sur la protection des enfants maltraités)をはじめ、数多くの法律によって定められていた「危険にさらされる子ども」に関する規定を廃止し、一つの法律において、広義の「危険にさらされる子ども」²¹⁰に対する法的介入を定めた。1959 年 1 月 7 日のデクレ²¹¹で完成された 1958 年のオルドナンスは、1948 年に提出されたジャーメイン・ポワンソ＝シャプイの法案と同様に、手続を二つに分けた。すなわち、行政的手続と司法的手続である。しかしながら、ジャーメイン・ポワンソ＝シャプイの法案と違って、1958 年のオルドナンスでは、これら二つの手続の関係が本質的に変わり、司法的手続が行政的手続に代わるものではなくなった。つまり、これらの手続は対等な関係にあり、相互補完的な関係にある。実際にはその補完的な関係は、少年係裁判官の管轄権のさらなる拡大を意味した。1948 年の法案において、行政的手続は「子ども保護地域委員会」(Conseils locaux de protection de l'enfance) の管理していた少年裁判所の長が担当していたが、1958 年のオルドナンスの枠内において、行政的手続も、司法的手続も同じ少年係裁判官に任された。また、1953 年の民法改正法案と異なり、社会内保護措置も保護施設送致も、少年係裁判官が行うようになった。

その結果、1958 年のオルドナンスの成立により、少年係裁判官が、「健康、安全、道徳と教育が問題となっている、21 歳以下の少年に対するすべての保護的・教育的措置」²¹³の言い渡しに関し管轄権を持つようになった。そして、民法改正法案などと異なり、1958 年のオルドナンスは、子どもによる、少年係裁判官の介入の請求を可能とした。この点も子どもを対象とした保護的介入の歴史における重要な転換点であると考えられる。それは、家族の一員としての子どもの保護といった原理から、個人としての子どもの保護といった

²¹⁰ 広義の「危険にさらされる子ども」には、狭義の「危険にさらされる子ども」と異なり、非行少年も含まれている。

²¹¹ Bourquin (2007) *supra* note 194 at p. 164.

²¹³ Ordonnance du 23 décembre 1958 relative à la protection de l'enfance et de l'adolescence en danger.

原理へのシフトを意味した。父権に基づく懲戒の廃止もそのシフトを反映している。つまり、1958年のオルドナンスは「子ども保護制度」を、家族を重視する制度から、より子どもに集中するような制度に変えながら、「危険にさらされる子ども」と「非行少年」の間に存在した境目を曖昧にした。1958年のオルドナンスの立法者は、戦前からの議論が維持していた、「社会的介入」と「司法的介入」の対立を超えようとして、1948年、1952年と1953年の改革案を統合した。「家族内」への法的な介入をできる存在として裁判官しか存在しなかったため、少年係裁判官の管轄権の拡大が正当化された。それは最終的に、医学界、すなわち厚生省の撤退を意味した。

このようにして、1958年のオルドナンスは「危険にさらされる子ども」の「民事的保護」を強化し、広義の「危険にさらされる子ども」に対して、少年係裁判官による迅速な手続を制度化した。1958年のオルドナンスの枠内において保護手続を開始した場合に、少年係裁判官は、21歳以下の危険にさらされる少年に対して、1945年のオルドナンスにおける「子どもの保護に関する規定」を適用できる²¹⁴。「危険にさらされる子ども」に対する少年係裁判官の新しい管轄権は、非行事件との共通点を多く持っており、次の四つの点に基づいている²¹⁵。

一つ目の点は、少年係裁判官の介入、保護手続の開始に関連する。少年係裁判官の介入を請求できる者は、少年の父、母、保護者、少年自身、検察官である。又は、少年係裁判官が自発的に介入を行うことも可能とされる。

二点目は、「人格の観察」又は子どもとその環境を対象とした情報の収集に関連する。1958年のオルドナンスにより、「危険にさらされる子ども」を対象とした観察は、少年係裁判官の決定により行われ、非行少年に対する手続と同様のものになった。手続が始まった際、少年係裁判官は子どもの両親や両親ではない保護者などにその旨が知らされ、必要な場合にはこれらの者と面談も行える。共和国検事が少年係裁判官の介入を請求しなかった事件は、少年係裁判官は手続を開始したことを共和国検事に知らせなければならない。「人格の観察」に関して、少年係裁判官は、「社会的調査」(enquête sociale)、

²¹⁴ Pédron (2016) supra note 190 at p. 72.

²¹⁵ Id. at p. 73.

「健康診断」(examen médical)、「精神科診断」(examen psychologique)などを専門家に実施させることができる。

三点目は、保護措置の内容に関連する。事件に対する裁判を行った後、「最終的」措置として、又は取り調べを行なっている最中に、少年係裁判官は次の措置をとることができる。すなわち、①少年を両親の二人又は一人の元に、もしくは両親ではない保護者の元に引き渡すこと、②少年を信用できる、家族の別の者に預けること、③少年を「教育施設」(établissement d'enseignement)、「専門教育施設」(établissement d'éducation spécialisée)又は「再教育施設」(établissement de rééducation)に送致すること、④少年を「医療施設」(établissement sanitaire de prévention de soins ou de cure)に送致すること、及び⑤少年を「児童福祉事業」(service de l'Aide Sociale à l'Enfance)に預けること、である。

保護措置として、少年が両親、保護者又は家族の一員の元に帰らされた場合などに、少年係裁判官は「観察、教育又は再教育の措置」に付すことができた。これらの観察、教育や再教育は、社会内で、観護教育局の教育士などによって行われるようになっていた²¹⁶。しかしながら、少年係裁判官はこれらの観察、教育又は再教育の措置の必要性が低いと判断した場合には、それを実施しないことができるものとされた。

四点目は、少年係裁判官による決定の変更に関連する。取り調べの間に実施された措置及び裁判に伴い実施された措置について、少年係裁判官は、その実施を中止したり、その代わりとなる措置を実施させたりすることができる。少年係裁判官は、こうした措置を自らの職権により行うことができるが、少年、その両親もしくは保護者、又は共和国検事の請求に対して行うことも可能である²¹⁷。

(3) 1958年のオルドナンスのウェルフェア的な側面

²¹⁶ Anne Tursz and Pascale Gerbouin-Rérolle (2008), *Enfants maltraités – Les chiffres et leur base juridique en France*, Lavoisier, Paris, p. 28.

²¹⁷ 措置変更が少年、その両親もしくは保護者、又は検察官から請求された場合、「少年係裁判官」(Juge des Enfants)はその変更を認めるかどうかを一ヵ月以内に検討し、関係者に知らせなければならない。

上述のように、国の福祉国家化は、主に、「事故」と「貧困」といった要素に対する解釈の変化により推進されたと考えられる。「事故」と「貧困」が社会的リスクとして考えられるようになると同時に、「連帯主義」に基づく、これらのリスクに対応するための政策が実施されるようになった。少年司法制度に関して言えば、困難な状態に置かれている子どもが対象となっている社会的リスクに対応するための保護や教育を提供することが福祉国家の目的である。その過程において、子どもが法違反を行ったことが法的介入に正当性を与え、「パターンリズム」の観点に基づいた手続を開始できるものとされる。しかしながら、非行に及んでいない「危険にさらされる子ども」に対する管轄権を少年係裁判官に与えた 1958 年オールドナンスが成立する前には、非行少年と狭義の「危険にさらされる子ども」の間には大きな壁があった。非行少年の場合は、保護者によるその反対があったとしても、子どもの要保護性に応じた法的介入の実施は可能であった。つまり、国家の介入の在り方は要保護性と「社会的リスク」により定められていた。しかしながら、「法違反」があったことは国家の介入の在り方に影響すると同時に、その介入を正当化していたと言える。その反面、非行に及んでいない狭義の「危険にさらされる子ども」の場合は、「法違反」の存在を理由とした国家的対応の正当化が問題であり、保護者が国家的介入に反対することが少なくなかった。

1945 年のオールドナンスの理念自体は、非行を制度の中心に置いていなかったものの、このオールドナンスの成立に至るまでの長い過程の初期においては、非行の概念が重視されたことは否定できない。少年司法の中でも子ども観がゆるやかに推移したが、出発点で議論の的となったのは、大人ではない子どもをどう罰するべきかといった疑問であった。つまり、「刑事的な制度」が少しずつ見直され、「少年司法の専門化」や「教育の優先性」などが理念化し、少年司法制度が福祉化したと言える。しかしながら、狭義の「危険にさらされる子ども」²¹⁸に対する国家的対応の歴史は異なる。ここでは非行の概念が出发点ではないため、福祉国家による徹底的な介入の在り方は、非行少年を

²¹⁸ これはまだ非行をしていないものの、危険な状態に置かれている子どものことを指している。

対象とした制度とは異なっていた。これらの違いにより、非行少年を対象とした介入と狭義の「危険にさらされる子ども」を対象とした介入が独立して推移してきたのである。しかしながら、国が福祉化していくにつれて、「社会的事故」が予測可能な要素となり、そのリスクを減らすことが連帯主義に基づく国家の役割となった。福祉的でパターンリスティックな観点からすれば、非行の有無が介入の在り方に大きな影響を与えることが問題である。1945年のオールドナンスの枠内において、少年の抱えている社会的リスクは再犯のリスクにとどまらなないと考えられる。1945年のオールドナンスは、福祉的な側面のある保護・教育措置を通じ、子どもの抱えている問題とその解決に集中する。そして、これらの問題がなくなった時に、再犯のリスクが減少するが、第一の目的は再犯のリスクの減少ではなく、あくまで保護と教育を用いて、子どもがさらされる危険を排除することである。

このような考えに基づいて、1958年のオールドナンスのウェルフェア的な側面を二つの観点から見ることができるように思われる。

まず、非行少年を対象とした国家的介入を狭義の「危険にさらされる子ども」にまで広げたことが、子どもを対象とした政策の福祉化を意味すると解釈できる。「危険にさらされる子ども」に対する、より徹底的で効果的な介入の重視から、それに基づいた新しい制度の立法化まで、このオールドナンスの成立とそれをめぐる議論は「子ども」をさらに社会的弱者として認識していたと言える。それに加え、社会的弱者である子どもを対象とした「強制的」な介入が正当化されてきたことは、社会の「連帯主義化」を反映すると考えられる。このような措置は、理論上、「危険にさらされる子ども」が「潜在的非行者」である危険性が高いという考えに基づいて正当化されたが、1945年のオールドナンスの理念と、1958年のオールドナンスの条文構造、そしてその立法過程を分析する限り、この法改正が単なる保安処分であるとは言いがたい。

1958年のオールドナンスのもう一つのウェルフェア的な側面は、非行少年を扱う制度のイデオロギー的な変化にある。1945年のオールドナンスの規定が「非行をしていない少年」にまで適用可能になったことが、少年司法制度の歴史における大きな転換点であると言える。非行をしていない子どもが少年係裁判官の管轄権の対象となったことにより、少年司法制度の「刑事的な側

面」が穏やかに弱体化したとう仮説を立てることができる。「危険にさらされる『すべて』の子ども」の、より徹底的な保護を目的とした1958年のオールドナンスは、非行をした少年とそうでない少年の間にあった相違点を和らげ、「非行」と結びついたイデオロギーの壁を低くしたと考えられる。

福祉国家化とそれに伴う非行の帰責対象の変化に基づいて、1945年のオールドナンスは子どもの背負う、非行に対する責任を減少させたと言える。そして、1958年のオールドナンスのウェルフェア的な側面は、非行に結びつきうるものが持つ意味合いを大きく変えた。子どもの抱えている社会的リスクが重視されるようになるにつれて、危険性の排除の優先順位も上がったと考えられる。子どもの抱えている危険性を排除することを目的とした動きにおいては、社会的連帯が介入の在り方に強く関係している。さらに、子ども観の変化と国家の福祉化がパターンリスティックな介入を内在的に正当化したと考えられる。

第4款 社会内処遇の強化と教育的介入の変化

ここまで確認したように、新たな少年法制度における福祉国家化は、子どもの人格、環境などの重視、非行の意義の変化²¹⁹、少年非行に対する「シェアした責任」といった概念の定着という指標で確認できる²²⁰。これらの点は、少年による非行及び非行に及んだ少年の解釈の在り方に大きく影響を与える。しかし、少年司法の福祉化の指標に、非行と非行少年をめぐるこれらの新しい解釈に伴って出現した新たな形式の保護・教育処分を付け加えるべきであろう。つまり、自由の制限措置に替わる、子どもの事情に適応することができる保護・教育処分の拡大は、少年司法制度の福祉化を証明するものであると言える。本稿において「司法制度の福祉的アプローチの強化」と呼んでいる時期は、「社会内処遇」(mesures en milieu ouvert)であるこれらの措置

²¹⁹ 福祉化するにつれて、非行が子どものさらされる危険性を反映する要素として見なされつつあった。

²²⁰ Francis Bailleau, Yves Cartuyvels and Dominique de Fraene (2009), La criminalisation des mineurs et le jeu des sanctions, in *Déviante et Société*, vol. 33, no. 3, 255-269, p. 256.

の発展をめぐる動きが特に顕著に見られる。

(1) 「観護教育特別機関」の実験と「開放施設」(C.O.E.)の成立

先に、少年司法制度の福祉的なアプローチの強化を反映する要素として、非行少年を対象とした「新しい教育」が登場したことを指摘した。1951年には、ヴォークレソン市に設置された「観護教育職業訓練センター」において「非行少年」とのかかわりを専門とするすべての者の育成が行われるようになった。また、それと同時に、子どもの収容に替わる教育的措置の検討が重視された。1952年4月12日のデクレにより、行為の問題性が特に目立っている少年を対象とした「観護教育特別機関」(Institutions spéciales d'éducation surveillée)が設置されるようになった²²¹。これらの機関はそれまで刑務所²²²として利用されていた施設に設置された。それにもかかわらず、「国立観護教育機関」²²³(Institutions Publiques d'Education surveillée)で行われる収容に代わる「社会内教育的処遇」を実施するためのものとされた。1952年にカディヤック市に設立された「レスパール観護教育特別機関」(Institutions spéciales d'éducation surveillée de Lesparre)と1954年に設置された「サーブル＝ドロンス観護教育特別機関」(Institutions spéciales d'éducation surveillée des Sables d'Olonne)の二か所で、これらの新しい処遇は、実験的に行われた。

レスパール観護教育特別機関の設立は主に弁護士であるポール・ルッツによって推進された。裁判官でありながら観護教育局において活動していたポール・ルッツは、女子を対象とした教育学的な新しい方法論に興味を持ち、1945年から、先行して理論として採り入れられた教育の優先性の実務化を進歩させようとした。精神科学的教育学や精神分析学の研究の影響を受けて、

²²¹ Pédron (2016) supra note 190 at p. 76.

²²² 「観護教育局」がこれらの機関を元刑務所に設置することに反対しなかった理由は予算の不足に関係していると考えられる。Jacques Bourquin (1998), L'institution spéciale d'éducation surveillée : Une création de 1952 pour les mineurs difficiles, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 1, 136-148, p. 139.を参照。

²²³ 上述したように、これらの「国立観護教育機関」は、「刑事コロニー」からで名称が変えられたものである。

彼は、もはや威嚇的仕組みや集団力学に基づいてはいない教育処分の制度化を試みた²²⁴。この過程では「深層心理学」(psychologie des profondeurs)が重視され、法的対応の個別化が特に重視された。ポール・ルッツは行為の問題性が特に大きい少年に対して、比較的緩い規律が効果的であると主張した。彼にとっては、再教育を目的とした過程では「子どもの失敗」を避けることが重要であり、それぞれの子ども的人格、特性に合わされた「義務」の設定が必要不可欠であった。現代的な子ども観や「新しくなった」少年司法制度のウェルフェア的な側面に基づいたこのようなアプローチを通じ、ポール・ルッツは、少年の人数が非常に少ない、新しい施設を設置しようとした。その結果、レスパール観護教育特別機関において、17人の女子が6カ月にわたり、高度な個別化した処遇を受けることが考え出された。最初の数週間、施設内教育を受けてから、彼女達は職業訓練の実施が可能な企業に通い、社会復帰を目的とした「社会内における教育的処遇」を受けた。基本的に半年にわたるこの処遇の後、ボルドー市の少年係裁判官と「児童精神医学局」(service de psychiatrie infantile)の観察に基づく「社会復帰プログラム」が実施された。それぞれの女子の特性に適応した処遇がこの施設の運用の基本となったため、スタッフは様々な分野の専門家から構成された。観護教育局の施設において学際的なスタッフが活動するのは、レスパール観護教育特別機関が初めてであった。レスパール観護教育特別機関の実験が評価され、1956年に観護教育局に提出されたレポートにおいて、行為の問題性が特に目立っている女子に対する処遇では少人数向けの施設で行われる適応性の高いアプローチが有効であることが主張された²²⁵。つまり、少年司法制度の福祉化が徐々に、少年を対象とした処遇の在り方を変えつつあった。ここでは、社会的リスクが非常に高い少年に対して、規律の厳しい環境よりも、少年の抱えている問題を考慮しやすい小規模のコミュニティで再教育を図ったほうが期待できるといった考えが強まりを見せていた。

サーブル＝ドロンヌ観護教育特別機関も、レスパール観護教育特別機関と同様に、ポール・ルッツのイニシアティブにより設立された。しかしながら、

²²⁴ Bourquin (1998) supra note 222 at p. 142.

²²⁵ Id. at p. 140.

彼は施設の運用の観察を行っていたにもかかわらず、その直接的な管理はしていなかった。この施設も実験的な側面があり、限られた人数の少年（男子）が利用者であった。これらの少年達は、国立観護教育機関などでの処遇が失敗した、おおむね 18 歳の者とされていた。少しずつスタッフが多様化し、処遇の在り方も変わったものの、施設の理念はレスパール観護教育特別機関のもの多くの部分で共通していた。「再社会化を図ると同時に、問題を発生させずに少年達の人格が『自由に』現れるような環境を作ること」。実際には、これらの実験では、半年にわたる施設の利用に基づく処遇²²⁶とその後の「社会復帰プログラム」は同様の重みをもっていた。つまり、施設の利用に基づく活動は「再社会化の試みを数多くできる、社会復帰プログラムの予備的な時期」と見なされていた。その過程において、少年の経済的な独立も特に重視され、社会復帰プログラムの間に、少年は観察されつづけたにもかかわらず、施設との関係を徐々に弱められ、生活費を自ら負担するようにされていた。これらの実験における再教育の方法論は、一つの側面として、依然として、国立観護教育機関で行われていた累進制度に基づいていた。当事者である少年の行動の改善や、社会的規範に対する適応性の強化はその日常生活に直接的に変化を与えた。しかしながら、国立観護教育機関で実施されていた累進制度とちがって、観護教育特別機関における「少年の進歩」は施設内での規律の遵守よりも、外部における社会的活動の方が重視されていた。

観護教育特別機関において行われた処遇²²⁷の効果については、観護教育局が 1957 年に調査を行っている。サーブル＝ドロンヌ観護教育特別機関が設立された 1954 年から、76 人の少年が処遇の対象となり、1957 年 11 月にこの施設での処遇が終了した少年は全員で 50 人であった。その中の 19 人は 3 か月以内に処遇が失敗し、収容施設や医療施設などに送致された。残りの 31 人は施設を利用した半年の処遇とその後の「社会復帰プログラム」を受けた。その中の 20 人について、観護教育局は再社会化が「成功」と判断した。

²²⁶ ここでの処遇は厳しい収容ではなく、レスパール観護教育特別機関と同様の社会内における教育的処遇を指す。基本的に、半年にわたり、少年は施設の部屋を利用し、食事も施設内で行うこととされ、有給職業訓練は施設の外で行われた。さらに、決まった時間の外出は可能とされ、場合により教育士(エデュカトゥール)が付き添うこととされていた。

²²⁷ 施設の利用に基づく処遇とその後の「社会復帰プログラム」を指す。

10人は再社会化が依然として成功してはいないものの、処遇による改善は見られるとされていた。そして一人は、処遇を受けたにもかかわらず調査が行われた時期に収容施設に拘束されていた。一般的に、サーブル＝ドロンヌの施設をはじめ、観護教育特別機関は専門家から高く評価された。しかしながら、1956年と1957年の間に処遇の対象者によって行われた非行のため、サーブル＝ドロンヌ市の行政機関と観護教育特別機関の関係が悪化した。その結果、サーブル＝ドロンヌ市の市長と民事裁判所の長は施設の閉鎖を主張した。それに対して、観護教育局と少年係裁判官は、観護教育特別機関の効果を高く評価し、施設の閉鎖に反対した²²⁸。

サーブル＝ドロンヌ観護教育特別機関の実験が効果をもたらしたとはいえ、1959年から施設の評判が悪化し、その閉鎖を求める声が大きくなった。8月に、施設の利用者である少年による事件が2件報道された結果、観護教育局は観護教育特別機関の運用を対象とする改革を行うこととした。1959年10月、その改革によって、サーブル＝ドロンヌ観護教育特別機関の理念が大きく変わった。すなわち、送致が制裁的な側面を持つようになり、施設の性格としても閉鎖施設となった。また、14人とされていた収容定員は24人に引き上げられた。1954年の計画の二つの理念であった「規律の柔軟性」と「少人数の集団処遇」も疑問視された。最終的に、閉鎖施設としてのサーブル＝ドロンヌ観護教育特別機関は短期間しか機能せず、1960年のはじめに閉鎖した。同時に、レスパール観護教育特別機関も閉鎖された。しかしながら、レスパールの閉鎖はサーブル＝ドロンヌのそれとは大きく事情が異なった。レスパールにおいて処遇を受けた女子は200人にのぼり、その大多数は再社会化が成功したと観護教育局から報告された²²⁹。しかしながら元刑務所であった施設の利用がふさわしくないと判断され、実験を別の施設で行い続ける必要性が主張された。観護教育局が新しい建物を購入したにもかかわらず、実験の中止が決められ、観護教育特別機関の運用が終了した。

これらの二つの施設は、利用期間が数年間しかなかったとはいえ、少年司法制度の福祉化を反映した試みであったと考えられる。これらの実験の枠内

²²⁸ Bourquin (1998) *supra* note 222 at p. 145.

²²⁹ *Id.* at p. 146.

において、非行歴を理由として基本的に規律の厳しい閉鎖施設での収容が必要とされた少年が自由度の高い処遇を長期的に受けることが可能とされた。サーブル＝ドロンヌ観護教育特別機関が最終的に閉鎖した理由は 1959 年に起こった事件²³⁰とその報道と政治的な扱いによると考えられる。同じ時代において「非行少年集団」²³¹を象徴とした少年非行の増加が問題化され、一時的に若者の問題が一般市民の関心を集めた。しかしながら、これらの二つの施設は閉鎖したものの、同じ実験に基づき設立された開放施設²³²は閉鎖されなかった。さらに、これらの施設が発展し、スタッフの多様化が進むにつれて、処遇の個別化も強化²³³された。

(2) 社会内観察の誕生

1945 年のオールドナンスが成立した際、「教育の優先性」や「少年司法の専門化の原理」といった理念は、子どもの新たな観念に基づいていた。同時に、その理念は、子どもの新しい観念の発展にもつながった。戦後における少年司法の徹底した再構築は子どもを対象とした法的対応の在り方を大きく変えた。司法の福祉化が処遇の在り方に影響を与えるとともに、当事者の少年を対象とした観察の改善も見られた。カンパンチ法案から求められた「トリアージ施設」は 1945 年から「観察施設」(Centres d'observation) となり、少年達の観察は施設内で行われた。しかしながら、未決勾留(détention provisoire)との共通点を有するこの観察措置には、不利益性が指摘されるようになった。さらに、観察施設で行われていた鑑別が徹底的なもので高く評価されていた

²³⁰ 1959 年 7 月 28 日、観護教育特別機関を利用する 3 人の少年が公然わいせつ罪に該当する行為に及んだ。

²³¹ 上述した「黒いブルゾン」(Les Blousons noirs) といった非行少年の組織を指す。

²³² サーブル＝ドロンヌ観護教育特別機関で行われていた実験に基づき、観護教育特別機関での処遇の後に行われる「社会復帰プログラム」の対象者向けに「解放施設」(foyer de semi-liberté)が 1957 年から設置されるようになった。当初、これらの施設は、一般的に、再社会化は進んでいるものの家族のもとに帰ることが困難である少年を利用者としていた。

²³³ しかし、これらの施設の名前は C.O.A.E. (Centres d'orientation et d'action éducative) に代えられた。

にもかかわらず、これらの施設の数が限られていることとそのアクセスの困難さのため、その代わりとなり得る新しい観察制度の必要性が主張されてきた。実際、1950年代前半において、これらの施設での観察が困難であるため、少年裁判所で裁判を受ける少年の10%のみが観察の対象となるに過ぎなかった²³⁴。1940年代後半にはすでに、観察を受けずに裁判にかけられる少年達の問題が少年係裁判官から指摘された。実務上、少年係裁判官の多くは、保護観察²³⁵を実施する際、「保護観察担当官」(délégués à la liberté surveillée)に少年の観察を任せていた。このようにして、いくつかの少年裁判所の管轄地域において、保護観察担当官は「少年の人格、同行の観察に基づき、その再教育の可能性」を探るようになった。しかしながら、このような観察は早期に限界を示した。少年を対象としたその観察は様々な関係者の協力を必要とし、これらの者による「調査」、「検査」と「直接的観察」の連携が問題となった²³⁶。

1950年に、観護教育局はアンリ・ミシャル²³⁷に、少年係裁判官によって行われていた施設外の観察の研究を任せた。アンリ・ミシャルはこの制度の欠点について報告を行い、その改善の必要性を主張した。少年係裁判官によって実施されていた施設外観察は問題²³⁸が多く、その効率が期待しにくいものとされた。しかしながら、「裁判先決保護観察」²³⁹(liberté surveillée préjudicielle)の枠内において少年をその社会環境において観察すること自体は高く評価された。その結果、観護教育局はアンリ・ミシャルの勧告に基づき、それま

²³⁴ Pédron (2016) supra note 190 at p. 65.

²³⁵ ここでいう「保護観察」(liberté surveillée)とは、1945年のオルドナンスの24条の6によって規定されている「裁判先決保護観察」(liberté surveillée préjudicielle)を指す。

²³⁶ Christian Sanchez (1995), L'impossible observation des mineurs délinquants (1945 - 1972), in Christian Kaare and Thomas Sanchez, *Sous les regards de Cain*, 133-162.

²³⁷ アンリ・ミシャル(Henry Michard 1908-2002)はフランスの教育士である。1945年から観護教育に所属し、1951年から1974年まで、「観護教育職業訓練センター」(centre de formation de l'Education surveillée)の長として活動をしていた。

²³⁸ これらの問題は、観察センターに収容されていない少年を対象とした観察が不十分であること、施設での観察の環境は社会環境と大きく異なっていること、そして施設での観察のコストが大き過ぎることである。

²³⁹ 判決を下す前に保護観察が必要とされた時に、少年係裁判官は少年を裁判先決保護観察に付することができる。

で少年係裁判官と保護観察担当官だけによって行われていた「社会内観察」の実験の管理を観察施設に委ねることにした²⁴⁰。つまり、この実験に伴う法的介入は保護観察の理念に基づいて行われ続けたが、「調査」、「検査」や「面談」などの管理とその連携は観察施設の専門家に任せられた。この新しい「社会内観察」は観察施設で行われていた観察と大きく異なる形をとっていた。施設内の場合は、教育士(エデュカトゥール)が毎日少年の観察を徹底的にできるものの、社会内の場合はそれが不可能となる。こうした実験の課題を、アンリ・ミシャルは、直接的で絶え間のない観察を行うことなく、いかにして少年の動向を把握できるかということに見た。つまり、アンリ・ミシャルからすれば社会内観察は間接的で断続的に行われるため、少年の環境との強いつながりを持つ者との関係を築く必要があった。その結果、社会内観察は必然的に「社会調査」と似たような要素と結びつけられ、観察官が社会福祉士の分野に強く関係する訓練を受けることが求められるようになった。

観察のもう一つの形は、少年との直接的な面談である。これらの面談に関して、アンリ・ミシャルは、少年の直接的な観察よりも、面談の間に見られる変化の方が分析対象になると説明した。彼は、これらの二つの観察方法のメリットについて述べながら観察を限定する必要性を主張した。施設内観察と違って、社会内観察は、その実施などについて比較的負担が少ないことに加えて、観察と教育の連続的な関係が可能となる。施設での観察の場合は、少年が拘束されたまま、数日間にわたり観察の対象となる。そして、観察がもたらした結果に基づいて、教育の形が決まる。その反面、社会内観察の場合は、日常的な環境に置かれている少年の観察を可能にしながら、ある意味で、教育の第一歩となり得る措置をとることができる²⁴¹。

アンリ・ミシャルの研究に基づき、1949年に設置された「リヨン観察施設」との協力をめぐり、社会内観察の実験が行われるようになった。この実験は1952年から積極的に行われ、その結果が1956年に出版された「社会内観察

²⁴⁰ Jean-Pierre Jurmand (2007), Une histoire de milieu ouvert, in *Les Cahiers Dynamiques*, vol. 40, no. 1, 22-29. p. 25.

²⁴¹ Jean-Pierre Jurmand (2015), Promesses » et trahison, une histoire de la liberté surveillée au lendemain de la seconde guerre mondiale en France, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, 17, 169-190. p. 188.

に関するレポート」として発表された²⁴²。4年間にわたり行われたこの実験は、174人の少年を対象とし、3人の観察官が関わった。1953年から、農村環境でその実験を行う必要性に基づき、「ディジョン市の観察施設」(Centre d'observation de Dijon)も参加するようになった。「社会内観察に関するレポート」では、社会内観察の方法論が説明され、施設内観察との違いについて細かく述べられていた。社会内観察の方法論は二つの主な側面を有すると主張された。すなわち、調査と検査に基づく伝統的な観察方法と「制度的観察」である。施設で求められる規律などの対象とされず、少年が「自由に」行動できる「制度的観察」のメリットが主張された。このようにして、新しい観察方法としての社会内観察は施設内観察の困難を和らげたと指摘された。施設内観察が日常生活における場面の「真似」に基づくという方法論をとったのに対し、社会内観察の場合、これらの日常生活の場面が「自然に」出現し、これらの場面において行動する少年の観察が直接可能になった。

この実験と「社会内観察に関するレポート」において行われたその紹介や結果は施設内観察、すなわち、施設内処遇に対する間接的な批判を意味したと考えられる。施設内観察には人工的な側面があり、少年に対する拘束や環境的变化の問題が指摘された。この実験の結果により、施設の利用の正当性は低下し、観察の理念が徐々に見直されるようになった。つまり、それまでの、少年が「制度」(施設など)に適応しなければならないという考えから、制度が少年に適応しなければならないという考えに変わりつつあった。観察過程の中心的な地位にあるのは、施設の仕組みではなくなり、少年自身となった。

このような考えの転換は少年司法の福祉化を反映していると考えられる。社会内観察の導入により、子どもとその環境との関係が重視されるようになった。少年司法制度の福祉化を発展させた思想の影響はアンリ・ミシャルの試みにも見られるように思われる。施設内観察は子どもに不利益性があることに加えて、観察の結果に限界があると益々考えられるようになった。それにつれて、1950年代から広がった新たな社会学的なアプローチがアンリ・ミ

²⁴² Id. at p. 178.

シャルの方法論を支えた。社会人類学、「質的社会学」(sociologie qualitative) や「全体的社会事実」(fait social total) をめぐる考えの発展は、社会内観察の実験で収集した結果の解釈を支えた²⁴³。それは、少年とその社会的環境の間にある関係を重視するような観念を強化すると同時に、観察の段階からの法的対応に社会福祉的性格を与えたと考えられる。社会内観察を行う教育士の育成には社会福祉士の育成と同様の要素が多分に導入され、観察の対象が大きく変質した。このようにして、教育的措置の場となる社会環境が同時に観察対象となった。つまり、社会内観察を通じて、再教育の第一歩が同時に観察の対象となった。先に紹介した観護教育特別機関の実験と同様に、社会内観察の設置は 1970 年代に定着した「社会内処遇の原則」の出発点となった。

実務の面でも、これらの「観護教育特別機関」と社会内観察という二つの実験は、少年司法の福祉化の第一段階を反映していると考えられる。1940 年から 1958 年までに、観護教育局は、ヴォークレソン城の観護教育職業訓練センターの設置などを通じ、少年を対象とした対応をめぐる新しい方法論を開発した。これらの方法論は当時広がりだしていた臨床心理学や社会心理学の知見を参照していた。しかしながら、観護教育局の活動に対する、これらの学的分野の影響力は依然として限定的であった。当時、これらの分野は、観護教育職業訓練センターと観護教育局の立場から見れば、一貫性のある方法論を開発することが依然としてできていなかった。しかしながら、観護教育局がこれらの学的分野に益々関心を持つようになっていたことは、少年を対象とした法的対応の福祉化の必要性がより重視されていたことを反映している。つまり、観護教育局から重視されつつあったこれらの研究分野では学理として「自然環境での観察」又は「自然環境での『治療』」といった理念がすでに定着していたのであり、それが少年司法の動向にも影響を与えたように思われる。さらに、この時代における社会内観察などの実験は新しい子ども観の定着を意味した。理論の上では、その新しい子ども観は 1945 年オ

²⁴³ Jean-Pierre Jurmand (2016), *Études et recherches à l'Éducation surveillée entre 1952 et 1972, instruments d'un renouveau institutionnel et professionnel. Ampleur et limites d'une collaboration*, in *Sociétés et jeunesses en difficulté n°16*, 1-23, p. 8.

ルドナンスの理念により導入されていたものの、実務上、その定着は当時発展していた社会科学との関係は強い。そして、その実務化は新しい社会科学の発展に直接的に影響を与えられていた。自由の保障や「自然環境」の重視、少年の特性に応じた個別対応といった概念などは、その新しい子ども観の発展を反映しながら、心理学・社会科学、イデオロギーと子ども観の間にある依存関係の有無を解明しようとするものであった。

(3) 「経済社会発展計画」と「社会内教育的介入」の強化

1946年から、ジャン・モネの活動により、フランスは「経済社会発展計画」(Plan de développement économique et social)を成立させた。これらの計画の策定は「計画総庁」(Commissariat général du Plan)によって行われるものとされている。現在に至るまで、フランスにおいて、経済社会発展計画は10回以上立案され、そのうち第4次及び第5次計画は少年司法制度を対象に含めていた。

1960年頃から、フランスは経済成長の時代に入り、危機的な状況から比較的豊かな経済状況へと移行していった。その結果、大量消費の文化が徐々に出現し、定着し始めた。この新しい経済状況の中で、少しずつ導入されていた経済社会発展計画の原理が急速に拡大した。危機的な時代が終わったため、国家の経済的及び社会的発展は多様な分野で改善政策を通じて行われるようになっていた。こうして、「第4次経済社会発展計画」(le 4^{ème} plan de développement économique et social)は、遅れていると考えられた病院、高速道路、電気通信、国家教育といった分野の近代化を規定していた。分野の「優先性の見直し」を行った第4次経済社会発展計画は社会的発展、又はその目的を変質させた。経済の面においては、マクロ経済学的アプローチが強まっており、社会的発展に関わる要素が大きく重視されるようになった。第4次経済社会発展計画の開発は、世界経済の高い成長率を背景としており、社会福祉化をめぐる要素が大きく目立っていた。この計画の目的は、高い経済成長率の維持、GDPの増加率の2倍となる公益事業の予算増加、そして社会的及び地域的な不平等の緩和を目的とした政策の拡大といった三点に基づい

ていた。この計画において、国家のさらなる福祉化は富の再分配、いわば経済の高い成長率がもたらした余財の再分配を通じて考えられた。

この計画が 1962 年 8 月 4 日に成立したことで、教育の分野の総合的な発展が重要なものとされるようになった。当時、戦後に生まれたベビーブーマーが少年期を迎えており、少年非行の予防が重視されるようになっていた。この文脈において、観護教育の分野が直接的に第 4 次経済社会発展計画の対象となり、その予算は大きく増加した²⁴⁵。1963 年から、募集された教育士が 5 倍に増やされ、毎年 100 人以上の人が「観護教育職」の教育を受けるようになった²⁴⁶。観護教育に与えられたその新しい地位により、少年を対象とした教育的対応が急速に変化した。公益事業の近代化を主たる目的の一つとしていた第 4 次経済社会発展計画の策定によってその予算と手段が拡大した観護教育局は、数多くの教育士の募集の他に、新しい設備への投資も可能となった。その転換を出発点として、観護教育局は徐々に子どもに対しても大規模施設の利用をやめ、小規模な施設の設置に着手するようになった。また、アンリ・ミシャルの実験に基づき、すべての大都市において、社会内観察の制度が定着しつつあった。高い経済成長率を特徴とした当時において、連帯主義が強まりを見せていた。同時に、少年係裁判官をはじめ、少年問題に直接的に関わっていた専門家が一般市民から高く評価されたため、社会内観察をはじめ、観護教育がとっていた福祉的アプローチが正当化されていた。

このように、予算の増加や 1958 年のオールドナンスの適用などにより、1960 年前半、観護教育局は新しい時代のはじまりを迎えた。制度の変化が激しくなっていた当時において、観護教育局は、その管理のもとにあった設備の多様化を進め、再教育の変質に適応しようとしていた。その多様化が主に、各地域における「教育的指導・介入機関」(Centre d'orientation et d'action éducative) の設立につながった。これまでの伝統的な仕組みであった様々な

²⁴⁵ Commissariat général du Plan (1962), *IVe Plan de développement économique et social (1962-1965)*, Journaux officiels de la République Française, p. 279-280. <https://www.strategie.gouv.fr/sites/strategie.gouv.fr/files/atoms/files/quatrieme-plan-1962-165.pdf> (consulté le 15 décembre 2021)

²⁴⁶ Jacques Bourquin (2010), Henri Michard et la création du Centre de formation et d'études de l'éducation surveillée, in *Les Cahiers Dynamiques*, vol. 48, no. 3, 162-170. p. 170.

閉鎖再教育機関又は半閉鎖機関に加えて設置された教育的指導・介入機関は、1950年代後半に設立された解放施設の運用を発展させ、社会内観察の実施、宿泊の提供と社会内における教育的措置の適用²⁴⁷の三点に基づいて機能するようになった。

社会内観察は、アンリ・ミシャルの実験をモデルとしている。措置の決定に必要とされた情報の収集は教育的指導・介入機関の観察官とその協力者によって行われた。宿泊の提供は、社会内教育的措置が妥当とされたにもかかわらず事情により家庭での生活が不可能である少年を対象とした措置である。社会内教育的措置は、1958年のオルドナンスに基づき、少年係裁判官の利用可能な措置の一つである²⁴⁸。この措置の目的は「危険性の排除」²⁴⁹、「子どもの保護の保障」、「生前環境における子どもの維持」と「家族的なつながりの再構築、及び教育的過程における保護者の立場の改善」にある²⁵⁰。

このように、予算の増加により可能となった観護教育局の方針の変化が社会内における教育的処置の徹底的な強化といった形をとって現れた。第4次経済社会発展計画の精神が当時の少年司法制度の福祉化を明確に証明していた。経済の成長は、連帯主義的なアプローチを正当化していた訳ではない。しかし、その発展を妨げはしなかったと言える。ここにおいて、連帯主義の発展、いわば福祉化の強化は、第4次経済社会発展計画の一つ目の目的であったGDPの増加率に基づいた公益事業の予算増加と直接的につながっていた。経済成長により推進された福祉国家化の強化は、少年を対象とする分野において、1958年のオルドナンスの理念とも強い関係で結ばれていると考えられる。少年司法のパターナリズム的な側面を真正面から認めていた戦後のフランスは、1958年のオルドナンスの成立により、非行少年を広義の「危険にさらされる子ども」として見なすようになった。非行の定義が変わるにつれて、非行少年は徐々に「環境の犠牲者」とされつつあった。さらに、同じ

²⁴⁷ Jurmand (2007) *supra* note 243 at 26.

²⁴⁸ 民法 375 条に基づき、「自然環境」下での再教育を行うために、少年裁判官がこの措置を実施することができる。

²⁴⁹ これは、直接的な危険があることが確定されることが前提とされる。

²⁵⁰ Abdellatif Benjeddour (2018), *L'assistance éducative en milieu ouvert : objet de tension et de collaboration* », in *Empan*, vol. 110, no. 2, 119-124. p. 119.

時代に発展していた現代的な社会科学の影響力が高まったことにより、子ども観が変化し、環境の重要性が益々重視されるようになった。「社会的決定論」が新しい形として定着していた 1960 年代において、「社会的平等」の概念が注目を集めていた²⁵¹。環境の犠牲者として考えられてきた非行少年は第 4 次経済社会発展計画の枠内において重視されていた「社会的な不平等」と間接的に結びつけられていた。その不平等の緩和は、「社会内における教育的介入」(action éducative en milieu ouvert) における「社会福祉士としての教育士」の活動により図られるようになったと考えられる。再教育の環境は、少年の日常生活環境となる。そのため、再教育に必要とされる「環境の調整」は、教育の面における欠如の改善が社会的不平等の緩和という目的にも関わっている。

1966 年、第 4 次経済社会発展計画が終了し、「第 5 次経済社会発展計画」(le 5^{ème} plan de développement économique et social) が策定された。この計画の主な目的は、国境の開放に関連する競争の拡大というコンテストにおける、高い経済成長率の維持の保証と社会的発展の完成にあった。そのため、政府が第 4 次経済社会発展計画の時代から進めていた公益事業の発展が強化された。その結果、観護教育の分野が「経済社会発展計画」の対象として維持され、その改善が重視され続けた²⁵²。方針としては、大規模機関と小規模機関の多様化がすすめられた。大規模の施設の設立が拡大されたが、「教育内介入」の理念は否定されず、設備への投資が全国規模で行われた²⁵³。教育的指導と介入機関の機能が区別されるようになり、「宿泊の提供」の機能が重視され、「教育的介入住居」(Foyer d'action éducative) が設置された。教育的介入住居は「宿泊提供施設」(structure d'accueil) として導入され、1945 年又は 1958 年のオルドナンスの規定に基づいた教育的措置の対象となった少年が利用者としてされた。これらの施設の目的は、集団的介入を通じた環境の調整にある。

²⁵¹ 1960 年代後半から、ピエール・ブルデューがハビトゥスの概念を検討し、社会的決定論の議論を推進させた。

²⁵² Commissariat général du Plan (1966), *IVe Plan de développement économique et social (1966-1970)*, Journaux officiels de la République Française, p. 106-107. <https://www.strategie.gouv.fr/sites/strategie.gouv.fr/files/atoms/files/cinquieme-plan-1966-1970.pdf> (consulté le 15 décembre 2021)

²⁵³ Jurmand (2007) supra note 243 at p. 26.

教育的指導・介入機関が行っていた「宿泊の提供機能」と同様に、教育的介入住居は、社会内教育的措置が妥当とされたにもかかわらず、両親との生活が危険性の発生に繋がり得ると少年係裁判官によって判断された少年を対象とする施設である。このような住居施設は社会内での一般的教育や職業訓練などの実施を可能にし、子どもと環境との関係の改善を目的とする。一般的には、10人から20人までの少年が、7人の教育士の指導の下で生活をする。「宿泊の提供」の他に、これらの施設の教育的介入は、社会化、就職指導、教育指導と家族の絆といったテーマをめぐって行われる。教育的介入住居はそれぞれの少年の事情を考慮した教育的介入が実施されるように構想された。これは、1950年代後半から重視されてきた少年に対する対応の区別を柱とするものであった。

第4次経済社会発展計画及び第5次経済社会発展計画により、危険にさらされる子どもとして益々見なされるようになった非行少年を対象とした対応は、大きく変わったと言える。とはいえ、実際には、1960年代において、子どもに対する政策の福祉化が観護教育局が行う教育的介入の「理念」の直接的な変質を意味するものであったとは言えない。上にみたように、「教育の優先性」や「非行の再解釈」などといった理念は、理論上は1945年のオールドナンスと1858年のオールドナンスの成立によって定着した。経済的成長のもたらした「社会・経済的余裕」を象徴する第4次経済社会発展計画及び第5次経済社会発展計画の方針は、観護教育局の精神よりも、その手段を大きく拡大させたように思われる。

予算の増加によって可能になった観護教育の手段の拡大、すなわち施設や機関の多様化は、戦後における「少年司法制度の福祉的アプローチの強化」の第二期に当たると考えられる。1960年代前半から、社会科学の発展が社会的アクターを多様化する必要性を引き起こした。「経済社会発展計画」における観護教育の導入も同時期に行われ、ヴォークレソン城の「観護教育職業訓練センター」は新しい形をとった課題に適応しなければならなかった。福祉政策が様々な「入口」から少年非行の観念を発展させ、子ども観と社会・心理学の間にあった関係が急速に強化された。少年非行の現象は多因子の原因に基づいて説明されるようになり、非行少年の問題の分析や解釈が学際化

し、その対応は必然的に多様化、専門化した。

第5款 福祉的アプローチの転換

1970年代前半、経済的成長は、依然として、社会政策が必要としていた予算の維持を可能にしていた。その一方で、1950年代から理論と実務で始まり、発展した少年司法の福祉化は、大きな転換を迎えていた。「危険にさらされる子ども」をめぐる議論が国際的に発展し、経済成長率が減少し始めたことを背景において、子どもの権利の基準化が1970年代後半からの重要な課題となった。

1945年オールドナンスや1958年オールドナンスにおいて、「子どもの利益」(l'intérêt de l'enfant)の概念はすでに存在していたが、1970年代において、この概念は変質し、そのことが子ども観と少年司法制度の在り方に影響を与えた。他方、特に非行事件に関しては、1950年代から出現し、1960年代を通じて発展した処遇の社会内化や「教育の優先性」が問われ、厳罰化をめぐる議論が徐々に引き起こされた。しかしながら、1990年代のものと違い、その動きは限定的であり、徹底した改正を引き起こさず、実務上における1945年オールドナンスと1958年オールドナンスの適応に関係した。様々な社会的・経済的变化が見られた1970年代において、「危険にさらされる子ども」と「加害者としての子ども」をめぐるアプローチには両義性があったように思われる。

(1) 子どもの利益

フランス法において、子どもの利益は一般に1804年の民法(Code civil de 1804)の成立を通じて出現したとされる。1804年の民法(Code civil de 1804)は「父権」を立法化し、子どもに対する「父権に基づく懲戒」の措置を導入した。しかしながら、当時において、子どもの利益は父親が決めることとされ、父親の利益と直接的に結びつけられた概念に過ぎなかった。1804年の民法は、「良い父親」と「良い家族」といったイデオロギーに基づいて成立した

ため、子ども自身の利益をめぐる議論を出現させたり発展させたりすることができなかった²⁵⁴。上述のように、「虐待を受けた子どもの保護に関する 1889 年法」(Loi du 24 juillet 1889 sur la protection des enfants maltraités)によって、父権の絶対的な性質が問われるようになり、子どもの利益がより「客観的に」問われるようになった。父権の剥奪をめぐる決定を、裁判官が子どもの利益に基づいて行うようになった。この転換から、子ども観の現代化又は少年司法制度の専門化が進むにつれて、「暗黙裡に」ではあっても裁判官が子どもの利益を益々考慮するようになり、その概念が決定の重要な事情の一つとなった。「後見に関する 1964 年 12 月 14 日の法律」(Loi du 14 décembre 1964 relative à l'organisation de la tutelle)の成立によって、子どもの「法的自立」(autonomie légale / émancipation)が初めて規定され、その 5 年後に「親権に関する 1970 年 6 月 4 日の法律」(Loi du 4 juin 1970 sur l'autorité parentale)が成立した。その結果、子どもの利益の保証が保護者の義務の内容とされ、当該概念が民事の中心部に置かれるようになった。一般的に、民事の枠内において、子どもの利益の考慮は離婚などに伴って子どもの保護が重視された事件で目立っており、1970 年代において、子どもの利益が民法学者の重要な研究対象となり始めた。

非行事件に関しては、子どもの利益は 1945 年のオールドナンスにおいて明確に存在している。すでに前文において、その概念が特に強調されていると考えられる。「子どもを対象とした法的手続は、個人の自由の保障と司法の適正の尊重を目的とした規制が子どもの有効的で早期からの保護をめぐる利益との調整のために、緩和する必要があるとされる」。このようにして、1945 年から、立法者は、子どもの利益を少年司法制度の理念に関連づけるようになった。その考慮は、様々な形で行われ、司法制度がさらなる福祉化を遂げるにつれて拡大するようになった。1945 年のオールドナンスにおいて、「子どもの利益」は 8 条、13 条と 21 条において明確に規定されている²⁵⁵。これら

²⁵⁴ Marie-Sylvie Dupont-Bouchat (1990), *L'intérêt de l'enfant : Approche historique*, in *Droit et intérêt - vol. 3 : Droit positif, droit comparé et histoire du droit*, 23-54, Presses de l'Université Saint-Louis, p. 40.

²⁵⁵ 第 8 条は、少年係裁判官は、「子どもの利益」(Intérêt de l'enfant)の考慮に基づき処分決定又は不処分決定を行わなければならないことを規定した。また、第 13

の3か条の枠内では、1945年から「子どもの利益」が原則的に考慮されなければならないとされた。1970年代と1980年代において、「児童の権利に関する条約」の成立に向けた動きの強化が少年司法の一つの背景をなしており、「子どもの利益」は非行少年を対象とした対応の主な考慮要素として定着しようとしていた。「子どもの利益」は子どもの特性に基づいて、その特別な人権を認める要素として理解できる。つまり、「子どもの利益」は、間接的には、子どもを対象とした法的対応の現代的な歴史の中で見られる「少年司法の専門化」に強く関わっているといえる。さらに、1970年代から、「子どもの利益」が益々重視され、徐々に「最善の利益」といった形に進化した。その結果、原則として、子どもの利益は他の当事者²⁵⁶の利益より優先して考慮され、これらの当事者は逆に子どものその利益を考慮しなくなってきた。

(2) 子どもをめぐる対応と議論の両義性

子どもの利益の考慮は、このように、1970年代前半において重視された。しかし、この時代の少年司法の動向においては、「犠牲者としての子ども」と「加害者としての子ども」²⁵⁷という非行少年に対する二つの捉え方の対立により、両義性が徐々に浮き彫りとなった。「栄光の三十年間」の終了により特徴付けられるこの時期は、子ども観と少年司法の観念の転換の時期でもある。児童保護の支持者はこれまでと同様の活動を行い続けたが、経済成長率が高かった間には目立っていなかった少年司法の「甘さ」に対する批判が盛んに登場するようになった。保守的な側面のあるアプローチがより支持を強め、「非行少年を加害者として見なすべき」という考え方の再登場は少年司法をめぐる議論や立法の動向に色々な影響を与えた。「犠牲者としての子ども」と「加害者としての子ども」という非行少年の見方の対立が様々なレベルから

条は、「子どもの利益」に基づき、少年係裁判官の決定により少年裁判所における裁判における当事者少年の不参加が許されることを可能とした。第21条は、軽罪事件の場合には、「子どもの利益」につながると少年係裁判官が判断したときのみ、保護観察の言い渡しを可能とした。

²⁵⁶ ここでいう「当事者」とは、保護者や国家などを指す。非行事件の場合には、被害者などもこれに含まれる。

²⁵⁷ Pédrón (2016) *supra* 190 at p. 77.

司法の枠内における子ども観の二重性を拡大させた。すでに述べたように、戦後から見られた福祉化の政策により、「非行少年」と「危険にさらされる子ども」が徐々に重なり合うものとして見なされるようになった。しかしながら、1970年代前半において、実務上、「非行少年」を「危険にさらされる子ども」としての解釈の弱体化を反映する要素が現れた²⁵⁸。

1970年から、「個人の権利の拡大に関する 1970年7月17日の法律」(Loi du 17 juillet 1970 tendant à renforcer la garantie des droits individuels des citoyens)の成立過程において、「犠牲者としての子ども」と「加害者としての子ども」という非行少年の見方の対立が立法の動向に影響を与えた。この法律は「司法監督」(contrôle judiciaire)と保護観察付き執行猶予(sursis avec mise à l'épreuve)を導入し、少年にまでその適用を可能とした。成人を対象としたこれらの処分が子どもにまで適用可能となったことは、福祉化を象徴とした動きとは異なる要素の登場を反映していた。これは、厳罰化的な傾向を意味すると同時に、よりヒューマニスティックな子ども観に基づいた少年司法の発展を支持する者との対立により、少年事件の対応を対象とした新しい制限も立法化されるようになった。つまり、この法律は子どもを対象とした司法監督と保護観察付き執行猶予を導入しながら、未決勾留の規定を変え、1945年のオルドナンスの11条を改正させた。その結果、13歳未満の少年を対象とした未決勾留が禁じられるようになった。13歳以上の少年の場合、未決勾留の適用は可能なものとされ続けたが、その期間は10日を超えることが禁じられた。本法は、成人向けの規定を子どもに適用したことにより、少年司法の専門性が疑問視されたが、同時に、子どもに対する未決勾留の特徴を明らかにした。このように、当時、議論において強まった、「犠牲者としての子ども」と「加害者としての子ども」²⁵⁹という非行少年に対する見方の対立は「個人の権利の拡大に関する 1970年7月17日の法律」が維持した「両義性」を反映している。

少年司法の両義性は少年係裁判官の決定にも強く関係していた。1960年代の終わりから、少年係裁判官の多くが1945年のオルドナンスの規定と1958

²⁵⁸ Bailleau and Cartuyvels (2007) supra note 3 at p. 104.

²⁵⁹ Pédrón (2016) supra note 190 at p. 77.

年のオールドナンスの規定を同じ方法論に基づいて適用していた。少年非行事件において、少年係裁判官は 1958 年のオールドナンスに規定されていた「教育的援助」(assistance éducative)などを軽罪事件また初犯事件の場合に言い渡していた。その反面、1945 年のオールドナンスの枠内に規定された措置は、再犯事件又は重大事件に対して言い渡されるようになった。実務でのその運用により、1945 年のオールドナンスはその「厳しさ」を反映し、1958 年のオールドナンスは制度の「甘さ」を象徴した。

ほとんどの場合、1945 年のオールドナンスに規定されていた措置が言い渡される時、それは施設での収容を意味していた。しかしながら、1945 年のオールドナンスの枠内においても、「教育の優先性」が主な理念の一つであり、施設での収容が例外的にしか行われないうにされていた。つまり、1970 年代前半において 1945 年のオールドナンスの「イメージ」が、1958 年のオールドナンスとの実務的な対立により、大きく変わっていた。一般市民により要求されていた少年司法の厳罰化は、1945 年のオールドナンスに規定された措置の言い渡しの拡大を引き起こした。言い換えれば、当時の社会的・経済的背景が「犠牲者としての子ども」と「加害者としての子ども」の法的扱いの違いを拡大させ、後者に対して、一般市民が少しずつ厳罰化を求めるようになった。

このように 1970 年代における少年司法の変化は、いくつかのレベルにおける両義性の発生に関係していた。1973 年と 1975 年に法務省が提出した調査やレポートの中にも、同じような両面性が見られる。1973 年に、ジャン・テタンジェ法務大臣が発表した「テタンジェレポート (Commission Taittinger)」では、対応が特に困難である非行少年をめぐる課題が論じられた。このレポートは二つの立場の対立に基づいて作成され、当時の議論の在り方を反映していたと考えられる。一方で、問題の多い少年は閉鎖施設での収容を通じ処遇を受けるべきであるという考えが、再び現れるようになった。他方で、収容の効果を疑問に感じている専門家は、1950 年代と 1960 年代において少年司法の福祉化がもたらした処遇の社会内化を継続して発展させようとした。このレポートは、法改正に直接つながらなかったものの、政府内で新しく議論が生まれたことを象徴していた。その二年後、当時法務大臣に務めたジャン・レカヌエがさらなるレポートを報告した際に、「少年係裁判

官の方法論によって登場した実務的両義性」がデータを用いて証明された。

このレポートにおいて、その両義性が指摘された。しかし、それは、既に実務における 1945 年のオールドナンスの規定と 1958 年のオールドナンスの規定の対立というよりも、1958 年のオールドナンスに規定された「教育的援助」の言い渡しの増加を指摘するものであった。少年犯罪が問題になった背景には、1958 年のオールドナンスの適用の拡大が非行少年を対象とした法的対応として「不適正」であると主張した声が強くなり、1945 年のオールドナンスの適用を拡大することが求められた。しかしながら、1945 年のオールドナンスが厳罰の象徴となっていたことが大きな問題となっていた。厳罰化を目的とし、1958 年のオールドナンスの適用を制限させる方向に議論は向かった。このように、同時代における政府の方針にも、両義的な政策がとられていた。

第 3 節 小括

本章で見たように、裁判所、裁判官、行政機関、裁判手続や処遇手続をより専門化させながら、1945 年オールドナンスは、「少年司法の専門化の原理」の完成を通じ、フランス少年司法制度を刑事司法制度から「独立」させることに成功した。そして、2002 年 8 月 29 日に、憲法評議会の決定により少年司法のこの「(刑事司法制度からの) 独立性」は、「フランス共和国の法律によって認められた基本的な原理」(*principes fondamentaux reconnus par les lois de la Republique*) とされた。「少年司法の専門化の原理」はこの「基本的な原理」(*principe fondamental*) の「手続面」、いわば「少年司法の手続的独立性」を反映している。他方、その「実体面」、つまり「少年司法制度の実体的な独立性」は「年齢に応じた少年刑事責任の緩和」と「教育の優先性」といった形をとっている。

フランスの現代的な少年司法制度は「適応」、「専門化」そして「(刑事司法制度からの) 独立」といった段階を通じて、発展してきた。最初の段階では、成人向けの規定を子どもの特性に合わせて「適応」させることで、少年を対象とする法的対応がなされた。その後、20 世紀に入ってから専門化の必要性が主張されるようになり、一般法と子どもを対象とする特別な法律との間に、

差異が設けられた。戦後になると、その差異はさらに明確になった。すなわち、戦後、その差異が定着したことで、子どもに対する法律への、一般法の仕組みの影響が徐々に弱まった。このようにして、少年司法は手続及び実体の両面において、刑事司法制度から独立して機能するようになった。

また、同時に起こっていた社会科学の革命に基づき、矯正局から離れた観護教育局は、数多くの実験を行うことができた。1945年オールドナンスが公布されてから15年後、1958年オールドナンスは少年係裁判官の二重の役割を確立し、非行少年は「危険にさらされる子ども」と見なされるようになった。非行少年と「危機にある子ども」が同様に扱われるようになったのに加えて、観護教育局は1950年代初頭から新しい教育的アプローチの実験を開始した。身体拘束措置に、徐々に、疑問が投げかけられ、裁判官は非行少年の再教育を社会内処遇に強く結びつけた。

戦後から1970年代半ばにかけて拡大した少年司法の福祉化はこの時代の文脈の下で考慮されるべきである。まず、戦争の被害を大きく受けた子どもは大人の共感的となり、1945年オールドナンスはその共感を少年司法の中心に置いた。そして、1945年以降の最初の数年間は限られたものではあったが、経済成長が、子どもに対する法的対応の方針に二重の影響を与えた。「栄光の30年間」は観護教育に割くことができる予算を著しく増加させることを可能にし、教育的介入をめぐる実験の経済的負担を大きくすることができ、子どもに専門的に関わる者の高度な育成を可能にした。この「豊かな時代」は、当時の一般市民にも大きな影響を与えた。完全雇用と未来への希望は、当時の社会的な余裕と当時のフランス人がもったオプチミズムを導いた。換言すれば当時の経済状況は、保守的なアプローチに基づく非行少年への厳罰化を防いでいた。

しかしながら、1970年代後半に入ると、経済成長に陰りが見え始めるとともに、少年司法の福祉的アプローチに疑問が投げかけられるようになった。1980年代、フランスでは、経済危機を迎えると同時に、新自由主義が各分野で影響を強めるようになった。1970年代以降、フランスにおける経済的及びイデオロギー的状況は徐々に変化したのである。フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルによれば、この変化は1990年代にできた法改正の推進

力の一つとなる。そこで、本稿では、この動きを検討していくことにする。

第4章 非行少年像の変遷と厳罰化に向けた議論

これまで説明した通り、少なくとも、1945年から1980年代まで、フランスでは福祉的なアプローチを優先させる制度の下で、少年を対象とした手続が構築されていた。しかしながら、1970年代末から、少年司法制度の「二面性」が少しずつ出現し、その制度のウェルフェア的側面が弱体化し始めた。次章、第5章において紹介するフランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルの分析では、これらの動きは新自由主義の強化に関連していた。

本章では、1970年代から現在に至るまでのフランスにおける少年非行の量的・質的推移やその社会的・政治的背景を考慮し、新自由主義の仕組みにおいて重要な地位を占める移民問題の重視を背景とした厳罰化改正への動きを検討する。

第1節 少年非行の量・質的推移と非行少年像について

1970年代後半、著しく経済が成長した「栄光の30年間」が終焉を迎えた。失業率の上昇という形で経済的危機が訪れ、若者達に対する「世論」や体感治安が政治の世界で新しいパラダイムを生み出した。その結果、子ども観が少しずつ変化してきた。本来、これらの現象のメカニズムを明らかにするには、当時の少年非行の推移を表すデータの考慮が必要となる。しかしながら、犯罪の定義や調査方法の変化などのため、その推移の測定は特に困難である。本稿では、こうした限界に留意しながらも、統計上の変化に留意しながら議論を進める。

犯罪とは法律により禁じられる行為を指している。しかしながら、その定義は明らかであるにもかかわらず、犯罪現象の時代ごとの客観的な測定は不可能に近い。なぜなら、時代とともに、以前は合法であった行為が犯罪となったり（犯罪化）、反対に犯罪とされていた行為がそうでなくなったり（非犯罪化）しているからである。また、被害者のいない犯罪行為が発見されなかったり被害者がいても犯罪行為が通報されなかったりするという、いわゆる暗数の問題もある。このような問題を避けるために、非行に対する少年を対

象とした「自己申告調査」(self reported survey)が1950年代から行われている。しかしながら、これらの調査は、フランスでは極めて少数にしか実施されておらず、現在でも議論の対象とされていない²⁶⁰。

現在、フランスにおける犯罪統計に関する議論は、警察によって提供されるデータに基づいて行われることがほとんどである。しかしながら、この手法には、方法論上の問題が少なくとも二つある。すなわち、発見されても記録されない事件が存在するという問題、そして、発見されても捜査により加害者が特定できない事件が存在するという問題である。少年非行の推移の測定の場合には、後者が特に問題となる²⁶¹。

こうした問題から、フランスにおける1970年代の少年非行を量的・質的事実に基づき実証的に分析することは難しい。しかしながら、フランスの社会学者であるロラン・ムキエリーがこれらのデータをまとめ、アンリ・ミシャルの研究結果を用いて、少年司法をめぐる議論におけるその扱いの分析を行っている。そこで、ここでは、ロラン・ムキエリー(そしてアンリ・ミシャル)によって示された議論を紹介することにする。

第1款 戦中及び「栄光の30年間」における少年非行の推移

すでに述べたように、少年司法のウェルフェア・モデルが批判を受けるようになったのは1970年代後半からである。これらの批判の背景には、経済的危機に対する懸念や社会における少年及び非行少年に対する見解の変化がある。その変化は、政治の世界における若者を対象とした新しい言説を生み出した。これらの新しい言説は、少年犯罪は増加し凶悪化しているという仮説に基づいている。そのため、本章の主な関心である「栄光の30年間」の後の時代に焦点を当てる際、第二次世界大戦中とその直後の時期の動向も視

²⁶⁰ Laurent Mucchielli (2014), L'évolution de la délinquance des mineurs en France depuis les années 1970, in Laurent Mucchielli, *La délinquance des jeunes*, La documentation française, 45-62, p. 46.

²⁶¹ つまり、ある犯罪類型に関し、少年が加害者である事件の割合が明らかにされていても、その割合は、発見され、記録され、加害者が指定された事件であることを前提としている。

野に入れることにする。

1973年、「社会内観察」をめぐる活動などを通じ、戦後における社会内処遇を発展させたアンリ・ミシャルは警察のデータを用いて、1930年代半ばから1970年代までにおける少年非行の推移を紹介し、その社会的背景を踏まえた分析を行った²⁶²。上述したように、少年非行の推移を客観的に紹介することは困難である。ここで扱う時期が比較的に古いため、その困難が特に大きい。しかしながら、アンリ・ミシャルによって行われた分析は、少年非行の全体的な推移を理解するための唯一の方法であると同時に、非行少年に対する当時の見解を理解するために有益であるように思われる。

図1：1936年から1971年までの少年非行の推移²⁶³

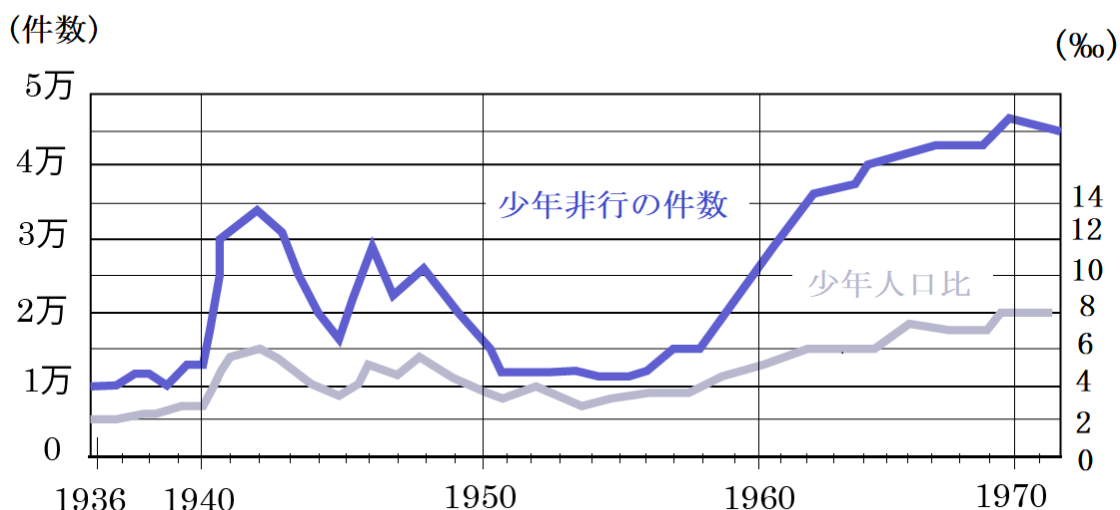


図1に示されているように、フランスの少年非行には、1936年から1970年代初頭まで二つの主な波が見られる。一つ目のピークは戦中の少年非行を特徴付けている。二つ目のピークは1950年代半ばを出発点とするものであり、主に戦後のベビーブームが増加の主な要素である。

まず、戦中とその直後における一つ目のピークは、戦争に伴う社会的事情

²⁶² Henri Michard (1973), *La délinquance des jeunes en France*, La Documentation Française, Paris, 1973.

²⁶³ Figure 1 reproduite depuis : Henri Michard (1973), *La délinquance des jeunes en France*, La Documentation Française, Paris, 1973, p.12.

の悪化によって説明される。実際、第二次世界大戦に参戦したヨーロッパ内の全ての国において、同時期、少年非行の増加が見られた²⁶⁴。フランスでは、1942年において、少年裁判所に送致されていた少年の数は戦前の3倍にまで増加した。1946年に、法務省は、これらの増加の原因について、「戦争に伴う事情により父親がいない子どもが増えていること」が主な理由であるとの説明を行っている²⁶⁵。すなわち、当時の分析によれば、父親の欠如が家庭内の構造を変え、母親が家庭外で働かなければならない状態が少年の教育不足を拡大させたと言われた。しかしながら、この見解には多くの疑問が呈され、現在は、異なる観点からの分析がなされている。

戦前においても戦中においても、少年が関わる事件の大多数は窃盗罪であった。しかしながら、戦前と戦中における、すべての少年による犯罪行為における窃盗罪の割合は59%（1937年）から75%（1942年）まで上昇した。また、凶悪犯罪については、1937年から1942年までに、事件数が減少した²⁶⁶。これらの現象は、父親の欠如による教育不足に着目するアプローチよりも、戦争に伴う経済的事情の悪化といった要素に着眼する仮説を裏付けている。さらに、少年非行を対象としたこれらの量的・質的推移の分析の他に、成人による犯罪の推移が父親の欠如といった要素の正当性を否定している。同時期における成人犯罪、特に窃盗罪について、少年と同様の推移が見られる²⁶⁷。成人の場合は、父親の欠如、また教育的安定の悪化といった要素との関係付けが難しい。

二つ目のピークは1954年から1969年における少年非行の事件数の増加を示している。この間、少年非行の件数は3倍以上増加したが、このことは人口学的な要素によって説明されうる。すなわち、戦後のベビーブームによって、1954年から1970年まで、10歳以上18歳未満の少年の人数が激増し

²⁶⁴ Sarah Fishman (2008), *La bataille de l'enfance : Délinquance juvénile et justice des mineurs en France pendant la Seconde Guerre mondiale*, Rennes, Presses universitaires de Rennes, 2008, p. 109.

²⁶⁵ Ministère de la Justice (1946), Rapport quinquennal sur l'application de la loi du 22 juillet 1912 sur les Tribunaux pour Enfants et Adolescents et sur la liberté surveillée, in *Journal Officiel, annexe administrative, 16 avril 1946*, p. 2.

²⁶⁶ 強盗、殺人、強姦、放火について、1937年に事件数は79件であった（事件数は11917件）。1942年には事件数が56事件であった（事件総数は約35000件）。

²⁶⁷ Fishman (2008) supra note 264 at p. 109.

た²⁶⁸。非行事件に関わった少年の割合(少年人口比)は、約 3. 50% (1955 年) から、6. 85% (1965 年) にまで上昇した。また、その増加について、アンリ・ミシャルは警察の捜査方法に関わる要素を重視している。当時、「黒いブルゾン」(Les Blousons noirs) といったサブカルチャーが特に政界やメディアにより広く扱われ、少年非行の発見を目的とした活動が拡大した。具体的には、これによって新しい警察機関が設置され、また警察に対する指令が改革された²⁶⁹。つまり、アンリ・ミシャルは、この時期少年非行が増加した背景には、警察の捜査方法や捜査に対する警察の姿勢が変化したことの影響があったことを指摘している。

また、1955 年から見られる少年非行の増加の分析において、アンリ・ミシャルは性別に着目し、この時期のピークにおける男子の割合の高さを指摘した。そして、アンリ・ミシャルはその理由の一つとして「黒いブルゾン」の現象について、男性が主に参加していることを指摘した。しかしながら、この議論は、他の専門家によって別の視角から分析された。

まず、当時観護教育局の長であったピエール・セカルディ²⁷⁰は、増加が特に 1959 年当たりから激しくなっていることに着目し、非行現象と 1958 年のオールドナンスの成立との関連性をめぐる仮説を提唱した。しかしながら、1958 年のオールドナンスが「危険にさらされる子ども」を対象にしているため、警察の記録に基づく推移を表すデータとの関係性は説明されていない。

また、数年後に、同時代のデータがさらに分析され、再犯率の高さが指摘された。少数の少年が一年間の間に何度も少年裁判所に送致されていたことが明らかとなり、ある少年裁判所では、これらの少年の関わる事件が年間全事件の半数まで上昇していた²⁷¹。

²⁶⁸ Michard (1973) supra note 262 at p. 12.

²⁶⁹ Id. at p. 12.

²⁷⁰ ピエール・セカルディ (Pierre Ceccaldi 1910-1969) は「観護教育局」の長や「観護教育職業訓練センター」(centre de formation de l'Education surveillée) の長に属した法学者である。また、エレヌ・カンパンチの下で、1945 年オールドナンスの制定作業に参加した。

²⁷¹ Laurent Mucchielli (2011), La délinquance juvénile, des « Blousons noirs » à nos jours : Le détour historique comme préalable au questionnement sociologique contemporain, in Xavier De Weirt and Xavier Rousseaux, *Violences juvéniles urbaines en Europe*, Presses universitaires de Louvain, 29-51, §16(Online).
URL: <https://books.openedition.org/pucl/921>

最後に、当時の分析では考慮されていなかったものの、現在、法律の変化が主な要素であったことが指摘されている。1955年から1964年までの間少年非行は確かに増加しているものの、同時期、性犯罪や傷害罪（*atteintes aux personnes*）が減少していたことが明らかとなった。その一方で、窃盗罪と「その他」として纏められる犯罪類型の激増が確認された。窃盗罪の増加が少年非行の全体的な増加を反映しているとされたが、「その他」として纏められた非行が専門家の関心を集めた。実は、1954年から1969年まで5.5倍にまで増加した「その他」の非行は、1954年から、新しい行為（比較的に軽微な非行）を含んでいた²⁷²。そして、この時期、統計上「その他」として計上された非行の大部分を、道路交通法（*Code de la route*）の改正によって新たに創設された交通違反が占めていた。その結果、「その他」が1958年から1960年までに、8%から23%まで上昇した。また、「その他」は1959年から窃盗罪に次いで二番目に検挙件数の多い項目となった。

このように、交通違反を含む「その他」の非行類型の増加は、「栄光の30年間」における少年非行の推移における一つの特徴であるが、窃盗罪の増加こそが、1955年から見られるピークの主な特徴である。1960年代後半及び1970年前半において、窃盗罪が全非行の75%を占めた²⁷³。さらに、少年による窃盗罪の3割、少年による全非行の2割は「エンジン付き乗り物の窃盗及び借用」（原動機付自転車（原付）又は自動車）であった。実際、この現象は1960年代における少年非行の主な特徴とされている。多くの場合、非行は14歳以上18歳未満の数人の少年達の集団によって行われていた。このような特徴を有する少年による窃盗は、次の二点に基づいて説明されていた。まず、その窃盗行為の新しさを説明しているのは、対象の新しさ（原付など）である。そして、「生き残る」ためではなく、「儲けるため」又は「遊ぶため」²⁷⁴といった本行為の動機が特に新しいと説明されている。

このようにして、アンリ・ミシャルや当時の専門家は、人口学的な要素や

²⁷² これは飲酒運転、無免許運転、違警罪などである。

²⁷³ 16歳未満の少年に関して、窃盗罪は全非行の8割を占めた。

²⁷⁴ 窃盗の75%において、盗まれた乗り物がある場で一回きり使用され、非行直後に捨てられている。また、盗まれていた乗り物は特に珍しい物や高い物ではなく、盗みの手口も比較的に単純なものであった。アンリ・ミシャルによれば、盗み易さが再犯の主な理由であった。

道路交通法の改正、「新しい乗り物」を対象とした窃盗罪の増加といった点を、1950年代後半及び1960年代の少年非行の量的・質的推移の主な理由として挙げている。これらの非行によって惹起される危険は、主に行為中における事故であり、このことは、当時政界やマスメディアに描かれた「黒いブルゾン」による傷害罪といった少年非行のイメージを否定している。他方、「新しい乗り物」を対象とした窃盗罪などについては、その分析が時とともに発展した。1960年代は消費主義化を一つの特徴としており、その過程において、「乗り物」は特別な象徴であった。車は社会的成功のイメージとなりながら、「娯楽の時代」とも呼ばれる「栄光の30年間」における中心的な地位にあった²⁷⁵。

上述した「栄光の30年間」における少年非行のマクロな社会学的要素の他に、アンリ・ミシャルは当時の非行少年の心理的な要素を対象とした研究も行っている²⁷⁶。まず、彼は、非行に対する生物学的な要素（神経学的障害など）の影響力が低いことを指摘した²⁷⁷。行為者の性格について、アンリ・ミシャルは非行少年に目立って見られる性格の特徴を、次のように指摘した。すなわち、「大多数の場合には、感情的な面において問題が見られ、行為者の多くは自己中心性の傾向があり、感情的な未成熟がある」²⁷⁸。これらの点について、アンリ・ミシャルの研究は、多くの場合、行為者と母親又は父親との関係に困難があることを明らかにした。さらに、行為者の多くは「家庭の一員として認められていない気持ち」を抱えた存在であることも指摘した。

また、アンリ・ミシャルによれば、行為者自身又はその家庭の特徴が非行少年の特徴として決定的なものではなかったため、これらの要素と環境における別の要素との重なりが、当時の若者による非行の増加を理由付けているとされた。これらの要素は行為者の身近な社会的環境及びそのライフパスにおける出来事であり、アンリ・ミシャルはそれに関して次のような分析を提供した。ライフパスに関わる点について、多くの場合に、心的外傷を発生さ

²⁷⁵ Mucchielli (2011) *supra* note 271 at §24.

²⁷⁶ Michard (1973) *supra* note 262 at p. 12.

²⁷⁷ これらの分析は「ヴォークレソン城」(Château de Vaucresson) に設置された「少年非行に関する研究機関」で集められたデータを用いて行われた。

²⁷⁸ Michard (1973) *supra* note 271 at p. 28.

せた身近な人の死亡などの出来事が見られた。行為者の教育上の事情に関しては、両親の関心が分析対象とされ、母親が仕事していることが多いこと（5割）に注意が払われた。また、分析対象の7割が、『『都会における仕事をめぐる事情のため』父親が『世帯主』の役割を果たさなくなった』とアンリ・ミシャルは指摘している。続けて、学校教育に関わる要素も分析対象とされた。アンリ・ミシャルはこれらの要素の重要性を特に主張している「学校教育の期間が長くなっていくにつれて、学校が家族の代わりになる場面が多くなっていく」のである。そのため、少年非行の背景におけるこれらの要素の考慮が重要になると指摘された。非行と学校教育の関係は次のように分析された。すなわち、分析対象となった非行少年の65%は学校での成績が悪く、さらに50%以上は学校に関心がない。また、14歳以上の少年について、違法行為をしていない少年に比べると学校に通っていない少年は二倍多い。さらに、学歴の分析が多くの不連続性を示している。すなわち、非行少年の多くが、学校や専門が変わった経験を多く有していることが示された。学校教育に関して、アンリ・ミシャルは、「非行少年の学校教育上の成績は、その知力の程度を反映していない」²⁷⁹とつけ加えた。アンリ・ミシャルは、学校自体が少年の社会的適応の理由ではないと説明しながらも、同時に、その「不寛容」が少年の抱えている問題を悪化させていると主張した。

少年非行と家庭又は学校との関係の他に、アンリ・ミシャルは地域の間に見られる少年非行の量に関わる違いをマクロな視点から分析した。その際に、「社会的孤立」(isolation sociale) の概念が用いられた。この現象は、郊外又は市内の老朽化したエリア、特に「社会統合が困難な地域」及び「民族的マイノリティが多く存在する地域」に見られた。アンリ・ミシャルによれば、これらの地域と別の地域の間に見られる生活水準の違いが、若者の「不満」又は「反抗の気持ち」を生み出している。「フランスにおける非行（犯罪）の5%から8%はこの現象に理由付けられている」²⁸⁰とされる。

また、アンリ・ミシャルは「文化的対立」にも言及している。すなわち、アンリ・ミシャルは、外国からの移民である家族が自国での生活習慣を維持

²⁷⁹ Michard (1973) *supra* note 271 at p. 12.

²⁸⁰ *Id.* at p.21.

していることが、社会統合の「失敗」の理由として見なされ、「本現象は（当時の）フランスにおける少年犯罪の4%に強く関係している」とされた。

最後に、アンリ・ミシャルは都市化の著しい速さを、少年非行が増加した一つの要素として説明した。アンリ・ミシャルは、都市化が人口の移動を促進しているため、それが少年の社会化を困難にしていると同時に、彼らの生活を「匿名化」させているとした。すなわち、コミュニティによって伝統的に、そしてある意味では自然になされてきた監視が大きく弱体化し、それが少年達をより非行のリスクにさらしているとアンリ・ミシャルは主張した²⁸¹。

このようにして、当時「観護教育局」の育成センターの長であったアンリ・ミシャルは「栄光の30年間」の非行少年の新しさが主に窃盗罪の増加にあることを指摘した。また、彼はこれらの行為の動機やその社会的背景も一つの特徴として説明している。しかしながら、メディアや政治の世界に影響を受けている一般市民は、すでに、これらの特徴とは大きく異なる見方をしていた。すなわち、「黒いブルゾン」の強い印象が、大人数による乱暴な行為が増加しているというイメージを社会に定着させた。上述したように、この時代の特徴は暴力なしの窃盗罪の増加である。そして、これらの窃盗罪が数人によって行われていても、行為者の人数が4人を超える事件は少なかった。つまり、「栄光の30年間」においても、少年非行の質と社会に定着したそのイメージの間には大きいギャップがすでに存在していた。

この点に関して、ロラン・ムキエリーは、1960年代と1970年代前半の少年非行の分析が現代の少年非行を対象とした分析にとって重要な要素であると説明している。ロラン・ムキエリーは、20世紀初頭から、すべての時代において、少年非行の推移をめぐる議論に同様の傾向が見られると指摘する。すなわち、定期的に、大人達は「少年非行の前例のない『新しさ』に驚く」²⁸²のである、と。「栄光の30年間」においては、「モラルパニック」が経済成長や福祉化により収まり、厳罰化的な法的改革を推進しなかったが、1990年代に見られたものと同様の動きが、すでに存在していたと考えられる。少年非行に関する議論を歴史的に分析したロラン・ムキエリーは、1990年代の議

²⁸¹ Id. at p. 18.

²⁸² Mucchielli (2011) supra note 271 at §40.

論の「新しさ」として描かれている次の3点が、1960年代の議論において既に存在していたことを明らかにしている。すなわち、①若者は数人で集まって非行を行っていること、②行為の暴力の程度が異常に高いこと、そして、③これらの反社会的行為の動機は経済的ではない場合が多くなってきていることである²⁸³。この分析は、1960年代の議論と1990年代の議論の間にある類似性の高さを証明し、現象の本質と議論におけるその「差」を示している。

同様のアプローチを通じ、ロラン・ムキエリーはさらに遡り、1900年から1914年までの時期における議論に焦点を当てて、少年裁判所の成立を推進させた動機の一つであるアパッシュ²⁸⁴のイメージの検討をした。それにより、次のことが明らかとされた。すなわち、「黒いブルゾン」や1990年代からの非行少年のイメージと同様に、アパッシュといった表現が「前例のない行為をする新しい非行少年」を指すためにメディアなどに使用された。1907年の新聞²⁸⁵には次のような記事が掲載されていた。すなわち、「(アパッシュの)人数が無限に増加している。彼らは拡散しており、都市の中心部から郊外まで定着している。パリは現在大きい犯罪組織の物となった。強盗、殺人、内乱や警察との対立が日常におけるその事実の反映である」²⁸⁶。このような歴史的アプローチは、現在を対象とした検討にとって重要なステップになると考えられる。これによって「前例のなさ」といった誤った主張が、いかに根拠なくなされてきたか、そして、同時にその主張がいかに正当性を有するものではないかが、より明らかになるように思われる。

第2款 「栄光の30年間」の後の少年非行の推移について

上記において述べたように、「栄光の30年間」における少年非行の主な特徴は、当時アンリ・ミシャルによれば、数人で行われる乗り物など窃盗罪の

²⁸³ Id. at §40.

²⁸⁴ Supra note 88. 「アパッシュ」(Apache)は、19世紀末から20世紀初頭のパリにおいて、路地裏で強盗などの犯罪に手を染めていた若者の総称である。

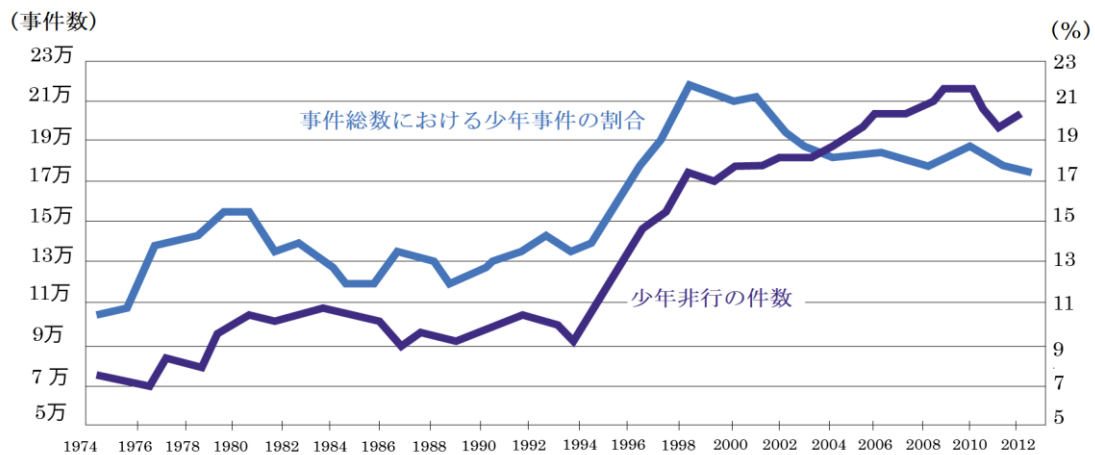
²⁸⁵ 新聞の名前は「Le petit journal」である。

²⁸⁶ Dominique Kalifa (2005), *Crime et culture au XIXe siècle*, Perrin, p. 44.

増加や道路交通法改正による交通違反の増加にあった。そして、ロラン・ムキエリーが歴史研究を通じ、少年非行の現象は伝統的に本質と議論におけるそのイメージとの間に差があることを明らかにした。ロラン・ムキエリーはそれを継承して 1970 年代後半から現在に至るまでの分析を行い、1990 年代における少年司法制度改革の背景に関するいくつかの要素を加えている。これらの要素を下記において分析を行う。

1970 年代から 2010 年代まで、警察により発見及び記録された、少年による犯罪行為の件数は、8 万件から 20 万件にまで上がった。この動向は、「栄光の 30 年間」の半ばから出現し 1970 年代後半まで増加を続けた後、1980 年代前半若干収まり、1990 年代前半から「新たな」増加に入った。また、2000 年代からは減少している。つまり、1970 年代からは少年非行は全体的に増加している訳ではない。

図 2： 少年による非行の量的推移（警察及び国家憲兵隊によるデータ）と全刑法犯における少年事件の割合の推移²⁸⁷



また、図 2 で示される、警察と国家憲兵隊から提供されるデータによれば、1970 年代と 1980 年代から 2010 年代まで少年非行の件数が 2.5 倍近く増加した。しかし、犯罪総数の増加が同時に起こった、犯罪総数における少年非行の割合の増加が 14% から 18% 程度までの上昇にとどまった（1998 年に

²⁸⁷ Figure 2 reproduite depuis : Mucchielli (2014) supra note 260 at p. 47.

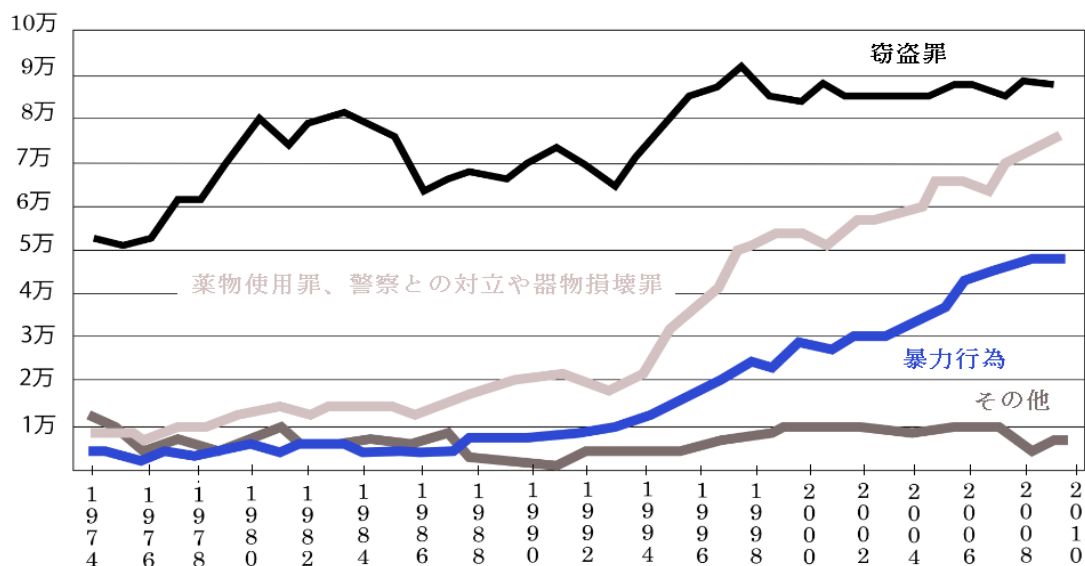
21%のピークが見られる)。1990年代から大きく報道されるようになる「少年非行の増加」は、総数が増加する中で起こっていることを強調する必要がある。

少年非行の質は、40年間にわたり、大きく変わったと言える。1970年代半ばにおいて全非行のうちの7割は窃盗罪（主に自動車盗と原付盗）であったが、2010年代前半において、その割合は約4割に下がった。反面、最も増加した非行は「暴言行為」(agressions verbales)（脅迫罪、恐喝罪や侮辱など）、薬物の自己使用、不法滞在関係の行為、(死に至らなかった)身体的暴力、「公権力代表者」²⁸⁸ (personnes dépositaires de l'autorité publique) に対する非行、性犯罪と器物損壊罪である²⁸⁹。つまり、現代の非行は主に社会秩序を害する行為（薬物使用罪、警察との対立や器物損壊罪）や暴力行為（暴言行為、身体的暴力や性犯罪など）が特徴である。

図3はこれらの非行類型の増加を示している。1994年が少年非行の推移の転換であり、その増加の出発点になる。

第3図：少年非行の質的推移（非行類型別（警察と国家憲兵隊のデータ）²⁹⁰

(事件数)



²⁸⁸ 公権力代表者 (personnes dépositaires de l'autorité publique) とは、その職務の遂行において、国家の権限を代表し、人及び物に対する強制力を有するものである。

²⁸⁹ 公用物の損壊を対象とした損壊罪が特に多い。

²⁹⁰ Figure 3 reproduite depuis : Mucchielli (2014) supra note 260 at p. 49.

さらに、男女別にみても、1980年代前半から減少していた女子による非行の割合は1994年から増加に転じている。ロラン・ムキエリーによれば、1990年代半ばから見られるこれらの増加は、少年非行に限られない。警察のデータに加えて裁判所のデータの分析を行い、警察に発見され、裁判所に送致された事件に対する司法の最終的な対応を、1980年代半ば(1984年 - 1985年)と2010年前半(2010年 - 2011年)のデータを比較してみると、次の要素が明らかになる²⁹¹。①処分を言い渡された少年は減少した(-15%)、②処分の言い渡しにつながる非行の中で「軽罪」(délit)が一番多い(処分が言い渡された全事件の97%)、③窃盗罪が大きく減少した(その現象は警察及び国家憲兵隊提供のデータにも反映されているものの、警察のデータと異なり、裁判所提供のデータからすれば、暴力行為を伴っている窃盗罪も減少した)。

それに加えて、個人の間で発生する非行について、次の点が明らかになった。①性非行は著しく増加した(「重罪」(crime)と「軽罪」(délit)も)、②身体的暴力の現象が大きく変わった。①性非行の増加は二つの時代の間に見られる「重罪」(crime)の増加の主な理由である。そして、大多数の場合、加害者も被害者も未成年である。②身体的暴力については、次の要素が見られる。「重罪に当たる身体的暴力」(violences criminelles)は変化が見られず、その発生率が低いままである。比較的大きい被害に至った身体的暴力²⁹²(「軽罪」(délit)とされる行為)は減少した。その反面、被害の程度が低いと判断された身体的暴力²⁹³は激しく増加した。それに関して、ロラン・ムキエリーは、それまでは「違警罪」(contravention)として判断されていた被害が軽かった身体的暴力が「軽罪」(délit)として解釈されるようになった結果であると仮説を立てている²⁹⁴。

処分の言い渡しに至った暴言行為は5倍以上増加した。つまり、性非行以外に、警察と裁判所のデータの分析に基づけば、二つの時代の間に見られる暴力行為の増加は実際に比較的軽微な暴力の増加を反映している。その現象

²⁹¹ 検察官に決定された処分により終了した事件は裁判所に送致されないため、このデータの中に含まれない。つまり、理論上、このデータに含まれている事件は比較的重大な事件である。

²⁹² 被害者が8日間以上の休職に至った暴力行為のことをいう。

²⁹³ 被害者が8日間未満の休職に至った暴力行為のことをいう。

²⁹⁴ Mucchielli (2014) *supra* note 260 at p. 51.

は、個人の間で発生する非行にとどまらず、「社会秩序」に関わる非行に関しても同様に分析ができる。薬物について、使用と所持を理由とした処分の言い渡しが増加するけれども、麻薬密売による処分の言い渡しは減少している。また、「公権力代表者」に対する非行の増加については、侮蔑罪（outrage）の増加が主な理由である。

警察によって提供されるデータと違って、裁判所のデータは非行者の年齢がわかるようになっている。議論の中に目立っている非行少年の若年化の確認がある程度可能となる。これによれば、非行により処分を言い渡された者（大人も未成年者も含む）の総数の中に見られる年齢別の割合はほぼ変わっていないと言える。

第 4 図：処分が言い渡された全員における年齢別の割合を対象とした比較（1989年 - 1990年 / 2010年 - 2011年）²⁹⁵

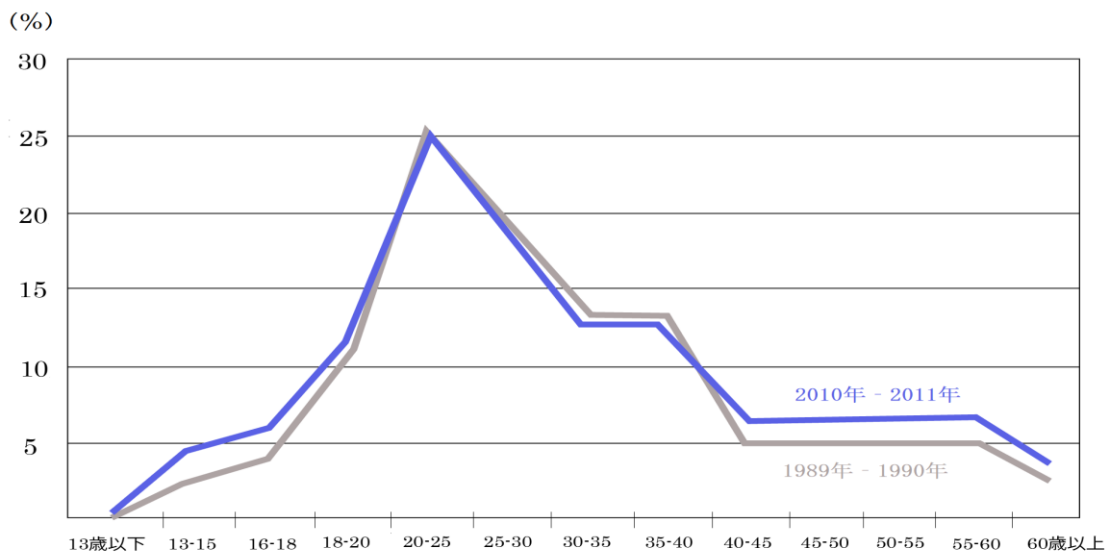


図 4 で見られるように、二つの時代における少年非行に対する法的対応の対象となった少年の年齢は具体的に変化しなかったように思われる。

上述した点に基づいて、30年前に比べて、警察及び国家憲兵隊に逮捕された少年の数が少しずつ増加してきたと言える。しかしながら、裁判所により処分を言い渡された少年の数は明らかに増加したとは言えない。その主な理

²⁹⁵ Figure 4 reproduite depuis Mucchielli (2014) supra note 260 at p. 51.

由として、検察官の関与の拡大がある。1990年代前半において、警察及び国家憲兵隊に逮捕された者は、少年と成人を含めた総数中5割が裁判に至らなかった²⁹⁶。しかしながら、後で述べるように、1990年代に見られる、政治的議論における「法的対応の拡大化」の中心的な地位を占めたため、検察官のイニシアティブにより、「起訴代替手続」(alternatives aux poursuites)が成立した²⁹⁷。ダイバージョンを主な機能としているこれらの手続は、比較的軽微な事件を、検察官の裁量に任せて、早い対応を許す。その結果、少年係裁判官による対応が必要とされない事件が増加し、不処分で終了した事件の割合が必然的に低くなった。つまり、警察及び国家憲兵隊によって送致された事件の増加に対して、検察官が自ら、起訴代替手続を用いて対応した事件が増加した。上述したように、1994年は非行少年の推移の転換を意味し、少なくとも2010年代初頭まで続く増加の出発点である。しかし、この増加の出発点は、起訴代替手続と検察官の管轄権の拡大に象徴され、非行少年への法的アプローチの変化によって特徴付けられている。そして、1998年から、不起訴事件及び起訴事件が減少したと同時に、起訴代替手続の言い渡しが大きく増加した。その結果、その成立の10年後に(2004年)、起訴代替手続は最も行われている法的対応の種類となった。その反面、不起訴の事件の割合の程度が10年前の半分にまで下がった。そして、少年が対象となるこれらの起訴代替手続の3分の2が「説諭」²⁹⁸(rappel à la loi)である。しかしながら、これらの手続の負担が非常に小さいため、対象となる非行は最も軽微であると考えられる。その点は次の疑問を引きおこす。起訴代替手続の導入とその増加は少年非行の増加を反映しているか、逆に、統制の増加のみを反映しているのではないか。

この疑問に対して、ロラン・ムキエリーは「全体的人口統計」(enquêtes de population générale)を用いて分析を行っている。まず、上で紹介したように、

²⁹⁶ 事実認定の困難や被害の程度の低さなどを理由とする。

²⁹⁷ Laurent Mucchielli (2012), La délinquance des mineurs : penser l'évolution de la délinquance des mineurs et de son traitement pénal, in *Journal du droit des jeunes*, vol. 319, no. 9, 13-18, p. 15.

²⁹⁸ 説諭 (rappel à la loi) は行為者の法的規範意識を取り戻させるための「起訴代替手続」(alternatives aux poursuites)である。

1993年と1994年に見られる少年非行に対する警察の対応の急で激しい増加は裁判所による処分の言い渡しの急で激しい増加を引き起こさなかった。逆に、増加したのは「説論」のような対応のみであった。そのことは、警察によるデータのみに基づいた少年非行の推移の測定の妥当性を低くすると考えられる。「自己申告調査」(self reported survey)はいくつかの問題²⁹⁹があるが、統制活動に左右されない非行に関する情報を表す。そのため、これらの統計は、社会・政治的文脈に影響され得る警察や少年司法制度全体による、非行又は行為者に対するアプローチに関する分析を行う際における重要な道具となる。

フランスで、1990年代後半から「自己申告調査」が行われてきた。まず、「フランスにおける健康教育・予防研究所」(Institut national de prévention et d'éducation pour la santé)と「フランスにおける健康的教育のための委員会」(Comité français pour l'éducation à la santé)は少年による暴力行為又は少年を対象とした暴力行為を対象とした調査を行った。「フランスにおける健康教育・予防研究所」の調査³⁰⁰の主な結果は、1997年と2005年³⁰¹の間に見られる数の安定性である³⁰²。2000年と2005年に行われた調査によれば、「少年による暴力」は2000年から安定している。また、「少年が受けた暴力」については、2000年から2005年にかけて減少の傾向が見られる。それに加えて、ペイ・ド・ラ・ロワール地域圏で行われた「フランスにおける健康的教育のための委員会」(Comité français pour l'éducation à la santé)による調査では2005年と2010年の間、「暴力を受けた少年」及び「暴力を振るった少年」³⁰³の割合は変化しなかった³⁰⁴。

同世代の少年の間に発生する暴力行為を測定した世界保健機関は、「健康

²⁹⁹ 多くの場合、これらの統計は学校でとられている。その結果、不登校などの子どもは統計の対象とならない。その点に関して、自己申告調査に限界があるように思われる。

³⁰⁰ 数多くの少年を対象としている上に、フランス地域全体で行われたものであるため、「フランスにおける健康教育・予防研究所」(Institut national de prévention et d'éducation pour la santé)による統計は特に大規模的だと言える。

³⁰¹ 統計調査は1997年、2000年と2005年の3度行われた。

³⁰² しかし、1997年と2000年に行われた統計を対象としたアンケートの内容(質問の形式)は変化しているため、方法論に関わる無視のできない誤差が発生したと考えられる。Mucchielli (2014) *supra* note 260 at p. 55.

³⁰³ 「フランスにおける健康的教育のための委員会」(Comité français pour l'éducation à la santé)による統計は15歳以上25歳以下の者を対象とした。

³⁰⁴ Mucchielli (2011) *supra* note 271 at p. 55.

にかかわる義務教育適応年齢の子どもの行動」を対象とした統計を通じて、「フランスにおける健康教育・予防研究所」と「フランスにおける健康的教育のための委員会」が提供したデータと同様の推移を示した。世界保健機関の統計は 1994 年から、4 年ごとに 11 歳以上 14 歳以下の子ども（約 7000 - 8000 人）を対象とする。しかしながら、質問の内容は「少年が振るう暴力」ではなく、「少年が受ける暴力」のみに関わる。男子の場合、1994 年と 2000 年の間に、暴力を受けた少年の割合は 19% から 16% に下がった。女子については、変化が見られず、男子より、暴力を受けた者の割合が 2 倍低い。強要罪と窃盗行為に関しても、被害を受けているという少年の割合が減少している。また、世界保健機関によれば、これらの現象の横ばい又は減少傾向はフランスだけではなく、ヨーロッパ内の大多数の国で見られる。

「自己申告調査」の結果と警察に提供された統計結果の間に見られる違いについて、次のようなことを推定できる。すなわち、非行の推移と関係なく、1990 年代半ばから、少年はその前より、法的手続の対象とされていると考えられる。1992 年に成立し、1994 年に施行された「刑法改正に関する 1992 年 3 月 1 日の法律」(Lois du 1^{er} mars 1992 sur la réforme du Code pénal) が少年司法制度を大きく変えた。まず、本改正は刑法に新しい犯罪行為を導入させた（セクシュアルハラスメント、迷惑電話、落書きなど）。また、1992 年の刑法改革以前に犯罪と見なされていた幾つかの行為は再解釈され、その「重大性」が強調され、法的対応が厳罰化された。そのことは主に暴力行為（身体的暴力、暴言や性的暴力）で起こった。脅迫罪の定義が変えられ、犯罪予告のみが法的対応の対象とされていたものが、「刑法により禁じられた行為の威嚇を持って行われたすべての脅迫行為」に改められた。身体的暴力の対象も変えられた。従前は、被害者が 8 日間以下の休職に至る程度暴力行為が原則的に「違警罪」(contravention)とされていたが、1994 年からは、身体的暴力の多くが「軽罪」(délit) とされるようになった。少年が行為者である場合、「加重事情」(circonstance aggravante)とされた要素として際立っているのは次の 3 点である。①被害者が 15 歳以下であること（校内暴力において、そうである場合が非常に多い）、②被害者が「公権力代表者」又は公務員であること、③暴力行為が数人で行われていること。

被害者が②「公権力代表者」又は公務員であることは、警察と国家憲兵隊自身による通報可能性を拡大させた。また、「違警罪」として規定されていた「侮蔑罪」が「軽罪」とされるようになった。そして、公務員が被害者である場合に生じる厳罰化は、教師(学校内)、公共交通機関(学校に通う際など)の運転手などと強く関係しているため、少年が主な対象者となった。最後に、少年非行におけるグループダイナミクス³⁰⁵の重要性のため、③暴力行為が数人で行われていることといった「悪化要因」も、特に少年を対象としていると言える。また、窃盗罪も、暴力行為と同様に、悪化要因のリストが改革された。その結果、数人で行われた窃盗行為及び公共交通機関で行われる窃盗行為の場合、窃盗行為の対象物が崩壊又は劣化した場合に、法的対応が厳罰化した。1994年から2002年までに、この厳罰的な動きを安定的に維持したけれども、2002年から2012年³⁰⁶まで、その程度が大きく拡大した。

第3款 「栄光の30年間」の終了と非行少年のイメージの転換

(1) 社会的危機における犯罪者と非行少年

第5章で述べるように、少年司法制度の新自由主義化という仮説においては、指標の設定に少年非行の本質とともに非行少年のイメージが大きく関わる。1990年代に「ターゲティング」の対象とされた「非行少年の像」はどのようなものであろうか。その出現の歴史的経過や社会的・政治的文脈の分析がフランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルにより提示されたアプローチを検討する際において必要であるように思われる。

1970年代の半ばから、観護教育局は新しい時期を迎えていた。1970年代前半に起こったイデオロギーと政治の変化に対面しなければならなくなっ

³⁰⁵ 少年による非行の大多数は伝統的に小人数のグループで行われる。Mucchielli (2014) *supra* note 260 at p. 57.

³⁰⁶ 当時、大統領(ジャック・シラクとニコラ・サルコジ)も、首相(ジャン＝ピエール・ラファラン、ドミニク・ド・ビルパンとフランソワ・フィヨン)も「国民運動連合」(L'Union pour un mouvement populaire)の代表者であった。

た。新しい社会問題の中で、少年に直接関係しているのが失業であった³⁰⁷。完全雇用を意味していた「栄光の30年間」において、18歳以上21歳未満の者に対する社会復帰を目的とした教育的アプローチは主に就職を行わせるための働きかけに基づいていた³⁰⁸。1970代から定着した失業率の増加のため、観護教育局の教育士は非行少年の社会復帰という目的を果たすことが困難となった。社会復帰が困難となっていくにつれて、一般市民における若者のイメージが大きく悪化した。「栄光の30年間」の間に希望の象徴の一つと見なされていた「若者」が、少しずつ大人にとっての恐怖や不安の対象となった。失業はこの二つに結びついている。まず、失業の拡大が経済的不安を引き起こし、若者により仕事を奪われる心配を出現させた。また、失業が意味する若者の「社会的無為」が社会防衛の観点からの一般市民の不安を集めた。

若者が中心であった、治安をめぐる社会的不安については、政治界において、フランスの研究者であり政治家であるアラン・ペールフィットが指導した1976年の「政府委員会」(commission gouvernementale)のレポートが一つの象徴である。法学者、心理学者、社会学者や建築学者といった多くの専門家で構成されたこの委員会は1977年に「暴力への対応」(Les réponses à la violence)³⁰⁹と題するレポートを出し、その中では、少年非行のテーマが扱われていた。このレポートでは、「暴力」という表現が全193頁中569回出てくる。そして、この「暴力」という概念の定義は細かく設定されず、社会的活動をめぐる行為から、公序への被害を引き起こす行為、個人に対する加害まで含まれていた³¹⁰。さらに、このレポートでは、「暴力」がセンセーショナルな観点から扱われ、司法の「甘さ」が大きく指摘されていた。それに対して、保護観察の言い渡しや短期刑を減らすべきことや、警察のマンパワーや予算を増やすべきことが主な解決方法として勧告された。つまり、このレポ

³⁰⁷ Valérie Vercluytte (2018), *La société française depuis 1945*, Armand Colin, Paris, p.83.

³⁰⁸ Francis Bailleau and Philip Milburn (2011), La protection judiciaire de la jeunesse à la croisée des chemins. Entre contrôle gestionnaire et pénalisation des mineurs, in *Les Cahiers de la Justice*, vol. 3, no. 3, 37-49, p. 42.

³⁰⁹ Alain Peyrefitte (1977), *Les réponses à la violence*, Presses pocket, Paris.

³¹⁰ Nicolas Bourgoin (2013), *La révolution sécuritaire (1976-2012)*, *Questions de société*, Champ social Editions, chapter 2, section 1, §1 (Ebook version).

ートは、一般予防の理念に大きく依拠しており、戦後定着してきた福祉的モデルへの政治的批判の強化を象徴していると考えられる。政治的なオポチュニズムに強く関連しているこれらの批判は、「体感治安」又は「治安悪化の感覚」(sentiment d'insécurité)に基づいていた。その結果、これまで主に専門家が関心を向けるにとどまっていた「犯罪」が一般市民に注目されるようになった。その過程において、「治安悪化感覚」が世論調査などによって測定可能となり、社会防衛を強く求める態度が政治の中で拡大するようになった。この傾向は特に 1981 年から国民議会において社会防衛に関する議論が増加したことに反映される³¹¹。立法化の動きも、厳罰主義的な動きを政治的背景として引き起こされたが、野党などの強い反対のため、定着しなかった³¹²。

このように、「栄光の 30 年間」の直後に、「犯罪」に対する社会の見方は、経済成長率の低下を背景とした政治家との共依存関係を通じて、大きく変わった。体感治安が悪化したのと同時に、若者や非行少年に対する一般市民の意見は少しずつ悪化した。

(2) 移民系の少年及び「郊外」の少年のイメージについて

「栄光の 30 年間」の間は、完全雇用が非行少年の社会復帰の可能性を高くしていた。しかしながら、1970 年代半ばから、失業率の著しい上昇が「社会的孤立」の問題状況を変化させた。社会的孤立の問題が目立っている地域においては、社会的弱者がすでに多かったが、失業の問題が更なる困難として定着した。そして、多くの移民系の家族が住んでいるこれらの地域が少年非行の新しいイメージを拡大させた。1960 年代後半から、失業者数が 7 年ごとに 2 倍に増加³¹³すると同時に、1970 年代から 1980 年代にかけての労働市場の変化は高齢者や増加していく学歴の低い若者の雇用を困難にさせた。実際、

³¹¹ Id. at chapter 2, section 1, §4 (Ebook version).

³¹² 「安全の強化や個人の自由のための法律」(La Loi renforçant la sécurité et protégeant la liberté des personnes) は 1981 年 2 月に成立したが、1983 年 6 月に廃止された。この法律は警察の権力や検察官の裁量を拡大させながら、裁判官の影響力を弱体化させた。

³¹³ 1968 年において 50 万人であった失業者は、1976 年に 100 万人、1982 年には 200 万人、1993 年には 300 万人となった。

移民家族の多くがこれら二つの現象の被害を同時に受けた。その歴史的な要素が、現在言われている「移民の問題」の重要な点である³¹⁴。

1950年代半ばから、フランスの急激な工業化とそれに伴う経済的成長のため、「フランス人の若者」のマンパワーが不足するようになった。その結果、「経営者協会」(patronnat)が移民(主に北アフリカ:モロッコ、アルジェリアやチュニジア)の雇用を主な解決方法として選んだ。1950年代半ばから1970年代半ばまで、在フランス外国人の人口が倍に増加し、マグレブ諸国の国籍を有している者の人口が20万人から120万人に膨れ上がった。1980年代において、アルジェリア国籍者のコミュニティがフランスで最も人口が多い外国人コミュニティとなった。「経営者協会」の移民政策によりフランスに来た外国人は戦後フランスのマンパワーを大きく増加させた。「フランスで作られた建物の2分の1、高速道路の9割、機械の3分の1は、これらの外国人が生産した」³¹⁵。しかしながら、これらの移民の生活基準の程度は極めて低かった。彼らの地位は労働者階級でも最も低く、法的にも弱者であるため、搾取も少なくなかった。彼らは、最も苦しく危険な作業に従事したため、最も労働災害に当たる可能性が高く、被害の発生率が高い。その状況で、社会保障を利用できない者が大多数である。また、経済的な理由によって、住める地域が限られている。国家に推進されたアーバニズムの計画がこれらの事情とともに、貧しい地域の「民族的高濃度」を説明している。経済成長率が停滞し始めたころ、政府が推進した「帰国ボーナス」(prime au retour)を用いて帰国を推進させ、帰国した労働者がいたものの、残った者は「家族統一政策」(mesures de regroupement familial)を通じて、身近な家族をフランスに呼び寄せた。1970年代における産業危機や石油ショックがフランス社会の失業を拡大させ、移民が特にその被害を受けた。当時、マグレブ諸国の国籍を有する労働者の失業率は、フランスの国籍を有する労働者の倍にあがった。危機が現れた際に初めに解雇されたのが外国人労働者であったことがこの

³¹⁴ Laurent Mucchielli (2007), *Violences et insécurité (sur le vif)*, La Découverte, chapter 5, section 3, §4 (Ebook version).

³¹⁵ G. Noiriel (1988), *Le Creuset français, Histoire de l'immigration*, Seuil, Paris, p. 312.

現象を理由付けている。例えば、自動車業界で、1975年から1982年までにおける解雇された者の大多数は外国人であった。その背景には、会社の「フランス化」³¹⁶（francisation）の政策がある。

1970年代から1980年代にかけて失業や人種差別の問題に直面したこれらの外国人労働者は、アンリ・ミシャルが説明したように、当時の少年犯罪との関係がなかった訳ではない。しかし、外国人と少年非行のイメージが強く結び付いたのは1980年代後半から1990年代にかけてである。これらの外国人とは、主に「栄光の30年間」の間に移民した労働者の子ども達である。1990年代前半、25歳以下のフランス国籍を有しないマグレブ諸国系の若者の失業率は約50%であった。フランス国籍を得た者³¹⁷のその率は30%、「純粋なフランス人」の場合は20%である。ロラン・ムキエリーはこの現象に関して、五つの理由を挙げている。

まず、1990年代における移民系の若者について、3分の2以上は、父親が労働者であり、社会的流動性が伝統的に低い。勉強できないというステレオタイプなイメージがいまだにフランスでは強いが、統計結果によれば、同様の社会的環境において、移民の両親がいる子どもとそうでない子どもの学業成績は同程度である。

二つ目の理由としては、これらの両親が移民となった状況にあるとされている。他に移住した人口（ポルトガル人やトルコ人など）と違って、マグレブ諸国から来た者の大多数は、上述したように、「経営者協会」の雇用キャンペーンを通じてフランスに移住し、自国で職業的技術を身に付けてこなかった。つまり、マグレブ諸国からの移民は、他コミュニティで見られる、職業をめぐる協力的な関係や世代を越えて伝承される職業的技術（建築、飲食など）をもっていない。これが失業率を高くしている一つの要素である。

三つ目の理由は、移民系の若者は父親が経験した「社会的失敗」を繰り返さないため、労働作業を中心とした職業訓練を避けていることにある。その結果、多くの移民系の若者は職業的専門性を有しないことに加えて、学歴が

³¹⁶ ここでいう「フランス化」とは、外国人労働者が多かった会社においてフランス国籍者を優先する動きを指す。

³¹⁷ ここでいう「フランス国籍を得た者」とは主に二重国籍者を指す。

低い。両親から職業的技術を引き継いでこなかったことと同様に、この点は、これらの少年にとって、1990年代の労働市場では大きな弱点となった。

四つ目の理由は雇用差別に関わる。その現象はいくつかの形をとっているが、一般的に、雇用者からの差別が多い。しかし、雇用者からの差別だけではなく、義務教育の段階から差別を受けた経験がある移民系の若者は少なくない。教育上の差別は本人の学歴に影響を与え、就職活動の際に不利益となることが多い。フランス国立人口学研究所の調査によれば、マグレブ諸国系やサブサハラアフリカ系の若者の約7割は雇用差別の経験があるという³¹⁸。

最後の理由は、移民系の若者による「社会的成功に対する希望のなさ」に関わる。上述した理由により同族の者の失敗を見た子どもの中には、不安定で時給が安い仕事しか手に入れられないといった暗い展望を理由にし、就職活動をあきらめる者もいる。その過程において、非行が高い収入を得るための唯一の希望を意味する場合も少なくないと考えられる³¹⁹。

一般市民の感覚では、少なくとも1970年代後半から、移民系の若者と非行少年が強い関係で結ばれていると考えられる。実際、移民系の若者のみならず、これらの者が住んでいる地域も、非行少年のイメージと強く結び付いている。すでに述べたように、「栄光の30年間」の間に、多くの外国人がフランスの工業的発展を支えるためにフランスに渡った。しかしながら、これらの数多くの「貧しい労働者」への住宅の提供が大きな問題となった。その結果、1950年代、フランスの工業都市に多くのスラム街が現れ、アーバニズム的な計画が素早く立てられた。1958年に、都市化優先地域に関するデクレ³²⁰が成立して、郊外にある多くの地域が「低家賃住宅」(habitations à loyer modéré) 専用の地域と指定された。スラム街の問題は解決されたものの、少しずつこれらの地域が拡大し、1958年のデクレにより定められた500程度のアパートという基準を大きく上回る、5千、1万さらには2万の「低家賃住宅」で構成される住宅地域が出現した。早く作られ、限られたスペースで数千人を集めるこれらの「大型住宅グループ」(grands ensembles) がスラム

³¹⁸ Mucchielli (2007) supra note 352 at chapter 5, section 4, §7 (Ebook version).

³¹⁹ Id. at chapter 5, section 4, §7 (Ebook version).

³²⁰ フランス語の名称は「Décret n° 58-1464 relatif aux zones à urbaniser en priorité」である。

街の問題に代わり数多くの社会的問題を生み出した。

まず、住宅の質が悪いため、これらの地域での生活は多くの面において困難をきたした。そして、これらの住宅グループは数多く存在しており、様々なコミュニティが両立する可能性をもっていたにもかかわらず、実際には世代間交流を困難にさせた。これらの大きな建物の作りは、大人による外にいる子どもの監督を困難にした。また、「若者」と「大人」の関係を変化させ、「私」と「公」の境目を象徴していた「町」をほぼなくした。同じ地域に住んでいる者を含め、高齢者が少しずつ若者を、反応が予測不能である「怖い存在」と見なすようになった。公用の場所（駐車場や地下など）をはじめとして、これらの地域は「若者」のみの物として見られるようになった。「大型住宅グループ」の構造の他に、これらの地域自体がいくつかの問題を引き起こした。経済的な理由から、大多数の建物は地価の安い地域でつくられた。その結果、多くの「大型住宅グループ」は大型車線や鉄道に囲まれていながら、そこへのアクセスが悪いため、住民によるその利用が困難となっており、その地区の住民が抱く社会的排除の気持ちは高まった。

アーバニズムに関わるこうした要素が、移民系の若者や「郊外に住む若者」(banlieusard)による犯罪に関係しているイメージの大切な背景とされていることが一般的であるが、ロラン・ムキエリーはその関係性の程度に疑問を投げかけている。彼にとっては、1970年代後半から出現した経済的危機が、これらの地域での少年非行発生率が高くなっていることにとって重要な要素である。経済的危機の最大の被害者はこれらの地域の住民であり、失業率は現在も特に高い。また、1980年代前半から、不動産業界の計画が拡大し、これらの地域に住んでいた、比較的財産のある家族は一軒家に引っ越した。その結果、「大型住宅グループ」に残った住民は貧しい家庭が大多数となり、その中に移民系の家族が非常に多くなった。移民系の家族が60%を占める地域も少なくない。これらの地域では、「純粋なフランス人」がマイノリティであることがある。つまり、ロラン・ムキエリーからすれば、「栄光の30年間」において作られた「大型住宅グループ」のつくりやそれをめぐるアーバニズム的な計画の総合的なアプローチが社会的問題の発生可能性を高くしたものの、その後の経済的危機とそれに伴う失業問題や貧困問題が主たる要素と

して考慮されるべきである³²¹。

このようにしてみれば、移民系の少年達をめぐる社会的仕組みは戦後における工業化が出発点の一つであり、「栄光の30年間」におけるアーバニズムの計画や経済的危機が大きな要素であるように思われる。そして、これらの社会問題の重なりは「低家賃住宅街」(quartiers HLM)や地域との関係における数多くの問題を出現させてきた。まず、これらの地域の人々の年齢はとても若い。20歳以下の者は人口総数の3分の1以上を占めている。これらの地域における監督が困難とされていることに加えて、若者の数の多さが少年非行率の高さにつながると考えられる。また、これらの子どもが多くが文化的対立の中心に置かれていることが重要な点となる。つまり、両親が自国から持ってきた「家族の伝統的な規範」と現代フランスにおける「文化的開放」の間にある「ズレ」が両親による監督を困難にする³²²。それに加えて、建物のつくりから監督が難しくなっていることの他に、コミュニティによる伝統的自然的監督がこれらの地域における文化的多様性により困難であると説明されている³²³。これらの地域で話されている言葉は多様であって、コミュニティの間にある民族的コミュニケーションが問題となることも少なくない³²⁴。また、これらの地域における社会的問題に対し、「地方政策」(politiques municipales)が十分に行われていることが少ないと思われる。社会的サービスの提供が少ないため、多くの家族が隔離され、少年非行などに対するリスクを自ら背負っている。少年非行の発生率は「両親、又は家庭による監督の程度」に直接的に関係しているとされているが、これらの地域における「両親による監督の程度の低さ」はこれらの家庭の社会・経済的立場により決められると分析されている³²⁵。1990年代における少年非行に關す

³²¹ Laurent Mucchielli (2003), *Délinquance et immigration : le sociologue face au sens commun*, in *Hommes et Migrations*, n°1241, Janvier-février 2003. 20-31. p. 28.

³²² この点に関して、Laurent Mucchielli はジェネレーションギャップの現象との共通点が多いと説明している。両親がフランス人であった「黒いブルゾン」の者についても、同様の現象がみられた。

³²³ Mucchielli (2007) supra note 314 at chapter 5, section 6, §2 (Ebook version).

³²⁴ 特に両親同士のコミュニケーションが問題になる。

³²⁵ Caroline Gimenez and Catherine Blatier (2007), *Famille et délinquance juvénile : état de la question*, in *Bulletin de psychologie*, vol. numéro 489, no. 3, 257-265, p. 260.

る議論において、両親の「退位」³²⁶ (*démission*) は主なテーマの一つとなった。その現象は「低家賃住宅街」(*quartiers HLM*) 又は移民系家族と強く結び付いている。その点が特に「両親の自己責任化」を意味する動きに直接的に関係すると考えられる。また、これらの地域における失業率の高さが「家庭と子どもの関係の在り方」やそれに関わる少年非行のリスクに強い影響を与えている。父親が長期失業者であることは社会的排除につながることも多く、「世帯主」として地域や学校といったコミュニティとの関係が薄くなり、子どもに対する「規範を提供する教育的交流」が困難となる可能性が高くなる³²⁷。

ロラン・ムキエリーは「低家賃住宅街」における少年非行（又は移民系の若者による非行）について、関係する要素を二つに分けている。まず、これらの非行には、狭義の経済的問題が大きく関係している。上述した通り、移民系の家族は父親の伝統的職業が労働者であり、収入が限られている。その事実に加えて、1970年代における経済的危機が失業の被害を特にそのコミュニティに与えた。そして、その二つ目の要素は、貧困問題と重なる、移民系の少年の社会的特徴に関わる。それは、「社会的孤立」(*exclusion sociale*) や「地理的分離」(*ségrégation spatiale*) 又は人種差別に関係する要素である。これらの要素が地域内外³²⁸にも影響を与えているため、「ダブルスティグマ化」(*double stigmatisation*) といった言い方もされている。地域以外からすれば、社会的困難が多い家庭が集まっている理由により、「低家賃住宅街」の住人の評判は悪い。地域の総合的な評判の悪さが住民の社会的成功の壁となり、少年非行のような問題を引き起こす悪循環につながるとロラン・ムキエリーにより説明される。地域内におけるスティグマ化は、マグレブ諸国系又はサブサハラアフリカ系の家庭の割合の漸次的増加に関わる。その増加が、これらの地域を「移民系」と強く関係づけ、これらの地域の問題が単なる「外国人の問題」として一般市民によって解釈されるようになった。つまり、これらの地域における移民系の家庭の増加は社会の注目を集めた。

³²⁶ 「退位」(*démission*) という言い方は、抱えている問題を理由として、親として子どもの教育におけるその役割を果たすことができないことを指す。

³²⁷ Mucchielli (2007) *supra* note 314 at chapter 5, section 6, §2 (Ebook version).

³²⁸ ここでいう地域は「低家賃住宅街」(*quartiers HLM*) を指す。

その現象は、同様の経済的問題を経験する者（移民系ではない者）による差別的傾向を強めた。同じ社会的階級に属しているにもかかわらず、これらの者は、「社会的問題の象徴となった移民系家庭」との距離をより置くようになってきている。これらの点は、1970年代半ばから議論に登場し、移民系の家庭を対象とする差別的態度を強めた。移民系家庭に対する「許容範囲」³²⁹（*seuil de tolérance*）が議論されたことは、現在目立っている移民系の家族を対象とした人種差別の拡大にとっての重要な転換であった。これらの現象により、多くの移民系の子どもは、日常生活において差別の対象となり、別のコミュニティの子どもと違う扱い方をされていることに、若年時から気付いている³³⁰。スティグマ化や人種差別といった要素は少年非行の背景をなす重要な要素であると考えられる。多くの場合にすでに社会的・経済的弱者であるこれらの子どもは、差別への反応として、移民としてのアイデンティティを強調することが少なくない。そのアイデンティティの強調が社会統合を困難にすると同時に、差別が社会への少年の対抗的な態度を強める。ロラン・ムキエリーによれば、1970年代後半から2000代までにおける社会的排除の現象とそれに重なる差別の現象を考慮することが、移民系の若者による少年非行の理解において必要不可欠である³³¹。多くの少年にとって、暴力行為は対抗とそれに関係する社会的問題へのアピールの唯一の手段として従えられている。その点が特に警察との対立における暴力的な側面を説明している。

若年者と警察の関係についても、1970年代後半からは、アイデンティティが中心的な地位を占めている。「低家賃住宅街」における若者と警察の激しい対立は現在でも特に目立っている。これらの暴動はすでに述べた社会的仕組みに基づいているが、警察が特に若者の不満の対象となるのはいくつかの理由があると考えられる。まず、警察が国家の権力の象徴であることが重要な

³²⁹ この許容範囲は、例えばある地域における移民系の家庭の割合などをめぐるものである。一般的に、フランスの地域における移民系の者の多さと、その理想な程度の定義などをめぐるものであることもある。

³³⁰ Emmanuel Jovelin (2011), *Les jeunes issus de l'immigration confrontés à la discrimination*, in *Hommes & migrations*, 104-113, §10 (article en ligne). URL: <https://journals.openedition.org/hommesmigrations/975> (consulté le 15 décembre 2021)

³³¹ Mucchielli (2007) *supra* note 314 at chapter 5, section 6, §5 (Ebook version).

点である。フランス国家の政策により自分や自分の家庭が被害を受けていると思う多くの少年からすれば、警察は国家の反映であり、多くの不満の対象となる。また、警察官の活動における行為もその対立を強化させている。「低家賃住宅街」でのパトロールを行う警察官は「見た目を理由とした検査」³³² (*controle au facies*) を主な活動の一つとしている。その結果、見た目、いわばアイデンティティだけの理由により、多くの少年が短期間で何回も同じ警察官から検査されることが珍しくない。「低家賃住宅街」の少年にとって、警察のそのような活動が人種差別の制度化を意味し、警察と国家への不信感又は憎しみを定着させている。暴動の実態は、多くの場合、被疑者を追及する警察が「低家賃住宅街」に入り込み、若い住人が追及活動を邪魔したことがきっかけとなっている。また、警察の蛮行がデモ、そして暴動につながることも多い³³³。1970年代後半から出現したこれらの暴動は拡大し、警察への「挑戦」、警察に対する挑発の側面が強調されるようになった。1981年から、集団で行われる無秩序な運転、自動車放火や石打ちが警察に対するこれらの挑戦でよく見られる非行である。警察について、その対立は「見た目を理由とした検査」や少年に対する失敬（敬語の不使用、侮辱の使用など）といった形をとっている³³⁴。これらの現象は30年前以上から定着し、現在でも郊外で生じる暴動の大多数に上のような背景がある。また、これらの事件の質のため、1980年代後半から、報道がセンセーショナルになされることが多く、政治における議論のポピュリズム化を推進していると同時に、その社会的・歴史的背景には十分な注意が払われていないと考えられる。

このようにして、「栄光の30年間」の終了から、少年非行の現象は移民系の若者、又は郊外にある「低家賃住宅街」に住む人のイメージと強く結び付いている。少年司法の新自由主義化において、そのイメージが特に重要な地

³³² 身分確認により、犯罪又は不法行為に関わっている可能性がある、又は関わる者を特定することを目的とした警察官による活動である。「見た目を理由とした検査」は、合理的な疑い又は手がかりなしで、「民族、人種、宗教、又は推定された出身国に基づく理由」による身分確認を指す。

³³³ 「2005年郊外暴動事件」(*Émeutes de 2005 dans les banlieues françaises*) などが特に有名である。2005年10月27日にフランス・パリ郊外で北アフリカ出身の3人の少年が警察に追われ、逃げて変電所で隠れようとした結果感電し、死傷した。フランスの若者たちがその事件に対して暴動を起こし、最終的にフランス全国の都市郊外へ拡大した。

³³⁴ Mucchielli (2007) *supra* note 314 at chapter 5, section 6, §5 (Ebook version).

位を占めると考えられる。第 5 章において述べるが、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルによって設定された新自由主義化の指標では、そのイメージが関係している要素が特に多いように思われる。政治的な観点からは、社会的弱者として、これらの若者は階級闘争の中心的な地位を占めている。また、民俗学的な観点から、これらの地域のサブカルチャーの影響力も、現代フランスにおける移民系少年や郊外の住民の立場の特徴的な側面を反映している。1990 年代から、「低家賃住宅街」の若者の抱えている問題が若者全体の問題の一つの象徴となった。ストリート芸術などの発展は、これらの少年の生活への関心の高まりを意味する。

第 2 節 2000 年代の少年司法改正に向けて

第 1 款 変化のはじまり (1975 年 - 1990 年)

本稿の第 1 章、第 2 章、第 3 章において、1970 年代の少年司法が福祉化の時期に含まれているように述べた。しかしながら、すでに述べたように、この時代の特徴は非行少年を対象としたアプローチが二面性を持つことにあると考えられる。「子どもの利益」が重視される反面、少年非行の増加や「栄光の 30 年間」の終了が「観護教育局」の活動に影響を与えるようになった。矛盾したこと、閉鎖施設の使用は不適切とされていたものの、社会防衛に注意を促す議論が強まった³³⁵。それに加えて、1970 年代後半において、「子どもの権利」に関する国際的アプローチに照らして、多くの裁判官が「法律」の伝統的な解釈に基づき、手続の在り方を変えつつあった³³⁶。子どもの利益が議論されるようになるにつれて、子どもがより自立した存在として見なされるようになっていった。その文脈では、子どもの自立を重視した裁判官にとって、法律が、子どもへの手続の保障を果たすものとして見なされる傾向が強まった。教育処分の適用に関して、法律は、教育士の活動の範囲をより明確化し、パターナリズムの思想に基づく柔軟性のある対応は考え直された。

³³⁵ Pédrón (2016) *supra* note 190 at p. 77.

³³⁶ Bailleau and Cartuyvels (2007) *supra* note 3 at p. 104.

法律又は裁判官の伝統的な「パターナリスト」としての性格は変わった。パターナリズムが子どもの権利と対立するようになった。この現象は子ども観の転換を意味する。また、1980年代前半において、少年犯罪防止政策が地方の規模で展開され、少年係裁判官や専門的な法律家が少年事件を管轄する考えが弱まった。少年の社会的包摂を目的とした検察官と地方当局の新しい関係は少年係裁判官が関与する範囲を変えた。これは、1990年代に目立つ、地方における社会的リスクの管理の一段階である。

同じ時代において、警察に発見、登録される少年非行の増加は、社会防衛を果たすための機関の効率性への批判を引き起こした。社会防衛の要求は「郊外に住む人」(banlieusard)又は移民系の若者のイメージの変化に伴って出現した。徐々に、検察官と地方当局は、少年の社会的包摂よりも、地方におけるリスクの管理を目的とするようになった。政治とメディアにおいて大きく扱われるようになった若者のイメージは、少年司法の「甘さ」に結びつき、1980年代後半から、非行少年を対象とした法的対応が徐々に政治的なテーマとして定着していった。

このようにして、少年非行への政治的対応が1980年代後半から変わっていった。それまで、成人を対象とした法的対応をめぐる実験は少年司法の枠内で行われていた対応を土台としていた。しかしながら、今や、成人司法に対する少年司法制度の影響力は下がり、逆に少年司法における主な変化は、成人司法の仕組みに基づいて行われるようになった³³⁷。

法的介入にあたっての「時間」の捉えられ方の変化も同じ時代に出現した。少年犯罪の対応を地方で行う動きの拡大により、社会問題が多いとされる地域において「正義と法律の家」³³⁸(maisons de la justice et du droit)が設立され、「第三の措置」が導入された。少年非行に関して、これらの措置は、「即時対応」(traitement en temps réel)と「ゼロ・トレランス方針」³³⁹の概念に基づいていた。これらの「正義と法律の家」は、1980年代後半における法的対応の

³³⁷ Id. at p. 106.

³³⁸ 「正義と法律の家」とは、一般的に裁判所が遠く離れた場所にある、軽微な犯罪を防止し、民事に関わる争いを解決することを目的とする司法機関である。これらの機関は1980年代後半にできたが、その制度の整備は1998年に行われた。

³³⁹ ゼロ・トレランス方針とは、犯罪と法的対応との間の時間を可能な限り短縮し、法律違反を極度に厳しく罰することを目的としている。

地域化による少年係裁判官の管轄の弱体化を象徴し、その検察官との強い関係性の定着はフランスの少年司法の大きな転換を意味した。具体的には、「第三の措置」には「刑事斡旋」(médiation pénale)、「賠償措置」(mesures de réparation)、「治療命令」(injonction thérapeutique)や説諭という起訴代替手続が含まれている。主に検察官により言い渡されるこれらの措置は法的対応を検察庁の段階でとらせる。この新しい仕組みは法的対応の迅速、簡素化とコスト削減という目的に強く関連している。行為者よりも行為が重視され、法的対応の標準化の現象が見られる。

このようにして、1980年代後半に見られた、即時対応、ゼロ・トレランス方針や法的対応の標準化・簡素化の重視は「栄光の30年間」において発展した教育的アプローチの崩壊を意味すると考えられる。地方におけるリスク管理をめぐる政策への検察官の関与の拡大と「第三の措置」の導入もその傾向を反映している。1980年代に少年係裁判官の関与が弱体化することは少年司法で新しいパラダイムが定着したことを意味する。フランシス・バヨールからすれば、この現象は少年非行への法的対応の二極化を引き起こした³⁴⁰。初犯者と軽罪に及んだ少年は主に検察官が対応し、起訴代替手続の対象となる。その反面、より重大な犯罪行為に及んだ少年と累犯者には少年係裁判官が対応する。後者について、多くの場合、少年係裁判官の介入は検察官が言い渡した起訴代替措置が失敗した後に始まり、少年の再教育を行うために利用可能な措置が限られるため、教育的介入の効果がより低くなる。

第2款 福祉的アプローチの正当性の弱体化(1990年 - 2002年)

1980年から2000年までは、上述のように、少年非行の質が変化し、警察に発見又は登録された非行が増加した。ロラン・ムキエリーをはじめとして、警察から提供されるデータは少年非行の現象を正確に反映していないと主張する研究者が少なくない。それにもかかわらず、これらのデータの影響力は大きい。議論では、少年非行の変化は次の4点である。①少年による初め

³⁴⁰ Bailleau and Cartuyvels (2007) supra note 3 at p. 107.

ての非行が早くなっていること(若年化)、②無差別で乱暴な非行の増加、③社会的排除による非行の増加、④軽罪の増加と⑤「無作法な行為」(incivilité)に関わる行為³⁴¹。④軽罪の増加と⑤無作法に関わる行為は特に、治安が悪化しているという感覚を引き起こす。

少年司法制度に対する分析は、「司法のための指針と計画に関する法律」(La loi d'orientation et de programmation pour la justice)の公布がなされた2002年を、厳罰化の本格化を象徴するものとして、1945年オルドナンスの適用の歴史的転換として示している。しかしながら、この改革に関連する議論は、少年非行の増加に基づき1990年代初頭から少しずつ行われ始めた。また、特に1990年代後半における政府内での意見の対立が改正の動きを強めた。

(1) 1998年6月8日と1999年1月27日の「治安維持評議会」

1990年代における少年犯罪をめぐる議論は主に、治安悪化の感覚と低家賃住宅街の少年又は移民系の少年のイメージに基づいて展開した。その上、「少年非行が処罰の対象とならないという印象」(sentiment d'impunité)が1990年代における少年非行の議論に大きく影響したと考えられる。警察から提供されるデータによれば、1990年代前半から少年非行の件数は増加しはじめた。1998年に、「省庁間委員会」(Comité interministériel)は少年犯罪に関するレポートを提出し、「最近は、成人による犯罪が安定しているにもかかわらず、少年犯罪が増加している」との説明を行った。少年非行が質的、量的に変化するにもかかわらず、法的対応が変化しなかったことが指摘された。

その直後、法務大臣と「内務大臣」(Ministre de l'intérieur)との対立により、少年司法と非行少年をめぐる議論は新たな局面を迎えた。当時内務大臣であったジャン・ピエール・シュヴェーヌマンは当時の非行少年を「野人」[sauvageons]と呼び、司法と警察によるより厳しい対応の必要性を主張した。また、保護者の自己責任化を求め、非行をした少年の両親への社会的援

³⁴¹ 無作法に振舞う行為は犯罪に当たらないが、迷惑行為とされるこれらの行為は目立ちやすい上、法的対応の対象とされないことが一般市民の不満につながる。

助を取り消すべきことを主張した。少年非行の発生において社会的決定論が強く関係していることを主張した当時の法務大臣であったエリザベート・ギグーは、ジャン・ピエール・シュヴェーヌマンの立場を強く批判した。政府内において、少年非行のテーマで意見が分かれ、当時の首相 (Premier ministre) であったリオネル・ジョスパンはエリザベート・ギグーと立場を同じくした。しかし、政府におけるその対立は議論の大きな転換点となった³⁴²。

少年非行をめぐる議論の拡大を理由として、1998年6月8日と1999年1月27日に省庁間委員会が行われ、政府は少年非行に対するすべての法的対応においては、教育的な側面を重視すべきであるという結論を改めて出した。1999年1月27日に行われた「治安維持評議会」(Conseil de sécurité intérieurs)の際に、予算の増加が検討され、1000人の新しい教育士の育成が決定された。一般市民、政治とマスメディアにおいて少年非行の問題がすでに重視されていたが、1998年と1999年に行われた治安維持評議会は議論を拡大させて、政府の反応を引き起こすようになった。

1999年から2001年までに「即時送致施設」(centre de placement immédiat)を50ヵ所設立することが治安維持評議会により決定された。即時送致施設は、施設での生活を緊急に始める必要性が高いとされた非行少年を対象とする施設である。これらの施設に送致された少年は厳しい観察の対象となり、外出の際には原則的に施設に属している教育士が付き添わなければならない。これらの施設は主に家庭、学校、仕事に関わる少年の社会的な状況を対象とした観察を行うことを主な目的としている。即時送致施設での観察結果は、裁判の際、少年係裁判官に考慮されうる。

即時送致施設の他に、1999年1月27日の治安維持評議会は「教育重点施設」(centres éducatifs renforcés)の設立を決定した。非行少年を対象とした法的対応の教育的な側面を重視すべきことを主張した政府は、教育重点施設を、教育的介入を多様化させるための道具として説明した。実際、これらの施設は特に重大な非行の場合により利用され、教育的介入を行うための道具であると考えられる。教育重点施設の対象者は非行傾向が進み、家庭に関わる問

³⁴² Pédrón (2016) supra note 190 at p. 109.

題や精神障害を抱えている少年が多い。施設において生活する少年は多くても 8 人までに限られ、処遇は個別化される。処遇は 3 カ月から 6 カ月の間で行われ、重点化された教育に基づいて行われる。「重点化された教育」は多様な教育的活動と教育士の恒久的な出席の下で行われる。その主な目的は少年と生育環境との分離である。ここでは、非行傾向が進んでいる、又は社会的包摂が困難である少年の生活状況を変え、社会復帰を図ることが重視される。そのため、施設での処遇の終了時に別の教育的機関との連携へとつなげる準備が処遇の一つの目的ともされる。

1999 年 1 月 27 日の治安維持評議会により即時送致施設と教育重点施設が設立された後、法務省は 1999 年 2 月 24 日に「青少年司法保護局」³⁴³(*Protection judiciaire de la jeunesse*)に対する通達を提出した。それは、非行少年を対象とした教育的介入の方法を改革する必要性を主張した。具体的には、狭儀の「危険にさらされる子ども」の場合と異なる教育的介入を行うことが求められ、「非行少年は自己責任を意識するべきであり、教育的介入は非行に基づいて行われなければならない」ものとされた。青少年司法保護局はこれに賛成する態度を見せ、保護観察、試験観察、社会奉仕作業といった比較的不利益性のある措置の利用を推進した。

(2) 治安悪化の議論の拡大と少年非行の位置づけ

政府内において 1998 年から、少年非行に関して意見が分かれていた。首相と法務大臣が少年司法の教育的な側面を重視したのに対し、同じ「社会党」(*Parti socialiste*)に属していた内務大臣は厳罰化の必要性を主張した。政府内で強まり始めたその対立は徐々に政府の枠内を超え、「大統領多数派」³⁴⁴(*majorité présidentielle*)と野党との対立における重要な要素となった。

³⁴³ 「法務省の管理に関する 1964 年 7 月 25 日の法令を改革する 1990 年 2 月 21 日の法令」(*Décret du 21 février 1990 modifiant le décret 25 juillet 1964 relatif à l'organisation du ministère de la justice*)により、観護教育局は「青少年司法保護局」(*Protection judiciaire de la jeunesse*)になった。この法令は機関名の変更のみを行っており、機関の在り方やその地位を変更していない。

³⁴⁴ 上述のように、ジョスパン政権はコアビタシオンの政府である。ジャック・シラク大統領が「共和国連合」(*Rassemblement pour la république*)に属していたが、リオネル・ジョスパン首相は社会党の者であった。

未決勾留などに関する欧州人権裁判所の勧告に基づき、リオネル・ジョspan 政権はエリザベート・ギグー法務大臣を通じて、「推定無罪と被害者の権利の拡大に関する 2000 年 6 月 15 日の法律」(La loi du 15 juin 2000 renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victimes)(以下、「2000 年 6 月 15 日法」)を成立させた。具体的にいえば、2000 年 6 月 15 日法は被害者の権利と未決勾留の対象者の権利を拡大し、上訴可能な事件の範囲を広げ、上訴手続をより簡素化した。政府において強いコンセンサスがあったため、この法律の立法化は早くなされた³⁴⁵。しかしながら、政府内において非行少年に関する対立がある中で成立した 2000 年 6 月 15 日法は、その適用についても、大統領多数派とジョspan 政府が強く対立した。

収容施設から釈放された累犯者による二人の警察官の殺人事件が 2001 年マスメディアに報道され、2000 年 6 月 15 日法を批判する動きが特に「共和国連合」(Rassemblement pour la république)において強まった。一般市民の一部はそれを「犯罪者のための法律」(loi pour les voyous)と呼び、徐々に、刑事法の「甘さ」を指摘する声が広がった。その文脈において、「元老院委員会」(commission sénatoriale)は少年司法制度の現状分析を行った。その際、元老院委員会は次のように述べた。すなわち、治安悪化感覚の原因は主に少年非行にある。少年による非行は犯罪総数の 21%を占める。比較的軽微であるにもかかわらず、これらは特に体感治安に影響を与える、と分析された³⁴⁷。

(3) 少年司法制度の「問題点」について(元老院委員会の報告)

政府内において、そして大統領多数派と政府の間で拡大した対立と一般市民の動向を理由として、元老院委員会は少年司法制度(手続の流れとそれにおいて介入する機関)を対象とした分析を行った。元老院委員会はこれらの分析を 2002 年 6 月に公表した。

この報告書は少年非行と関わる多くの専門家(裁判官、教育士、社会学者、

³⁴⁵ Christine Lazerges (2002), Le renforcement des droits des victimes par la loi n° 2000-516 du 15 juin 2000, *Archives de politique criminelle*, 2002/1 (n° 24), 15-25, p. 25.

³⁴⁷ Pédrón (2016) supra note 190 at p. 112.

教育学者など)との面談を通じて作成され、少年司法制度の「問題点」について説明を行っている。これらの問題点は「家族と学校」そして「少年司法」の二つに分けて分析された。

「家族と学校」については、元老院委員会は少年犯罪の問題に対する責任を主張している。「教育の規範の提供」という学校と家族の伝統的な役割が十分に果たされていないことが主な原因とされる。家族に関して、現代におけるその在り方の変化は直接には指摘されないが、離婚、失業や両親の抱えている問題などが少年の不安感に繋がるとされる。これらの不安感に伴う不登校や家出が非行の背景として指摘される。また、家庭内の暴力も少年非行の原因であり、子どもの精神的不安定は両親の暴力と関係があるものとされる。このようにして、元老院委員会は家族を非行の問題の原因として指摘する。学校について、元老院委員会は主に学校教育の状況の悪化を指摘し、校内暴力の増加を少年非行の問題に結びつけている。その点に関して、元老院委員会は校長による校内暴力の積極的な通報の必要性を主張した³⁴⁸。

「少年司法」については、制度全体の矛盾する側面が強く指摘された。これらの「矛盾」は特に「司法のための指針と計画に関する 2002 年 9 月 9 日の法律」を立法した際の議論において重視された。元老院委員会の報告の中では、少年司法の矛盾は主に次の三つのテーマに分けて説明された。それは「教育と罰の対立」、「少年係裁判官の二重の役割」と「手続の長さ・複雑さ・処分の実施の遅さ」である³⁴⁹。

「教育と罰の対立」については、元老院委員会は 1945 年オールドナンスの一つの柱である「教育の優先性」の適用に着目した。元老院委員会によればその「正確でない適用」は「教育と罰の対立」を拡大してしまった。このようにして、「教育の優先性」の適用が批判され、1945 年オールドナンスに対する多くの法学者の保守的な立場が問題として指摘された。具体的にいえば、これらの批判の的となったのは少年係裁判官が利用可能な処分の選択の少なさであった。すなわち、「教育処分と刑罰の併課」の禁止が問題として指摘

³⁴⁸ Commission d'enquête sénatoriale sénatoriale sur la délinquance des mineurs (2002), *Rapport de la commission d'enquête sur la délinquance des mineurs*.
URL: <https://www.senat.fr/rap/r01-340-1/r01-340-10.html>

³⁴⁹ Pédrón (2016) *supra* note 190 at p. 114.

された。その点に関して、元老院委員会の報告では特に重大な事件の場合、刑罰及び教育処分の言い渡しが必要不可欠と説明される。特に刑罰が科された少年に対しては、刑罰の終了後に教育的な働きかけを可能にすることが必要であると主張された。そしてそのために、「教育の優先性」の解釈の改善を行わなければならないことが勧告された³⁵⁰。すなわち、元老院委員会によれば、刑罰は予防だけでなく、再教育化のために利用されるべきことになる。

また、元老院委員会は比較的若い子どもに対する対応ができないという問題を指摘した。例えば、13歳未満の少年に対して刑事処分を言い渡せないことが、10歳以上13歳未満による非行が増加している現状に鑑みて問題があると指摘された。またそれに関連し、教育的処分の内容に従わない13歳以上16歳未満の少年に対する威嚇手段の欠如も強く批判された³⁵¹。

「少年係裁判官の二重の役割」については、元老院委員会は、多くの場合、少年係裁判官はその理念を利用し、非行少年事件を民事事件としてのみ取り扱い、保護処分の言い渡しを優先しているとの批判を行った。その点が「少年に対する司法の甘さ」を象徴しており、「一般市民に見られる少年司法に対する信頼の悪化」の原因として指摘された。さらに、元老院委員会による調査の際に、非行少年を対象とした保護施設送致を1958年オールドナンスの枠内でしか行わない少年係裁判官が多くいることが証明された。それは非行少年に対する保護施設の抵抗³⁵²を避けるために行われると裁判官により説明された。しかしながら、元老院委員会によれば、その実務慣習により少年が反省することが困難になっており、そのことが少年司法制度の矛盾を象徴していると説明される³⁵³。

「手続の長さ」と複雑さ」について、元老院委員会の報告は1945年オールドナンスに規定される手続の時間性を問題としている。1945年オールドナンスは非行が発見されてからいくつかの段階を経て法的対応を定める。これらの段

³⁵⁰ *Id.* at p. 116.

³⁵¹ *Id.* at p. 116.

³⁵² 保護施設の長は、非行事件の枠内で送致された子どもたちを引き受けることに抵抗がある場合がある。施設内の事故を恐れ、これらの保護施設の長は狭義の「危険にさらされている子ども」を引き受けることを優先する傾向がある。このため、一部の少年係裁判官は、少年が非行事件に関わったにもかかわらず、保護施設送致が断られるのを防ぐため、1958年オールドナンスの適用を優先していることが少なくない。

³⁵³ Pédrón (2016) *supra* note 190 at p. 114.

階は、「観察・調査」（非行の事実、又は少年の人格、社会環境、家庭環境の理解のため）、「裁判」と「処分の設置」である。理論上、法的対応を確定するために必要とされるこれらの手続段階は、裁判官や教育士にとって、非行の原因を理解し、ふさわしい処分を決定するために存在している。このようにして、1945年オールドナンスは少年に対する法的対応の時間性を定めている。また、その「手続時間」には教育的な側面があり、不処分とされた事件の場合にも手続の間に行われた「観察」や「調査」などには非行の原因を確定し、その解決をするための働きかけがある³⁵⁴。しかしながら、実務上、非行が行われた時と処分が課された時の間には長い時間が経っているのが一般的である。その結果、多くの場合、少年にとっては課された処分の意味を理解することが困難である。さらに、累犯者である少年の場合に、同時にいくつかの事件が手続の対象とされ、手続の段階が混乱することがある。

これらの問題に対して、元老院委員会は成人事件の枠内に規定される「即時出頭」(comparution immédiate)を少年事件に広げる必要性について議論を行った。報告は、その点を勧告として上げなかったものの、教育的働きかけを制裁の前よりもその後に積極的に行うメリットについて議論を展開し、2002年法に大きな影響を与えた³⁵⁵。

第3節 小括

1990年代においては体感治安の悪化が非行少年のイメージに強く関連づけられた。ロラン・ムキエリーをはじめとして少年非行の増加については多くの研究者により疑問を呈されたが、政治の世界においてはそのテーマが徐々に重視され、政府内においては意見が分かれる事態となった。法務大臣(エリザベート・ギグー)と内務大臣(ジャン・ピエール・シュヴェーヌマン)の対立がその議論を拡大させ、少年非行が広く注目を集めた。その結果として、少年司法制度の「改善」が、一般市民と大統領多数派により強く要求された。

³⁵⁴ 例えば、少年の家庭環境の観察は両親による、少年に対する教育的アプローチを改善させるための働きかけになる場合が少なくない。

³⁵⁵ Pédron (2016) *supra* note 190 at p. 118.

元老院委員会は少年司法制度の「問題点」について報告し、改正の望ましい方向性について意見を述べた。

まず、1999年1月27日に行われた「治安維持評議会」により、新しい施設が設立された。理論上少年司法制度の教育的側面を重視するために設置された「教育重点施設」(centres éducatifs renforcés)については、次のように位置づけることができる。政治的な厳罰化要求を背景としながらも教育的施設として設置された、教育重点施設での処遇は、確かに、少人数で行われる集団活動であり、その教育的な側面は小さくない(田舎での見学旅行、スポーツ活動、発展途上国での援助活動など)。さらに、これらの機関に送致される際、少年は同意していることが前提となっており、少年が処分のルールを守らなくてもそれが刑事手続の開始につながらないため、少年に責任をとらせる機能を有していると言いがたい。しかしながら、表の面では教育的側面が重視されているにもかかわらず、少年の非行の重大性が送致の主な理由となっているため、これらの機関は刑事的な理念に基づいている面を持つと考えられる。その点に、当時の議論の中心にあった厳罰化の要求が大きく関係しているように思われる。

元老院委員会の報告は、指摘された問題と勧告された改善方法にイデオロギー的側面が非常に強く見られる。上述したように、「教育と罰の対立」に関して、元老院委員会は「教育の優先性」の適用を問題として指摘し、「教育」と「刑罰」の区別の緩和を勧告した。しかしながら、実務上、その区別の緩和は必然的に少年の「責任化」として解釈できる。かかる政治的文脈において、厳罰化を意味するその責任化は一般予防の観点から勧告がなされたという仮説を成立させる。また、比較的若い子ども(10歳以上13歳未満)を対象とするその「教育の優先性」の再解釈にはこれまでに見られなかった問題がある。すなわち、それまで厳罰化の議論から外されていた、より若い子どもの責任化が議論に登場した。この点は議論の大きな転換であり、「司法のための指針と計画に関する2002年9月9日の法律」を通じて導入された「教育的制裁」(sanctions éducatives)に強く影響を与えた。

元老院委員会により「少年係裁判官の二重の役割」の問題性として説明された点についても、「教育の優先性」と同様な分析ができる。元老院委員会の

報告では少年係裁判官の裁量の大きさが批判され、少年非行事件を民事事件として扱わないようにすることが求められた。この主張も、少年の責任化に基づいた少年司法の厳罰化の必要性を重視したものである。

「手続の長さと複雑さ・処分の実施の遅さ」に関する元老院委員会の勧告はイデオロギー的な側面が大きいと考えられる。少年司法の時間性に直接関わるこの点は、第5章において検討するフランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルにより説明された「法的介入の新しい時間性」という少年司法のイデオロギーのシフトを反映する指標と強く関係すると考えられる。伝統的に、1945年オールドナンスは手続自体に教育的な働きかけを認めるが、手続の速さの「改善」をすればするほど、その教育的働きかけの正当性は否定される。また、手続の時間性に疑問を投げかけることにより、子どもの性格や、法的対応の決定を行うために必要であると考えられる「家族及び社会環境の理解」も困難になる。ここには、厳密な意味でいう「危険にさらされている子ども」の事件の範囲内にあるとして事件を評価することを困難にし、刑事の観点からなされる対応を優先する傾向を見て取ることができる。また、手続の時間性に関するこの点は、少年に対する厳罰化と少年司法のコストパフォーマンス（コスパ）改善といった政治的・イデオロギー的文脈でも考慮されるべきである。

このようにして、元老院委員会によって指摘された「問題」は、1945年オールドナンスの「神聖さ」を決定的に弱体化した。報告の公表を受けて、メディアは、いわゆる「少年司法の問題性」に関して積極的に報道した。一般市民はこれらの報道、とりわけセンセーショナルな観点からなされたそれに強い影響を受け、敏感に反応した。1990年代初頭に生まれた議論は2000年代に主要な政治的テーマとなった。

栄光の30年間を終了したことによって、1912年法制定に向けた動きから1970年代まで発展していた少年司法の福祉的發展にもブレーキが掛けられた。社会的危機による治安悪化が測りにくいものである反面、体感治安が悪化したことは確実である。マイノリティである郊外に住む移民系の若者が少年非行の増加と凶悪化の現象に結びつけられるようになり、前例のない厳罰化改正に向けた議論が活発化した。これらの改正への動きには、ペナルポピ

ユリズムに関わる要素が少なくない。これまでに専門家の主な関心であった治安問題はマスメディアや政治家により積極的に扱われるようになった。当時少年司法の福祉的側面に疑問を投げかける議論が強まりを見せる中で、ポピュリズムと体感治安悪化の関係性を巡る考察が既に行われてはいた。しかし、新自由主義の影響力を問題にする分析が出現したのは 2002 年改正が成立した後であった。

2007 年に公表されたフランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルにより行われた研究は、1980 年代から行われた新自由主義政策と少年司法の厳罰化改正の関係性を論じた。これらの研究者により、新自由主義において中心的な地位にある競争、自己責任化、リスク管理と経済的効率化が、連帯主義を基礎として発展した少年司法の福祉的機能と対立しており、様々なレベルで子ども観、そして子どもに対する法的介入に強い影響を与えるとされる。本稿の第 6 章と第 7 章では、2000 年代から本格化した厳罰化改正の分析を行う。しかしながら、これらの改正にあるイデオロギー的な側面を明らかにすることを目的として、まず第 5 章では、フランスにおける新自由主義の在り方、刑事法との関係性について述べ、少年司法を対象としたフランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルの研究を紹介する。

第5章 少年司法制度と新自由主義の関係

ここまで説明した通り、成人を対象とする法規範を「子どもの特性に合わせて適用する」時代から、少年司法制度の専門化の始まりを象徴する1912年法が成立し、戦後から1980年代まで少年司法の福祉化が進められた時代まで、フランスではウェルフェア・モデルが徐々に定着してきた。その定着の背景には、20世紀に起こった数多くの政治的・経済的な変化があった。子ども観と文系科学が近代化するとともに、フランスの経済的発展が戦後における少年司法の福祉化を可能にした。「社会的余裕」を象徴する「栄光の30年間」において、「危険にさらされる子ども」などの概念に基づいて、「非行少年」の議論が「慈愛」の観点から発展してきた。しかしながら、第4章で見たように、1980年代から完全雇用の時代が終わり、経済的成長によって抑えられていた社会的問題が少しずつ目立つようになり、新しいイデオロギーの登場がそれに拍車をかけた。「不安な時代」に入るにつれて、社会的不寛容が強まり、それが政界を大きく変化させた。1980年代から、これまで専門家の関心しか集めていなかった課題がメディアや政治家によって焦点を当てられて、福祉国家の理念のもとに発展してきた分野の在り方が大きく問われるようになった。

この時代、様々な社会的分野において、ポピュリズム的な発言が増え、フランス社会が当時直面していた問題の原因が議論されるようになった。犯罪行為について、「栄光の30年間」の崩壊が厳罰化を意味する政策の再登場を招き、司法の福祉化の柱であった「連帯主義」のイデオロギーが弱体化し始めた。1970年代末から、フランス人哲学者のミシェル・フーコーが、コレージュ・ド・フランス (Collège de France) での講義³⁵⁶を通して、社会における経済の中心的な地位とその結果としての「社会的課題の経済化」について議論を展開した。このようにして、ミシェル・フーコーがフランスにおける新自由主義の議論を発展させ、経済分野以外の社会的課題における新自由主義

³⁵⁶ これらの講義をまとめた書籍は2004年に *Naissance de la biopolitique* の題で出版された。

のイデオロギーの登場という仮説を立てた。

1990年代には、1980年代から目立ち始めた経済的問題がさらに強まり社会的危機が定着していた。その文脈において、政治的な議論がポピュリズム化すると同時に、政策の新自由主義的な側面も強まった。刑事政策の分野において、新自由主義とポピュリズムの関係が特に目立つようになり、多くの専門家が刑事司法のイデオロギー・シフトを懸念するようになった。少年司法の再構築は特にこれらの仮説が発展する中で分析対象とされ、非行少年を対象とした法的対応の新自由主義化が1945年のオルドナンスなどのウェルフェア・モデルの弱体化の要因として説明されている。

本章においては、フランス少年司法制度の新自由主義化という仮説に着目し、フランスの「新しい」制度の分析を行う。フランスにおける新自由主義の説明を踏まえて、1990年代から行われたフランスの少年司法の改革を対象としたイデオロギー研究を検討する。

第1節 フランスにおける新自由主義

新自由主義とは何であろうか。少年司法における新自由主義の影響を検討する前提として、その定義を明らかにする必要がある。ここでは、フランスにおける新自由主義に対する見解を説明した上で、司法と新自由主義の関係をめぐる考察の説明を行う。国と時代により、新自由主義の定義が大きく異なることがあるため、現在少年司法のイデオロギーをめぐる議論の中で特に重視されている新自由主義の歴史に焦点を当てて、本稿において用いる「新自由主義」の意味を明らかにする。

フランスでは、新自由主義の現代的な定義を行った学者のなかで、ミシェル・フーコーが特に有名である。コレージュ・ド・フランスでの講義を通じて、彼は1970年代末から、新自由主義を「統治性」(gouvernementalité)という概念に関係付けた。フーコーによれば、現代的新自由主義が登場したのは、ドイツ連邦経済大臣であったルートヴィヒ・ヴィルヘルム・エアハルトが1948年4月28日に行ったスピーチにおいてであった。このスピーチにおいて、経済学を専門としたエアハルトは平和時、又は戦後の「国の再構築過

程」における国家の役割に関する説明を行った³⁵⁷。その際、彼は国民の責任と自由の拡大化の必要性について主張し、国家による制約を批判した。つまり、フーコーによれば、現代的な新自由主義はある国に適用されうる経済的理論を越えた主義として考えられなければならない。フーコーや司法制度の新自由主義化といった仮説を繰り広げた学者達は、新自由主義を次のように定義している。すなわち、(新自由主義とは) 市場経済の現代的仕組みを全社会に適用し、人間の共存と社会の操作の確保を目的とするイデオロギーである³⁵⁸。

このように、新自由主義によれば、市場経済において必要とされている「国家の撤退」が社会の様々な分野における議論に影響を与えるものとされる。しかしながら、フーコーによれば新自由主義のイデオロギーが「統治の方法」となるため、「国家の撤退」は国家の弱体化というより、国家の役割の再定義に必要不可欠な過程となる。新自由主義の観点からは、国家は「積極的介入」を可能な限り避け、個人の自由を十全にすることを目的としてコントロールを行うべきことになる³⁵⁹。フーコーはこのようにして、自由主義から新自由主義へのシフトを、「統治の間接化」として説明した。自由主義において、個人は「経済的交流のアクター」として見なされたが、新自由主義の下では、個人がアクターよりも「起業家」(entrepreneur)と見なされる。新自由主義の強化により登場した議論の中に、国家的介入の在り方をめぐる問題は特に多い。このようにして、近代化に必要とされた福祉国家化は、新自由主義の影響力が強まった 1980 年代から、疑問視されるようになった。社会の各分野において戦後からの福祉化が指摘されるようになり、新自由主義と福祉国家の対立が多く議論の中心に置かれた。「栄光の 30 年間」の終わりからフランスで生じていた社会的・経済的危機の原因として社会福祉政策が挙げられ、教育、労働や医療といった分野において、国家的介入を弱めることが 20 世紀末から徐々に求められた。戦後の「社会的・経済的余裕」の崩壊は連帯主義の弱体化を意味し、グループやコミュニティの発展よりも個人の発展の方

³⁵⁷ Michel Foucault (2004), *Naissance de la biopolitique*, Seuil.

³⁵⁸ Bailleau and Cartuyvels (2007) *supra* note 3 at p. 9.

³⁵⁹ Émilie Hache (2007), *La responsabilité, une technique de gouvernementalité néolibérale ?*, in *Raisons politiques*, vol. 28, 49-65, p.51.

が必要なものとして重視された。

第1款 ミシェル・フーコーの「統治性」と新自由主義の関係

フーコーは「統治性」(gouvernementalité) といった概念を 1978 年から利用しはじめた。彼は「統治性」を幅広く定義し、「振る舞いを導くこと」(conduite des conduites) といった表現を用いた³⁶⁰。つまり、フーコーにとって、「統治性」とは個人(他人)の動向を構造化する際の重要な概念である。このようにして、彼は「権力」や「制約」と「自由」とを新たな関係によってつなぎ合わせた。これまで対立していたこれらの権力と自由という概念の関係性が、初めて考え直されたことになる。「統治性」の概念の下では、「個人の自由」には個人の「制限」を生み出す機能が認められている。このようにして、ミシェル・フーコーは「権力」の意味を拡大し、新自由主義の下では、「権力」の伝統的な制約的機能よりも、その扇動的機能が効果的であると主張した。その枠内において、新自由主義の「自由」は、実際にはイデオロギーによって間接的に定められる。その仕組みにより、一般には、逆説的に、「個人の自由」が暗黙裡に「個人」の制約を意味することになる。

「統治性」を議論の中心に置いたことにより、フーコーは国家の定義まで捉え直した。「統治性」における「統治の技術」(technique de gouvernement) は国家が管理できる分野とそうでない分野を定めるからこそ、フーコーによれば、「統治性」は国家の概念にまで強く関係していることになる。この分析によって、「政治の弱体化」として解釈されていた、「国家の撤退」や「市場経済の影響力の拡大」は、反対に政治的な過程として見なすことが可能となる³⁶¹。つまり、福祉国家による介入の制限は、国家の「統治機能」の削減よりも、その「統治の技術」の再構築として考えられる。このような理論は、国家の直接的介入や個人のコントロールを目的とした間接的介入が含まれている新自由主義的な「統治の技術」をより深く検討することを可能にする

³⁶⁰ Foucault (2004) supra note 357 at p.192.

³⁶¹ Antoine Garapon (2010), *La Raison du moindre État*, Odile Jacob, chapter 1, Section 2, §2 (Ebook version).

ように思われる。

例えば、個人を帰責対象とする「政治政策」は、社会的リスクなどに関して、表面的には国家の撤退を反映していると解釈できる。しかし、フーコーの「統治性理論」を考慮すれば、その「個人化」は国家外の現象ではない。同様に、「民間の自立化」は国家の弱体化又はその限界を意味するのではなく、その「新しい」操作とその結果と見なされる。その結果、「統治性」の概念に基づいて、フーコーは「民間化」や「規制緩和」を経済的な枠を超えた政治的仕組みとして説明した。「経済」と「政治」の間にある関係の変化は経済的ルールに基づく現象として考えるのではなく、「対権力闘争」(rapports de force)をめぐる社会的構造の変化として考慮すべきとする。つまり、フーコーによれば、「統治の技術」の対象は、経済と区別された政治的領域ではない。反対に、新自由主義は統治の経済的側面を強調している。別の言葉でいえば、「経済の権力」よりも、フーコーは「統治性」に基づいた分析を通じて、「権力の経済」を明らかにした³⁶²。

フーコーによる新自由主義的統治性に関する考察は、「国家の撤退」を「統治性」の枠内に存在する要素としている。新自由主義とは「統治性」の終わりではなく、社会内における「対権力闘争」を再構築する「統治性」の変化として理解される。つまり、新自由主義化による社会的現象とは国家的権力の弱体化よりも、「統治の技術」の変化を表している。それは新しいアクターの登場を必要としながら「政治」の「非公式化」を意味する³⁶³。つまり、新自由主義的統治性の理論からすれば、国家が本質的な変化を経験していると同時に、新しく登場したアクター、国家と国民が新しい関係によって結ばれる。その結果、以前は国家のレベルで管理されていた「要素」が超国家のレベルに上がり、その反面、伝統的に「政治」の中心に置かれていた課題の管理のレベルが下がった。

³⁶² Thomas Lemke (2004), « Marx sans guillemets » : Foucault, la gouvernementalité et la critique du néolibéralisme. Traduit de l'anglais par Marc Chemali » in *Actuel Marx*, vol. 36, no. 2, 13-26. p. 23.

³⁶³ Amandine Crespy and Pauline Ravinet (2014), Les avatars du néolibéralisme dans la fabrique des politiques européennes, in *Gouvernement et action publique*, 2014/2 (N° 2), p. 9-29, p. 9.

第2款 新自由主義と福祉国家の対立

フーコーの「統治性」理論に基づいて「新自由主義」を定義する者からすれば、新自由主義は経済的分野を超えた、複雑な仕組みを有する。これらの仕組みの中には、反国家主義に重視される要素が存在する。しかしながら、「統治性」理論において、「国家」の弱体化を意味する新自由主義は、国家の撤退ではなく、そのイデオロギー的再構築として見なされる。つまり、この見解によれば、新自由主義の強化による反国家主義的な要素の増加を国家の撤退として説明するのは間違った分析である。言い換えれば、社会の新自由主義化が引き起こす「国家の弱体化」は国家の在り方を変えているだけであり、国家の撤退として指摘されている要素は主に「福祉国家」の弱体化を意味するに過ぎない。国家の介入を制限する新自由主義は、福祉国家の理念と大きく対立している。

福祉を目的とした国家の介入は新自由主義の支持者から強く批判されてきた。これらの批判は少しずつ、様々な政治的分野における改革に大きな影響を与えるようになった。新自由主義の支持者による批判は、主に、個人の安全や平等の確保を目的とした国家的介入が悪循環を引き起こしたという点に関わっている。新自由主義の観点からは、個人による自発的行動がグループによる義務的行動より優先されるべきとされる。国家の福祉的介入が個人の責任感を弱体化させてしまっており、国家に対する依存を強めさせると説明される。つまり、フーコーの「統治性」理論を考慮した観点からいえば、新自由主義は国家のイデオロギー的再構築を引き起こすものであり、国家の福祉的な役割の徹底的な弱体化を目的としている。国と時代により、社会の新自由主義化の形態は異なっているが、基本的に、国家の負担であった福祉的介入を緩める点では共通している。

実際には、福祉国家の弱体化の過程における新自由主義は主に二つの概念に基づいている。それは、本来市場経済において強調されている「競争」と「責任」である。例を挙げれば、「社会保険」などの分野において、新自由主義の導入は、年金制度や公衆衛生の在り方を大きく変えた。国家、そして社会全体の責任が弱体化すると同時に、個人が帰責対象となった。そして、国

家の役割が弱体化したにもかかわらず、国民の「社会保険」のニーズが残っているため、当該分野の民営化が必要とされるようになった。その結果、私的年金基金がその市場に導入され、競争分野となった。このようにして、様々な分野において、新自由主義的な「統治性」は、福祉国家の中で想定された国家と個人の自由とを対立させ、以前は当たり前とされていた国家による介入の正当性を弱めていく。フランスでは、「栄光の30年間」においてこれらの動きは積極的に支持されておらず、経済的成長が、反対に福祉国家の介入を正当化していた。しかしながら、1980年代、高度経済成長の時代が終わりを告げた後、1990年代に社会的危機が強まっていくにつれて、新自由主義的な政策の要求が強まることになった。

第3款 政治の「市場化」について

新自由主義的な「統治性」は、市場原理に基づいて、個人と個人の間を「起業家」同士の関係として捉え直し、これらの「起業家」の間に「競争」を設定する。のみならず、そこでの「成功」の在り方も、間接的にはあるが、新自由主義の仕組みによって設定される。このようにして、新自由主義は市場の理念をガイドラインとし、「経済的合理性」を促進する³⁶⁴。新自由主義は、生産の最大化を確保すると同時に、個人と個人の共存を効率的で安全に図るように主張している。つまり、新自由主義の下では、個人の成功が主な目的として重視される結果、「成功」を求めるという人間の基本的な衝動が社会制度上の目的達成としても設定される。イデオロギーとして、新自由主義は人間の全ての活動エリアに「競争」を導入し、又はすでにあるその要素を強化する³⁶⁵。これにより、市場では「競争」がますます重視されることになると同時に、経済の領域から遠く離れている分野においても、市場原理に基づく「競争」が重視されることとなった。

この「新しい」政治的アプローチにおいて、人は、単なる「個人」ではなく、ひとりの「起業家」として扱われる。つまり、新自由主義下では、社会

³⁶⁴ Garapon (2010) *supra* note 361 at chapter 1, section 2, §4 (Ebook version).

³⁶⁵ *Id.* at chapter 1, section 2, §4 (Ebook version).

の全段階が「企業」の理念に影響を受ける。このように、少しずつ、「競争」や「計画」、「目的」が経済の領域以外にも適用されるようになり、いわば「社会の企業化」ともいえる状況が生み出された。その結果、いくつかの分野では、利益の最大化が至上命題として掲げられることとなり、限られた介入によって短期的な成果を挙げるのが高く評価されるようになった。

新自由主義的な「統治性」は、このようにして、人間活動を通じた「個人」の利益の追求を重視し、それを強調する。そして、公共の福祉や社会全体の存続を目的とした議論などの正当性、効率性や必要性を再評価する。他方で、新自由主義は、より「具体的」で「効率的」に社会を整理することを推進する。新自由主義の下では、個人の自由に基づいた社会の整理が行われる。フーコーの理論に基づけば、新自由主義とは「政治」の弱体化を必要とする「政治」であるといえることができる。

第4款 新自由主義化における法律の位置づけ

フーコーはフランスにおける新自由主義の仕組みを、「振る舞いを導くこと」といった表現を用いて説明した。新自由主義の仕組みは、法律の伝統的な在り方を混乱させるが、必ずしも実定法を深く修正している訳ではない。つまり、新自由主義は法律の枠内ではいくつかの変化を引き起こすものの、既存の法律を根本から大幅に変えることはない。そのため、これを直接的に検討することは、特に法学者にとっては難しい。

新自由主義の下では、法律の枠内において、市場と同様に、個人が自分自身の方向を定め、自分自身の目的を追求することが重視される。とすれば、市場が「競争」を規制のキーワードとするのと同様に、法律においても同様の要素が存在すると推測できる。社会の仕組みにおいて、「法律」はその中心的位置に置かれているため、「法律」の新自由主義化は、やむを得ない現象である。法律の新自由主義化を反映して、裁判は総合的な「意思」を設定せずに、当事者間の対立する「意思」とそれらの所論のみを審判するものにな

りつつある³⁶⁶。

「法律」が競争の「規制」の役割を果たすようになると、「起業家」である個人は、国家による法的介入を「競争のルール」を設定するものと見なすようになる。つまり、新自由主義的な「統治性」において、国家は「個人」の行動を導きながら、その競争力を高める。喩えるなら、新自由主義的な社会において、「経済」は、人間、つまり「起業家」と見なされる「個人」が参加する「ゲーム」であり、「法律」はゲームのルールとなる。そこでは国家は「経済的なゲーム」のルールを提供する存在となる。このように、新自由主義の下では、個人はゲームの積極的な参加者となる一方、国家の役割は極めて限定的なものとなる。

「新自由主義的起業家」は、実は、曖昧な概念である。新自由主義の仕組みの圧力のため、スケール次第で、個人や法人がここでの「起業家」となることもあれば、「国家」自体が起業家ともなり得ることもあるからである。しかし、いずれの場合にも共通しているのは、これらの「起業家」が、自分自身の目的を「安全に」達成するために、ルールを「必要」としているということである。つまり、「起業家」は、自身を含む「起業家」の活動を定めるルールを定めるよう国家に要請する。のみならず、「起業家」は、「起業家としての国家」の活動、つまり国家的介入を定めるルールを定めることをも「国家」に求めている³⁶⁷。このことは、競争による「効率」を高めるという理念に直接的に関連している。つまり、そこでは、国家による介入は「起業家」間で行われる「競争」を阻害するものと見なされるため、「起業家」はそのような不当な事態が生じないよう国家に求めるのである。このことは、国家自体が起業家であるということが、暗黙裡に前提とされており、それによってこのようなルールが正当化されている可能性があることを示唆している。

法律は、このようにして、「自由」に対して「安全」を与える。しかしながら、ここでいう「新自由主義的安全」は、伝統的な「安全」と異なる。なぜなら、ここでの「安全」は「起業する自由」、換言すれば、起業という形でリスクをとる自由と強く関連しているからである。ここでの「安全」は、その

³⁶⁶ Id. chapter 1, section 2, §3 (Ebook version).

³⁶⁷ Id. chapter 1, section 2, §4 (Ebook version)

ようなリスクを取る行動を、「合理的」なものとするものでなければならない。「個人」を「起業家」とすることが新自由主義の本質的要素であるとするれば、新自由主義的「統治性」における「法律」は、国家の介入が「安全に」起業する自由を侵害することを予防する機能を、内在的に有しているはずである。したがって、「安全」は、新自由主義下において、「自由」にとられた「リスク」に採算性を与えるものでなければならない。この意味で、ここでの「安全」は伝統的なものとは異なる。これにより、従来対立の関係で結びつけられていた「自由」と「安全」は、新自由主義下では、相互依存関係に結びつけられる傾向がある。

このような仕組みが「政治」の伝統的な理解を大きく変える。市場経済は、個人の「自由」を拡大させながら、その監視などによる安全を必要とする。そして、新自由主義的な制度において、国家による「直接的制限」が強化されるということは、国家が有する「間接的影響力」、いわばそのイデオロギー的影響力の強化³⁶⁸を意味する。

フーコーによる新自由主義的「統治性」をめぐる検討では、伝統的なルールとしての「法律」が問題とされる。ここでいう「伝統的な法律」は、「上から適用」されるルールであり、「振る舞いを導くこと」(*conduite des conduites*)といった概念に当てはまりにくい。上からの「直接的な命令」よりも、新自由主義下では、むしろ横からの「間接的な指導」が優先される。そのため、新自由主義下では、「法律」の変化は、徹底的な改革よりも、連続的に行われる「細かな」改正といった形で現れるという特徴がある。そして、法律の連続的で細かい変化は、環境の在り方に影響を与え、横からの「間接的な指導」にもつながる。その目的は、罰などによって個人を規範化させることではなく、起業家とされたこれらの個人を新自由主義的な環境へと適応させることである。これらの適応は、変化していく環境に対する反応であり、これらの反応が環境と相互に作用する³⁶⁹。つまり、「経済的ゲーム」に積極的に参加する「起業家」と「経済的ゲームのルール」との間で対話がなされる

³⁶⁸ Christian Laval (2018), *Foucault, Bourdieu et la question néolibérale*, La découverte, Paris, p. 43.

³⁶⁹ Garapon (2010) *supra* note 361 section 2, §13 (Ebook version).

ことになる。このようにして、「振る舞いを導くこと」(conduite des conduites)に必要とされている「横からの指導」は、「上からの命令」が持たなかった「柔軟性」を与えている。

指令を出したり、パターンリズムの観点から個人の代わりに意思決定を行ったり、あるいは「事実」を探求し「正義」を実現していた「国家」は、新自由主義の影響を受け、少しずつその役割を変化させた。「理想的な新自由主義的社会」では、国家は対話する当事者を「監視」し、彼らの「起業家」としての行動の「合法性」のみを判断する。例えば、新自由主義化している司法において、裁判官の役割は、主には手続の合法性を検討することになり、実体法に関わる問題の設定は、必然的に、当事者達に任せられる。それに加えて、「伝統的な法律」において理想として追求されてきた「普遍性」は、新自由主義においては「競争」に中心的な地位が与えられることにより、その位置づけが変化させられることになる。伝統的な制度、つまり皆が平等であり、その価値を維持することが求められる制度では、「競争」を行う余地はなかった。しかし、「競争」に中心的な位置づけが与えられている新自由主義下の社会では、国家は様々な選択を「起業家」に与えることが必要不可欠となる。言い換えれば、新自由主義的社会では、「法律」は必然的に不平等を生み出す。それが、新自由主義下における法律と、普遍性を持つべきとされていた伝統的な法律の非互換性をもたらしている³⁷⁰。

第2節 少年司法制度の新自由主義化の仮説について

フランスにおいては、新自由主義化がいくつかの目立つ現象を引き起こしている。現代化に伴うすべての変化が直接的に新自由主義の影響によるものであるとは言えないものの、このイデオロギーがこれらの変化の多くにある程度の影響を与えていることは、一つの仮説として少なくとも1990年代から多くの専門家によって指摘されてきた。経済の分野において、これらの考え方は単なる仮説を超え、ひとつの理論として発展してきたが、政治や社会

³⁷⁰ Id. at chapter 1section 2, §14 (Ebook version)

に関する分野では、現在でも新自由主義の影響に関する仮説について激しい議論が見られる。

前節第4款で説明したように、法律の新自由主義化を分析することは大きな困難を伴う。法律の新自由主義化は、個人の環境の新自由主義化によるものであると同時に、その環境のさらなる新自由主義化をもたらすからである。例えば、公法の領域においては、新自由主義の影響を分析することは、比較的、容易である。しかしながら、刑事法の領域では、その変化が、イデオロギー的な分析が困難である様々な要因によってもたらされていることを否定しがたい。特に、その困難さをもたらしているのは、新自由主義による「横からの指導」である。例えば、分析視角によっては、「厳罰化」が国家の介入の強化を反映する現象として見なされることもあり得る。他方で、ポピュリズムや保守主義に関連する動きを、新自由主義の「個人に任せる」といった理念に対立するものとして分析することも可能である。しかしながら、フーコーが説明したように、「振る舞いを導くこと」は個人の行動、個人の環境、そして個人との関係に強い影響を与えている。そのため、場合により、ポピュリズム又は保守主義が共依存関係によって新自由主義と結びついているとみることも可能である。また、違う観点からすれば、社会防衛は「起業家」の自由に起業する権利を確保することにもなるから、国家によって提供される高度な安全が新自由主義から必要とされているとも解釈できる。

先に検討したように、犯罪行為をめぐる国家的対応を定めるルールである刑事法は、時代とともに近代化してきた。本稿では特に少年司法の誕生や定着について着目しているが、全体的な司法制度の近代化にとっても、犯罪学の発展と国の福祉国家化は重要な要素であった。そのため、司法制度におけるイデオロギーのシフトを対象とする分析を行う場合、福祉国家と新自由主義をめぐる検討を行うことが伝統的なアプローチの一つとなっている。本稿の第1章、第2章と第3章において検討した通り、少年司法制度の「福祉的な側面」は、その理念に強く結びついている「パターナリズム」によって、より顕著なものとなっている。さらに、成人を対象とする（刑事）司法に対しても、福祉国家化はその制度の在り方に強い影響を与えた。したがって、「親の代わりに」介入をすることが許されている国家による対応の変化の検

討は、イデオロギー的な分析を行う上で、重要な観点である。

第1款 問題の所在

本稿が参考にしている主要な先行研究の一つは、2000年代に公刊されたフランスの社会学者フランシス・バヨールによるものである。彼は、フランスの法学者イヴ・カルテュイベルなどと協力し、フランスにおける「少年司法制度の新自由化」をめぐる研究を繰り返し行った。これら研究者の主張は、次の点を出発点としている。すなわち、「少年司法制度を始め、司法制度における手続は、何よりも、社会の変化によるものである」³⁷¹。この主張が示すように、少年司法制度は、その誕生から、環境などに影響を受けて発展してきたのであり、その変化は社会政策の動向に強く関連していると言わざるを得ない。イヴ・カルテュイベルなどはこのような考え方に基づいて、新自由主義が社会政策に対して影響を与えているのであれば、少年司法制度に対するその影響も分析する必要があると主張している。

本稿の前半では、少年司法のウェルフェア・モデルの発展について検討を行なった。そこでは、少年司法制度は19世紀末に誕生し、近代化と工業化が生み出した「現代的連帯主義」の理念に影響を受けて発展してきたことを確認した。少年司法のウェルフェア・モデルは、国の福祉国家化における「リスク」や「事故」という新しい考慮を踏まえて発展した点に特徴を持っており、これらの「リスク」には犯罪をすることも含まれている。つまり、国の福祉国家化と共に発展してきた少年司法のウェルフェア・モデルは、「理想的な社会的正義」を実現することを究極の目的とするようになり、「栄光の30年間」には、最高到達点ともいえる状況を生み出した。そして、ウェルフェア・モデルに基づく少年司法制度では、非行に及んだ少年は、「非行少年」と「社会的弱者」といった二つの観念の間で捉えられていた。さらに、「少年係裁判官」を象徴とするウェルフェア・モデルに基づく少年司法は、親の代わ

³⁷¹ Yves Cartuyvels (2017), *La justice des mineurs en transition : quelques réflexions*, in Nadia Beddiar, *70 ans de justice pénale des mineurs*, 179-192 L'Harmattan, p. 179.

りに、少年を再教育することを第一の目的としていた。

しかしながら、著しい経済成長を遂げた「栄光の30年間」が終焉した1980年代になると、少年司法だけではなく、福祉的社会政策の多くが徐々に批判の対象となった。少年司法については、20世紀を通して発展してきた少年達へのパターンリズムに基づく国家的介入の法的位置づけが指摘されるようになった。そこでは、措置の多くが不定期であることや、少年の成長が介入の在り方に影響を与えていること、外部の専門家達や少年係裁判官に広範な裁量を与えられていることが特に批判された。広義の「危険にさらされる子ども」への保護の保障などという目的を果たすために、いくつかの場合に、20世紀の少年司法は「刑事法」の伝統的な枠を超えて発展してきた。しかし、これらの目的を果たす過程で「被害者感情」がそれほど考慮されていないことや、16歳以上18歳未満の非行少年を対象とした保護的介入の失敗によって、当時の少年司法のパターンリズムと福祉的アプローチの正当性に疑問が呈されるようになった。

少年司法に対するこれらの批判は、福祉国家の社会政策に対する総合的な批判を背景としている。政治において、福祉国家の運営は、「栄光の30年間」の間にほとんどコンセンサスを得ていたにもかかわらず、その目的や、理念、手段が批判されるようになった。イヴ・カルテュイベルによれば、少年司法の危機につながるこれらの批判は、次の四つの要素に強く関連している³⁷²。

第一は、新自由主義が強化された結果、連帯主義に基づく「富の再分配」が問題とされたことである。このような連帯的制度に必要とされる「手続の重さ」の他に、「富の再分配」は社会の「不動性」³⁷³を引き起こすものとして批判されてきた。その制度は「個人」、すなわち「起業家」の積極的な参加を阻害しているとされている。すでに述べたように、新自由主義は「競争」や「個人責任化」を高く評価するため、「利益」が行動の評価に直接的に結びつけられている。その結果、「利益」に対するその新しい「評価」が人と人のつながりの在り方を大きく変えていく傾向がある。つまり、伝統的には、社会

³⁷² Id. at p. 182.

³⁷³ 新自由主義の観点からすれば、「富の再分配」はすべての個人による努力の必要性を低下させるため、社会の不動性を引き起こすとされる。

的コンフリクトなどについて、「モラル」や「規範」の維持が重視されていたが、新自由主義的社会では、「利益」の最適化が優先される。そこでは、「階級闘争」の問題が軽視され、「『被害者』の競争」が重視されるようになる。つまり、従来、脱工業化社会における資本主義の仕組みの犠牲を受けた社会的弱者はこれらの仕組みを敵とみなしていたものの、新自由主義化していく社会において、社会的弱者は、別の社会的弱者を「敵」と見なしていく。その結果、これらの社会的弱者は「競争」によって国家的支援を得たり、被害者として認められたりするために争わなければならない。

第二に、福祉国家の剛性が問題とされる。経済的成長のエンジンを競争とする新自由主義的社会では、柔軟性と規制緩和が必要不可欠とされる。ハイエクによれば、「『交流』や『個人の取り込み』に被害を与えないようにするため、規制は最低限度になされるべきである」³⁷⁴とされる。規制に対するこの新しい見解は、個人と法律の関係を大きく変化させている。つまり、新自由主義の理念において、「規制」は「利益」より軽視される。その結果、「利益のポテンシャル」によって規制の回避やその利用が判断されるようになるため、規制の正当性が低くなっていく。その結果、全員を対象とする普遍的な意義を有していた「理想の規制」はその本質を失っていくことになる。要するに、新自由主義に基づく社会においては、法律を含むあらゆる規制が、利益の最大化を実現するための道具となる訳である。

第三に、社会政策の新自由主義化に伴う「管理主義」の導入（強化）である。これにより、社会政策の領域において、これまで使用されていなかった用語が出現するようになった。すなわち、「クライアント」、「サービス」、「効率」、「リアルタイム」、「インプット」や「アウトプット」などといった用語である。これらは「管理」から「管理主義」へのシフトを象徴している。つまり、新自由主義に基づく社会では、効率的な管理は特定された計画を果たすことを目的とするために行われるものではなく、むしろその管理自体が自己目的化する。このように、新自由主義に基づく社会では、絶対的な規制とされている「管理」が究極的な目的より重視される。その結果、新自由主義

³⁷⁴ Edwin Griggs (1991), Hayek on freedom and the welfare state, in *Politics 1991* n°11(1), 37-42, p.37.

化された社会では、管理と目的という二つの概念の優先順位が逆転する。

第四に、新自由主義に必要とされている「自己責任化」である。「自己責任化」が進む裏では、必然的に、集団をめぐるダイナミズムが軽視される。このことは非行の仕組みを対象とした分析にも影響を与えている。つまり、新自由主義に基づく社会では、非行の背景にある社会・経済的な事情が考慮されなくなってしまう傾向があり、これは特に政治において顕著に見られる。当事者の観点からの分析を優先させるアプローチは、このようにして、新自由主義の影響により、後退する。自己責任を重視する新自由主義の観点からすれば、行為を理解することは、行為者に対して許しを与えることと同様のことと解釈される。その結果、新自由主義に基づく社会では、犯罪学の発展により広く受け入れられてきた非行についての現代的で人道主義的な見解が支持を失い、時代が逆戻りしたかのような古典的な見解が支持を得るといふ現象が見られる。

第2款 分析視角とイデオロギー的指標の設定

フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルは、ヨーロッパの15カ国における少年司法を対象とした研究³⁷⁵を通して、新自由主義の影響が強化されていることを示す指標を明らかにした。すなわち、①「帰責対象の逆転」、②「社会防衛の重視」、③「特定されたグループのターゲティング」、④「社会内教育に伴うリスクの重視」、⑤「被害者の『再登場』」、⑥「ダイバーションの弱体化」、⑦「(より)効果的な監督的アプローチの定着」、そして⑧「手続の管理主義化」である³⁷⁶。ここでは、フランスの少年司法制度に対する新自由主義の影響に関する分析を進める前提として、これら八つの指標を概観する。

(1) 帰責対象の逆転

帰責対象の逆転の現象は、社会構造の被害を受けた「危険にさらされる子

³⁷⁵ Bailleau and Cartuyvels (2007) supra note 3.

³⁷⁶ Id. at p. 13.

ども」の観念を否定し子どもに責任を問うことを意味する。イヴ・カルテュイベルからすれば、「帰責対象の逆転」は、政治とマスメディアに見られる、子どもを「自分の行動を理解し、その責任をとれる存在」として見なす傾向に関係している。その「新しい子ども」は自らの責任で非行をしたとされるため、彼らは社会的・経済的結果に対する「償い」を自ら行わなければならない。この指標は、新自由主義の柱の一つである「自己責任化」に直接的に関連している。社会的決定論を否定する新自由主義では、社会の構成員は全員、同様の「可能性」を有しているとされ、その結果、社会的不平等の存在が認められなくなり、伝統的な「社会的弱者」の観念が後退していく。したがって、社会的に被害を受けている個人であっても、「合理的」で、強い自由意思を持つ「失敗した起業家」となる。このように、セルフコントロールを重視する新自由主義的な社会は、それまで社会を帰責対象としてきたあらゆる現象が、個人に直接的に関連づけられて把握される。すなわち、福祉化は、帰責対象を、個人から社会全体へとシフトさせたものの、反対に、新自由主義は、様々な事象について、個人を主な帰責対象とする。「帰責対象の逆転」という表現は、まさにこの揺り戻しの現象を表している。

さらに、少年司法の枠内では、帰責対象の逆転はこれまで発展してきた教育的介入の意味を大きく変えた。すなわち、新自由主義化した社会における教育的介入の主な目的は、教育などによって「被害を受けた危険にさらされる当事者少年」の支援を行うことではなく、強制的手段によって、その犯罪性を除去し、これによって他者へのリスクを減少させることである³⁷⁷。

(2) 社会防衛の重視

新自由主義化した社会では、社会防衛が重視されるという特徴があると分析されている。特に、この特徴は、少年非行、外国人犯罪、薬物使用者の犯罪や性犯罪などに関連している。この現象の背景には、新自由主義化に伴う社会的リスクの再解釈による「恐怖の転移」が存在している³⁷⁸。すなわち、

³⁷⁷ Id. at p. 14.

³⁷⁸ Id. at p. 14.

新自由主義化した社会では、リスクが高いと判断されたグループのコントロール又はその中和を行う際、社会的リスクは、社会の通常的な在り方の反映ではなく、個人の危険性に強く関連付けて理解される。このような理解は、デュルケームが主張した社会的事実としての犯罪やそのリスクの見解を否定するアプローチの強化を正当化する。その結果、新自由主義化に伴う個人化や競争の重視によってもたらされた「不安」が、より、「犯罪傾向のイメージが強い社会的グループ」に集中する。

このように見ると、政界においてしばしば見られる社会防衛の重視をめぐるポピュリスティックな発言の増加と同様に、少年司法制度において社会防衛及び一般予防を重視する改正を進める動向は新自由主義の影響を受けていると考えることができる。

(3) 特定されたグループのターゲティング

この指標はメディアのセンセーショナリズムに強く関係している。また、社会防衛の重視と同様に、「特定されたグループのターゲティング」は新自由主義化に伴う「恐怖の転移」と関連する。

危険性が高いとされる特定のグループは、実際には、そこで予防されるべき「危険」に無意識に関連づけられたグループであるという傾向がある。したがって、危険性の高いグループは、一定程度以上細かく特定されず、「ある地域の少年達」、「ある社会的背景の少年達」、「ある国籍又はアイデンティティを有する少年達」といったグループを対象として、厳罰化が進められる。つまり、特定の行為を行う危険性についての徹底的な分析が行われていないにもかかわらず、その危険性に応じた改正がなされることになる。そして、人々の目を引く非行は、ターゲティングの対象とされやすい一方で、「中間的な非行」は軽視され、非行少年の大多数は改正による対応の対象外となってしまっている。

第4章でみたように、体感治安悪化とペナルポピュリズムの拡大を背景として、郊外に住む移民系の若者が非行少年像と強く結びつけられてきた。第6章から分析を行う厳罰化改正は、危険性の高いグループとされるこれらの

若者を間接的に対象とした改正点が少なくない。実は、これらのグループと新自由主義の拡大は三つのレベルで関係している。社会的危機が定着する前から社会的孤立や地理的分離の被害を受けていたこれらの若者は、新自由主義政策により引き起こされた福祉国家の衰退を受け、社会的に弱体化した。また、新自由主義に重用されるリスク管理の観点から危険性の高いグループとして見なされ、ターゲティングされるようになる。そして、法に触れた場合は、厳罰化改正によりその福祉的機能が弱体化した手続の対象となる。

(4) 社会内教育的措置におけるリスクの配慮の拡大

ターゲティングされた少年を対象とするこの現象は、1990年代以降のフランスの少年司法制度に見られる傾向を反映している。これまで見てきたように、非行少年は様々な措置の対象とされうる。これらの措置の中で、社会内での再教育を強調する措置があるが、対照的に、身体拘束を意味する措置も存在する。ここでいう「社会内の教育的措置におけるリスクの配慮の拡大」は、法的対応の間に起こりうる再犯のリスクに焦点を当てて身体拘束を意味する措置を優先させる傾向を指す。

フランシス・バヨールとイヴ・カルテュイベルによれば、ターゲティングされた少年に対して保安処分の側面が強い措置を優先させることにより、この現象は新自由主義との関係を強く持つ。

(5) 被害者の「再登場」

新自由主義は、連帯主義と対立し、個人化を進める。そして、このことは、間接的に、少年司法の手続における「被害者の再登場」の一つの理由として指摘されている。

「被害者の再登場」は、福祉的アプローチの発展とともに形成されてきた少年審判のバランス、つまり少年と司法の間に築かれた関係を、次のような形で崩す危険性を有している。すなわち、被害者が少年手続に再登場することで、被害者の心理的・物理的・経済的被害への「償い」が重視されること

になり、その結果、「社会的価値の維持」や「少年の立ち直り」といった、司法の伝統的な目的とされてきた価値の優先度が、必然的に下がることになる。この現象は少年司法の目的の個人化として分析され、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルをはじめとして、多くの専門家によって懸念が示されている。加えて、被害者の再登場は、少年と司法との間の関係だけでなく、少年係裁判官と検察官との関係にも変化をもたらしている。このように、被害者の再登場は、手続における各アクターのバランスに変化を加えるものである点でも批判されている。

(6) ダイバージョンの見直し

フランスの少年司法の発展において、少年への法的対応は、様々なアプローチで出現してきた。子ども観の近代化とともに、その法的対応の在り方は、福祉国家化を背景として、伝統的な法的枠組を少しずつ越えるようになった。その中で、非行に対する司法的介入の必要性の絶対性といった考えが後退したことに伴って、ダイバージョンのアプローチが定着した。

しかしながら、1990年代における社会的変化やそれに関する「社会的恐怖」は、「法律や司法官の役割」をめぐる議論を拡大させた。この現象は、メディアの近代化、政界におけるポピュリズムの強化や、ジェネレーションギャップがもたらす社会的要素に強く関係している。子どもの自己責任化に関連し「非行少年」に向けられる「規律の強化」が³⁷⁹、一般市民にとって、重要とされる。これらの少年に対する規律の強化を果たさなければならないものとされるのは裁判官又は検察官である。つまり、新自由主義化した少年司法制度では、少年に規範の意義を理解させることを目的とした対応が求められ、それは裁判官と検察官によって、罰を以て行われることが正当化される。その結果、新自由主義化した少年司法制度においては、裁判官に与えられる「規範の提供」という役割に逆行するダイバージョンは、後退していく可能性がある。また、少年係裁判官を関与させることが必要とされない場合(特に比較

³⁷⁹ 特にターゲティングされている少年の場合にそうである。

的軽微な非行の場合)、ダイバージョンをを行うよりも、検察官は、その管轄権が拡大し、少年に対して直接処分を科すようになる傾向がある。

(7) (より) 効果的な監督的アプローチの定着

この指標は、新自由主義において重視されている「リスク」と「コントロール」といったキーワードに直接関係している。これまで述べたように、新自由主義のイデオロギーは非行に対する見解を大きく変えた。その結果、新しく示された見解に沿った、非行に対する新しい接し方を構築する必要があった。そこで新たに採用された「戦略」が、「予防」の重視であった。しかしながら、その際、従来少年司法制度の中心的な地位に置かれていた教育の提供や犯罪の発生に直接的につながりうる「社会的被害」の除去は、ここでの「予防」の目的ではなくなった。

新自由主義化した社会においては、司法を通じて、次の二つのアプローチが優先される。そのうちの一つは、すでに述べたように、危険性のある者の自己責任化であり、これは自己責任化された個人に対する制裁の賦課を帰結する。そして、もう一つは、監視に基づくコントロールの強化であり、これは「リスク管理」の理念に関係する。ここでの「クライム・コントロール」は、犯罪そのものの除去よりも、その「コントロール」自体を目的としている。つまり、「起業家」たる個人が有する活動の自由に対して、非行が生じさせた被害を管理することが、この戦略の主な目的となる。言い換えれば、新自由主義化した社会における「クライム・コントロール」の最終目的は、犯罪を「妥当な程度」に予防し、その悪影響を制限することと設定される。実際、新自由主義化した社会では「目的」、「手段」そして「効率」の三者間の関係が重視されている。このことを踏まえれば、そのようなアプローチは司法の管理主義化にも関係していると考えられる。

フランスの少年司法では、この動きは特に「危険性の高いグループ」を対象とした「監視」の正当化をもたらした。そして、これによって、司法対応が「反応的アプローチ」から、「積極的アプローチ」へとシフトした。

もっとも、非行少年に対するウェルフェア的な見解が求める司法制度の枠

外における教育の提供や要保護性の検討なども「積極的介入」と解釈することができる。しかし、これは直接的に犯罪のコントロールを目的としていない点で、新自由主義化した少年司法による対応と大きく異なる。反対から言えば、「クライム・コントロール」の枠内における、犯罪発生前の段階におけるこのような「積極的介入」が、犯罪による悪影響を最小限化することを目的とするものである場合、そこに新自由主義化との関係があると考えられることも可能である。

(8) 手続の管理主義化

この指標は、少年司法における手続やそれに関する議論において用いられるようになった新しい用語に関係している。フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルによれば、従来、経済学の領域において用いられてきた新しい用語が司法又は少年司法に導入されていることは、新自由主義の強化に伴う「管理主義化」が拡大していることを意味する。それは、「インプット」、「アウトプット」、「クライアント」、「効率」、「コストパフォーマンス（コスパ）」、「柔軟性」や「収益性」などといった用語である。これらの用語は、遅くとも 1990 年代後半から少年司法をめぐる議論に出現してきたとされている。したがって、時期的にみても、これらの用語の使用の増減は、少年司法の新自由主義化を検討する際の指標として利用可能だと考えることができる。

第3款 法的介入の全体的動向における新自由主義化を示す現象

ここでは、上述した八つの指標に基づいて、フランスにおける少年司法の動向に対する新自由主義の影響を対象とした分析を行う。その際、次の四つの現象を素材とする。すなわち、①「少年司法の様々なアクター間におけるコミュニケーション方法の再構築」、②「法的介入の短期化(新しい時間性)」³⁸⁰、③「法的対応の地方分権化」、そして④「管理主義化に伴う民営化や効率の重

³⁸⁰ 英語の「Temporality」に当たる。

視など」である。これら四つの現象はフランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルによって、少年司法制度の新自由主義化を示すものとして掲げられたものであり、フーコーの新自由主義的「統治性」における「横からの指導」という仕組みに基づいている。つまり、これらの現象は「水平的なガバナンス」³⁸¹の強化を反映している。

(1) 少年司法の様々なアクター間におけるコミュニケーション方法の再構築

ここでいう「コミュニケーション方法の再構築」とは、新自由主義によって支えられている「理想的なコミュニケーション」の出現とその制度化を意味する。新自由主義下では、少年司法の直接的アクターと外部からの参加者は、次のような同一の目的を持っているとされる。すなわち、社会の「健全な操作」、「クライアント」の満足又は被害者になり得る「起業家」の保護という目的である。このように、少年司法に関わる全てのアクターが同一の目的を持っている場合、そこでは、コンセンサスに基づく新しいコミュニケーション方法の定着が可能又は必要となる。つまり、少年司法に関わるアクターの裁量が縮小していくと同時に、これらのアクター同士の関係性の透明化が要求される。その結果、新自由主義化した少年司法制度の下では、例えば、少年係裁判官の守秘義務などの観念の再解釈が進められる傾向にある。また、これらのアクターの中に現れる新しい「協力関係」は「社会政策の犯罪化」(criminalization of social policies)³⁸²の現象を拡大させる。つまり、伝統的にそれぞれが抱えている理念が必ずしも重なり合わない様々な「アクター」が、新自由主義の下で協力関係を築いていくと、「社会政策」が「刑事政策」に飲み込まれる危険性が引き起こされうる。

(2) 法的介入の短期化

³⁸¹ Bailleau and Cartuyvels (2007) supra note 3 at p. 16.

³⁸² John. J. Rodger (2008), The criminalisation of social policy, in *Criminal Justice Matters*, 2008, 18-19, p. 18.

新自由主義は、「コストパフォーマンス」の価値と強く関係して、近い将来のタイムスケールを重視する。その結果、少年司法における新自由主義化は法的介入の時間性の変化を引き起こしている。

ウェルフェア・モデルの場合、保護の意義が長期で考えられていたことにより、法的介入は比較的長いスパンを見据えて行われた。そこでの介入の目的は、少年の将来に直接関わっていた。しかしながら、「クライム・コントロール」や「リスク管理」を重視するアプローチの下での法的対応は、必然的に、その時間性が短期化する。新自由主義的なアプローチにおいて、「将来」より「現在」が重視される結果、「即時的なコントロール」や「即時制裁」が目立つようになる。言い換えれば、新自由主義の下において、介入とその在り方は、少年のライフパスやその将来などよりも、ある時点で測られたリスクによって正当化されるようになる。その結果、その新自由主義的アプローチの影響を受けた介入は、早期に言い渡され、短いスパンで実施、短期間で「わかりやすい」効果を示すものでなければならなくなる。さらに、この現象は「効果的な監督的アプローチの定着」という指標と直接関係している。つまり、「クライム・コントロール」におけるリスク管理に伴う積極的介入も、必然的に法的対応を短期化する。そして、この時間性の再定義は、「リスクの予想」と「危険性の早期発見による予防」³⁸³の理念と強く重なる³⁸⁴。

(3) 法的対応の地方分権化

フランスにおいて法的対応の地方分権化は、少年司法のみならず、広義の刑事政策において、1980年代から論点とされてきた³⁸⁵。しかしながら、少年司法におけるこの現象が見られるようになったのは、比較的最近のことである。

³⁸³ 英語でいう「prevention through early detection」に当たる。

³⁸⁴ Bailleau and Cartuyvels (2007) supra note 3 at p. 16.

³⁸⁵ Sophie Body-Gendrot and Dominique Duprez (2001), Les politiques de sécurité et de prévention dans les années 1990 en France. Les villes en France et la sécurité, in *Déviante et Société*, vol. 25, no. 4, 377-402, p.389.

非行少年を対象とした手続や措置の地方分権化は、非行が発生した地域やコミュニティを、ある意味で、主な帰責対象にすることとなる。つまり、この傾向は、ある地域が抱えている問題（ここでは少年非行の問題）は、その地域自体の問題とする理解を強める。また、地域の重視を意味するこの現象は、リスクが高いと判断された少年達をその地域に「封じ込める」機能を有している。つまり、非行問題を地域の問題として把握することで、リスク管理の観点から、リスクが高いと判断された少年達の追跡を容易にし、他のコミュニティにおけるリスクの増加を予防することができるようになる。しかしながら、このようなアプローチは、非行の背景の一つである「社会的排除」を拡大させていると批判できる。

第3節 小括

少年司法の枠外では、新自由主義の影響力は2000年代に入る前から検討されていた。しかしながら、少年司法において深く定着したその福祉的側面が新自由主義の影響を避ける機能として働いてきた。1990年代末に入るまで、新自由主義政策は様々な分野で行われてきたものの、1912年法の成立前から発展してきた少年司法のウェルフェア・モデルは明確な厳罰化改正の対象とされなかった。しかし、本稿の第6章と第7章で説明するように、2000年代に入ってから、フランス少年司法は前例のない厳罰化改正の対象となった。フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルによれば、これらの改正における新自由主義の影響は確実であり、上述した指標により検討可能である。

前章において紹介した体感治安悪化は第2次シラク政権とサルコジ政権をはじめとして、政治家のオポチュニズムを治安問題に集中させ、フランスにおけるペナルポピュリズムの拡大を引き起こした。社会的な余裕が失われていることを背景に、危険性の高いグループと見なされやすい若者のグループは治安悪化の象徴とされ、リスク管理政策の対象となった。他方、新自由主義の核心部分にある自己責任化やコストパフォーマンス改善の要素は、厳罰化改正を通じて、少しずつ福祉的側面と入れ替わっている。

この動きから、フランスにおける少年司法の動向に関する新自由主義化を

検証する指標を二つの種類に分けることができると考えられる。それは新自由主義の核心部分に直接的に関連する指標と、新自由主義の周辺的な側面に関連する指標である。

本章で見てきたように、新自由主義の中心にあるのは、個人化、個人責任化、競争と効率化である。そのため、自己責任の強調を意味する「帰責対象の逆転」は新自由主義の核心部分を最も反映する指標であると言える。「法的対応の地方分権化」も、治安問題が目立っており、ターゲティングされたグループが住んでいる地域に責任をもたらす側面がある。効率化は、「手続の管理主義化」、「法的介入の短期化」及び「法的対応の地方分権化」を通して図られる。少年司法のサービス化につながりうる「被害者の『再登場』」も、少年手続の目的変更に基づく効率化という概念に関連すると考えられる。競争の重視は、様々な要素に結びつくと思われるが、当事者である被害者と少年の間にある対立関係を強化させる「被害者の『再登場』」は重要な指標である。

他方、上記の指標の他に、より周辺的な領域にある「リスク管理」に関わる要素もある。新自由主義下ではリスクの概念は、一般的に、自己責任で参加した経済的なゲームに負けるというリスクを反映している。しかしながら、自由に経済的活動を行う個人の「安全」に関わるものでもある。つまり、新自由主義の目的である経済の効率化を果たすには、個人とその活動に安全を与えることが必要とされる。そのため、新自由主義の下では、治安維持に関わる国の役割の弱体化が絶対的なものではなく、リスク管理が重視される政策に、新自由主義の影響があると考えられる。その点も、ペナルポピュリズムと新自由主義を結びつけているといえる。リスク管理に関わり、新自由主義の影響の指標とされるのは、「社会防衛の重視」、「危険性の高い集団と見なされたグループのターゲティング」、「社会内教育に伴うリスクの重視」、「ダイバージョンの見直し」、及び「(より)効果的な監督的アプローチの定着」である。

本稿の第6章と第7章では、2000年代から行われた少年司法の厳罰化改正に着目して、それにおける新自由主義の影響を検討する。そのため、近年のフランスの社会的・政治的背景を明らかにして、新自由主義及びペナルポピュリズムの拡大とその共存関係を分析する。

第6章 2000年代における少年司法の厳罰化

日本と同様に、フランスにおいて、2000年代は少年司法制度の厳罰化が一つの象徴となる10年間であった。この時期はいくつかの大きな変化があることが特徴であり、それらの多くは子どもに対する社会の捉え方を変えたと考えられる。

政治的な観点では、この時代を象徴するのは、恐らく、ニコラス・サルコジの政治的な台頭であろう。彼は、第2次シラク政権において、内務大臣として2回入閣し(2002年5月－2004年3月及び2005年6月－2007年3月)、そして2007年から2012年まで第23代大統領に就任した。サルコジによる社会に対する保守主義的な信念は若者だけでなく、郊外や移民全般に対する議論を拡大させ、少年司法制度に直接的な影響を及ぼした。

ここでは、フランスの右傾化が背景であると考えられる第2次シラク政権、そしてサルコジ政権の間に見られた少年司法制度の変化を検討する。社会的、及び政治的背景を踏まえた上で、少年司法の厳罰化の本格化を意味する2000年代の特徴を明らかにする。

第1節 第2次シラク政権下における少年司法改革

第2次シラク政権に先立つ2002年大統領選挙をはじめとして、2000年代のフランスにおける政治的背景がそれまでにない点を多く示していると考えられる。第一回投票の際に投票の20%以上を集めた候補者がいなかったことも、極右政党の代表者が決選投票に進んだことも、フランス第5共和政の歴史上はじめてのことであった。フランスに見られた右翼と左翼の伝統的な対立の終わりを意味するこの選挙の流れは大きな転換であり、1990年代に拡大し始めた保守主義がより一層定着したように思われる。第2次シラク政権の社会的・政治的背景を明らかにした上で、同時代に行われた少年司法の改正を検討する。

第1款 社会的・政治的背景

(1) 2002年大統領選挙

2002年のフランス大統領選挙は、第五共和政の8回目の大統領選挙であり、投票は2002年4月21日(第一回投票)と5月5日(決選投票)に行われた。この選挙は、当時社会党に所属していた首相のリオネル・ジョスパンと、共和国連合に所属していたジャック・シラク大統領に基づく5年間のコアビタシオン政府³⁸⁶の後に行われた。当時の世論調査によれば両者も人気度が高く、決選投票に進むと予測されていた³⁸⁷。

社会主義に基づくリオネル・ジョスパンの綱領とジャック・シラクの保守主義的なアプローチが、治安問題をはじめとして、いくつかの点をめぐり対立していたにもかかわらず、特に欧州連合について、両者の見解の間に見られる共通点が少なくなかった。元内務大臣のジャン・ピエール・シュヴェーヌマン又は極右政党国民戦線のリーダーであったジャン＝マリー・ルペンがリオネル・ジョスパンとジャック・シラクの次に多くの投票を集めると予測されていた。しかしながら、第一回投票は予想外の結果となり、ジャック・シラクが最も多い投票を集めたが(19.88%)、2位になったのはリオネル・ジョスパン(16.18%)ではなく、ジャン＝マリー・ルペン(16.86%)であった³⁸⁸。伝統的な政治コンセンサスの破壊を意味した2002年大統領選挙の第一回投票の結果は、「戦略投票」(vote utile)³⁸⁹の概念をフランスに導入させ、極右の勝ちをさけるために、政党やマスメディアの大多数が直接的に又は間接的にジャック・シラクの支持を勧告した。その結果、左翼の大規模な支持などのおかげでジャック・シラクは決選投票の際に82.21%の投票を集め、それがフランスの普通選挙の歴史における最も圧倒的な勝利となった³⁹⁰。

³⁸⁶ コアビタシオンとは、フランス第5共和政において、所属勢力の異なる大統領と首相が共存する状態を指す。

³⁸⁷ Jean-Pierre Esquenazi (2003), Lionel Jospin et la campagne de 2002M : Erreur de communication ou erreur politique ? in *Vingtième Siècle. Revue d'histoire*, 2003/4 n80, Presses de Sciences Po, p. 101-112, p.101.

³⁸⁸ Nonna Mayer (2002), Les hauts et les bas du vote Le pen, in *Revue française de science politique* 2002/5 Vol. 52, Presses de Sciences Po, p.505-520, p.506.

³⁸⁹ 第一回投票と決選投票の間に目立っていたスローガンの一つは「ファシストより、詐欺師に投票しましょう！」(Votez escroc, pas facho !)であった。

³⁹⁰ Nonna Mayer (2002) supra note 443 at p. 505.

イデオロギー的な面では、この選挙はフランスの政治歴史における大きな変化をもたらしたと考えられる。第一回投票の夜、リオネル・ジョスパンは政治からの撤退を発表し、その直後、首相の辞任を表明した。極右の影響力の拡大を象徴するこの選挙はフランスの右傾化を明らかにし、ポピュリズムの拡大を引き起こしたように思われる。

(2) 治安問題とナショナリズムを背景とした右傾化の本格化

2002年選挙はフランスの右傾化を明らかにした。その右傾化の原因としてはいくつかの点があるように思われる。栄光の30年間で終了した70年代末から、ポピュリズムや新自由主義などが定着していくにつれて、郊外に住む人達又は移民系の人達を対象としたスティグマ化を通じて、治安問題が政治的なテーマとしてより着目されるようになった。つまり、この現象は2000年代の前から目立っていたといえる。しかしながら、2002年選挙の流れが示しているように、2000年代は現代フランスにおける前歴のない極右の影響力の拡大を意味している。ここでは、このような、急激な右傾化を理由付けると考えられる要素を検討する。

1970年代から政治的な主張やマスメディアにより、治安、移民又は郊外と犯罪者という言葉同士が結びつけられるようになった。それに加え、2000年代前半の重要な背景である国際テロリズムや国内事件などもこれらの言葉をより強く結びつけ合わせた。このことが選挙の結果、そしてそれに伴った刑事法の厳罰化に強く関係していると考えられる。

2001年9月、アメリカにおいて起こった同時多発テロ事件や炭疽菌事件はフランスにも大きな影響を与え、国民の不安感を高め、イスラム教徒に対する恐怖を拡大させたと考えられる。フランスにいるイスラム教徒の大多数は戦後から来た移民とその子ども達である。フランスの植民地時代との関係が強い、イスラム教徒をはじめとした移民は、2000年代に入って、改めて激しい批判を受けるようになった。再び、治安問題と移民、又は郊外とイスラム教徒がマスメディアの報道や政治家による発言の対象となった。ここでいう移民は直接的に未成年という年齢層に関係していないにもかかわらず、そ

の間接的な関係は非常に強いと考えられる。アメリカなどで起こる、イスラム教徒によるテロ事件の報道は、フランス国内の犯罪事件などの報道と重なるにつれて、北アフリカ系やサブサハラアフリカ系の若者が治安悪化又は、社会的混乱の原因となっているというイメージを持たれるようになった。

国際テロ事件の他に、国内事件が議論の的となり、北アフリカ系の若者のスティグマ化、又は新たなナショナリズムを推進したと考えられる。同時多発テロ事件の一カ月後に、パリで行われ、北アフリカ系の観客が多く来ていたフランス対アルジェリアのサッカー試合の際、試合前のフランス国歌斉唱で、激しいブーイングがわき起こった。そして、アルジェリアが劣勢に立たされていた後半の途中に、数人のアルジェリア系の若者がピッチに入り込み、試合が中止された。国家そのものを象徴する国歌がブーイングされたことがポピュリスティックな発言の対象となり、移民の若者に対する一般市民の不満が高まった³⁹¹。

2002年フランス大統領選の結果には、このような要素が反映していると考えられる。2002年大統領選挙に引き続くニコラ・サルコジの政治的台頭もこれらの要素との関係が強い。移民の若者の社会的位置付けに強く関係する「国家的アイデンティティ」(identité nationale)や治安問題は第2次シラク政権とサルコジ政権の重要な議論の一つとなっており、フランスの右傾化の理解に関わる大事な点であると考えられる。

(3) 第2次シラク政権の主な課題

第2次シラク政権の間に、内閣改造が4回行われ、首相が2回変わった。2002年から2005年までは、首相が国民運動連合所属者のジャン＝ピエール・ラファランであり、2005年から2007年までは、同じく国民運動連合所属者であるドミニク・ド・ビルパンが首相であった。2002年から、ジャック・シラクが所属していた共和国連合が右翼の他の政党と合併し、コアビタシオ

³⁹¹ Quémeneur Tramor (2015), Racisme et terrorisme. Points de repères et données historiques après l'attentat contre *Charlie Hebdo*, in *Raison présente*, vol. 194, no. 2, p. 87-94, p.88.

ン政府が特徴であった第1次シラク政権と違って、第2次シラク政権は多数派政府に特徴づけられ、選挙の間に目立った議論に基づいて改正を積極的に行った。

2005年まで続いたジャン＝ピエール・ラファラン内閣においては、ジャック・シラクの選挙活動の綱領に含まれていた改正が積極的に進められた。一方「個人所得税」(impôt sur le revenu)の引下げや年金制度の改正が自由主義もしくは新自由主義に関係している。他方、治安維持をめぐる政策は、ニコラ・サルコジの定着を反映し、厳罰化を意味する改正が繰り返され、保守主義の拡大につながったと考えられる。

国際政治について、最初、シラク大統領はアメリカに対して、対立的な立場をとり、アメリカ同時多発テロ事件に伴ったイラク戦争に反対した。その結果、「アメリカにおけるフレンチ・バッシング」(ressentiment antifrçais aux États-Unis)が広がり、両国の経済的な関係が悪化し、経済的成長率への悪影響が懸念された³⁹²。2003年から、このような懸念、又はフランス国内に広がったイスラム教徒に対する恐怖とそれに関係する政治的な発言の増加はフランスとアメリカの関係の改善につながった。

このようにして、2002年から2005年までのフランス政府は二つの主な点に特徴づけられたと考えられる。社会福祉の弱体化を意味する経済政策の変更が行われると同時に、厳罰化志向の改正につながった特定のグループを対象とした保守的な発言が増加した。郊外に住む若者又は移民系の若者に対する厳しい批判が含まれたニコラ・サルコジの主張はこれらの発言の象徴であると考えられる。

2005年の始まりには、「欧州憲法」(Traité établissant une constitution pour l'Europe)の成立をめぐる5月29日の国民投票が行われ、政府がその成立を目指し、この憲法を高く評価する発言を繰り返し、国民の支持を求めた。しかしながら、政府に支持されたこの憲法案は国民に受け入れられておらず(賛成45.32%、反対54.56%)、政府に対する不満が高まった結果、首相を交代

³⁹² Jeffrey Mehlman (2009), Antifrçais, l'Américain ?, in *Médium*, vol. 19, no. 2, Association Médium, p. 3-20, p.11.

させる内閣改造が行われた。ドミニク・ド・ビルパンが首相になり、ニコラ・サルコジが再び内務大臣となった上で閣外大臣³⁹³として活動することになった。この内閣改造後、後期の第2次シラク政権はシラク大統領の支持率の低下につながり、ニコラ・サルコジのさらな台頭を引き起こしたいくつかの点の特徴であると考えられる。

シラク大統領の健康状態が悪化したことに加えて、「クリアストリーム事件」(Affaire Clearstream)³⁹⁴といった不祥事が報道され、本人そしてドミニク・ド・ビルパンに対する不満が高まった。他方、「初期雇用契約」(contrat première embauche)³⁹⁵のような、新自由主義の色に染まった政策は若者などによるデモや政治運動を引き起こした³⁹⁶。また、その第2次シラク政権は「2005年郊外暴動事件」(Émeutes de 2005 dans les banlieues françaises)に特徴づけられた。約3カ月にわたる「非常事態宣言」(état d'urgence)の宣言と複数の地域における「夜間外出禁止」(couvre feu)の宣言を引き起こしたこれらの暴動は一般市民による郊外に対する恐怖を拡大させ、ニコラ・サルコジの政治的な立場を強めたと考えられる。

(4) 2005年郊外暴動事件

2015年10月27日、パリ郊外のクリシー＝ス＝ボワ市で、サッカーの試合から帰っていたブーナ・トラオレ(15歳)、ジエッド・ベナ(17歳)とムヒティン・アルテウン(17歳)の3人の若者が、盗難を犯したと疑われ、警察に追いかけられた。少年達は警察から逃げるために変電所に入り、感電により二人が死亡し(ブーナ・トラオレとジエッド・ベナ)、一人は重傷を負った(ムヒ

³⁹³ 閣外大臣は、大臣の重要性を示す政治的身分である。実際には、閣外大臣という身分は政党や内閣政策におけるその影響力の高さに基づき与えられる。

³⁹⁴ クリアストリーム事件は、収賄用の匿名口座を持つフランス政治家のリストとされる文書が2001年に発覚した事件である。

³⁹⁵ 初期雇用契約とは、フランスにおいて2006年に立法化された若者を対象とした雇用形態である。26歳未満の若者の雇用にあたり2年間の試用期間を設け、この期間中は雇用者側に理由を問わず解雇することを認める雇用形態である。

³⁹⁶ Sébastien Michon (2008), *Les étudiants et le contrat première embauche*, in *Agora débats/jeunesses*, vol. 49, no. 3, p. 64-76, p.65.

ティン・アルテウン)³⁹⁷。

これらの3人の少年が盗難事件にかかわっていた根拠が不十分であったことが問題とされ、二人の死は警察の暴力事件によると近所の者に思われた。また、ブーナ、ジエッドとムヒティンが警察に追跡されたのは単に見た目を理由とする可能性が強かったことは同じ郊外に住んでいる若者の不満を高めた。夜中に何十人もの若者が消防署、警察庁、そしていくつかの公共施設を狙い、23台の車が放火された。この事件とそれに伴った暴動に対する政治家の発言は若者の怒りをさらに拡大させ、次の夜に暴動はクリシー＝ス＝ボワから広がり、モンフェルメイユ市に到達した。10月30日、若者と対立していた警察に使われた催涙弾がクリシー＝ス＝ボワのモスクに入った結果、暴動がさらに激しくなり、11月初旬にパリ郊外の4県にまで暴動が広がり、毎晩何百台もの車が燃やされた。11月6～7日の夜に暴動がピークに達し、274の町に事件が発生した。リール市、リヨン市、トゥールーズ市、マルセイユ市をはじめとして、すべての主要都市の郊外にまで暴動が広がった。最大11700人の警察官とジャンダルムが動員され、11月6日の夜に実弾の発射事件がグリニー市で起きた。その結果、翌日の7日に、政府はいくつかの地域に「夜間外出禁止」を宣言したが、効果的ではなかったため11月9日に緊急事態が宣言された³⁹⁸。

10日には、ラ・クールヌーヴ市(セーヌ＝サン＝ドニ県)で、3人の若者に対する「警察の暴力事件」に関与した8人の警察官が停職処分を受けたにもかかわらず、動きが弱まらず、12日にリヨンの中心部にまで暴動が起きた。11月15日に、政府は緊急事態を3カ月延長することを決定したが、ブーナとジエッドが死亡した3週間後に暴動が弱まり、正常な状態に戻った。トータルで1万台以上の車が焼失し、300の建物が被害を受けた。2005年11月14日の時点で、597人の未成年者を含め、2,734人が逮捕された。11月30

³⁹⁷ Isabelle Garcin-Marrou (2007), Des « jeunes » et des « banlieues » dans la presse de l'automne 2005 : entre compréhension et relégation, in *Espaces et sociétés*, vol. 128-129, no. 1, p. 23-37, p.23.

³⁹⁸ Henri Rey (2011), Chapitre 12 / Jeunes émeutiers des cités l'âge d'une incertaine radicalité politique ? in *La politique au fil de l'âge*, Presses de Sciences Po, p. 267-280, p.278.

日、その数が 4,402 人と報告され、763 人は施設内処遇を受けた³⁹⁹。11 月十日に停職処分を受けた警察を対象とした裁判が終わり、これらの 8 人の警察のうちの二人は 1 年の執行猶予を受け、もう一人は半年の執行猶予を受けた。

ブーナとジエッドの死亡、そしてムヒティンの重傷について、盗難が認定されておらず、フランス刑法に規定される「危険な状態にある人を救う義務」に基づいて、事件に関わった警察官のうちの二人は 2007 年 2 月 8 日に起訴された。2015 年 3 月 16 日に裁判が始まり、2015 年 5 月 18 日に無罪判決が出て、裁判が終わった。この判決に対する政治家の発言も報道され、その中には、右翼と極右の者は改めて郊外に住む若者と移民系の若者に対する批判を繰り返し、警察官の無罪判決を高く評価するものもあった⁴⁰⁰。

これらの暴動は第 2 次シラク政権の 5 年間を特徴付ける背景を象徴していると考えられる。2005 年前半に、内務大臣として活動していたニコラ・サルコジはマスメディアを連れて、郊外への見学を連続的に行い、若者にステイグマ化を及ぼすような発言を繰り返した⁴⁰¹。これらの郊外に住む人々と移民系の人々に対して、2000 年代の始まりから急速に恐怖と批判が強まると同時に、警察による不適切な行為、そしてこれらの行為に対する法的対応の欠如が郊外に住んでいる人々の不満を高めたといえる。逮捕された若者の多くは、ブーナとジエッドの死亡を意識しながらも、自らが以前から経験してきた警察の不適切な対応、そして内務相の発言に対する怒りを暴動に参加した主たる理由として述べている⁴⁰²。

(5) ニコラ・サルコジの台頭

2002 年大統領選の結果は右傾化の強化を象徴した。治安問題、移民問題そ

³⁹⁹ Didier Lapeyronnie (2006), *Révolte primitive dans les banlieues françaises. Essai sur les émeutes de l'automne 2005*, in *Déviance et Société*, vol. vol. 30, no. 4, p. 431-448, p.431.

⁴⁰⁰ Kamel Boukir (2019), *Le politique au bout de la matraque. Fuir la police, obéir, résister : entre déviance et citoyenneté*, in *Politix*, vol. 125, no. 1, p. 135-159, p. 136.

⁴⁰¹ Henri Rey (2011) supra note 398 at p. 275.

⁴⁰² Dominique Duprez (2006), *Comprendre et rechercher les causes des émeutes urbaines de 2005. Une mise en perspective*, in *Déviance et Société*, vol. vol. 30, no. 4, p. 505-520, p.520.

して「国家的アイデンティティ」といった問題が社会議論の中心に置かれ、政治家による象徴的な対応の多くはこれらのテーマに関するものであった。社会党の失敗を意味した 2002 年大統領選挙は右傾化とそれに伴う政治家のオポチュニズムを拡大させ、ニコラ・サルコジをはじめとして、数人の政治家の台頭を引き起こした。

2002 年に至るまで、ニコラ・サルコジは最初、ヌイイ＝シュル＝セーヌの市長、国民議会の議員、「財務大臣」(Ministre du budget)、「政府報道官」(Porte parole du gouvernement)、さらには「共和国連合」の暫定大統領を務めた。2002 年の大統領選挙で、彼は、決選投票の際にジャン＝マリー・ルペンに対立したジャック・シラクを支持した。第 2 次シラク政権の当初、ニコラ・サルコジは首相として選ばれると思われたが、ジャック・シラクは結局ジャン＝ピエール・ラファランを任命した。

2002 年 5 月 7 日、ニコラ・サルコジは内務大臣に任命された。その際に、彼は交通安全を優先的事項の一つとして設定し、速度違反自動取締装置を増やした。また、「国内治安のための 2003 年法」(la Loi sur la sécurité intérieure de 2003)、そして第 2 ペルベン法⁴⁰³を通して、1998 年に設立され、当初は性犯罪者に限定されていた「フランス DNA データバンク」(Fichier national automatisé des empreintes génétiques)への登録対象を、犯罪の疑いのあるすべての人にまで拡大させた⁴⁰⁴。その他、ニコラ・サルコジは、2003 年から、米国に存在していた「下限刑」⁴⁰⁵(peines planchers)の原則を支持していた。

内務大臣に任命された直後、ニコラ・サルコジの人気度が激増し、世論調査による、彼の支持率は 43%(2002 年 5 月)から 59%(2003 年 5 月)に高まり、フランスで最も人気のある政治家になった。

上述したように、第 2 次シラク政権の第 3 回内閣改造(2004 年 3 月)をきっかけに、ニコラ・サルコジは「経済・財務大臣」(Ministre de l'Economie, des

⁴⁰³ 第 2 ペルベン法は「犯罪の進化に司法を適応させるための 2004 年 3 月 9 日の法律」(Loi du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité)を指す。

⁴⁰⁴ François-Bernard Huyghe (2008), Mémoires, in *ADN et enquêtes criminelles*, Presses Universitaires de France, p. 52-82, p. 71.

⁴⁰⁵ 下限刑は、法律で定められた刑期と裁判で言い渡される刑期との間にあるギャップを減らすことを目的としている。

Finances et de l'Industrie)になったが、2005年6月の第4回内閣改造を通じて、再び内務大臣に任務され、閣外大臣という身分を得た。このようにして、2004年から、ニコラ・サルコジは、権力を強化し、インパクトの強い政策や発言を繰り返し、当時の政治に強い影響を及ぼし、「社会防衛を危険にさらす」者をターゲティングし、改めて、郊外に住む若者達や不法滞在外国人に対する厳罰化を主張した。彼は「選ばれた移民」(immigration choisie)政策を象徴する「2006年移民法」(la Loi de 2006 relative à l'immigration et à l'intégration)を積極的に支持した。この法律は「不法滞在外国人の合法化」(régularisation des sans-papiers)や「家族統一政策」(mesures de regroupement familial)をより難しくすると同時に、経済的に優先されている分野で専門知識を有する外国人の移民を優先させるものであり、アフリカの「エリートの吸い上げ」(le pillage des élites)として批判されるものであった⁴⁰⁶。

2005年6月に、パリの郊外にあるラ・クールヌーヴ市の大型住宅グループの見学をした際に、ニコラ・サルコジは次のように発言をした。「明日から、ケルヒャーでここを掃除します。必要な人数も必要な時間もかけてキレイにしますから」⁴⁰⁷。また、2005年10月25日にアルジャントゥイユ市の大型住宅グループに行った時に、近隣住民に侮辱された結果、窓からそのシーンを見た人に向けて次のようなことを発言した。「あなたはもう飽きたでしょう？あなたはこれらの屑にうんざりしているでしょう？私達はあいつらを処分しますから」⁴⁰⁸。これらの大型住宅グループに住む若者のスティグマ化を強化させたこれらの発言はその2日後に始まった2005年郊外暴動事件と直接的に関係している。

2005年郊外暴動事件の間に、ニコラ・サルコジは「ゼロ・トレランス」を求め、これらの暴動で有罪判決を受けたすべての外国人の領土からの追放を命じた。暴動は3週間続き、引き起こされた重大な物的損害は一般市民に衝

⁴⁰⁶ Violaine Carrère (2007), Du pillage des cerveaux, in *Plein droit*, vol. 73, no. 2, 2007, p. 21-25, p.21.

⁴⁰⁷ Gérard Mauger (2010), Racaille, in *Lignes*, vol. 33, no. 3, p. 69-72, p.70. 「ケルヒャー」とは高圧洗浄機を意味している。

⁴⁰⁸ Sylvie Tissot (2008), La langue du FN et la « lepénisation des esprits » : éléments pour une grille d'analyse du racisme en France, in *Raison présente*, n°167, 3e trimestre 2008, p. 73-86, p.84.

撃を与えた。ニコラ・サルコジの介入は一般的に高く評価され、「権威のある政治家」のイメージを得た。暴動の終わりに、彼の支持率は 68%に高まった⁴⁰⁹。

第 2 款 司法のための指針と計画に関する 2002 年 9 月 9 日の法律

第 2 次シラク政権の間にできた、少年司法の厳罰化を引き起こした法律はいくつか存在している。本稿では、「司法のための指針と計画に関する 2002 年 9 月 9 日の法律」、「犯罪の進化に司法を適応させるための 2004 年 3 月 9 日の法律」(Loi du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité)⁴¹⁰、そして「犯罪の予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律」(Loi du 5 mars 2007 relative à la prévention de la délinquance)に焦点を当てて、論じることとする。2004 年 3 月 9 日の法律や 2007 年 3 月 5 日の法律と違い、「司法のための指針と計画に関する 2002 年 9 月 9 日の法律」は、2000 年代に起きた暴動やニコラ・サルコジの台頭というよりも、1990 年代と 2002 年大統領選挙を主な背景としている。この法律は 1990 年代を特徴づける議論、とりわけ 2002 年の大統領選挙と 2002 年 9 月に公表された元老院委員会の報告で重視された事項に強い影響を受けて、緊急に公布された。この法律は、フランスの少年司法制度の厳罰化における重要な転機となった。フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルによれば、それは、少年司法における新自由主義の側面を拡大させた⁴¹¹。

「司法のための指針と計画に関する 2002 年 9 月 9 日の法律」⁴¹²(以下、「2002 年法」)は司法制度の幅広い改正である。そこには、少年司法に関連する規定が多く含まれており、1945 年オルドナンスのいくつかの条項も改正

⁴⁰⁹ Enquête d'opinion publique de l'institut de sondage IPSOP (<https://www.ipsos.com/fr-fr/popularite-suite-aux-emeutes-dans-les-banlieues> (consulté le 15 décembre 2021))

⁴¹⁰ 2002 年法と同様に、この法律はドミニク・ペルベンが法務大臣であった期間に成立した。一般的に、第 2 ペルベン法(Loi Perben 2)と呼ばれる。

⁴¹¹ Bailleu and Cartuyvels (2007) supra note 3 at p. 108.

⁴¹² 第 1 ペルベン法(Loi perben 1)とも呼ばれる。ドミニク・ペルベンは当時(2002 年から 2005 年まで)法務大臣であった。

された。少年に関するその厳罰的な側面と夏期⁴¹³に緊急に公布されたという要素が野党などに強く批判されたものの、憲法評議会はその合憲性をみとめた⁴¹⁴。2002年法は主に次の二つの柱に基づいている。すなわち、「再犯の防止の開発」と「再犯者又は重大事件を行った少年への対応の強化」である。

(1) 再犯防止政策の開発について

2002年の法律の主要な点の一つとされた「再犯防止策の開発」は、「ゼロ・トレランス方針(Principe de tolérance zéro)の確立」と「親の責任化」(responsabilisation pénale des parents)、「出頭の迅速化」(comparution accélérée)、「10歳以上13歳未満の子どもを対象とした教育制裁の導入」という措置の設置を含んでいる⁴¹⁵。本稿の関心である少年司法の厳罰化改正における新自由主義の影響の程度について考察すると、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルにより設定された指標に関わる「自己責任化」、「リスク管理の重視」と「司法手続の短期化」が2002年法に明らかに現れている。

(ア) ゼロ・トレランス方針の確立

2002年法のこの側面は、基本的には起訴代替手続の実施方針の改革に基づいている。先にみたように、1990年代初頭に導入された起訴代替手続は、法的な介入の対象となる少年の数が増加した理由の一つとして、ロラン・ムキエリーによって特に指摘されている。2002年法により、すべての少年非行に対する法的対応を行えるよう、この措置の対象範囲が拡大した。

したがって、特に代替措置の強化を通じて、少年による非行に対するこの原則は、特定の地区(主に低家賃住宅街)における非行をコントロールするた

⁴¹³ フランスにおいて、夏期は休暇の時期であり、限定した議論しかなされないのが一般的である。2002年法の公布については、その成立を困難にし得る激しい議論を避けるために、この時期に行われたとの批判があった。

⁴¹⁴ Conseil constitutionnel, n°2002-461, 2002.
URL: <https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2002/2002461DC.htm>
(consulté le 15 décembre 2021)

⁴¹⁵ Pédrón (2016) supra note 190 at p. 126.

めに、徐々に使用されるようになった。少年裁判所に送致される事件数を制限し、2002 年法は、検察官の管轄権をより拡大し、処理費用を増加させることなくすべての比較的軽い非行に対応できるようにした。さらに、これらの措置に必要とされる時間の短さが少年司法制度の時間性の変化を意味する。具体的に、その重要性や原因に関係なく、少年のすべての非行の取り扱いを可能とする。これは厳格なコスト管理を通じて行われ、一般市民に見られる厳罰化の要求に応えることができるものであったと考えられる。

こうして、2002 年法において柱の一つとされるゼロ・トレランス方針の確立は、新自由主義と強い関係を有していると考えられる。すべての少年非行に対して法的対応を行うという 2002 年法の目的はターゲティングと監視の積極的アプローチを重視しており、新自由主義の周辺的な地位にあるリスク管理に結びつけられている。また、処理費用の増加を必要としない基礎代替措置として導入される措置は、コストパフォーマンスの観点からの効率化として評価できる。

(イ) 親の責任化

2002 年法の公布前にも、刑法（227 条の 17）には、子どもの教育において「正しく」自分の役割を果たさない親を罰することを可能にする規定があった。しかし、親の重大な失敗で非行の原因が生じたときにのみ、この規定は適用されておらず、実務上ほぼ適用はなかった。

刑法 227 条の 17 の適用を実務上拡大させるため、2002 年法は、子どもが非行事件に関わった親への刑罰の範囲を広げた。具体的には、その附則の中で、2002 年法は刑法第 22 条の 17 のより積極的な適用を勧告し、刑法第 22 条の 17 の改正を行った。2002 年法の公布前、それは次のように規定されていた。「未成年者である子どもの健康、安全、教育委と道徳を深刻に危険にさらす親は 2 年間の自由刑(実刑)と 3 万ユーロの罰金の対象とされる」。刑法第 22 条の 17 は 2002 年法により改正され、「深刻に」という表現が削除された。その結果、不登校の問題を抱えている子どもの親も規定の対象とされるようになった。このようにして、2002 年法は非行に関わる少年の親に対する

刑罰適用をより容易にし、明確に親を少年非行の主たる帰責対象にした。

刑法 227 条の 17 の改正に伴う、親に対する罰金や自由刑の拡大の他に、1945 年オールドナンスを改正することにより、2002 年法は親の責任化を別の観点で強化した。子どもが「閉鎖型教育施設」(centre éducatif fermé)に送致された親は、「家族支援手当」(allocations familiales)を受けている場合、その援助手当を受けられなくなるという措置が、23 条に規定された。

これらの二つの措置は、2000 年代における親を罰する動きに先鞭を付けた。2002 年法以降、威嚇手段を通じての親の責任化は、少年非行に関する刑事政策における重要なテーマとなった。

親をより強く帰責対象とすることになったこの動きに対しては、特にティエリ・ブランジェと社会学者のヒューズ・ラグランジュによって、いくつかの批判がなされた。実際、多くの場合、少年非行は親の教育のみを原因とすると理解することは無理があり、威嚇によってそれを改善するのも難しいと考えられる。さらに、これらの親が経済的又は社会的困難を抱えていることが多く、罰が少年の環境の改善につながるとは考えがたい。

また、後述するが、親の責任化は、少年非行の問題に対する国家の、少年の教育に対する義務と責任を弱体化していると考えられる。少年司法の新自由主義化による「国家の撤退」と「個人の責任化」という仮説において、この点は非常に重要であるように思われる。

(ウ) 出頭の迅速化

元老院委員会は、2002 年法以前の少年司法制度の主要な問題の一つとして、少年非行に対処する手続の遅さを指摘していた。1945 年オールドナンスの枠組みでは、特に、少年の人格又は環境を対象とした調査を行う裁判官の義務と、判決に先立つ段階での働きかけが持つ教育的側面に基づき、手続に時間がかかることが正当化される。しかし、少年非行をめぐる議論とそれがもたらした厳罰化要求により、この「手続にかかる時間」は、少年非行のいわゆる「不死身感」(sentiment d'invulnérabilité)の主な原因の一つとして批判された。これらの批判に基づいて、2002 年法は「急速出頭」(comparution

accélérée) の措置を導入した。この措置により、検察官は、累犯者である少年に処分をより早く課すために、より迅速に、少年裁判所に送致し、法的対応をとることが可能となった。

この措置は、比較的非行傾向が進んでいる少年の不死身感に対処することを目的として、再犯を予防するために導入されたと立法者により説明された。

上記のように、元老院委員会は、手続の長さについて批判を繰り返したものの、報告には急速出頭の確立に関する勧告を含めていなかった。しかし、2002年法において、少年非行に関する政治的・社会的文脈に対応し、立法者はこの措置を導入することを決定した。

少年司法制度におけるイデオロギーのシフトという仮説において、このような措置は、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルによって説明された新自由主義化の二つの指標に関係すると考えられる。第一には、少年に対する「法的対応の時間性」の問題である。判決に至るまでの手続の教育的な側面が少年司法の一つの理念を反映している限り、ここでいう迅速出頭は「法的対応の新しい時間性」の概念と小さからず関係していると理解できる。さらに、調査に認められた時間はなくなり、特に少年の家族や社会的問題の検討に与えられた優先性が低下したといえる。第二には、「子どもの責任化」(帰責対象の逆転)という指標である。要保護性の検討と効果的な法的介入の実施のためには、少年の人格とその環境を理解することの重要性は大きい。そのため、迅速出頭の対象とされる者が累犯者である場合、その措置は少年にとって特に不利益性が大きい。さらに、短期的な威嚇による再犯防止を目的としている点で、この措置は少年の責任化につながると言える。実際、手続にかかる時間を削減することは、少年が置かれた状況よりも非行事実に基づいた判決となりやすいため、対応がより厳しくなる可能性が高くなる。

(エ) 教育的制裁の導入

本稿の前半で述べたように、1945年オールドナンスには13歳未満の少年に対して教育的措置しか規定されていなかった。しかし、2002年の改正に先立つ議論とその中の「非行少年の若年化」の問題の重要性を考慮して（特に元

老院委員会の報告に含まれる勧告を通じて)、立法者は 10 歳以上 13 歳未満の少年に対する新しい措置を新設した。「教育的制裁」(mesures éducatives)と呼ばれるこれらの新しい措置は、教育を目的とする刑事的対応として説明された。立法者によると、これらの措置は教育的なものである一方、威嚇に基づく予防的な側面も有している。こうして、教育的制裁は中間的な性質を有する措置として導入された。

少年が教育的制裁に従わない場合、教育機関への送致処分が課されうることとされた。この措置は、少年裁判所、又は「少年重罪院」(Cour d'assise des mineurs)によってのみ、言い渡される。このことは、起訴代替処分と異なり、検察官がこれらの措置を言い渡すことができないことを意味する。

2002 年法の公布後、1945 年オールドナンスの第 13 条を改正した 2002 年法の第 13 条によって導入された教育的措置は、次の六つである(2002 年以降の改正によりその数が増やされた)。すなわち、①「少年が保有又は所有し、非行を行うために利用された、又はその非行により得た『物』の没収」、②「少年が住んでいる場所を除き、非行がなされた場所又は裁判所によって指定された場所への立入の禁止」、③「裁判所が指定した非行により被害を受けた者との面会又は連絡の禁止」、④「裁判所によって指定された共犯者の面会と連絡の禁止」、⑤「援助・賠償の措置」及び⑥「市民訓育研修への参加」である。これらの措置の成立は、2 種類の問題を引き起こす。

第一は、教育的制裁の導入の必要性・正当性に関して立法者によって述べられた理由に関連する。2002 年法が裁判官に 10 歳以上 13 歳未満の若者に対して、教育的措置ではない措置を課す権限を正当化するのは、非行少年の若年化である。1945 年オールドナンスでは、13 歳未満の少年に対する刑事責任無能力の原則が規定されていない。しかし、教育的制裁により、現在、これらの子どもは「刑事的な側面のある措置」の対象とされている。しかし、そもそも非行少年の若年化現象の存在は、裁判所のデータに基づいたロラン・ムキエリーの分析により、不確実性を明らかにした。これらの分析では、1990 年代の初めから 2000 年代までの間、比較的若い少年による非行の増加は目立っておらず、犯罪行為の明らかな増加を示す年齢層は 40 歳以上 60 歳未満の成人である。したがって、この措置は、元老院委員会によって導入が

示されたものの、その正当性は批判されている。

第二に、少年が教育的制裁の遵守事項を守らなかった場合に規定される措置の問題がある。この場合、裁判官によりその必要性があると思料されるときに、少年が教育機関に送致されることが規定された。ここでは、特に教育的制裁が再犯予防の目的を持つとされるのであるから、教育的機関送致は威嚇機能を有するものとされていることになる。しかしながら、1945年オルドナンスの枠内で、これらの施設への送致は、教育的措置であり、刑罰ではないと明確に規定されている。ここで、立法者は、教育的制裁を尊重することを少年に強制させ、その意味でこれらの施設が子どもに対して不利益性を持つことを否定してしないと理解できる。この点は、これらの施設の根本的な目的に関連しており、教育的アプローチに疑問を付することになるため、特に大きな問題性を持つと考えられる。この点でのフランスにおける2002年改正(2002年法)は、2007年の日本少年法改正と、ある程度、類似していると考えられる。この改正により、保護観察の遵守事項違反があった場合、少年を少年院又は児童相談所に送致することができるようになった。どちらの場合も、教育機関送致という教育的措置は威嚇の手段となり、これらの施設の目的を曖昧にしたように思われる。

フランスの少年司法制度の新自由主義化という仮説においては、教育的制裁の位置付けが重要であると考えられる。

まず、この措置は、特に比較的若い少年に対する法的対応の厳罰化の動きを反映している(教育的制裁は、2002年改正後に行われた別の改正により、13歳以上18歳未満の少年に適用されるようになったが、2002年法の枠内においては13歳未満の少年のみが対象とされていた)。

そして、1945年オルドナンスにより10歳以上13歳未満の子どもの刑事責任が認められたといっても、これらの子どもに対する刑事処分は存在していなかった。そうした状況にあったところ、教育的制裁は実際に少年を罰することを可能にした。それによって彼らの刑事責任が強調されもした。特にこの点で、この措置は特定の年齢層にある子ども(10歳以上13歳未満)の責任化を反映しているため、責任概念の変化を象徴していると考えられることができる。

また、教育的制裁の中には、⑤「援助・賠償の措置」がある。これは、行為に基づいており、場合によっては、被害者に対する修復的な側面のある措置である。この場合、行為における子どもの責任が制裁の在り方に直接的に影響する。この点は、教育的アプローチの「再解釈」の問題に直接関係している。これらのいわゆる「中間的措置」は、刑罰と教育的措置の境界をあいまいにしたと考えられる。また、被害者への「援助・賠償の措置」は被害者への配慮を意味すると考えられ、フランスの少年司法制度の新自由主義化の指標の一つとしても指定されている「被害者の再登場」に関係するという仮説を立てることができる。

(2) 再犯者又は重大事件を行った少年への対応の強化

2002年法の一つの柱である「再犯者又は重大事件を行った少年への対応の強化」は主に、次の二つの施設の設立に結実した。すなわち、「閉鎖型教育施設」(centre éducatif fermé)と「青少年矯正施設」(établissement pénitentiaire pour mineurs)である。

(ア) 閉鎖型教育施設

これまでみてきたように、2002年の大統領選挙をめぐる議論の中では、少年司法の「甘さ」が大きく指摘された。その際に、1970年代から不適正なものと指摘されてきた閉鎖施設での再教育を目的とする措置を再導入する必要性が主張された。第2次シラク政権の成立直後、2002年法を通じて、閉鎖型施設が設立された。このようにして、犯罪傾向が進んでいる少年の再教育を目的とする閉鎖型教育施設は1945年オルドナンスの22条の改正として規定された。

国又は民間団体によって管理されるこれらの施設は「保護観察付き執行猶予」(sursis avec mise à l'épreuve)と「司法監督」(contrôle judiciaire)を言い渡された少年を対象としている。教育の在り方は、①規律の厳しい環境における少年の拘束と②社会復帰に向けた教育の提供という2点に基づいてい

る。

①規律の厳しい環境における少年の拘束は 1990 年代に見られた少年司法の議論の在り方に強く結び付いている。2002 年法による 1945 年オールドナンスの改正前は、教育重点施設がすでに機能していたものの、開放施設であるこれらの施設の理念に基づく新たな収容施設の設立が求められていた。この文脈の下で考えられた閉鎖型教育施設では、教育重点施設と同様に、少人数の少年(8-12 人)が、6 カ月間、重点化された教育を受ける。しかしながら、少年と生育環境との分離を目的とし、少年の身体拘束が規定されない教育重点施設とは異なり、閉鎖型教育施設については、施設での規律違反が刑事施設での収容(少年が保護観察付き執行猶予の対象とされた場合)及び未決勾留(少年が司法監督の対象とされた場合)につながるように規定される。

②社会復帰に向けた教育は、すべての施設において、約 14 人の教育士により実施される。教育的アプローチをとり、規律を守ること、努力をすること、他人と適切に接することという目的を持ってその教育が行われるものとされる。閉鎖型教育施設での措置の開始時から、社会内教育機関との協力を通じ、教育士は少年と一緒に、措置の終了に向けて「社会復帰計画」(projet de réinsertion)を立てなければならないとされる。少年が閉鎖型教育施設での措置を受けている間に少年係裁判官宛てに提出されるレポートにおいては、その社会復帰計画が重視され、措置の終了後にされる決定(保護者への引き渡し、解放施設送致、閉鎖型教育施設での措置の更新など)の際にも大きく考慮される。

これらの施設は、少年司法における新自由主義の影響を示す「リスク管理の重視」、「子どもの自己責任化」という指標に関係づけることができる。1970 年代から閉鎖施設における教育処遇が不適切と判断されたものの、2000 年代から、その再導入が積極的に行われている。保安処分の側面が大きい閉鎖型教育施設は危険性があると判断された少年を隔離する機能を有している。また、施設での規律違反が刑事施設での収容及び未決勾留につながりうることは、教育処遇に対する子どもの自己責任化を重視化している。その観点から、閉鎖型教育施設の導入は少年司法の新自由主義化を示す要素として配慮されなければならないと考えられる。

(イ) 青少年矯正施設

従前、少年の特性に基づいて個別化された処遇を実施し、又は教育的アプローチの重視が困難であることを理由として、多くの少年係裁判官が「一般刑事施設少年区送致」(quartier pour mineurs en prison)の言い渡しを避け、教育的措置を優先させていた。少年司法の「甘さ」が大きく指摘されていた1990年代末の文脈の下で、そのことが問題とされ、少年係裁判官がより多くの刑事施設送致を行うような改革が考えられた。その結果、2002年法により、一般刑事施設において少年の収容を行っている「少年区」に代わる少年専門刑事施設を導入するという目的を持って、第2次シラク政権は、青少年矯正施設を設立した。もともと、この施設は、2002年法において設立が規定されたものの、その利用が初めてなされたのは2007年であった。これらの施設では、単独室で身体拘束がなされる。対象者は13歳以上18歳未満の少年とされ、一つの施設において60人までの少年の収容が可能である。

青少年矯正施設は、矯正局と青少年司法保護局の協力に基づく仕組みをとっている。一般刑事施設における少年区と同様に、青少年矯正施設の管理は矯正局により行われている。しかしながら、これらの新しい施設の一つの目的である教育的側面の重視を理由として、すべての少年が、青少年司法保護局に属する一人の教育士から指導を受けている。矯正局の刑務官と青少年司法保護局の教育士との協力体制に基づく青少年矯正施設で行われる収容は、これらの施設の目的である「刑の教育的側面の重視」を反映していると立法者によって説明されている。

(3) 検討

2002年の改正により規定された閉鎖型教育施設と青少年矯正施設は、少年を対象とする施設内処遇の歴史を大きく転換するものであると考えられる。

フランスの少年司法の福祉化により、1970年代に閉鎖施設内教育は一旦終焉を迎えていた。閉鎖型教育施設は、その復活を意味した。しかし、そこで

は、少年達の再教育よりも規律の厳しさと自由の制約が重視されている。また、規律違反が刑事施設での収容につながることは、閉鎖型教育施設が有している威嚇機能の表れであり、少年司法制度の新自由主義化に関わる子どもの責任化という考えと強く結び付いている。

青少年矯正施設については、刑事処分の拡大という目的が特に問題となる。成人との区別が困難であることなどの問題を考えれば、一般刑事施設の少年区を用いないようにすることが望ましいと考えられる。しかし、2007年に青少年矯正施設の利用が開始された後も、一般刑事施設の少年区は使われている。それは、比較的危険性が高いとされる少年は依然として一般刑事施設の少年区に収容されているからである。反面、その設立以降、青少年矯正施設送致の対象とされる少年の人数は増加しており、現在、これらの施設は過剰収容問題を抱えている。1945年オールドナンスの主たる理念の一つである「教育の優先性」を弱体化させている青少年矯正施設の設立は、立法者の政策のイデオロギーを反映していると考えられる。

2002年の改正を通じて、保安処分の性格が強い措置が優先され、社会防衛の観点からの立法が行われてもいる。そして、この改正に続いて、第2次シラク政権の間には少年司法制度を対象とした二つの重要な改正が、2004年(犯罪の進化に司法を適応させるための2004年3月9日の法律(Loi du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité))と2007年(犯罪の予防に関する2007年3月5日の法律(Loi du 5 mars 2007 relative à la prévention de la délinquance))に行われた。

第3款 犯罪の進化に司法を適応させるための2004年の法律

「司法のための指針と計画に関する2002年9月9日の法律」(2002年法)の制定から、約1年半後の2004年3月9日に、「犯罪の進化に司法を適応させるための2004年3月9日の法律」(以下、「2004年法」)が公布された。少年司法に厳密に関係する点は比較的少ないものの、成人を対象とした点の多くが本稿に触れる要素と間接的に関係しているため、2004年法の総合的な説明も行うこととする。少年司法の枠外では、この法律は「郊外に住む人達」、

そして「移民系の人達」へのターゲティングの強化を意味するため、成人に関わる規定の検討も重要であると考えられる。そのターゲティングこそが、「若者」のイメージに対する政治家及びメディアの主張を理解する上で必要不可欠である。ここでは、まず、成人を対象とする規定のいくつかを分析する。これらの規定のすべては 1945 年オールドナンスの改正を引き起こさなかったにもかかわらず、少年非行というテーマと厳密に関係している「郊外」と「移民」へのスティグマ化を反映していると考えられる。そして、少年事件に直接的に関連する点に焦点を当てて、新たな厳罰化への動きである 1945 年オールドナンスの改正点を分析する。

(1) 2004 年法の内容

第 2 ペルベン法として知られる、「犯罪の進化に司法を適応させるための 2004 年 3 月 9 日の法律」は、主に「組織犯罪」(crime organisé)と対決することを目的として導入された⁴¹⁶。2004 年法が「第 2 ペルベン法」と称されるのは、2002 年法と同様に、ジャン＝ピエール・ラファラン内閣の法務大臣であったドミニク・ペルベンに基づく。2004 年法は、刑事政策をめぐる権限と行動手段を大きく変えた。この改正は四つの主要な動きによって特徴付けられると考えられる。その動きとは、警察と検察官に与えられる権限の拡大、弁護士役割又は裁判官の管轄権の弱体化、当事者の権利と自由の保護の弱体化、そして被害者の利益への配慮の増大である。この 2004 年法の公表は幅広い批判を引き起こし、弁護士連合や裁判官の反応は非常に強かった⁴¹⁷。法案段階において、弁護士連合や裁判官に支持された野党は憲法院に提訴を行った。この提訴において示された問題点は、2 日間から 4 日間まで延長された「警察留置」(garde à vue)をめぐる規定である。

組織犯罪の定義に基づき、2004 年法が適用される事件は次のようなもので

⁴¹⁶ 犯罪の進化に司法を適応させるための 2004 年 3 月 9 日の法律(Loi du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité)

⁴¹⁷ Dominique Simonnot (2004), «Perben 2» braque juges et avocats, フランスの日刊紙リベラシオン、2004 年 1 月 20 日の記事。

https://www.liberation.fr/evenement/2004/01/20/perben-2-braque-juges-et-avocats_465920 (consulté le 15 décembre 2021)

ある。殺人事件、「拷問事件」(torture)、「野蛮行為事件」(actes de barbarie)、「薬物売買事件」(trafic de stupéfiants)、「誘拐事件」(enlèvement)及び「逮捕・監禁罪事件」(séquestration)、「人身売買」(traite des êtres humains)、「ポン引き事件」(proxénitisme)、「窃盗罪」(vol)、「強要罪」(extorsion)、「器物損壊罪」(destruction, dégradation ou détérioration d'un bien)、「通貨偽造」(fausse monnaie)、「テロ事件」(acte de terrorisme)、「武器売買」(trafic d'armes)、と「不法滞在外国人の入国と移動を支持する行為」(aide à l'entrée et à la circulation et aux séjours irréguliers d'un étranger)⁴¹⁸。しかしながら、2004年法には組織犯罪とは直接的な関係がないと思われる規定（道路交通法に関わる規定など）もが含まれているにもかかわらず、「ホワイトカラー犯罪」(crime en col blanc)に直接的に関係している「経済犯罪」(criminalité financière)などはこの法律の枠外に置くものとして判断された。この点は、2004年法の背景にあるターゲティングを反映していると考えられる。

これらの犯罪類型と組織犯罪の定義に基づきながら、2004年法は以下のよ
うな改正を行った。

まずは、警察は、所有者に知らせず、その理由を正当化することなく、当事者の車や家に監視デバイス（カメラ又はマイク）を設置できるようになった。さらに、「フランス省庁間身分秘匿捜査部」(Service interministériel d'assistance technique)によって実行される「身分秘匿捜査」(mission d'infiltration)を合法化した。このような規定を通じて得られた情報は起訴の際に重視されるようになった。これらの点は、プライバシー保護の問題を引き起こすとして指摘され、野党や弁護士連合の強い批判の対象となった⁴¹⁹。また、これまで暗黙裡の行動であった「情報提供者」(indicateur)の利用が制度化され、これらの情報提供者への現金による支払いが規定される。その他、組織犯罪の場合に、「捜索」(perquisition)は夜中に行われることが可能になった。そして、上に述べた犯罪類型に関わる事件の場合、「警察留

⁴¹⁸ Pierre Kramer (2005), La loi Perben II et les évolutions de la justice pénale, in *Études*, vol. tome 402, no. 2, p. 175-183, p. 177.

⁴¹⁹ Marc Milet (2009), Les professions juridiques contre la « loi Perben II ». Le tempo singulier des pratiques ordinaires de la mobilisation collective, in *Parlement[s]*, *Revue d'histoire politique*, vol. 11, no. 1, p. 53-66, p.61.

置」(garde à vue)は 48 時間から 96 時間までに延長可能となった⁴²⁰。

しかしながら、これらの改正点は郊外に住む人、そして移民系の人へのターゲットティングを意味するのは明らかではないと考えられる。実はそのターゲットティングは「組織犯罪」の定義に直接的に関係していると考えられる。上述したように、2004 年法は組織犯罪と対決する目的をもって、刑法の中に新しい枠内を生み出し、新しい刑事的対応を導入した。犯罪行為が「組織で行われたこと」は刑を重くする事情として規定され、刑法におけるこれらの新しい刑事的対応は数多くの事件に対する厳罰化を意味している。これらの新しい規定は、組織犯罪であると判断された事件に対して、取り調べの際に取りうる措置を拡大させ、量刑決定に大きな影響を与える。しかしながら、フランスでは組織犯罪の定義は曖昧であり、「欧州評議会」(Conseil de l'Europe)の勧告が配慮されていない。ヨーロッパのレベルでは、犯罪組織とは、「直接的又は間接的に金銭的又はその他の利益を得るために、しばらくの間存在し、一つ又は複数の(比較的に重い)犯罪をする目的で協調して行動する 3 人以上を含むグループ」として定義されている⁴²¹。しかしながら、フランスでは、ある犯罪行為が組織犯罪の枠組みに入る条件としては、グループの存在時間や利益を得る目的の有無などが配慮されない。また、「窃盗罪」を初めとして、比較的軽微な犯罪行為も組織犯罪として判断されうることは問題であると考えられる。実務上は数人による窃盗罪は組織犯罪として判断されることが多い。また、暴動などの際に多く起きる「器物損壊罪」も場合により組織犯罪として判断されることが少なくない。これらのような事件はまさに郊外の若者が関わるが多いため、2004 年法はターゲットティング的な機能を有すると考えられる。「不法滞在外国人の入国と移動を支持する行為」(aide à l'entrée et à la circulation et aux séjours irréguliers d'un étranger)が厳罰化の対象とされたのも、当時の社会的背景とそれをめぐる議論が引き起こした政治

⁴²⁰ この警察留置の延長は、場合によっては、16 歳以上 18 歳未満の少年にも適用可能である。

⁴²¹ Georges Moreas (2009), De la criminalité organisée aux violences en bande, フランス新聞「ル・モンド」、2009 年 6 月 25 日の記事。
<https://www.lemonde.fr/blog/moreas/2009/06/25/de-la-criminalite-organisee-aux-violences-en-bande/> (consulté le 15 décembre 2021)

家のポピュリズムの強化を反映していると考えられる。

最後に、2004年法を通じて、「有罪の事前申告制」(plaider coupable)⁴²²が導入された。これにより、検察官は、裁判を行わず、犯罪事実を認めた者に一つ又は複数の刑罰を直接的に提案することができるようになった。その者が事実又は提案された刑罰を争っている場合、検察官は裁判所に事件を送致することができる。有罪の事前申告制は、罰金又は5年以下の自由刑に当たる犯罪事件に適用される。しかしながら、「報道犯罪」(délit de presse)と「非故意殺」(homicide involontaire)は対象外とされ、当事者は成人でなければならない。立法者によると、この措置は、検察官による調査などが不要と判断された事件により効率的に対応するために導入された⁴²³。しかし、裁判官や弁護士からすれば、本措置は公平な裁判を受ける権利への侵害につながりうると批判された。

このように、2004年法には少年事件に関わる規定が少ない。それにもかかわらず、この法律は全般的な厳罰化と郊外へのターゲティングの強化を意味し、少年事件に強い影響を及ぼす。また、有罪の事前申告制の導入を通じて、2004年法は、本稿の検討対象であるテーマと直接的に関係する。それは、法的対応の迅速化や裁判官の管轄権の弱体化を意味する措置を広げ、司法の新自由主義化という仮説を支えると考えられる。

(2) 1945年オールドナンスの改正点

成人を対象とする規定の他に、2004年法は少年非行に対する新たな対応を規定している。13歳以上18歳未満の未成年者に対して、仮釈放の対象となった者の閉鎖型教育施設送致が可能にされ、新しい刑罰として「市民意識啓発研修」⁴²⁴(stage de citoyenneté)も導入された。また、16歳以上18歳未満の未成年に対しては、教育処分に「公益奉仕命令付き執行猶予」(sursis assorti

⁴²² 有責認知に基づく出頭(comparution sur reconnaissance préalable de culpabilité)とも呼ばれる。

⁴²³ Marc Millet (2009), supra note 419 at p. 54.

⁴²⁴ 2002年法によって導入された「市民訓育研修への参加」という教育的制裁とは違う措置である。

d'un travail d'intérêt général) を付することができるようになった。少年に対する処分の多様化を意味するこれらの措置はいくつかの問題を引き起こすと考えられる。まず、仮釈放の対象となった者の閉鎖型教育施設送致は、刑事施設内の措置の直後に行われる自由を制限する措置であり、その不利益性が大きい。刑事施設送致の代替措置である市民意識啓発研修は教育的制裁と同様な問題を抱えていると考えられる。刑罰として導入される市民意識啓発研修は、その不利益性の「低さ」を理由として、教育処分ではなく、刑罰がより言い渡しやすくなる。刑事施設送致の代替措置でもある公益奉仕命令付き執行猶予も同じような問題を引き起こす。施設内処遇としての教育処分や施設内処遇の代替措置としての刑罰は大きく性質を異にしているにもかかわらず、その政治的な意味は共通していると考えられる。少年犯罪に対する手厚い対応を象徴しながら、少年が対象となりうる教育処分の不利益性が高まると同時に、刑罰の言い渡しも行いやすくなっている。

これらの措置の他に、成人と未成年の間にある壁を弱体化させる調書制度の変化と警察留置の延長も規定された。

1945年オールドナンスが公布された際に、刑法に基づき、前科調書制度の原則を少年司法に組み込んだ。しかしながら、刑法に存在する前科調書制度をそのまま少年事件に当てはめるのではなく、1945年オールドナンスの理念に基づいて大きく緩和された。その緩和を理由付けるのは、「少年時代の失敗」(erreurs de jeunesse)が少年達の将来へ悪影響を与えてはいけないという考え方である⁴²⁵。このようにして、2004年法が成立する前は、少年時代の間に言い渡された処分は前科調書の第2と第3部⁴²⁶に記入されておらず、前科調書の第1部に記入されうる処分は18歳の時に、自動的に削除された。この理念は、1945年オールドナンスが特別法であることによって正当化され、「忘れられる権利」(le droit à l'oubli)という理念に直接的に関係している。しかし

⁴²⁵ Maryvonne Autesserre (2005), *Le casier judiciaire des mineurs modifié par les Lois Perben du 9 septembre 2002 et du 9 mars 2004*, in *Journal du droit des jeunes*, vol. 242, no. 2, p. 25-28, p. 25.

⁴²⁶ フランスにおいて、前科調書は3部からなる。第1部には、すべての有罪判決と法的決定が入力され、法務官だけが参照できる。第2部は、未成年の時に科された判決は記入されておらず、公共サービスに関わる仕事に就く場合などに参照されることが可能である。第3部は2年以上の自由刑につながった判決しか記入されておらず、当事者が参照できる。

ながら、2004年法の後、前科調書制度が改正され、その特別さが弱体化し、成人と少年の伝統的な法的違いがより小さくなった。その結果、裁判官は、少年の前科調書の第一部を通じて、非行歴のすべてを知ることが可能となった。すべての教育処分、2002年法により導入されたすべての教育的制裁へのアクセスが制度化された。その削除は、少年が教育処分、教育的制裁と刑罰を受けずに3年間を過ごす場合に限定される。つまり、成人年齢は前科調書の自動的削除を意味しなくなった。裁判官のみがアクセスできる前科調書の第1部に関わるこの改正点は、当事者の幅広い理解に基づくべき法的対応をより可能にするために、立法者によって理由付けられる。しかしながら、理論上は、その動きは少年司法の特別さの弱体化に当たり、1945年オールドナンスの理念への新たな攻撃になると考えられる。2004年法の全般的な内容、又はその政治的・社会的背景を踏まえて検討すると、少年の前科調書制度の変化は少年に対する厳罰化を意味している。また、この改正点は、少年時代において、法的対応の対象となった、成人年齢を過ぎた若者がより厳しい刑罰を言い渡される可能性を高くしている。

少年の前科調書制度の変化と同様に、成人と未成年の伝統的な法的扱いの違いを弱体化させる改正点として、警察留置の延長を挙げることができる。上記のように、組織犯罪の曖昧な定義に基づき、立法者は取り調べの際に行われる警察留置期間の延長を可能にした。多くの批判の対象となったこの改正点は成人だけでなく、場合により16歳以上18歳未満の未成年に対しても可能とされた。2004年法以前には、16歳以上18歳未満の少年を対象とする警察留置は原則として24時間に設定され、その延長は一回として可能であり、最長48時間として規定されていた。しかしながら、2004年法を通して、その期間は、成人と同様に、最長96時間になることが認められた。その延長の必要不可欠な条件は次のように規定される。まずは、その延長は組織犯罪に関わる事件のみを対象としなければならないとされている。また、少年に対する警察留置の延長は、「一人又は数人の成人が加害者又は共犯者として犯罪行為に参加した可能性を高めると考えられる一つ又は複数の要素の有

無」⁴²⁷に基づかなければならない。しかしながら、最終的に成人の参加が明らかにされなかったことは重視されない。つまり、フランスにおける組織犯罪の定義の曖昧さに加えて、その延長をめぐる決定の任意的な側面が問題であると考えられる。

第4款 児童保護の改正に関する法律と犯罪予防に関する法律

同日、未成年者の法的位置づけに強く関係している二つの法律が制定された。それは、「児童保護の改正に関する 2007 年 3 月 5 日の法律第 2007-293 号」(la loi n° 2007-293 du 5 mars 2007 réformant la protection de l'enfance) と、「犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律第 2007-297 号」(Loi n° 2007-297 du 5 mars 2007 relative à la prévention de la délinquance) である。これらの二つの法律は若者の問題に密接に関係しているが、子ども時代と家族に対して根本的に異なっている考え方にに基づき、少年司法の矛盾を拡大したと考えられる。児童保護の改正に関する 2007 年法は、何よりも「子どもとその家族を助け、少年がコミュニティで自分の居場所を見つけられるように考えられている。反面、犯罪予防に関する 2007 法は、すべての「反社会的な行為」をなくす方針に基づき、「問題を起こした、又は起こしうる」子どもや若者から社会を保護することを目的としている。当時連帯・保健大臣であった国民運動連合所属者のフィリップ・バスにより作成された児童保護の改正に関する 2007 年法は、比較的批判が少なく、コンセンサスを得た⁴²⁸。その反面、内務大臣のニコラ・サルコジが支持した犯罪予防に関する 2007 法は、社会防衛に重点をおき、数多くの専門家による批判に反して成立した。

(1) 児童保護の改正に関する 2007 年法

バス大臣の要請により、各県において、児童保護に関わる専門家との相談

⁴²⁷ Christophe Daadouch (2010), *Que reste-t-il du régime spécifique de la garde à vue des mineurs ?* in *Journal du droit des jeunes*, vol. 293, no. 3, p. 49-53, p.50.

⁴²⁸ Pédrón (2016) *supra* note 190 at p. 134.

を通して、児童保護の制度の改革に向けた話し合いが行われた。その目的は、子どもの保護の問題に対する県の対応をよりよく調整することであった。1958年オルドナンスに基づいているこの法律は、1960年代から2007年までの間に行われた法改正や「家族」の変化を巡り、児童保護の再構築を図っている。また、1990年において、フランスは児童の権利に関する条約を批准したことも、児童保護の改正に関する2007年法成立の背景にある。この法律は、出生前の期間と学校の環境に焦点を当てて児童保護と虐待予防に重点を置いている。学校保健などを通じて、校内で実行される検査の増加も規定されている。また、1990年代末から本格化した社会的サービスの地方分権化に基づき、地方の規模で児童保護とかかわる数多くのアクターの協力関係も本法の重要な要素である。県議会 (*conseil général*)、市長、裁判官、青少年司法保護局、国家教育及び「民間団体」 (*associations*) の管轄が明確化されるようになった。

この法律は、主には、メディアに大きく報道され、一般市民に大きな衝撃を与えた「ドランシー市事件」⁴²⁹ (*l'affaire de Drancy*) と「アンジェ市事件」⁴³⁰ (*affaire d'Angers*) の文脈の上にある。この法律には、三つの主な目的がある。第一の目的は予防機能の開発であり、第二の目的は通報機能と危険性評価機能の強化、そして、第三の目的は社会の変化に児童保護を適応させるための介入方法の多様化である⁴³¹。

一つ目の目的である予防機能の開発に関しては、家族の枠組みに重点が置かれ児童保護と教育における親の責任に着目する。これらの責任を果たすことが困難である親のために支援が制度化される。二つ目の目的である通報機能と危険性評価機能の強化は、関係するさまざまな分野（学校、民間団体、司法官、ソーシャルワーカーや医師など）を繋げ、検査の機会を増やすことを意味している。第三の目的である、児童保護を社会の進化に適応させるための介入方法の多様化は、家族の形態の進化を考慮に入れた、困難に直面し

⁴²⁹ 栄養失調で非常に不衛生な状態で生活している5人の子ども(14カ月から7歳まで)が発見された事件を指す。2006年に報道された。

⁴³⁰ アンジェ市事件は、2006年にメディアで取り上げられたフランスの刑事事件である。1999年から2001年まで、66人(男性と女性)が45人の子ども(6カ月から12歳)を性的に虐待した事件である。

⁴³¹ Pédron (2016) *supra* note 190 at p. 135.

ている家族への支援の提供である。

これら三つの目的を達成するために、児童保護を改正する 2007 年法は以下の柱に基づいていた。まず、危険性の予防と発見における県議会の介入の優位性を確立している。この柱の目的は、危険性を反映する要素を同じ機関に集中させることにより、危険な状況を証明する様々な手がかりを繋げることである。これは状況と危険性のより包括的な分析を可能にするための動きであり、県議会は情報の集まる場所として機能するようにされた。県議会への情報の集まりと同じ考え方にに基づき、児童保護を改正する 2007 年法は「子どもをフォローする責任者」(le référent chargé du suivi de l'enfant)を導入した。この改正点は、子どもの進路を考慮に入れる際に大きく存在している矛盾の改善を目的としている。この新しい「責任者」は、子どもの抱えている状況をリアルタイムで、全体的に理解する必要がある、長期にわたってその監視する責任を負わされた。

この改正の柱の一つとして、危険にさらされている子ども達に対する対応における少年裁判所と青少年司法保護局の位置付けの再検討がある。この法律を巡る議論が行われた際に、バス大臣は、社会的な支援が適切な対応であるにもかかわらず、事件が少年裁判所に送致されることが非常に多いという事実を主張した。そして反対に、社会的支援が不可能になったときに裁判所が通報を受けていないことも多いと指摘された⁴³²。その結果、裁判所と青少年司法保護局の管轄権を明確にするために、県議会による介入がもはや不可能になったときに限って裁判所と青少年司法保護局が事件を引き継ぐことが決定された⁴³³。

最後に、危険性の評価と予防に関して、児童保護を改正する 2007 年法は「守秘義務」(secret professionnel)を再定義すること、子どもと関わる専門家の注目を引くこと、危険にさらされている子どもへ介入方法を多様化することと危険性の早期発見を可能にすることを中心に構成されている。したが

⁴³² Journal du droit des jeunes (2005), Philippe Bas lance le débat sur le dispositif de protection de l'enfance, in *Journal du droit des jeunes*, vol. 250, no. 10, p. 9-13, p.11.

⁴³³ Pédron (2016) supra note 190 at p. 138.

って、この法律は、さまざまな関係者間のより良い連絡、そして危険性のより良い理解と評価を目的として、「共有された守秘義務」(secret professionnel partagé)を規定している⁴³⁴。一方、専門家の意識を高めるには、より厳密な分析に向けた動きが必要とされた。危険性の理解と評価の改善のために、すべての関係者のコミュニケーションと協力をより容易にする共有された方法論や評価基準が導入された。介入方法の多様化は、問題として指摘された児童保護の二元性の改善を目的としている。ここでいう二元性とは、危険性が発見されたときに実施されうる施設送致又は家庭内保護を意味している。その選択肢の少なさに対して、それを細かく規定せず、児童保護を改正する 2007 年法はより柔軟で段階的な措置の導入を推進し、地方レベルの決定者により大きい権限を与えている。最後に、予防に関する点について、この法律は予防に与えられる予算の増加を勧告している(2007 年には、児童保護の予算の内に、予防に与えられる割合は約 4%であった⁴³⁵)。この改正点は、「青年期の家」(maisons d'adolescent)のような機関の増加、そして児童保護の専門家とそのつながりの積極的な開発を規定している。同様に、危険性のより早期の発見のために、児童保護を改正する 2007 年法は校内検査や「母子保護機関」(service de protection maternelle et infantile) 妊娠 4 カ月目から行われうる家庭内検査を規定している。

このように、非行の問題と直接的に関係していないこの法律は、危険にさらされている子ども達を対象とした社会活動の再編成を規定している。1990 年代から行われている地方分権化により推進される県議会と市長の管轄の増加に基づいて、児童保護を改正する 2007 年法は危険にさらされている子ども達の発見と監視、守秘義務の見直しと、子どもをフォローする責任者の導入に焦点を当てる。第 2 次シラク政権の間にできた法律と大きく異なり、若者に対する法的対応の直接的な厳罰化を反映していないと考えられる。しかしながら、特に犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律と同時に公表されたことを念頭に置いて検討すると、この法律は、「危険にさらされている子

⁴³⁴ Muriel Eglin (2008), Secret partagé en protection de l'enfance. Le point sur leur régime juridique depuis les deux lois du 5 mars 2007, in *Enfances & Psy*, vol. 39, no. 2, p. 65-75, p. 71.

⁴³⁵ Pédrón (2016) supra note 190 at p. 139.

ども」と「危険な子ども」、言い換えれば「保護すべき子ども」と「罰すべき子ども」の間に存するイデオロギー的な壁を強化させたと考えられる。

(2) 犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律

犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律の公表は、2002 年から目立っていたニコラ・サルコジの発言とその政治的台頭を配慮に入れて検討しなければならないと考えられる。2006 年に議論されたこの法律は、ニコラ・サルコジの政治活動における重要な点である。上記のように、彼は、当時、最も注目を浴びる政治家であり、支持していた刑事政策は、少年司法制度や子どもの権利に関わる多くの専門家の批判を受けたにもかかわらず、一般市民により非常に高く評価されていた。2005 年に起きた暴動以来、ニコラ・サルコジの人気は急上昇しており、2007 年大統領選挙に向けて準備していたことがすでに明らかであった。そのため、犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律はニコラ・サルコジの選挙活動の重大な段階として考慮に入れられなければならない。2006 年から、ニコラ・サルコジは少年犯罪についての発言を増やし、1945 年オルドナンスに対する批判を繰り返した。例えば、広く報道された 2007 年 3 月のスピーチにおいて、彼は次のように述べた。「繰り返し暴力を振るう、身長が 190 センチの 17 歳の若者が少年係裁判官⁴³⁶といわれる裁判官の前に連れて行かれるのは現実的だと思いますか？」⁴³⁷。また、7 月にも以下の発言をした。「身長が 180 センチの 17 歳の若者に襲われたおばちゃんに、未成年者ですから責任を負わないことをどのように説明しますか？」⁴³⁸。

これらの発言は、当時まだ草案段階にあった犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律の動向を反映し、立法者による 1945 年オルドナンスに対する

⁴³⁶ フランス語では、少年係裁判官は「Juge des enfants」と言われ、「enfants」は子どもという意味である。

⁴³⁷ Plate forme official du gouvernement.
<https://www.vie-publique.fr/discours/161143-declaration-de-m-nicolas-sarkozy-ministre-de-linterieur-et-de-lamena> (consulté le 15 décembre 2021)

⁴³⁸ 法務行政情報局 (DILA) が管理するウェブサイト (Vie-publique.fr) を参照。
<https://www.vie-publique.fr/discours/162556-declaration-de-m-nicolas-sarkozy-ministre-de-linterieur-et-de-lamena> (consulté le 15 décembre 2021)

考え方を明らかにしていると考えられる。また、特定された子どものターゲティングを通じた子ども観の見直しというこの法律の一つの目的も目立っているように思われる。

少年司法の枠外にも大きな影響を与えている犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律は、犯罪を防ぐことを目的として、健康、成人司法、社会福祉、地方自治体などの分野における改正を規定している。少年司法の枠外において、薬物依存者、アルコール依存症者、「移動生活者」⁴³⁹(gens du voyage)、そして、より一般的に社会的困難を経験している多くの人々を対象としている。しかしながら、社会的困難の解決よりも、他者にたいして起こりうるその迷惑を防ぐ目的を強調している。

さらに、犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律は困難の発生における一人一人の責任を主張し、新社会防衛論に疑問を投げかけていると分析できる。立法者からすれば、未成年を含むすべての者は、利益と不利益の合理的な計算に従って行動し、非行に対してより厳しく対応し、法的対応の不利益性を高めれば予防が効く。非行の「コスト」を上げれば、人が犯罪から離脱するという考え方が大きく目立っている⁴⁴⁰。つまり、犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律の本質は、強制力のある手段の増加によって、危険な者からの社会防衛となる。実際この法律は、専門家の話も、得られた経験の考慮もせずに採用された。その結果、多くの規定は専門家の批判を引き起こし、法案における一部の規定が変えられた。その中には、精神障害者の強制入院に関するすべての規定が削除された。しかしながら、非行少年に対する点をはじめとして、法案から変えられずに公表された規定が大多数である。

少年問題については、法律の前文においては「幼い頃から、社会生活に欠かせないルールがあり、それを尊重しなければならない理由を子ども達に教

⁴³⁹ 移動生活者は、住所が決まっていない旅行者のコミュニティを指定するためにフランスの法律で規定された概念である。移動生活者の 3 つの主要なグループは次のように規定される。①13 世紀に北インドから来て、主に中央及び東ヨーロッパに生活しているロマ民族の者、②主にイギリスに定住したマヌーシュの者、と③イベリア半島と南フランスでの存在が中世以来記録されているジプシーの者。

⁴⁴⁰ Muriel Eglin and Pascale Le Loher (2005), *De la protection de l'enfance à la prévention de la délinquance. Deux approches des familles en difficulté*, in *Enfances & Psy*, vol. 36, no. 3, p. 165-175, p. 170.

えなければならない」⁴⁴¹と書かれている。このようにして、犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律の目的は、犯罪防止を果たすために取りうる措置の増加である。そのために、本法は「予防における市長の役割の拡大」(l'affirmation du rôle du maire en matière de prévention)、「予防機能の再構築」(la rénovation des dispositifs de prévention)、そして、「予防、教育と罰の関係の見直し」(modification de la relation entre prévention, éducation et sanction)という三つの主な柱に基づいている⁴⁴²。

犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律において、市長は犯罪予防政策の仕組みの中心に置かれている。人口が 1 万人を超える町では、「安全と犯罪防止のための地方議会」(conseil local de sécurité et de prévention de la délinquance)が導入され、その管理は市長により行われるようにされた。その機関は新しく設置された「省庁間犯罪防止基金」(fond interministériel de prévention de la délinquance)から財政的支援を得ることができる。しかしながら、地方における「社会的結束」を果たす「仲介者」という市長の伝統的な役割は重視されなくなり、その代わり地方の警備に近い役割を果たした。ソーシャルワーカーは、担当している家庭に関する状況の悪化を市長に通報することが義務化された。これらの規定により、従前、守秘義務により守られていた情報は自動的に市長に知らされるようになった。この情報共有の結果の一つは、機関の過剰な介入の歯止めとして機能していた守秘義務の見直しである。しかしながら、児童保護を改正する法律の枠内においてはこの点がある程度理解されたにもかかわらず、少年非行の枠内においてはその目的が大きく異なっていると考えられる。犯罪予防に関する法律の場合では、子どもを守ることが第一目的ではなく、むしろ子どもから社会を守ることが重視されるため、ここでいう守秘義務の見直しはより問題となるように思われる。予防機能の再構築については、以下の点に基づいて犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律が定められている。第一に、少年非行の枠内における市長と県議会の管轄権の拡大に基づき、犯罪予防に関する法律は社会福祉、医療と教育という分野に関わる専門家を繋げるネットワークを制度化した。とり

⁴⁴¹ 犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律の前文を参照。

⁴⁴² Pédrón (2016) *supra* note 190 at p. 131.

わけ、そのネットワークは疎外化を反映する要素の発見を目的としている。また「県内犯罪予防コーディネーター」(coordinateur départemental de la prévention de la délinquance)というソーシャルワーカーが確立された。この新しいソーシャルワーカーを通じて、市長は少年犯罪予防において必要とされる情報を収集できるように規定される。この点は、「共有された守秘義務」(secret professionnel partagé)と同様の要素を有している。同日に公表された児童保護の改正に関する 2007 年法の下では、守秘義務の見直しと子どもの事情をリアルタイムでフォローするソーシャルワーカーの導入は子どもの保護を果たすために規定されている。しかしながら、犯罪予防に関する法律においては、子どもがもたらす危険性をコントロールするために、同種の、よりコストがかかる手段が規定される。そして、この場合はこれらの手段により収集された情報は子どもを「より良く」罰するために使用される可能性がある。その他に、犯罪予防に関する法律は、家族の権利と義務に関する評議会を導入した。市長が管理しているこの新しい評議会は、次の目的がある。これらの目的は、数多く導入された予防機能の調整、犯罪の危険性が高いと思われる家族との対話の機会を提供すること、そして場合によっては確定された親に支援を実施することである⁴⁴³。

最後に、予防機能の再構築の一環として、犯罪予防に関する法律においては、秩序や社会の安全に悪影響を与える行為を行った子どもに対する警告が表示されるように規定されている。また不登校も、犯罪予防という観点から市長による介入の理由として規定されている⁴⁴⁴。

予防、教育と罰の関係の見直しに関して、犯罪予防に関する法律は強く批判された措置を導入した。本法の第 7 章での検討事項に含まれているこの柱に関連する要素は、当時選挙活動を積極的に行っていたニコラ・サルコジの発言を反映しており、上で検討した 2002 年法と 2004 年法と同種の問題を有していると考えられる。これらの新しい措置の対象は特に 13 歳未満の子どもと再犯した少年である。これらの少年に対して、改正点は、再び、不利益性のある措置の多様化と法的対応の強化を中心に、次の 4 点に基づいて規定

⁴⁴³ Pédron (2016) supra note 190 at p. 133.

⁴⁴⁴ Muriel Eglin and Pascale Le Loher (2005) supra note 440 at p. 172.

されている。それは、「すべての非行に対する対応の制度化」、「特定された子どもの非行傾向を表せる要素の『早期発見』の制度化」、「13歳未満の子どもを対象とする教育的処分の多様化」、そして、再犯した少年に対する法的対応の厳罰化である。

ニコラ・サルコジによれば、成人の場合も少年の場合も、予防の機能を果たす最も効率的な方法は、すべての非行に対する法的対応の実施である⁴⁴⁵。このようなアプローチは、13歳未満の子どもに対しても、新社会防衛論を軽視し、法的対応の一般予防的な性格が重視される。

子どもが非行に及ぶ可能性を反映する要素の「早期発見」の制度化という点は、犯罪予防に関する2007年法の前文において一つの目的として説明された。13歳未満の子どもを対象とする、抑止力のある措置の「欠如」は1945年オールドナンスの大きな問題の一つとして説明された。2007年法の前文によると、子どもが13歳になるまでに、非行につながりうる行為が発見され、又はそれに介入がなされないことは、数年後に進む非行傾向の原因として指摘される。この考え方に基づいて、犯罪予防に関する2007年法は13歳未満の子どもに対する教育的措置を増やした。これらの措置として、「市民教育プログラムへの参加」(la participation à des stages de formation civique)、「心理的プログラムへの参加」(la participation à un programme psychologique)、「教育的プロジェクトへの参加」(la participation à un travail scolaire)又は「寄宿学校への委託」(le placement en internat)が規定された。

最後に、再犯者に関しては、犯罪予防に関する法は、再犯したと思われ、逮捕された16歳以上18歳未満の少年に対して、「裁判のための即時出頭」(procédure de présentation immédiate aux fins de jugement)の手続を導入した。この手続は、2002年法によって導入された「急速出頭」(comparution accélérée)に代わるものとして規定された。2002年法では、最大5年の自由刑に当たる犯罪行為を行った疑いのある16歳以上の未成年が関与する場合に、急速出頭が可能とされた。2007年法により導入された裁判のための即時出頭は最大3年の自由刑に当たる事件に実施可能とされた。その結果、この

⁴⁴⁵ Pédrón (2016) supra note 190 at p. 133.

手続は、未決拘禁が必要とされない事件の枠内にも実施可能となった。この措置は、法的介入の短期化という 1990 年代後半から目立っている立法者の目的を強く反映していると考えられる。また、本稿の前半で述べたように、それまでは 1945 年オルドナンスは「年齢に応じた刑の緩和」という理念に重点を置いた。その緩和が原則であり、適用されない場合は少年が大人のように振る舞ったことを説明する必要性が強調されていた。しかしながら、犯罪予防に関する法律は、再犯をした 16 歳以上の少年に対する「年齢に応じた刑の緩和」を適用しない場合に必要とされた説明が不要となり、より重い判決の言い渡しが簡単となった。さらに、犯罪予防に関する法律には「刑事示談取引」⁴⁴⁶ (composition pénale) の仕組みが導入され、13 歳以上の少年に適用可能とされた。その結果、刑事訴訟に代わり、検察官は少年との交渉を通じて、観察措置、研修又は被害者への補償という処分を課すことができる。前科調書に残るこれらの処分を、代替措置として、未熟であると考えられる 13 歳の子どもにまで適用可能とされることが大きな問題点であると考えられる。

「すべての非行に対する対応の制度化」、「特定された子どもの非行傾向を表す要素の『早期発見』の制度化」、「13 歳未満の子どもを対象とする教育的処分の多様化」と言われる三つの柱を通して導入されたこれらの様々な措置は、2002 年から積極的に行われている少年司法の特性の弱体化を進めたといえる。この改正は、1945 年オルドナンスの理念だけでなく、子どもの人権にかかわる重要な国際的テキストに逆らっていると考えられる。少年司法と成人司法を一致させているこの法律はまさに児童の権利に関する条約などの勧告を十分に配慮していない。その結果、第 2 次シラク政権とニコラ・サルコジの台頭によって象徴されるフランスの右傾化を通して、子どもの福祉を中心にしてきた 1945 年オルドナンスの伝統的な理念である少年の未熟を配慮した「年齢に応じた刑の緩和」、「教育の優先性」と「少年司法の専門化」

⁴⁴⁶ 刑事示談取引により、検察官は裁判を回避するために加害者に制裁を提案することができる。加害者が制裁を受け入れる場合、合意は裁判長によって認められることが可能となる。加害者又は裁判長がその制裁を拒否した場合、検察官は訴訟を起こすことができる。この措置は「刑事手続の効率の強化に関する 1999 年 6 月 23 日の法律」(loi du 23 juin 1999 renforçant l'efficacité de la procédure pénale)により導入された。

の重要性が下がった。これまで見てきたように、13歳以上の少年に適用可能となる手続を始めとして、少年に対する不利益処分が増え、犯罪予防に関する法律によって開発された考え方は成人司法の理念に大きく基づき、少年が対象となる教育的措置の割合が激減し、困難に直面している若者のための再教育の機会は不足しつつあると考えられる。

(3) 検討

2007年3月5日に公表された、児童保護を改正する法律と犯罪予防に関する法律という二つの法律の検討には難しさがある。これらの法律は、共に子どもを対象としているにもかかわらず、子どもを同じイメージで捉えているとは考えにくい。また、これらの法律の目的は大きく異なっているのに、その目的を果たすために同様の手法が用いられているように思われる。児童保護を改正する法律の対象者となるのは、危険にさらされる子どもである。その危険性のより効果的な発見と除去のために、制度の再構築が地方に重点を置いて行われる。犯罪予防に関する法律においても、地方が重視されるが、その対象は危険にさらされる子どもではなく子どもにより危険にさらされる社会秩序である。ここでいう地方というのは市長と県議会を指し、この二つの法律によりその管轄権が大きく拡大した。子どもがさらされている危険性と子どもが持っている危険性の管理は市長の役割となった。それを果たすために、両分野において守秘義務が見直しされ、児童保護のために導入された道具が、そのまま、子どもを罰するための制度にも適用されたように見える。守秘義務の見直しが特に、その印象を強化させているように思われる。しかしながら、上記のように、これらの二つの法律の目的と対象者は大きく異なっている。その結果、犯罪予防に関する法律において導入された1945年オールドナンスの改正点は児童保護を改正する法律と大きく共通しているように見えるにもかかわらず、実際、それは「危険にさらされている子ども」と「危険な子ども」、言い換えれば「保護すべき子ども」と「罰すべき子ども」の間に存するイデオロギーの壁を強化させている。国家的パターンリズムに違和感さえ感じなければ、児童保護を改正する法律において含まれる

措置は批判されにくいと考えられる。他方、犯罪予防に関する法律では、市長と県議会の重視、そして守秘義務の見直しのイデオロギー的価値が全く異なると考えられる。現代フランスにおける地方分権化を考えた場合、児童保護を改正する法律に規定される地方の重視は新自由主義と決して関係していないとは言えないが、犯罪予防に関する法律におけるその意義は異なると考えられる。犯罪予防については、地方分権化も守秘義務の見直しも本稿の第5章において紹介した新自由主義の指標と強く関わると考えられる。これらの改正点により、社会防衛のためのターゲティング、リスクの配慮の拡大、監督的アプローチの定着がより強まると考えられる。また、未成年者の全年齢増を対象とする不利益措置の増加は犯罪行為の帰責対象の逆転という指標に直接的に関わると同時に、裁判のための即時出頭は明らかに法的対応の短期化という点に強く関係している。

このようにして、第2次シラク政権の間にできた法律は1990年代に目立っていた議論の延長戦に位置し、1945年オルドナンスの再構築を進めた。これらの変化を分析する視点は様々でありえ、数多くの結論を導くことが可能である。しかしながら、栄光の30年間の終了から変化した議論と世論の動向を念頭において分析すると、ポピュリズムと新自由主義の影響が特に大きいと考えられる。マスメディアや政治家のオポチュニズムの影響を受け続ける一般市民の不満や心配が若者や移民などに向けられる結果、これらのテーマを巡る強い発言や改正はそれを行う者の支持率の増加につながる。他方、少年司法の福祉的な側面の弱体化を引き起こす厳罰化は新自由主義的な改正の方法論に基づいている。短期間に連続的に行われる改正は法的対応の時間性やコストパフォーマンスなどを変え、子ども観の再定義を行っている。サルコジ政権に先立つ第2次シラク政権は新社会防衛論に逆らい、子どもの自由意思を強調しながら子どもを対象とするべき司法制度に、成人司法の理念を入れ込もうとしている。

第2節 サルコジ政権下における少年司法改革

第1款 社会的・政治的背景

2007年のフランス大統領選挙は2007年4月22日(第一回投票)と5月5日と2007年5月6日(決選投票)に行われた。内務大臣であったニコラ・サルコジにより設置された犯罪予防に関する法律の公表の数カ月後に行われたこの大統領選挙は第5共和政の9回目の大統領選挙であり、1995年から大統領に任務していたジャック・キラックは候補者にならなかった。この選挙の候補者の「新しさ」と個性のために、投票率が非常に高かった(第一回投票で83.8%、決選投票で84%)。決選投票の際に、国民運動連合の候補者であるニコラ・サルコジは社会党の候補者であるセゴレーヌ・ロワイヤルと対立した。ニコラ・サルコジは53.06%の投票(1900万票)を集め、46.94%(1680万票)の投票を集めたセゴレーヌ・ロワイヤルに勝った⁴⁴⁷。投票率の高さの他に、女性が決選投票に上がったことがこの選挙の特徴である。

ここでは、サルコジ政権の間に行われた少年司法の主な動きを検討する。「成年者及び未成年者の再犯防止強化に関する2007年8月10日の法律」(Loi du 10 août 2007 renforçant la lutte contre la récidive des majeurs et des mineurs)、「2008年12月3日のヴァリナールレポート」(Rapport Varinard)や「少年軽罪裁判所」(Tribunal correctionnel pour mineurs)を導入させた「刑事司法と少年裁判への市民参加に関する2011年8月10日の法律」(Loi du 10 août 2011 sur la participation des citoyens au fonctionnement de la justice pénale et le jugement des mineurs)に焦点を当てる前に、サルコジ政権の社会的・政治的背景を明らかにしたい。

(1) 2007年大統領選挙

右翼では、国民運動連合を代表する候補者の選択はあまり議論されなかった。当時大統領に就任していたジャック・シラクの立候補は長い間疑問視されていたが、彼の支持率の低さや右翼によるニコラ・サルコジに対する強い

⁴⁴⁷ Plate forme official du ministère de l'intérieur.
[https://www.interieur.gouv.fr/Elections/Les-resultats/Presidentielles/elecresult__presidentielle_2007/\(path\)/presidentielle_2007/FE.html](https://www.interieur.gouv.fr/Elections/Les-resultats/Presidentielles/elecresult__presidentielle_2007/(path)/presidentielle_2007/FE.html) (consulté le 15 décembre 2021)

支持はこの立候補を困難にした。ニコラ・サルコジの立候補に関しては、上述したように、第2次シラク政権中の内務大臣としての活動により、彼は高い支持率を得て、国民運動連合の自然な候補者となることはすでに確定していた。国民運動連合の予備選挙の際にニコラ・サルコジは唯一の候補者であり、投票の98.1%を集めた⁴⁴⁸。

左翼では、2007年大統領選挙は極右を代表する政党の多さによって特徴づけられる。しかしながら、2002年選挙における、左翼の失敗を象徴するリオネル・ジョスパンの敗北という経験は、左翼の断片化を防止したと考えられる。その結果、左翼を支持する人の投票は社会党の候補者であったセゴレーヌ・ロワイヤルに集まった。彼女は1980年代にフランソワ・ミッテラン大統領の顧問を務め、その後、ドゥー＝セーヴル県の議会議員となり、ピエール・ベレゴヴォワ内閣の大臣（環境省）を務めた。リオネル・ジョスパン内閣の間に彼女は「家族・児童・障害者担当大臣」(Ministre déléguée à la Famille, à l'Enfance et aux Personnes handicapées)と「国民教育・研究・科学技術大臣付学校教育担当大臣」(Ministre déléguée à l'Enseignement scolaire)として活動した。2006年11月16日に社会党により行われた予備選挙にはセゴレーヌ・ロワイヤルはローラン・ファビウスやドミニク・ストロス＝カーンと対立したが、彼女の支持率が高く60.65%の投票を集め⁴⁴⁹、社会党の候補者として指名された。

1990年代の終わり以来行われた議論を反映して、経済、仕事、又は外交政策に関する点に加え、2007年選挙は移民又は社会防衛というテーマを巡り発展した。

第2次シラク政権の間に得たその高い支持率に基づき、ニコラ・サルコジは、選挙活動を社会防衛の問題に集中させ、「ナショナル・アイデンティティ」(identité nationale)と移民に関する議論を繰り広げた。彼は、コミューン議会議員選挙 (élection municipale) の選挙権を在留資格の外国人に与えたいが、

⁴⁴⁸ フランス新聞「ル・モンド」、2007年1月14日の記事。

https://www.lemonde.fr/societe/article/2007/01/14/plebiscite-par-son-parti-nicolas-sarkozy-veut-se-poser-en-rassembleur_855268_3224.html (consulté le 15 décembre 2021)

⁴⁴⁹ ローラン・ファビウスは18.66%、ドミニク・ストロス＝カーンは20.69%の投票を集めた。

これらの外国人の出身国における在留フランス人に対して同じ権利があることが条件でなければならないと主張した。家族統一政策について、ニコラ・サルコジはその維持を支持したが、当事者の経済力を対象とする調査の制度化を条件として加えたいと主張した。大規模な「非正規移民の正規化」(régularisation des sans-papiers)について、不法入国や人身売買の増加につながると述べ、反対する立場をとった。移民統合に関して、ニコラ・サルコジは激しい批判を招く発言を繰り返した⁴⁵⁰。

経済の面では、ニコラ・サルコジは、残業にかかる税負担の削除などを意味する「もっと働いて、もっと稼ぐ」(Travailler plus pour gagner plus)というスローガンに基づいていた。また、特に大規模な不動産の継承に関して、明確な減税を支持していた。

選挙運動の際には、犯罪について、ニコラス・サルコジは次のように宣言した。「私は 1945 年オールドナンスを改正し、16 歳以上 18 歳未満の再犯者については、年齢に応じた刑の緩和の取り消しを求めます。これらの未成年は成人のように刑を言い渡されなければなりません」⁴⁵¹。続けて、再犯者を対象とする下限刑の導入と「精神的な問題を抱えた受刑者のための専門施設」(établissements spécialisés pour les détenus ayant des problèmes psychiatriques)の創設を支持した。

他方、セゴレーヌ・ロワイヤルは、全国的な規模で目立つための新しい政治的作戦を実行し、2005 年に大統領選挙運動を開始した。社会党における大統領選挙候補者指定に影響を与える目的をもって、彼女は投票者との直接的な接触に基づく活動を行った。伝統的に、社会党の候補者は順番を待ち、党の指名は長年の経験を持つ上級者になることが一般であった。セゴレーヌ・ロワイヤルが開発した、「参加型民主主義」(démocratie participative)に基づく選挙活動は批判の対象となったが、長い間フランス全地域で行った国民とのミ

⁴⁵⁰ その中でも以下の発言は目立っていた。「フランスに住む外国人はフランスのルールに従わなければなりません。私たちは複婚も、女性器切除も、羊をアパートで殺すこともしません」。ここでは、イスラム教に対する偏見が並べられ、イスラム教徒のステイグマ化を拡大することが批判された。

⁴⁵¹ Plate forme officielle du gouvernement français.

<https://www.vie-publique.fr/discours/165472-declaration-de-m-nicolas-sarkozy-ministre-de-linterieur-et-de-lamena> (consulté le 15 décembre 2021)

ーティングは彼女の支持率を上げ、大統領選挙候補者としてのその大規模な台頭を引き起こした。

セゴレーヌ・ロイヤルはイスラム教徒の移民とフランス社会におけるその統合についても取り組んだ。社会党の伝統的な考え方にに基づき、彼女はフランスがライック⁴⁵²な国であることを主張しながら、学校における若いイスラム教徒などの行動が決して問題ではないという発言を繰り返した。同時に、彼女はフランスの多くの若者を支援するための政策を支援し、教師の数を増やし、2012年までに最低賃金を20%引き上げることを約束した⁴⁵³。その他に、セゴレーヌ・ロイヤルは、公立学校の規律改善の必要性について述べ、問題を起こす学生を軍事基地に送り、社会における適切な行動についての教育を受けさせる必要性を主張した。彼女の選挙活動におけるその点は右翼の主張と大きく共通しており、社会党の多くの者による批判の対象となった⁴⁵⁴。

経済を活性化する方法に関するセゴレーヌ・ロイヤルの見解は、サルコジの見解とはまったく対照的である。彼女は短期間の雇用を可能にし、従業員の解雇を容易にする「柔軟な契約」を廃止することを主張した。また、彼女は「週35時間労働制」(la semaine de 35 heures)を労働力の大部分に拡大することを支持した。その他に、彼女は大規模な公益事業である「フランス電力」(Electricité de France)の再国有化を支持し、国営企業の「フランスガス公社」(Gaz de France)とその合併によるフランス国営企業の発展を主張した。

移民問題に関して、セゴレーヌ・ロイヤルは社会党の公式見解に同意しており、不法入国と合法入国した移民の統合と帰化のための政策に賛成している。彼女は、ニコラ・サルコジに推進されていた「選ばれた移民」という考え方に反対した際に、移民の出身国について次のように発言した。「(これらの国は)植民地であった時代に長い間フランスに自然資源を奪われたし」、「頭

⁴⁵² 「ライック」(laïque)は「ライシテ」(laïcité)という名詞からできた形容詞である。ライシテとはフランスにおける教会と国家との分離の原則(政教分離原則)を指す。国家の宗教的中立性・無宗教性及び個人の信教の自由の保障を意味する概念である。

⁴⁵³ フランス新聞「ル・モンド」、2007年2月11日の記事。

https://www.lemonde.fr/societe/article/2007/02/11/les-cent-propositions-du-pacte-presidentiel-de-mme-royal_866123_3224.html (consulté le 15 décembre 2021)

⁴⁵⁴ Id.

脳もこれから奪われていくというのは耐え難い」⁴⁵⁵。先進国により発展途上国に与えられる開発援助の維持を支持した⁴⁵⁶。

2006年6月にセゴレーヌ・ロイヤルは、少年犯罪の原因を除去するために想定した解決策のいくつかを明らかにした。初犯の場合でも、彼女は16歳以上18歳未満の非行少年を「職業訓練又は人道援助を行う軍事的機関」に送致することを提案した。校内で問題を起こす少年の軍事基地送致という主張と同様に、この発言は左翼からの多くの批判を引き起こした⁴⁵⁷。2006年の秋に行われた社会党の予備選挙の際に、彼女は施設内処遇に代わりうるすべての代替措置を開発しなければならないと言い、兵士によって監督された人道活動は非行少年の再教育につながると強調した。また、セゴレーヌ・ロイヤルは、親の自己責任化を発展するための、子どもによる最初の非難行為に伴う「家族支援手当の監視」(mise sous tutelle des allocations familiales)を支持した⁴⁵⁸。最後に、非行を繰り返した子どもの親の出席が義務付けられる「親の学校」の創設を提案した。

第一回投票と決選投票の間は主にテレビで放送されたニコラ・サルコジとセゴレーヌ・ロイヤルの討論の高い視聴率によって特徴づけられる。2007年5月2日水曜日の午後9時に行われたこの対論は、主に仕事、財政、社会防衛、そして移民というテーマに焦点を合わせた。社会防衛に関しては、ニコラ・サルコジは当時報道され、着目を浴びた女性警官の強姦事件に焦点を当てた。移民に関して、彼は「選ばれた移民」という考え方を擁護した。それに対してセゴレーヌ・ロイヤルは主にケースバイケースによる不法滞在外国人の合法化について論じた。世論調査によると、ニコラ・サルコジは「最も

⁴⁵⁵ Plate forme officielle du gouvernement français.

<https://www.vie-publique.fr/discours/166228-interview-de-mme-segolene-royal-deputee-ps-et-candidate-lelection-pr> (consulté le 15 décembre 2021)

⁴⁵⁶ フランス新聞「ル・モンド」、2007年2月11日の記事。

https://www.lemonde.fr/societe/article/2007/02/11/les-cent-propositions-du-pacte-presidentiel-de-mme-royal_866123_3224.html (consulté le 15 décembre 2021)

⁴⁵⁷ Jean-Pierre Rosenczveig (2007), Ségolène, les jeunes et l'armée, フランス新聞「ル・モンド」のオンライン記事を参照。

<https://www.lemonde.fr/blog/jprosen/2007/02/14/segolene-les-jeunes-et-larmee-183/> (consulté le 15 décembre 2021)

⁴⁵⁸ フランス新聞「ル・モンド」、2006年6月6日の記事を参照。

https://www.lemonde.fr/societe/article/2006/06/06/le-contrat-parental-de-responsabilite-fait-encore-debat_780045_3224.html (consulté le 15 décembre 2021)

説得力がある」と広く考えられた。その対論の他に、第一回投票と決選投票の間は、パリの第 3、第 9、第 10、第 13、第 18 地区においての約 30 台の車の放火が目立った⁴⁵⁹。

2007 年 5 月 6 日、ニコラ・サルコジは票の 53.06% (1900 万票) を獲得し、フランス共和国大統領に選出された。セゴレーヌ・ロイヤルは票の 46.94% (1680 万票) を集めた。決選投票の結果が発表されたとき、ニコラ・サルコジの反対者の自発的な集まりが、フランスの約 15 の主要都市⁴⁶⁰で生じた。これらの町のいくつかでは、選挙の結果に対して不満を感じた人の集まりはデモに変化した。それらのデモは、警察と国家憲兵によって分散された。その際に、デモが暴動に変わり、警察との暴力的な対立につながることがあり、数台の車が燃やされた。その他に、国民運動連合が利用する物件も放火された⁴⁶¹。

ニコラ・サルコジの明確な勝利は、1990 年代から拡大したフランスの右傾化を意味する、極右の伝統的な主張に関係していた議論点の定着を反映していると考えられる。第 2 次シラク政権の間において移民と社会防衛の問題を積極的に強調したことにより、ニコラ・サルコジは極右の支持者へのアピールに成功したと考えられる。2002 年大統領選挙における右翼の結果を 2007 年選挙におけるニコラ・サルコジの結果と比較し、その差を地理的に分析し、2002 年選挙における極右政党国民戦線のジャン＝マリー・ルペンの結果と比べると以下の点が目立つ。2002 年選挙から 2007 年選挙まで、右翼(2002 年はジャック・シラク、アラン・マドランとクリスティーヌ・ブタン、2007 年はニコラ・サルコジ)の結果はフランスの南東と北東で非常に向上した。その反面、これらの地域では 2007 年選挙におけるジャン＝マリー・ルペンの結

⁴⁵⁹ フランス新聞「ル・モンド」、2006 年 5 月 7 日の記事を参照。

https://www.lemonde.fr/societe/article/2007/05/06/le-recit-de-la-soiree_906044_3224.html (consulté le 15 décembre 2021)

⁴⁶⁰ これらの都市はパリ、リヨン、マルセイユ、グルノーブル、トゥールーズ、ボルドー、カーン、ブレスト、リール、ディジョン、モンペリエ、クレルモン＝フェラン、ストラスブール、ナント、ルーアン、トゥールとレンヌである。

⁴⁶¹ フランス新聞「ル・モンド」、2007 年 6 月 17 日の記事を参照。

https://www.lemonde.fr/societe/article/2007/06/17/le-taux-d-abstention-ne-franchirait-pas-un-nouveau-record-selon-csa_924419_3224.html (consulté le 15 décembre 2021)

果は、2002年選挙より圧倒的に低下した。これらの地域は伝統的に極右の支持が強いことを念頭に置いて検討すると、ニコラ・サルコジによる極右の支持の吸収が明らかであると考えられる。2007年選挙の第一回投票の際に、アルプ＝マリティーム県におけるニコラ・サルコジの結果が全フランスで最も高いこと(全投票の43.6%)がその動きを象徴している⁴⁶²。

(2) サルコジ政権の主な課題

サルコジ政権は、2007年5月16日に始まり、2012年5月15日におけるフランソワ・オランド政権の始まりで終わった。サルコジ政権の間に、フランスには内閣が3回変えられ、これらの三つの内閣は国民運動連合に所属していたフランソワ・フィヨン首相の管轄下に置かれていた⁴⁶³。サルコジ政権は、世界的な金融経済危機、2011年におけるリビアへの派兵、及び高い立法のインフレ (*inflation législative*)によって特に特徴づけられる。本稿の主な関心である社会防衛にかかわる法律の他に、サルコジの大統領任期は、激しい批判とデモを引き起こした「大学の自由と責任に関する法律」(*Loi du 10 août 2007 relative aux libertés et responsabilités des universités*)と「公的年金制度改革」(*réformes du système de retraites*)が最も象徴的であると考えられる。

第1フィヨン内閣は2007年5月17日に始まり、首相に指名されたフランソワ・フィヨンは15人の大臣に減らされた政府を形成した。これらの省の中で、批判の対象となる「移民統合・ナショナルアイデンティティ・連帯発展省」(*Ministère de l'immigration, de l'intégration, de l'identité nationale et du développement solidaire*)も創設された。2007年6月のフランス議会総選挙の決選投票の際に、国民運動連合は国会におけるその「過半数」(*majorité absolue*)を維持した。サルコジ大統領の政党によるこれらの良好な結果は政府の徹底的な内閣改造を必要としなかったが、「外務大臣」(*Ministre des Affaires étrangères et européennes*)であったアラン・ジュペの辞任を含むいくつかの変

⁴⁶² Michel Bussi and Jérôme Fourquet (2007), *Élection présidentielle 2007. Neuf cartes pour comprendre*, in *Revue française de science politique*, vol. 57, no. 3, p. 411-428, p.412.

⁴⁶³ これらの内閣は第1フィヨン内閣、第2フィヨン内閣と第3フィヨン内閣と呼ぶ。

更が行われた。

このようにして、2007年6月に第2フィヨン内閣が設立された。以下で詳細に説明する社会防衛に関わる法律の改正に加えて、第2フィヨン内閣は、大学の自由と責任に関する法律の公表、残業の免税、相続税の引き下げや「納税額上限制度」⁴⁶⁴(bouclier fiscal)の成立という動きにより特徴づけられる。2008年においては、「公共政策包括的見直し」(révision générale des politiques publiques)が開始された。その目的は、国家の改革、公共支出の削減と公共政策の改善として説明される。競争の自由と低価格を促進する目的を持つと言われるシャテル法(Loi Chatel)と「経済現代化に関する法律」(Loi de modernisation de l'économie)は2008年に採択され、「個人事業主制度」(auto-entrepreneur)が導入された。

2010年11月には、2008年の地方選挙における国民運動連合の芳しくない結果と2012年の大統領選挙が近接してきていたことにより、第3フィヨン内閣の設立により政府の大幅な内閣改造がなされた。アラン・ジュペが大蔵大臣として復活し、この内閣改造は国民運動連合に長く属する人物の再現を引き起こした。

経済の面では、サルコジ政権は大規模な経済危機によって特徴付けられる。2007年から2008年の世界的な金融危機は、銀行と国の両方のレベルでの流動性危機、及び企業へのローンの欠如を特徴とする金融危機である。2007年7月に始まったこの危機は、バブル経済の崩壊(2000年代のアメリカの不動産バブルを含む)によるデフレーションとサブプライム住宅ローン危機によって引き起こされた。この金融危機は、株価の下落といくつかの金融機関の破産につながった。多くの先進国と同様に、フランスでは、主に若者や移民を中心に、失業率が急激に増加した。食料品価格の増加に伴い、購買力が明らかに低下した。納税額上限制度などに基づくサルコジ政権の政策と共に、この危機はフランスにおける経済階級化を拡大させたと考えられる。

ニコラ・サルコジの支持率に関しては、任務の最初の数カ月間、人気度が

⁴⁶⁴ 納税額上限制度は、納税者の全体的な課税を制限する制度である。

高く、フランス人口の65%から70%は大統領のことを高く評価している⁴⁶⁵。しかしながら、世論調査によると、2007年の後半から、ニコラ・サルコジは「派手過ぎ」な大統領として見なされはじめ、その人気は低下しつつあった。ほぼすべてのテーマに関して非常に積極的に発言していたニコラ・サルコジは、政府が導入したすべての措置に伴う一般市民の不満を自分自身に負わせる傾向があった。2010年の間に、ニコラ・サルコジの支持率は数回70%以下に下がった。この人気の低下に直面し、いくつかの機会に、サルコジ大統領は彼の「避難テーマ」である社会防衛を巡る発言を行った。しかしながら、上述した金融危機などにより定着した長期にわたる経済的困難などの結果として、その人気の低下は続いた。

(3) サルコジ政権における新自由主義と保守主義の関係性

ニコラ・サルコジの統治方法はフランスにおける前例のない立法のインフレに象徴される、新自由主義的かつ保守主義的な動きの重なりによって特徴づけられている。サルコジ大統領は、予算節減又は国営機関の競争自立の促進を目的とする大規模な改革を通じて、国家の管轄権の改正を試みた。ここでは、ニコラ・サルコジの統治における新自由主義と保守主義の関係を明らかにし、いわゆる新自由主義に触発された法的改正のいくつかについて検討する。大学の自由と責任に関する法律、「労働、雇用及び購買力に関する2007年8月21日の法律」(La loi du 21 août 2007 en faveur du travail, de l'emploi et du pouvoir d'achat)、公的年金制度改正と公共政策包括的見直しに関連する改革に焦点をあてることとする。最後に、より保守的な動きを分析し、ニコラ・サルコジの新自由主義的な統治方法におけるその役割について分析を行う。

(ア) 大学の自由と責任に関する法律

⁴⁶⁵ Geoffroy Clavel (2012), Nicolas Sarkozy, la fin d'un quinquennat d'impopularité, The Huffington Post.
https://www.huffingtonpost.fr/2012/05/14/nicolas-sarkozy-quinquennat-impopularite_n_1513877.html (consulté le 15 décembre 2021)

大学の自由と責任に関する法律は、2007年8月10日に第2フィヨン内閣の下で採択された。法案は、2007年5月末に、「高等教育・研究大臣」(ministre de l'Enseignement supérieur et de la Recherche)であったヴァレリー・ペクレスによって発表された。この法律は、ほとんどの学生組織や教師と研究者の組合によって批判されたが、「フランス大学学長会議」(la Conférence des présidents d'université)や一部の学生協会によって支持された。大学の自由と責任に関する法律は主に、すべての大学が予算問題や人事労務管理において自立をすることと、利用している不動産の購入の可能性を規定している。立法者にとって、この法律には「大学を魅力的にすること」、「現在の管理制度における強硬性を改善すること」、「フランスの大学における研究を国際的な規模で目立たせること」という三つの目的が含まれている。この法律の成立により、大学の「取締役会」(conseil d'administration)の委員人数は30人から60人までという規模から20人から30人までに減少された。そして、その構成も大きく改革された。これらの取締役会は、主に、大学の外部の者である地方自治体の代表者や企業の長などにより構成されるようになり、従業員組合、科学・文化団体や公表サービスの代表者の参加は原則とされなくなった⁴⁶⁶。また、この法律は予算における大学の自立を強化している。それまでは、予算における大学の自律は予算の25%に当たり、残りの75%は国によって定められた。大学の自由と責任に関する法律により、大学は予算の100%を管理できるようになり、民間資金による予算の供給が強く強調されるようになった。この法律は、一部の学生組織や大学職員からの強い反応と、多くの大学や高校での反対運動を引き起こし、多くのストライキにつながった。半面、学界でより重要な役割を果たすよう求められた民間の業界は、大学の自由と責任に関する法律を強く支持した。

この法律は、特に抗議の観点から、サルコジ政権における非常に重要な転回であった。学期が始まった2007年10月から、多くの大学において、学生

⁴⁶⁶ Fabrice Barthélémy, Alain Béraud and Mathieu Martin (2008), Loi relative aux libertés et responsabilités des universités (loi LRU), élection du président et conseil d'administration : une analyse en termes de pouvoir, in *Revue d'économie politique*, vol. vol. 118, no. 3, p. 299-315, p.301.

運動が行われ、ストライキ、「座り込み」(sit-in)、「ピケッティング」(piquet de grève)が設置された。一部の大学では、ストライキと運動が 2009 年まで行われた⁴⁶⁷。

上述したように、この法律は、大学を貯蓄に強制し、国の資金を制限することを目的としていた。新自由主義のイデオロギーに従って、自律性は競争と報酬による励みあいを実現にする要素として定義される。民間企業とアメリカの大学のモデルの影響を受けたこの法律は教育と研究という分野における国家の撤退を目的としていたと考えられる。

(イ) 労働、雇用及び購買力に関する 2007 年 8 月 21 日の法律

大学の自由と責任に関する法律の他に、サルコジ大統領が主導する新自由主義と関係する法律には、労働、雇用及び購買力に関する 2007 年 8 月 21 日の法律があると考えられる。福祉国家の発展に正当化されるフランスの税金制度の否定を強調するこの法律はサルコジ政権の新自由主義的統治方法の中心にあると考えられる。失業率を減らすために仕事の分担を進めてきた制度に対立するこの法律は、「仕事の偉大さ」又は「援助よりも仕事の優先順位」という考えかたに基づく。立法者によれば、税金亡命などを拡大させるフランスの過度な税金制度は経済の活性化を不可能としている。この指摘に基づき、労働、雇用及び購買力に関する法律はより所得税をはじめとして、豊かな家庭を対象とする税金の減少を規定している。2007 年 8 月に議会で採択されたこの法律の中心的な措置は「税金のパッケージ」(paquet fiscal)と呼ばれる。所得税の減少の他に、労働、雇用及び購買力に関する法律はさらに、ニコラ・サルコジの選挙活動のスローガンである「もっと働いて、もっと稼ぐ」を反映する残業にかかる税負担の削除を規定した。その他に、住宅ローンにかかる税金の削除、「相続税」(droit de succession)と「法人税」(impôt sur les sociétés)の減少も税のパッケージに含まれた⁴⁶⁸。

⁴⁶⁷ 2009 年に、トゥールーズ・ル・ミライユ大学は 3 カ月間閉鎖され、試験は 8 月末まで延期された。

⁴⁶⁸ Nicolas Delalande (2012), L'économie politique des réformes fiscales. Une analyse historique, in Revue de l'OFCE, vol. 122, no. 3, p. 35-59, p. 36.

大学の自由と責任に関する法律と同様に、労働、雇用及び購買力に関する法律は、浪費と非効率性が批判される福祉国家への批判に基づいて、フランスにおける「ニュー・パブリック・マネジメント」(Nouvelle gestion publique)を象徴している。そのニュー・パブリック・マネジメントは、公益管理を私的 management への標準化という基本原則に基づき、国営機関の管理を企業の管理に合わせ、財政均衡、効率と評価制度というキーワードをパブリックサービスの管理の中心に置いている⁴⁶⁹。この動きは、新自由主義の理念を巡り、これまで国が管理してきた分野を、少しずつ、市場原理が基礎である企業に任せることを強調している。

これらの原則は、フランス年金制度を巡る改正の基礎でもあると考えられる。サルコジ政権における年金制度の見直しは二つの主な改正を通じて行われた。一つ目の改正は、「特別年金制度」(régimes spéciaux de retraite)を改革することを目的としている。フランスでは、特別年金制度は、特定の大規模な公営企業(フランス国鉄、パリ交通公団、フランス電力やフランスガス公社など)で働く人、公務に関連する特定の職業の人(軍隊など)、と特定された他の職業の人(船員、法務担当者、パリオペラの従業員など)を対象とする制度である。特別年金制度と一般年金制度の違いは、「年金の受給開始年齢」(âge du départ à la retraite)と「貢献期間」(durée de cotisation)に関連している⁴⁷⁰。したがって、サルコジ政権は、これらの特別な体制を一般企業の制度との整合を目指し、年金特別制度の改正に取り込んだ。2007年10月、公共交通機関をはじめとして、全国でストライキが始まった。24時間行われる予定であったこのストライキは、地域により数日間続けられた。さらに、上記のように、大学の自由と責任に関する法律に対する運動が行われ、ニコラ・サルコジの統治方法に対する運動の収斂が行われた。しかしながら、政府と組合との交渉が進み、運動が停滞した結果、改正が成立した。

2007年における年金特別制度の改正の次に、年金制度の大規模な改正が

⁴⁶⁹ Frédéric Pierru (2010), Napoléon au pays du *New Public Management*. L'exemple de la « déconcentration » de la politique de santé, in *Savoir/Agir*, vol. 11, no. 1, p. 29-37, p. 30.

⁴⁷⁰ 一般的に特別年金制度の対象となるものは、年金の受給開始年齢が60歳以下であり、貢献期間は一般制度に定められる43年間より短い。

2010年に行われた。その主な措置は年金の受給開始年齢を2年引き下げることである。この改正は、2010年9月7日に、「予算・公庫・公務員担当大臣」(le ministre du Budget, des Comptes publics et de la Fonction publique)であったエリック・ウェルトによって議会に提出された。2011年から、年金受給開始年齢の60歳から62歳への引下げを規定するこの法律は大きな社会運動を引き起こした。ここでも、この改正は年金制度における国の関係の弱体化というサルコジ政権の目的を反映していると考えられる。国の財政負担を軽減することと、アメリカの年金基金のモデルに基づく「積み立て方式年金制度」(système de retraite par capitalisation)を導入することの両方を目的とした⁴⁷¹。

2007年6月に提案された公共政策包括的見直しという計画に関しては、財政負担の軽減と予算の再分配による国家の近代化を目的としている。公的支出の40%以上を占める公務員は、サルコジ政権により実施されたコストカット政策の主な対象となった。この計画の枠内で、退職する公務員の2人のポストを1人のみに置き換えることと、2010年以降の公務員賃金の凍結が決められた⁴⁷²。公共政策包括的見直しに関わる措置は、数多くの分野における国家の弱体化につながることにより、新自由主義との関係が強い動きであると考えられる。公共サービスにおける国の弱体化は、競争に重点を置く民間企業の拡大を引き起こすように思われる。

(ウ) 「移民問題」とポピュリズムの関係性

このようにして、サルコジ政権の統治方法は新自由主義的な動きとして見なすことができる。本稿で見てきたように、本稿で見てきたように、新自由主義の拡大は国家の弱体化につながる。しかしながら、特定の分野に関しては、国家の強調に基づく保守主義と新自由主義がかみ合うことがあると考え

⁴⁷¹ Jean-Marie Harribey (2010), *Retraites, les pistes toujours ignorées du financement*, ル・モンド・ディプロマティックの記事を参照。https://www.monde-diplomatique.fr/2010/06/HARRIBEY/19183 (consulté le 15 décembre 2021)

⁴⁷² Alain Garrigou (2017), XV. Une tentative néolibérale : la présidence de Nicolas Sarkozy (2007-2012), in *La politique en France. De 1940 à nos jours*. La Découverte, 2017, p. 405-435, p. 416.

られる。社会防衛と治安維持という分野は、特に、新自由主義と保守主義の間の合意点の一つであると考えられる。ニコラ・サルコジの政治的活動において、特に第2次シラク政権の間に、保守主義は重要な要素であり、彼の台頭の柱の一つであると考えられる。サルコジ政権の間に、特に社会運動が拡大したときに、刑事司法制度の厳罰化は大統領としての権力を再主張するための道具として役立ったといえる。さらに、支持率が低下したときにおいて、その厳罰化はサルコジ大統領の主な対策であったと考えられる。その意味で、ポピュリストな観点から、政治テーマとして、社会防衛はサルコジ大統領の「避難所」であったと考えられる。

ここでは、サルコジ政権におけるポピュリズムと保守主義に焦点を当てて、議論において少年事件と強く関係づけられている郊外やイスラム教について検討をする。

ニコラ・サルコジが選挙活動を行っていた時から、移民統合・ナショナルアイデンティティ・連帯発展省の創設が議論された。極右の支持者へのアピールとして考えられるこの新しい省の創設は2007年6月1日に実現した。この省の創設を巡るデクレは、不法入国、外国人による文書詐欺、外国人の不法就労の取締りを主な目的として規定していた。野党の批判が目立っていなかったにもかかわらず、2007年5月中旬から6月末まで、多くの民間団体や学生団体がこの省の創設に反対した。この省は、退去強制の定量化した目標を設定し、移民と外国人に対する幅広く、体系的な「戦い」を象徴していると考えられる。不法滞在外国人を逮捕するために、警察は多数の警察官を動員し、居住地区を封鎖し、大規模な身分証明書確認を行うようになった⁴⁷³。不法滞在外国人の支援団体は、予算のかかる、特定の地域や特定の人々のスティグマ化を強化させるこれらの措置を激しく批判した。実際、対象となる地域は移民の割合が高く、警察による身分証明書の確認方法には「見た目を理由とした検査」と同様の問題があると考えられる。世論調査によれば、回答者の63%は、移民統合・ナショナルアイデンティティ・連帯発展省は役に立たないと述べ、世論は分かれた。2010年11月に省は廃止されたが、

⁴⁷³ Jérôme Valluy (2008), *Quelles sont les origines du ministère de l'Identité nationale et de l'Immigration ?*, in *Cultures & Conflits*, 69, p. 7-18, p. 11.

導入された措置は存続し、内務省の枠組みの下に置かれるようになった。

サルコジ政権における保守主義的な動きには移民問題は中心的な要素であると考えられる。移民統合・ナショナルアイデンティティ・連帯発展省の創設に加えて、移民問題に関係する立法は数回行われた。「移民制御・統合・庇護に関する 2007 年 11 月 20 日の法律」(Loi du 20 novembre 2007 relative à la maîtrise de l'immigration)は、当時移民統合・ナショナルアイデンティティ・連帯発展担当大臣であったブリス・オルトフーにより提案され、「国滞在法典」(Code de l'entrée et du séjour des étrangers et du droit d'asile)の改正を規定した。「家族統一政策」に申請した外国人を対象とした遺伝子検査の使用の許可をはじめとして、この法律により導入される措置は激しい論争を引き起こした。最終的に、申請者の親子関係を証明するための遺伝子検査は取り消されたが、以下の措置は規定された。

「家族統一政策」に基づく長期滞在ビザを申請する人は、ビザが要求された国における「フランス語能力」の検査が義務化されるようになった。必要に応じて、申請者はビザの申請が行われた国で開催される語学研修に参加しなければならないように規定された。その他に、「外国から来た家族の受け入れと統合に関する契約」が導入された。この契約は外国から来た子どもの「適切な統合」を確実にすることを目的とし、親の責任を強調している。この契約に対する違反があった場合は、少年裁判所の関与に伴う家族支援手当の停止が規定される。最後に、家族統一政策の対象となる条件として、家族の大きさにより設定される「最低限収入」(seuils de ressources minimal)が原則として導入された⁴⁷⁴。

2011 年において、新しい法律は移民制御・統合・庇護に関する 2007 年 11 月 20 日の法律を補足した。「移民、統合、国籍に関する 2011 年 6 月 16 日の法律」(Loi du 16 juin 2011 relative à l'immigration, à l'intégration et à la nationalité)は、移民の権利をさらに弱体化させた。この法律により、不法滞在外国人をできるだけ早くそしてできるだけ長く排除することを目的とす

⁴⁷⁴ Myriam Hachimi Alaoui (2016), L'immigration familiale : une obligation d'« *intégration républicaine* ». Le cas du Contrat d'accueil et d'intégration, in *Recherches familiales*, vol. 13, no. 1, p. 79-93, p. 82.

る措置を拡大させた。この法律が実施された文脈は非常に重要であると考えられる。サンテニャン市（ロワール・エ・シェル県）における「移動生活者」と警察の間に起きた激しい対決と、グルノーブル市における凶器所持強盗（vol à main armée）を行ったと思われる者が警察に殺されたことに伴う暴動が話題になった際に、ニコラ・サルコジが治安問題に関する発言を繰り返した。2010年7月30日に、グルノーブル市で行われたスピーチにおいて、彼は以下の発言をした。「警察官、国家憲兵隊の者、又は公権力代表者の生命を意図的に害し外国出身者のフランス国籍の取消を可能にしなければなりません」。強い批判の対象となったこの国籍取消は移民、統合、国籍に関する2011年6月16日の法律に規定されなかったが、法律は「灰色の結婚」⁴⁷⁵（mariage gris）に対する罰則、再入国の禁止や「電子監視付居住指定」（l'assignation à résidence sous surveillance électronique）を規定した⁴⁷⁶。

移民統合・ナショナルアイデンティティ・連帯発展省の創設に関連して、移民制御・統合・庇護に関する法律と移民、統合、国籍に関する法律は、移民に対するサルコジ政権の方針を明らかにしていると考えられる。フランスの右傾化という文脈における移民を国家アイデンティティに結びつけることは政府のポピュリスティックなアプローチを反映しているように思われる。これらの法律は直接的に移民問題に関係し、「選ばれた移民」という概念に基づくにもかかわらず、サルコジ政権は、郊外とライシテに関連付けられるイスラム教を巡る議論の拡大により特徴づけられる。

フランスでは、ライシテは社会における宗教の位置付けに関連する一連の原則を指している。法的な面では、ライシテは政治的権力を宗教的組織から分離する憲法上の原則である。法律は、宗教に対して中立であり、「礼拝の自由」（la liberté de culte）を保障し、宗教に対する意見の多元性を規定している。フランス共和国における平等という理念に関わるライシテの原則は、政教分離法に関する1905年法の2条により次の言い方により規定される。「共

⁴⁷⁵ 灰色の結婚は、2人の配偶者のうちの1人が一緒に暮らす以外の目的を持っている結婚を指す。

⁴⁷⁶ Dominique Turpin (2011), La loi n° 2011-672 du 16 juin 2011 relative à l'immigration, à l'intégration et à la nationalité : de l'art de profiter de la transposition des directives pour durcir les prescriptions nationales, in *Revue critique de droit international privé*, vol. 3, no. 3, p. 499-551, p. 525.

共和国はいかなる宗教儀式の実践に対しても公認せず、給与を支払わない。(…)
ライシテは、宗教と対決するものではなく、政治的及び行政的政策における宗教の影響を防ぐことを目的とする」。

フランスにおけるライシテの原則は 18 世紀から存在しているが、現代的な議論は主に、共和国と宗教を分離し、宗教の自由を具体化する「政教分離法に関する 1905 年法」(Loi de 1905 sur la séparation des Églises et de l'État)に基づき行われる。宗教から切り離された「ライックな共和国」としてのフランスという理念は、1946 年憲法によって憲法化された。その理念は 1958 年憲法によって、次のように、再強調された。「フランスは不可分で、ライックで、民主主義的で社会的な共和国である。フランスは、出身、人種、又は宗教を理由とした差別なしに、すべての市民の法的平等を保証する。フランスはすべての信念を尊重する」

イスラム教は、長い間、ライシテの議論と関連付けられなかったにもかかわらず、20 世紀末、そしてとくに 2000 年代において、ライシテとイスラム教は強く関係するようになった。フランスにおけるライシテの議論は伝統的で重要であるにもかかわらず、2000 年代以降に目立つライシテとイスラム教の新しい関係は、政治の面では、二つの側面があると考えられる。

一方で、ポピュリスティックな観点から、イスラム教とライシテを巡る問題はフランスの右傾化を配慮に入れた政治家の方針に強い影響を与えると考えられる。他方、大きく報道される事件に基づくこれらの議論は一般市民の過熱した反応を引き起こし、より重要と考えられる出来事が目立たなくなる。2000 年代におけるライシテとイスラム教の議論のポピュリスティックな扱い方を反映する例として、「公立学校での宗教的表徴に関する 2004 年の法律」(Loi sur les signes religieux dans les écoles publiques françaises)⁴⁷⁷がある。福祉国家を対象とする改正が行われた際に公表されたこの法律は非常に多く報道され、一般市民の関心を集め、社会保障や公共サービスを巡る改正の動きの軽視につながった。当時行われた議論は主にイスラム教に重点をおき、イスラム恐怖症と人種差別の拡大を引き起こしたと考えられる。目に見える

⁴⁷⁷「ヒジャブ（スカーフ）禁止法」(loi sur l'interdiction du port du voile)と呼ばれることもある。

イスラム教に関係する物の排除に基づく、学校、公共の食堂、プール、公共サービス機関といった公共空間の正常化という過程を通して、大多数が移民であるフランスに住むイスラム教徒のスティグマ化を強化した。サルコジ政権の間もこれらの議論は大きく拡大し、2011年4月11日、「公共の場で顔を覆うものを着用することを禁止する法律」(Loi interdisant la dissimulation du visage dans l'espace public)が施行されたことにより公共の場の法的定義が初めて導入され、顔を覆うヴェール⁴⁷⁸やマスクの着用をした場合、最高3万ユーロ及び1年の禁固刑が科せられるようになった⁴⁷⁹。フランスには500万人のイスラム教徒が生活しているが、ヴェールで顔を隠している人は2,000人程度のみであることはこの動きのポピュリスティックな側面を明らかにしていると考えられる。2011年11月には、宗教的な衣服、表徴、慣行のコントロールや宗教に対する公共サービスの中立性の尊重を確保することを目的とする提案は「ライシテの規範」(code de la laïcité)にまとめられた。さらに、2012年1月17日に元老院で採択された法案はフランスにおいて家族空間に強く関係するすべての保育所におけるヒジャブなどの着用の禁止を規定した。

この抑圧的な動きは、1980年代までに存在していた、マグレブ諸国出身者が大多数である在フランスイスラム教徒に対する寛容とは対照的であり、フランスの右傾化の一つの象徴であると考えられる。ポピュリスティック及びセンセーショナルな扱い方でライシテという概念を利用し、政治家やマスメディアはイスラム恐怖症と人種差別の拡大に及んだと考えられる。「フランスにおける反人種差別主義・反イスラモフォビア活動団体 (Collectif contre le racisme et l'islamophobie en France)」の報告によると、イスラム教徒に対する身体的暴力と暴言行為は、2010年から2011年までに72%増加し、2005年以来、これらの行為は6倍に増えた⁴⁸⁰。

⁴⁷⁸ ヴェール(voile)は、一般的に体の全部又は一部、時には女性の顔を隠すことを目的とした伝統的又は宗教的な衣服である。

⁴⁷⁹ 公共の場で顔を覆うものを着用することを禁止する法律を参照。

⁴⁸⁰ フランス新聞「ル・モンド」、2012年4月13日の記事を参照。

https://www.lemonde.fr/religions/article/2012/04/13/islamophobie-augmentation-de-72-des-actes-visant-les-personnes-selon-une-association_5989799_1653130.html (consulté le 15 décembre 2021)

このようにして、サルコジ政権により進められた方針は、ポピュリスティックな側面のある保守主義的な政策と新自由主義的な政策の重なりに基づくように思われる。新自由主義の面では、ニコラ・サルコジは福祉国家の概念を通じて発展してきたフランス国営機関の大規模な改革により、国家の役割を弱体化させた。他方、治安維持やナショナルアイデンティティのテーマを扱うことにより、分割されつつある彼の支持者を再び集めようとし、人気のない政策を押し被せようとしたと考えられる。治安問題と直接的に関わらない場合における社会的議論についても、少年司法と刑事司法の枠内に見られる移民を対象とするターゲティングと同様の過程があると考えられる。

第2款 成年者及び未成年者の再犯防止強化に関する 2007年8月10日の法律

2007年大統領選挙で発表されたように、ニコラ・サルコジは治安の維持や改善を巡る法改正に積極的に取り込むこととした。その動きの第一歩は、第1フィヨン内閣と第2フィヨン内閣の間に法務大臣であったラシダ・ダティにより提案された「成年者及び未成年者の再犯防止強化に関する 2007年8月10日の法律」(Loi du 10 août 2007 renforçant la lutte contre la récidive des majeurs et des mineurs)の成立という形をとった。14条しか含まれていないこの法律は、再犯をした者に対する「下限刑」(peines planchers)を導入するという点で、フランス刑事法における非常に大きな変化をもたらした。この法律はまた、再犯者の「治療命令」(injonction thérapeutique)に関して変更を加えた。少年に関する規定などを理由として、立法段階に野党による批判を受けたこの法律は憲法評議会に提出された。憲法評議会は、法律が刑の個別化の原則、及び少年司法の理念に逆らわないと発表し、法案を合憲と判断した⁴⁸¹。

2007年選挙活動中におけるニコラ・サルコジの方針の中心にあり、2007

⁴⁸¹ Véronique Champeil-Desplats (2017), Décision du Conseil constitutionnel relative à la loi renforçant la lutte contre la récidive des majeurs et des mineurs, in *La Revue des droits de l'homme, Actualités Droits-Libertés*, p. 1-3, p. 1.

年 8 月 10 日の法律により導入された下限刑は、特定の状況において、裁判官が最低刑期を言い渡す義務に関連している。2007 年 8 月 10 日の法律は、刑法に規定されている「再犯」を巡り、行為者がすでに刑事上の有罪判決の対象となった上で犯罪をした状況のみに適用される。このようにして、この法律は主に、再犯をした者に対する下限刑の導入に基づき立法され、①成人と②未成年の両方を対象としている。

①成人に関しては、法律の適用は、加害者が再犯をした状態により異なり、「重罪」(crime)と「軽罪」(délit)が分けられている。「違警罪」(contravention)は対象とされない。重罪に関して、法律は、言い渡される自由刑の期間が、刑法の規定により定められる最大刑期の3分の1過ぎなければならないことを義務化した(犯罪行為が15年間の最大刑期に当たる場合は5年以上、最大刑期が20年の場合は7年以上、最大刑期が30年の場合は10年、そして無刑期の場合は15年の刑期を言い渡さなければならない)。刑を個別化する権限を裁判官から完全に奪わないために、法律は、当事者の状況、人格、又はその社会復帰の可能性を検討した上で、下限刑以下の刑期の言い渡しを許すように規定される。したがって、下限刑以下の刑期を言い渡す場合には特別な動機が必要とされる。加害者が再び再犯をした場合(すなわち、3回目の犯罪をした場合)、下限刑以下の刑期の言い渡しはその社会復帰の例外的な保証がある場合にのみ可能とされる⁴⁸²。

軽罪に関しては、法律は、犯罪行為が3年の最大刑期に当たる場合は1年、5年に当たる場合は2年、7年間の場合は3年、そして10年間の場合は4年の最低刑期を規定している。重罪に関わる規定により定められる同じ理由が示された場合、下限刑以下の判決、又は自由刑ではない刑罰の言い渡しが可能とされる。加害者が再び再犯をした場合は、裁判官が特定された犯罪行為に対して、自由刑以外の判決を言い渡すことが不可能とされる⁴⁸³。

②未成年者に関して、2007年8月10日の法律は少年が16歳に達したかどうかによって規定を区別している。13歳以上16歳未満の少年の場合、1945

⁴⁸² Juliette Rabaux (2007), La loi renforçant la lutte contre la récidive des majeurs et des mineurs, in *Journal du droit des jeunes*, vol. 267, no. 7, p. 9-14, p. 10.

⁴⁸³ Id. at p. 10.

年オールドナンスでは、刑期は自動的に成人に対する刑期の半分以上を過ぎてはならないと規定されている。2007年8月10日の法律は、理論上この原則を尊重し、少年に対する下限刑は成人向けの半分以上を過ぎてはいけないと規定される。16歳以上の少年の場合、1945年オールドナンスの理念に基づく減刑原則が理論上残っているが、「例外的に、事件の状況と少年の性格を考慮して」その不適用が認められるようになった。先に紹介した犯罪予防に関する2007年3月5日の法律は、自由刑の例外的な性質を弱体化させた。その後、少年司法における再犯行為を巡る措置は成人司法のモデルへの変化が再び本格化したと考えられる。再犯の場合、減刑は原則として残るが、事件の状況又は加害者の人格がそれを正当化する場合、及び意図的な身体的暴力の犯罪又は性犯罪の場合に、その不適用が可能となるようになった。少年が新たな再犯をした場合(すなわち、3回目の犯罪をした場合)、意図的な身体的暴力の犯罪や性犯罪(最も深刻な犯罪行為)は、原則として、少年司法の理念の一つである「年齢に応じた刑の緩和」が適用されない⁴⁸⁴。

この法律はいくつかの問題を提起しており、上記で紹介したフランスの政治的及び社会的状況を考慮に入れなければならない。第一に、この法律はニコラ・サルコジによるポピュリスティックな統治方法に基づくことが明らかであるように思われる。一般市民は少年問題に焦点を合わせており、政府はフランスの現実を考慮しない対応をとっている。まず、フランスは過剰収容という問題を抱えていることを理解することが重要である。その文脈において、再犯に関するこの法律は、施設収容の判決を増やし刑期を長くする結果をもたらすように立法されたと考えられる。これは明らかに、すでに矯正局の懸念事項になっている過剰収容を悪化させる結果をもたらす。また、この法律は加害者の性格を考慮していないと考えることができる。ある意味で、すべての加害者に区別なく適用され、裁判官の決定を拘束する原則が制度化されたと考えられる。少年に関しては、自動的減刑を意味していた年齢に応じた刑の緩和の見直しが最も大きな問題であると考えられる。少年を成人と

⁴⁸⁴ Jocelyne Castaignède (2011), *Le mineur récidiviste : le nouveau regard du législateur*, in *Les récidivistes: Représentations et traitements de la récidive, XIXe-XXIe siècle*, Presses universitaires de Rennes, (Online), §27.

してみなし、早期に施設内処遇とすることは効果的ではないと考えられる。逆に、それは少年の非行傾向を進ませる可能性が高い。フランスでは、早期に刑事施設に入所した少年は、再犯や犯罪傾向悪化の可能性を拡大化していることが明らかである⁴⁸⁵。これらの理由から、子どもと大人の間にあるイデオロギー的な壁を打ち破り続けるこの法律は、治安維持の問題だけに焦点を当てた実用的な側面においてさえ、逆効果のように思われる。

ニコラ・サルコジの政治的台頭は体感治安悪化と移民問題の重視化とともにされた。ペナルポピュリズムの代表者の一人であるニコラ・サルコジにより支持されたこの法律は一般市民に対する象徴的メッセージとして機能していると考えられる。フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルにより設定された少年司法における新自由主義の影響の観点から、危険性のある少年を対象とした収容の例外的側面を弱体化させるこの改正はリスク管理に直接的に関係している。

第3款 2008年12月3日のヴァリナール報告

1945年以降、フランスの社会的・経済的状況が大きく変化したという観点から、ラチダ・ダティ法務大臣は、少年司法の完全改正の検討を目的とする委員会を設置した。当時第3リヨン大学の教授であったアンドレ・ヴァリナールがこの委員会の議長を務めるように指名された。数カ月にもわたるヒアリングと議論の後、この委員会の検討をまとめるヴァリナール報告は2008年12月8日に法務大臣に渡された。この委員会は、ある意味で、サルコジ政権、オランド政権及びマクロン政権の各政府の中心にある少年司法の完全改正の出発点である。ここでは、ヴァリナール報告の背景と内容を紹介し、批判の対象となった点を検討する。

アンドレ・ヴァリナールを委員長として指名した時に、ダティ法務大臣は、委員会の目的として次の8点を挙げた。①すべての非行に対して、迅速かつ体系的な刑事的対応を行うこと、②制裁の段階的な制度を検討すること、③

⁴⁸⁵ Rapport du ministère de l'Éducation.
<https://jeunes.gouv.fr/Favoriser-le-parcours-de> (consulté le 15 décembre 2021)

少年司法の全面改正を配慮に入れた上で、より読みやすい措置の規定方法を検討すること、④刑事責任年齢の設定による未成年の自己責任の強化を検討すること、⑤未成年者に適用される措置と手続を見直すこと、⑥全体として、検察官の役割を再考すること、⑦手続において被害者に重要な地位を与えること、及び、⑧制裁の効果的な執行を確保する方法を検討すること⁴⁸⁶。

法務大臣が挙げたこれらの目的に対して、委員会の設立前に、アンドレ・ヴァリナールは、少年司法の完全改正を巡る方向性として、以下の発言をした。「現在、私には、「子ども」という言葉を利用し続けることはもはや不可能だと思います...すべての規定は、未成年が社会における自分の居場所を見つけること、責任年齢を設定すること、言い渡される措置を明確にすること、行為や行為者の特徴に合わせた迅速で段階的な対応を提供することが重視されるべきだと思います」⁴⁸⁷。それに加えて、アンドレ・ヴァリナールは、1958年から少年係裁判官の特徴の一つである二重の役割に疑問を呈した。彼にとって、この二重の役割は「教育と罰の境目を曖昧にする可能性がある」。また、「再犯を繰り返した16歳以上の未成年者は、依然として専門化されながら、より成人司法と共通する手続の対象にすることが可能ではないでしょうか」と発言した⁴⁸⁸。

(1) ヴァリナール報告の内容

最終報告書は二つの部分に分かれており、最初の部分は勧告⁴⁸⁹を提示し、後半はこれらの勧告に基づく提案⁴⁹⁰を示す。前半の部分でまとめられた勧告は五つあり、次のとおりである。親のためのより分かりやすい刑事手続の進捗状況の情報提供、少年司法に関与するすべての専門家のための初期及び継

⁴⁸⁶ Dominique Attias (2009), Barreau de Paris. Observations sur le rapport Varinard, in *Journal du droit des jeunes*, vol. 283, no. 3, p. 12-19, p. 12.

⁴⁸⁷ Discours d'André Varinard du 15 avril 2008.

http://www.presse.justice.gouv.fr/art_pix/1_MVarinard.pdf (consulté le 15 décembre 2021)

⁴⁸⁸ Id.

⁴⁸⁹ これらの勧告は70件あり、報告書の6頁から23頁までに簡単に説明されている。

⁴⁹⁰ ヴァリナール報告書の24頁から231頁までにこの提案が詳細に示されている。

統的なトレーニングの制度化、すべての教育活動は研修活動を中心に組織されていることの再強調、社会内処遇におけるより良い教育と職業訓練を提供するための寄宿学校の創設、青少年司法保護局とメンタルヘルスサービスの間の協力関係の制度化、そして被害者の利益重視⁴⁹¹。

これらの勧告とラシダ・ダティにより目的として設定された点を配慮にいて、ヴァリナール報告の後半は提案を以下の五つの柱に基づいて発表した。①少年司法の明確化、②法的枠組みの細分化、③法的対応の規則化、④法的対応の一貫性と段階化、⑤法的対応の短期化である。

①「少年司法の明確化」⁴⁹²(une justice des mineurs plus lisible)について、少年司法を読みやすくする必要性に基づいて、委員会は「未成年刑事司法法典」(Le Code de la justice pénale des mineurs)と呼ばれる未成年者専用の司法法典の立法を提案した。少年司法の明確化は、これまで刑法や刑事訴訟法に含まれる規定を未成年刑事司法法典に入れる完全改正を通じて行われるように勧告された。ヴァリナール報告において、この新しい法典の成立は利用される語彙の「改善」を勧告している。「子ども」という言葉を利用し続けることはもはや不可能だと思います」というアンドレ・ヴァリナールの発言を反映し、「少年裁判所」(tribunal pour enfants)が「未成年裁判所」(tribunal des mineurs)になり、「少年係裁判官」(juge des enfants)が「未成年係裁判官」(juge des mineurs)に置き換えられるように提案がされた。つまり、「enfant」(子ども)という言葉が削除することがこの報告により提案された。

これらの点を提案しながら、ヴァリナール委員会は少年司法の基本的な原則の再強調を提案している。教育の優位性に重点を置くべきことが求められ、教育の優位性という1945年オルドナンスの原則が「未成年者に対する刑事的対応の教育的目的及び刑罰の補助的性質」(la finalité éducative de la réponse pénale à l'encontre du mineur et le caractère subsidiaire de la peine)に置き換えられるように提案された。管轄権又は手続の専門化という1945年オルドナンスの理念も取り上げられ、未成年の人格の必要な考慮が強調された。ただ

⁴⁹¹ Dominique Attias (2009), supra note 486 at p. 13.

⁴⁹² Rapport de la commission Varinard, p. 45-70.

http://www.presse.justice.gouv.fr/art_pix/1_RapportVarinard.pdf (consulté le 20 décembre 2021)

し、委員会は、「刑事的対応の一貫性と段階化」(les principes de cohérence et de gradation de la réponse pénale)、及び「非行に対する法的対応の規則化」(la systématisation d'une réponse pénale à toute infraction)という 2 点を少年司法の原則として加えるように勧めた。

②「法的枠組みの細分化」⁴⁹³(un cadre juridique plus précis)を実施するには、ヴァリナール委員会によると、第一に、年齢層の明確な再定義が必要である。この年齢層の再定義に関して、委員会は、刑事責任の最低年齢を 12 歳に設定することを提案した。理論上、この点は、国連・子どもの権利委員会の勧告によって動機付けられている。フランスに刑事責任年齢が明確に規定されていないことが批判され、その規定が子どもの権利委員会により長い間問題とされてきた。しかしながら、その新しい刑事責任年齢の設定により、12 歳以上の子どもを対象とする刑罰の言い渡しは理論上可能となることが問題であると考えられる。少年司法の適用年齢について、ヴァリナール委員会は 1945 年オルドナンスのように、18 歳にすることを勧告している。

この年齢層の明確化に関連して、委員会は、重罪事件(matière criminelle)を除いて、未成年者を対象とする刑事施設における身体拘束の禁止を提案した。軽罪事件(matière délictuelle⁴⁹⁴)に関しては、12 歳以上 14 歳未満の少年は未決勾留の対象とはならず、教育的制裁と「司法監督」(contrôle judiciaire)のみの対象となるように勧められた。したがって、司法監督違反がある場合でも未決勾留を行うことができないため、委員会は、閉鎖型教育施設と似ているような「収容施設」(structures contenant)を用いることを検討した。ただし、重罪事件に関しては、12 歳以上 14 歳未満の少年は刑罰、司法監督、未決勾留の対象となる可能性が残された。14 歳以上 16 歳未満と 16 歳以上 18 歳未満の少年については、当時機能していた制度の維持が勧告された。

つまり、委員会は 14 歳以上 16 歳未満の少年に対して、司法監督及び未決勾留の言渡を可能にすることを勧めた。上述したように、成年者及び未成年者の再犯防止強化に関する 2007 年 8 月 10 日の法律により「下限刑」(peines planchers)が導入され、その不適用条件が規定された。16 歳以上の少

⁴⁹³ Id. at p. 70-87.

⁴⁹⁴ これは、「Matière correctionnelle」ともいわれる。

年に対する、年齢に応じた刑の緩和の不適用もこの法律により規定された。これらの二つの措置に対して、委員会は、「その導入があまりにも最近過ぎて、依然として評価されていないため」と主張し、その廃止を勧めなかった。犯罪の予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律によって 13 歳以上の少年に拡大された措置である「刑事示談取引」(composition pénale)の維持が勧告された。その点に関して委員会は「この新しい制度を評価するために必要な時間が依然として過ぎていない」と説明し、「その廃止を検討するのはまだ早い」と述べた。警察留置については、12 歳以上 14 歳未満、及び 14 歳以上 18 歳未満の少年に対して、委員会はその可能性を維持することを勧めた。しかしながら、その警察留置の在り方は各年齢層により異なるべきであり、少年の年齢に合わせる必要があると勧告された。また、刑事責任を負わないが、年上の少年や成人が関わる事件において共犯者である可能性のある 12 歳未満の少年には、特別なヒアリングの導入が勧められた。これらの少年は、一度更新可能な 6 時間のヒアリングの対象とすることが勧告された。

また、少年係裁判官の二重の役割に対するアンドレ・ヴァリナールの疑問があったにもかかわらず、委員会はその維持を勧めた。

③「法的対応の規則化」⁴⁹⁵(la systématisation de la réponse pénale)の一環として、委員会は、一般社会に少年問題の責任を負わせ、非行に対して迅速かつ不可避の対応を可能にするために、最初の非行の「非司法化」を提案した。その点に関して、委員会は、2007 年 3 月 5 日の法律により導入された特定の非行に対する市長に与えられた役割について述べ、少年による非行の非司法化はすでにわれていることを強調した。その考え方に基づき、委員会は、最初の非行に対する対応を行う目的とする、検察官の監察権に置かれる「安全と犯罪防止のための地方議会」に管理される新しい機関の成立を勧めた。ヴァリナール委員会によると、その新しい機関は、児童福祉サービスに連絡すること、適切な学校教育又は指導を促進すること、被害者に補償を要求することなどという措置を決定することができるように成立されるべきである。ただし、ヴァリナール報告の柱である「法的対応の段階化」を配慮し、

⁴⁹⁵ Rapport de la commission Varinard, supra note 492 at p. 98-126.

最初の非行の非司法化は、比較的深刻ではない犯罪に限定されるように勧告された。

また、委員会は親の役割について検討をした。法的な手続に親を関与させるために、委員会は、手続の主な段階における、彼らの権利と義務などを説明する書類の作成を勧めた。また、両親への引き渡しという教育的措置の維持が勧められたが、その言い方を変更することとその改善が必要とされ、「親又は保護者への司法上の引渡し」(remise judiciaire à parents et/ou à personne ayant la garde du mineur)という言い方が勧告された。その改善に関して、本措置の実施は少年を対象とした聴聞会における親権者の出席を条件とするようにしなければならないと主張された。聴聞会に出席しない親に対する強制的な「子育てコース」(stage de parentalité)という措置の導入も勧められた。

④「法的対応の一貫性と段階化」⁴⁹⁶(Cohérence et gradation de la réponse pénale)はヴァリナール報告で重要な点であり、少年司法制度の新しい原則として説明され、起訴の代替措置、新しい裁判手続、そして社会内処遇における教育的監視に直接的に関わる。この新しい原則に基づき、検察官により言い渡す起訴の代替措置の分類や階層化が勧められた。さらに、「最終警告」(avertissement final)の作成も述べられた。この最終警告を発した後、検察により言い渡される起訴の代替措置が不可能となり、少年裁判所における裁判手続の開始が義務付けられる。新たな裁判手続について、委員会は以下の点を勧告した。ヴァリナール報告が作成された時に、少年裁判所の「面談室で行われる面談」⁴⁹⁷(audience en cabinet)を通じて言い渡される措置は教育的処分のみであった。「面談室で行われる面談」における少年係裁判官の権限を再定義することを提案し、委員会は裁判官がすべての教育的制裁を言渡すことができるように勧めた。委員会はまた、「検察官の関与を意味する、面談室で行われる面談より厳粛な、1人のみの少年係裁判官が参加する少年裁判の手続」の導入を支持した。この新しい裁判手続の対象となるのは、刑法により5年以下の自由刑に当たる犯罪行為をした少年であるべきことが求められた。ま

⁴⁹⁶ Id. at p. 126-194.

⁴⁹⁷ ここでいう面談室で行われる面談は、1人の少年係裁判官と行為者である少年の話し合いを指す。これは、狭義の裁判ではないものとされる。

た、1人の裁判官と検察官の参加が特徴であるこの新しい手続に加えて、委員会は「集団裁判所」(Tribunal des mineurs en formation collégiale)の設置を検討した。この裁判手続は再犯として行われた5年間以上の自由刑に当たる犯罪事件を対象とするように求められた。「少年軽罪裁判所」(Tribunal correctionnel pour mineurs)の創設も考えられた。委員会によれば、この新しい裁判手続の導入は、法的対応の階層化に基づき、さらなる法的段階を確立する必要性により動機づけられる。この少年軽罪裁判所は、少なくとも1人の少年係裁判官を含む3人の裁判官で構成されるように勧められた。本裁判手続の対象としては、再犯を繰り返した16歳以上の少年、裁判が開始される前に18歳になった少年、成人と一緒に行動し、犯罪をした少年、若年成人(18歳以上20歳未満の間に犯罪行為をした者)が挙げられた。この新しい裁判手続の対象となる再犯を繰り返した16歳以上の少年について、委員会は、「(これらの少年は)すでに成人向けの下限刑などの対象となっているため、成人司法の色がある裁判手続の対象とされるのが妥当であるように思われる」と述べた。また、「この少年軽罪裁判所には少なくとも1人の少年係裁判官が含まれるため、少年司法の専門化の原則は守られている」と主張した。

社会内処遇における教育的監視に関して、ヴァリナール報告は、当時存在していた措置の置き換えや削除などを勧告しておらず、すでに取りうる措置を新しい、唯一の言い方で名付けられる措置の中に統合させるように勧めた。

⑤「法的対応の短期化」⁴⁹⁸(La célérité de la réponse)という柱は、主に調査、「検察の直接的介入」(saisine directe par le parquet)と施設送致命令(mandat de placement)。

調査に関しては、委員会は、少年の性格を知る必要性があるという1945年オールドナンスの理念に基づいて以下の勧告を行った。委員会は、少年の現状に関する情報の収集が、警察による取り調べが開始される際に、検察官の要請に応じてなされるよう求めた。また、少年の人格に関わる情報の収集に関して、委員会は少年係裁判官が関与を始めた後に完全な調査を開始することを勧める。このために、委員会は「法的手続の枠組みと時間枠に適合した新

⁴⁹⁸ Rapport de la commission Varinard, supra note 492 at p. 195-230.

しい調査手続」の導入を提案した。さらに、少年の人格に関する調査措置の期間を3カ月に制限し、その更新を1回できることを勧めた。家族の経済的及び道徳的状況と背景に関するすべての要素をまとめた情報も、事件が少年係裁判官に送致された時に行い始め、少年の幅広い情報が含まれるファイルとして人格調査の枠内に統合させることを提案した。少年に関するすべての決定を含むこの書類は「単一人格情報ファイル」(Dossier unique de personnalité)は、少年と関わるさまざまなアクター間の明確化を促進し、少年のライフパスへの理解を高めることができると説明された。少年の状況変化を図るため、6カ月ごとに行われる再調査も提案された。

人格調査のファイルが既に作成された再犯をした少年に対しては、委員会は、検察官による直接的な介入を提案した。その際に、検察官は、事件の事情に応じて、その関与が妥当とされる機関(少年裁判所、少年軽罪裁判所など)へ、人格調査を要請せず、事件を送致することができる。

ヴァリナール報告のもう一つの重要な点としては、オランダ政権とマクロン政権において議論された「裁判の中止手続」(procédure de césure)がある。この中止手続は、非行事実の争いがなく、少年が認定した事件に対してのみ可能として導入された。この手続は少年事件を対象とする裁判手続を二つに分ける目的を持っている。最初は、有罪判決と被害者への補償を言渡すための事実認定を巡る面談を行うことが提案された。その第一の判決が出た後、制裁や刑罰を選択するための裁判を行うように述べられた。この二つの裁判の間にある期間は6カ月を超えてはならず、その間に調査措置を実行すべきだと説明された。

最後に、施設送致命令(mandat de placement)について、委員会は、少年裁判所が少年の施設送致⁴⁹⁹を遅滞なく実施するために、「県青少年司法保護局長」(directeur départemental de la protection judiciaire de la jeunesse)へ令状を発行することができるように勧告した。

(2) 検討

⁴⁹⁹ ここでいう施設は教育的施設を指す。刑事施設ではない。

このヴァリナール報告は、フランスでの少年司法の完全改正を実現するための最初の段階に位置している。この完全見直しの理由の一つとしては、1945年オールドナンスの「読みにくさ」が挙げられている。この点に関して、1945年オールドナンスの読みにくさは大きな問題であり、少年司法のより分かりやすい再構築の必要性は否定しがたいと考えられる。しかしながら、1945年オールドナンスのその読みにくさの主な理由の一つとしては、ポピュリスティックな性格を持った改正が、第2次シラク政権とサルコジ政権の間に連続的に行われてきたことがあると考えられる。上述したように、20世紀末から、少年犯罪は、政治的な観点から、しばしば、選挙において票を集め、支持率を上げるためのテーマとして扱われてきた。深い検討を行わずに連続的に行われたこれらの改正が、ヴァリナール報告において批判される多くの矛盾の原因である。

子どもと関わる専門家の多くがヴァリナール報告に関する意見を交換した。ここでは、①高く評価された点、又はその精神が高く評価されたが、その形が批判された点と②批判の対象となった点に焦点を当てて、ヴァリナール報告を巡る議論の分析をする。

①ヴァリナール委員会によって提案されたすべての点のなかで、いくつかは大多数の専門家によって高く評価された。少年司法の完全改正という発想に関しては、すでに述べたように、すべての専門家（裁判官、付添人、教育士など）がそれに反対しておらず、少年司法の読みやすさを増す提案はコンセンサスを得た⁵⁰⁰。また、弁護士、裁判官、及び子どもの権利をめぐる活動する者は、ヴァリナール報告が1945年オールドナンスと1958年オールドナンスの間にある関係を尊重し、少年係裁判官の二重の役割の維持を提案していることを高く評価した。刑事責任年齢制度の新設とそれに伴う刑事無責任者のための特別な地位の確立も広く受け入れられた。刑事責任を負わないこれらの子どもは、児童保護に関係する制度の対象となるものとして評価され

⁵⁰⁰ Union Nationale des Associations de Sauvegarde de l'Enfance, de l'Adolescence et des Adultes (2008), *Justice des mineurs : le rapport Varinard*
<https://www.unasea.org/files/flash/42.pdf> (consulté le 20 décembre 2021)

た。しかしながら、その刑事責任年齢を 12 歳とする提案は大きな批判を受けた。事件が少年係裁判官へ送致された時に開始される少年の人格の体系的かつ幅広い検査手続に関する提案は、大多数の専門家によって受け入れられた。

その「精神」としては評価されたものの、適用には批判がある措置もあった。例えば、「単一人格情報ファイル」(dossier unique de personnalité)の精神が高く評価された。行為者が成人年齢を超えた時に行われるこのファイルの自動的削除も評価された。しかしながら、委員会が、このファイルを閲覧する権利を弁護士、子どもとその家族に許さなかったことが、特にパリ弁護士連合によって批判された⁵⁰¹。

ヴァリナール報告で提案されている対策のいくつかが高く評価されたとはいえ、全体的に言えば、この報告は②激しい批判の対象となった。まず、少年を指す用語の変更は特に批判された。子どもという言葉が未成年に変わることを提案している点は、少年司法の専門家という伝統的な理念の弱体化を意味し、ヴァリナール報告が有するイデオロギー的な方向性を反映していると考えられる。パリ弁護士連合によれば、「子ども」という言葉を維持することが不可欠であり、「未成年」という言葉は行為者の法的な位置づけを示すためだけの専門用語であるべきである⁵⁰²。ヴァリナール報告が提案するこの用語の変化は非行少年を「危険にさらされる子ども」として見なされなくなる危険性を高めると考えられる。また、裁判官と弁護士は、教育的措置を教育的制裁として再定義するべきという委員会の勧告に対して同様の批判を行った。上述したように、刑事責任年齢を明確にする制度の新設は評価された。しかしながら、これを 12 歳に固定することは強く批判されている。実際、刑事責任年齢の明確化は、児童の権利に関する条約と北京ルールズの勧告を念頭に置いてヴァリナール報告において検討された。しかしながら、児童の権利に関する条約と北京ルールズは 12 歳という年齢を、最低限年齢として説明しており、状況を改善するために、比較的児童の保護が進んでいない国に向けて勧告を行っている。多くの専門家にとっては、フランスが刑事

⁵⁰¹ Dominique Attias (2009), *supra* note 486 at p. 15.

⁵⁰² *Id.* at p. 17.

責任年齢を 12 歳に定めることが、大きな問題である。その刑事責任年齢の明確化により、12 歳以上であれば少年が刑事施設に収容される可能性も児童保護の多くの専門家の批判を集めた⁵⁰³。

司法監督違反をした 14 歳未満の少年を対象とする、閉鎖型教育施設の仕組みをベースにする「収容施設」の確立も受け入れられなかった。パリ弁護士連合会によれば、12 歳以上 14 歳未満の少年のための保護施設の創設を検討する必要があるが、14 歳未満の子どもを対象とする収容施設の設置は適切ではない。これらの施設の成立という提案は、重罪事件に関わった 12 歳以上 14 歳未満の少年の刑事施設送致と同様の問題があると考えられる。社会防衛の観点から少年の社会的隔離を意味するこれらの施設の政治的な側面が大きいと考えられる。これらの提案は、児童の権利に関する条約の勧告に反して、子どもにとっての不利益が大きい。軽罪事件に関わった 14 歳以上を対象とする刑事施設内処遇というヴァリナール報告に含まれる措置も、同じ観点から批判された。子どもの収容について、パリ弁護士連合会は、刑事施設を出た未成年の 80% が 2 年以内に再犯するというデータを用いて、刑務所が犯罪予防又は社会復帰につながりにくいことを主張した⁵⁰⁴。ヴァリナール報告に対する批判は、また、手続の全段階における検察案の管轄権の拡大に関わる。2002 年法から本格化した検察官の関与の拡大のさらなる強化を提案するヴァリナール委員会は少年司法を成人司法に近づけ、前者の教育的な機能の弱体化を許すと考えられる。人格調査のファイルが既に作成されている再犯をした少年に対する検察官による直接的介入も幅広く批判された。人格の調査が過去に行われたとはいえ、子ども期は少年の精神状況や環境が大きく変わることが珍しくないため、新しい事件については新しい調査を行わなければ、少年の立場を理解することが困難になると考えられる。

ヴァリナール報告の目を引く提案の中には少年軽罪裁判所の構想もある。この提案も批判の対象となった。児童の権利に関する条約は、少年法を 18 歳まで適用可能にし、子どものための特別な手続を設けることを推奨している

⁵⁰³ Juliette Demaldent-Rabaux and Jean-Luc Rongé (2009), *La commission Varinard a rendu son rapport...* », in *Journal du droit des jeunes*, vol. 281, no. 1, p. 25-37, p. 27.

⁵⁰⁴ Dominique Attias (2009), *supra* note 486 at p. 18.

にもかかわらず、ヴァリナール委員会は成人の制度をベースにした、子どもを対象とする新しい裁判手続の導入を提案している。この提案は、子どもの保護に穴をあけるように思われる。ヴァリナール委員会は、この新しい裁判手続により少年係裁判官が一人で関与することで子どもの保護を保証すると主張している。しかしながら、一人の少年係裁判官が関与するとはいえ、3人の裁判官のうち2人が一般裁判官であることは制度の専門化を大きく弱体化させると考えられる。委員会はまた、裁判の実施の際に18歳を超えた少年をその少年軽罪裁判所の対象とするように勧告した。この提案は、これまで裁判時に18歳以上であっても行為時に18歳未満であれば少年裁判所に事件を管轄させる扱いを変え、少年裁判所の審判の途中でも18歳に達すれば少年軽罪裁判所の対象としようとするものである。これは、裁判所の管轄権を決定する際に非行の行為時の日付を重く見ることから、裁判開始の日付における行為者の年齢を重視することへと方向を転換することを意味する。それは、フランス少年司法の伝統的な理念に大きく反し、裁判官、弁護士と教育士にとっての懸念を集めた点の一つであった。

第4款 少年軽罪裁判所

ここまで見てきたように、2007年以降、1945年オールドナンスの完全改正という政府の目的が明らかになった。ヴァリナール委員会がこの目的のために設置され、2008年にヴァリナール報告書が作成された。1945年オールドナンスの完全改正の精神と方向性に対して意見が大きく分かれていたにもかかわらず、1945年オールドナンスを廃止し、完全改正を通じて、手続を「より分かりやすく」規定する必要性についてはコンセンサスがあった。しかしながら、サルコジ政権による少年司法改正は、困難に直面している子ども達を対象とする全面的な見直しという形をとらなかった。反対に、1990年代から行われたポピュリスティックな改正の動きと同種の精神に基づき、一般市民の動向に配慮した1945年オールドナンスの一部改正が再び行われた。第3次フランソワ・フィヨン内閣の際にラシダ・ダティの代わりに法務大臣になったミシェル・メルシエは、裁判手続の効率を改善することを目的とした、1945

年オールドナンスを改正する「刑事司法と少年審判への市民参加に関する 2011 年 8 月 10 日の法律」(loi du 10 août 2011 sur la participation des citoyens au fonctionnement de la justice pénale et le jugement des mineurs) を提案した。法律は二つの部分に分かれている。一つ目は成人刑事司法の手続への市民の参加を改善することを目的としており、二つ目は少年司法における裁判手続の改善に関連していた。成人司法に関しては、一般国民から選ばれた者が、裁判官の協力者としていくつかの刑事裁判手続に関与するように規定された⁵⁰⁵。

少年裁判手続の効率を改善する点に関しては、ヴァリナール報告が大いに参考にされ、以下の重要な変化が規定された。①再犯した 16 歳以上の少年を対象とする「少年軽罪裁判所」(Tribunal correctionnel pour mineurs)の創設、②「単一人格情報ファイル」の導入、③「検察の直接的介入」(saisine directe par le parquet)、④「司法監督」(contrôle judiciaire)の条件変更、及び「電子監視付居住指定」(Le recours au placement sous assignation à résidence avec surveillance électronique)の導入。

刑事司法と少年審判への市民参加に関する 2011 年法の第 49 条は、1945 年オールドナンスに①「少年軽罪裁判所」と題する第 3 章を挿入した。2012 年 1 月 1 日に発効した少年軽罪裁判所は、3 年以上の自由刑に当たる犯罪行為の再犯事件で起訴された 16 歳以上の少年を裁判にかけることを目的としている。この新しい裁判手続は 1 人の少年係裁判官と 2 人の一般人の裁判官により行われる。このようにして、少年軽罪裁判所は、専門化された軽罪裁判所として説明された。また、事件を少年軽罪裁判所に送致した少年係裁判官が少年軽罪裁判所に関与することはできないものとされた⁵⁰⁶。

刑事司法と少年審判への市民参加に関する法律を巡る議論が行われた際

⁵⁰⁵ その主な例として、2 人の一般市民が協力者として、3 人の裁判官と一緒に刑法により 5 年間以上の自由刑に当たる軽罪事件に対する裁判に参加するようになったことが挙げられる。

⁵⁰⁶ この点は、フランス憲法に規定されている「公平性の原理」(principe d'impartialité)に関連づけて説明される。それまでは、少年司法の一つの特徴である「裁判手続の連続性」(continuité de la procédure)の理念が、子どもの利益に基づいて、少年係裁判官に特別な権限を与えていたため、「少年係裁判官と公平性の原理の対立」というテーマは争点化しなかった。しかしながら、少年軽罪裁判所の導入に当たり、この議論が出現し、憲法評議会は事件を少年軽罪裁判所に送致した少年係裁判官が少年軽罪裁判所に関与することを違憲と判断した。

に、少年軽罪裁判所の導入が大きく批判され、憲法院に提訴がなされた。野党からすれば、少年軽罪裁判所の導入は少年司法の原則とされる「少年司法の専門化」を尊重していないものであった。しかしながら、少年軽罪裁判所で行われる裁判手続が一人の少年係裁判官によりリードされることは、手続の専門化を十分に果たしていると判断され、少年軽罪裁判所の合憲性が認められた。少年軽罪裁判所は、ヴァリナール報告の精神に基づき、少年司法と成人刑法を一致させることを目指していることが明らかであると考えられる。2007年から下限刑の対象となった、再犯した16歳以上の少年は、その人格とライフパスを十分に理解していない、専門性が非常に限られている裁判体により判決を下されるようになったと考えられる。効果的な更生に必要なとされる少年の人格の理解が軽視され、少年軽罪裁判所で行われる審判は犯行行為に重点を置いている。少年司法の専門化という理念を反映する少年裁判所により行われる手続を行う少年係裁判官が少年軽罪裁判所に関与ができないことが大きな問題である。その点は、少年が対象となる手続の一貫性を弱体化させるように思われる。

②「単一人格情報ファイル」は、少年が関わったすべての機関により収集された、少年の人格に関わる情報を集める制度を指している。ヴァリナール報告書において提案されたこのファイルは少年係裁判官と検察官の管轄権の下に置かれ、教育的措置、保護措置の際に行われた少年の人格、社会的環境や家庭事情を対象としたすべての調査結果が含まれる。そのファイルは、少年が調査、又は未決段階で行われる措置(司法監督、未決勾留など)の対象となった時点から作成が開始され、その更新は新しい手続が行われる際になされなければならないように規定される。新たな手続が開始される時に参考にされ又は更新されなければならないこのファイルは少年の付添人、家族と保護者、被害者、裁判官、検察官や青少年司法保護局の者が参照できるように規定された⁵⁰⁷。また、少年係裁判官の裁量により、その参照は少年の手続に関わる全てのアクターにも可能とされた。単一人格情報ファイルに含まれ

⁵⁰⁷ ヴァリナール報告書においては、それまで少年の付添人などがそのファイルを参照できていなかった扱いを改めることが求められた。刑事司法と少年審判への市民参加に関する2011年法により導入された単一人格情報ファイルは、少年の付添人などによる参照が可能とされた。

る情報は「秘密情報」(informations confidentielles)とされ、その参照は少年司法に規定される手続の際にしか認められない。被害者などによる、これらの情報の公表は 3750 ユーロの罰金刑に当たる。

③「検察の直接的介入⁵⁰⁸」(saisine directe par le parquet)の導入も、ヴァリナール報告書の提案に大きく影響された。報告では、「さまざまな裁判手続への直接的送致の導入」を勧告した。この勧告に基づき、1945年オルドナンスの修正の試みは、「国内安全の成果のための方針及び計画に関する 2011年3月14日の法律(Loi du 14 mars 2011 d'orientation et de programmation pour la performance de la sécurité intérieur)の立法を通して行われた。しかしながら、憲法院はこの措置を合憲として認めなかった⁵⁰⁹。2011年8月10日の法律を通して、政府はその措置の適用範囲を変更して、その導入に成功した。2011年8月10日の法律により、検察官は、少年を対象とした調査を行わずに、裁判手続を開始させることができるようになった。裁判のその直接的開始は、過去12カ月間に少年に関する情報が収集された場合、及び事実認定に争いがない場合にのみ適用できる。初犯事件は対象外とされ、刑法により5年以上の自由刑に当たる行為が13歳以上の少年に行われた事件、そして3年以上の自由刑に当たる行為が16歳以上の少年に行われた事件が対象である。

④「司法監督」(contrôle judiciaire)の条件変更により、非行が5年以上の自由刑に当たる事件(意図的な身体的暴力の犯罪又は性犯罪)に関わった13歳以上16未満年の少年に対する司法監督が延長可能となった。

⑤「電子監視付居住指定」(Le recours au placement sous assignation à résidence avec surveillance électronique)も2011年8月10日の法律により規定された。法案段階において、13歳以上16歳未満の少年に対する「電子監視付居住指定」が導入された。しかしながら、憲法院はこの措置を合憲とは認めなかった。その結果、この措置は2年の自由刑に当たる事件に関わった16歳以上18歳未満の少年に適用されるようになった。

この法律の制定は、サルコジ政権下で実施された非行少年に対する厳罰化

⁵⁰⁸ ここでいう検察官の介入とは、事件を直接、つまり少年の人格などを対象とした調査を行わずに、裁判の対象にすることを指す。

⁵⁰⁹ Conseil constitutionnel, Décision n° 2011-625 DC du 10 mars 2011.

の最後の動きである。この法律はフランス社会の亀裂を背景とした、1945年オールドナンスの連続的な改正という2000年代から行われた右翼の統治方法を反映していると考えられる。現実には、専門性の低い裁判手続を開始することに違和感を持つ少年係裁判官が大多数であり、少年軽罪裁判所が用いられることはほとんどなかった。後述するように、いわゆる新社会的防衛アプローチを推進したオランダ政権の間に法務大臣であったクリスチャーヌ・トビラは、少年軽罪裁判所と下限刑を廃止した。

第3節 オランダ政権下における少年司法改革

2012年は大統領選挙におけるフランソワ・オランダの勝利、そして左派の政府の復帰により特徴付けられる。この選挙に伴う政権交代はフランスの政策に多くの影響を及ぼしたが、特にテロ事件の増加によって特徴づけられる当時の背景により、多くの分野において、大きな変化はなかった。

少年司法について言えば、オランダ政権の5年間は、主にクリスチャーヌ・トビラの法務大臣への任命によって特徴づけられる。在職中、彼女は1945年オールドナンスの広範囲にわたる改正を行おうとしたものの、郊外や移民に焦点を当てた一般市民、政府内における対立や野党の批判がこの改正を実現させなかった。反面、クリスチャーヌ・トビラを通じて、オランダ政権は、サルコジによって導入され、1945年オールドナンスの理念に逆らっていたと考えられる下限刑と少年軽罪裁判所を廃止した。

ここでは、2012年から2017年までの時期におけるフランスの政治的・社会的状況を把握し、クリスチャーヌ・トビラの活動に象徴される少年司法の全改正計画、そして下限刑と少年軽罪裁判所の廃止について検討をする。

第1款 社会的・政治的背景

オランダ政権は、2012年5月15日に、前任者のニコラ・サルコジの任期満了とともに始まった。フランソワ・オランダは、2012年5月6日にフランス共和国の大統領に選出され、2017までに大規模な内閣改造が4回行われ

た⁵¹⁰。オランダ政権は、特に失業の増加、「労働・労使対話の近代化・キャリアパスの安全化に関する 2016 年 8 月 8 日の法律」に対する運動やテロ事件の増加という政治的困難に直面したことを特徴とする。フランソワ・オランダの任期は 2017 年 5 月 14 日に終了し、2017 年の大統領選挙では、オランダ政権において経済大臣であったエマニュエル・マクロンが勝利した。

オランダ政権における少年司法を巡る議論の内容をよりよく理解するために、社会政策、一般市民に対するテロ事件の影響、そして重大なテーマに関わる政府内の対立に重点を置いて、この 5 年間の分析を行う。

(1) 2012 年大統領選挙

2012 年のフランス大統領選挙は、第 5 共和国の 10 回目の大統領選挙であり、2012 年 4 月 22 日(第一回投票)と 5 月 6 日(決選投票)に開催された。第一回投票では、10 人の候補者が参加した。社会主義党所属のフランソワ・オランダ⁵¹¹と、退任する大統領である国民運動連合所属のニコラ・サルコジは、それぞれ 28.6% 及び 27.2% の票を投じて、決選投票に上がった⁵¹²。決選投票に上がらなかった候補者の中で、国民戦線所属のマリーヌ・ル・ペン(17.9%)、「左翼党」(Parti de gauche)のジャン＝リュック・メランション(11.1%)、フランソワ・バイル(9.1%)が比較的に高い支持率を得た。2 週間後に行われた決選投票の結果、フランソワ・オランダが 1800 万票を集め(51.6%)、大統領に選出された。ニコラ・サルコジが集めたのは 1690 万票(48.4%)であった⁵¹³。この選挙では第 5 共和国の大統領選挙の歴史の中で、いくつかの前例

⁵¹⁰ これらの内閣は第 1 ジャン＝マルク・エロー内閣(2012 年 5 月から 2012 年 6 月まで)、第 2 ジャン＝マルク・エロー内閣(2012 年 6 月から 2014 年 3 月まで)、第 1 次マニュエル・ヴァルス内閣(2014 年 3 月から 2014 年 8 月まで)、第 2 次マニュエル・ヴァルス内閣(2014 年 8 月から 2016 年 12 月まで)、そしてベルナルド・カズヌーヴ内閣(2016 年 12 月から 2017 年 5 月)である。

⁵¹¹ 当時「国際通貨基金」(Fond monétaire international) の長であったドミニク・ストロス＝カーンの立候補が予想されたものの、強姦未遂疑惑が持ち上がった。その事態を受け、社会党が予備選挙を行った結果、フランソワ・オランダが勝利した。

⁵¹² Plate forme officielle du ministre de l'intérieur.
[https://www.interieur.gouv.fr/Elections/Les-resultats/Presidentielles/elecresult__PR2012/\(path\)/PR2012/FE.html](https://www.interieur.gouv.fr/Elections/Les-resultats/Presidentielles/elecresult__PR2012/(path)/PR2012/FE.html) (consulté le 15 décembre 2021)

⁵¹³ Id.

のない出来事が起きた。退任する大統領が第一回投票で1位にならなかったこと、そして大臣の経験のない候補者が大統領選挙に勝利したことである。

2012年5月15日にオランド政権が始まり、翌月、「フランス議会総選挙」(élections législatives)により国民議会の議会議員の大多数は社会党の所属者になった。2012年大統領選挙は、17年間にわたる右翼大統領の政権、そして10年間にわたった国民議会における国民運動連合の多数派の終了を意味した。

選挙運動の背景には、主に2012年3月、トゥールーズとモンターバンで起きた「ミディ＝ピレネー連続銃撃事件」(tueries de mars 2012 à Toulouse et Montauban)がある。その他に、選挙運動期間は左翼党候補のジャン＝リュック・メランションへの投票意向の増加によって特徴づけられた。1月の初旬、彼の投票以降は約6%であったが、第一回投票の2週間前、その投票意向は17%に上がった。ジャン＝リュック・メランションの支持率の増加は、野外で行われた集会の人気にも反映された(3月18日にパリで12万人、4月5日にトゥールーズで7万人、4月14日にマルセイユで再び12万人がジャン＝リュック・メランションのスピーチを聞くために集まった)⁵¹⁴。

第一回投票と決選投票の間は、主に、テレビで放送された、決選投票に上がった2人の候補者の討論会に特徴づけられる。

決選投票に上がったフランソワ・オランドとニコラ・サルコジの綱領に関して以下の点が目立っていた。フランソワ・オランドは、2012年1月26日に60項目にわたる綱領を発表した。所得税と「社会保障関連諸税」(contribution sociale généralisée)の統合、「税制上の抜け穴」(niches fiscales)の制限、年間50万戸の住宅(その15万戸は公営住宅)の建設、6万人の教師の採用、15万人を対象とする雇用援助契約の創出、公的投資銀行の立ち上げ、電力生産における原子力発電の割合の引下げ(2025年までに75%から50%へ)、同性婚の合法化及びアフガニスタンにいるフランス軍の帰国などである

⁵¹⁴ フランス新聞「ル・モンド」、2012年4月22日の記事。
https://www.lemonde.fr/election-presidentielle-2012/article/2012/04/22/melenchon-quatrieme-avec-11-7-pari-perdu-mais-score-record_1688859_1471069.html
(consulté le 15 décembre 2021)

515。その後、極左の派候補であるジャン＝リュック・メランションを支持する投票意向の増加を背景に、フランソワ・オランドは 100 万ユーロの収入を超える者に対し 75% の税率を主張するようになった。選挙活動におけるフランソワ・オランドの発言は主に、金融界との戦い、そして若者という二つの主要なテーマに焦点を当てた。

金融界に関して、フランソワ・オランドは特に次の発言をした。「我々の敵は金融界です。私達の目の前で、20 年の間に、金融界は経済、社会、そして私達の生活まで支配するようになりまし

た」⁵¹⁶。若者に関して、彼は次のように述べた。「私が次の大統領になるという国の委任を受けた場合、私はただ一つの点に基づいて評価されたいと思います。それは、若者は 2012 年よりも 2017 年にもっと良く生きているかどうかという点です。私は、この一つのコミットメント、この一つの真実、この一つの約束に基づいて評価されることを求めます！」⁵¹⁷。

ニコラ・サルコジは「強いフランス」(La France forte)を 2012 年大統領選挙活動のスローガンに選び、「フランス国民への手紙」(Lettre au peuple français)でその綱領を公表した。彼は、第 2 次シラク政権におけるその政治的台頭の時から推進してきた点に基づき、保守主義と経済自由化の色に染まった選挙活動を行った。求職者に職業訓練の受講を強制し、失業手当を受け

る条件を厳しくすることによる失業制度の改革を提案した。また、移民に関しては、外国人の権利を巡る法律を改正するための憲法改正を提案し、2002 年選挙の際に支持した地方選挙における移民の投票権の導入に反対した。彼はまた、社会的政策について、ライシテのテーマを中心に置き、フランスのキリスト教的なルーツの強調を支持し、フランソワ・オランドに反対し、同性婚と安楽死に反対する立場をとった⁵¹⁸。

⁵¹⁵ フランス新聞「ル・モンド」、2012 年 1 月 26 日の記事。

https://www.lemonde.fr/election-presidentielle-2012/article/2012/01/26/francois-hollande-annonce-60-engagements-pour-la-france_1634584_1471069.html

⁵¹⁶ これは 2012 年 1 月 22 日に行われた、フランソワ・オランドのスピーチである。

<https://www.nouvelobs.com/election-presidentielle-2012/sources-brutes/20120122.OBS9488/l-integralite-du-discours-de-francois-hollande-a-bourget.html> (consulté le 15 décembre 2021)

⁵¹⁷ Id.

⁵¹⁸ フランス新聞「ル・モンド」、2012 年 4 月 6 日の記事。

教育に関して、ニコラ・サルコジはフランソワ・オランドによる教師の人数を増やす提案に反対し、「学校にお大人がいる時間の増加」を求めた。それは、新しい教師を採用せず、現職教師の義務を変更して、校内における作業時間を増やし、学生の指導及びサポートを改善するという意味である。経済に関しては、ニコラ・サルコジは大統領在職中に行われた改革に基づく公的支出の負担軽減を支持し、フランソワ・オランドに支持される税制に反対した。

実際、2002年と2007年選挙とは異なり、治安問題は議論の中心ではなかった。しかしながら、両方の候補者が少年非行の問題についていくつかの機会に発言した。ニコラ・サルコジは、未成年者専門の刑事司法法典の成立を提案した。この点に関して、ニコラ・サルコジはラシダ・ダティにより2008年に開発された法案計画について述べたが、新たな提案は行わなかった。

長い間批判された犯罪に対する社会党の「甘さ」と距離を置き、フランソワ・オランドは少年非行に関して「手厚い対応」をすると主張した。目的として、彼は「特に学業失敗 (*échec scolaire*) との戦いで始まる予防から、罰則による社会復帰まで、法的対応の流れの一貫性を確保しなければならない」と主張した⁵¹⁹。その他に、刑事施設での処遇を最も困難な場合に残すべきものと説明し、フランソワ・オランドは閉鎖型教育施設の増加を約束した。最後に、その綱領に公表される「司法、警察と国家憲兵隊におけるマンパワー増加政策」に関連する5千人の採用の中には、一部は青少年司法保護局のためとなることを説明した⁵²⁰。

(2) オランド政権の主な課題

フランソワ・オランドが大統領の職にあった5年の間、現代フランス政治

https://www.lemonde.fr/election-presidentielle-2012/article/2012/04/06/programme-de-nicolas-sarkozy-nos-decryptages_1681987_1471069.html (consulté le 15 décembre 2021)

⁵¹⁹ Pédrón (2016) *supra* note 190 at p. 161.

⁵²⁰ フランス新聞「ル・パリジャン」、2012年2月15日の記事。

<https://www.leparisien.fr/elections-presidentielle/delinquance-des-mineurs-les-propositions-des-candidats-15-02-2012-1862182.php> (consulté le 15 décembre 2021)

の歴史の中で重要な位置を占める問題が幾つかあった。社会政策の観点から、オランダ政権は、特に法務大臣であったクリスチャーヌ・トビラによる同性婚の導入によって特徴づけられる。社会的・政治的背景に関しては、失業の増加と労働・労使対話の近代化・キャリアパスの安全化に関する 2016 年法に対する運動、テロ事件の増加、そして政府内の対立が重要な要素である。

(ア) 失業の増加と労働・労使対話の近代化・キャリアパスの安全化に関する 2016 年法に対する運動

失業、そして政府により行われた雇用政策については、失業率の上昇と 2016 年法に対する全国規模のデモとストライキ運動が主な政治的課題であった。2012 年、フランソワ・オランダは、失業率の上昇傾向を逆転させるという目標を設定した。この目的のために、「将来のある雇用制度の創設に関する 2012 年 10 月 26 日の法律」(Loi du 26 octobre 2012 portant creation des emplois d'avenir) は、「将来のある雇用」(emplois d'avenir)という新しい雇用契約を導入した。将来のある雇用は、「困難な若者の雇用を促進する」ことを目的としており、若年者（主に 16 歳以上 25 歳未満）のうち、低学歴者などの就職困難者を雇用した非営利部門や医療・福祉などの社会的有用企業に対し、賃金の 4 分の 3 を助成するものである。しかしながら、この措置の導入は失業率の上昇を抑えることができず、2012 年から 2016 年 9 月まで、フランスの失業者数は 25% 増加した⁵²¹。

2015 年後半に、フランスの失業率は 1997 年以来最高レベルに達した。労働・労使対話の近代化・キャリアパスの安全化に関する 2016 年法が対策として立法されたが、それは強い反対運動を引き起こした。政府によれば、労働法の改正を意味するこの法律は、「従業員の権利を保護し、雇用を促進し、ビジネス環境の向上をはかる」ことを目的としている⁵²²。この改正は、「フラ

⁵²¹ フランス新聞「ル・モンド」、2017 年 4 月 27 日の記事。

https://www.lemonde.fr/les-decodeurs/article/2017/04/27/emploi-et-chomage-le-mediocre-bilan-du-quinquennat-hollande_5118948_4355770.html (consulté le 15 décembre 2021)

⁵²² Plate forme officielle du ministère du travail, de l'emploi et de l'insertion.

ンス企業運動」(MEDEF)をはじめとして、「経営者協会」(patronnat)によって大きく支持された。労働・労使対話の近代化・キャリアパスの安全化に関する法律を巡る議論は、フランスの社会党をはじめとして左翼が分裂している状況で行われ、オランダ政権による政治的・社会的政策の新自由主義的な側面が大きく批判されていた⁵²³。法律は労働法に定められる労働時間、経済的理由による解雇(licenciement pour motif économique)、中小企業という点を中心にしている。多くの労働者は経営者協会のための法律と主張し、ストライキとデモを引き起こした。国会でも、社会党所属の多くの議会議員は法律の立法を投票しなかった⁵²⁴。

最終的に、労働・労使対話の近代化・キャリアパスの安全化に関する 2016 年法は、憲法の第 49 条 3 項⁵²⁵を通じて、当時首相であったマニュエル・ヴァルスの要請により成立した。この法律とその立法過程は、オランダ政権における重要な転換であると考えられる。社会党を支持していた多くの人は、フランソワ・オランダによる自由主義的な経済政策に裏切られたと感じた。

(イ) テロ事件の増加

オランダ政権の間に起きた社会運動は、テロ事件の増加と重なった。前述したように、2012 年の大統領選挙活動が行われた際に、トゥールーズにある大型住宅グループに住む 23 歳のアルジェリア系フランス人は一連のテロ事件を起こし、3 人の兵士、そしてユダヤ系学校に通っていた 4 人の子どもを殺害した。加害者はアル＝カーイダに所属していることを主張し、アフガニ

<https://travail-emploi.gouv.fr/archives/archives-courantes/article/le-vrai-faux-sur-la-loi-travail> (consulté le 15 décembre 2021)

⁵²³ Bruno Amable (2016), *Loi travail : une radicalisation néolibérale*, in *Article de Libération du 14 mars 2016*.

https://www.liberation.fr/debats/2016/03/14/loi-travail-une-radicalisation-neoliberal_1439537 (consulté le 15 décembre 2021)

⁵²⁴ これらの代議士は「Les frondeurs」と呼ばれ、オランダ大統領の下で政府の経済的及び社会的政策に反対し、その存在は社会党分裂の原因の一つとなった。「frondeurs」という言葉は、「批判すること、又は攻撃すること」を意味する「fronder」という動詞から来ている。

⁵²⁵ある法案を政府が是が非でも通したい時、議会での多数決を回避する手立てが憲法にある。内閣を信任してもらい内閣の一存で法案を下院で通すという制度であり、それを規定するのはフランス憲法 49 条 3 項である。

スタンとパキスタンでの訓練を受けた。実際、彼は少年係裁判所により多くの措置を言渡されたことがあり、18歳になった後に刑事施設内処遇を受けた。加害者が大型住宅グループに住む移民系の若者であったこと、「過激化」(radicalisation)が刑事施設において行われたことも、テロ、移民、郊外と少年犯罪の関係を巡る議論を拡大させた⁵²⁶。

フランソワ・オランダの任期中、深刻なテロ事件が数回起きた。その中でも、特に国民、そしてオランダ政権の政策に大きな影響を与えたのは、「シャルリー・エブド襲撃事件」(Attentat contre Charlie Hebdo)、「パリ同時多発テロ事件」(Attentats du 13 novembre 2015 en France)、そして「2016年ニーストラックテロ事件」(Attentat du 14 juillet 2016 à Nice)という三つの事件である。

シャルリー・エブド襲撃事件は、2015年1月7日にパリで行われたシャルリー・エブドという週刊風刺新聞の本社に対するイスラム過激派テロ事件である。その編集部にいた反宗教、無神論、反教権主義であるシャルリー・エブドは、長い間、宗教の原理主義の批判を繰り返しており、キリスト教やイスラム教の団体により頻繁に訴えられていた。2011年、チュニジアにおける選挙結果⁵²⁷をきっかけに、シャルリー・エブドは「シャリア・エブド」⁵²⁸という特集号を発売した。それにより、シャルリー・エブドに対する脅迫が増加し、事務所に火炎瓶が投げ込まれた。その後、事務所は定期的に警察の監視下に置かれるようになった。2013年1月、シャルリー・エブドはイスラム教の預言者の人生を描く漫画を含む特集号を発売した。それに対して、アル＝カーイダは「イスラムに反する犯罪」をした者のリストを公表し、そこにシャルリー・エブドに所属しているシャルブ(ステファヌ・シャルボニエ)の名が載っていた。

2015年1月7日の午前11時30分頃、兄弟である二人の男性は、アサルトライフルを持ち、シャルリー・エブドの事務所に入り、編集スタッフの8

⁵²⁶ Emmanuel Jovelin (2016), De la délinquance à la radicalisation, in *Hommes & migrations*, §13 (article en ligne). <http://journals.openedition.org/hommesmigrations/3716> (consulté le 15 décembre 2021)

⁵²⁷チュニジアにおいて、2011年10月に行われた議会総選挙で、イスラム教の保守的発展を支持するアン＝ナハダ運動(Ennahda Movement)という政党が217議席中89議席を獲得し第1党となった。

⁵²⁸ シャリアとは、コーランと預言者の言行を法源とする法律のことをいう。

人を含む 11 人を殺害した。逃亡の際 1 人の警察も殺害し、最終的に 12 人が殺害され、11 人が負傷した。加害者の 2 人は事件の 2 日後に「国家憲兵隊治安介入部隊」(Groupe d'intervention de la gendarmerie nationale)により射殺され、アル＝カーイダに所属していたことが分かった。

シャルリー・エブド襲撃事件と関連して、2015 年 1 月 8 日、シャルリー・エブドを攻撃した兄弟の知り合いがパリの郊外にあるモンルージュ市で 1 人の警官を射殺し、1 人の市職員に重傷を負わせた。翌日、パリ市にあるユダヤ食品専門スーパーマーケットに押し入り、子どもを含む客や従業員などを人質に立て、その 4 人を殺害した。最終的に加害者は「国家警察特別介入部隊」(RAID) 及び「パリ警視庁コマンド対策部隊」に射殺された。死亡前に加害者は過激派組織である ISIL(Islamic State in Iraq and the Levant)に所属していると主張した。この事件は、シャルリー・エブド襲撃事件の加害者との協力に基づいて行われた。これらの事件はフランスと海外に大きな影響を与えた。1 月 10 日と 11 日のフランス全土で行われた「共和国の行進」(marche républicaine)の際に、40 人超の各国首脳を含む 400 万人以上のデモが行われた⁵²⁹。

2015 年 1 月 12 日以降、約 1 万人以上の兵士がフランス全土に展開した他、ユダヤ教関連施設に約 4700 人の警察官が配備された。攻撃直後の 2015 年 1 月 13 日、国会において、マニユエル・ヴァルス首相は「テロとの戦い」という言葉を使用し、以前から計画されたテロ対策の実施を急ぐように主張した。その結果、2015 年 7 月 24 日に「情報活動に関する法律」(la loi relative au renseignement)が公布されたが、表現の自由などの弱体化という危険性を理由として、大きく批判された⁵³⁰。

テロ組織 ISIL が犯行声明を出した、2015 年 11 月 13 日の「パリ同時多発テロ事件」は、パリとその周辺で三つのテログループによって行われた一連

⁵²⁹ フランス新聞「ル・モンド」、2015 年 1 月 12 日の記事。

https://www.lemonde.fr/societe/article/2015/01/11/la-france-dans-la-rue-pour-defendre-la-liberte_4553845_3224.html (consulté le 15 décembre 2021)

⁵³⁰ Jean-Baptiste de Gubernatis and Mathilde Martin (2016), La loi relative au renseignement : la victoire de la peur sur l'idéal de protection des droits et libertés ?, in *Les Cahiers Portalis*, vol. 3, no. 1, p. 75-85, p. 77.

の銃撃事件と自爆事件である。最初の攻撃は、オランダ大統領が出席したフランスとドイツの試合が行われていたスタッド・ド・フランス⁵³¹の近くで行われた。スタジアムへの入場が警備により拒否された3人の男性が自殺攻撃をした。この事件はフランスにおける最初の自爆テロ事件である。その後、パリの10区と11区の料理店やバーなどの4か所の飲食店に大量殺人が3人の男性により起こされた。加害者の内の2人は逃亡したが、1人は自殺をした。その直後に、最も深刻な事件はバタ克蘭劇場で起きた。3人の男性で構成される武装グループが1,500人の客が参加するアメリカのロックバンドのライブ会場に入り込み、銃撃をした。

事件の深刻さを理由として、政府が全国規模の緊急事態宣言を行った。警察と国家憲兵隊は、逃亡中の犯罪者を追跡し、将来の攻撃を防ぐために全国で数多くの検査を実施した。大統領は、「ISILの全滅」を図るための連合の成立を目的とし、各国首脳との話し合いを繰り返した。

2015年11月14日の時点で、死者の総数は129人であり、入院中の怪我人は354人であった。2016年3月1日、「社会問題・保健省」(Le ministère des Affaires sociales et de la Santé)は、死者数は130人、負傷して入院した人数が413人(当時その内27人が依然として入院中)であることを発表した。取り調べの際に、警察は加害者の人数を9人として説明し、3人組の三つのグループに分けられて事件を起こしたことを確認した。これらの者は主に北アフリカ系のフランス人、北アフリカ系のベルギー人、二重国籍者(フランスとモロッコ、及びフランスとアルジェリア)であった。

シャルリー・エブド襲撃事件と同様に、パリ同時多発テロ事件は治安維持政策上の影響を及ぼした。緊急事態宣言の発令に続けて、「緊急状態の制度化を宣言する1955年4月3日の法律」(Loi du 3 avril 1955 instituant un état d'urgence)が改正され、公共交通機関や工業用地を巡る安全措置が強化された。緊急事態は、2015年11月14日に大統領によって宣言され、1955年法で12日間に規定されたその期間を超え、3カ月間継続することが説明された。2015年から2017年の間に、緊急事態の延長などをきっかけに、テロ対策立法は

⁵³¹ スタッド・ド・フランス (Stade de France) は、フランスのパリ北郊、イル＝ド＝フランス地域圏セヌ＝サン＝ドニ県のサン＝ドニにある多目的スタジアムである。

数回改正された。「組織犯罪、テロリズム及びその資金調達への対応強化、並びに刑事手続の合理化及び保障の改善のための法律」(Loi du 3 juin 2016 renforçant la lutte contre le crime organisé, le terrorisme et leur financement, et améliorant l'efficacité et les garanties de la procédure pénale)は個人の状況を確認するために4時間の「行政拘禁」(retenue administrative)、そして秩序維持機関による武器の使用規制の緩和という措置を導入した⁵³²。

2016年ニーストラックテロ事件は2016年7月14日の夜、プロムナード・デ・ザングレという海岸遊歩道で起きたテロ攻撃を指す。ニースに住むチュニジア人である加害者は、花火大会のために集まった大勢の人をトラックで攻撃した。攻撃により86人が死亡し、458人が負傷した。加害者は警察に射殺された。7月16日にテロ組織ISILは犯行声明を出した。政治的影響は、国内的にも国際的にも大きかった。フランソワ・オランド大統領は、2016年7月15日に放映されたテレビ演説で、緊急事態の3カ月間の延長の要請を発表した。7月19日の夜、国会は、大統領が発表した緊急事態の3カ月延長ではなく、その6カ月延長を決めた⁵³³。

これらのさまざまなテロ事件は、全分野における政策の動向に非常に大きな影響を及ぼした。これらの事件は少年事件に直接には関連しない。にもかかわらず、少年非行をめぐる議論における重要な点と関連付けられた。これらのテロ事件への関与が国際的なイスラム過激派組織によって主張されたこと、加害者が主に郊外に住む北アフリカ系フランス人又は外国人のいずれかであったこと、また、2012年のミディ=ピレネー連続銃撃事件のように、加害者の多くは犯罪傾向が進んでおり、特に少年裁判所の介入の対象となったことが議論の中心に置かれた。これらの事件は、移民、イスラム教、郊外の問題と関係づけられ、政府内、そして世論の分裂を大きくした。これらへの攻撃はフランスにおける「イスラム恐怖症」を強くした。その結果、2015年の地方選挙の際に、極右政党国民戦線は2010年選挙より2倍以上の票を

⁵³² 「組織犯罪、テロリズム及びその資金調達への対応強化、並びに刑事手続の合理化及び保障の改善のための法律」を参照。

⁵³³ Plate forme officielle du sénat.

<https://www.senat.fr/dossier-legislatif/pjl16-585.html> (consulté le 15 décembre 2021)

集めた⁵³⁴。フランスの経済、特に観光と文化業界にも大きな影響が及ぼされた。

オランダ政権の間に起きたテロ事件は、国によって行われた移民政策も、イスラム教に対するその「甘さ」も批判するポピュリスティックな発言を引き起こした。国民戦線や国民運動連合の党員は、フランスの移民政策に対する批判と同時に犯罪に対する法的対応の欠如を指摘した。これらの要素は、2002年大統領を巡る議論点と類似しており、両時代におけるフランスの右傾化の背景の共通性を明らかにしていると考えられる。

テロ事件をめぐる議論の中心にある移民政策、及び宗教の問題は、オランダ政権の政治的背景において最も重要な二つの要素であると考えられる。2010年代には、地中海とバルカンを経由してアフリカ、中東、南アジアからヨーロッパに到着する移民の数が急増しており、「欧州難民危機」という言い方が出現した。シリア内戦からの難民がこの現象を増幅させ、2015年には100万人以上の難民がシェンゲン圏に到着した⁵³⁵。テロ事件の危険性が話題となった時期に起きたこの移民増加は、特に難民の受け入れの問題に関して、世論の分裂を強めた。また、2000年代から広がり始めたライシテを巡る議論も同時にさらに拡大し、共和主義とイスラム教とは原理的に対立するとし、共存が不可能であるとする悲観的な見方が強まった。これらすべての点は、オランダ政権における決定的な転換であり、国民の分裂に加えて、さらなる右傾化、治安維持政策の急増を引き起こした。

(ウ) 政府内の対立

雇用政策とテロ政策に関する政治的議論の方向性は、政府内において、非常に深刻な対立を引き起こした。2013年初頭から、経済の自由化や競争を推

⁵³⁴ フランス新聞「ル・モンド」、2015年12月14日の記事。
https://www.lemonde.fr/les-decodeurs/article/2015/12/13/elections-regionales-2015-fn-a-battu-son-record-de-voix_4831152_4355770.html (consulté le 15 décembre 2021)

⁵³⁵ Plateforme officielle du gouvernement.
<https://www.vie-publique.fr/parole-dexpert/38611-union-europeenne-la-crise-migratoire-de-2015> (consulté le 15 décembre 2021)

進する政策の導入は重大な論争を引き起こし、社会党所属者の分裂につながった。その分裂は、マニュエル・ヴァルスにより推進される政策に対して国会においてさらに広がり社会党の危機を引き起こした。2015年地方選挙における社会党の悪い結果が危機を悪化させた上⁵³⁶、2016年は、政府が大きな批判を引き起こした措置を導入しようとした。テロ事件で有罪判決を受けた二重国籍者に対する「国籍剥奪」(déchéance de nationalité)を含む憲法改正計画は、最終的に行われなかったものの、社会党支持者の不満を高めた。社会党の支持率の低下は、これらの政党内対立により説明され、2016年1月の時点で11人の大臣は辞任又は、マニュエル・ヴァルス内閣における任期延長を断った。マニュエル・ヴァルス内閣による政策に距離を置き、大臣を辞任したアルノー・モンテブル(経済・財務大臣)、ブノワ・アモン(国民教育大臣)、又はオレリー・フィリペティ(文化・通信大臣)は国会において政府に対立した社会党所属の議会議員と同意見であると発言した⁵³⁷。

テロ事件を背景として準備された憲法改正計画は政府内の対立を拡大した。2016年1月27日、法務大臣であったクリスチャーヌ・トビラは、マニュエル・ヴァルス首相とオランド大統領の意見と対立し、テロ事件に関わった移民系フランス人の国籍剥奪に反対し、大臣を辞任した。クリスチャーヌ・トビラにとっては、社会党の分裂を象徴した国籍剥奪の議論は国家の在り方に疑問を呈し、条件付きのフランス人という概念を導入する危険性を有していた。下記のように、当時、クリスチャーヌ・トビラは少年司法を巡る改正の動きを主導しており、その辞任は、様々な観点から、オランド政権における大きな転換であったと考えられる。

第2款 クリスチャーヌ・トビラ法務大臣による改正計画の失敗

2002年及び2007年選挙とは異なり、少年司法の問題は2012年の大統領

⁵³⁶ 2015年の地方選挙の際に、極右政党国民戦線は社会党より多くの投票を集めた。それは歴史上はじめての出来事であった。

⁵³⁷ フランス新聞「ウエスト・フランス」、2014年8月26日の記事。

<https://www.ouest-france.fr/politique/remaniement-quel-avenir-pour-montebourghamon-et-filippetti-2779562> (consulté le 15 décembre 2021)

選挙の中心的なテーマにならなかった。選挙活動において少年犯罪に関する発言が出た際に、決選投票にあがったフランソワ・オランドとニコラ・サルコジは大きく異なる意見を述べた。2002年から行われた動きに沿って、ニコラ・サルコジは非行を繰り返した少年の「不死身感」と戦い続けたいと主張した。フランソワ・オランドは、1945年オールドナンスの原則に基づいて、少年司法の専門化を維持したいと主張した⁵³⁸。

したがって、フランソワ・オランドの大統領就任は、いわゆる新社会防衛論の考え方の強調につながると予想された。法務大臣に任命された時に、クリスチャーヌ・トビラは1945年オールドナンスの原則を完全に回復したいと言い、サルコジ政権の間に財政均衡政策の対象となった青少年司法保護局の強化を主張した⁵³⁹。これに関連して、少年司法の大幅な改正に向けて、クリスチャーヌ・トビラはいくつかの報告書の作成を求めた。

これらの報告の中で、2013年12月18日に、社会党所属者の元老院議員であるジャン＝ピエール・ミシェルによる報告に注目が集まった。この報告は、青少年司法保護局の状況の評価を行い、第2次シラク政権とサルコジ政権における政策の問題性を主張した⁵⁴⁰。サルコジ政権による政策を象徴する「公共政策包括的見直し」(révision générale des politiques publiques)は、少年司法の「悪化」の一つの理由として批判された。一方、この報告は、2002年から2012年に実施されたすべての改正を分析し、少年司法と成人司法の間にある壁の弱体化を指摘した。ジャン＝ピエール・ミシェルは、少年司法の保護的及び教育的側面が徐々に軽視されるようになったと説明した。

これらの考察を出発点として、ジャン＝ピエール・ミシェルは、新社会防衛論に基づき、少年司法をより保護的なものに戻すことを主張し、以下の勧告を表明した。手続の専門化の復活(特に下限刑、急速出頭と少年軽罪裁判所の廃止)、少年係裁判官の中心的な立場の再強調、栄光の30年間に発展した社会内処遇の再開発、調査手続の改善、そして青少年司法保護局の強化で

⁵³⁸ Pédrón (2016) supra note 190 at p. 161.

⁵³⁹ Id. at p. 161.

⁵⁴⁰ Rapport Jean pierre Michel (Site internet du sénat).

<http://www.senat.fr/rap/r14-217/r14-2171.pdf> (consulté le 15 décembre 2021)

ある⁵⁴¹。

この報告を踏まえ、少年司法の改正計画が開始され、2014年の秋から協議が行われ始めた。しかしながら、2014年11月13日の事件、そして2015年1月7日、8日、9日の事件をはじめとして、同時期に行われた一連のテロ事件は改正計画に大きな影響を与えた。政府による政策はこれまで以上に治安維持とテロ対策に集中するようになった。その後、少年司法の改正を巡る議論が再び行われ、テロ事件に関わった数人の若者のライフパスが議論の要素として拡大し、社会の亀裂はテロ事件と少年犯罪の原因として、より議論の対象となった。1945年オルドナンスの70周年をきっかけに、少年司法の完全改正を規定する法案の公表が予定された⁵⁴²。しかしながら、治安政策の強化、政府に対する支持率の低下、クリスチャーヌ・トビラに対する野党の批判の増加という背景を踏まえて、マニュエル・ヴァルス首相は少年司法の改正計画に反対し⁵⁴³、その中止が決定された。政府によるこの計画の再開は公式的に発表されず、オランダ政権において大規模な少年司法改正が行われる可能性は低下し続けた。

改正の成立は不可能だと意識しながら、クリスチャーヌ・トビラは2015年2月2日に、少年司法をテーマとするシンポジウムを実施した。この際に、法律の草案となる文書が公表された。「裁判の中止手続」という措置をはじめとして、いくつかの点に関して、この文書はヴァリナール報告と共通するものであった。したがって、草案において、裁判手続は2段階で行われるように規定された。事実認定及び少年の有罪か無罪の判決を行う裁判、そして教育的措置又は刑罰を言渡す裁判。これらの二つの裁判の間の「中止期間」(période de césure)は6カ月であり、その延長は1回可能であると規定された。草案は、中止期間の間に教育的措置(強制力のあるものを含め)の施行を可能としている。また、少年司法の伝統的な理念が再び強調して規定され、手続

⁵⁴¹ Jacques Trémintin (2014), Quand un sénateur réhabilite l'éducation, in *Journal du droit des jeunes*, vol. 332, no. 2, p. 8-9, p. 9.

⁵⁴² Pédron (2016) supra note 190 at p. 162.

⁵⁴³ Article de la plate forme Public Sénat.

<https://www.publicsenat.fr/article/politique/justice-penale-des-mineurs-le-projet-devoile-mais-des-doutes-sur-les-moyens-145283> (consulté le 15 décembre 2021)

の専門化、少年刑事責任の緩和及び教育の優先性が規定された⁵⁴⁴。2011年に導入された少年軽罪裁判所の廃止もこの草案に規定された。最後に、「即時出頭」(comparution immédiate)という手続が廃止され、検察官の管轄権を弱めることも規定された。一方、児童の権利に関する条約とヴァリナール報告の勧告に反して、この草案は刑事責任年齢を明確に定めることをしなかった⁵⁴⁵。

この改正計画が頓挫した理由は、クリスチャーヌ・トビラが法務大臣を辞任した理由と密接に関連している。その理由とは、主に、オランダ政権の政治的方針とテロ事件の対策にあると考えられる。上記のように、オランダ政権は、同じ社会党に所属している政治家の間に起きた多くの対立により特徴付けられる。雇用政策では、労働・労使対話の近代化・キャリアパスの安全化に関する2016年法に象徴される政府の政策が多くの大臣の辞任につながった。また、治安問題については、クリスチャーヌ・トビラとマニュエル・ヴァルス首相の対立がオランダ政権の転換であった。少年司法の全面改正計画の放棄はその対立の原因の一つであると考えられる。犯罪をした人に対する社会党の「甘さ」が許されない政治的・社会的背景において、首相は野党に近い立場をとり、厳罰に疑問を呈した改正を支持しなかった。結局クリスチャーヌ・トビラは少年司法の全面改正の放棄を認めた。しかしながら、政府により持ち出された、テロ事件で有罪判決を受けた二重国籍者に対する「国籍剥奪」(déchéance de nationalité)に関する議論をきっかけに、クリスチャーヌ・トビラは政府と距離を置き、法務大臣を辞任した⁵⁴⁶。

2012年には、大統領選挙におけるフランソワ・オランダの勝利が左派政府の復活を象徴したものの、その社会政策にオランダの支持者の多くは失望し、社会党が大きく分裂した。政府が少年司法の全面改正に着手しなかったのは、確かに、直接にはテロ事件の発生とそのことによる国民感情の悪化に原因がある。しかし、政権内部にも、それまでは右翼や極右のみに見られたポピュリスティックな観点からの議論を展開した閣僚がいた。こうした社会党の右

⁵⁴⁴ Pédron (2016) supra note 190 at p. 162.

⁵⁴⁵ Id. at p. 163.

⁵⁴⁶ フランス新聞「ル・モンド」、2016年1月31日の記事。

https://www.lemonde.fr/politique/article/2016/01/31/le-requisitoire-de-christiane-taubira-contre-la-decheance-de-nationalite_4856833_823448.html (consulté le 15 décembre 2021)

傾化の中で、少年司法の全面改正は頓挫した。

第3款 下限刑及び少年軽罪裁判所の廃止

クリスチャーヌ・トビラは 1945 年オルドナンスの全面改正に成功しなかったものの、オランダ政権下では、刑事法の枠内においていくつかの重要な変化があった。これらの変化の中で、特に次の二つの法律による措置は、少年司法の問題と強く関連している。少年司法の専門化の復活を図り、下限刑を廃止した「刑の個別化と刑罰の有効性の強化に関する 2014 年 8 月 15 日の法律」(la loi du 15 août 2014 relative à l'individualisation des peines et renforçant l'efficacité des sanctions pénales)と、少年軽罪裁判所の廃止を規定する「21 世紀司法の現代化法に関する 2016 年 11 月 18 日の法律」(la loi du 18 novembre 2016 de modernisation de la justice du XXI^e siècle) である。

(1) 刑の個別化と刑罰の有効性の強化に関する 2014 年 8 月 15 日の法律

「トビラ法」(Loi Taubira)とも呼ばれるこの法律は 2014 年の夏に公布された。この法律は、厳罰ではなく、刑の個別化を発展させることによって、犯罪に対応することを目的としており、前政権を象徴する刑事政策の見直しを意味している。犯罪をした人の社会への統合を促進するために、行為者の個性を考慮に入れることを目的としたこの法律は、その「甘さ」を理由として野党と極右に強く批判された⁵⁴⁷。法案の成立に先立ち、幅広い協議が行われ、合意形成という方法により議論が行われた。刑事政策の専門家との協力に基づき、当時の刑事司法が抱えていた問題が明らかにされ、その改善を目指し、コンセンサスを得た 12 点の勧告が公表された。これらの勧告の中に、成人と少年を対象とし、2011 年に導入された下限刑の廃止が含まれた。本稿で述べたように、2000 年代からその導入がサルコジにより支持された下限刑

⁵⁴⁷ Jean-Baptiste de Gubernatis, Mathilde Martin and Lucile Noël (2014), La réforme pénale en questions, in *Les Cahiers Portalis*, vol. 1, no. 1, p. 81-88.

は、再犯事件に対する最低限の刑期⁵⁴⁸の設定を意味する。しかしながら、少年事件の場合も、少年事件の場合も、下限刑以下の刑期の言い渡しは、裁判官によるその説明がなされた場合にのみ、可能とされた⁵⁴⁹。トビラ法の政治的背景は、主にトビラ法務大臣とヴァルス首相との間にあった対立により特徴付けられた。法務大臣は、刑の個別化を促進し、下限刑を廃止し、行為者の特性に合わせた社会内処遇を発展させるべきことを主張した。首相は、刑事法の幅広い改正を意味する新しい立法よりも「実務的な改革」を行った方がよいとの発言を行った⁵⁵⁰。

少年司法に関して、この法律は下限刑の廃止しか規定しなかった。成人司法においては、この法律は「刑事的拘束」(*contrainte pénale*)という刑罰を導入した。社会内刑罰であるこの刑は施設内処遇の代替措置として説明された。刑事的拘束の対象者は、被害者の賠償、治療命令や職業訓練を義務付けられる。また、象徴的には、トビラ法は刑法に新しい規定を導入し、それまで明確に規定されていなかった刑の役割と目的に関する説明を規定する刑法 130 条の 1 を盛り込んだ。それにより、刑は「被害者に与えられた権利を尊重しつつ、社会を防衛し、再犯を防ぐために、有罪判決を受けた者に制裁を科すること、及びその反省と社会復帰を促進することを目的としている」措置として明確に定義された。

(2) 21 世紀司法の現代化法に関する 2016 年 11 月 18 日の法律

1945 年オルドナンスの全面改正が諦められたにもかかわらず、トビラ法の他に、21 世紀司法の現代化法に関する 2016 年法も少年司法の一部改正につながった。この法律は、トビラ法により行われ始めた少年司法の見直しを進めることを一つの目的としており、裁判官の権限を拡大する必要性と、司法

⁵⁴⁸ この刑期は犯罪行為や行為者の年齢により異なる。

⁵⁴⁹ 実際、下限刑の不適用事例が大多数であった。2007 年 8 月 10 日から 2011 年 12 月 31 日までの間に下限刑適用事件は 78,800 件近くあったが、下限刑が言い渡された事件は 36,950 件であった。

⁵⁵⁰ フランス新聞「ル・モンド」、2013 年 8 月 13 日の記事。

https://www.lemonde.fr/societe/article/2013/08/13/la-lettre-de-valls-a-hollande-qui-torpille-la-reforme-taubira_3460787_3224.html (consulté le 15 décembre 2021)

に対する国民の信頼の回復、すなわち司法と国民の和解を強調している。

少年係裁判官の回復とは手続の新たな専門化を意味する。この点は、「少年司法の構造と機能の改善のための規定」と題された第4章に挿入された六つの条文を通じて、1945年オールドナンスの一部改正につながった(第29条)。これは2002年において弱まった少年係裁判官の管轄権の拡大を意味し、少年司法制度における少年係裁判官の中心的な役割を再強調したものと言える。この観点から、21世紀司法の現代化法に関する2016年法の第29条が、少年軽罪裁判所の廃止を規定したことにより、少年係裁判官の管轄権が一部復活した。2017年1月1日の時点で、少年軽罪裁判所に送致するものとされた事件は少年裁判所に送致されなければならなくなった。このように、少年軽罪裁判所の廃止により、少年係裁判官は少年事件におけるその中心的な地位を取り戻すことができた。行為者が16歳以上の少年重罪事件以外は、すべての少年事件は、再び、1人の少年係裁判官が審判を行う少年裁判所で対応されなければならなくなった。

少年係裁判官の復活はオランダ政権で行われた少年司法を巡る政策を反映していると考えられる。上述したように、新社会防衛論の理念を柱とする少年司法の完全改正は、政治的な観点から諦められた。その結果、立法者に残された改正方法は、一部改正に過ぎなかった。少年軽罪裁判所の廃止は、少年司法の専門化を象徴する少年係裁判官の管轄権の拡大を意味したものの、元々、実際に少年軽罪裁判所に送致された事件は1%に過ぎなかった。つまり、実務上、この一部改正の影響力は非常に限られていたと考えられる。しかし、理論上、このことも大きな意義を持っている。

また、21世紀司法の現代化法に関する法律の第29条は、同じ事件に関わった少年と成人を同時に裁判にかけることを禁じる。これは、次のように規定される。「それまで少年軽罪裁判所における裁判手続の対象とされた少年事件は自動的に少年裁判所に送致され、それまでに少年軽罪裁判所における手続の対象とされた成人事件は自動的に(成人)軽罪裁判所に送致されなければならない」⁵⁵¹。少年係裁判官の管轄権の復活と同様に、この点は、2002年

⁵⁵¹ Id.

から弱まった、成人司法と少年司法の間にある壁の再構築を象徴する。これらの調整により、長い間軽視されつつあった少年司法の専門化がある程度再び強調されるようになった。

第 4 節 小括

1990 年代における少年司法の「甘さ」の問題を巡る議論を引き継ぐ形で 2000 年代から 1945 年オールドナンスは厳罰化改正の動きの対象となった。経済問題と移民問題に基づく国家アイデンティティの危機を背景に、2021 年に 1945 年オールドナンスの廃止と少年刑事司法法典が発効するまでに、3 回行われた政府交代が少年司法の在り方に強い影響を与えた。社会政策と経済政策が新自由主義化するとともに、2002 年大統領選挙をきっかけに明らかになったフランスの右傾化はポピュリズムと保守主義を強めた。2002 年から 2012 年までは、これらの動きを代表するニコラ・サルコジの政治的台頭により特徴づけられる。その間観察される「立法のインフレ」は二つの柱に基づいている。まず、福祉国家の衰退を意味する改正が社会政策・経済政策の領域で行われた。経済的競争と自己責任を強調するこれらの立法は、広い抵抗的となり、政府の人気低下を引き起こした。他方、政府の権威と人気を復活するための対策としては、一般市民の右傾化に歩調を合わせた保守主義に基づく立法が、移民問題と治安問題に照準を合わせて行われた。こうして、第 2 次シラク政権とサルコジ政権においては、新自由主義と刑事政策が主としてペナルポピュリズムを軸として関係づけられた。厳罰化は、政府の正統性を回復するための象徴的メッセージとして機能している。

その象徴の一つである 1945 年オールドナンスの改正では、少年司法の新自由主義化を示す指標の有無という点では、新自由主義の核心部分だけでなくより周縁的な領域にある「リスク管理」に関わる要素も強く目立っている。

2002 年法、2004 年法、2007 年法及び 2011 年法において、新自由主義の核心部分にある自己責任化は、教育的制裁、閉鎖型教育施設、下限刑、少年軽罪裁判所などの導入に反映され、少年司法の福祉的側面を保障する「教育の優先性」、「手続の専門化」と「年齢に応じた刑の緩和」の原理を弱体化さ

せた。

他方、これらの改正の中で最も目立つのは新自由主義の周辺的な領域にある「リスク管理」の拡大である。閉鎖型施設の再導入は社会内処遇におけるリスクの重視を反映しており、ターゲットに基づくすべての非行への対応の制度化という目的は、司法的対応の「反応的アプローチ」から、「積極的アプローチ」への変化を引き起こした。こうして、2002年から2012年までの少年司法厳罰化改正が体感治安悪化に対応する形でリスク管理に重点を置いていることは、この時代におけるペナルポピュリズムの拡大と直接的に関係している。それは、少年手続において新自由主義の要素を定着させるよう機能しているというよりも、厳罰化を要求する一般市民に対する象徴的なメッセージとして機能している⁵⁵²。

2012年から2017年まで、オランダ政権により行われた改正は厳罰化の側面はなく、弱体化していた福祉的側面を復活させる目的を持って行われたといえる。とはいえ、当時の社会的・政治的背景はサルコジ政権下と大きく変化していなかった。むしろ、テロ事件が移民問題と郊外問題のさらなる重視を引き起こした。このような背景が社会党内の右傾化と分裂を引き起こした。当時法務大臣を務めたクリスチャーヌ・トビラに支持された少年司法改正の失敗も、直接にはこの理由による。加えて、治安維持を巡る法的動きとして厳罰化が推進された訳ではないにもかかわらず、社会政策と経済政策の枠内では新自由主義に基づく改正が広く行われ、それが市民による激しい抵抗運動につながった。しかし、移民問題と治安問題に焦点を当てて、右傾化する市民の意見に合わせることによる政府の正統性回復政策は行われなかった。この時期、一般市民の右傾化は厳罰化こそ引き起こさなかったものの、少年司法の福祉的側面の復活を限界づけたと言える。

⁵⁵² 同様の事柄は日本においても妥当しているとする余地がある。新自由主義政策に対する一般市民の抵抗や、治安問題の在り方、移民問題の位置付けが両国間で大きく異なっており、市民に対する新自由主義化の影響も違っているにもかかわらず、日本でも、新自由主義化によりもたらされる一般市民の不満に基づいて厳罰化改正が拡大していると考えられる。この観点からは、後述するマクロン政権により行われたフランス少年司法の全面改正よりも、第2次シラク政権とサルコジ政権により行われた改正と、その中心にあるペナルポピュリズムのあり方が、日本の少年司法改革と新自由主義化との関係性を考えるにあたり、大きな示唆を与える可能性がある。

第7章 フランス少年司法の現在：少年刑事司法法典について

2008年にヴァリナール報告書が発表されて以降、少年司法をめぐる議論は、1945年オルドナンスを廃止し、「より分かりやすく」、少年非行の現状に適合した法制の成立を求めた。それは、それまで行われた一部改正と本質的に異なる主張となった。本稿の第6章で述べたように、その報告書が発表された時から、少年司法の法典化が求められており、「少年刑事司法法典」(Code de la justice pénale des mineurs)という法律名も早くから広く知られていた。それは一つの重要な立法課題とされてきたが、少年司法の全面改正は、サルコジ政権とオランド政権の時代には実現しなかった。他方、当時の社会的・政治的状況を背景に、2000年代初頭から始まった一部改正が継続的に重ねられはしたものの、全面的な法改正に関する議論は元老院と議会でもなされなかった。

2017年に始まったマクロン政権は、少年司法の全面改正を優先することを強調した。2017年6月から2020年7月まで法務大臣を務めたニコル・ベルベと、2020年7月からは法務大臣を務めているエリック・ドゥポン・モレッティの活動に支えられて、1945年オルドナンスの廃止を意味する新しい少年刑事司法法典が2021年9月30日に施行された。その適用が始まった時点で、どの程度機能するかがまだ明らかされていないにもかかわらず、マクロン政権の評価を背景に、この法典はすでに数多くの批判と懸念の的となっている。

ここでは、その立法方法、立法過程、国会で行われた議論による法典の内容の変化、そしてその文脈に焦点を当てて、フランス少年司法の大きな歴史的転換である少年刑事司法法典を検討し、フランス少年司法の現状を検討する。

第1節 少年刑事司法法典の立法過程と内容

少年刑事司法法典の成立にはかなりの時間と手間がかかったといえる。ヴァリナール報告とトビラ法務大臣に支持された法案の作成の後も、10年以上

にわたり断続的な議論が続けられていた。そして 2007 年にマクロン大統領が選出され、少年司法の全面的な改革の動きは、「司法の 2018 年から 2020 年までの計画及び改革に関する 2019 年 3 月 23 日の法律」(Loi du 23 mars 2019 de programmation 2018-2022 et de réforme pour la justice) (以下、「2019 年 3 月 23 日の法律」) の発表により新たな展開を迎えた⁵⁵³。この法律により、オルドナンスによる少年刑事司法法典の制定が本格化された。「少年刑事司法法典の制定に関する 2019 年 9 月 11 日のオルドナンス」(Ordonnance du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs) が成立し、新しい少年司法の内容とその適用に関する詳細が国会により調整され、2021 年 9 月 30 日に 1945 年オルドナンスが廃止され、少年刑事司法法典が施行されるようになった⁵⁵⁴。

ここでは、少年刑事司法法典の立法過程におこる様々な動きに焦点を当てて、その内容と専門家などによるその評価を検討する。

第 1 款 2018 年から 2020 年までの計画及び司法改革に関する 2019 年 3 月 23 日の法律

フランスの司法制度の改革を主な内容とする 2019 年 3 月 23 日の法律は、2017 年から行われた調査⁵⁵⁵の結果により設定された以下の六つの目的に基

⁵⁵³ フランス行政、「2018 年から 2020 年までの計画及び司法改革に関する 2019 年 3 月 23 日の法律に関するレポート」((Loi du 23 mars 2019 de programmation 2018-2022 et de réforme pour la justice))を参照。

⁵⁵⁴ フランス行政、少年刑事司法法典法律の部を含む 2019 年 9 月 11 日のオルドナンスを追認する 2021 年 2 月 26 日の法律を参照。

⁵⁵⁵ この報告書は「ジャスティス・プロジェクト」(Chantiers de la Justice) と報告書集としてまとめられた。これには、以下の五つの報告書が含まれている。Jean-François Beynel et Didier Casas, 「Transformation numérique」(デジタル化) http://www.justice.gouv.fr/publication/chantiers_justice/Chantiers_justice_Livret_01.pdf (consulté le 15 décembre 2021)

Jacques Beaume et Franck Natali, 「Amélioration et simplification de la procédure pénale」(刑事手続の簡素化と改善) http://www.justice.gouv.fr/publication/chantiers_justice/Chantiers_justice_Livret_02.pdf (consulté le 15 décembre 2021)

Frédérique Agostini et Nicolas Molfessis, 「Amélioration et simplification de la procédure civile」(民事手続の簡素化と改善) http://www.justice.gouv.fr/publication/chantiers_justice/Chantiers_justice_Livret_03.pdf (consulté le 15 décembre 2021)

づき立法された。①「民事に関わる法的手続の簡素化と改善」、②「フランス行政裁判機関の負担減少と行政法の改善」、③「刑事手続の簡素化と効率化」、④「刑罰の見直し」、⑤「非行少年への介入の多様化」、そして⑥「司法の全体的仕組みの効率化と裁判機関の適用化」である。このようにして、マクロン政権は、民事司法、刑事法、少年司法、民事司法と行政司法に関わる幅広い改革を図り、それぞれの分野において、「簡素化」、「効率化」と「適応化」(adaptation)を強調した。刑事司法と少年司法に関わる点として、被害者の権利拡大、取り調べの効率化、起訴手続の簡素化、起訴代替手続の強化、刑期の見直し、公益奉仕の強化などが注目された。これらの目的に基づいて、2019年3月23日の法律の立法作業が始まり、「国務院」(Conseil d'Etat)は2018年4月1日の審査を経て、その後法案が4月20日に閣議決定された。元老院での第一読会は10月9日から23日まで行われ、その議論の中で出された政府による修正案は、主に、「フランス検察の対テロ部門」(Parquet national anti-terrorisme)の設立と、オルドナンスという立法方法による少年刑事司法法典の成立を求めるものであった。これらの点を含め、法案は、2019年1月15日から2月12日まで、議会と元老院の審議に付された。その結果、議会は、法案を2月18日に可決したが、2019年3月23日の法律の審議の過程では、弁護士、裁判官、裁判所事務官などからの批判や懸念の声が上がった。その時点から、議論の不十分さや、刑事司法の厳罰化、予算の問題を理由とした反対論が目立った。「憲法院」(conseil constitutionnel)は、2019年3月21日に判決を出し、数多くの条項を違憲と判断したが、オルドナンスによる少年刑事司法法典の制定に異を唱えることはなかった⁵⁵⁶。

これから論じていく少年刑事司法法典に関わる問題の他、刑事法について、

Dominique Raimbourg et Philippe Houillon, 「Adaptation du réseau de juridictions」(裁判所ネットワークの適応化)
http://www.justice.gouv.fr/publication/chantiers_justice/Chantiers_justice_Livret_04.pdf (consulté le 15 décembre 2021)

Bruno Cotte et Julia Minkowski, 「Sens et efficacité des peines」(刑の意味と効果)
http://www.justice.gouv.fr/publication/chantiers_justice/Chantiers_justice_Livret_05.pdf (consulté le 15 décembre 2021)

⁵⁵⁶ Décision n° 2019-778 DC du 21 mars 2019.

<https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2019/2019778DC.htm> (consulté le 15 décembre 2021)

2019年3月23日の法律は、告訴・告発手続のオンライン化、薬物使用に対する反則金⁵⁵⁷の導入、テロ犯罪、人道に対する罪、戦争犯罪、国家当局が犯した拷問事件などを扱うフランス検察の対テロ部門の導入や、一カ月以下の自由刑の禁止を規定した。

2019年3月23日の法律は、マクロン政権における司法の改革の方向性とそのスケジュールを公式的に発表する性格を持つものである。したがって、それは少年刑事司法法典の内容に関わる細かい規定を持つものではない。しかし、その政治的・社会的背景は重要である。この法律のキーワードとなっている「効率化」は「費用・効果」という概念に強く関連している。それは、現代フランスにおける議論の中心にある「国家予算」と「治安」を同時に扱う交錯領域にある。第6章でみたように、治安問題は第2次シラク政権、サルコジ政権とオランダ政権における議論の中で重視されていたにもかかわらず、費用対効果の問題は比較的に目立っていなかったと考えられる。

また、少年刑事司法法典制定の動きの本格化を意味する2019年3月23日の法律は、1945年オリドナンスの全面改正を目的としていることも、上記で検討した2000年代から見られた改正法との大きな違いである。第二次シラク政権やサルコジ政権により行われた改正は、当時の社会的・政治的背景との関係性が非常に強く、分析が比較的容易である。しかしながら、少年刑事司法法典制定の背景となっている要素は、より長期的なものであり、2017年から現在にいたるまでに目立った事件、議論や数人の政治家によるポピュリスト的な発言による短期的な影響を受けたものではない。上述のように、少年司法の全面改正の議論は遅くとも2008年には始まっており、短時間で行われたものではない。言い換えれば、15年間近くかかった本改正は、立法のインフレの現象ともいえる2000年代の連続的な厳罰化改正とは、違う枠内で分析されるべきである。2019年3月23日の法律を支えているのは「効率化」、「費用対効果」、「簡素化」や「短期化」といったキーワードであった。そのため、2019年3月23日の法律をはじめとする少年刑事司法法典の立法

⁵⁵⁷ ここでいう反則金はフランス語の「*amende forfaitaire*」であり、裁判を経ずに宣告される刑罰を指す。違反行為を目撃した警察官又はその権限のある公務員はその場で、罰金を言渡すことができる。

背景は、これらのキーワードが定着した背景と重なるように思われる。マクロン政権の社会的・政治的背景の検討に入る前に、新しい少年刑事司法法典を規定した 2019 年オールドナンスの立法過程とその内容の分析を行う。

第 2 款 少年刑事司法法典法律の部を含む 2019 年 9 月 11 日のオールドナンス

(1) 立法の流れ

1945 年オールドナンスを廃止する少年司法の全面改正は、2018 年から 2020 年までの計画及び司法改革に関する 2019 年 3 月 23 日の法律によって具体化した。2019 年 3 月 23 日の法律は、第 19 条において、政府に「6 カ月以内に、少年司法に関する規定を改正・補完し、少年事件の被害者への配慮を改善するために必要な措置をオールドナンスにより立法する」権限を与えた⁵⁵⁸。また、オールドナンスの公布から 2 カ月以内に、その「追認の法律案」⁵⁵⁹ (*projet de loi de ratification*) が国会に提出されることも規定された。

2019 年 2 月から、草案をめぐる話し合いが始まり、その後、草案が「法典化高等委員会」⁵⁶⁰ (*Commission supérieure de codification*) に送致され、2019 年 7 月に「国務院」(*Conseil d'Etat*) に提出された。結局、少年刑事司法法典の制定に関する 2019 年 9 月 11 日のオールドナンスは 2019 年 9 月 11 日に「閣議」(*Conseil des ministres*) に付され、9 月 13 日に「官報」(*Journal Officiel*) に公示された。政府に作成された追認法案は 2019 年 10 月 30 日に議会に提

⁵⁵⁸ 2019 年 3 月 23 日の法律を参照。

⁵⁵⁹ 「追認の法律案」は、オールドナンスという立法方法に基づく立法過程の段階の一つでつくられるものである。「立法の短期化手続」(*procédure accélérée*)とも言われるオールドナンスの立法方法は、一般的に以下の流れで成立する。まず、政府は法案を作り、その法案の中にオールドナンスという立法方法に基づく改正などを規定する。その法案が議論され、追認された場合は、その追認法が成立する。そのなかに、オールドナンスの成立期間が規定される。規定された期間中に、政府はオールドナンスを作成し、それを公表する。そこから、そのオールドナンスに関する追認法案が提出され、議会と元老院において議論され、オールドナンスの内容が修正される。追認法が成立すると、その中に規定されている修正されたオールドナンスが、同法律に規定された日付に適用される。

⁵⁶⁰ 法典化高等委員会は、法典化に関わる作業のスケジュールを立て、意見を述べる。この委員会は、年次公開報告書を通じて、法典化の方法論などの研究を公表している。

出され、少年刑事司法法典が 2020 年 10 月 1 日に施行されるように議論がなされる予定だったものの、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより議論が十分に進まず、施行日は、まず 2021 年 3 月 21 日、そして 2021 年 9 月 30 日にまで延期された⁵⁶¹。

法典化高等委員会、国務院そして閣議により作成された少年刑事司法法典の制定に関する 2019 年 9 月 11 日のオルドナンスの内容、そしてその「追認法」(loi de ratification)をめぐる議論により修正された点は後に詳しく分析するが、ここでは、まず 2019 年 9 月に政府により発表され、未だ国会における議論の対象となっていなかった少年刑事司法法典を検討する。

(2) 2019 年 9 月 11 日のオルドナンスの内容

ここでは、2019 年 3 月 23 日の法律に基づいて提案され、法典化高等委員会、国務院、閣議で検討された、2019 年 9 月 11 日のオルドナンスの原案(政府案)にまず焦点を当てて、検討を行う。

2019 年オルドナンスによって規定された少年刑事司法法典は、「教育的処分及び罰則」(des mesures éducatives et des peines) (第 1 部)、「関与者の専門化」(de la spécialisation des acteurs) (第 2 部)、「刑事手続の各段階に共通する規定」(dispositions communes aux différentes phases de la procédure pénale applicable) (第 3 部)、「判決前手続」(de la procédure préalable au jugement) (第 4 部)、「判決」(du jugement) (第 5 巻)、「教育的処分及び刑罰の適用及び執行」(l'application et l'exécution des mesures éducatives et des peines) (第 6 部)、「海外県に関する規定」(dispositions relatives à l'outre-mer) (第 7 部) の 7 部に分かれている⁵⁶²。取りうる分析方法は様々であると考えられるが、こ

⁵⁶¹ フランス行政、「少年刑事司法法典の立法過程レポート」(Dossier législatif de la Loi du 26 février 2021 ratifiant l'ordonnance du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs)を参照。
<https://www.vie-publique.fr/loi/277708-loi-26-fevrier-2021-ratifiant-ordonnance-code-justice-penale-mineurs> (consulté le 15 décembre 2021)

⁵⁶² 本稿において少年刑事司法法典で規定されている措置、機関や職業に言及する場合、フランス刑事立法研究会による翻訳と同じ言葉を原則的に用いる。しかし、本稿における記述の一貫性を確保するため、ここまで使用してきた訳語を用いることがある。フランス刑事立法研究会により提供された訳文は 4 部に分かれており、2020 年 3

の法改正は広い範囲に及ぶため、まずは、1945年オールドナンスとの連続性(共通点)と断絶性(相違点)に注目して分析を行うことにする。

少年刑事司法法典制定に関する2019年9月11日のオールドナンスの原案には、少年司法の全体的な仕組みを支える様々な柱同士に矛盾がある。これまでの少年司法との継続性を意味する要素と断絶性を意味する要素とが対立しており、今後のフランス少年司法の体系的な一貫性に疑問が生じる。

1945年オールドナンスは、75年間近くにわたり、大規模なものや細かいものを合わせて40回以上の改正を経てきた。特に2000年代から目立ってきた改正の動きは、少年非行というテーマの強い象徴性と政治家によるその「使いやすさ」に関係していることを、本稿の第4章、第5章と第6章において説明した。短期間で、連続的に行われたこれらの改正も、2008年から指摘されてきた1945年オールドナンスの「分かりにくさ」に起因すると考えられる。言い換えれば、近年の改正の動きにより拡大した「法的対応の厳罰化と迅速化」が1945年オールドナンスの適用を困難にしたとも言える。それにもかかわらず、2019年9月に政府により発表された新しい法典においても、効率化や簡素化というキーワードに基づく「法的対応の厳しさと早さ」は、「少年司法の伝統的な原則の強調」と対立しており、1945年オールドナンスの抱えていた問題が新しい法制に残ってしまう可能性が高い。少年刑事司法法典に対する多くの専門家による懸念を引き起こしているこの問題を理解するために、まずは、1945年オールドナンスと2019年9月11日のオールドナンスの間に見られる連続性と断絶性について説明を加える。下記においては、フランスの現代的少年司法の原理がどのような形で新しい少年刑事司法法典において維持されたか、そして、少年係裁判官の関与の減少と裁判の中止手続に基づく新しい手続の流れ、閉鎖型教育施設送致の拡大、及びその他の改革点について論じる。

月13日から、以下の通りに、2020年7月27日までに掲載された。井上宜裕＝大貝葵「フランス少年刑事司法法典-二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九-九五〇号-(一)～(四)」法制研究86巻4号、87巻1項(2020年)、87巻4号、88巻1号(2021年)。

(ア) 1945年オールドナンスとの連続性について

結論からいえば、少なくとも理論上は、少年刑事司法法典は、2010年代末の時点の1945年オールドナンス⁵⁶³を引き継いだものではないとは言い難い。①「少年司法の伝統的な原理の強調」、そしていわゆる②「教育的処分の在り方」という二つの側面がその連続性を反映していると考えられる。

「少年司法の伝統的な原理の強調」については、まず、「2019年オールドナンスに関する共和国大統領への報告書」⁵⁶⁴(Rapport au Président de la République relatif à l'ordonnance du 11 septembre 2019)を取り上げる必要がある。この報告書には、1945年オールドナンスの前文に置かれた有名な文章がそのまま記されている。すなわち、「子どもの保護に関わる問題、中でも、裁判所に召喚された子どもの境遇に関わる問題ほど重大な問題はほとんど存在しない。フランスは、子どもが健全な存在であるために必要な物のすべてを無視できるほど、子どもに恵まれてはいない」⁵⁶⁵。また、「少年刑事司法の専門化の一要素であり、その有効性の担保である少年係裁判官より関与の継続性を保持する」必要性も強調されている⁵⁶⁶。また、刑事司法法典制定に関する2019年9月11日のオールドナンスの前文には、2002年から「憲法院」(Conseil constitutionnel)の判決で、「(刑事司法制度からの)少年司法の独立性」が「フランス共和国の法律によって認められた基本的な原理」の一つになったことが改めて述べられた⁵⁶⁷。

⁵⁶³ ここでいう、2010年代末時点の1945年オールドナンスとは、2000年代から厳罰化改正を受けた1945年オールドナンスを意味する。

⁵⁶⁴ 本報告書も、フランス刑事立法研究会により訳されている。井上宜裕「少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九 - 九五〇号に関する共和国大統領への報告書」法政研究 86巻4号(2020年)頁37-56。

⁵⁶⁵ 2019年オールドナンスに関する共和国大統領への報告書を参照。

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000039085097> (consulté le 15 décembre 2021)

訳文：井上宜裕「少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九 - 九五〇号に関する共和国大統領への報告書」法制研究 86巻4号(2020年)44頁。

⁵⁶⁶ 2019年オールドナンスに関する共和国大統領への報告書を参照。

<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000039085097> (consulté le 15 décembre 2021).

⁵⁶⁷ 具体的には、次の通りである。「本法典は、少年の刑事責任が発動する要件につき、少年の年齢に従った当該責任の減輕、並びに、専門化された裁判所によって又は

少年刑事司法法典の内容に関し、1945年オルドナンスとの共通点は、三つの章に分かれている一般原則を示す「予編」にも見られる。そこでは、少年に適用されうる手続にかかわる、一般原則と通則が定められている。まずは、尊重されるべき原則としては、「教育の優先性」(la primauté de l'éducatif)、「年齢に応じた減刑」(l'atténuation des peines)、「少年司法の専門化の原理」(le principe de spécialisation de la justice des mineurs)、「手続の限定的な公開」(l'audience restreinte des procédures)や「弁護士による援助の保証」(la garantie de l'aide juridictionnelle)⁵⁶⁸は直接的に、1945年オルドナンスの原理からそのまま再規定された⁵⁶⁹。また、同じ「予編」においては、少年手続における少年とその保護者との関係も一般原則として定められている(親の情報入手の権利、及び、親からの支援をうける少年の権利(L12-5条及びL-12-6条を参照))。さらに、行為時の年齢を重視する原則と、少年の匿名性の原則も、1945年オルドナンスに規定されたように、少年刑事司法法典に規定された⁵⁷⁰。

他方、1945年オルドナンスと政府により作成された少年刑事司法法典は、13歳未満の少年の刑事責任能力に対する規定について若干異なっている。本稿の第三章でみてきたように、1945年オルドナンスには明確な刑事責任年齢が規定されなかった。しかしながら、13歳未満の少年に対して、弁別能力及び刑事責任能力が判断されたとしても、刑罰の言い渡しは不可能であった。それとは異なり、政府により作成された少年刑事司法法典においては、弁別能力年齢が以下のように規定された。「13歳未満の少年は弁別能力を有しないものと推定される」。弁別能力の有無が刑事責任を問う際に配慮されるため、刑事責任能力も、このようにして13歳に定められる。初期の1945年オ

適合理的な手続に従って宣告される少年の年齢及び人格に適合した措置により追求される少年の教育的及び道徳的成長の必要性を考慮し規定する」。少年刑事司法法典法律の部を含む2019年9月11日のオルドナンス(追認前)の前文を参照。

⁵⁶⁸ これらの原則は少年刑事司法法典制定に関する2019年9月11日のオルドナンスのL-11-1条からL-12-6まで規定される。(訳)井上宜裕=大貝葵「フランス少年刑事司法法典-二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九-九五〇号-(一)」法制研究86巻4号(2020年)、64頁。

⁵⁶⁹ これらの点と並び、「13歳以下の少年に弁別無能力が推定されること」も、一般原則として規定されている(L-11-1条)。その点は、1945年オルドナンスとの断絶性のポイントとなり、下記で検討をする。

⁵⁷⁰ 少年刑事司法法典法律の部を含む2019年9月11日のオルドナンス(追認前)のL13-3条。

ルドナンスにおいては弁別能力と刑事責任能力が明確に関係付けられていなかったが、1956年の「ラブーブ判例法」⁵⁷¹(arrêt Laboube)により弁別能力年齢が刑事責任能力の基準とされた。しかしながら、弁別能力年齢が規定されていなかったため、刑事責任能力年齢が明確に定められていなかった。それに照らして、少年刑事司法法典が弁別能力年齢及び刑事責任年齢を13歳に定めたことは、1945年オルドナンスとの断絶性を反映していると解釈しうる。とはいえ、少年刑事司法法典の条文に記入されているように、これは推定に過ぎず、事件の要素に照らして、13歳未満の少年の弁別能力の有無が判断され、刑事責任能力が認められる可能性が残された。さらに、上述したように、1945年オルドナンスでは、弁別能力、及び刑事責任能力があると判断されたとしても、13歳未満の少年は刑事手続の対象とされることができないことが規定された。このように、刑事責任年齢をめぐる政府により作成された少年刑事司法法典と1945年オルドナンスの在り方の違いは複雑であるといえる。1945年オルドナンスは刑事責任と刑罰の言い渡しを直接的に関連付けていなかったため、13歳未満の少年に対する刑罰の言い渡しが不可能であった。一方、少年刑事司法法典は13歳を刑事責任年齢として定めた上、刑罰の言い渡しと刑罰責任年齢を関連付けた。そして、13歳以上の少年の責任能力が推定に過ぎないため、場合によっては13歳以上の少年が刑事責任無能力と判断されることも、13歳未満の少年は刑事責任能力の有無が判断されることもありうる。その意味で、刑事責任能力年齢の設定は、実務上、1945年オルドナンスとの連続性を反映する点として位置付けることができる。

②「教育的措置の在り方」について、少年刑事司法法典においては、1945年オルドナンスの原則が維持されているものの、その規定の仕方が大きく変わった。少年手続の分かりにくさという問題を解決する目的をもって、教育的処分は「司法上の譴責」(avertissement judiciaire)と「司法上の教育的措置」(mesure éducative judiciaire)という2種類に再編された(L-111-1条)。その結

⁵⁷¹ 日本語による「ラブーブ判例法」に関する研究は井上宜裕により行われている。井上宜裕「フランスにおける刑事責任と年齢の関係について：LABOUBE事件判決を素材として」法政研究 83巻3号(2016年)295-312頁。

果、「両親への引き渡し」(remise à parents)、「譴責」⁵⁷²(admonestation)、「厳粛な警告」⁵⁷³(avertissement solennel)は、「司法上の譴責」に統合された。他方、「司法上の教育的処分」は「一時的な処分」(mesure provisoire)及び「制裁」(sanction)という二つのものに分けられて規定された。一時的な処分としての「司法上の譴責」は、「少年の有責性を審理する公判」(l'audience d'examen de la culpabilité du mineur)がまだなされていない少年に対して、又はその公判が実施されたもの、「教育的観察」⁵⁷⁴(mise à l'épreuve éducative)の下での「制裁を言い渡す公判」(jugement du prononcé de la sanction)が依然として実施されていない少年に対して取りうるものとされた。「制裁」としての「司法上の教育的処分」は最終処分としての教育的処分を意味し、「制裁を言い渡す公判」の際に言い渡されうるものを示している。

少年手続の簡素化のため、「司法上の教育的処分」は、1945年オルドナンスにより規定されている、保護観察、保護・教育施設送致、教育的制裁、修復的措置や社会内教育的介入の様々な教育的処分を吸収したモジュール制に基づくように規定された⁵⁷⁵。このようにして、少年係裁判官は「社会復帰モジュール」(module de réinsertion)、「修復モジュール」(module de réparation)、「保険モジュール」(module de santé)と「収容モジュール」(module de placement)というモジュールに入っている処分を実施させて少年の保護・教育を実施させることとができる(L-112-2条)。また、1945年オルドナンスにおいて教育的制裁として規定されていた以下の処分は「社会内教育的介入」に追加されうる処分として規定された。これらの処分は「指定された場所における出入りの禁止」(interdiction de paraître)、「被害者、共同正犯者、もし

⁵⁷² フランスの少年刑法では、譴責は理論上制裁とされるものではあるものの、少年に対しても、その保護者に対しても、具体的な影響を与えない。少年係裁判官が、その面談室において、言い渡すことのできる制裁の中で最も弱いものであり、象徴的な正確が大きいと考えられる。

⁵⁷³ 厳粛な警告は、譴責と共通性を大きく持つ措置である。しかしながら、少年裁判官の面談室における手続の際ではなく、少年裁判所で行われる手続の際に言い渡される。

⁵⁷⁴ 教育的措置に含まれる当手続は裁判の中止手続に関わる者である。下記において、検討する。

⁵⁷⁵ 少年刑事司法法典において、それは「少年の人格、家族、健康、社会の状況に関する評価に基づいた少年の個別化された支援から構成される」ものとして規定される(第L112-1条を参照)。

くは共犯者との接触禁止」(interdiction d'entre en contact)、「公道従来」の制限」(restrictions d'aller et venir sur la voie publique)、「少年が占有する又は所有する物品の没収」(mesure de confiscation)、と「市民教育研修を受講する義務」(obligation de suivre un stage de formation civique)である⁵⁷⁶。つまり、モジュール制という形は 1945 年オールドナンスとの相違点を反映しているにもかかわらず、教育的処分の本質は大きく変わっているといえない。

さらに、教育的処分と刑罰の併合に関する原則が簡素化された。「一時的な処分」⁵⁷⁷としての教育的処分は、人格調査処分や「保安処分」(mesure de sûreté) (司法監督、電子監視付居住指定、未決勾留) と組み合わせることも可能となるように規定された。このようにして、少年刑事司法法典は、1945 年オールドナンスにおいて例外として規定されている、少年に対する「多処分の併合」(cumul des mesures)を拡大した⁵⁷⁸。教育的措置と刑罰の併合をより容易にすることにより、少年刑事司法法典は刑罰の言い渡しをより積極的に捉えていると解釈ができ、1945 年オールドナンスの精神と対立していると言え、その点に関して 1945 年オールドナンスとの連続性が部分的なものに過ぎないと考えられる。

加えて、被害者の同意があれば、教育的観察中に修復モジュールの措置を言渡すこともできるように規定された。その実施の在り方は、少年係裁判官によりなされる「教育的成功宣言」(déclaration de réussite éducative)に影響を与える⁵⁷⁹。また、1945 年オールドナンスが対象に対する 2000 年代改正において、範囲が拡大された被害者への対応もさらに強化するように規定された。1945 年オールドナンスと同様に、「司法監督」(contrôle judiciaire)や保護観察付執行猶予の一環として、「被害者との接触(面会や連絡)の禁止」を宣言することが可能である。しかしながら、それに加えて、少年係裁判官は「被害者との接触の禁止」を、「制裁処分」及び「一時的な処分」の教育的措置の

⁵⁷⁶ 第 L112-1 条を参照。

⁵⁷⁷ 「少年の有責性を審理する公判」の引き続き実際される教育的措置を指す。

⁵⁷⁸ 1945 年オールドナンスでは、原則として、多処分の併合が禁止された。その原則の例外として、保護観察処分と刑罰を組み合わせることができること(第 19 条)や、試験観察付執行猶予や社会奉仕作業付き執行猶予を教育的措置に組み合わせることができること(第 20 条 10 項)が規定された。

⁵⁷⁹ その「教育的アプローチの成功宣言」の目的は、教育的観察中に少年行った努力を積極的に評価することである。

一環として、課すこともできるように規定された。また、補償された場合においても、被害者は、最終審判に関する通知を受け、出席し、発言することができる」とされた。

このようにして、被害者感情の拡大、手続の迅速性の見直し、又は措置の新しい理論的な組み合わせが様々な変化をもたらすにもかかわらず、2019年9月11日のオルドナンスには、1945年オルドナンスとの共通点が少なくなく、戦後において、少年司法の原理として定められた柱が、完全に削除された訳ではない。しかしながら、これらの柱の維持を意味する、少年刑事司法法典と1945年オルドナンスの間に見られる連続性は限定的であると考えられる。下記において、これらの二つの法律の間にある断絶性(明らかな相違点)について述べるが、すでに検討したように、1945年オルドナンスの原理が完全にそのまま新しい少年刑事司法法典に移されたと言えない。「少年司法の伝統的な原理の強調」の一環として、13歳未満の少年の刑事責任無能力が相対的であることは、理論上、より若い少年を対象とした刑事手続の実施を可能とする。②「教育的措置の在り方」の枠内においては、モジュール制に基づく「教育的措置」の簡素化は1945年の精神との大きな変化を引き起こさないと評価ができるが、1945年オルドナンスにおいて、極めて限定的であった少年に対する多処分の併合が広く拡大され、刑罰の言い渡しの可能性がより残されたと懸念ができる。つまり、1945年オルドナンスとの連続性を意味する少年刑事司法法典に見られる点の中にも、被害者感情の要素も、厳罰化の要素も、全くないとは言えない。

(イ) 1945年オルドナンスとの断絶性について

ここまで見てきたように、少年刑事司法法典の主な目的は少年裁判所における手続の簡素化、そして事件の処理の迅速化である。これらの目的の達成は主に「少年係裁判官による調査手続の廃止」(*suppression de la procédure d'instruction devant le juge des enfants*)と「裁判の中止手続」(*procédure de césure*)という二つの新しい措置により、2019年9月11日のオルドナンスにもたらされた。このようにして、少年係裁判官は、自ら調査を行わず、事実

認定と被害者が受けた被害について、「少年の有責性を審理する公判」をもって、早期に判断を行う。それにより少年が有罪とされた場合、教育的観察の段階を経て、最終的制裁の判断を、「制裁を言い渡す公判」の際に下すことが目的とされる。しかしながら、少年係裁判官による事件調査能力の排除は、少年司法における検察官、及び予審裁判官(juge d'instruction)の関与の拡大を意味せざるを得ない。

立法者によれば、これらの二点(少年係裁判官による調査手続の廃止と裁判の中止手続)は、少年自身が行った行為の非行性をよりよく理解するために、司法的対応に迅速に直面させ、被害者が受けた損害を修復させ、最終制裁に関わる判断において少年の成長をよりよく考慮するための措置として導入された。この措置は、少年刑事司法法典に対する大きな批判点の一つとされているものであるが、実務上、手続の在り方を根本的に変えるこの改革は、現場の事情に直接的に関わるため、その実現が非常に難しいと考えられる。このよう大規模な改革を成功させるには、予算の増加を意味する少年裁判所や青少年司法保護局を対象としたマンパワーの増加や徹底した研修の実施が必要不可欠だと考えられる。少年事件の特徴に合わせた、予審裁判官の徹底した研修が制度化されない限り、少年司法の専門化という伝統的な原理が軽視されることになるかと推測される。また、少年係裁判官により言い渡された措置の迅速な実施を可能とするには、教育士(エデュカトゥール)がリアルタイムで事件に対応ができることが必要不可欠である。

以下においては、1945年オルドナンスとの明らかな断絶性を象徴する「少年係裁判官による調査手続の廃止」と教育的観察に基づく「裁判の中止手続」という要素について分析を行う。手続に関わる主たる新しさを確認した上で、厳罰化の伝統的な仕組みに基づくと考えられる閉鎖型教育施設送致⁵⁸⁰の拡大という点も検討する。そして最後に、少年刑事司法における修復司法の新しい位置づけについて説明を行い、子ども観に強く関係する「少年司法における用語の見直し」(rectification du vocabulaire relatif à la justice des mineurs)

⁵⁸⁰ 2019年9月11日のオルドナンスの訳文においては「centre éducatif fermé」というフランス語は「閉鎖型教育センター」とされているが、本稿では混乱を避けるため、「閉鎖型教育施設」という表記方を一貫して使っている。

を反映する要素も検討する。

「少年係裁判官による調査手続の廃止」は、少年に対する法的手続の新たな導入といえる。2019年9月11日のオルドナンスに規定された新しい少年刑事司法法典においては、検察庁による起訴手続に引き続く、少年裁判所における手続の開始は主に二つのパターンがある。

一般的に、事件に対する「予審審理」として⁵⁸¹(*information judiciaire*)、予審裁判官は証拠調べを行い、事件に関わった可能性があると考えられた少年に対して、「司法上の調査としての教育的措置」(*mesure judiciaire d'investigation éducative*)の命令を出すことができる⁵⁸²。多くの場合に、司法上の調査としての教育的措置の結果により、事件が少年裁判所に送致され、「少年の有責性を審理する公判」と「制裁を言い渡す公判」は区別される(その区別こそが、裁判の中止手続を意味する)。原則としては、13歳未満の少年、又は3年未満の自由刑に当たる犯罪行為を行った疑いがある13歳以上の少年に対して、シャンプル・デュ・コンセイユ⁵⁸³(*chambre du conseil*)で、少年係裁判官は、1

⁵⁸¹ 刑事訴訟においては、検察官又は被害者からの依頼を受けて予審裁判官が行う調査が「司法上の調査」(*information judiciaire*)とされる。しかしながら、少年事件の場合は(1945年オルドナンスの下で)、その調査は少年係裁判官の下で行われるように規定されている。つまり、新しい少年刑事司法法典において調査段階は、成人手続と同様なものになると考えられる。

⁵⁸² 一年間以内に行われた、少年を対象とした「司法上の調査としての教育的調査」が、その「単一人格情報ファイル」に記入されている場合は、予審裁判官の介入は不要となる。

⁵⁸³ 少年司法の枠内において、「シャンプル・デュ・コンセイユ」(*chambre du conseil*)という用語の利用は1912年法から行われてきた。当時から、この言葉は、1人の裁判官だけによる決定ではなく、数人の裁判官、又は裁判官や少年事件に関心を持つ協力者が関わる裁判形式にあたるものであった。しかしながら、現場の動きや手続の在り方を変えた数多くの改正のため、シャンプル・デュ・コンセイユの指すものが大きく変わった。1912年法においては、シャンプル・デュ・コンセイユは数人の実務家が関わる裁判手続を指すものであり、「委員会」のニュアンスが強かったと考えられる。しかし、20世紀後半からは、現場の動きや手続の在り方を変えた数多くの改正のため、「シャンプル・デュ・コンセイユ」の指す法廷、そしてその中に行われる裁判形式が大きく変わった。現在は、一人のみの裁判官による決定が行われる裁判形式を指すものとなっており、「委員会」の意味に近いフランス語の「*conseil*」というニュアンスがなくなっている。一般的に、「シャンプル・デュ・コンセイユ」における裁判の対象となるのは軽微な事件、又は比較的若くて、非行傾向が進んでいない少年である。実際に、「シャンプル・デュ・コンセイユ」という裁判形式の際に、少年係裁判官が取りうる措置は、教育的措置だけとなる(実際、新しい刑事司法法典において、ある種の刑罰の言い渡しも可能となった)。少年裁判所は、広義では、少年事件が扱われる場所をさす。しかしながら、狭義では、少年裁判所は裁判形式をさし、シャンプル・デュ・コンセイユや少年重罪裁判所における裁判と違う裁判手続が行われる。まず、本裁判形式の対象となりうるのは、「軽罪」(*délit*)を行ったと疑われる13歳以上

人で、少年の有責性の有無を判断する。3年以上の自由刑に当たる犯罪行為を行った疑いがある13歳以上の少年に対しては、その判断は少年裁判所で行われる(L-423-4条)。13歳以上の少年が関わった事件については、「執務室」と「少年裁判所」の間に「橋」が設けられており、事件の重大性又は少年の人格を理由として、少年係裁判官は、自ら、もしくは検察官及び少年の依頼に基づき、事件を「執務室」から「少年裁判所」へ送致し、「少年の有責性を審理する公判」を改めて行うことができる(L-512条)。

また、少年刑事司法法典においては、少年が召喚⁵⁸⁴される際に、「単一公判」⁵⁸⁵(*jugement unique*)のため、検察官は、自発的に、少年を少年裁判所に訴追することができる。それは、非行歴のある少年に対して、又は重大性が高いと思われる事件のみを対象とする手続として規定される。この手続は、L-521-1条とL527-2条により規定され、16歳未満の少年が最大5年の自由刑に当たる犯罪行為を行った疑いがある場合、及び、16歳以上の少年が最大3年の自由刑に当たる犯罪行為を行った疑いがある場合にのみ取りうるものとされる⁵⁸⁶。

つまり、少年刑事司法法典の新機軸である「少年係裁判官による調査手続の廃止」は、少年係裁判官の関与の機会を減少させ、少年事件への専門化が困難である予審裁判官の関与が広く拡大させ、また、非行傾向が進んでいる少年に対しては、2000年代改正と同様に、検察官の権限が高まっていく。加

の少年、及び「重罪」(*crime*)を行ったと疑われる16歳未満の少年。取りうる措置は、教育的措置と刑罰である。一人の少年係裁判官と二人の「陪席者」(*assesseurs*)により形成される少年重罪裁判所は、重大事件に関わると思料される16歳から18歳までの少年の裁判を行う裁判所である。言い渡されうる措置は教育的処分と刑罰となる。重罪事件が扱われる裁判所のため、シャンプル・デュ・conseilと少年裁判所に言い渡されるものより、重い処分が言い渡される。

⁵⁸⁴ 少年事件の枠内において、召喚は、警察留置における身体拘束の直後に、少年が裁判官の前に出頭される手続を指す。

⁵⁸⁵ 2019年9月11日のオールドナンスの訳文においては「*jugement unique*」というフランス語は「即日判決」とされているが、本稿の一貫性を理由として、二つの公判を設けて、裁判手続を二段階に分ける中止手続を実施しないことを指すので、「単一公判」という言い方を活用する。

⁵⁸⁶ 少年の召喚に関わるこの手続だけが、単一公判手続につながるものではない。少年の人格について十分な情報集められ、教育的観察手続の命令を受けた少年係裁判官は、単一公判手続をもって事件の処理を行うことができる(2019年9月11日のオールドナンスのL-521-2条を参照)。その場合は、教育的措置は、特に条件を付けずに言渡すことができる。少年裁判所が少年の人格に関わる資料をすでに持っている場合は、刑罰が下されることが可能とされる。ただし、その場合は、単一公判手続を求めるのは検察官ではないことが、召喚の枠内に行われる単一公判手続との大きな違いとなる。

えて、理論上、裁判の中止手続は絶対的ではない。非行傾向が進んでいる少年に対して、単一公判手続により事件を処理するか非かは、検察官の裁量に任される。

「少年係裁判官による調査手続の廃止」の他に、少年刑事司法法典のもう一つの機軸となっている裁判の中止手続は、「教育的観察」(*mise à l'épreuve éducative*)と名付けられる教育的措置の導入にも基づいている。

上述したように、少年刑事司法法典においては、裁判を二段階(有責性を審理する公判・制裁を言い渡す公判)に分けることを意味する裁判の中止手続が原則とされる。これらの二つの決定の間に、少年に対する法的対応は少年係裁判官に任される。その文脈において、その間に、一般には教育的観察が実施される。具体的には、少年は、事件が少年裁判所に送致されてから10日から3カ月以内に設定された「有責性を審理する公判」に出頭するように命令される(L.423-7条)。それから「制裁を言い渡す公判」が行われるまでは、一時的な措置としては、調査、教育的措置、保安処分を実施することが可能である。一般的に、第一段階で少年の有責性が認定された場合は、教育的観察が実際される。その期間については、2019年9月11日のオールドナンスの成立前に議論がなされたが⁵⁸⁷、結局、裁判の第二段階(最終制裁確定裁判)が実施されるまでに行われうるものとして規定された(L.521-9)。原則として、「制裁を言い渡す公判」は「有責性を審理する公判」が行われてから6カ月から9カ月の間に行われるため、教育的観察も6カ月から9カ月にかけて実施される。少年刑事司法法典における手続の迅速化という目的を反映して、その延長の可能性が規定されていない。その期間中においては、教育的観察措置として、少年係裁判官は以下の措置を言渡すことができる。「医学的又は心理学的鑑定」(*expertise médicale ou psychologique*)、「司法上の教育的調査措置」(*mesure judiciaire d'investigation éducative*)、「司法上の試験的教育的措置」(*mesure éducative judiciaire provisoire*)、「司法統制処分又は電子付き居住指

⁵⁸⁷ 草案では、期間は6ヶ月と規定されており(草案L.521-1条)、1回3ヶ月間の更新が可能であった(草案L.521-2条)。しかしながらこのような延長手続は、公式的な決定を必要とし、その負担を理由として批判された。結局「有責性を審理する公判」から「制裁を言い渡す公判」までに、連続的に実施可能な手続として、2019年オールドナンスにおいて規定された。

定」(contrôle judiciaire ou assignation à résidence avec surveillance électronique)。教育的観察期間中に、少年係裁判官は、自発的に、又は少年、その弁護人及び検察官の依頼を受けて、言い渡した措置を取り消したり、変更したりすることができる。教育的観察の終了を意味する「制裁を言い渡す公判」の際に、少年が出頭し、最終制裁を言い渡される。教育的観察期間中に新たな非行が発生した場合、手続を併合し、同じ「制裁を言い渡す公判」で処分を課すことができるような仕組みが規定されている(L.521-11条)。一人の少年係裁判官のみで行う執務室での「有責性を審理する公判」の際に、少年係裁判官は、検察官の請求により、非行状況及び少年の人格を理由として正当化される場合には、13歳以上の少年に対して、以下の刑罰を科すことができる。「犯罪の用に供した物件の没収」(confiscation de l'objet ayant servi à commettre l'infraction)、「研修」(stage)、及び少年が刑罰宣告時に16歳以上の場合には、公益奉仕労働(L.121-4条)。少年裁判所という裁判形式として行われる「有責性を審理する公判」の際は、すべての教育的措置と刑罰を言渡すことが可能とされる(L.121-5、L.121-6及びL.121-7)。このようにして、「制裁を言い渡す公判」が行われる第二次公判は、遅くても、教育的観察が宣告された「有責性を審理する公判」が行われてから9カ月以内に実施される。その際、少年係裁判官は、教育的観察期間中に少年が行った努力を考慮し、教育的成功の宣言を宣告することができる(L.111-6条)。

上記の通り、2019年9月11日のオルドナンスにより規定される少年刑事司法法典においては、調査における少年係裁判官の関与の縮小、そして教育的観察、及び裁判手続の二段階に分けることに基づく裁判の中止手続を用いて、フランス少年司法の大規模な改革が行われている。以下において検討する通り、本オルドナンスの追認をめぐる議論を通じて、細かい修正がなされたが、2021年9月30日に発効された少年刑事司法法典においては、2021年9月30日に適用化した少年刑事司法法典の主な要素が既に規定されており、追認に関わる議論が議会と元老院においてなされる前からも、実務家による批判が厳しかった。

手続の簡素化と迅速化を目的とした「少年係裁判官による調査手続の廃止」と「裁判の中止手続」とは、その意義が大きく違っていると考えられるにも

かかわらず、少年刑事司法法典がもたらすもう一つの大事な改正ポイントの一つには、閉鎖型教育施設送致の拡大という点もあると考えられる。この改正点には、2000年代に行われた厳罰化改正と同様の側面があるように思われる。これらの収容施設に関わる新しい役割は少年刑事司法法典の第一部、第一編、第三章の「収容制度」(Du régime du placement)において規定される(L.113-1条からL.113-7条まで)。

1945年オールドナンスにおいて規定されたものの役割と比較して、少年刑事司法法典における閉鎖型教育施設は拡大された。2002年改正のきっかけに導入された閉鎖型教育施設は、1979年からその使用が中止されていた、教育的処分を実施するための閉鎖型収容施設の再導入を意味した⁵⁸⁸。2002年改正に先立つ議論において、これらの閉鎖型教育施設の役割は、非行傾向が進んでいる少年に対する徹底的な再教育措置を実施することであった。しかしながら、執行された2002年法では13歳から18歳までの少年が対象とされ、非行歴の有無が要件として規定されなかった。本稿の6章で述べたように、「司法監督」(contrôle judiciaire)を言い渡された少年が対象者のほとんどである。さらに、少年司法の厳罰化が進むにつれて、閉鎖型教育施設の規律は年々厳格になり、刑務所化の傾向が見られ、徹底的な再教育より、身体拘束による保安処分の側面が大きいとの批判が少なかった⁵⁸⁹。これらの批判は、閉鎖型教育施設の増加と、比較的多様性のある教育的アプローチを実施する解放施設などの活用の減少が同時に進行している上に、刑事施設に送致される少年数が減少しないことに着目している⁵⁹⁰。

具体的には、少年刑事司法法典におけるこの改正点はL.113-7条において、以下の通り、規定されている。「閉鎖型教育施設とは、司法監督、保護観察付施行猶予、外部収容において、又は仮釈放に続いて、少年が収容される公的

⁵⁸⁸ ここでいう、教育的処分を実施するための収容施設の中には、理論上、一般刑務所の少年区が含まれていない。

⁵⁸⁹ 施設内移動の制限が拡大化し、より高いフェンスが設置され、監視カメラが増やされることなどを意味する。この現象についての調査は、「収容施設監視国際機構」(Observatoire international des prisons)により行われている(収容施設監視国際機構はフランスの非政府組織であり、収容施設に対する調査や勧告を行う団体である)。<https://oip.org/analyse/les-centres-educatifs-fermes-antichambres-de-la-prison/> (consulté le 15 décembre 2021)

⁵⁹⁰ Id.

施設、又はコンセイユ・デタ⁵⁹¹のデクレによって定められる条件の下で認可された民間施設をいう」(L.113-7条)。このようにして、理論上その役割が教育措置を実施することであるとはいうものの、その身体拘束の側面が拡大しつつある閉鎖型教育施設の対象者となりうる少年の増加が想定されている。また、第6章で述べたように、これらの施設で行われる少年の収容の多くは司法監督の下で行われ、これらの少年に対しては、施設の規律違反が刑事施設での収容につながるように規定される。その結果、閉鎖型教育施設の設置は、必然的に、刑事施設(刑務所内少年区と青少年矯正施設)における少年の収容を増やしている。このように、閉鎖型教育施設送致の拡大は1945年オールドナンスの原理と対立し、2000年代において行われた厳罰化改正との根本的な共通点を有している。

理論上、少年手続への影響が高くなりうると考えられる改正点として、少年刑事司法における修復司法の新しい位置づけというものも重要である。1945年オールドナンスには、これまで修復的司法の優先性が明らかに規定されていなかったにもかかわらず、第4章において触れたように、厳罰化への動きにおいて、被害者に対する修復的な側面のある措置の導入という形も取っていた。具体的に言えば、1980年代末と1990年代に拡大した「第三の措置」(mesures de troisième voie)の枠内にある「刑事斡旋」(médiation pénale)と「賠償措置」(mesures de réparation)は、少年司法において修復司法を導入する第一歩であったと考えられる。2000年代において少年司法に関わる様々な議論の中に重視された被害者感情と直接的に関わり、厳罰化の観点から、少年司法における修復司法の優先性の見直しが必要とされた。また、オランダ政権の間にも、より教育的な観点からであったとはいえ、少年司法における修復司法の位置付けの見直しがトビラ法案においても図られていた⁵⁹²。この流れ

⁵⁹¹ 本稿においては、フランス語の「Conseil d'Etat」を「国務院」として訳したが、少年刑事司法法典においては、カタカナのコンセイユ・デタという言い方が使われている。同じものを指している。

⁵⁹² 2013年10月25日に、「パリ市国立司法学院」(École Nationale de la Magistrature de Paris)に行われた「修復司法を巡る研究会」をきっかけに、少年司法における「修復司法」の位置付けに関する、トビラ法務大臣による報告書が発表された。そこで、トビラ法務大臣は、修復司法を損害賠償の枠を超えた概念として考え、社会的繋がり復活をもたらす要素として、少年の再教育との強い関係性を持つ

に基づいて、新しい少年刑事司法法典の L.13-4 条では、少年司法の新たな原理として、修復司法が以下の通りに規定された。「事実が認定され、承認されたという留保の下、刑の施行を含めた少年に関するあらゆる手続に際し、また、手続のあらゆる段階において、犯罪の被害者及び加害者は刑事訴訟法典の 10-1 条に従い、修復司法を用いることができる」(L.13-4 条)。「少年司法の一般原則」という少年刑事司法法典の序編に規定されるこの条文は、修復的司法を国内法に統合しようとする「欧州評議会」(Conseil de l'Europe)の指令や勧告に応える目的を表しているように思われる。少年刑事司法法典の頭に置かれているこの条は、少年に対する法的対応における修復司法の重要性を明らかに規定し、その原則性を示そうとしていると考えられる。少年刑事司法法典によると、修復的司法は、少年の「成熟の程度」(degré de maturité)と弁別能力により可能とされ、法定代理人の同意を得た後でなければ、その実施ができない⁵⁹³。この点は、刑事訴訟法第 10 条の 1 項を少年事件の特殊性に合わせた目的を反映している⁵⁹⁴。

実際、トピラ法案におけるその位置づけに反映されているように、その教育的な側面を一つの理由として、修復的司法の利益性について、ある程度のコンセンサスが得られている。しかしながら、少年刑事司法法典によりとることができる法的対応の仕組みを念頭に置いて検討すると、被害者感情を過度に重視する手続の拡大につながる可能性が高くなることが懸念される。合理的な少年司法に必要とされている教育的アプローチにどのように適合させるのかを考えずに、少年司法制度に新しい柱として修復司法の原理を含めることは、この制度の伝統的な原理を損なう危険性があると考えられる。

最後に、2019 年オルドナンスにより規定された少年刑事司法法典が引き起こす「少年司法における用語の見直し」について説明を行う。この点は、ここまでに検討したものと違って、法典において規定されるものではない。そ

べきものとして説明している。

« La justice restaurative. Discours de la garde des Sceaux du 25 octobre 2013 », *Les Cahiers Dynamiques*, 2014/1 (n° 59), p. 18-20 を参照。

⁵⁹³ *Id.* at p. 20.

⁵⁹⁴ フランス刑事訴訟法の第 10 条 1 項(2014 年に改正された)では、修復的司法措置を「あらゆる刑事訴訟手続中、手続のすべての段階で」、又は刑の執行中に導入することができる」と規定されている。

の見直しは、法典の作成の際に行われた用語の選択によってなされた。本稿の6章においてヴァリナール報告の紹介を行った際に、「少年司法の明確化」(une justice des mineurs plus lisible)という、報告の一つの柱として用語の見直しが勧告されたことを確認した。当時は、その見直しについては、単純に「子ども(／少年)」(enfant)という語の使用を止めることが勧められた。その改革の幅は広く、適用された場合は、少年司法に関わる法律の名称までが修正され、裁判所、裁判官、その他の機関の呼び方にまで影響を与えざるを得ない。

「少年係裁判官」(juge des enfants)は「未成年係裁判官」(juge des mineurs)に、「少年裁判所」(tribunal pour enfants)は「未成年裁判所」(tribunal des mineurs)に代えられるように勧められた。その一環として、「犯罪少年に関する 1945 年 2 月 2 日のオルドナンス」(ordonnance du 2 février 1945 relative à l'enfance délinquante)のような法律名にある「犯罪少年」(enfance délinquante)も修正されるべきものとなる。

先に説明したように、2019 年オルドナンスは 1945 年オルドナンスの理念と完全に対立しているとは言えない。その点は、ヴァリナール報告において勧告としてなされた用語の広い変化が行われなかったことが反映しているところもあると考えられる。つまり、裁判所、裁判官、そしてその他の機関を指す言い方は換えられなかった。また、「子どもの利益」(intérêt de l'enfant)などに関わる条文も存在し、少年手続に関わる裁判所、裁判官を指す名前以外にも、「子ども」(enfant)という語が残されている。しかしながら、少年手続の在り方を規定する「少年刑事司法法典」という法典名の中にある「少年」は、「enfants」(子ども)というフランス語ではなく、「mineurs」(未成年者)である。他方、「犯罪少年に関する 1945 年オルドナンス」にある「犯罪」(délinquance)⁵⁹⁵という語もなくなり、「刑事」という言葉が、それに代わったと解釈できる。本質的に不安を引き起こし、少年司法の広さを十分に伝えない「非行」という語が消えたことは、評価ができると考えられる。しかし、「enfance」(子ども／子ども期)という語彙が削除され、「mineurs」(未成年者)という単語に置き換えられたことには大きな意味があるように思われる。そ

⁵⁹⁵ 1945 年オルドナンスの原名においては「enfance délinquante」となっている。「犯罪」の意味合いは形容詞である「délinquante」として表れている。

これは、人格などにおいて多くの変化が起きる時期である子ども期と思春期の複雑さと特徴を否定するものであると言える。また、少年司法の福祉的發展の一つの理念である、非行をした少年を要保護少年として見なすことに疑問を投げかけていると考えられる。「子ども」より「未成年」という言い方が優先されたことは、危険にさらされている子どもと非行をした子どもの間にある理論的な壁を大きくしてしまう。少年手続と直接的には関わらないように見えるこのような改正のポイントには、イデオロギー的な意義があり、少年刑事司法法典における「子ども観の見直し」の有無という仮説を支える要素の一つであると考えられる。「未成年者刑事司法法典」(Code de la justice pénale des mineurs)よりも「青少年刑事司法法典」(Code de la justice pénale des enfants et adolescent / Code de la justice pénale de la jeunesse)という法典名を選択することの方が、児童保護には、要保護少年や触法少年が含まれることをよりよく反映していたと考えられる。そして、子どもの問題に対して、刑事、民事や行政という分野の間にある境界が曖昧であるべきことも、よりよく反映されるように思われる。

結局、2019年9月11日のオールドナンスにより規定された少年刑事司法は、矛盾の多い考え方に基づいていると考えられる。1945年オールドナンスとの連続性を明らかに反映している点が明確に規定されているものの、この新しい少年司法制度の本質である法的対応の簡素化は主に迅速化の意味を持ち、少年に対する幅広い不利益をもたらしてしまう。少年の人格や社会的状況を対象とした調査は軽視されつつあり、有効性のある法的対応に必要とされる時間と手段がかなり減少される。法的対応の質悪化に関わるこれらの点の不利益性の他に、閉鎖型教育施設送致の拡大という点をはじめとして、2000年代の改正の色に染まった改正点も、伝統的な厳罰化の一環として評価される。また、修復司法の位置付けも多くの懸念を集めている。理論上教育的な働きかけの可能性があるにもかかわらず、少年刑事司法法典における修復司法の目的が被害者感情と強く関係していく危険性が高いと考えられる。そして、1945年オールドナンスとの断絶性を意味するこれらの改正点を象徴するものとして、成長期にある者の固有の特性を表している「子ども」(enfant)という用語が、少しずつ成年年齢に達していないことを表す「未成年者」

(mineurs)という言葉に置き換えられている。これらの点を理由として、その追認の前からも、少年刑事司法法典に対しては大きな批判と懸念が示された。追認過程、そしてそのプロセスにおける議論を検討するに先立ち、これらの批判と懸念について説明を行う。

(ウ) 批判の動き

2019年9月11日のオルドナンスにより少年刑事司法法典が公表された途端に、研究者や法律家、児童保護の関係者などの間で、広く、批判の声が上がった。マクロン政権への不信と抵抗という幅広い政治的・社会的背景において、現代フランスにおける、非行に対する伝統的なアプローチとしての福祉モデルの破壊が懸念された。これらの抗議活動の中心にある批判は、先に紹介した少年手続に関係する改正点であったが、政府により選ばれた立法方法にもたくさんの不満が集まった。このようにして、少年刑事司法法典が、未だ追認過程に入っていなかった時から、第2次シラク政権やサルコジ政権により行われた改革に反対するものとは性質が異なる批判の声も少なくなかった。オルドナンスという立法方法がとられたことを一つの理由として、マクロン政権が図っている社会計画や、その統治方法における司法、及び子どもの位置付けが批判的に指摘された。

また、2019年オルドナンスが発表された直後に起きたこれら批判運動に続いて、研究者、法律家、権利保障の専門家や児童保護関係団体などによる古くからの発言も議論を推進させた。ここでは、少年刑事司法法典に反対するすべてのアクターに焦点を当てることは不可能だが、国連・子どもの権利委員会に直接関係している「ユニセフ・フランス」⁵⁹⁶(UNICEF FRANCE)、「フランス全国弁護士会評議会」⁵⁹⁷(Conseil National des Barreaux)、そして「フ

⁵⁹⁶ ユニセフ・フランスは、国際連合児童基金のフランス国内委員会である。フランス国内における児童保護問題に取り込んでいる。

⁵⁹⁷ フランス全国弁護士会評議会は公益法人であり、弁護士会に登録しているすべての弁護士を代表する全国組織でありながら、立法や司法機関に関連するあらゆる問題に関する議論などに積極的参加している。

ランス権利擁護官」⁵⁹⁸ (Défenseur des droits) の見解を検討したいと思う。ただし、上で提案した分析と同様に、これらの意見は、2019年9月に発表された少年刑事司法法典が対象であり、その本質は大きく変わっていないとはいえ、追認され、2021年9月に適用化した少年刑事司法法典に対してなされたものではない。制定された法典の検討は、2019年オルドナンスの追認過程を分析する際に行うこととする。

2019年9月11日のオルドナンスが発表された当日に、「ユニセフ・フランス」は、そのホームページにおいて意見を発信した。「少年司法は政治司法になってはいけない」という題で発表されたこの意見は、2000年代から行われている少年司法の「非専門化」(déspécialisation)に対する懸念を主な内容としている。ユニセフ・フランスからすれば、法に触れた少年は保護を要する子どもであり、少年司法を子どもの保護の一環として考慮すべきである。閉鎖型教育施設送致の拡大などに基づく少年刑事司法法典は、その理念に逆らい、よりよく、子ども期の特性を配慮に入れた法典が立法されなかったことを強く批判した。その点を支える意見として、ユニセフ・フランスは新しい少年刑事司法法典に規定される教育的措置を巡る批判を、3点指摘した。ここでは、まず、教育的観察としての教育的介入が指摘され、その期間中に取りうる措置の不利益性、そして、保護観察付施行猶予と共通する側面が批判された。たしかに、「有責性を審理する公判」の直後から、「制裁を言渡す公判」までに実施されるこの教育的試験観察期間中は、少年が観察され、いつでも中間措置としての収容処分などの対象となる可能性が残され、教育的措置としてのその位置づけについて疑問が残っていると考えられる。続けて、裁判手続の新しい「時間性」も取り上げられ、少年刑事司法法典の柱の一つである手続の迅速化が、子どもに対する教育的介入に適用不可能であることを説明した。その点に関して、有効の教育的介入を実施するために、それぞれの少年に利用可能な時間を少年係裁判官に、十分に確保すべきであると説明されている。最後に、教育的試験観察期間中に新たな非行が発生した

⁵⁹⁸ フランス権利擁護官は、2008年7月23日の憲法改正により導入された独立行政機関である。6年間(延長が不可能)、行政に対する市民の権利を守るために、大統領により任命される。また、子どもの権利、差別の問題にも積極的に取り込む役割を与えられる。

場合、手続を統合し、同じ制裁確定の裁判で処分を課すことができるという点が、手続の総合的な仕組みの問題性を象徴するものとして取り上げられた。その非行は、最初の手続が開かれたきっかけとなった行為とは違う行為であるにもかかわらず、あらたな調査を実施せず、一つの最終制裁をめぐる裁判をもって、まとめて処理することが、その立ち直りを成功にさせるには必要不可欠である、少年の抱えている問題などの理解を困難にしているように思われる。

手続の在り方とは若干離れたテーマとして、「ユニセフ・フランス」は少年刑事司法法典の裏にある予算問題についても述べている。予算の増加がない場合、少年刑事司法法典の適用は、実務上、不可能になるという厳しい批判がなされた。2019年9月、当時、多くの少年裁判所では、少年との最初の立ち合いは事件送致の3カ月以上先となり、教育的措置が本格的に始まるまでには数カ月がかかること現実的であり、マンパワー増加無しでは、少年刑事司法法典の主な柱である裁判の中止手続が機能しない可能性が高いと考えられる。

他方、国連の子どもの権利委員会との関係性が強いユニセフ・フランスは13歳以下の少年に対する弁別無能力推定、そしてそれに伴うその刑事責任無能力の推定について、限定的であるとはいえ、評価している。見てきたように、1945年オルドナンスが成立する前からも、フランスは刑事責任年齢の明確な設定をしなかった。しかしながら、その刑事責任年齢が明らかに否定されていなかったにもかかわらず、13歳以下の少年に対しては、刑罰の言い渡しが禁じられており、教育的処分の実施しか認められていなかった⁵⁹⁹。しかしながら、フランス少年司法の特徴である刑事責任年齢の明確な規定に欠ける点は国連子どもの権利委員会により指摘され、長い間、明確な年齢規定の導入が強く勧告されてきた。そのため、少年刑事司法法典のL.11-1条により、弁別能力年齢の推定が定められることが評価されている。しかしながら、

⁵⁹⁹ 2002年改正により教育的制裁が導入されたことで、その原則が弱くなったと考えられる。6章で説明したように、中間的な措置であるこれらの教育的制裁が、10歳以上13歳未満の少年にたいする不利益性のある処分の言い渡しが可能とされたことは、13歳未満の少年に対する刑の言い渡しの禁止という原則と対立していることにより、沢山の批判を集めた。

推定に過ぎないことが批判され、その絶対的な性質が認められた⁶⁰⁰。

2019年10月31日、「フランス全国弁護士会評議会」は2019年9月11日のオルドナンスに関する意見書を発表し、追認法をめぐる議論に参加する元老院議員と議会議員に対して、新しい少年刑事司法法に関する懸念を説明した。この報告書は、2019年9月11日のオルドナンスを対象とする追認法案が閣議に提出された翌日に発表され、ユニセフ・フランスと同様に、法典名から「*enfance*」(子ども/子ども期)という言葉が削除されていることや、13歳未満の子どもの刑事責任無能力が絶対的ではないことなどを取り上げている。続けて、フランス全国弁護士会評議会は、司法監督のような、伝統的に成人手続を反映する措置の一般化、そして少年の特性に適応不可能である未決勾留や電子的に監視の拡大という暗黙の動きを批判している。その一環として、少年の収容が取り上げられ、弁護士会評議会は、閉鎖型教育施設送致の拡大などに象徴される収容処分に基づく少年に対する法的対応の一般化を懸念している。手続に関しては、裁判の中止手続の問題が指摘される。少年刑事司法法典により定められている裁判の中止手続は、教育時間を有効に活用することができないと批判され、少年の再教育の可能性を高める合理的な手続の導入を目的とする新たな規定を求める。

また、弁護士会評議会は、視聴覚電子通信機器の利用に問題があることについて述べた。述べてきたように、少年刑事司法法典の立法方法などを規定した2018年から2020年までの計画及び司法改革に関する2019年3月23日の法律は、刑事法に関わる手続のオンライン化の拡大が取り上げられえた。少年刑事司法法典において、その点は、警察留置の延長手続に必要される少年と検察官(又は予審裁判官)の面談に関して規定された。政府に発表された2019年オルドナンスのL-413-10条では、その面談は視聴覚電子通信機器をもってされる可能性が規定されている。弁護士会評議会は、少年手続における視聴覚電子通信機器の使用に反対し、少年の事情のより根本的な理解を許す対面の面談を支持した。

⁶⁰⁰ ユニセフ・フランスによるこの意見書は以下で参照可能である。
<https://www.unicef.fr/article/la-justice-des-enfants-ne-doit-pas-etre-une-justice-pour-adultes> (consulté le 15 décembre 2021)

最後に、立法方法という重要な問題の指摘がこの報告を締めくくっている。施行までの時間が短いとはいえ、オールドナンスに基づく立法方法が選択されたことが、特に子どもの問題に関わる重要な立法に関して、民主主義を保障する徹底的な議論の実施を不可能にしたことが大きな問題であるとの見解が述べられた。

2019年12月13日に公開された意見書の中で、「フランス権利擁護官」は2019年9月11日のオールドナンスについての見解を述べていた。ユニセフ・フランスやフランス全国弁護士会評議会により発表されたものとは異なり、フランス権利擁護官によるこの意見書はオールドナンスが発表指されて3カ月以上が経ってから作成された。報告書は、詳細な意見やオールドナンスの条文を正確に参照し、11ページに及ぶものである。権利擁護官⁶⁰¹はまず、2019年オールドナンスによってもたらされた改善点について言及した。改善点として、教育的制裁の廃止⁶⁰²、収容措置の明確化⁶⁰³、少年が手続の各段階において弁護士の支援を受ける権利や情報を得る権利の明確化などが挙げられる。また、その一つ、権利擁護官は、1945年オールドナンスの分かりにくさを理由とする、少年司法制度の全面改正に対するその肯定的な意見を表明している。しかしながら、フランス全国弁護士会評議会と同様に、立法方法の問題性について述べ、民主主義の原理に基づく幅広い議論がなされなかったことを批判する。また、少年司法制度が少年非行の問題にのみ焦点を当てていることを遺憾として、広義の保護を要する子どもの保護に関する規定をまとめた「青少年司法法典」(Code de la jeunesse)の作成を希望した。

その後、フランス権利擁護官は「刑事責任年齢の問題」、「教育の優位性、

⁶⁰¹ 2014年7月17日から2020年7月17日までの間は、ミッテラン政権の際に文化・フランコフォニー大臣に務め、第1次シラク政権の際に法務大臣に務めたジャック・ツーボンがフランス権利擁護官に務めていたジャック・ツーボン(Jacques Toubon 1941年-)である。

⁶⁰² 実際ここでいう「廃止」とは争いの的となっている。強い批判の対象となった、2002年改正により導入された教育的制裁は、確かに少年刑事司法法典においては規定されていない。しかしながら、教育的制裁の枠内に導入された各措置が少年刑事司法法典に規定される「司法上の教育的措置」などの中に含まれている。

⁶⁰³ 権利擁護官により発表された意見書においては、「収容措置の明確化」(l'apport de précision essentielles sur le cadre du placement)は政府に発表された2019年オールドナンスの長所として述べられるが、その理由は示されていない。おそらく、各収容措置が収容モジュールの下に規定されたことにより、収容手続がより理解しやすくなったことであると考えられる。

16 以上 18 歳未満の少年、少年司法の専門化と予算の問題」、及び「少年に対する収容措置の増加」という三つの主要なポイントについての見解を述べている。

刑事責任年齢の問題について、権利擁護官は、少年刑事法法典がもたらす要素が不十分であることを批判する。弁別能力という概念や、その正確な法的定義のなさを指摘し、13 歳未満の少年の刑事責任無能力が相対的であることを遺憾とし、推定的なものとして規定されたことを批判する。それに対しては、13 歳を超えてはならない年齢を設定し、その年齢に達していない少年に対する刑事責任無能力が絶対的でありながら刑事手続の実施を禁じる規定を求めている。その一環として、権利擁護官は L.11-1 条を以下のように書き換えることを提案している。「13 歳未満の少年は、自分が行った行為に対して刑事責任を負わない。教育的措置の対象としかならない」⁶⁰⁴。同様の観点から、権利擁護官は、L.413-1 条及び L.413-2 条に規定されている 13 歳未満の少年に対する「留置」⁶⁰⁵(*retenue*)の廃止を求めている。

刑事責任年齢の問題に焦点を当ててから、総合的なアプローチとして、権利擁護官は「教育の優位性、16 以上 18 歳未満の少年、少年司法の専門化と予算の問題」、及び「少年に対する収容措置の増加」という問題について以下の通りに述べる。

教育の優先性について、フランス権利擁護官は、「少年刑事司法法典の前文及び L.11-2 条における教育の優先性の定義」、「裁判の中止手続」、「電子監視付居住指定」及び「前科調書制度」に関する意見を述べている。

⁶⁰⁴ フランス全権利擁護官による、2019 年オルドナンスに対する意見書(2019 年 12 月), p.4.

https://juridique.defenseurdesdroits.fr/doc_num.php?explnum_id=19442 (consulté le 15 décembre 2021)

⁶⁰⁵ 「留置」(*retenue*)とは、10 歳以上、13 歳未満の少年に対して取りうる、未決段階での措置である。13 歳以上の少年に取りうる「警察留置」(*garde à vue*)に代わるものである。1945 年オルドナンスから持ち出された本措置は、警察留置と違って、少年係裁判官、検察官及び予審裁判官の許可が必要不可欠である。1945 年オルドナンスにおいては、本措置が実施可能な要件としては、少年が 7 年以上の自由刑に当たる犯罪行為を行った疑いがあることである(1945 年オルドナンスの 4 条を参照)。

ただし、2019 年オルドナンスにおいては、5 年以上の犯罪行為に当たる犯罪行為を行った疑いのある 10 歳以上、13 歳未満の少年が対象であると規定されている。

2019 年オルドナンスの L.413-1 条を参照。

前文及び L.11-2 条について、権利擁護官は、1945 年オルドナンスの理念の一つである教育の優先性が新しい少年刑事司法法典においても同様な位置づけを示していることを評価した。しかしながら、L.11-2 条においては、教育の優先性の理念が規定される直後に、再犯の予防と被害者の利益が重視されることを批判している⁶⁰⁶。これらの要素の重要性を認めながらも、教育の優先性という伝統的な理念とセットにされることが問題であり、教育の優先性に疑問を投げかけていると主張している⁶⁰⁷。

裁判の中止手続について、フランス権利擁護官は、教育的介入に与える危険性を批判する。「有責性を審理する公判」については、その実施の速さが懸念されている。非行履歴のない少年に対しては、その公判を先立ち教育的措置の実施がなされていないことが一般的であり、公判の際に、教育的介入に基づく反省の様子などを示すことが不可能になる。そのため、権利擁護官は、有責性を審理する公判を 3 カ月以内に行う原則の見直しを求めている。「有責性を審理する公判」に続く「教育的試験観察」については、まずはその呼び方が指摘される。フランス語が「*mise à l'épreuve éducative*」となっているこの措置の「*mise à l'épreuve*」は刑罰である「*peine de prison de sursis avec mise à l'épreuve*」(保護観察付き執行猶予)⁶⁰⁸との関係を浮かび上がらせる。その考察に基づき、「教育的試験観察」という呼び方を止めて、その期間の役割のより詳しい説明を加えることが勧告された。また、有責性を審理する公判と制裁を言渡す公判の間に実施されるこの措置の期間を延ばすことが求められると同時に、その期間が、言い渡しの際ではなくて、その実務的な開始の時点で始まるように勧告される。中止手続に関しては、最後に、公判の実

⁶⁰⁶ L.11-2 条は以下のように規定されている。「少年に対して取られうる決定は、少年の教育的及び道徳的成長、並びに、再犯の予防、被害者の利益の保護に供するものである」。井上宜裕＝大貝葵「フランス少年刑事司法法典-二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九-九五〇号-(一)」法制研究 86 卷 4 号(2020 年) 61-62 頁。

⁶⁰⁷ *Avis du Défenseur des droits*, supra note 604 at p.4.

⁶⁰⁸ フランスの刑事法を巡る日本語による論文などにおいては、一般的に、保護観察という言葉は、「*liberté surveillé*」及び「*peine de prison de sursis avec mise à l'épreuve*」の「*mise à l'épreuve*」訳語として用いられている。の。本稿で見てきたように、1912 年法から、「*liberté surveillé*」は少年司法との関係が強く、教育的措置として説明されている。しかしながら、「*mise à l'épreuve*」という表現は、刑事施設における自由刑の施行猶予に付する観察を意味しており、社会内処遇であるにもかかわらず、刑罰的な側面を持つことが明らかである。

施を短期化するよりも、言い渡される教育的措置の実施開始の短期化を可能とする立法を目指した方がよかったという意見が加えられた⁶⁰⁹。

少年刑事司法法典においては、「電子監視付居住指定」が未決の段階も、終局的制裁としても、16歳以上の少年に対して、実施可能な措置として規定されている。それに関して、教育的な性格のなさを理由として、フランス権利擁護官は強く批判している⁶¹⁰。少年に対して取りうるこの措置の規定は、教育の優先性という原理に逆らい、刑罰又は保安処分の側面が大きいと考えられる。

前科調書制度に関するフランス権利擁護官の批判は、少年刑事司法法典のもたらす新しさにではなく、2004年法改正により1945年オルドナンスに加えられた規定が新しい少年刑事司法法典で維持されたことにある。つまり、制裁を言渡す公判の際に言い渡されたすべての措置(刑罰、教育的処分など)は前科調書の第1部⁶¹¹に記録される。また、その削除は、3年にわたり少年が新たな措置(教育的措置も含め)の対象とならない場合にのみ行われる。権利擁護官によれば、この制度は厳しく、前科調書の第1部の削除ができない期間の長さ、その削除を可能にする要件(新たな措置の対象にならないこと)が、少年司法における教育の優先性という原理と対立しているとされる⁶¹²。

少年刑事司法法典における教育の優先性の問題に続けて、フランス権利擁護官は16歳以上18歳未満の少年に焦点を当てて、「年齢に応じた刑の緩和」(*excuse atténuante de minorité*)及び警察留置における健康保険について以下のように述べる。年齢に応じた刑の緩和については、16歳以上に少年に対するその緩和がより相対的なものになったことを批判する。少年刑事司法法典においては、その緩和を適用しない権限が、少年裁判所、少年重罪裁判所に加えて、「違警罪裁判所」(*Tribunal de police*)にも与えられる。権利擁護官は、少年司法の原理の一つである年齢に応じた刑の緩和がすべての少年に、無条

⁶⁰⁹ *Avis du Défenseur des droits, supra note 604 at p.6.*

⁶¹⁰ 6章で述べたように、少年に対する電子監視付居住指定は、すでに、2011年8月10日の法律により導入された。ここでの権利擁護官による批判の対象は、その導入ではなく、その維持にあると考えられる。

⁶¹¹ *Supra note 426.*

⁶¹² *Avis du Défenseur des droits, supra note 604 at p.6.*

件に適用されるように求めている⁶¹³。警察留置については、少年刑事司法法典の L.413-8 条が挙げられ、16 歳条 18 歳未満の少年に対する警察留置中における医学的診察を受ける権利の明確な告知が⁶¹⁴規定されていないことが指摘される⁶¹⁵。

少年司法の専門化については、フランス権利擁護官は少年刑事司法法典におけるその不十分な点を批判する。これらの批判は、総合的な意見としての「少年刑事司法法典の限定的な専門化」と「教育的連続性の問題」という 2 点を巡って述べられる。少年刑事司法法典の限定的な専門化としては、少年司法の専門化という原理がどのように規定されるかが説明⁶¹⁶された上で、その不十分な側面が以下のように指摘される。この批判は、少年事件に関わる裁判官の中に、専門化されていない者もいることを対象としている。その際に、「勾留裁判官」(juge des libertés et de la détention) や重罪裁判所の長⁶¹⁷が例として挙げられる。続けて、違警罪裁判所の裁判官の問題も取り扱われ、第 4 級以下の違警罪事件の処理を任される違警罪裁判官の専門化に関わる規定がないことの問題が指摘される。最後に、少年刑事司法法典の L.231-10 条に焦点が当てられ、少年重罪裁判所に送致された事件を対象とした裁判手続について述べられる。この条文によると、少年重罪裁判所⁶¹⁸における公判の際に、一人の少年係裁判官を援助する二人の「陪席者」(assesseur)は「不可能な場合を除き」(sauf impossibilité)、「控訴院管轄」(ressort de la cour d'appel)に属する少年係裁判官の中から選任されなければならない(L.231-10 条)。フ

⁶¹³ Avis du Défenseur des droits, supra note 604 at p.6.

⁶¹⁴ 少年刑事司法法典の L.413-8 条は、16 歳未満の少年に対するその権利が明らかに説明されるように規定されている。16 歳以上の少年に対しては同様の規定が存在しないことが、その権利が明らかにされていないという結果に至る。

⁶¹⁵ Avis du Défenseur des droits, supra note 604 at p.7.

⁶¹⁶ これらの説明は、少年刑事司法法典の頭にある L.12-1 条と L.12-2 条の内容が触れられ、少年の関わる「重罪事件」(crime)、「軽罪事件」(délit)、「第 5 級の違警罪事件」(contravention de 5^{ème} classe)に対して権限を持つ専門家された裁判所と裁判官を巡るものである(第 5 級の違警罪は 1500 ユーロの罰金に当たる非行であり、違警罪の中の最も重大な行為が占められている)。

⁶¹⁷ ここでは、権利擁護官は、同じ裁判所においてその役割(勾留裁判官や重罪裁判所の長)を果たす裁判官が数人いる場合は、その中の一人が少年事件に専門化するべきという意見を述べている。

⁶¹⁸ 少年刑事司法法典の日本語訳においては、「cour d'assise des mineurs」は「少年重罪法院」として訳されるが、本稿の一貫性を理由として、「少年重罪裁判所」という訳を使うこととする。

ランス権利擁護官は、「不可能な場合を除き」という文言の削除を求め、少年重罪裁判所における公判の徹底的な専門化を主張する。

「教育的連続性」(continuité éducative)の問題は少年係裁判官の役割の観点から指摘され、少年刑事司法法典における少年係裁判官の権限縮小とそれに伴う検察官の関与拡大が批判される。確かに、新しい手続においては、少年係裁判官は少年に対する処分を言渡すタイミングを決めることも、手続に関わる機関を選ぶこともできず、手続の総合的な流れを決める選択権を検察官が持つようになる。同様の考え方にに基づき、「少年係裁判官による調査手続の廃止」も、少年手続における教育的連続性を軽視している改正ポイントとして批判される。この調査を行う裁判官と、それに基づいて有責性を審理する裁判官が違う者⁶¹⁹であることが、少年の有責性を確定するにあたっての困難をもたらすと懸念される。これらの点に基づき、少年係裁判官の権限復活により可能となる教育的連続性の改善が、フランス権利擁護官により強く勧告される⁶²⁰。

フランス権利擁護官が発表した、少年刑事司法法典に対する意見書における総合的なアプローチの最後の点は、予算問題に関わる。それまで批判の対象となった点に加えて、少年刑事司法法典の大きな問題は、実務におけるその適用可能性に関係すると説明される。立法者により確定された法典の目的を果たすには、マンパワーと予算の著しい増加が必要不可欠である。フランス権利擁護官は、まず、新しい手続で想定される事件処理の短期化を指摘し、長くても事件の処理期間が 12 カ月⁶²¹を過ぎてはならないとされることは問題であるとする。そして上で検討した、L-521-1 条及び L-521-2 条により規定される「単一公判」の手続が優先される可能性が高いと指摘する⁶²²。

2019 年 12 月に発表されたフランス権利擁護官の意見書は最後に「少年に対する収容措置の増加」に対する批判を述べている。ここでは、2000 年代か

⁶¹⁹ 少年事件に対するその専門化の程度も違ってくる可能性も高いと考えられる。

⁶²⁰ *Avis du Défenseur des droits, supra note 604 at p.9.*

⁶²¹ 少年刑事司法法典の規定により、「有責性を審理する公判」は事件が少年裁判所に送致されてから 10 日から 3 ヶ月以内に設定され、「制裁を言い渡す公判」は「有責性を審理する公判」が行われてから 6 ヶ月から 9 ヶ月の間に行われなければならない。

⁶²² *Avis du Défenseur des droits, supra note 604 at p.10.*

ら見られる少年収容が問題とされる。本稿において触れてきたように、2002年改正から本格化した厳罰化改正の動きが少年の収容を増加させた⁶²³。教育施設における収容(主に閉鎖型教育施設)がその増加の一部を理由付けるにもかかわらず、刑事施設におけるその収容も増加しており、未決勾留は刑事施設における少年の収容の80%を占める。そのため刑事施設における少年の収容の減少を可能にするには、未決勾留に歯止めをかける必要がある。その観点から、フランス権利擁護官は、少年非行の予防を果たすには、少年に対して専門化した保護と教育を徹底的に実施することが最も合理的な方法であると主張し、収容(特に刑事施設におけるもの)の実施が例外的でなければならぬと述べる。そのための、社会内における開放施設の多様化が少年刑事司法法典において規定されなかったことや、未決勾留の実施を制限する規定の不十分な側面を批判しながら、閉鎖型教育施設に頼る可能性が高いと指摘をしている⁶²⁴。

このように、1945年オルドナンスの伝統的な原理の維持を重視すると主張しながら、少年刑事司法法典の立法者は、手続の本質的な部分を変えながら、少年に対する不利益性を拡大する恐れのある少年司法を導入しようとした。少年刑事司法法典の規定の中には厳しい批判を集めたものが少なくなく、2000年代改正と同様の色に染まる厳罰化改正を意味する点、そして、費用対効果の考慮を反映すると考えられる改正点が少年刑事司法法典の分析の対象とされなければならないように思われる。次に、追認前の段階における少年刑事司法法典の問題点に着目し、追認過程とその際に行われた議論を検討する。

(3) 2019年9月11日のオルドナンスの追認過程

2019年9月11日のオルドナンスは、少年刑事司法法典の内容となるものを直接的に規定するものではなく、そのベースになるものを公にするもので

⁶²³ ここでいう収容は、教育施設における収容と刑事施設における収容の両方が含まれる。

⁶²⁴ *Avis du Défenseur des droits*, supra note 604 at p.11.

ある。つまり、2019年9月11日のオールドナンスが公式的に発表され有効になったとはいえ、それは少年刑事司法法典がそのまま制定されることを決して意味していない。実際、オールドナンスという立法方法では、これから制定されることが見込みされる法的变化の「原案」を導入し、この原案が機能するまでの期日を定める。オールドナンスの追認法に関する議論⁶²⁶を通じて、オールドナンスにより規定された条文を対象とする修正案がなされ、投票にかけられる。これらの投票により採択された修正案は追認法に規定されるようになる。その流れの上で、追認法が施行されるにつれて、追認法に規定されたオールドナンスの修正事項がオールドナンスに適用される。このように、追認法を通じて修正されたオールドナンスが最終的に施行可能となる。「2018年から2020年までの計画及び司法改革に関する2019年3月23日の法律」が発表されたとき、追認法案の発表期限はオールドナンスの発表から2カ月以内とされた。その結果、2019年10月30日に2019年9月11日のオールドナンスの追認法案が国会に提出され、1945年オールドナンスを置き換える少年刑事司法法典の適用が2020年10月1日になるように発表された。しかし、最後的にはパンデミックの影響で追認法が予定していた期間内には成立しなかった。新型コロナ感染の危機を背景に、改正の総合的スケジュールを修正する法律⁶²⁷が発表され、少年刑事司法法典の施行日が2021年3月31日に設定された⁶²⁸。2020年7月の内閣改造と法務大臣の交代を経て⁶²⁹、2020年12月2日に再び2019年オールドナンスの追認手続が開始された。しかし、その追認に関する議論の遅い進展を考慮し、元老院は少年司法法典の施行日を延期す

⁶²⁶ オールドナンスの作成に関わる議論と異なり、追認法に関わる議論は議会と元老院において行われる。

⁶²⁷ この法案が少年司法に関わる法改正だけでなく、政府が予定としていた大多数の改正計画に関わるものである。

⁶²⁸ この法律は「新型コロナ感染の危機、その他の緊急な政策、及びイギリスの欧州連合離脱に係る多様な措置に関する2020年6月17日の法律」(Loi du 17 juin 2020 relative à diverses dispositions liées à la crise sanitaire, à d'autres mesures urgentes ainsi qu'au retrait du Royaume-Uni de l'Union européenne)である。25条が少年期獅子法典の施行日の延長を規定している。

新型コロナ感染の危機、その他の緊急な政策、及びイギリスの欧州連合離脱に係る多様な措置に関する2020年6月17日の法律を参照。

⁶²⁹ 下記において述べるが、新型コロナ感染の危機を背景に、2020年7月に大規模な内閣改造が行われ、エリック・ドゥボン・モレッティがニコル・ベルベの代わりに、法務大臣に任務された。

ることを決議し⁶³⁰、オルドナンスは結局 2021 年 2 月 26 日に追認され、少年刑事司法法典の施行は 2021 年 9 月 30 日にされることが発表された。

ここでは、2019 年 10 月末に開始され、一時停止し、そして 2020 年 12 月初旬に再開された 2019 年オルドナンスの追認続きを通じて、議会と元老院で行われた議論の重要な要素を検討することとする。

(ア) 議会における、2019 年オルドナンスの追認法案の第 1 読会

2019 年 10 月 30 日に、2019 年オルドナンスの追認法案は発表された後、その「第 1 読会」⁶³¹(*première lecture*)のため、議会に提出された。議会における追認法案を対象とする第 1 読会は二段階に分かれている。まずは、追認法案は「憲法・立法・国家一般行政委員会」⁶³²(*La commission des Lois constitutionnelles, de la Législation et de l'Administration générale de la République*)により調査される。その調査とそれに基づく第一次修正が行われた後は、一回修正された法案は、議会における「公開討論会」(*discussions publiques*)の対象とされ、さらなる修正を巡る議論が行われる。

⁶³⁰ 当決議は、元老院により発表された 2019 年オルドナンスの追認法案に規定された。

<https://www.senat.fr/leg/tas20-050.html> (consulté le 15 décembre 2021)

当法案は少年刑事司法法典の立法過程の重要な段階を占めるため、下記において細かく述べることにする。

⁶³¹ フランスにおいては、立法手続は、「法案の提出」(*dépot du projet de loi*)、「国会(議会と元老院)での審査」(*examen du projet par le parlement*)、そして「大統領による公布」(*promulgation par le président de la république*)という 3 つの主要な段階から成り立っている。

第二段階の「国会での審査」は、議会と元老院のやり取りという形をとって(法案が次々に議会と元老院により修正されていく。法案が議会と元老院の間に連続的に送られたりするため、フランス語では、本段階は「シャトル」(*navette*)とも呼ばれている)。「国会での審査」の最初の段階は「第 1 読会」と呼ばれ、「憲法・立法・国家一般行政委員会委員会」による審査と「公開討論会」に構成されている。「第 1 読会」は議会にも元老院に行われうる。

説明したように、オルドナンスの作成実態は、違う手続の対象となるが、その追認法は、当手続の対象となる。そのため、オルドナンスに関わる議論は、その追認過程にとどまり、限定的であると批判されている。

⁶³² 「憲法・立法・国家一般行政委員会委員会」とは、議会に活躍する八つの常任委員会の 1 つであり、全員の議会議員 8 分の 1 が会員である。「憲法・立法・国家一般行政委員会委員会」は、主に、法律、規制、司法組織、地方自治体を巡る立法の動きの検討が担当である。その一環として、2019 年オルドナンスの追認法案を巡る議論も担当である。

この手続に先立つ段階として、追認法案が議会に提出された後、エマニュエル・マクロンによって、2016年に結成された共和国前進の所属者であるジャン・テルリエが「憲法・立法・国家一般行政委員会の報告者」(rapporteur de la commission des lois)⁶³³として選任された⁶³⁴。しかし、新型コロナウイルス感染の危機の拡大、そしてそれに伴う社会的・政治的背景を考慮して、2019年オルドナンスの追認手続が中止され、憲法・立法・国家一般行政委員会による追認法案の審査は、その約一年後の2020年12月1日と2日に行われた。そして、その審査に基づく公開討論会は2020年10日と11日に行われた。ここでは、まず①憲法・立法・国家一般行政委員会に行われた審査と修正作業を検討し、次に②公開討論会で行われた修正を紹介する。

憲法・立法・国家一般行政委員会に行われた審査と修正作業は、委員会の報告者として選任されたジャン・テルリエにより提供された報告書においてまとめられている⁶³⁵。この報告書は、「少年非行及びそれに対する法的対応の在り方の変化」についての簡単な説明、「1945年オルドナンスに対する批判的な意見」、「委員会が第一次法案に加えた修正とその説明」、「ドゥポン・モレッティ法務大臣のヒアリングの議事録」、審査にあたって行われた「議論の議事録」、そして「ヒアリングされた人物と団体のリスト」により構成されている。

問題の所在を明らかにするこの報告書の第一部(少年非行と法的対応の変化)と第二部(1945年オルドナンスに対する批判的な意見)においては、まずは、少年非行の安定性がデータをもって説明される。このような説明を通じて、憲法・立法・国家一般行政委員会は、ポピュリズムやメディアのセンセ

⁶³³ ここでいう報告者は、憲法・立法・国家一般行政委員会委員会に選任された代議士であり、法案を分析し、修正案を提供し、報告を書くことが役割である。公開討論会では、憲法・立法・国家一般行政委員会の「修正案」(amendements)を提示し、議論に参加する者により提案されたその他の修正案に対する委員会の意見と立場を示す。

⁶³⁴ この選任は2019年12月4日に行われた。下記のレポートにおいて、当選の詳細が参照可能である。

https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/comptes-rendus/cion_lois/l15cion_lois1920026_compte-rendu (consulté le 15 décembre 2021)

⁶³⁵ この報告書は、議会のホームページからアクセス可能である。

https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_lois/l15b3637_rapport-fond.pdf (consulté le 15 décembre 2021)

ーションナリズムにより拡大された悪化と増加する少年非行というイメージに、部分的に疑問を投げかけていると言える。法務省の調査によれば、少年による非行が増加しておらず、非行をした少年の平均年齢も低くなっていない⁶³⁶。しかしながら、少年による非行に対する法的対応は拡大している⁶³⁷。委員会によれば、少年非行に対する法的対応の厳罰化は、犯罪組織により利用されている少年に対する未決勾留の拡大により説明される⁶³⁸。

このようにして、比較的安定した少年非行に対する法的対応の拡大という問題に言及した後、1945年オルドナンスにより定められた少年司法に対する批判的な説明が加えられている。新しい少年司法法典の成立を要請する目的を持つこれらの説明は、1945年オルドナンスにより規定される手続の複雑さと長さを強調している。ここで述べられている要素は、より効率的な少年司法制度を推進してきたアクターが伝統的に使用してきたものに過ぎず、2008年に発表されたヴァリナール報告を広く参照していると考えられる。委員会は、少年事件の平均処理期間（最終判決までの期間）が17.8カ月であることと、未決拘禁措置の使用が増加していることをもって、1945年オルドナンスの限界を主張している⁶³⁹。

この問題の所在に引き続き、政府により発表された2019年9月11日のオルドナンスとその追認法案が取り上げられたが、憲法・立法・国家一般行政委員会が政府の計画を支持していることは明らかであると言える⁶⁴⁰。政府の

⁶³⁶ 「2019年9月11日オルドナンスの追認法案に関する、憲法・立法・国家一般行政委員会の報告書」(Rapport de la commission des lois concernant le projet de loi de ratification de l'ordonnance du 11 septembre 2019)、p. 7.

⁶³⁷ ここでいう拡大というのは、措置の言い渡しの増加、そして言い渡される措置の厳罰化を指している。

⁶³⁸ ジャン・テルリエ会議員により提供された報告書においては、その点に関する細かい説明がないが、おそらく、郊外において薬物に売買を行っている犯罪組織に関わる話である。たしかに、これらの売買事件において、参加する少年(見張りや薬物の移動が主な役割)が未決勾留などの対象となることが多いが、非行をした少年に対する法的対応の拡大を理由付ける一つの主要な要素は、本稿において検討しようとした2000年代から本格化した厳罰化改正の動きであると考えられる。

⁶³⁹ Rapport de la commission des lois, supra note 636 at p. 9.

⁶⁴⁰ 「2019年9月11日オルドナンスの追認法案に関する、憲法・立法・国家一般行政委員会委員会の報告書」の13頁から49頁までに、政府に発表された2019年オルドナンスの内容を対象とした分析が提供される。この際に、新しい少年刑事司法法典に規定される新しい手続や措置の強みが次々に述べられながら、いくつかの修正の提案もなされる。

計画を高く評価した後、憲法・立法・国家一般行政委員会は、新しい追認法案を提出して、オールドナンスの部分的な修正を提案する。憲法・立法・国家一般行政による審査の際に行われた議論をきっかけに、369個の「修正案」⁶⁴¹(amendements)が提案されたが、その内の83個が2019年オールドナンスの追認法に適用されるように決まった。委員会が要求したこれらの83個の修正は、政府が提出した、2019年オールドナンスの追認法案に、10個の条文を追加した⁶⁴²。これらの新しい条文により規定されるオールドナンスの修正のうち、これまで検討した、政府が発表した少年刑事司法法典に対する批判に直接的に関係しているものはごくわずかであり、適用された修正案のほとんどは別の関心によるものか、厳罰化に関するものであると思われる。実際、これらの修正の中、フランス権利擁護官、パリ弁護士連合会やユニセフ・フランスの勧告に対応しているのは、電子監視付居住指定、前科調書、弁護士の立会いと視聴覚電子通信機器の利用に関するものだけである。適用されたこれらの修正案は、政府に提出された追認法案に追加された10の条文のうちの第6条、第7条、第8条及び第9条を通じて、以下の要素を導入させた。

新しい追認法案⁶⁴³の第6条では、少年に対する未決勾留に関わる決定手続を修正する。政府に作成された2019年オールドナンスにおいては、未決勾留の言い渡しとその延長に対する権限を持つ少年係裁判官は、視聴覚電子通信機器をもって、少年にヒアリングを行い、当該措置を実施することができるように規定されていた。パリ弁護士連合会の批判などを配慮に入れて、憲法・立法・国家一般行政委員会により修正された追認法案においては、視聴覚電

⁶⁴¹ 立法の枠内において、「amendement」というフランス語は、国会(議会及び元老院)において議論される法案が対象となる修正案を指す。代議士と元老院議員は修正案を提出し、投票をもって修正案が法案に適用されるか非かが決まる。

⁶⁴² 政府が提出した追認法案には、一つの条文しか存在しない。この条文は以下ようになっている。「少年刑事司法法典法律の部を含む2019年9月11日のオールドナンスが追認する」(L'ordonnance n° 2019-950 du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de la justice pénale des mineurs est ratifiée)。

つまり、国会における議論と投票を通じて、この一つの条文に新たな条を加えるという形で、オールドナンスが修正されていく。憲法・立法・国家一般行政委員会による県債の際に適用された修正案は、政府案の一つの条文に、オールドナンスの様々な修正を規定する10個の新たな条を加えた。

⁶⁴³ ここでいう「新しい追認法案」は、憲法・立法・国家一般行政委員会の修正を規定する条文が加えられた2019年オールドナンスの追認法案を指す。

子通信機器の利用が禁止された。

第7条は、パリ弁護士連合会やフランス権利擁護官によりなされた批判の点に関係しており、「任意出頭による尋問」⁶⁴⁴(*audition libre*)における弁護士の立会いを規定している。政府により発表された2019年オルドナンスにおいては、任意出頭による尋問における弁護士の立ち合いについては、その権利を少年、及び保護者に知らせる義務、そして、国選弁護人による立ち合いの可能性が規定されていた。しかしながら、少年とその保護者が弁護士を立ち合わせなく、裁判官が国選弁護人の立合いが不要と判断した場合は、弁護士が立会わないこととなる点が指摘され、任意出頭による尋問における弁護士の立合いが絶対的に規定されるように修正が行われた⁶⁴⁵。上で述べたように、少年手続における弁護士の積極的な立合いの一般化は、フランス権利擁護官やパリ弁護士連合会により強く勧告された点の一つである。任意出頭による尋問の他に、憲法・立法・国家一般行政委員会により修正された2019年オルドナンスの追認法案の第7条は、単一公判において、少年係裁判官が判決の言い渡しを延期したり、新たな調査の実施を目的として、事件を検察官に差し戻したりすることができるような修正が規定されている。この追加は、本来例外として機能するように規定されている単一公判手続が、実務上、予算の問題により原則となっていくのではないかというフランス権利擁護官などの懸念に対応していると考えられる。つまり、単一公判手続が大規模に活用されるようになった場合は、より徹底的な調べを実施することや、より適切な措置を実施するにあたって必要となる時間を設けることができると予想ができる。しかしながら、単一公判手続の欠点を和らげるこのような修正は、この手続の実施を簡略化させてしまう危険性を有しているとの評価もある。この修正を受けた結果、ある程度の柔軟性を許している単一公判手続の方が、コストのかかる裁判の中止手続より、少年係裁判官により優先されることもあり得る。

⁶⁴⁴ 「任意出頭による尋問」 (*audition libre*)とは、2014年に、警察留置に代わる措置として、導入されたものである。成人のみを対象とするものではないこの措置は、1945年オルドナンスにも規定された(第4条)。1945年オルドナンスの4条により規定された任意出頭による尋問は、弁護士の立ち合いが絶対的であった。

⁶⁴⁵ *Rapport de la commission des lois*, supra note 636 at p. 58.

第 8 条では、2019 年オルドナンスにより規定された少年刑事司法法典に二つの修正を行っている。一つ目は、新しい手続となる裁判の中止手続の最初の段階である「有責性を審理する公判」に関するものである。この公判は、事件に関わった者が（少年、少年の法定代理人、共犯したと疑われる者又は被害者）終始立ち会うことができるように規定されている。憲法・立法・国家一般行政委員会は、審理を担当する裁判官が必要と判断した場合、「人格・社会調査」などにより収集された少年のプライバシーにかかわる情報が取り上げられる時に、特定の関係者が退席することを求めた⁶⁴⁶。

次に、同じ条文において、電子監視付居住指定の制限が規定されている。ここまで検討してきたように、本来少年司法の理念の一つとされている教育の優先性などを理由として、少年を対象とした電子監視付居住指定はたくさんの批判を集めた。しかしながら、追認法案に適用された修正による制限は、その方向性が正しいと評価ができるにもかかわらず、限定的であるといえる。実際には、有責性を審理する公判、そしてそれに伴う教育的観察中の段階で、電子監視付居住指定を取り消す可能性と司法監督を取り消す要件が一致されただけである。つまり、電子監視付居住指定を実施すること自体が制限されたのではなく、その取消だけがより簡単になった⁶⁴⁷。

前述の批判を配慮に入れて行われた最後の修正とは、前科調書制度に関するもので、憲法・立法・国家一般行政委員会に修正された追認法案の第 9 条に規定された。これは、13 歳上の少年がかかわった暴力罪や性犯罪の事件に対して言い渡された刑罰及び教育措置を前科調書の 1 部に記入されるべきか非かにすることに関するものである⁶⁴⁸。委員会は、判決を下した裁判官が、社会復帰の可能性高める目的をもって、必要と判断した場合には、前科調書におけるその記入をしないことができるように 2019 年オルドナンスを修正した⁶⁴⁹。この点については、特にフランス権利擁護官による批判と勧告が十分に配慮されたと考えられる。

⁶⁴⁶ 弁護士が立ち会いし続けるように規定されている。

⁶⁴⁷ *Rapport de la commission des lois, supra note 636 at p. 60.*

⁶⁴⁸ 政府に発表された 2019 年オルドナンスにおいては、その記入は絶対的であるように規定された。

⁶⁴⁹ *Rapport de la commission des lois, supra note 636 at p. 61.*

このようにして、2019年オールドナンスの発表の直後に取り上げられた批判に 대응する、議会の憲法・立法・国家一般行政委員会により行われた修正は少なく、実務におけるその影響力も限定的であると考えられる。そして、その問題に加えて、委員会は、フランス権利擁護官や子どもの問題を専門とした活動団体による勧告と正反対の意義を持ち、厳罰化の側面が大きいと考えられる修正案も提案している。これらの厳罰化修正は委員会による審査を通じて、追認法案に追加された第3条と第4条において規定された。

第3条においては、夜間外出禁止⁶⁵⁰の長期化と少年に対する「多処分の併合」のさらなる拡大化が規定されている。夜間外出禁止については、その期間が一時間長くなり、23時からではなく、22時から始まるように規定されるようになった。この措置の長期化が細かいと思われるにもかかわらず、1945年オールドナンスにおいて、夜間外出禁止は教育的制裁として規定されたことが問題であると考えられる。本稿の6章において触れたように、2002年改正により導入された教育的制裁の位置付けは、特に10歳以上13歳未満の少年を対象とした厳罰化の動きに当たると考えられるため、このような修正の必要性と位置付けに対して疑問が投げかけられている。多処分の併合については、依然として修正を受けていなかった2019年オールドナンスの中には、刑罰と教育的処分の併合は制限されており、「犯罪の行われた場所への出入り禁止」(*interdiction de paraître*)、「被害者、共同正犯者もしくは共犯者との接触禁止」(*interdiction d'entrer en contact avec une victime ou un coauteur*)、夜間外出禁止、そして研修という処分は、罰金刑、施行猶予された自由刑及び公益奉仕労働刑としか併合することができないと規定されていた(L.111-3条)。

加えて、修正前の2019年オールドナンスは、同じ「司法上の教育的措置」の枠内において、デイサービス⁶⁵¹に構成された場合の社会復帰モジュールが取

⁶⁵⁰ 夜間外出禁止という措置は、少年刑事司法法典のL-112-2条の7により規定されている。元々、1945年オールドナンスにおいて、教育的制裁として、2002年から導入された措置であった。実際、「夜間外出禁止」(*Couvre feu*)という言い方は規定されておらず、以下のように記入されている。「最長6カ月の期間、法定代理人の内の一人による付添のない、23時から6時の公道往来の禁止」。少年刑事司法法典法律の部を含む2019年9月11日のオールドナンス(追認前)のL.112-2条を参照。

⁶⁵¹ 少年司法の枠内において、デイサービスの措置(*mesure d'accueil de jour*)は、触法した少年の再教育を促進するために、朝から夕方までに実施される、連続性のある教育的介入を指している。閉鎖型収容施設と社会内処遇の間に位置づけされる中間的な手段として導入された。

容モジュールと併合することを禁止していた(L.112-3条)。また、犯罪の行われた場所への出入り禁止、夜間外出禁止又は研修の措置が健康モジュールと併用されることも禁止されていた。しかしながら、憲法・立法・国家一般行政委員会は、すべて刑罰とすべての教育的措置を併用することも、同じ「司法上の教育的措置」の枠内において、すべてのモジュールを併用することも可能にするため、上記の二つの禁止事項の取消をオールドナンスの追認法案に規定した。

先に述べたように、追認法案を巡る議論とそれに伴う修正が行われる前から、少年に対する「多処分の併合」の拡大というのは、2019年オールドナンスと1945年オールドナンスの間に見られる断絶性を表す要素の一つであった。これらの新しい修正により、憲法・立法・国家一般行政委員会は多処分の併合を積極的に推進していると考えられる。それは、より重い法的介入を意味するだけでなく、教育的措置と一緒にその実施をすることを可能としているため、間接的に、刑罰をより簡単に言い渡すように、オールドナンスを変えたと言える。言い換えれば、判決を下す際に、裁判官は教育的措置か刑罰かという制限がなくなったため、教育的措置のついでに刑罰も言い渡す可能性が、理論上、増えると考えられる。

追認法案に追加されたこの同じ第3条では、収容モジュールの下で、少年を「児童福祉事業」⁶⁵² (*service de l'Aide Sociale à l'Enfance*) により管理される施設に送致することを禁止することも規定された⁶⁵³。実際、追認法案に関わる議論が行われる前に、2019年オールドナンスにより規定された少年刑事司法法典では、収容措置のうち、少年を児童福祉事業の施設に送ることが規定されていた。このような措置は、1958年オールドナンスにより導入された少年係裁判官の二重の役割と同時に規定され、当時における少年司法の福祉的發展を象徴する措置の一つであるように思われる。しかしながら、権限問題と予算の都合上、施設における保護を実施する必要がある場合は、触法少年が

⁶⁵² 児童福祉事業とは、子どもを虐待や様々な被害から保護するための事業である。1958年から少年係裁判官は、その保護のため、児童福祉事業に触法をした少年を預けることができるようになった。1984年から、児童福祉事業は地方分権化政策の対象となり、県ごとに自立するようになった。

⁶⁵³ *Rapport de la commission des lois*, supra note 636 at p. 53.

青少年司法保護局により管理された施設のみに送致されるように、委員会が意見を出した。憲法・立法・国家一般行政委員会によるこの修正の選択は、非行少年と狭義の「要保護少年」の間にある、理論上と実務上にあるギャップを強化し続けると考えられる。そのギャップの緩和こそが少年司法の福祉的発展の柱となっていたため、児童福祉事業と少年司法の関係が薄くなっていくことには大きな意味があると思われる。

最後に、審査により修正された追認法案の第4条では、司法警察裁判所に与えられた権限が拡大し、刑罰としての研修が宣告可能とされた⁶⁵⁴。このような修正は、少年事件への専門化が不可能である司法警察裁判所の裁判官に新たな影響力をもたらしている。しかしながら、上で説明したように、追認法案にかかわる議論が開かれる前から、2019年オールドナンスは、すでに、司法警察裁判所の権限の拡大を規定していた。この拡大が、フランス権利擁護官によるものをはじめとして、様々な批判を集めたにもかかわらず、委員会は、これらの批判に配慮せず、司法警察裁判所のさらな拡大を規定し、少年司法の専門化に打撃を与えるような修正を行った。

このように、審査の段階において、憲法・立法・国家一般行政委員会により行われた2019年オールドナンスを追認する法案の修正は、国内における子どもの人権や少年司法を専門とするコメンテーターの懸念や、批判、勧告に答えたと言い難い。それどころか、行われた修正の中には、手続の迅速化（単一公判の推進を通じて）、刑罰化（多処分の併合の拡大を通じて）、危険にさらされる子どもと非行少年の区別化、少年司法の非専門化（司法警察裁判所の権限拡大を通じて）という手段を持ち、少年司法の厳罰化を意味するものが少なくないと言える。

憲法・立法・国家一般行政委員会による審査の段階に修正されたこの追認法案に基づき、2020年10日と11日に議会における「公開討論会」(discussions publiques)が行われ、その際に、議会議員により提案された新たな431の修正案が検討された。実は、その内の21件だけが追認法案に追加された。以下において、公開討論会を通じて規定された主な修正について検討をする。

⁶⁵⁴ Id. at p. 54.

議会における公開討論会の際に成立した追認法案の修正の大多数は、少年司法の機能に影響を与えない、条文の「書き方を改善する」ための修正である⁶⁵⁵。これらの表面的な修正の他に、手続に直接的に影響を与える修正は3点しかないと考えられる。

1点目は、追認法案の第1条の修正により行われる、少年刑事司法法典の前文に「子どもの最善の利益」という用語を追加するという、社会党⁶⁵⁶により提案された修正案の採択によって具体化したものである。社会党に所属する議会議員によると、「新しい少年刑事司法法典は、1989年11月20日に国際連合総会により採択され、1990年にフランス国が批准した国連・子どもの権利条約に定められた原則、そして特にそれにより規定されている子どもの最善の利益を重視していることを明らかに示す」必要がある⁶⁵⁷。手続の具体的な点に直接的に関わっていないものの、この追加は、少年刑事司法法典の総合的な目的を規定している前文において、「子どもの最善の利益」という概念の影響を強化する試みを反映していると考えられる。追認法案においては、その修正は第1条の修正と意味し、第1条の追加により規定された⁶⁵⁸。

同様の考え方にに基づき、左翼民主・共和主義グループ (*Gauche démocrate et républicaine*)の議会議員により提案された修正案が採択された。この修正の目的は、少年司法制度の専門化を主張し、同じ公開討論会において「大統領多数派」⁶⁵⁹(*majorité présidentielle*)が行った修正によって役割が拡大した勾留裁判官⁶⁶⁰の専門化を規定することにある。追認法案においては、その修正は第1条のさらなる変化を引き起こし、第1条の三の追加により規定された。その

⁶⁵⁵ フランス語で、これらの修正案は「*amendements rédactionnels*」と名付けられ、誤解や条文の解釈に当たって起こりうる間違いをさけるための修正案である。規定される措置や、手続に映鏡を与えるものではない。

⁶⁵⁶ ここでいう社会党とは、社会党に所属する代議士のグループを指している。

⁶⁵⁷ この修正案を巡る説明は以下で参照可能である。

<https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/amendements/3637/AN/96> (consulté le 15 décembre 2021)

⁶⁵⁸ 議会における公開討論会の際に採択された修正案を示す追認法案を参照(第1条 bis)。

⁶⁵⁹ フランスでは、共和国大統領による政策を支持する代議士が議会における全員の代議士の半分以上を占める場合に、大統領多数派が成立していると言う。これらの代議士により構成されるグループは大統領多数派として名付けられる。

⁶⁶⁰ この権限拡大について、下記において述べることとする。

結果、少年係裁判官や予審裁判官と同じように、勾留裁判官の専門化が規定されるようになった。

上記の修正と直接的に関連し、議会に行われた公開討論会を通じて採択された、少年手続に直接的に影響を与える修正案は、勾留裁判官の権限拡大を規定した⁶⁶¹。大統領多数派によれば、少年係裁判官が未決勾留、又はその延長を言渡すことが、フランス憲法に規定されている「公平性の原理」(principe d'impartialité)の観点から問題となった。その問題を解決するために、大統領多数派は未決勾留の言渡し、そしてその延長に関わる権限を勾留裁判官に与えるように、少年刑事司法法典の修正を求めた⁶⁶²。その結果、大統領多数派が2019年オルドナンスの追認法案に加えた一連の修正は、憲法の「公平性の原理」を理由として、ある少年事件に対して最終的判決を下す役割を持つ少年係裁判官は同事件に関わったと疑われる少年に対して、未決勾留を下したり、延長させたりする権限を奪われた。少年係裁判官の代わりに、この権限を持つのは勾留裁判官となった。この修正は、追認法案に追加された第7条により規定された。公開討論会を通じて、左翼民主・共和主義グループにより追求された、「勾留裁判官による少年事件への専門化」という修正事項(追加された第1条の三)の理由づけは、未決勾留の決定に対するこの新たな権限拡大である。この修正は、追認法案に追加された第1条の三により規定された。

このようにして、2019年オルドナンスの追認法案を対象とした議会における第1読会の議論は、憲法・立法・国家一般行政委員会の審査、そして公開討論会という二段階に分けられて行われた。これらの議論の対象となり、修正された追認法案は2020年11月11日に議会において採択された。その後、

⁶⁶¹ 実際には、上で述べた留決定裁判官の専門化を規定する左翼民主・共和主義グループにより提案された修正案は、大統領多数派により支持された、留決定裁判官の権限拡大を規定するこの修正が背景となっている。

⁶⁶² 本稿の第6章で説明したように、2011年にサルコジ政権により、少年軽罪裁判所(cour correctionnel pour mineurs)が導入された(実際、少年軽罪裁判所における裁判手続がほとんど開かれず、オランダ政権により廃止された)。その説明を行った際に、憲法評議会は「公平性の原理」を参考し、少年裁判所から少年刑軽罪判所へ、事件を送致した少年係裁判官は、少年軽罪裁判所における新たな裁判手続に関与ができないことを判断した。憲法評議会によるこの決定は、憲法に規定される「公平性の原理」と、少年司法に規定される「少年手続の継続性」の原理が初めて対立することになった。

2020年12月14日に、新たな修正を巡る議論のため、元老院に提出された。しかしながら、これまで見てきたように、少年手続に直接関係する点は、主に国会の憲法・立法・国家一般行政委員会による審査で議論された。フランス権利擁護官、ユニセフ・フランス又はフランス全国弁護士会評議会のような、子どもの人権をめぐる活動団体により発表された批判や勧告を配慮にいられた修正は全くなかったにもかかわらず、これらのものは限定的であり、厳罰化を意味する修正よりは、実務上におけるその影響力が弱いと考えられる。議会の議会議員によって行われた議論の狭さは、1945年オルドナンスを置き換える少年刑事司法法典の立法方法の問題を明らかにしているように思われる。

以下においてはその点について論じるが、予算の問題とともに、オルドナンスという立法方法がとられたことは少年刑事司法法典の大きな問題である。オルドナンスという立法方法は議論に強くブレーキをかけてしまい、形として批判の声が報告書などにまとめられているにもかかわらず、それ応える目的をもって採択される修正案は明らかに象徴的なものにとどまるといえるだろう。結局、数多くの懸念を踏まえて十分な検討の上で修正につながったのは、弁護士の関与を巡る点のみとなったと考えられる。単一公判や電子監視付居住指定に関連する修正は行われたが、その程度が低いと言える。そして、2019年オルドナンスに対する最も多くの批判を集めた刑事責任年齢、教育的介入に必要とされる期間や閉鎖型教育施設の位置付けという問題は一つの修正も引き起こさなかった。少年司法の原理に関わるものとしては、少年刑事司法法典の前文に、重視されるべき要素として、子どもの最善の利益が記入されただけである⁶⁶³。

(イ) 元老院における2019オルドナンスの追認法案の第1読会

議会において行われた第1読会の議論と同様の形で、元老院において行わ

⁶⁶³ 勾留裁判官の専門化も、少年司法の原理である手続の専門化を意味する修正として考えられうるものの、実際その修正は、少年司法の非専門化を反映する少年係裁判官の関与の減少という問題を緩和するための措置に過ぎないと評価できる。

れた、2019年オルドナンスの追認をめぐる話し合いは、委員会による審査と公開討論会という二段階に分けられて発展した。法案の審査を担当した委員会は「憲法・立法・普通選挙、規則・一般行政委員会」(Commission des lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale)と言われ、共和党所属者⁶⁶⁴のアニエス・カナイエル元老院議員が報告者を務めた。この委員会により行われた審査⁶⁶⁵により、①委員会により修正された追認法案とその内容を説明する報告書が作成された。そしてそれに基づいて2021年1月27日に、②公開討論が行われ、新たな修正が行われた結果、元老院により採択された追認法案が成立した。ここでは、アニエス・カナイエルによる報告書を参考にして、委員会の審査の段階で行われた修正を検討した後、「両院協議会」(commission mixte paritaire)で検討され、公開討論の対象とされ、元老院により採択された追認法案について説明をする。

元老院の憲法・立法・普通選挙、規則・一般行政委員会により行われた審査に基づいて作成された2019年オルドナンスの新しい追認法案は、議会により作成された法案を受けてからの約1カ月後の2021年1月20日に発表された。この追認法案とともに、審査において行われた議論、そしてそれに伴って議会の法案に加えられた修正の説明が報告書という形で発表された。この報告書は、議会の憲法・立法・国家一般行政委員会の報告書よりも内容が乏しく、もっぱら議会により行われた修正作業を検討することを主眼としたものである。報告書は、少年司法の全面改正の課題の紹介、政府に発表された追認法案に加えられた議会の修正の概要とそれに対する元老院の意見、及び元老院の憲法・立法・普通選挙、規則・一般行政委員会で行われた議論により採択されて新しい修正とその理由付け⁶⁶⁶という三つの部分に分かれている。

⁶⁶⁴ 共和党はサルコジとシラクが所属していた国民運動連合を改名して結成された政党である。元老院においては、41%の議席を占めて、最も影響力を持つ党である。

⁶⁶⁵ この検査の対象となるのは、2019年オルドナンスに規定される少年刑事司法法典ではなくて、議会により修正されたその追認法案である。

⁶⁶⁶ この部分には、元老院の委員会が採択した修正、とその説明のまとめ、とそれを先立って行われた議論の議事録が含まれている。

少年司法の全面改正の課題の紹介については、少年司法の全面改正の必要性についての議論の経緯が紹介された上、政府により発表された少年刑事司法法典の内容と立法方法に対する意見が述べられた。その際に、立法段階に先立つ議論が十分に行われなかったとの批判や、1945年オールドナンスから新しい少年刑事司法法典への移行に係る実務上の困難が説明される⁶⁶⁷。このようにして、議会により作成された報告書と同様に、元老院の委員会は政府により発表された少年刑事司法法典の主な仕組みと目的についての説明を行い、意見を述べた。議会の委員会の報告書よりも元老院の委員会による積極的な意見は少なく、また、厳罰化の問題は取り上げられず、ほとんどの批判は予算の問題と立法方法にとどまった。議会における第一読会の際に行われた議論とそれに伴う修正については、元老院の委員会は、単に、議会により提出された追認法案の紹介を行うにとどまった。これらの要素は、元老院により採択された修正案とその説明が主な内容である審査作業の導入部としての役割を果たしているだけであると考えられる。元老院の委員会により採択された修正案とその説明は、議会により提出された2019年オールドナンスの追認法案の各条文を対象とする意見と、場合により、その取消又は新たな修正の追加という形をとっている。このようにして、元老院の審査において行われた議論は、少年刑事司法法典全体ではなく、議会で作り直された追認法案に基づいて行われた。そのため、元老院による修正は2019年オールドナンスの追認法案に新たな条文の作成が可能であるにもかかわらず、実務上、議論の対象となるのは主に議会により行われた修正だけであると言える。

前述したように、議会により修正され、元老院に提出された2019年オールドナンスの追認法案は、政府により発表された法案の第1条(単一の条文)と議会の修正により追加された14カ条⁶⁶⁸に構成されている。つまり、審査を通じて、元老院の主な修正作業は、議会に追加されたこれらの14カ条を対象とした分析、意見提出と場合によりその修正を行うことに過ぎなかった。

⁶⁶⁷ ここは主に、予算の問題と新型コロナウイルス感染症パンデミックが挙げられる。

⁶⁶⁸ 正確に言うと、この法案には11カ条しか含まれていないが、第1条にはbisとterが付いており、第3条と第5条にはそれぞれbisが付いている(bisは「の二」、terは「の三」に当たる)。

元老院の委員会による審査の結果としては、14カ条の内の12カ条が修正された。これらの修正の中には、少年司法の手続の在り方に影響を与えないものが多いが、議会により採択された修正に疑問を投げかけるものもある。ここでは、これらの修正に焦点を当てて、元老院の憲法・立法・普通選挙、規則・一般行政委員会の審査段階において行われた議論を検討する。

まずは、元老院の委員会は、追認法案の第1条について、検討を行った。この第1条には、政府により発表された追認法案に含まれた第1条⁶⁶⁹の他、議会において行われた修正作業により追加された第1条の二と三が含まれている。この第1条については、元老院の委員会が検討を行い、全体としては少年刑事司法法典に準拠していることを示した⁶⁷⁰。

しかしながら、元老院の員会は、第1条の二のBを追加し、少年刑事司法法典の発効を2021年9月30日までの延期を規定した。この修正案を施行するために、元老院の委員会は以下の4点を提示した。それは現在、1945年オールドナンスにより規定されている手続の対象とされており、依然として処理されていない事件は数多くあり、まずはできるだけ、これらの事件を処理する必要があること、少年司法の主要なアクターを、新しい手続の在り方にトレーニングさせるための時間が必要であること、青少年司法保護局のために、当時開発されていた新しい作業用ソフトウェアが2021年末まで利用不可能であったこと、及び新型コロナウイルス感染症パンデミックによる状況の不安定さのために、2021年3月21日までに、新しい手続の効果的な実施が困難になったことであった⁶⁷¹。

議会により追加され、少年刑事司法法典の前文に「子どもの最善の利益」を導入させた追認法案の第1条の二に対しては、元老院の委員会は肯定的な意見を出し、修正を加えなかった。元老院の憲法・立法・普通選挙、規則・一般行政委員会の報告者によれば、「子どもの最善の利益という概念は、現在、

⁶⁶⁹ 議会に行われた議論の前は、この第1条は追認法案の唯一の条文であり、単一の条文として名付けられていた。

⁶⁷⁰ Rapport de la commission des lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale concernant le projet de loi de ratification de l'ordonnance du 11 septembre 2019. <https://www.senat.fr/rap/l20-291/l20-2911.pdf> (consulté le 15 décembre 2021)

⁶⁷¹ Id. at p. 29.

少年司法の柱となっており、そのため、少年司法の目的を定める少年刑事司法法典の前文で強調されるのは矛盾しない」⁶⁷²。

弁別能力と刑事責任無能力をめぐる、第1条の三については、元老院の委員会による審査作業の段階において、第1条の三Aと第1条のBが追加され、第3条の一が削除された。

ここで元老院の委員会は、弁別能力は絶対的なものではなく、事件の要素、青少年司法保護局から提出された少年の人格調査結果、及び専門家の意見書に基づいて、少年係裁判官に評価をされるものであると主張した。したがって、委員会は、少年係裁判官の裁量に代わるような、柔軟性のない弁別能力の定義を確立することは不適切であると意見を出し、1945年オルドナンスの下で定着した判例法⁶⁷³によって確立された基準を取り上げたと共に、少年の「成熟」の概念に言及する目的をもって、議会により提出された追認法案を修正した⁶⁷⁴。このように、追認法案の第1条の三のAが追加され、少年刑事司法法典の第L.11-1条に以下のような規定が追加された。「少年は、自分が行った行為とその範囲を理解するのに十分な成熟した状態であれば、弁別能力を有しているとされる」⁶⁷⁵。

また、政府により発表された少年刑事司法法典において規定された、少年が起こした違警罪事件に対する違警罪裁判所の権限について修正を行った。その結果、1類から第4類までの違警罪に対する違警罪裁判所に与えられた刑を言渡す権限を廃止するために、元老院の委員会は、議会の追認法案の第1条の三のBを追加した。委員会によれば、違警罪裁判所が少年に対する決定に関与することは、違警罪裁判官の専門化を必要とすると説明した。しかしながら、その専門化が困難なため、又は、少年に対する法的対応の継続性をできる限り維持するために、これらの事件に対する権限を少年裁判所に任せるように、議会の追認法案を修正した⁶⁷⁶。

第1条の三のAとBが追加された反面、議会が追加した第1条の三が元

⁶⁷² Id. at p. 29.

⁶⁷³ Supra note 571.

⁶⁷⁴ Rapport de la commission des lois, supra note 670 at p. 30.

⁶⁷⁵ 元老院の委員会による2019年オルドナンスの追認法案、第1条の三Aを参照。

⁶⁷⁶ Rapport de la commission des lois, supra note 670 at p. 31.

元老院の委員会により削除された。この削除の理由付けは、第1条の三のBの追加を正当化したのと同じ要素に基づいている。ここでは、違警罪裁判官の権限の廃止と同じく、勾留裁判官の関与が問題として指摘された。議会で作成された第1条の三は、少年に対する未決勾留の言い渡しやその延長に関する決定権を持つようになった勾留裁判官の専門化を規定するものであった。ここでは、元老院の委員会は、未決勾留に関する権限を少年係裁判官に戻し、勾留裁判官の専門化は不要とした⁶⁷⁷。ただし、上述したように、フランス憲法に規定されている「公平性の原理」を確保するために、これらの判断を行うのは、事件の全体的な手続を担当した少年係裁判官以外の少年係裁判官でなければならないとされる。このように、元老院の委員会は、第1条の三のBを追加し、第1条の三を削除し、少年手続における勾留裁判官と違警罪裁判所の権限拡大に反対していたフランス権利擁護官の意見に同意したのである。

議会において既に議論の対象とされた上記の点の他に、元老院の委員会は、追認法案を巡る議論の中に依然として触れられていなかった点について検討し、第六条の二という新しい条文を挿入した。この追加により、「出頭命令に従わない少年の法定代理人に対する措置の強化」が規定された。政府が発表した少年刑事司法法典では、第L.311-5条により、「少年の法定代理人が裁判官又は少年のための裁判機関の面前への召喚に従わない場合は、3750ユーロの罰金又は子育てコースを課す可能性」があると規定されている。少年刑事司法法典の追認法案を巡る審査段階で、元老院の委員会は、非行事件に関わった少年は、親が責任をとることよう求める必要があると意見を述べ、罰金の倍増を規定し、その罰金を子育てコースの参加命令と組み合わせることができるよう、追認法案を修正した⁶⁷⁸。

これらはすべて、元老院の審査段階において採択された、少年手続に実質的な影響を与える修正点である。このように、元老院の委員会が作成した議会草案の修正作業は、主に五つの重要なポイントに焦点を当てている。少年刑事司法法典の発効を遅らせること、弁別の概念を明確にすることにより刑

⁶⁷⁷ Id at p.31-32.

⁶⁷⁸ Id at p.40.

事無責任能力の概念をより柔軟にすること、勾留裁判官と違警罪裁判所の関与拡大を廃止すること、経済的の観点から不利益性のある手段で親の責任を重くすることである。

少年刑事司法法典の発効日の遅れに関しては、後述する 2019 年から 2021 年にかけてのフランスの社会政治的状況を考慮すると、この選択は正当化されると思われる。しかしながら、このような繰り返された発効の遅れは、オルドナンスによる立法方法の問題点をさらに目立たせる。実際、政府は、迅速な立法の必要性を主張して、オルドナンスという立法方法を選択したと説明をしていた。しかし、2018 年末の議論開始から、オルドナンスの発表、追認法を巡る議論、そして 2021 年 9 月 30 日に実現した法典の発効までの時間経過を考えると、3 年が経過しており、改正の緊急性の高さに疑問が投げかけられている。その要素は、より民主主義の原理に基づく、幅の広い議論を可能とする立法様式が可能であったことを明らかにするものとなったと思われる。

13 歳未満の少年の弁別能力と刑事責任能力を巡る明確化については、元老院の委員会は、政府により作成された法典を対象とした批判の中心となっていた刑事責任無能力年齢の「推定的」な側面の問題に手を入れなかった。上述したように、追認法案を修正し、元老院の委員会は少年刑事司法法典の第 L.11-1 条に次のような要素を追加した。「少年は、自分が行った行為とその範囲を理解するのに十分な成熟した状態であれば、弁別能力を有しているとされる」。このような追加は、疑問をもたらすと考えられる。これは、1945 年オルドナンス下に類似した弁別能力の定義に戻ることを意味すると解釈ができる。しかしながら、刑事無責任年齢の推定的な側面の問題は解決されていないため、13 歳以上の少年の弁別能力がより柔軟性をもって判断されるメリットがあるとはいえ、13 歳未満の少年が、逆に、刑事責任能力があるように判断され、不利益処分の対象となる可能性を残してしまう。

勾留裁判官と違警罪裁判所の権限廃止については、元老院の委員会は、少年司法の専門化と手続の連続性を重視し、少年係裁判官を、できるだけ数多くの決定手続の中心に復活させることを選択した。この点について、元老院の委員会は議会に反対し、少年刑事司法法典において規定されている少年係

裁判官の権限を弱めることに反対する少年司法を専門とする研究者と実務家の意見を考慮したと言える。

今見てきた修正事項は、限定的ではあるものの、厳罰化の意図を持っているとは言い難い。しかしながら、審査段階では、元老院の採択した、手続の在り方に直接的に影響するものとしての最後の修正点は、2000年代と2010年に拡大した厳罰化の議論と強く関連していると考えられる。第六章の二の追加を通じて、少年の法定代理人が裁判官又は少年のための裁判機関の面前への召喚に従わない場合に科される罰金が2倍にされた。ここでは、少年自身が直接的に対象となっていないものの、議論の流れに逆行しているように思われる。さらに、この規定が適用されうる大多数の事件は、郊外に住む少年の関わったものになる可能性が高い点が懸念される。本稿の第4章で述べたように、これらの少年の家庭はすでに社会的・経済的に脆弱であるため、このような修正案の正当性に疑問を感じられる。この修正点は、2000年代に入ってから、比較的重大とされた事件に関わった少年の家族から「家族支援手当」(allocations familiales)を取り消すことを計画した議論と共通している。少年刑事司法法典を巡る議論は、2000年代の議論とは異なった意義に基づいてきたにもかかわらず、この元老院の採択した修正点の位置付けには疑問があり、そのポピュリストな側面を考慮する必要があると思われる。

このようにして、元老院の委員会の審査作業を分析することで、少年刑事司法法典の問題の中心にあるいくつかの課題がさらに明らかになると言える。勾留裁判官と違警罪裁判所に与えられた権限が少年裁判官に戻されたとはいえ、少年係裁判官に代わって予審裁判官が調査手続の権限を持つようになったという問題は、議会でも元老院でも取り上げられていなかった。これは、表面的な議論しかできないオールドナンスによる立法方法の問題点を示しているように思われる。手続に実質的な影響を与える場合でも、追認法案を巡る修正点をもたらした影響は限定的で、ごく稀な例外を除いて、少年刑事司法法典の哲学や、実務上におけるその実現性に関する問題点は軽視され続けたと批判される。

審査段階における議論とそれに伴った修正は少年刑事司法法典の持つ問題の本質に直接的に関わった部分が非常に限定的であったものの、元老院の

委員会は、2021年1月26日から行われた公開討論を通じて改めて議論され、以上の修正を経て新しい追認法案が準備された。

元老院における公開討論は二日にわたり行われた⁶⁷⁹。少年刑事司法法典の全体像に関する意見交換の後は、審査段階で作成された追認法案の各条を対象とする議論が行われた。公開討論に行われる議論と修正作業の予備的な部分としての意見交換の際には、共産党と社会党所属の元老院議員は政府案に反対的な立場を取り、立法方法による議論の少なさと新しい手続における厳罰化の側面や、少年司法全体の非専門化の問題にたいする指摘を繰り返した⁶⁸⁰。これらの批判に基づき、公開討論が開始される前に、共産党の元老院議員は法案の追認手続の中止を請求した⁶⁸¹。

この請求を通じて、共産党の元老院議員グループは、少年刑事司法法典に全体として反対しており、その立法方法及び法典の内容を考えなおすように主張した。当該グループの元老院議員によれば、オールドナンスという立法方法は、立法過程を短期化するものではなく、議論を制限することで、政府により作成された法典を強引に成立させるためのものである。その主張を通すため、国会における議論（議会と元老院委員会における審査と公開討論）は、すべて4日以内で終わり、本質的な問題を解決することができていないと説明した。くわえて、当グループによると、少年刑事司法法典は、厳罰化の側面が大きく、実務上その現実化が不可能な裁判の中止手続と単一公判をもって教育と裁判の時間を削ってしまい、2002年と2004年法改正及びサルコジ政権に行われた厳罰化改正の流れに位置づけられると述べた。公開討論の際に共産党のグループに請求された2019年オールドナンスの追認手続の中止の請求を擁護したエリアヌ・アサシー元老院議員は、刑事司法法典の内容とそ

⁶⁷⁹ 実際、半日のセッションを2日に渡り(2021年1月26日と27日)、二回行われた。

⁶⁸⁰ 元老院の公開討論における、少年刑事司法法典の全体像に関する意見交換は、2021年1月26日の元老院公開討論の議事録が掲載される元老院官報にて参照可能となっている(p.430-443)。

<http://www.senat.fr/seances/s202101/s20210126/s20210126.pdf> (consulté le 15 décembre 2021)

⁶⁸¹ この手続は「*dépot de motion*」と言われ、各条を対象とする議論が始まる前に、公開討論の段階に投票をもってその採択が決められる。

の立法方法は、マクロン政権により社会計画を反映していると主張し、議会で元老院は、政府案に強く反対するべきであると説明した。また、自由主義的な社会経済モデルが定着していくフランスにおいては、非行に対する対応が厳罰化していくこと、特にその傾向が子ども全体に拡大していくことを懸念していると発言した⁶⁸²。

エリアヌ・アサシー元老院議員による発言に続いて、法案の追認手続の中止請求に対する元老院の委員会の報告者と法務大臣の意見が求められた。まず、追認法案の審査作業を行った元老院の委員会の報告者であるアニエス・カナイエルは、立法方法としてのオルドナンスの選択は理想的ではないことを認めたが、元老院の委員会はすでに報告書において十分その問題性について意見述べたとして、追認手続の中止請求には反対の立場をとった⁶⁸³。公開討論において政府を代用する司法大臣は正面から、追認手続の中止請求に反対し、少年司法の効率化の高い必要性を理由としながら、少年刑事司法法典は、1945年オルドナンスにより原理化した少年手続の専門化及び教育的アプローチの優先といった点を維持しているものであることを断言し、法典の内容とその立法方法を擁護した。法案の追認手続の中止請求は、挙手による採決の結果、否決された⁶⁸⁴。

少年刑事司法法典の全体像に対する意見交換と追認手続の中止請求の審査後は、元老院の委員会により作成されて法案の各条を対象とする議論が開始された。ここでは、元老院の委員会により行われた修正の対象となった五つの主要なポイント、すなわち、①2019年オルドナンスの発効延期、②弁別能力と刑事責任能力の概念、③勾留裁判官と④違警罪裁判所の関与及び⑤親への罰則、に関わる議論に重点を置き、元老院により採択された2019年オルドナンスの追認法案の内容を検討する。

①2019年オルドナンスの発効延期については、元老院委員会の審査の際に、第1条の二のAは少年刑事司法法典の発効を2021年3月21日から

⁶⁸² Journal officiel de la république française (séance du mardi 26 janvier 2021) p. 333-334. <http://www.senat.fr/seances/s202101/s20210126/s20210126.pdf> (consulté le 15 décembre 2021)

⁶⁸³ Id. at p. 435.

⁶⁸⁴ Id. at p. 436.

2021年9月30日に延期した。それに対して、共産党元老院議員のグループから、発効日を2022年3月31日に延期することを目的とした修正案が提出されたが、元老院はこの修正案を承認せず、第1条の二のAは元老院の委員会が審査段階で提案したものが採択された⁶⁸⁵。

②弁別能力と刑事責任能力の概念については、元老院の委員会の審査段階で弁別能力と刑事責任能力の概念を明確化するために追加された第1条の三のAが採択された。それについて、社会党元老院議員のグループは、14歳を刑事責任能力年齢として定めることを求めた上、それを推定としてではなく、絶対的なものとして規定するように請求したが、採択されなかった。他方、マクロン大統領の政策を支持する共和国前進の元老院議員グループと法務大臣は、少年の、司法手続を理解できる熟成を、弁別能力の有無要件として取り入れるように修正案を発表した。この案は採択され、弁別能力の定義が次のように規定された。「自己の行った行為が意図的であり、その範囲を理解している上、対象となる司法手続の意味を理解することができる」少年は、弁別能力があると見なされる⁶⁸⁶。

③違警罪裁判所の関与については、上で検討したように、違警罪裁判所の関与に対しては、審査段階において、元老院の委員会は議会と反対しており、1類から第4類までの違警罪に対する権限を少年係裁判官に戻すように規定した。政府を代表する法務大臣は少年係裁判官の負担を考慮して、議会により規定された違警罪裁判所の権限を擁護した。しかしながら、手続の専門化を考慮して、元老院の委員会により追加された第1条の三のBが採用された結果、違警罪裁判所が第1類から第4類までの違警罪に対して判断を下すことは、元老院によって拒否された⁶⁸⁷。

④勾留裁判官の権限については、審査の段階で、元老院の委員会は勾留裁判官の権限を廃止する目的をもって第1条の三を排除した。その結果、未決勾留に関わる決定力は、有責性を審理する公判と制裁を審理する公判を担当する少年係裁判官ではない、少年係裁判官に与えられるように2019年オル

⁶⁸⁵ Id. at p. 444.

⁶⁸⁶ Id. at p. 450.

⁶⁸⁷ Id. at p. 454.

ドナンスの追認法案が修正された。公開討論の際に、法務大臣は委員会と対立し、勾留裁判官を少年手続に復活させるように、議会により作成された第1条の三の削除を取り消す修正案を提出した。司法大臣によると、小規模な司法管轄区域では少年係裁判官が不足しているため、未決勾留に関する権限を他の少年係裁判官に委ねることは困難である。元老院の委員会の報告者は、小規模な司法管轄区域においては勾留裁判官の人数も限られており、法務大臣の論点は十分ではないと指摘した。このようにして、委員会が求めたように、第1条の三は削除されたままで、未決勾留の宣告とその延長に関する権限は少年係裁判官に与えられた⁶⁸⁸。

⑤ 面前への召喚に従わない少年の法定代理人を対象とした措置は、元老院の委員会により追加された2019年オルドナンスの追認法案の第六条の二により規定された。その結果、少年の法定代理人が裁判官又は少年のための裁判機関の面前への召喚に従わない場合に科され罰金が2倍にされた。公開討論においては、政府を代表した法務大臣は共産党の元老院議員グループと同様の意見を述べ、これらの家庭の多くはすでに貧困の問題を抱えているという理由で、第六条の二の取消を請求した。しかしながら、元老院議員の大多数は委員会の意見に賛同し、政府と共産党に属している元老院議員により提出された修正案は受け入れられず、第六条の二は、審査段階のまま採択された⁶⁸⁹。

実は、これらの点以外でも、共産党や社会党の元老院議員は、特に電子監視付居住指定、未決勾留の適用年齢、13歳未満の少年を対象とする行政拘禁、単一公判手続、あるいは手続期間における柔軟性の無さなどについて、追認法を変える修正要求を重ねてきた。しかしながら、これらの修正案は十分に議論されず否決され、審査段階において元老院の委員会により採択修正されたもののほとんどは公開討論を経て改めて採択された。このようにして、弁

⁶⁸⁸ Id. at p. 456.

⁶⁸⁹ 第6条の二に関する元老院の公開討論は2021年1月27日に行われた。2021年1月27日の元老院官報にその話合の議事録が掲載されている (p. 553-554)。

<http://www.senat.fr/seances/s202101/s20210127/s20210127.pdf> (consulté le 15 décembre 2021)

別能力を少年手続の理解と結べる第1条の三のAが対象となった修正を除いては、元老院の委員会の意見がそのまま採用されたものである。

最後に、元老院は2021年1月27日に、2021年2月4日に両院協議会で議論される、以上の要素が含まれた、2019年オールドナンスの新しい追認法案を採択した。

(ウ) 両院協議会の議論と追認法の採択

元老院における審査と公開討論の段階を経た追認法案が提出されたことに引き続き、2019年オールドナンスの追認過程の最終段階としては、議会と元老院に行われたそれぞれの議論により目立った意見の相違点に対して最終決定を行うため国民議会議員と元老院議員で構成される両院協議会を設置することとなった。このようにして、2人の両院協議会長⁶⁹⁰、2人の報告者⁶⁹¹、そして24人の国会議員⁶⁹²で構成された。そのうち、共和党⁶⁹³に所属する国会議員が6人、大統領多数派に所属する国会議員又は政府の政策を直接支持するグループに所属する国会議員が10人、社会党のグループに所属する国会議員が4人、急進左翼⁶⁹⁴に近いグループに所属する国会議員が4人となっていた。このようにして構成された両院協議会は、まず元老院が提出した追認法案を検討し、両院の意見の相違を象徴する条項を改めて検討するために開かれた。その後、国民議会(2021年2月15日と16日)と元老院(2021年2月16日)で、新たな修正案の提出、及び追認法案の最終的な採択に向けた公開討論が行われる。

元老院で修正された2019年オールドナンスの追認法案を対象とする両院協議会による審査は、2020年2月4日に行われた。このときの議論の内容は

⁶⁹⁰ 大統領多数派に所属する代議士と共和党に所属する元老院議員。

⁶⁹¹ 議会と元老院で行われた審査段階の際に報告者として勤めた国会議員が引き続き、両院協議会の報告者に務めた。

⁶⁹² そのうちの12人が元老院議員であり、12人が議会議員である。

⁶⁹³ 共和党はサルコジとシラクが所属していた国民運動連合を改名して結成された政党である。元老院においては、41%の議席を占めて、最も影響力を持つ党である。

⁶⁹⁴ ここでいう急進左翼は、共産党、「不服従のフランス」(La France Insoumise)と左翼民主・共和主義グループ(Gauche démocrate et républicaine)を指す。

公開されていないが、議会と元老院の間で意見の相違が目立った各条文について、両院協議会により採用されたバージョンを示す報告書が発表された⁶⁹⁵。この報告書は四つの部分で構成されている。2人の報告者による報告、両院協議会で採択された条文の内容（議会版又は元老院版）、議論がもたらした変更や追認過程に対する両院協議会の国会議員数名の意見、そして最後に議会と元老院により作成された二つの法案の比較表である。

採択された条文のリストに先立つ2人の報告者による報告は、主に各院の立場を改めて示すものであった。元老院の報告者は両院のやり取りを通じて行われた国会作業に賛辞を送ったが、オルドナンスによる立法方法が理想的ではなかったことを改めて述べた⁶⁹⁶。

国民議会の報告者は、元老院の報告者と同様に、国会の議論作業を賞賛し、両院の間で合意に達したことを喜んだ。議会の報告者は元老院議員に感謝し、元老院における議論がもたらした修正について意見を述べた。その際に、報告者は特に、弁別能力と刑事責任能力に関する条項（第1条の三A）について高く評価した。一方で、元老院の第一読会において採択された、違警罪裁判所と勾留裁判官の関与の廃止について、両院協議会が結局議会の意見を支持して、これらの権限を復活させたことについてたたえた。また、少年刑事司法法典の発効日の延期については、議会の報告者は元老院の決定の正当性を認め、両院協議会における議論の際に、議会議員は元老院の意見を受け入れたと説明した。最後に、第六条の二の問題が取り上げられた。元老院における第一読会では、この条文を通じて、面前への召喚に従わない少年の法定代理人に対する罰金を2倍にし、それを子育てコースと組み合わせることができるように規定されていた。議会や政府はこの措置に反対したため、報告者は、両院協議会での議論の結果、この罰金を2倍にすることが取り消されたが、当初規定されていた罰金(3750ユーロ)と子育てコースが組み合わせられることで両院の合意に至ったと説明した⁶⁹⁷。

⁶⁹⁵ 両院協議会の報告書は議会のホームページにて参照可能である。
https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/2367/115b3831_rapport-fond.pdf (consulté le 15 décembre 2021)

⁶⁹⁶ Rapport de la commission mixte paritaire, p.3.

⁶⁹⁷ Id. at p. 4-6.

残念ながら、両院協議会で行われた各条文についての議論が公表されていないため、議論の動向よりは、意見の相違が目立って①2019年オールドナンスの発効延期、②弁別能力と刑事責任能力の概念、③勾留裁判官と④違警罪裁判所の関与及び⑤親への罰則に焦点を当てて協議会を経て採択された条文の内容を分析するにとどめる。

①2019年オールドナンスの発効延期について、これまで見てきたように、少年刑事司法法典の発効日の延期（2021年3月21日から2021年9月30日まで）が元老院の要請による追認法案の修正案に基づいて請求された。この点、協議会は元老院の提案を支持し、第1条の二のAは、元老院で提案されたバージョンで採択された⁶⁹⁸。

②弁別能力と刑事責任能力の概念の明確化についても、元老院の勧告が採択された。その結果、両院協議会は、13歳未満の少年の刑事責任無能力を絶対的なものとして規定しないことを選択し、「少年が13歳未満でも、行った行為は意図的であり、その範囲を理解している上、対象となる司法手続の意味を理解できる場合、弁別能力及び刑事責任能力の有無が判断されうる」と規定した⁶⁹⁹。

③第1類から第4類までの違警罪に対する違警罪裁判所の関与の問題については、上述したように、元老院はこれらの事件に対する権限を少年係裁判官に戻す点で議会の意見と対立した。しかしながら、両院協議会は最終的に議会の選択を支持し、2019年9月に政府が発表した少年刑事司法法典において規定されたように、違警罪裁判所がこれらの事件を担当するようにすることを認めた。そのため、元老院の第一読会を通じて追加された第1条の二のBは両院協議会により削除された⁷⁰⁰。

④勾留裁判官の権限について、2019年9月に政府により作成された少年刑事司法法典では未決勾留の言い渡しとその延長に対する権限は事件を担当する少年係裁判官が持つように規定されていた。しかしながら、議会は、公平性の原則を理由として、この権限を勾留裁判官に引き渡すために、共産

⁶⁹⁸ Id. at p.7.

⁶⁹⁹ Id. at p.8.

⁷⁰⁰ Id. at p.8.

党の議会議員の修正案に基づいて、少年事件への勾留裁判官の専門化を規定した。元老院は、この選択に反対し、事件全体を担当する少年係裁判官以外の少年係裁判官にこの権限を与える修正案を採択した。両院に行われた議論における重大な争いの一つであるこの点に対しても、両院協議会は議会に与し、未決勾留に関わる権限は、少年事件へ専門化した勾留裁判官が持つように規定された。このようにして、両院協議会は、元老院で削除された第1条の三を復活させた⁷⁰¹。

⑤ 面前への召喚に従わない少年の法定代理人を対象とした措置に関しては、両院協議会の報告書の最初に記入された議会の報告者の報告で説明されたように、元老院で採択された「面前への召喚に従わない少年の法定代理人を対象とした罰金」の倍増は最終的に採択されなかった。しかしながら、政府が発表した少年刑事司法法典で規定された 3750 ユーロの罰金は修正されなかったにもかかわらず、子育てコースと組み合わせることができるようになった。このように、両院協議会により新しく作成された第六条の二が最終的に採択された⁷⁰²。

第一読会の段階に両院の間でコンセンサスが得られなかった問題について、両院協議会は以上のような最終決定を下した。少年刑事司法法典の発効日の延期の問題や、弁別能力と刑事責任能力の明確化を除けば、主に大統領多数派が議会において提案した修正が採択されたことになる。

上に検討した、両院の間に意見が相違していた重要な点に加えて、両院協議会は、特に、前科調書制度、少年手続の枠内に行われる面談における視聴覚電子通信機器の利用、夜間外出禁止の期間延長、13歳未満の少年の「留置」における弁護士との立ち会い、あるいは、単一人格情報ファイルのデジタル化についても、コンセンサスが得られた⁷⁰³。

続けて、両院協議会に参加した数名の国会議員の意見が報告書に掲載されている。2人の報告者、及び大統領多数派又は共和党のグループに所属する国会議員は、協議会により作成された最終法案に対する賛意を発言した。一

⁷⁰¹ Id. at p.8.

⁷⁰² Id. at p.9.

⁷⁰³ これらの点に関しては、第一読会において議論をもたらした院の意見がそのまま採択された。

方、左派よりの国会議員は、勾留裁判官や違警罪裁判所の権限の復活による少年司法の非専門化、非行をした少年の保護と教育を確保するための予算が十分ではないこと、及び刑事責任無能力年齢が絶対的なものとして規定されないままにされたことに対して、不満の声を上げた⁷⁰⁴。

両院協議会の作業を経て発表された 2019 年オールドナンスの新しい追認法案は、両院での公開討論と最終投票にかけられた。議会において、それは 2021 年 2 月 15 日と 16 日に行われ、元老院では 2 月 16 日に行われた。

議会では、これらの公開討論は、両院協議会により作成された新しい法案が、議会の委員会の報告者によって発表された上で、国会による作業がコンセンサスに至ったことが評価された。続いて、法務大臣が発言し、特に勾留裁判官の権限が復活してことに重点をおいて、2019 オールドナンの追認法の最終版に満足していることを示した。両院協議会により行われた作業に対する積極的な意見を示したこれらの二つ発言の後には、「不服従のフランス」の議会議員グループが、両院協議会の法案の採択手続を停止させるために追認手続中止請求を提出した。ここでも、「不服従のフランス」の議会議員は、少年刑事司法法典が引き起こす少年司法の非専門化、管理主義化、手続における教育期間の短期化に対する批判の声をあげた。彼らは、法典における効率性とコストカットが混同されていると主張し、政府によって発表され、国会が作り上げた追認法案によって修正された少年刑事司法法典に反対した。追認手続中止請求は挙手で採決されたが採択されなかった。投票の後、法典の全体像に関する議論が改めて行われたが、議会と元老院における第一読会及び両院協議会による議論において触れられなかった点が挙げられなかった。修正案についても同様で、政府を代表する法務大臣は一連の修正案を提出したが、これらは条文の書き方に関わるもので、手続の在り方に影響を与える修正案ではなかった。最終的に 2 月 16 日、両院協議会に提出された 2019 年オールドナンスの追認法案は議会の最終投票の対象とされた。投票者数 554 名、投票数 518 名、そのうち 480 名が賛成、47 名が反対した結果、少年刑事司法法

⁷⁰⁴ Rapport de la commission mixte paritaire p.10-12.

典は追認された⁷⁰⁵。

元老院における最後の討論は、議会での議論と同じ方向を向いた。追認手続中止請求は提出されなかったが、法典の全体像を巡る表面的な議論が行われ、政府を支持する元老院議員のグループと法務大臣が両院協議会の活動と議会に行われた最終投票の結果を歓迎した。共和党の元老院議員をはじめとして、右派の議員は、予算の問題や未決勾留の手続における勾留裁判官の権限復帰に難色を示しつつも、両院協議会で採択された少年刑事司法法典の追認法案への支持を述べ、議会の最終決定を評価した。最後に、左派の元老院議員は、翌日国会で発言した「不服従のフランス」などの議会議員と同様に、政府に発表された 2019 年オルドナンスや、両院協議会で採択された追認法案に賛成しないことを示した。この際、両院協議会に参加した社会党の元老院議員は、追認法案に対する不満を以下の 5 点で表現した。違警罪裁判所と勾留裁判官の権限に象徴される少年司法の非専門化、児童福祉事業が議会における第一読会により手続から除外されたこと、少年司法や青少年司法保護局に与えられる予算が依然として不足していること、教育の優先性を強調するために国会において左派が提案した修正案が、実際の議論の対象とされなかったこと、及び、刑事無責任年齢が絶対的なものとして規定されなかったこと。これらの意見交換に引き続き、両院協議会、そして議会に採択された法案の条文が読み上げられた上、挙手が行われ、元老院が法案を採択した結果、少年刑事司法法典が追認された⁷⁰⁶。

第 2 節 少年刑事司法法典の政治的・社会的背景

⁷⁰⁵ 議会における最終公開討論の議事録は議会のホームページにて参照可能である。

2021 年 2 月 15 日：<https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/comptes-rendus/seance/session-ordinaire-de-2020-2021/premiere-seance-du-lundi-15-fevrier-2021> (consulté le 15 décembre 2021)

2021 年 2 月 16 日：<https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/comptes-rendus/seance/session-ordinaire-de-2020-2021/deuxieme-seance-du-mardi-16-fevrier-2021> (consulté le 15 décembre 2021)

⁷⁰⁶ 2021 年 2 月 16 日に元老院に行われた最終公開討論の議事録は元老院のホームページにて参照可能である。

<http://www.senat.fr/seances/s202102/s20210216/st20210216000.html> (consulté le 15 décembre 2021)

新型コロナウイルス感染症パンデミックの危機などにより、追認法をめぐる議論が遅れたり、発効日が二回延期されたりしたものの、少年刑事司法法典は、最終的に 2021 年 9 月 30 日に発効し、少年手続の中心的な法律となった。この改正がオールドナンスという立法方法をもって成立したこと、その内容、そして国会において追認法案を巡って修正の上採択されたことは、先に検討した。この改正は、すでに述べたように 2000 年代から連続的に行われた改正とは様々な点で対照的である。まず、この改正の範囲は、これまでのものとは規模が大きく異なる。第二次シラク政権やサルコジ政権下で行われた法改正と違い、少年刑事司法法典は 1945 年オールドナンスを廃止し、法典という形で少年司法の各手続を規定するものである。また、少年刑事司法法典は、政治的・社会的背景との関連性が今までの改正と違っている。少年刑事司法法典は移民問題を背景に少年非行に対して敏感となった一般市民に対する、象徴的で迅速に対応するものであるとは言い難い。ポピュリズムや厳罰化の問題は、最終的に発効した法典やそれに先立つ議論には全くない訳ではないものの、その中心的な要素ではないと考えられる。とはいえ、少年刑事司法法典は、いくつかの点で、1945 オールドナンスにある連帯主義的アプローチの基盤とは少なくとも部分的に対立する。

本稿の第 6 章で見たように、少年刑事司法法典を立法する最初の段階に位置するのは、サルコジ政権下で 2008 年に行われたヴァリナール委員会に提出されたヴァリナール報告書である。そのため、少年刑事司法法典の成立過程の社会的・政治的背景にある問題は、少なくとも 13 年間にわたって存在するものであり、短期的な問題に矢継ぎ早に対応してきた第二シラク政権やサルコジ政権の下で行われた部分的な改正とは大きく違っている。上述のように、オランダ政権は少年司法の全面改正を行おうとしたものの、1945 年オールドナンスを最終的に廃止したのはマクロン政権であった。法律や子どもの人権を専門とする者や一部の国会議員は、少年刑事司法法典に対し、拙速な改正であり、議論が十分になされていなかったという批判を繰り返したが、政府は、ヴァリナール報告書から始まる 10 年以上の時間をかけて作り上げ

た法典であることを主張して、そうした批判をかわしてきた⁷⁰⁷。

ここでは、少年刑事司法法典の成立過程背景にある社会的・政治的問題を取り上げ、ペナルポピュリズムに基づいた新自由主義により特徴づけられた第2次シラク政権とサルコジ政権と異なっている新自由主義の拡大の過程を明らかにする。それに基づいて、少年刑事司法法典がなぜ、どのようにして、マクロン政策に深く根付いているのかを明らかにする。

第1款 少年司法全面改正史の振り返り

1945年オールドナンスの全面改正に関する議論はサルコジ政権が始まった頃の2007年に表れた。右傾化と社会的パニックを背景に、特に郊外に住んでいる移民系の若者のイメージに焦点を当て、ポピュリズムの側面が大きいと考えられる厳罰化改正を連続的に行いながら、政府は「現在の少年は1945年の少年と大きく異なっている」⁷⁰⁸と主張し、「時代遅れ」となった1945年オールドナンスを全面改正する計画を公表した。それを受けてヴァリナール委員会が設立され、より効率的で、より厳しく、より迅速な少年手続の成立が勧められた。当時の法務大臣であったランダ・ダティにより発表された少年刑事司法法典の計画は、ヴァリナール報告書に基づき、裁判の中止手続、少年軽罪裁判所、非行に対する法的対応の規則化、閉鎖型施設の拡大、被害者への配慮の強化を柱としていた。しかしながら、当時、社会全体に関わる議論は二極化していた。イスラム教や移民問題がある一方で、新自由主義の色に染まった政策には不満が高まっており、政府への強い批判があった。その結果、政府は、立法技術上の問題が多く存在し、必然的に長い時間を要することになる全面改正のための立法を行わなかった。むしろ、それまでと同様に、一般市民に対する象徴的メッセージとして機能する、より短期で、インパクトのある連続的な一部改正を行った。

2012年にサルコジが大統領選挙で落選した後に、オランド政権になると、

⁷⁰⁷ Rapport de la commission des lois, supra note 635 at p. 85.

⁷⁰⁸ 法務行政情報局 (DILA) が管理するウェブサイト (Vie-publique.fr) を参照。
<https://www.vie-publique.fr/discours/162556-declaration-de-m-nicolas-sarkozy-ministre-de-linterieur-et-de-lamena> (consulté le 15 décembre 2021)

左派の政府がフランスを統治するようになった。当時の法務大臣であったクリスチャーヌ・トビラは、2000年代から行われた一連の一部改正により一貫性を失い、理念とされてきた連帯主義が弱くなった 1945 オルドナンスの完全改正を行う意向を表明した。2008年からヴァリナール委員会により提案された裁判の中止手続はクリスチャーヌ・トビラの法案の中心に位置するものであった⁷⁰⁹。これを除けば、法案において、ヴァリナール委員会により勧告された厳罰化を意味する施策が受け入れられず、1945年オルドナンスの連帯主義的な側面の復活が重視された。しかしながら、オランダ政権期間中の2012年から2017年までの間、フランスではテロ事件が多発し、政府内において、イスラム教に対して取るべき立場に関する意見が鋭く対立した。テロ事件を巡り一般市民は改めてイスラム教の問題を集中して取り上げ、郊外や少年非行の問題に関わる議論が、マスメディアや政治家を通じてさらに本格的に行われた。結局、マニユエル・ヴァルス首相との対立により、クリスチャーヌ・トビラは法務大臣を辞任した。そのことで少年司法の全面改正の計画は頓挫したものの、サルコジ政権による厳罰化改正を通じて導入された少年軽罪裁判所と下限刑は廃止された。

このように、2008年にヴァリナール委員会が少年刑事司法法典の制定に向けた動きを本格化したことは否定しがたい。にもかかわらず、サルコジ政権のラシダ・ダティ法務大臣とオランダ政権のクリスチャーヌ・トビラ法務大臣は同じ枠組みで議論を発展させたとは言えない。実際、クリスチャーヌ・トビラによる法案には、裁判の中止手続を除いて、サルコジ大統領とラシダ・ダティ法務大臣に支持された改正と大きく異なっていた。要するに、経緯を振り返れば、少年刑事司法法典の出発点は2008年であり、サルコジ政権とオランダ政権の下で議論されたとはいえ、実質的にみれば、両政権には根本的な見解の違いがあり、議論が継続して十分発展したと言えない。むしろ、この法典はマクロン大統領の統治の特徴を反映する要素を大きく内在させており、マクロンの政策に深く根付いていると考えられる。

ここでは、マクロン政権の統治方法及びそれにおけるイデオロギー的な要

⁷⁰⁹ トビラ法案においては、「少年の有責性を審理する公判」と「制裁を言い渡す公判」の間にある期間は6カ月で、その延長が一回可能とされた。

素を明らかにし、少年刑事司法法典の政治的、イデオロギー的分析を行う。

第2款 マクロン政権について

エマニュエル・マクロンの大統領職は、「共和国前進」(La République En Marche)とともに2017年5月14日に始まった。「共和国前進」とは、2016年に、左翼と右翼の伝統的な壁を破壊する目的をもって、エマニュエル・マクロン自身により結成された新党でのことある。エマニュエル・マクロンの政治的台頭、2017年大統領選挙及びマクロン政権における主な政治的動きに重点をおいて、少年刑事司法法典の背景を検討する。

(1) エマニュエル・マクロンの政治的台頭

大統領に務める前、エマニュエル・マクロンはまず財務監査官の上級公務員であった。エマニュエル・マクロンは、2007年に「フランス成長解放委員会」⁷¹⁰(*commission pour la libération de la croissance française*)の副報道官に任命され、翌年にロスチャイルド銀行に入社し、投資顧問業務に就き、2010年には当社のマネージングディレクターに任命された⁷¹¹。一方、エマニュエル・マクロンは、2006年から2009年まで社会党の下で政治活動を行い、2012年の大統領選挙ではフランソワ・オランダの選挙運動に協力し、オランダ政権においてまずは大統領府副事務総長に務め、2014年から「経済・産業・デジタル大臣」(*ministre de l'Économie, de l'Industrie et du Numérique*)に就任した。2015年には「マクロン法」(*Loi Macron*)として知られる「経済の成長と活性化のための法律」(*Loi pour la croissance, l'activité et l'égalité des chances économiques*)を成立させた。オランダ政権における新自由主義政策の象徴と

⁷¹⁰ フランス成長解放委員会は、フランスの経済成長を復活させるための勧告や提案をまとめた報告書の起草を、ニコラ・サルコジ大統領から任された委員会である。2007年6月に委員会が検査を行いはじめ、2008年1月23日に最終報告書がサルコジ大統領に提出された。

⁷¹¹ Behr Valentin, Michon Sébastien (2020), *Le gouvernement Macron et les nouveaux technos. Noblesse d'état et circulations public-privé*, in *Revue française d'administration publique* N° 175, p. 735-753, p. 746.

されるこの法律は、日曜日に休む権利の制限と夜間労働の促進を目的とし、労働法などに関わる一定の規制を修正する他、それまで公共サービスであるフランス国有鉄道が運営していた長距離運行の事業に競争原理を導入させるために、民営バス会社が当業界に参入できるように規制を緩和した⁷¹²。反発の声が上がったにもかかわらず、この法律とともにエマニュエル・マクロンの人気は高まった⁷¹³。2016年には自ら立ち上げた共和国前進の会長に就任するとともにマニユエル・ヴァルス内閣から去り、2017年の大統領選への立候補を正式に表明した。

(2) 2017年大統領選挙

第6章で述べたように、オランド政権の後半、政府と社会党は前例のない政治的危機を迎えた。社会党は、オランド政権内の意見の相違により分裂した状態にあった。ヒューマニズムと連帯を中心に据えて発展した伝統的な左派は、発言がより右翼的になり、移民や経済の自由化といったテーマを重視するようになった新しい左翼と対立していた。社会党と左派全体を支持する人々がオランド政権の5年間を失敗とみなした結果、フランソワ・オランドは2017年の大統領選での立候補を見送り、社会党は予備選挙を行ったにもかかわらず、党内をまとめる候補者を立てることができなかった⁷¹⁴。

右側では、共和党の代表者として大統領選挙に立候補フランソワ・フィヨンは政治汚職に巻き込まれ、その支持率が低下した⁷¹⁵。2017年4月23日に

⁷¹² 「経済の成長と活性化のための法律」(Loi pour la croissance, l'activité et l'égalité des chances économiques)を参照。

⁷¹³ Nathalie Raulin (2016), Baromètre Viavoice-Libération: Macron décolle, même à gauche, フランス新聞「リベラシオン」、2016年4月20日の記事。
https://www.liberation.fr/france/2016/04/20/barometre-viavoice-liberation-macron-decolle-meme-a-gauche_1447502/

⁷¹⁴ Cédric Pietralunga, Bastien Bonnefous, Raphaëlle Besse Desmoulières (2017), Comment la présidentielle dynamite le Parti socialiste, フランス新聞「ル・モンド」、2017年3月30日の記事。
https://www.lemonde.fr/election-presidentielle-2017/article/2017/03/30/le-parti-socialiste-en-marche-vers-son-explosion_5103133_4854003.html (consulté le 15 décembre 2021)

⁷¹⁵ Guaresi Magali, Mayaffre Damon (2018), L'impossible réparation : l'image brisée de François Fillon durant la campagne présidentielle française 2017, in *Langage et société*, 2018/2 (N° 164), p. 39-56, p. 41.

行われた大統領選挙の第一回投票が行われた。エマニュエル・マクロンは投票の24%を集めて第1位となり、21.3%の投票を集めて、極右政党国民戦線の候補者であるジャン＝マリー・ルペンの娘、マリヌ・ルペンが2位となった。フランスの伝統的な政党と言われる共和党と社会党のいずれかの候補者が決選投票に上がらなかったのは、フランス第5共和政の歴史上はじめてのことであった。この結果は、国民戦線の候補者が大統領選挙の決選投票に上がったのは二度目となり、フランスにおける、伝統的な政党の弱体化を背景とした、外国人嫌悪とナショナリズムの強化を反映していると考えられる。結局、決選投票ではエマニュエル・マクロンが66.1%の投票を獲得し、33.9%の投票を獲得したマリヌ・ルペンに勝利した。

(3) エマニュエル・マクロンの政治的立場

社会党と離れて、2017年以前前から、エマニュエル・マクロンは新自由主義政策の拡大を支持して、特に経済問題に関して、社会党の伝統的なビジョンとは対照的であった。2017年の大統領選挙では、自ら立ち上げた政党「共和国前進」選挙活動を行い、社会党の予備選挙には参加しなかった。その選挙活動は、経済の自由化及び社会の進歩という二点に基づいており、左派と右派、「進歩主義者」と「保守主義者」の分断を乗り越えるべきとする発言が繰り返された⁷¹⁶。そのことでエマニュエル・マクロンは社会党や中道主義、さらには共和党の政治家による幅広い支持を得た。

経済の自由化に関しては、エマニュエル・マクロンは伝統的な左派が政策の基調に据えてきた高額所得者及び超高額所得者への課税措置に反対し、より柔軟性のある税制を提唱した。それは、経営学における人間関係学派に依拠し、個人の自己責任と個人の成功という考え方に重点を置きフランスの経済政策を改革する必要性を主張するものであった。このようにして、経済の領域におけるイデオロギーは、「個人」の概念に大きく依存しており、誰でも

⁷¹⁶ Le Monde (2017), Macron : « La gauche aujourd’hui ne me satisfait pas » フランス新聞「ル・モンド」、2016年4月23日の記事。
https://www.lemonde.fr/politique/article/2016/04/23/macron-la-gauche-aujourd-hui-ne-me-satisfait-pas_4907700_823448.html (consulté le 15 décembre 2021)

がいつでも成功できる起業家であるかのような政策が提唱された。エマニュエル・マクロンの社会観は選挙活動の中で繰り返し唱えられた「スタートアップ国家」(start-up nation)というキーワードと大きく関連付けられている。「スタートアップ国家」は、デジタル経済の大企業を生み出すことができ、海外投資家を呼び込むことができるというのが、その主張であった。シリコンバレーのIT企業の経済的成功を参考に、エマニュエル・マクロンはフランスにおけるその実現可能性を、より柔軟性のある経済政策、国家による規制の縮減、民営化、経済効率性を高めるために必要とされる競争の拡大と結びつけた⁷¹⁷。

社会問題に関しては、2017年大統領選挙前、エマニュエル・マクロンは社会党の公式の立場に従いながら、内閣の分裂を引き起こした点については発言を控えた。テロ事件に関わった「国籍剥奪」という提案に対しては、その問題性を認めながらも、経済・産業・デジタル大臣の領域ではないと主張することで、クリスチャーヌ・トビラなどと違い、閣僚の辞任を回避した。しかし、大統領任期中になると、エマニュエル・マクロンは、議論と世論のさらなる右傾化を背景に、立場を変え、右派と極右に先を越されないように、ライシテ、移民問題や国家権力を巡る発言を繰り返すようになった。また、これらの問題に対するその政治的立場の調整を行いながら、厳罰化をもって国家権力を復活させる必要性を主張し続け、移民、郊外やイスラム教を正面から指摘する右派の政治家を内閣大臣として任命した⁷¹⁸。

このようにして、エマニュエル・マクロンの政治的立場は、経済の分野では、何よりも、柔軟性、規制緩和、個人主義、競争といった、新自由主義思想の中心にある概念に重点を置いたものであったといえる。他方、経済の枠外では、保守的な発言を自ら行うことが少ないとはいえ、世論の動向に合わせた内閣改造を行ってきた。

⁷¹⁷ Englebert Philippe (2020), Chapitre V. Les politiques publiques de soutien aux startups, in Philippe Englebert, *Les startups en France*. Paris cedex 14, Presses Universitaires de France, « Que sais-je ? », p. 98-121.

⁷¹⁸ Olivier Faye (2020), Gérald Darmanin adopte la méthode de Sarkozy pour occuper le terrain, フランス新聞「ル・モンド」、2020年7月30日の記事。
https://www.lemonde.fr/politique/article/2020/07/30/gerald-darmanin-adopte-la-methode-de-sarkozy-pour-occuper-le-terrain_6047705_823448.html (consulté le 15 décembre 2021)

(4) マクロン政権の主な課題

マクロン政権の任期は、2017年5月14日から2022年5月13日までである。現在に至るまでにマクロン政権下では第1エドゥアール・フィリップ内閣(2017年5月15日から2017年6月21日まで)、第2エドゥアール・フィリップ内閣(2017年6月21日から2020年7月3日まで)、そしてジャン・カステックス内閣(2020年7月6日から)が成立した。このように、大規模な内閣改造が二回行われているが、マクロン政権中の首相は全員、右派の共和党所属者である。

2017年、大統領選挙に続きフランス議会総選挙が行われ、「共和国前進」が勝利した結果、エマニュエル・マクロンは議会において多数派を得ることができ、その支持により大統領就任1年目から、数多くの法改正を行った。労働法改正、鉄道業界の改正、「富裕税」(impôt sur la fortune)の廃止などの税制上の改正は、特に批判の的となったものの、経済自由化計画は積極的に実施された。抵抗運動が出現したが、当時においては、マクロン大統領の支持率は比較的に高かった⁷¹⁹。しかしながら、就任2年目から、マクロン政権は様々政治的な問題に直面することとなった。その中には間接的に少年非行の問題に関連しているものもある。

まず、マクロン政権が直面したのは、「ベナラ事件」(l'affaire Benalla)と「黄色いベスト運動」(Le Mouvement des Gilets jaunes)による政治的危機である。ベナラ事件は、マクロン大統領のボディガードであり、その友人でもあるアレクサンドル・ベナラによる暴力事件から始まった。2018年5月1日に行われたデモ⁷²⁰の際に、警察官の資格を持たないにもかかわらず、警察の腕章をつけていたアレクサンドル・ベナラはデモ参加者に暴行を加えた。録画映像を用いた事件報道は、マクロン大統領自身と政府の急速な人気低下につ

⁷¹⁹ Ifop (フランス世論研究所)の一般市民調査を参照(2018年1月)。

<https://www.ifop.com/publication/les-indices-de-popularite-janvier-2018/> (consulté le 15 décembre 2021)

⁷²⁰ フランスにおいて、5月いつかは祝日であり、労働者の祭典のため、労働者の権利を巡る社会運動やデモが伝統的に行われている。

なだった⁷²¹。

「黄色いベスト運動」⁷²²は政府が発表した燃料税の増税計画を背景に起こった。購買力の低下、マクロン大統領の下層階級軽視の態度に反発し、2018年10月から数多くの人々が集まり、数多くの道路を封鎖した結果⁷²³、政府は燃料税の増税計画を諦めるよう追い込まれた。政府は、また、運動が弱まらなかった結果として、中間層への減税と少額年金の算定の見直しも発表した。しかし、政府によるこの対応は運動を完全に終息させず、結局、黄色いベスト運動は、新型コロナウイルス感染症パンデミックに直面して2020年に最初のロックダウンが行われたことをきっかけにして終わりを迎えた。

ベナラ事件や黄色いベスト運動は、一見少年非行の問題とは縁遠いように見える。しかし、これらの問題は、警察と政府による問題の制圧の在り方という点で、共通している。実際、本稿の第4章で見たように、フランスにおいて少年非行の問題は郊外や移民問題と関連している。2005年の暴動をはじめとして、少年非行の問題を背景として、若者と警察との対立が議論を呼んだことは少なくなかった。郊外に住む若者や移民系の人々、「見た目を理由とした検査」を行う警察の行動を長期にわたり批判しており、警察による暴力事件の背景には政府により隠された制度的差別があると主張している。ベナラ事件や黄色いベスト運動では、人種問題は中心ではないにもかかわらず、警察の暴力事件やこれらの事件に対する国家の「共犯関係」が問題となっている。この点で、マクロン政権におけるベナラ事件と黄色いベスト運動は、少年非行の分野に関わる伝統的な問題と完全に切り離されたものではない。

2020年初頭からはマクロン政権の主な課題は新型コロナウイルス感染症

⁷²¹ L'OBS (2018), L'affaire Benalla fait des dégâts : Macron au plus bas dans un sondage, フランス新聞「ロブス」、2018年7月24日の記事。

<https://www.nouvelobs.com/politique/20180724.OBS0115/l-affaire-benalla-fait-des-degats-macron-au-plus-bas-dans-un-sondage.html> (consulté le 15 décembre 2021)

⁷²² 2008年から、交通事故の一つの対策として、高い視覚認識性を持つ「蛍光色」のベストを自動車内に常備することが法律で義務づけられた。これらのベストが広く利用され、2018年後半に広がった社会運動のシンボルとして選ばれ、運動者はこのベストを着たままデモや道路の封鎖などを行った。

⁷²³ 運動の要求は、特に労働者・中産階級の生活水準の向上、エマニュエル・マクロン大統領の辞任、富裕税の復活などに広がり、強化した。数多く行われたデモの際に、警察との対立が激しくなり、最終的に、数千人が負傷をした。国連や欧州評議会などの機関やアムネスティ・インターナショナルなどの団体は、デモの際における警察の不適切な行為を批判し、フラッシュボール(硬質ゴムを時速360kmで発射する武器)や催涙弾などの武器の使用を考え直すように主張した。

パンデミックの危機の管理と強く関係している。公衆衛生をはじめとして、この危機が社会全体に及ぼす範囲は非常に広く、そのすべてを取り上げるのは困難であろう。しかしながら、この危機は、若者と公権力との対立という問題の文脈でも重要である。ウイルスの感染拡大に対応するため、フランスは現在に至るまでに、2020年3月17日から5月10日まで（1ヶ月と25日）、2020年10月30日から12月15日まで（1ヶ月と14日）、2021年4月3日から5月3日まで（28日間）、3回のロックダウンを行った。これらのロックダウン措置は、移動を厳密に必要なものに限定すること、家の近くへの短期外出、これらのルールに違反した場合の罰則、シェンゲン圏の国境の閉鎖などを内容とする。

新型コロナウイルス感染症パンデミックの危機は、経済的不平等を悪化させている⁷²⁴。それに加えて、その対策として行われたロックダウンは、すでに不安定な状況にある人々にとって特に負担を強いるものであった。郊外の大規模住宅グループに住む家族は、二重の問題を抱えることになった。まず、本稿の第4章で述べたように、郊外にある大規模住宅グループに住む家族の多くは大家族であり、狭い部屋で閉じこもるのは困難であった。さらに、これらの地域においては、外出禁止に従わなかった人に対する警察の対応が特に暴力的な形で行われた。ロックダウンの期間中、警察官が違法な手段で郊外の若者と接したことを示す数多くの動画がソーシャルメディアやマスメディアにより報道され、議論を呼んだ⁷²⁵。主に郊外に住む人々や移民系の人々に対してこうした深刻な行為が行われたことは、警察に関係する制度的差別に関する議論を再燃させた⁷²⁶。警察の問題は、一般市民と政界を強く分断し

⁷²⁴ 新型コロナウイルス感染症パンデミックとその対策に伴った社会格差の悪化に関する報告は INSEE（フランス国立統計経済研究所：インセ）により発表された（2020年12月3日） <https://www.insee.fr/fr/statistiques/4797670?sommaire=4928952> (consulté le 15 décembre 2021)

⁷²⁵ これらの様々な動画には警察官は人種差別的な発言や違法な暴力行為を意図的に行っていることが窺われるものがあり、国際人権法への違反も指摘されている。Amnesty International (2020), France. Pratiques policières pendant le confinement : Amnesty International dénonce des cas de violation des droits humains.(アムネスティ・インタナショナルによる、2020年7月5日のプレスリリースを参照) <https://www.amnesty.fr/presse/des-usages-de-la-force-illegaux-pendant-le-confinement> (consulté le 15 décembre 2021)

⁷²⁶ フランスでは、ロックダウン中における警察の暴力事件の問題は最初、黄色いベス

た。2018年後半に始まった黄色いベスト運動の危機までは、テロ事件の連続的発生や一般市民の右傾化を背景に、警察による対応は強く支持されていた。しかし、黄色いベスト運動にかかわるデモの際に脚光を浴びることになった警察の問題は、世論と政界を強く分断した。2018年後半に始まった黄色いベスト運動の危機までは、テロ事件の連続的発生や世論の右傾化を背景に、警察による対応は強く支持されていた⁷²⁷。

制度的な人種差別の問題と同時に、ロックダウン中に行われた警察の暴力事件の動画が公開されたことで、別の議論が拡大した。これらの動画などを通して顔が認識された警察官を保護する目的で、ジェラルド・ダルマナン内務大臣は、2020年1月に大統領多数派⁷²⁸の議員が提出した法案を手直しした上で、警察や軍関係者の保護に関する規定を追加することを発表した⁷²⁹。この法案は、共和党、極右や警察の組合により支持される一方、人権団体からは表現の自由や報道の自由の観点から問題性を強く批判された。法案に対する抵抗運動が拡大したことにより元老院は国家警察又は国家憲兵隊の警官の顔又はその他の識別要素の画像の公開禁止の措置を「警官に身体的・心理的な被害を与える明確な意図があった場合のみに適用される」⁷³⁰ように規定した。しかしながら、警察の組合からの圧力にもかかわらず、立法者による説明が十分でないことを理由に、憲法院はこの規定を合憲として認めなかった⁷³¹。

マクロン政権の下で、少年司法と直接的に関わった主たる課題は少年刑事司法法典の立法であった。この法律をめぐる議論が世論に明確な影響を与え

ト運動の危機の際に目立った警察の問題と関連付けられたが、同じ時期にアメリカで広く議論化していたブラック・ライブズ・マター運動がフランスに根付き、暴力行為を行った国家権力を持つ警察官などに対する無処罰が指摘され、国家的差別の問題の有無を主張する運動が広がった。

⁷²⁷ Ifop (フランス世論研究所)の一般市民調査を参照(2020年6月)。

<https://www.ifop.com/publication/police-violences-et-racisme-ce-que-n-disent-les-francais/> (consulté le 15 décembre 2021)

⁷²⁸ Supra note 659.

⁷²⁹ 「グローバルセキュリティに関する2020年10月20日の議会法案」(projet de loi de l'Assemblée Nationale sur la sécurité globale)の24条を参照。この条文は、「国家警察又は国家憲兵隊の警官の顔又はその他の識別要素の画像の公開を禁止する」と定められた。https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/l15b3452_proposition-loi#D_Article_24 (consulté le 15 décembre 2021)

⁷³⁰ 原案においては、警官に被害を与える意図の有無は重視されていなかった。

⁷³¹ フランス政府のウェブサイトを参照。<https://www.vie-publique.fr/loi/277157-loi-pour-une-securite-globale-preservant-les-libertes> (consulté le 15 décembre 2021)

ることがあったとは言い難い。先に見たように第二次シラク政権とサルコジ政権の下で行われた少年司法改正とは違い、少年刑事司法法典は少年非行に対する国家的対応の効率化と迅速化の名の下に少年手続を徹底的に見直す目的を持つ。上記の通り、少年刑事司法法典は子どもの人権の専門家や法律の専門家により批判されたものの、改正が技術的な要素を多く含んでいたために、第二次シラク政権とサルコジ政権による改正法のような影響を一般市民に与えなかった。しかしながら、少年刑事司法法典を規定した 2019 年オールドナンスの追認法案を対象とした国会議論が始まる前に、少年非行をめぐる議論が行われ、ジェラルド・ダルマナン内務大臣とエリック・ドゥボン・モレッティ法務大臣が対立した。

2020 年夏に、一般市民に大きなインパクトを与えた、若者による暴力事件が広く報道された。同年 7 月に、内務大臣はフランス新聞「ル・フィガロ」にインタビューされた。これらの事件について質問された内務大臣は、社会の一部の「野蛮化」(ensauvagement)という表現を使って、治安維持政策の強化の必要性を強調した⁷³²。「野蛮化」という言葉の意味は広い上、社会の一部という言い方も曖昧ではある。しかし、ジェラルド・ダルマナン内務大臣の発言が若者による事件に関するものであることや、本稿の第 5 章で見たように、治安問題に関する議論の中で 1998 年に当時の内務大臣が非行少年を「野人」(sauvageons)に喩えたことを想起すれば、この発言内容も間接的に郊外の若者を念頭に置いていると推測できる。「野蛮化」という言葉は、「脱文明化」(décivilisation)という意味も持っており、郊外に住む人々、イスラム教徒、移民に対する極右に関する発言で広く用いられている。エリック・ドゥボン・モレッティ法務大臣は「野蛮化」という言葉の使用について質問されたとき、この言葉には正当性のない「治安悪化感覚」の効果があると主張した上で、フランスでは 10 年間、少年非行は増加していないと説明し、同意できない

⁷³² ジェラルド・ダルマナンによるこの発言は、フランス新聞「ル・フィガロ」が行ったインタビューの際にされた。

Arthur Berdah, Jean Chichizola, Christophe Cornevin, Albert Zennou (2020 年), Gérald Darmanin: «Il faut stopper l'ensauvagement d'une partie de la société», フランス新聞「ル・フィガロ」、2020 年 7 月 24 日の記事。

<https://www.lefigaro.fr/politique/gerald-darmanin-il-faut-stopper-l-ensauvagement-d-une-partie-de-la-societe-20200724> (consulté le 15 décembre 2021)

と述べた⁷³³。

「黄色いベスト運動」と「新型コロナウイルス感染症パンデミック」は、政府により計画された自由主義的な政策にブレーキをかけたと考えられる。少年非行の議論に関しては、マクロン政権下では、何よりも、郊外における警察の不適な行動が目を行っている。しかしながら、これらの警察暴力事件により少年刑事司法法典を巡る議論の動向に与えられた影響を測定するのが困難である。2000年代初頭以降に行われた少年司法改正とは異なり、少年刑事司法法典の立法は、その範囲が広いにもかかわらず、一般市民の関心を集めているとは言えない。その理由はいくつかあると考えられる。まず、メディアや政治家の関心が新型コロナウイルス感染症のパンデミックに向い、少年刑事司法法典についてもその社会的・政治的混乱との関係で注意が向けられるに過ぎないものになっていると考えられる。少年刑事司法法典の立法方法や法典編纂で技術的な側面が前面に出されていることも、一般市民の関心の低さを理由付けるように思われる。少年刑事司法法典は、少年非行に集中した一般市民に対するポピュリスティックな政治的対応であると考えにくい。この結果、少年刑事司法法典の政治的及びイデオロギー的は、これまでの改正とは異なると考えられる。とはいえ、第二次シラク政権とサルコジ政権下で行われた少年司法改正において目立っている新自由主義の影響は、少年刑事司法法典に関しても重要な要素であると言える。以下、少年刑事司法法典における新自由主義の影響を検討して、その特性を明らかにする。

第3節 少年刑事司法法典の政治的イデオロギー

第1款 問題の所在

本稿で扱う中心的な論点の一つは、フランスにおける厳罰化の問題、そし

⁷³³ エリック・ドゥポン・モレッティ法務大臣によるこの発言はフランスのラジオ局ユーロップ・アンにより、2020年9月1日に行われたインタビューの際にされた。
<https://www.europe1.fr/emissions/linterview-politique-de-8h20/eric-dupond-moretti-cible-lopposition-on-nest-pas-oblige-de-faire-dans-la-surenchere-populiste-3988921> (consulté le 15 décembre 2021)

て少年司法において重要な地位を占める福祉との緊張関係である。ここまで、フランスの少年司法が福祉国家と並行して生まれ、発展してきたことを検討してきた。厳罰化の強化が福祉的なアプローチを阻害していることは疑問の余地がないと言える。フランス少年司法の歴史の振り返りは、社会的・政治的な要因が与える影響が大きいことを明らかにしている。特に戦後の少年司法は、「政治的・イデオロギー的要因を土台として」、子ども観、教育、個人と個人の関係といった概念が変質する中で形成されてきた。

また、経済的な問題が非常に重要な要因であることも明らかである。これまで見てきたように、フランスが高度経済成長を遂げた栄光の30年間は少年司法の福祉的發展を支え、促進した時代である。しかしながら、20世紀末になると、福祉的なアプローチは、「犯罪者」に対する司法の甘さを反映するものとして批判されるようになり、その正当性が弱体化し始めた。

こうした構図の中で少年司法を巡る研究の伝統的なアプローチは、福祉と厳罰、教育と刑罰を対立したものとして見てきた。それに対し、本稿の第5章で見たように、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルは、連帯主義と新自由主義の対立を強調することによって、イデオロギーのレベルでの理論化を試みた。実際、経済がいくつかのレベルで社会に影響を与える以上、経済の枠内から比較的離れた分野についても経済が思想に与える影響力を問うことは適切であるように思われる。例えば、少年司法の福祉的なアプローチは、経済成長と、この成長の中で人道主義的な子ども観に基づき少年司法を形成するというフランスにおける政策の選択の両方に関連している。このような国家による政策の選択にこそ、イデオロギーがあると考えられる。このように考えれば、連帯主義を支えたイデオロギーと強く対立する思想が経済分野において登場することで、連帯主義を基盤とする社会政策の分野に影響が生じることになる。

こうした問題意識から、本稿では、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルの理論を紹介し、これらの2人の研究者が少年司法の分野における新自由主義の影響についていかなる主張を展開しているかを見る中で、フランスにおける新自由主義の在り方との関連で、彼らが示した指標の正当性の確認を試みた。また、ニコラ・サルコジの政治的立場と政策の検討を通じて、

ポピュリズムの拡大を背景とした保守主義と新自由主義の特殊な関係について述べた。その際、様々な少年法の一部改正は、二つの異なるレベルで新自由主義と関連していることを確認した。一つのレベルは、すべての一部改正は、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルが示した新自由主義の指標にあてはまっており改正の核心部分に新自由主義的な側面を内在させているということである。もう一つのレベルは、政治的な背景を分析してみれば、少年司法を対象としたこれらの一部改正の内容に直接的には関わらないものの、新自由主義の強い影響があるということである。その影響は、ペナルポピュリズムの作用によるものである。第6章で見たように、第2次シラク政権とサルコジ政権の下、新自由主義政策の拡大が数多くの抵抗運動を引き起こし、政治テーマとしての社会防衛は政府の「避難所」であった。言い換えれば、厳罰化改正は、経済政策により分裂している市民の意見を、「治安問題とナショナル・アイデンティティ」というセットになったテーマの下で、一つの意見に集約するために行われた。2002年から2012年にかけて行われた厳罰化改正の二面性は、ニコラ・サルコジと「国民運動連合」の統治手法と強く関係している。このような統治手法では、厳罰化は主にポピュリズムに基づき、新自由主義はより控えめな地位にある。自己責任化やリスク管理の強調は、少年司法の福祉的側面を弱体化させるが、コストパフォーマンスの問題や管理主義に基づく手続の短期化は改正の中心に置かれていない。

少年刑事司法法典はどうであろうか。前述のように、少年刑事司法法典は、広く報道された事件などに基づいて厳罰化を正当化しようとする政治的発言により推進された改正ではない。マクロン政権により進められてきた新自由主義と強く関係している社会政策は、黄色いベスト運動をはじめとして、人々の強い反発を引き起こした。発言の右傾化や厳罰化を支持する内務大臣の指名などは、確かに、人気低下対策として、ポピュリズムへのシフトとして位置付けることができるものの、少年司法に対しては、ペナルポピュリズムに基づく姿勢を取ったと言い難い。2002年法、2007年法と2011年法とのイデオロギー的な位置づけの違いはこの点にある。少年刑事司法法典においては、政治的オポチュニズムや保守主義は中心的な地位を占めていると言えない。しかし、そのことは、少年刑事司法法典がイデオロギーから自由で

あることや、その分析が不要であることを意味しない。少年刑事司法法典に内在している新自由主義の側面を分析することが重要となる。フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルが設定した指標を用いて、マクロン政権により成立された少年刑事司法法典がいかに新自由主義的アプローチに軸足を置いているかを検討する。

第2款 少年刑事司法法典におけるイデオロギーを分析する際の指標

本稿の第5章において、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルが示した少年司法における新自由主義の影響の強まりを示す指標を検討した。その指標というのは、「帰責対象の逆転」、「社会防衛の重視」、「特定されたグループのターゲティング」、「社会内教育に伴うリスクの重視」、「被害者の『再登場』」、「ダイバージョンの弱体化」、「(より)効果的な監督的アプローチの定着」、そして「手続の管理主義化」であった。また、これらの指標とは別のレベルにおいて、新自由主義の影響は、少年手続の全体的動向に次のような現象を引き起こすとされる。「少年司法の様々な位置付けの見直し」、「法的介入の短期化」、「法的対応の地方分権化」、そして「管理主義化に伴う民営化や効率の重視など」⁷³⁴である。

まずは、この指標のなかには、新自由主義の中心部分と直接関係するものとうそでないものもあるという点が重要である。新自由主義とは、「個人」とその「自由」という概念に重点を置き、「責任」、「競争」や「効率化」という要素を重視する。そして、間接的に新自由主義と結びついている要素は、新自由主義化の過程において、これらの概念と要素の定着を支える道具としての機能を有していると考えられる。具体的にいえば、刑事司法の枠内において、自己責任化、手続の短期化、手続の効率化、法的対応の地方分権化と民営化という要素は、新自由主義の核心部分に位置する一方で、新自由主義のより周辺的な位置にあるリスク管理という概念は社会防衛の重視やター

⁷³⁴ Bailleau and Cartuyvels (2007) supra note 3, at p. 13.

ゲティングなどに結びついている⁷³⁵。リスク管理に関わる点は直接的に治安維持というテーマに、それゆえ政治的な発言においては保守主義と新自由主義につながりやすいと考えられる。

少年刑事司法法典においては、これまでの一部改正とは異なり、新自由主義では周縁的な位置にあるリスクの管理が最も重視されている訳ではない。むしろ、この法典において最も目立つ要素は、新自由主義の核心部分に関わる側面が大きいと考えられる。

ここでは、まずは、新自由主義の核心部分に強く関係していると考えられる、「子どもの自己責任化」、「被害者の利益の重視化」、「法的対応の短期化と管理主義化」、及び「少年司法におけるアクターの位置付けの見直し」という要素に焦点を当てる。そして、最後に、その地位が比較的目立っていないとはいえ、依然として重視されているリスクの管理に関わる要素を検討する。

(1) 新自由主義の核心部分にある自己責任化、効率化と競争

(ア) 帰責対象の逆転

フランシス・バヨールとイヴ・カルテュイベルの研究に基づいて説明したように、帰責対象の逆転の現象とは、子ども観に直接関わる指標であり、「危険にさらされる子ども」の観念を否定し、子どもに責任を問う傾向を指している。ここでは、新自由主義の中心にある責任主義が重視される。子どもを「自分の行動を理解し、その責任をとることができる存在」とみなしていく過程は少年司法の新自由主義化を反映するとされる。刑事責任能力の判断要件に影響を与えながら、法的介入の意味を変えていく⁷³⁶。すなわち、法的介入の主な目的は、教育などによって少年の支援を行うことではなく、責任の有無を強調し、強制的手段によって、その犯罪性を除去し、他者へのリスクを減少させることとなる。その結果、教育処分における保安処分の側面が大きく

⁷³⁵ 新自由主義におけるリスクの管理が、個人に「自由に『起業』し、競争し合い、経済を効率化させる」よう作用することは、第5章で述べた。安全を与える目的を有するとされる。

⁷³⁶ Bailleau and Cartuyvels (2007) *supra* note 3 at p.14.

なり、刑罰の言い渡しも増えていく現象が予測されると考えられる。

本章 2 節でみたように、少年刑事司法法典では、少年の刑事責任というテーマが重要な地位を占めており、13 歳以上の子どもに刑事責任年齢能力が推定されるように規定された。少年刑事司法法典の制度を浮き彫りにするために、これ以前の制度と法典制定に至るまでの経緯を前提として確認しておけば、まず、1945 年オールドナンスでは、刑事責任能力年齢が定められず⁷³⁷、13 歳未満の少年に対しては教育的措置のみが適用可能とされた。その一方、教育の優先性という原理に基づき、13 歳以上の少年に対しては教育的措置を適用することが原則とされつつも、例外的な場合には、刑罰の言い渡しも可能とされた。この状況の中、ヴァリナール委員会は、国連子どもの権利委員会の勧告を理由として、刑事責任年齢の明確な導入を勧告した⁷³⁸。

オランダ政権の間に法務大臣に務めたクリスチャーヌ・トビラは、この勧告を受け入れず、教育の優先性を取り戻し⁷³⁹、少年に対する刑罰の例外的な側面と 13 歳未満に少年に対するその実施の禁止を規定した法案を支持した。

追認法案を巡る国会の議論が行われる前、少年刑事司法法典においては刑事責任能力年齢が 13 歳に定められたが、これは推定に過ぎず、事件の要素を踏まえて 13 歳未満の少年については弁別能力の有無が判断され、刑事責任能力が認められる可能性が残された。また、国会における議論の際に、刑事責任年齢の点は争点となったが、結局、両院協議会は、13 歳未満の少年の刑事責任無能力を絶対的なものとして規定しないことを選択し、「少年が 13 歳未満でも、行った行為は意図的であり、その範囲を理解している上、対象となる司法手続の意味を理解できる場合、弁別能力及び刑事責任能力の有無が判断されうる」と規定することを支持した。実務上、1945 年オールドナンスと少年刑事司法法典における子どもの刑事責任の違いは限定的であると言える。両方の法律においては、結局、13 未満の子どもの責任能力が判断可能

⁷³⁷ 1956 年になるまで、1945 年オールドナンスは、1912 年法と違って、弁別能力が重視されておらず、刑事責任能力と弁別能力年齢は強い関係により結ばれていなかった。1956 年から、「ラブーブ判例法」(arrêt Laboube)により弁別能力年齢が刑事責任能力の基準とされた。しかしながら、弁別能力年齢が規定されていなかったため、刑事責任能力年齢が明確に定められていなかった。

⁷³⁸ CRC/C/FRA/5, §621.

⁷³⁹ つまり、1990 年代から 2010 年代まで行われた厳罰化改正により弱体化した教育の優先性を最重視すること。

であり、その判断は少年係裁判官の裁量に任される。この観点からいえば、刑事責任年齢に関わる制度の変更は少年刑事司法法典の明確な新自由主義化を意味しているとは言えない。

しかしながら、帰責対象の逆転とは、刑事責任能力という概念に直接的に関わる要素にしか影響を与えるものではないと考えられる。「年齢に応じた刑の緩和」と並べて、1945年オールドナンスの原理として設定された「教育の優先性」も、責任概念と強く関連している。教育の優先性は、子どもの未熟さに基づいており、その効果的な社会復帰は罰よりも教育をもって可能であるとしている。教育の優先性は、可塑性の概念と結びついている。しかし、刑罰よりも教育が優先される根拠は、少年の責任能力は成人のものとは質的に異なっていることにあると考えられる。

その教育の優先性が、少年刑事司法法典において弱まっている。少年刑事司法法典における教育の優先性の弱まりは、まず、1945年オールドナンスにおいて例外として規定されていた、少年に対する「複数の処分の併合」の拡大により象徴される。2000年代の一部改正と少年刑事司法法典が成立する以前、1945年オールドナンスは、教育の優先性に基づき、刑罰の言い渡しをやむを得ない場合に限り可能としており、教育処分を刑罰と併合することができないものとしていた。新しい法典においては、教育措置が言い渡された場合でも刑罰を併せて言い渡すことが可能とされている。これは、教育の優先性の伝統的な原理を弱体化させたものと言える。教育の優先性という原理は、成人司法と少年司法の違いの中心部にあるため、その弱体化は両司法制度の間にある「壁」を弱めるものと解釈できる。多処分の併合のようなテクニカルな改正点に反映する責任主義の強調は、刑事責任年齢の見直しという「子どもの自己責任化」よりは目立ちにくいものであるものの、刑罰の言い渡しをより拡大させるものでありこれからの少年司法制度の在り方に大きな影響を与えることになると考えられる。

少年刑事司法法典における「帰責対象の逆転」を反映している最後の要素は、1945年オールドナンスとの相違点というよりもそれとの共通点にある。この法典の成立は1945年オールドナンスの完全な廃止と、少年司法の中心となる少年手続の再構築を意味している。しかし、本章の第1節でみたように、

このことは、2000年代から行われた厳罰化改正により導入された改正点の廃止を意味しなかった。つまり、フランス少年司法を全体的に見直す少年刑事司法法典の分析は、ポピュリズムの観点から導入された要素が廃止されなかったという観点からも行われる必要がある。この観点からいえば、少年刑事司法法典において2000年代から見られた子どもの自己責任化の動きに対する歯止めが掛けられておらず、ここには第二次シラク政権とサルコジ政権により行われた改正との連続性がある。特に2007年法により16歳以上の少年に対する「年齢に応じた刑の緩和」が必要的なものではなくされた措置の見直しが行われなかったことが問題である。さらに、これらの少年に対するその緩和を適用しない権限が、少年裁判所、少年重罪裁判所に加えて、違警罪裁判所にも与えられた。このことも、少年司法の発展により作り上げられてきた少年と成人の間の「壁」を弱体化させるものである。ここに子どもの刑事責任化の動きがあると考えられる。この観点から、少年刑事司法法典は、戦後から1980年代まで発展した1945年オールドナンスの福祉的な側面と対立しているといえる。

(イ) 被害者の「再登場」

少年司法における新自由主義の影響を反映する要素としての「被害者の再登場」は、福祉的アプローチの発展とともに発展した、少年と司法の関係性を大きく変える。すなわち、被害者が少年手続に再登場することで、被害者の心理的・物理的・経済的被害への「償い」が重視されることになる。その結果、必然的に、少年の利益が軽視され、手続の目標がずれる。個人を「起業家」として見なす新自由主義においては、司法は被害者をクライアントと見なし、加害者に対する刑罰の言い渡しは被害を受けた被害者に対する代償として働く側面を有している。

少年司法における被害者の利益の重視は、2000年代から行われた改正の中心的措置とされ、子どもの最善の利益との対立が問題になった。少年刑事司法法典のL11-2条は、少年に対して取りうる決定の目的を「少年の教育的及び道徳的成長、並びに、再犯の予防及び被害者の利益の保護」と規定してい

る(L.11-2)。見たように、少年刑事司法法典は、裁判の中止手続の導入を通じて裁判を二段階に分ける。最初に行われる有責性を審理する公判の一つの目的は、被害者が受けた被害の修復を確定する法的決定の実施を確保することにある。この公判に、被害者、又は被害者を代表する者は参加し、修復される権利を行使することができる。このようにして、刑事司法法典が予定する手続においては、被害者の利益の配慮が手続の最初の段階で重視され、損害の修復は少年の有責性に関する判断が行われた後に検討される。こうして、損害の修復の在り方は手続の早い段階に(事件が少年裁判所に送致されてから10日から3カ月以内に)判断されなければならない。この改正点には、新自由主義の核心部分にある「効率化」と「競争」の重視が窺われる。前述のように、被害者の「再登場」により少年の利益が相対的に軽視され、そのことで手続の目標にずれが生じる。そして、その目標の変更は取りうる方法を左右する。つまり、この観点から、効率化は変更された目標を達成するための効率化とされる。裁判の中止手続は、手続の短期化に基づく少年司法の効率化という目的を持っている。手続の初期に損害修復をめぐる判断を確保する形をとる「被害者の利益の保護」という少年司法の新しい原則は、少年手続の目標変更とともに手続の効率化を意味している。

(ウ) 法的対応の短期化と手続の管理主義化

手続に目を向ければ、少年刑事司法法典と1945年オールドナンスの主な相違点は、裁判の中止手続を用いた手続にかかる期間の見直しにあると考えられる。少年司法の効率化を果たす目的を持つ裁判の中止手続は、少年に対する対応と被害者に対する対応の改善を手続の迅速化に直接的に繋げる。

新自由主義は、「コストパフォーマンス」という価値と強く関係して、近い将来のタイムスケールを重視し、効率と迅速を一体のものに見なしている。ウェルフェア・モデルを基礎とした少年司法では、少年の保護と再教育が長期で考えられるため、法的介入は比較的長いスパンを見据えて行われる。他方、新自由主義的なアプローチにおいて、「将来」より「現在」が重視される結果、「即時的なコントロール」や「即時制裁」が目立つようになる。言い換

えれば、新自由主義の下において、介入とその在り方は、少年のライフパスやその将来などよりも、ある時点で測られたリスクによって正当化されるようになると同時に、クライアント化する被害者と一般国民に対する対応も即時的に行われる傾向が見られる。法的介入は、早期に言い渡され、短いスパンで実施、短期間で被害者や一般国民に対する「わかりやすい」効果を示す措置は新自由主義の影響を示す可能性があると考えられる。

1945年オールドナンスの廃止を先導した議論においては、手続の長さは少年の不利益性につながるという意見が目立っており、少年刑事司法法典に盛り込まれた裁判の中止手続をはじめとする措置が支持された。この意見は、次のような考えに基づく。それは、少年自らが受ける手続や措置を理解することが、これらの手続や措置が成功するための条件となる。言い換えれば、手続や措置の理解不足は、その成功を危うくし、子どもの利益にも反する、という考えである。しかしながら、そもそも、少年に対する法的対応が長いスパンで行われることは、パターンリズムの観点から少年の利益のためである。つまり、問題として意識されるべきであるのは、1945年オールドナンスにより許された手続期間の柔軟性ではなく、むしろ、近年の少年司法における手続の過剰な長期化である。そして、少年司法におけるウェルフェア的側面がその長期化の理由となっていることには根拠がない。

手続の過剰な長期化は予算やマンパワーの問題と近年におけるリスク管理の拡大を配慮に入れて検討されるべきであるように思われる。ウェルフェアモデルに基づいて発展した少年司法は、少年に対する手厚い介入を必要とし、予算とマンパワーが不足してしまうと、手続が長期化する結果に至ってしまう。その問題については、政府は、十分な予算やマンパワーの増加を行うのではなく、管理主義により正当化される柔軟性のない手続期間の制限を行った。また、予算とマンパワー問題と並んで、1945年オールドナンスにより規定された手続の長期化の理由としては、近年重視された新自由主義のより周辺的な位置にあるリスク管理の影響がある。サルコジ政権により象徴される刑事立法のインフレは、リスク管理思想に基づいて、少年に対する「監視の積極的アプローチ」を優先させ、ダイバージョン措置の弱体化などを行った。その結果、少年司法の対応能力が低下し、少年手続の長期化が引き起こ

されたと考えられる。

以上のような要素に照らしてみれば、少年刑事司法法典により規定される手続の短期化は、リスク管理に基づいて行われた政策により引き起こされた問題に対応する手段として、管理主義により重視される効率化対策としての意味を持った。その思想に基づいて規定された手続の短期化は、新自由主義の影響を反映するものとして考えることができる。

(エ) 少年司法におけるアクターの位置付けの見直し

イデオロギー分析の枠組みの中で、アクターの位置とその間におけるコミュニケーション方法の再構築の問題を扱うことは、広い考察の場を開くことになるように思われる。第5章で見たように、刑事司法におけるイデオロギー的対立は、主に新自由主義と連帯主義の間で見られる。ここに見られるように、少年手続に関わる様々なアクターとその立場や権限は、少年司法に内在しているイデオロギー的バランスを新自由主義と連帯主義のどちらかに傾ける調整要因となることが多い。

まずは、見てきたように、「理想的な新自由主義的社会」では、国家は対話する当事者を「監視」し、彼らの「起業家」としての行動の「合法性」のみを判断する。このような社会的仕組みを背景に、司法のレベルにおいて、新自由主義は、手続の目的とその中にあるアクターの役割に直接的影響を与える。例えば、裁判官の主な役割は事実認定と手続の合法性を検討することになる。そして実体法に関わる問題の設定は、必然的に、当事者達に任せられる。

しかし他方では、連帯主義に基づく司法においては、裁判官はパートナーリズムの観点から当事者の代わりに意思決定を行い、あるいは「事実」を単純に探求することや手続の合法性を検討するよりも広義の「社会正義」を実現することを重視する。本稿でみたように、フランス少年司法は連帯主義を基礎として、「少年司法の専門化」、「教育の優先性」、「少年手続の連続性」という原理を定着させた。その一環として、これの原理を象徴してきた少年係裁判官は、少年司法の目的である広義の「社会正義」の実現を行うことが主た

る役割である。

2000年代から、厳罰化が進むにつれて、少年係裁判官が占める中心的な立場が公平性の原理と対立しはじめ、その後の一部改正には少年係裁判官の権限を縮小する規定が次々と盛り込まれた。つまり、少年司法の枠内において重視されていなかった公平性の原理が急に、少年係裁判官の伝統的な位置づけを変えるぐらい重視化された。そしてその反面、予審裁判官、勾留裁判官と違警罪裁判所の裁判官の関与拡大が規定された。つまり、公平性の原理の急な重視化は、少年係裁判官の強い権限に反映されてきた少年司法の伝統的な側面を取り除き、新しいルールを規範化させる機能を有した。これらの新しいルールこそが、新自由主義に重視される「手続の合法性を検討することの優先性」を少年司法の新しい原理として定着させようとする。

2019年オールドナンスを批判する動きの中で、少年司法の専門化と手続の連続性の弱まりが特に指摘され、少年係裁判官を、手続の中心に戻すことが広く求められた。少年司法の専門化とのかかわりでいえば、これまでその役割が限定的であった予審裁判官、勾留決定裁判官と違警罪裁判所の裁判官のアイデンティティが問題であると考えられる。少年係裁判官と違い、これらの裁判官は少年手続を専門とした裁判官ではないことが重要な要素である。

これまでは少年係裁判官の役割の一つであった調査手続の実施の際、事実認定と並んで少年の要保護性の認定が重要なものとされてきた。少年の問題への専門的対応が困難である予審裁判官にその役割が任されたことは、要保護性認定よりは事実認定の判断が主な目的となる可能性が高まる。新しい手続における違警罪裁判所の裁判官の役割は予審裁判官よりも限定されているが、同じ問題がある。第4級以下の違警罪事件に関わった少年に対する手続は、あくまで事実認定に基づいて、社会における少年の行動の合法性を判断し、迅速に処罰することを目的としている。したがって、非行に及ぶ少年達が置かれた社会的状況の問題は、手続からほとんど切り離されるようになると懸念される。

勾留決定裁判官の関与拡大は、予審裁判官と違警罪裁判所の裁判官とは、手続の別の段階に影響を与えるものの、少年司法の専門化という原理とのかかわりでは同様の問題をもたらす。少年刑事司法法典は、公平性の原理を理

由として、未決勾留の実施と延長を決定する権限を少年係裁判官から奪い、伝統的に少年事件に専門化されていない勾留決定裁判官にこれを委ねた。ここでは、不利益性の高い措置である未決勾留に関わる決定が、少年事件の特性に十分に専門化していない裁判官により少年の人格などを十分に考慮しないままに行われることが懸念される。

以上のようにアクターの位置付けの見直しは、少年刑事司法法典における重要な要素であると言える。アクターには役割があり、その役割の上にアイデンティティがあり、そのアイデンティティにはイデオロギー的な変更を引き起こせる側面がある。少年刑事司法法典が行ったアクター間のパワーバランスの変更は、少年司法に内在している連帯主義を弱め、新自由主義によって重視されている要素を強めており、そのイデオロギーを示しているところが大きい。

(2) 新自由主義の周縁的領域にあるリスク管理

マクロン政権により実施される政策の特徴は、経済の自由化、自己責任の強調や競争の推進である。しかしながら、本章の第2節で検討したように、サルコジ政権と異なり、マクロン政権下では、新自由主義は保守主義的な思想に基づくポピュリズムとの強い関係を持っていない。その結果、司法そして少年司法における新自由主義の影響を測定するにあたり、ペナルポピュリズムに強く関連されるリスク管理の重視を示す指標の検討が困難である。そのため、特別な方法論が必要となると考えられる。

上記のように、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルにより設定されたイデオロギー的指標は、新自由主義の核心部分に関わるものと、その周縁的な要素にかかわるものという二つの種類に分けることができる。少年刑事司法法典においては、管理主義化、迅速化、そしてコストパフォーマンス問題を巡る効率化という点をはじめとして、新自由主義の核心部分に関わる要素があることを確認した。しかし、リスク管理と関連して、新自由主義の周縁的な部分に関わる要素の有無は問題となる。新自由主義におけるリスク管理の強調を反映する指標として設定された「社会防衛の重視」、「特定され

たグループのターゲティング」、「社会内教育に伴うリスクの重視」や「(より)効果的な監督的アプローチの定着」は、第二次シラク政権とサルコジ政権により行われた改正に比べれば、今般の改正において大きく目立っていると言いがたい。とはいえ、これらの指標の有無を確認するには二つのレベルで検討可能であると考えられる。それは、①閉鎖型教育施設送致の拡大及び②少年刑事司法法典と 1945 年オールドナンスの連続性の在り方である。

まず、①閉鎖型教育施設送致の拡大は少年刑事司法法典の柱の一つとして規定されている。新たな施設の建設が予定されているこの施設は、刑務所における少年区や青少年矯正施設と比べて自由度が高い。にもかかわらず、閉鎖型教育施設に対しては、近年その刑務所化が進んでおり、教育的な側面に疑問が投げかけられている。また、社会との完全な隔離を意味する刑事施設における収容⁷⁴⁰につながりうるこれらの施設は刑事施設の入口と言われ、リスクコントロールの観点から重要な役割を果たしており、「社会内教育に伴うリスクの重視」といったイデオロギー的な指標と関連付けることができる。

イデオロギー分析の指標としてのリスク管理の位置付けは、②少年刑事司法法典と 1945 年オールドナンスの連続性の在り方により検討可能である。立法者が主張してきたように、少年刑事司法法典は 1945 年オールドナンスと連続している。しかしながら、時を毛用なのは、それが「いつの時点の」1945 年オールドナンスと連続しているか、である。1945 年から、少年司法を対象とした法改正は 40 回以上行われている。そのなかで、移民問題などを巡るオポチュニズムを背景とした 2000 年代で行われた改正は、特に 1945 年オールドナンスの体制を大きく変えた。本稿において検討したこれらの改正は、1945 年オールドナンスの伝統的な原理と対立しており、本格的な厳罰化を引き起こした。一方、これらの厳罰化改正を支持した者も、そしてその批判をした者も、1945 年オールドナンスの全面改正の必要性を認めており、この点にコンセンサスがある。しかし、当然のことながら、これらのアクターが求めていた

⁷⁴⁰ 閉鎖型教育施設送致は保護観察付き執行猶予として言い渡された場合は、規律違反は刑事施設(一般刑務所の少年区又は青少年矯正施設)での実刑につながりうる。閉鎖型教育施設送致は司法監督として言い渡された場合は、規律違反は刑事施設での未決勾留につながりうると規定される。

改正は全く異なるものであった。2000年代から行われた厳罰化を支持した者は、少年司法の「分かりにくさ」の改善とともに2000年代から行われた改正点の維持、そしてそれと同様の思想に基づくさらな厳罰化を求めている。他方、厳罰化に反対した者にとって、少年司法の全面改正は、少年司法の「分かりにくさ」の改善とともに1945年オールドナンスの福祉的な機能の復活を図る機会になりうるものであった。結局、少年刑事司法法典が1945年オールドナンスの福祉的な機能の復活を意味したとは言えず、むしろ少年司法が、より、成人司法と共通化したと考えられる。つまり、少年司法の福祉的性格を復活させるきっかけとして全面改正に期待していた者からすれば、少年刑事司法法典は2000年代の厳罰化改正との連続性が強く、期待外れのものである。さらに、少年刑事司法法典は、1945年オールドナンスが持っていた、政権交代などの政治的な動きにより左右される可能性がなおあった、その厳罰化に流れる面を固定化させたように思われる。2000年代から行われた改正により導入された厳罰化の要素を固定化したことは、少年刑事司法法典におけるリスク管理に関わる側面の大きさを反映している。

新自由主義化する社会においては、上からの「直接的な命令」よりも、むしろ横からの「間接的な指導」が優先される。そのため、「法律」の変化は、根本的な改革よりも、連続的に行われる「細かな」改正といった形で現れるという特徴があるとされる。これらの連続的で細かい変化は、法的介入の新たな規範化を引き起こしている。少年刑事司法法典と1945年オールドナンスの連続性の在り方は、その現象を明らかに反映していると考えられる。新自由主義と新保守主義の拡大を背景として少年非行の扱いをめぐる議論が本格化した結果、2000年代からは、少年司法が連続的に厳罰化し、その福祉的な機能のあるべき姿が少しずつ再規範化された。少年刑事司法法典は、伝統的な厳罰化に基づく要素を多くもっているとは言えないにもかかわらず、この改正は第二次シラク政権とサルコジ政権下における法改正で断片的に植え付けられた厳罰化措置を固定化させた。このことは、イデオロギーという点からは大きな意義を持っていると考えられる。その点に関しては、オールドナンスという立法方法が用いられたことも大事である。議論の幅のコントロール

を可能とするこの立法方法は⁷⁴¹、司法の新自由主義化に必要とされる再規範化を保障し、議論を表面的な側面にしか影響を与えないものにするのを可能とする。

少年刑事司法法典の立法過程と内容に関わる以上の要素は、マクロン政権の統治方法を反映していると考えられる。新自由主義の核心部分に関わる要素の特定が明らかである一方、サルコジ政権による治め方において目立っていた保守主義的な要素は一見「中和」されたように見えながら維持される。それは、エマニュエル・マクロンの政治的台頭や統治方法における「進歩主義」と「保守主義」の対立関係と関わりと考えられる。要するに、ニコラ・サルコジが政府の中心的な立場を占めた間は、社会の新自由主義化はペナルポピュリズムの仕組みを用いて保守主義な側面が大きい治安問題と移民問題により隠されていた。他方、マクロン政権では、新自由主義政策の様相は隠されていないものの、リスク管理との関係から必要とされる厳罰化は可能な限り隠される。そのため、少年刑事司法法典はマクロン政権のあり方に深く根付いていると言える。

⁷⁴¹ Supra note 631.

終章 まとめと日本への示唆

第 1 節 総括

本稿の目的は、1990年代の終わりから、厳罰化指向の法改正の動きが強まったことにより特徴づけられるフランスの少年司法制度の分析であった。本稿は、直接には、フランスの少年司法に着目をし、少年法の厳罰化改正における新自由主義の影響について論じたものである。しかし、ここで得られた知見は、同時期に厳罰化改正が連続的に行われた日本の少年司法を分析する際に必要となる要素や視座を示唆するものになっていると考える。

本稿における検討の結果をまとめておくと、第 1 章、第 2 章と第 3 章においては、フランスの少年司法の誕生、戦後におけるその定着と発展、そして「栄光の 30 年間」の間に拡大した非行少年の福祉的アプローチとその展開を検討した。

第 1 章では、犯罪学をはじめ、社会科学の発展が非行少年の位置づけに与えた影響を分析した。慈善的な篤志家の活動とともに、これらの社会科学は、「子ども保護法」の成立などを通じ、成人に向けた法規範を「子どもの特性に合わせて適用する」という動きを可能にしたことを確認した。次に、社会科学の発展、慈善的な篤志家の活動、そしてアメリカの法律の影響を受けてできた 1912 年法に焦点を当てた。この法律は少年係裁判官の仕組みを制度として導入することには「失敗」したものの、少年裁判所を設立した。その結果、この法律は現代のフランスの少年司法の基礎を築いた。専門化した手続、子どもの人格の調査、弁別能力の考慮、教育の優先性と保護観察といったその後の少年司法の柱となる制度は、この法律が礎を築いたものであった。

第 2 章においては、1912 年から 1945 年までの期間の動きを分析した。フランスは、第一次世界大戦と第二次世界大戦を主な原因として、大きな社会問題を抱えた。これらの問題は、子どもをはじめとして、人々の生活に強く影響した。少年司法の改善を目的とした立法はほぼなされなかったものの、議論のレベルでは少年非行のテーマが大きく扱われるようになり、詳細に検討された。カンパンチ法案は立法として結実しなかったにもかかわらず、子

どもを対象とした社会調査、観察センターや矯正局から独立した観護教育局といった制度の成立に強い影響を与えた。また、戦争がもたらした困難と非行少年に対する管轄権をめぐる政治的な対立のため施行されるに至らなかった 1942 年法にも、カンパンチ法案が構想したものと同様の規定が含まれていた。

そして、第 3 章では、第二次世界大戦直後に成立した 1945 年オールドナンスについて検討を加えた。このオールドナンスは、子どもに対する大人の共感を少年手続の中心に置き、少年係裁判官の制度を創設した。これは、現代的な少年司法制度の誕生を意味した。その結果、観護教育局ができ、少年司法は新社会防衛論の理念に基づいて発展を遂げた。

続けて、子どもを対象とした法的アプローチの福祉化がいかに可能になったかに焦点をあて、戦後におけるフランスの著しい経済成長が少年への扱いにどのように影響したかを分析した。1958 年オールドナンスによって可能となった少年係裁判官の二重の役割の発展、少年非行を専門とする教育士と司法官の高度な育成、そして社会内処遇の開発はすべて、「栄光の 30 年間」におけるフランスの少年司法の進化を示す要素であることを確認した。

本稿の第 4 章、第 5 章、第 6 章と第 7 章の主な目的は、厳罰化への動きと厳罰化改正を反映する福祉的アプローチの弱体化を検討することにあつた。ここでは、厳罰化への動きと厳罰化改正に新自由主義の影響が内在しているという仮説に軸足を置きながら分析を進めた。

まず、第 4 章では、フランスにおける少年非行の現象を明らかにし、1990 年代に起こった法改正への動きの背景を分析することを目的として、戦後から 2000 年代までの少年非行の推移を分析した。ここでは、ロラン・ムキエリーとアンリ・ミシャルの研究を参照にし、フランスの少年非行の量的・質的推移を明らかにした。また、警察の捜査方法の変化及び検察官の管轄の拡大が、この推移に与えた影響を検討した。また、それを踏まえつつ、1980 年代以降のフランスの非行少年の主たるイメージを形成した郊外の移民系の若者について述べた。社会的孤立、地理的分離や人種差別の被害を受けているこれらの者の歴史や生活に焦点を当てて、政治的議論におけるその位置づけを検討し、厳罰化の要求との関係を明らかにした。

続けて、第 5 章では、フーコーによって行われた新自由主義の分析に基づいて、フランスにおける少年司法制度の新自由主義化に関する仮説に拠り、フランスで新しい研究分野を展開している、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルの考えを紹介した。その際、まず、これらの研究者が研究遂行時に依拠した新自由主義の定義に焦点を当てた。フーコーの新自由主義的な「統治性」の概念を検討し、非行少年に対する法的対応の新自由主義化の指標となる要素の分析を行った。

第 6 章では、1970 年代後半から 1990 年代末にかけて拡大した議論について述べ、2000 年代初頭から 2010 年代半ばに至るまでに行われた法改正に焦点を当てた。その際、少年司法の厳罰化を求める声が徐々に出現し、特にコアビタシオンの政府の時から議論がどのように急速に広まったかを分析した。そして、明確な厳罰化を意味する第 2 シラク政権とサルコジ政権の下で行われた「司法のための指針と計画に関する 2002 年 9 月 9 日の法律」、「犯罪の進化に司法を適応させるための 2004 年の法律」、「犯罪予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律」、「成年者及び未成年者の再犯防止強化に関する 2007 年 8 月 10 日の法律」及び少年軽罪裁判所を導入させた「刑事司法と少年審判への市民参加に関する 2011 年 8 月 10 日の法律」を検討した。それと並行して、2021 年 9 月 30 日に発効した「少年刑事司法法典」に先立つ議論、とりわけ 2008 年に提出されたウェアリナル報告を分析し、その批判的考察を行った。これらの法的動きの政治的・社会的を検討し、新自由主義の拡大と関連して、移民問題と郊外に住む若者に焦点を合わせて作られている非行少年像が、2000 年代からどのようにして政治的に利用されてきたのかを確認した。

また、2012 年大統領選挙に伴った政権交代に着目をおいて、少年司法の福祉的機能の復活を目的とした、当時の法務大臣に務めたクリスチャーヌ・トビラの「少年司法全面改正計画」が成立を見なかった理由について論じた。その際に、移民問題と郊外問題と強く関係づけられるテロ事件の連続的発生に引き起こされた世論の右傾化と、オランド政権及び社会党の分裂を背景として明らかにした。

最後に、第 7 章において、2008 年から議論されていたにもかかわらず 2019

年までその立法が本格化しなかった、少年司法の全面改正である少年刑事司法法典の立法過程と内容を分析した。オールドナンスという当法典の立法方法の問題性について述べた上、立法過程を明らかにして、マクロン政権により作成された 2019 オールドナンスの内容を分析し、追認法律の成立を巡る国会議論に重点を置き、それにより行われた修正を紹介した。その際に、1945 年オールドナンスと少年計司法法典の間にある連続性と断絶性を検討し、批判の動きを象徴するフランス権利擁護官の意見書などを検討して、少年刑事司法法典の問題性を明らかにする要素の提供を試みた。

第 7 章の後半では、マクロン政権の政治的・社会的背景を検討して、2017 年から現在に至るまでに見られる新自由主義の拡大を巡って論じた。それに基づいて、マクロン政権とサルコジ政権における新自由主義の在り方の違いを明らかにして、なぜ少年刑事司法法典における新自由主義の影響が特に大きいのか、そしてなぜマクロン政権の立場を強く反映しているかについて検討を行った。

第 2 節 日本への示唆

第 1 款 日仏比較研究のための視座

本稿の目的は、社会的・政治的背景を踏まえた上でフランス少年司法の歴史的展開を分析することにあつた。具体的にいえば、1980 年代までに進んだ少年司法の福祉的発展を段階的に明らかにすること、1990 年代から鮮明になっている厳罰化の動きの中にある、福祉的発展との対立に内在する新自由主義のイデオロギーの在り方を検討することであつた。しかし、この研究の過程で得られた知見は、間接的には、日本の少年司法の制度変更に関する議論にも示唆を与えることができると考えられる。

もちろん、日本とフランスの両国間で、少年非行の現象に関する歴史的・社会的背景、そして少年非行の質的・量的な在り方は大きく異なっている。両国の現代的な少年司法制度も、パターンリズムに基づく福祉的な側面があるという共通点があるにもかかわらず、少年手続と処遇体制は大きく違って

いる。しかしながら、両国間にこのような相違点があるにもかかわらず、1990年代に両国で展開した議論の方向性には、多くの類似点がある。まず、1990年代、日本とフランスでは、少年非行の問題が一般市民の大きな関心事になった。議論が行き着いた先の結論も類似しており、ほぼ同時期に両国において少年司法制度の厳罰化を意味する改革の「必要性」が認められるようになった。地理的に離れており、少年非行の在り方が大きく異なっている日本とフランスにおける厳罰化改正の同時性は、イデオロギーの問題に中心的な位置を与える考察の場を開いている。両国における厳罰化の同時性は、手続の在り方や少年非行という現象を巡る両国間にある相違点を超える、イデオロギーのレベルに着目した検討が重要な意味を持つことを示唆する。

もともと、当然のことながら、議論のレベルをイデオロギー分析に移すことにより、両国にある相違点に関わる問題がなくなる訳ではない。また、本稿で述べたように、新自由主義の核心部分には普遍性があると考えられるものの、新自由主義の周辺的な領域にある要素は社会的や歴史的背景の在り方次第で表れる形が大きく異なる。つまり、新自由主義の多面性によりもたらされるこの問題を緩和し、意義のある比較研究を行うには、まずは、フランス型新自由主義と日本型新自由主義を別の枠で検討しなければならない。そして、その上、両国における新自由主義化を示す指標を設定する必要がある。

ここでは、今後両国間の比較研究を本格的に行うための基礎としての意味も含めて、本稿において行ったフランス少年司法の分析を手掛かりとして、日本の少年法改正における新自由主義の影響の有無を巡る予備的検討を行う。具体的には、日本人研究者による研究を参照しつつ、そこでの議論に新たな要素を導入することを試みる。そのための作業として、まず、葛野尋之と浜井浩一により行われた研究を紹介する。続けて、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルにより設定された、フランス少年司法における新自由主義の影響を示す指標を再検討し、その在り方を日本型新自由主義に突き合わせる。最後に、日本における新自由主義と厳罰化の関係性を明らかにする。

第2款 日本の少年司法と新自由主義を論じた研究

フランスと同様に、1990年代から、日本においても少年非行を巡る問題が耳目を集めるようになり、2000年に入ってから現在に至るまで、少年法は5度改正された(2000年改正、2007年改正、2008年改正、2014年改正及び2021年改正)。少年司法改正は広く扱われる研究テーマの一つであり、一般に厳罰化と評価されているこれらの改正の正当性は、批判的に考察されている。ここでいう正当性とは、主としてデータで測られる少年非行現象と改正の在り方の間にあるギャップにかかわっている。つまり、データにより把握されている少年非行の在り方と政治家やマスメディアにより描かれている少年非行像が一致しないことが、一連の法改正の動きが果たして正当なものであるかどうか、疑問を生じさせている。

少年司法改革の正当性という点では、フランスにおける少年非行の問題は量的に日本より重大であるという事情があるにせよ、両国における批判的な動きには共通点があると言える。そして、両国においては、厳罰化の動きに内在する政治的側面が検討されている。フランスと日本では、ともに、マスメディアのセンセーショナリズムなどによる体感治安の悪化が政治家のオポチュニズムを引き起こすものとして指摘され、少年法改正における厳罰化の側面が保守主義やポピュリズムと関連づけられている。

しかしながら、フランスにおいては、少年司法改正の分析が、保守主義とポピュリズムの在り方と並んでイデオロギーの領域にまで及んでおり、新自由主義の影響に関する研究が行われるようになってきている。日本でも新自由主義と少年法改正を関連づけた分析が行われているものの、フランスより限定的である。その中で、少年司法の厳罰化改正における新自由主義の影響の可能性を直接的に検討した代表的研究として、葛野尋之によるものがある。また、浜井浩一により考察されているペナルポピュリズムも、直接、日本の刑事法における新自由主義の影響を検討する重要な議論を提供している。

葛野尋之による研究について

葛野尋之は、『少年司法の再構築』において、アメリカ少年司法改革の考察と並行して日本の少年法の2000年改正を分析対象とし、少年法改正におけ

る新自由主義の影響を検討した。そこでは、新自由主義国家を象徴するアメリカにおける少年司法改正におけるイデオロギーの影響が検討される。

葛野尋之は、アメリカ少年司法に関して、1970年代後期のニューヨーク少年司法改革に重点を置いてアメリカの犯罪学者であるマックギャレルとカステラーノにより行われた1990年代前期の研究を参照して、少年非行の政治問題化がどのように進んだかを分析し、少年司法の厳罰化がいかにして政府の正統性回復のための象徴的メッセージとして機能するようになったかを説明した。つまり、社会構造的コンフリクトが原因である少年非行問題の深刻化が福祉を基礎とした少年司法の失敗として一般市民により評価されたことに対して、政治家がどのようにして厳罰政策をポピュリスティックな観点から利用するようになったかが分析された⁷⁴²。また、これらの厳罰化政策により定着した少年司法の運営コストの極小化や収容処分が優先されるようになったこと、そして犯罪防止に対し厳罰政策が無効であることも説明された。続けて、1970年代からあったアメリカの経済的变化に焦点を当て、新自由主義と少年司法改革の関係性についての検討が行われた。その際、1970年代後期より現代産業主義社会からポスト産業主義時代へのシフトに伴うイデオロギーの変化が、新自由主義的保守思想を通じて、どのようにして少年司法改革と結びついているかが検討された。ここでは、本稿において新自由主義の核心部分に関わる要素として説明した「自由競争」、「自己責任」、そして「自助努力」がどのように犯罪行為を合理的利害失計算の結果と見なすよう作用し、いかに自己責任と応報的主義の強調や犯罪の社会的原因の軽視化を通じて厳罰化政策を正当化させたかが説明された⁷⁴³。

以上のアメリカ少年司法改正における新自由主義の影響に関する分析を踏まえて、葛野尋之は、少年法厳罰化改正の批判的検討の枠組みで、日本における新自由主義と刑事法制度の改正との関係について分析を行っている。その際に、まずは、憲法研究者である小沢隆一の研究を参照し、いわゆる日本型新自由主義により、社会構造の分化・格差の拡大がより深刻化し、地域

⁷⁴² 葛野尋之(2003年)『少年司法の再構築』日本評論社 316頁。

⁷⁴³ 葛野(2003年)・前掲注(841)330頁。

社会の自治的、福祉的、教育的能力、教育的能力が衰退したことが確認された⁷⁴⁴。また、治安政策においては、それが、犯罪の社会的原因の解明の軽視と行為者個人の自己責任化や「市民的治安主義」の拡大を引き起こしたことが描き出された⁷⁴⁵。日本の少年法改正について、葛野尋之は、新自由主義をその文脈の一つとして説明しており、その影響の具体的な在り方は、立法の正当化における政治的オポチュニズムと、改正点において強調される自己責任化の重視に焦点をあてて検討されている。

この研究により、日本の少年法改正と新自由主義の関係性を巡る問題意識が拡大したと言える。しかしながら、研究が行われた時代やアメリカを比較対象としているこのアプローチには、限界もあるように思われる。

まず、この研究の直接の対象とされているのは 2000 年改正のみである。本稿で述べたように、新自由主義は、競争、個人化、自己責任化を段階的に重視し、人間の環境を少しずつ変え、社会の再規範化を行うイデオロギーとして説明されることが少なくない。過程としての新自由主義化は、上からの「直接的な命令」よりも、むしろ横からの「間接的な指導」を優先している。そのため、「法律」の変化は、連続的に行われる「細かな」改正といった形で現れるという特徴がある。そのため、少年法改正における新自由主義の影響を検討するにあたっては、数年にわたり行われる動きを対象とすることに必要があるように思われる。

また、アメリカのみが比較対象であることも、考察に限界をもたらしているといえる。新自由主義の拡大が最も進んでいる国の一つであるアメリカを対象とした比較研究の意義は特に大きいと考えられる。しかし、福祉国家の伝統を持ち、連帯主義がそれを支えてきた国では、アメリカとは異なる形で、新自由主義の対立関係の在り方とその問題点がより鮮明に表れると考えられる。そうした国の分析は、アメリカを対象とする分析から得られた知見に、厚みを持たせることができる。

浜井浩一による研究について

⁷⁴⁴葛野(2003年)・前掲注(841)463頁。

⁷⁴⁵葛野(2003年)・前掲注(841)464頁。

葛野尋之による分析において示された、1970年代後半にアメリカで「少年司法の厳罰化が政府の正統性回復のための象徴的メッセージ」となっていた現象は、新自由主義とポピュリズムとの相性のよさを反映している重要な要素である。刑事政策とポピュリズムが交錯するテーマはペナルポピュリズムと言われており、日本における代表的研究者は浜井浩一である。『グローバル化する厳罰化とポピュリズム』においては、ペナルポピュリズムと新自由主義の関係性が主なテーマではないものの、新自由主義国家においてペナルポピュリズムが中心的な地位を占めていることが明らかにされている。

そこでは、ニュージーランドやアメリカに見られるペナルポピュリズムの在り方に軸足を置き、日本型ペナルポピュリズムというものが存在するか否か、そして存在するのであれば何が特徴であるかが論じられる。まず、浜井浩一は、近年の日本における世論の厳罰化要求について分析を展開する。その際に、アメリカとニュージーランドと類似して、体感治安悪化とマスメディア、そして犯罪被害者支援運動と被害者感情の関係が厳罰化要求の主な原因として説明される。他方、浜井浩一によれば、日本の刑事手続における検察官の強い権限、そして立法におけるその影響力が日本型ペナルポピュリズムの在り方に強い影響を与える。つまり、日本において、世論の厳罰化要求が判決の内容や新しい立法に反映されるためには、検察官の「協力」が必要である。しかしながら、それが成人司法において明らかであるにもかかわらず、本稿の主な関心である少年法について、浜井浩一は以下のような説明を行う。すなわち、日本の少年法において原理として位置付けられる全件送致は、検察官の権限を制限することにより、少年事件に対して言い渡される判決の厳罰化に歯止めをかけている。この観点から、少年法の厳罰化は、少年司法における検察官の権限拡大に反映していると説明される⁷⁴⁶。

浜井浩一のペナルポピュリズムに関する議論は、日本に関する考察にあたり新自由主義の影響を直接検討するものではなく、少年司法を中心に展開されているものでもない。それにもかかわらず、浜井浩一による研究は、日本

⁷⁴⁶ 浜井浩一『グローバル化する厳罰化とペナルポピュリズム』（現代人文社、2009年）105頁。

の刑事法における厳罰化の仕組みに焦点をあてて、その政治的な側面を明らかにしている。この厳罰化の政治的な側面の在り方は、少年司法の厳罰化改正における新自由主義の影響を検討する際に重要な手がかりになると考えられる。

第3款 フランスの研究が日本に与える示唆

このように、日本においても少年司法における新自由主義の影響を巡る研究は全く行われていない訳ではない。しかし、少年法改正との関係を直接扱う研究は少なく、行われた考察は一連の少年法改正の動きの最初期段階の2000年改正にとどまる。他方、日本のペナルポピュリズムをめぐる議論は幅広い射程を持ってはいるものの、新自由主義との関係性は十分に検討されてはいない。

こうした状況の中では、フランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルの研究方法が問題を解決するための重要な要素と視座を与えるように思われる。本稿で見たように、フランスの少年司法の厳罰化は、手続の福祉的側面の弱体化とともに、新自由主義により重視されている自己責任化、費用対効果の効率化、そしてリスク管理という要素を強調している。その分析手法を参考にして、新自由主義と少年法の動向とを同じ枠で分析する手法発展させ、両領域を繋げることができる要素に基づく「イデオロギーの指標」の設定を試みることには、価値があると考えられる。

その上でも、いくつかの理論的課題が残る。それを最後に確認しておけば、まず、日本における新自由主義の拡大が犯罪現象に影響を与えるか否か、人間と国家の関係性や人間の共存関係に影響を与えるか否かについては、幅広い検討が必要になる。日本の少年司法における新自由主義の影響には、新自由主義による治安悪化とターゲティングに基づくリスク管理という概念に軸足を置いて検討することでは、十分に捉え切れないものがあると考えられる。そのため、本稿において検討したフランシス・バヨーとイヴ・カルテュイベルにより設定された指標をそのまま日本に当てはめた場合、意義のある結果は出にくいと考えられる。日本の少年法改正の動きを分析するにあつ

ては、新自由主義の核心部分にある自己責任化や競争の重視、効率化を示す要素だけでなく、比較的明確には見えにくい要素である、その周辺的な領域にあるリスク管理に着目する必要があるであろう。根本的なところで言えば、日本にも当てはまる、新自由主義の影響を示す有効な指標を設定するには、なぜ経済危機、そして新自由主義の拡大が明らかな治安悪化を引き起こさなかったのかを、まず、十分に検討する必要がある。また、フランスとの比較で言えば、社会的格差の拡大のひずみが集中しやすいマイノリティへの影響について分析を行うことも、重要な作業となるであろう。さらに、新自由主義化にもかかわらず市民の間で政治への不満が運動としては表れにくいこと、少なくともそのように見えることについても、政治意識の問題を視野に入れて深く論じる必要があるであろう。

これらを踏まえることで、国際比較としても有効性のある指標の設定が可能になると考えられる。そのことで、フランスやアメリカとは社会的な課題が大きく異なっているにもかかわらず、類似する議論と法改正を重ねてきている日本の少年司法が内在的に抱える新自由主義の影響を浮き彫りにすることができると考えられる。その作業に取り組むことが、著者の今後の課題である。

< 参考文献一覧 >

[英語文献] (アルファベット順・年代順)

Gordon Peter (1994), Robert Owen in, *Prospects: the quarterly review of education, UNESCO: International Bureau of Education, vol. 24, no. 1/2.*

Griggs Edwin (1991), Hayek on freedom and the welfare state, in *Politics 1991 n°11(1)*, 37-42.

Heywood Colin (1988), *Childhood in Nineteenth-Century France: Work, Health and Education Among the “classes populaire”*, Cambridge University Press.

Hurwitz Stephan and Christiansen Karl O. (1983), *Criminology*, London, Fairleigh Dickinson University Press.

Rodger John. J. (2008), The criminalisation of social policy, in *Criminal Justice Matters*, 18-19.

Stark Christian (2018), The neoliberal ideology, its contradictions, the consequences and challenges for social work, in *Ljetopis socijalnog rada* 2018, 25 (1), 39-63.

Williams III Frank P. and McShan Marilyn D. (2015), *Criminology Theory: Selected Classic Readings*, Routledge.

「フランス語文献」(アルファベット順・年代順)

Ancel Marc (1954), *La défense sociale nouvelle: un mouvement de politique criminelle humaniste*, Cujas.

Aries Philippe (1960), *L'enfant et la vie familiale sous l'ancien régime*, Plon, Paris.

Armengaud André (1973), L'attitude de la société à l'égard de l'enfant au XIXe siècle, in *Annales de démographie historique, Enfant et Sociétés*, Mouton, Paris, 303-312.

Attias Dominique (2009), Barreau de Paris. Observations sur le rapport Varinard, in *Journal du droit des jeunes*, vol. 283, no. 3, p. 12-19.

Ayala Constance (2010), L'histoire de la protection de l'enfance, in *Le Journal des psychologues*, vol. 277, no. 4, 24-27.

Bailleau Francis, Cartuyvels Yves and De Fraene Dominique (2009), La criminalisation des mineurs et le jeu des sanctions, in *Déviance et Société*, vol. 33, no. 3, 255-269.

Bailleau Francis and Cartuyvels Yves (2011), La justice pénale des mineurs en Europe. Un changement de paradigme, in *Les Cahiers de la Justice*, vol. 3, no. 3, 67-77.

Bailleau Francis (2011), Les enjeux de la disparition programmée de l'ordonnance du 2 février 1945. Ouvrir la boîte de Pandore ?, in *Droit et société*, vol. 79, no. 3, 667-688.

Barthélémy Fabrice, Alain Béraudand Mathieu Martin (2008) , Loi relative aux libertés et responsabilités des universités (loi LRU), élection du président et conseil d'administration : une analyse en termes de pouvoir, in *Revue d'économie politique*, vol. 118, no. 3, p. 299–315.

Bechhi Egle (1998), Humanisme et renaissance, in Egle Bechhi and Dominique Julia, *Histoire de l'enfance en Occident, volume 1 : De l'antiquité aux XVIIIe siècle*, Seuil, Paris, 171-215.

Becchi Egle (1998), Le XIXème siècle, in Egle Bechhi and Dominique Julia, *Histoire de l'enfance en Occident, volume 2 : Du XVIIIème siècle à nos jours*, Seuil, Paris, 157-439.

Becquemin-Girault Michèle (2000), La loi du 27 juillet 1942 ou l'issue d'une querelle de monopole pour l'enfance délinquante, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 3, 55-76.

Behr Valentin, Michon Sébastien (2020), Le gouvernement Macron et les nouveaux technos. Noblesse d'état et circulations public - privé, in *Revue française d 'administration publique* N° 175, p. 735-753.

Benec'h-Le Roux Patricia (2010), Les avocats dans les tribunaux pour enfants : des acteurs longtemps muets de la justice depuis 1890, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, 12, 87-109.

Benjeddour Abdellatif (2018), L'assistance éducative en milieu ouvert : objet de tension et de collaboration », in *Empan*, vol. 110, no. 2, 119-124.

Bennouna Mohamed (1989), La convention des Nations Unies relative aux droits de l'enfant, in *Annuaire français de droit international*, volume 35,

433-445.

Berthelet Pierre (2015), *Crimes et châtements dans l'Etat de sécurité: Traité de criminologie politique*, EPU.

Bigot Josianne (2011), *L'enfant et la justice*, Lavoisier, Paris.

Body-Gendrot Sophie and Duprez Dominique (2001), Les politiques de sécurité et de prévention dans les années 1990 en France. Les villes en France et la sécurité, in *Déviance et Société*, vol. 25, no. 4, 377-402.

Bonfils Philippe (2017), Les soixante-dix ans de l'ordonnance du 2 février 1945 in Nadia Beddiar, *70 ans de justice des mineurs, entre spécialisation et déspecialisation*, L'Harmattan, 7-11.

Boukir Kamel (2019), Le politique au bout de la matraque. Fuir la police, obéir, résister : entre déviance et citoyenneté, in *Politix*, vol. 125, no. 1, p. 135-159.

Bourquin Jacques (1998), L'institution spéciale d'éducation surveillée : Une création de 1952 pour les mineurs difficiles, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 1, 136-148.

Bourquin Jacques (2005), Une histoire qui se répète : les centres fermés pour mineurs délinquants, in *Adolescence*, no 54, 877-897.

Bourquin Jacques and Robin Michel (2007), De l'Éducation surveillée à la Protection judiciaire de la jeunesse, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Hors-série,.

Bourquin Jacques (2007), « Genèse de l'ordonnance du 23 décembre 1958 sur l'enfance en danger », in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Hors-série 2007, 151-164, p. 158.

Bourquin Jacques (2007), Sur les traces des premiers éducateurs de l'Education surveillée, in *Pages d'histoire, la protection judiciaire des mineurs, XIXe-XXe siècles*, Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière » (hors-série), 17-95.

Bourquin Jacques (2010), Henri Michard et la création du Centre de formation et d'études de l'éducation surveillée, in *Les Cahiers Dynamiques*, vol. 48, no. 3, 162-170.

Bourquin Jacques (2012), La difficile émergence de la notion d'éducabilité du mineur délinquant, *Criminocorpus Juvenile Justice (Online)*.

URL : <http://journals.openedition.org/criminocorpus/1938>

Boyer Jean-Daniel (2016), La sociologie d'Émile Durkheim, in *Revue des sciences sociales*, 56, 118-125.

Bussi Michel and Jérôme Fourquet (2007), Élection présidentielle 2007. Neuf cartes pour comprendre, in *Revue française de science politique*, vol. 57, no. 3, p. 411-428

Campinchi Hélène (1946), L'ordonnance du 2 février 1945, in *15 conférences sur les problèmes de l'enfance délinquante*, EFF.

Cartuyvels Yves (2017), La justice des mineurs en transition : quelques réflexions, in Nadia Beddiar, *70 ans de justice pénale des mineurs*, L'Harmattan, 179-192.

Charvin Monique, Gazeau Jean-François, Pierre Eric (1996), *Recherche sur les juges des enfants : approches historique, démographique, sociologique : Juge de papier, juge de chair, du tribunal pour enfants et adolescents au juge des enfants*, La documentation française (Ministère de la justice, Conseil de la recherche).

Champeil-Desplats Véronique (2017), Décision du Conseil constitutionnel relative à la loi renforçant la lutte contre la récidive des majeurs et des mineurs, in *La Revue des droits de l'homme*, Actualités Droits - Libertés, p. 1-3.

Chauvière Michel and Ladsous Jacques (2010), Un regard sur l'histoire des mesures de tutelle enfant, in *Vie sociale*, vol. 3, 9-22.

Corne Anatole (1864), *La Petite Roquette, étude sur l'éducation correctionnelle des jeunes du département de la Seine*, A. Drand, Paris.

Crespy Amandine and Ravinet Pauline (2014), Les avatars du néolibéralisme dans la fabrique des politiques européennes, in *Gouvernement et action publique*, 2014/2 (n°2), 9-29.

Daadouch Christophe (2014), Que reste-t-il de l'ordonnance de 1945, in Mucchielli, *La délinquance des jeunes*, La documentation française, Paris, 110-130.

De Gubernatis and Mathilde Martin Jean-Baptiste (2016), La loi relative au renseignement : la victoire de la peur sur l'idéal de protection des droits et libertés ?, in *Les Cahiers Portalis*, vol. 3, no. 1, p. 75-85.

Delalande Nicolas (2012), L'économie politique des réformes fiscales. Une analyse historique, in *Revue de l'OFCE*, vol. 122, no. 3, p. 35 -59.

Demaldent-Rabaux Juliette and Jean-Luc Rongé (2009), La commission Varinard a rendu son rapport... », in *Journal du droit des jeunes*, vol. 281, no. 1, p. 25-37.

Desroche Stéphanie (2013), *La colonie agricole et pénitentiaire de Mettray (1839-1937)*, Criminocorpus (Online).

URL: <https://criminocorpus.hypotheses.org/18>

Dokhan Michèle (2002), Les avatars de la puissance paternelle, in *La lettre de l'enfance et de l'adolescence*, vol. n° 48, 91-100.

Dupont-Bouchat Marie-Sylvie (1990), L'intérêt de l'enfant : Approche historique, in *Droit et intérêt - vol. 3 : Droit positif, droit comparé et histoire du droit*, 23-54, Presses de l'Université Saint-Louis.

Duprez Dominique (2006), Comprendre et rechercher les causes des émeutes urbaines de 2005. Une mise en perspective, in *Déviance et Société*, vol. vol. 30, no. 4, p. 505-520.

Durkheim Émile (1895), *Les règles de la méthode sociologique (1894)*, Payot.

Durkheim Émile (1897), *Le Suicide. Étude de sociologie (1897)*, Payot.

Eglin Muriel and Le Loher Pascale (2005), De la protection de l'enfance à la prévention de la délinquance. Deux approches des familles en difficulté, in *Enfances & Psy*, vol. 36, no. 3, p. 165-175.

Englebert Philippe (2020), Chapitre V. Les politiques publiques de soutien aux startups, in Philippe Englebert, *Les startups en France*. Paris cedex 14, Presses Universitaires de France, « Que sais-je ? », p. 98-121.

Eric Pierre (2003), Les colonies pénitentiaires pour jeunes détenus : des établissements irréformables (1850-1914), in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 5, Presses universitaires de Rennes, 43-60.

Esquenazi Jean-Pierre (2003), Lionel Jospin et la campagne de 2002M : Erreur de communication ou erreur politique ? in *Vingtième Siècle. Revue d'histoire*, 2003/4 n80, Presses de Sciences Po, p. 101-112.

Foucault Michel (2004), *Naissance de la biopolitique*, Seuil, Paris.

Garapon Antoine (2010), *La Raison du moindre État*, Odile Jacob, Paris.

Garcin-Marrou Isabelle (2007), Des « jeunes » et des « banlieues » dans la presse de l'automne 2005 : entre compréhension et relégation, in *Espaces et sociétés*, vol. 128-129, no. 1, p. 23-37.

Garrigou Alain (2017), XV. Une tentative néolibérale : la présidence de Nicolas Sarkozy (2007-2012), in *La politique en France. De 1940 à nos jours*. La Découverte, 2017, p. 405-435.

Gimenez Caroline and Blatier Catherine (2007), Famille et délinquance juvénile : état de la question, in *Bulletin de psychologie*, vol. numéro 489, no. 3, 257-265.

Guaresi Magali, Mayaffre Damon (2018), L'impossible réparation : l'image brisée de François Fillon durant la campagne présidentielle française 2017, in *Langage et société*, 2018/2 (N° 164), p. 39-56.

Hachimi Alaoui Myriam (2016), L'immigration familiale : une obligation d'« républicaine ». Le cas du Contrat d'accueil et d'intégration, in *Recherches familiales*, vol. 13, no. 1, p. 79-93.

Hamon Hervé (2012), L'adolescence et la justice des mineurs à l'épreuve du néolibéralisme, in *Adolescence*, vol. 82, no. 4, 815-822.

Heuyer Georges (1942), *Enquête sur la délinquance juvénile, étude de 400 dossiers*, Pour l'enfance "coupable", Paris.

Huyghe François-Bernard (2008), Mémoires, in *ADN et enquêtes criminelles*, Presses Universitaires de France, p. 52-82.

Jeanne Yves and Gaspard Marc (2007), Jean Itard, l'aube de la modernité in *Reliance* 2007/3 n°25, Eres, Paris, 129-134.

Jacopin Sylvain (2021), *Un code de la justice péale des mineurs, quelle(s) spécificité(s) ?*, Dalloz, Paris.

Julia Dominique (1998), L'enfance entre absolutisme et lumières, in Egle Bechhi and Dominique Julia, *Histoire de l'enfance en Occident, volume 2 : Du XVIIIème siècle à nos jours*, Seuil, Paris, 7-121.

Julhiet Édouard (1906), *Les tribunaux pour enfants aux États-Unis, Les tribunaux spéciaux pour enfants*, Administration de la Revue l'Enfant, Collection de la Revue l'Enfant, Paris.

Jurmand Jean-Pierre (2007), Une histoire de milieu ouvert, in *Les Cahiers Dynamiques*, vol. 40, no. 1, 22-29.

Jurmand Jean-Pierre (2015), Promesses » et trahison, une histoire de la liberté surveillée au lendemain de la seconde guerre mondiale en France, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, 17, 169-190.

Jurmand Jean-Pierre (2016), Études et recherches à l'Éducation surveillée entre 1952 et 1972, instruments d'un renouveau institutionnel et professionnel. Ampleur et limites d'une collaboration, in *Sociétés et jeunesses en difficulté n°16*, 1-23.

Kramer Pierre (2005), La loi Perben II et les évolutions de la justice pénale, in *Études*, vol. tome 402, no. 2, p. 175-183.

Lapeyronnie Didier (2006), Révolte primitive dans les banlieues françaises. Essai sur les émeutes de l'automne 2005, in *Déviance et Société*, vol. vol. 30, no. 4, p. 431-448.

Laval Christian (2018), *Foucault, Bourdieu et la question néolibérale*, La découverte, Paris.

Lazerges Christine (2002), Le renforcement des droits des victimes par la loi n° 2000-516 du 15 juin 2000, *Archives de politique criminelle*, 2002/1 (n° 24), 15-25.

Lebrun François (1986), La place de l'enfant dans la société française depuis le XVIIe siècle, in *Communications*, 44, *Dénatalité : l'antériorité française, 1800-1914*. Seuil, 247-257.

Lemke Thomas (2004), « Marx sans guillemets » : Foucault, la gouvernementalité et la critique du néolibéralisme. Traduit de l'anglais par Marc Chemali, in *Actuel Marx*, vol. 36, no. 2, 13-26.

L'Heuillet Hélène (2005), La question de la responsabilité chez Gabriel Tarde, in *Champ pénal/Penal field*, XXXIVe Congrès français de criminologie, Les criminologiques de Tarde.

Mayer Nonna (2002), Les hauts et les bas du vote Le pen, in *Revue française de science politique* 2002/5 Vol. 52, Presses de Sciences Po, p.505-520.

Mehlman Jeffrey (2009), Antifrançais, l'Américain ?, in *Médium*, vol. 19, no. 2, Association Médium, p. 3-20.

Messineo Dominique (2011), Élever Les Enfants Aux Sources Du Droit Et De La Justice : Retour Sur Les Origines Morales De La Justice Des Mineurs (1891-1912), in *Revue Historique De Droit Français Et Étranger*, vol. 89, no. 1, Dalloz, 43-64, p. 49.

Michard Henri (1952), L'observation en milieu ouvert, in *Rééducation* n° 38, p. 1-15.

Michard Henri (1973), *La délinquance des jeunes en France*, La Documentation Française, Paris.

Michard Henri (2012), Le Centre de formation et d'études de l'Éducation surveillée, in *Les Cahiers Dynamiques*, vol. hors-série, no. HS, 40-51.

Michon Sébastien (2008), Les étudiants et le contrat première embauche, in *Agora débats/jeunesses*, vol. 49, no. 3, p. 64-76, p.65.

Mucchielli Laurent (2003), Délinquance et immigration : le sociologue face au sens commun, in *Hommes et Migrations*, n°1241, Janvier-février 2003. 20-31.

Mucchielli Laurent (2007), *Violences et insécurité (sur le vif)*, La Découverte, Paris.

Mucchielli Laurent (2014), L'évolution de la délinquance des mineurs en France depuis les années 1970, in Mucchielli Laurent, *La délinquance des jeunes*, La documentation française, 45-62.

Niget David (2011), La jeunesse déviante entre ordre moral et raison expertale. Production du droit et politiques publiques de protection de la jeunesse sous le régime de Vichy, in *Droit et société*, vol. 79, no. 3, 573-590.

Pédron Pierre (2016), *Guide de la protection judiciaire de la jeunesse (Pratiques éducatives et droit de la PJJ-quatrième édition)*, Editions Gualino.

Périssol Guillaume (2015), Juvenile courts américaines et tribunaux pour enfants français : les variations d'un modèle à travers la comparaison Paris/Boston (début xxe siècle-années 1950), in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, n°17 , 79-99.

Pierru Frédéric (2010), Napoléon au pays du New Public Management. L'exemple de la « déconcentration » de la politique de santé, in

Savoir/Agir, vol. 11 ,no. 1, p. 29-37.

Ponseille Anne (2008), De l'évolution de l'atténuation légale de la peine applicable aux mineurs in *Archives de politique criminelle*, 2008/1 (n°30), 45-62.

Rabaux Juliette (2007), La loi renforçant la lutte contre la récidive des majeurs et des mineurs, in *Journal du droit des jeunes*, vol. 267, no.7, p. 9-14.

Rey Henri (2011), Chapitre 12 / Jeunes émeutiers des cités l'âge d'une incertaine radicalité politique ? in *La politique au fil de l'âge*, Presses de Sciences Po, p. 267-280.

Rossignol Christian (2000), La législation « relative à l'enfance délinquante » : De la loi du 27 juillet 1942 à l'ordonnance du 2 février 1945, les étapes d'une dérive technocratique, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 3, 17-54.

Sallée Nicolas (2016), *Éduquer sous contrainte. Une sociologie de la justice des mineurs*, Paris, EHESS.

Sanchez Christian (1995), L'impossible observation des mineurs délinquants (1945 - 1972), in Christian Kaare and Thomas Sanchez, *Sous les regards de Cain*,133-162.

Sultan Catherine (2015), Réaffirmer une justice des mineurs spécialisée, in *Les Cahiers Dynamiques*, vol. 64, no. 2, 13-16.

Tarde Gabriel (1890), *La philosophie pénale*, Éditions A. Maloine, Paris.

Touret De Coucy François (2005), *Enfance délinquante*, Répertoire pénal Dalloz, Paris.

Tramor Quémeneur (2015), Racisme et terrorisme. Points de repères et données historiques après l'attentat contre Charlie Hebdo, in *Raison présente*, vol. 194, no. 2, p. 87-94.

Trémintin Jacques (2014), Quand un sénateur réhabilite l'éducation, in *Journal du droit des jeunes*, vol. 332, no. 2, p. 8-9.

Trépanier Jean (2003), Les démarches législatives menant à la création des tribunaux pour mineur en Belgique, en France, aux Pays-Bas et au Québec au début du XXe siècle, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 5, 109-132.

Turpin Dominique (2011), La loi n° 2011-672 du 16 juin 2011 relative à l'immigration, à l'intégration et à la nationalité : de l'art de profiter de la transposition des directives pour durcir les prescriptions nationales, in *Revue critique de droit international privé*, vol.3, no. 3, p. 499-551.

Tursz Anne and Gerbouin-Rérolle Pascale (2008), *Enfants maltraités – Les chiffres et leur base juridique en France*, Lavoisier, Paris.

Valluy Jérôme (2008), Quelles sont les origines du ministère de l'Identité nationale et de l'Immigration ?, in *Cultures & Conflits*, 69, p. 7-18.

Verclytte Valérie (2018), *La société française depuis 1945*, Armand Colin, Paris.

Yvorel Jean-Jacques (2005), L'enfermement des mineurs de justice au XIXème siècle, d'après le compte général de la justice criminelle, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »*, Numéro 7, 77-109 (Online).

URL : <http://journals.openedition.org/rhei/1101> ; DOI : 10.4000/rhei.1101

Yvorel Jean-Jacques (2006), Brève Histoire de l'hébergement des mineurs de justice, in *Les Cahiers Dynamiques* » n°37, 24-27.

Yvorel Jean-Jacques and Niget David (2009), La naissance du tribunal pour enfants, in *Revue d'histoire de l'enfance « irrégulière »* [En ligne], Numéro 11, 1-3.

Yvorel Jean-Jacques (2015), 1945-1988. Histoire de la justice des mineurs, in *Les Cahiers Dynamiques* 2015/2 (N° 64), 21-32.

「フランス政府資料」(年代順)

(1810) 1810 年フランス刑法 (Code pénal de 1810)

URL:http://ledroitcriminel.free.fr/la_legislation_criminelle/anciens_textes/code_penal_de_1810.htm

(1832) 刑法第 66 条に基づく、裁判を受けた子どもの訓練機関送致に関する 1832 年 12 月 3 日の通達 (Circulaire du 3 décembre 1832 sur le placement en apprentissage des enfants jugés en vertu de l'article 66 du Code pénal)

URL :<https://criminocorpus.org/fr/reperes/legislation/textes-juridiques-lois-decre/textes-relatifs-aux-p/de-la-monarchie-de-juillet-a-1/circulaire-du-3-decembre-1832/>

(1850) 「少年収容者の教育と援護に関する 1850 年 8 月 5 日の法律」(Loi du

5 août 1850 sur l'éducation et le patronage des jeunes détenus)

URL: <https://criminocorpus.org/fr/reperes/legislation/textes-juridiques-lois-decre/textes-relatifs-aux-p/de-la-monarchie-de-juillet-a-1/loi-du-5-aout-1850/>

(1850) 教育に関する 1850 年 3 月 15 日の法律 (ファルー法) (Loi relative à l'enseignement du 15 mars 1850)

URL:<https://www.education.gouv.fr/cid101199/loi-relative-a-lenseignement-du-15-mars-1850.html&xtmc=bourse&xtnp=1&xtr=8>

(1882) 義務教育に関する 1882 年 3 月 28 日の法律 (Loi sur l'enseignement primaire obligatoire du 28 mars 1882)

URL:<https://www.education.gouv.fr/cid101184/loi-sur-l-enseignement-primaire-obligatoire-du-28-mars-1882.html>

(1898) 子どもによる、又は子どもに対する暴力に関する 1898 年 4 月 19 日の法律 (Loi du 14 avril 1898 sur les violences commises envers ou par les enfants)

URL:<http://lexpol.cloud.pf/document.php?document=311810&deb=99&fin=100&titre=TG9pIGR1IDE5LzA0LzE4OTg=>

(1906) 少年司法の適用年齢を 18 歳に定める 1906 年の法律 (Loi de 1906 sur la majorité pénale à 18 ans)

URL:<https://criminocorpus.org/fr/reperes/legislation/textes-juridiques-lois-decre/textes-relatifs-aux-p/de-la-monarchie-de-juillet-a-1/loi-du-12-avril-1906-sur-la-ma/>

(1911) 「1912 年法の国会議論議事録」 (Débats parlementaires. Chambre des députés : compte rendu in-extenso)

URL: <https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k97605212>

(1912) 少年裁判所と保護観察にかんする 1912 年 7 月 22 日法 (Loi du 22 juillet 1912 sur les tribunaux pour enfants et adolescents et sur la liberté surveillée)

URL: http://www.textes.justice.gouv.fr/art_pix/loi1912.pdf

(1942) 非行少年に関する 1942 年 7 月 27 日法 (Loi du 27 juillet 1942 relative à l'enfance délinquante)

URL: <https://criminocorpus.org/fr/reperes/legislation/textes-juridiques-lois-decre/textes-relatifs-aux-p/de-1914-a-1945/loi-du-27-juillet-1942/>

(1945) 犯罪少年に関する 1945 年 2 月 2 日のオルドナンス (l'Ordonnance du 2 février 1945 relative à l'enfance délinquante)

URL: <https://criminocorpus.org/fr/reperes/legislation/45-174/>

(1958) 危険な状態にある児童と青少年の保護に関する 1958 年 12 月 23 日のオルドナンス (Ordonnance de 1958 relative à la protection de l'enfance et de l'adolescence en danger)

URL: http://www.textes.justice.gouv.fr/art_pix/ordonnance_1985.pdf

(1962) Commissariat général du Plan, *IVe Plan de développement économique et social (1962-1965)*, Journaux officiels de la République Française.

(1966) Commissariat général du Plan, *IVe Plan de développement économique et social (1966-1970)*, Journaux officiels de la République Française.

(1981) 安全の強化や個人の自由に関する 1981 年 2 月 2 日の法律 (La Loi du 2 février 1981 renforçant la sécurité et protégeant la liberté des

personnes)

URL:<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000516044>

(1991) 法務省の管理に関する 1964 年 7 月 25 日の法令を改革する 1990 年 2 月 21 日の法令(Décret du 21 février 1990 modifiant le décret 25 juillet 1964 relatif à l'organisation du ministère de la justice)

URL:<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000714704&dateTexte=19900222>

(1992) フランス刑法の改正に関する法律 (Loi du 22 juillet 1992 portant réforme des dispositions du code pénal relatives à la répression des crimes et délits contre les personnes)

URL:<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000540288&categorieLien=id>

(1999)刑事手続の効率の強化に関する 1999 年 6 月 23 日の法律(loi du 23 juin 1999 renforçant l'efficacité de la procédure pénale)

URL:<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGISCTA000006094080#:~:text=Pour%20développer%20des%20activités%20répondant,définies%20à%20l%27article%20L.>

(2000) 推定無罪と被害者の権利の拡大に関する 2000 年 6 月 15 日の法律 (La Loi du 15 juin 2000 renforçant la protection de la présomption d'innocence et les droits des victimes)

URL:<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000765204>

(2002) 司法のための指針と計画に関する 2002 年 9 月 9 日の法律 (La loi d'orientation et de programmation pour la justice du 9 septembre 2002)

URL:<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000775140&dateTexte=&categorieLien=id>

(2002) Commission d'enquête sénatoriale sénatoriale sur la délinquance des mineurs, Rapport de la commission d'enquête sur la délinquance des mineurs.

URL: <https://www.senat.fr/rap/r01-340-1/r01-340-10.html>

(2004) 犯罪の進化に司法を適応させるための 2004 年 3 月 9 日の法律 (Loi du 9 mars 2004 portant adaptation de la justice aux évolutions de la criminalité)

URL:<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000249995>

(2007) 犯罪の予防に関する 2007 年 3 月 5 日の法律 (Loi du 5 mars 2007 relative à la prévention de la délinquance)

URL:<https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT00000615568&categorieLien=id>

(2008) ヴァリナール報告書(Rapport Varinard)

URL:http://www.presse.justice.gouv.fr/art_pix/1_RapportVarinard.pdf

(2011) 公共の場で顔を覆うものを着用することを禁止する 2011 年 4 月 11 日の法律 (Loi du 11 avril 2011 interdisant la dissimulation du visage dans l'espace public)

URL:<https://www.legifrance.gouv.fr › JORFTEXT000023654701>

(2012) 将来のある雇用制度の創設に関する 2012 年 10 月 26 日の法律 (Loi du 26 octobre 2012 portant creation des emplois d'avenir)

URL:<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000026536632/>

(2014)刑の個別化と刑罰の有効性の強化に関する 2014 年 8 月 15 日の法律
(la loi du 15 août 2014 relative à l'individualisation des peines et
renforçant l'efficacité des sanctions pénales)

URL: <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000029362502/>

(2015)経済の成長と活性化のための法律(Loi pour la croissance, l'activité
et l'égalité des chances économiques)

URL:<https://www.legifrance.gouv.fr/dossierlegislatif/JORFDOLE000029883713/>

(2016)21 世紀司法の現代化法に関する 2016 年 11 月 18 日の法律(la loi du
18 novembre 2016 de modernisation de la justice du XXIème siècle)

URL:<https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000033418805/>

(2019)2018 年から 2020 年までの計画及び司法改革に関する 2019 年 3 月 23
日の法律(Loi du 23 mars 2019 de programmation 2018-2022 et de réforme
pour la justice)

(2019)少年刑事司法法典の制定に関する 2019 年 9 月 11 日のオルドナンス
(Ordonnance du 11 septembre 2019 portant partie législative du code de
la justice pénale des mineurs)

URL: <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/JORFTEXT000038261631/>

(2019)2019 年オルドナンスに関する共和国大統領への報告書 (Rapport au
Président de la République relatif à l'ordonnance du 11 septembre 2019)

URL:<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000039085097/>

(2019)フランス全権利擁護官による、2019 年オルドナンスに対する意見書
(Rapport du protecteur des droits concernant l'ordonnance du 11

septembre 2019)

URL:https://juridique.defenseurdesdroits.fr/index.php?lvl=notice_display&id=30942&opac_view=-1

(2020)2019年9月11日オルドナンスの追認法案に関する、憲法・立法・国家一般行政委員会の報告書(Rapport de la commission des lois de l'Assemblée Nationale concernant le projet de loi de ratification de l'ordonnance du 11 septembre 2019)

URL:https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/cion_lois/l15b3637_rapport-fond

(2020)2019年9月11日オルドナンスの追認法案に関する憲法・立法・普通選挙、規則・一般行政委員会の報告書(Rapport de la commission des lois du Sénat concernant le projet de loi de ratification de l'ordonnance du 11 septembre 2019)

URL:<https://www.senat.fr/rap/l20-291/l20-291.html>

(2021)2019年9月11日オルドナンスの追認法案に関する両院協議会の報告書(Rapport de la commission mixte paritaire concernant le projet de loi de ratification de l'ordonnance du 11 septembre 2019)

URL:https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/rapports/2367/l15b3831_rapport-fond

[日本語文献] (五十音順・年代順)

赤池一将 (1992年) 「フランス少年司法における犯罪被害の補償処分について」 『少年法の展望』 現代人文社 459-478頁

赤池一将(1992年)「少年法改正に関するフランス司法省草案について」高岡法学 3 卷 2 号 157-179 頁

赤池一将(2000年)「フランス少年司法における犯罪被害の補償処分について」『少年法の展望』現代人文社 459-478 頁

井上宜裕(2013年)「少年に対する保護処分の保安処分性：フランスにおける「教育的制裁(sanctions éducatives)」概念を素材として」法政研究 79 卷 4 号 1-24 頁

井上宜裕(2016年)、「フランス少年法制の現代的変容」山口直也編『新時代の比較少年法』成文堂 157-176 頁

井上宜裕(2016年)「フランスにおける刑事責任と年齢の関係について：LABOUBE 事件判決を素材として」法政研究 83 卷 3 号 295-312 頁

井上宜裕(2017年)「フランスにおける弁識能力と年齢の関係：犯罪少年に関する 1942 年 7 月 27 日の法律を素材として」九州法学会会報 9-11 頁

井上宜裕(2020年)「少年刑事司法法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九 - 九五〇号に関する共和国大統領への報告書」法政研究 86 卷 4 号 37 - 56 頁

井上宜裕 = 大貝葵(2020年)「フランス少年刑事司法法典—二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九—九五〇号—(一)」法制研究 86 卷 4 号 77-88 頁

井上宜裕 = 大貝葵(2020年)「フランス少年刑事司法法典—二〇一九年九月一日のオルドナンス第二〇一九—九五〇号—(二)」法制研究 87 卷 1 号 37-56 頁

井上宜裕＝大貝葵（2021年）「フランス少年刑事司法法典—二〇一九年九月一一日のオルドナンス第二〇一九—九五〇号—（三）」法制研究 87 卷 4 号 25-44 頁

井上宜裕＝大貝葵（2021年）「フランス少年刑事司法法典—二〇一九年九月一一日のオルドナンス第二〇一九—九五〇号—（四）」法制研究 88 卷 1 号

井上宜裕＝大貝葵「虐待され又は心理的に遺棄された子どもの保護に関する 1889 年 7 月 24 日の法律」法政研究 79 卷 4 号（2013 年）53 - 64 頁

井上宜裕＝大貝葵「子どもに対してなされる暴行、暴力行為、残虐行為及び加害行為の処罰に関する 1898 年 4 月 19 日の法律」法政研究 80 卷 1 号（2013 年）197 - 204 頁

井上宜裕＝大貝葵「少年及び青年のための裁判所並びに監視付自由に関する 1912 年 7 月 22 日の法律」法政研究 84 卷 1 号（2017 年）157 - 171 頁

井上宜裕＝大貝葵「犯罪少年に関する 1945 年 2 月 2 日のオルドナンス」法政研究 83 卷 1=2 号（2016 年）111 - 123 頁

上野芳久（2002 年）「フランスの大統領選挙・総選挙と少年犯罪対策」比較法制研究 25 号 93-122 頁

大貝葵（2011 年）「非行少年への多様かつ重疊的な保護の構築の必要性：少年保護の法制度における日仏の二元構造比較による考察」大阪市立大学法学雑誌 58 卷 1 号 35-143 頁

大貝葵（2016 年）「フランス 1912 年法における教育的措置の対象」『浅田和茂先生古稀祝賀論文集(下巻)』成文堂 475-492 頁

大貝葵（2018年）「フランスにおける人格調査の概要と意義」金沢法学 60
巻2号 159-186頁

葛野尋之(2003年)『少年司法の再構築』日本評論社

葛野尋之(2009年)『少年司法における参加と修復』日本評論社

武内謙治(2015年)『少年法講義』日本評論社

中谷真憲(2007年)「暴動の裏側：フランス二〇〇五～二〇〇六年：法学会
秋季講演会メモ：随想的考察」産大法学 41巻1号 40-60頁

中谷真憲（2013年）「フランスの移民問題とアイデンティティ：サルコジ
はポピュリストだったのか」京都産業大学世界問題研究所紀要 28巻 109-122
頁

浜井浩一(2009年)『グローバル化する厳罰化とペナルポピュリズム』現代人
文社

浜井浩一(2011年)『実証的刑事政策論』岩波書店

吉中信人(1996年)「フランス少年司法の比較法的考察：英米法国の視点」
一橋論叢 116巻1号 142-159頁

吉中信人(1996年)「フランスの少年司法制度」広島法学 20巻1号 55-66頁